

平成21年度環境対応技術開発等
(生物多様性条約に基づく遺伝資源への
アクセス促進事業) 委託事業報告書

生物多様性条約に基づく遺伝資源への アクセス促進事業

平成21年度報告書

平成22年3月

財団法人 バイオインダストリー協会

= 目 次 =

はじめに	iii
平成 21 年度事業概要.....	v
1. 国際情勢の分析.....	1
1-1. 国際情勢の概観:ABS 交渉の現状ー着地点はあるのか?	1
1-2. 生物多様性条約第 7 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会.....	5
1-3. 生物多様性条約第 8 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会.....	23
1-4. 生物多様性条約第 8 条(j)項に関する第 6 回 Ad hoc 作業部会	34
1-5. 遺伝資源に関連した伝統的知識に関する EU と国際商業会議所 (ICC) の意見	42
1-6. 中国の遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に関する政策と法令の現状	45
1-7. カナダ、ブリティッシュ・コロンビア州と連邦政府の ABS に関する調査	54
1-8. アクセスと利益配分に関する国際的制度の交渉における EU の提案 (A. L. Candeira 氏講演会)	63
1-9. ABS ビジネス及び科学対話(ジャカルタ会合)	65
1-10. アクセスと利益配分に関するアジア地域協議.....	72
1-11. 公平で簡素な遵守をベースとする制度の要素(T. Young 氏講演会).....	77
2. 生物多様性条約、遺伝資源提供国の規制措置等に関する情報発信	83
2-1. COP10 名古屋に向けての情報発信と「遺伝資源へのアクセス手引」の普及活動	84
2-1-1. JBA オープン・セミナー(東京、第 1 回).....	84
2-1-2. 日本生物工学会シンポジウム(名古屋).....	94
2-1-3. JBA オープン・セミナー(福岡)	97
2-1-4. JBA オープン・セミナー(大阪)	100
2-1-5. JBA オープン・セミナー(東京、第 2 回).....	103
2-1-6. JBA シンポジウム「ABS の ABCーよくわかる生物多様性条約ー」.....	107
2-2. 日本・ベトナム 2 国間ワークショップ 「バイオ産業で日本とベトナムはいかに 協力するか? ー生物多様性国内法及び微生物の研究開発の視点からー」	109
2-3. 海外遺伝資源へのアクセスに関する相談窓口.....	113
3. ABS 広報ツール :	
小冊子「もう一つの生物多様性条約のおはなしーwin win な関係ー」	115

= 資料編 =

(1)	生物多様性条約第7回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会報告書.....	129
(2)	生物多様性条約第8回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会報告書.....	192
(3)	生物多様性条約・アクセスと利益配分に関する国際的制度における遺伝資源に関連する 伝統的知識に関する技術・法律専門家会合報告書.....	283
(4)	生物多様性条約第8条(j)項に関する第6回 Ad hoc 作業部会報告書.....	311
(5)	「遺伝資源に関連した伝統的知識」の議論に対する国際商業会議所の見解.....	353
(6)	第8回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会会合のための、バイオテクノロジー産業協会 (BIO)と米国研究製薬工業協会(PhRMA)の見解と提案.....	359
(7)	アクセスと利益配分に関する国際的制度と遺伝資源の利用について規律する他の国際 文書・国際的協議機関との関係に関する研究： 「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約と国連食糧農業機関の食料・ 農業遺伝資源委員会」.....	373
(8)	アクセスと利益配分に関する国際的制度と遺伝資源の利用について規律する他の国際 文書・国際的協議機関との関係に関する研究： 「世界貿易機関(WTO)、世界知的所有権機関(WIPO)及び植物新品種保護国際同盟 (UPOV)」.....	387
(9)	アクセスと利益配分に関する国際的制度と遺伝資源の利用について規律する他の国際 文書・国際的協議機関との関係に関する研究： 「ABSの国際的制度と南極条約体制、国連海洋法条約との関係」.....	409
(10)	中国特許法における遺伝資源に関するABS規則.....	427

はじめに

本報告書は、経済産業省による「平成 21 年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）」を財団法人バイオインダストリー協会（JBA）が受託し、実施した結果を取りまとめたものである。

我が国は生物多様性条約（CBD）の第 10 回締約国会議（COP10）を 2010 年 10 月に名古屋で主催することになっている。COP10 では、生物多様性の保全についての 2010 年目標の達成度評価とポスト 2010 年目標が主要議題として議論される。また、これに加えて、CBD の第 3 の目的である「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」に関する国際的制度（International Regime、IR）の検討作業を完了させることも、COP10 が期限とされている。

IR については、2002 年の検討開始以降、国際交渉や情報交換が続けられているが、開発途上国と先進国間の見解の相違は埋まらず、合意に向けた着地点は見えていなかった。

2008 年 5 月の COP9 では、IR の内容の議論よりも、COP10 に至るまでの交渉過程の具体的筋道（ロードマップ）を明確にする方針がとられた。すなわち、COP9 以降 COP10 までの 2 年間に、3 回の作業部会（ABS-WG7、8、9）と 3 回の技術専門家会合（TEG1、2、3）を開催することになった。ロードマップに従い、2008 年 12 月に TEG1（定義等）がナミビアで、また 2009 年 1 月に TEG2（遵守）が東京で、そして 2009 年 6 月には TEG3（伝統的知識）がインドで開催された。本格的な国際交渉の場である作業部会は、2009 年 4 月の ABS-WG7（パリ）から始まり、2009 年 11 月の ABS-WG8（モンテリオール）を経て、2010 年 3 月の ABS-WG8（コロンビア・カリ）に至っている。また、ABS-WG8 と ABS-WG9 の間には、各地域グループの協議、共同議長フレンズ会合等の会期間会合が精力的に実施された。

本報告書をまとめる時点で、ABS-WG9 の結果は不明であるが、我が国政府も省庁間の連携を強化しながら、COP10 を成功させるべく対応に当たっている。JBA は本事業を実施する中で、これらの関連会合にも積極的に関与するとともに、国内での周知にも注力した。また、ABS-IR 交渉に向けての各種調査を行ったので、本文をご参照されたい。

本事業は、産業界専門家、学識経験者から構成される“生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業タスクフォース”のご指導をいただき、成功裏に遂行することができた。本報告書の刊行に当たり、ご協力いただいた各委員並びに関係者各位のご助言、ご尽力に対し深く感謝の意を表する次第である。

平成 22 年 3 月

財団法人バイオインダストリー協会

**生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業
遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するタスクフォース 名簿**

(1) 委員 (* 委員長)

安藤勝彦	(独)製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジー本部 生物遺伝資源開発部門 参事官
磯崎博司*	明治学院大学 法学部 消費情報環境法学科 教授
奥田 徹	玉川大学 学術研究所 菌学応用研究センター 教授・主任
鴨川知弘	(株)サカタのタネ 遺伝資源室 研究本部 研究員
河瀬眞琴	(独)農業生物資源研究所 ジーンバンク長
川本敬二	川本バイオ・ビジネス弁理士事務所 所長 弁理士
最首太郎	水産大学校 水産流通経営学科 講師
柴田明穂	神戸大学大学院 国際協力研究科 教授
武田修己	(株)ツムラ 生薬本部 生薬研究部 部長
武田 穰	名古屋大学 産官学連携推進本部 連携推進部長 教授
田上麻衣子	東海大学 法学部 法律学科 准教授
西澤義則	花王(株) 生物科学研究所 主席研究員
深見克哉	九州大学 知的財産本部 特任教授
福永佐和子	(株)資生堂 お客さま・社会リレーション部 環境統括室 参事
松井和彦	味の素(株) 研究開発企画部 専任部長
渡邊幹彦	名古屋大学 国際環境人材育成プログラム 特任教授
渡辺裕二	アステラス製薬(株) 知的財産部 部長

(2) オブザーバー

作田竜一	経済産業省 製造産業局 生物化学産業課 事業環境整備室 室長
石川高志	経済産業省 製造産業局 生物化学産業課 事業環境整備室 課長補佐
浅野義人	経済産業省 製造産業局 生物化学産業課 事業環境整備室 係長

(3) 事務局

藪崎義康	(財)バイオインダストリー協会 事業推進部 部長
炭田精造	(財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 所長
野崎恵子	(財)バイオインダストリー協会 事業推進部 主任
渡辺順子	(財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 主席研究員

≡≡ 平成 21 年度事業概要 ≡≡

1. 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) 国際交渉の支援推進	①生物多様性条約(CBD)締約国会議、ABS作業部会等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 21 年 4 月: 第 7 回 ABS 作業部会(フランス) ● 平成 21 年 11 月: 第 6 回 8 条(j)項作業部会(カナダ) ● 平成 21 年 11 月: 第 8 回 ABS 作業部会(カナダ) ● 平成 21 年 12 月: ABS アジア地域協議(カンボジア) ● 平成 22 年 3 月: 第 9 回 ABS 作業部会(コロンビア) 	国際交渉への支援、検討事項に関する情報収集、提案、さらに産業界、学界、その他市民など関係者へそれら情報のフィードバックを実施した。
	②タスクフォース委員会の設置・開催	ABS 交渉の結果次第により、我が国バイオ産業界等に及ぼす影響を勘案する必要があることから、産業界有識者及び学識経験者から組織されるタスクフォース会合を開催(平成 21 年 6 月、平成 22 年 3 月)、交渉に必要な対応等についての意見交換、とりまとめを実施した。	
	③国際情勢の分析	● 国際ワークショップの開催 “アクセスと利益配分に関する国際的制度(ABS-IR)”	先進諸国の産業界から国際交渉をリードする上で有益と思われる専門家を招聘、意見交換を実施し、今後の交渉の展望を整理・分析した。
		● 海外コンサルタントの講演会及び意見交換 “公平で簡素な遵守をベースとする制度の要素”(Young 氏)	海外コンサルタント(欧州)を起用し、公平で簡素な遵守をベースとする ABS-IR の要素について整理、議論し、この結果を ABS 作業部会の我が国提案のための情報として提供した。
● 海外・現地調査、現地会合出席／招聘		①カナダ政府(州及び連邦)を訪問し、ABS に関する規制についてヒアリング調査した。 ②CBD 交渉担当者や ABS 専門家を現地訪問／会合出席、あるいは招聘し、情報収集を実施した(中国、スペイン、インドネシア、ベトナム)	
	● 国連大学高等研究所との協力	ABS-IR の交渉に貢献するため、伝統的知識に関し議論。	
2. ABS の国内普及促進	①遺伝資源提供国の規制措置等に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● オープンセミナー及びシンポジウムの開催 (5 回) (東京、福岡、大阪) ● 日本・ベトナム 2 国間ワークショップ開催(東京) ● 生物多様性 EXPO in 大阪 に出展 	ABS 国際交渉、我が国の「遺伝資源へのアクセス手引」、及び遺伝資源の提供国の法制度、等に関する情報を広く発信した。COP10 名古屋のための、国民の理解の促進を図った。JBA の ABS 事業を紹介した。生物工学会シンポジウム(名古屋)にも参加した。 ベトナム政府担当官による生物多様性法の解説と、ベトナム国家大学校ハイ校と NITE との共同研究及び同校のアクティビティの紹介。 ABS の一般認知度向上のために情報提供、JBA 活動の広報
	②相談窓口対応	「相談窓口」を通して、企業、大学、研究機関、NGO、新聞・TV 等の報道関係者、等に CBD 及び ABS 問題に関する助言、解説を行った(面談、eメール、電話で対応)。本年度実績は 74 件(2010 年 3 月 18 日現在)。	
	③遺伝資源アクセス・ホームページ	CBD・ABS の情報を更新した。	
	④ABS 広報ツールの作成	COP10 名古屋開催に向け、ABS の認知度向上のために一般社会人・学生向け小冊子を作成し、普及に努めた。また、この小冊子について意見調査(会場アンケート)を実施し、結果を分析した。これに基づき、今後さらなる改良に努める予定である。	
3. 資料集作成	タスクフォース委員に CBD/ABS 関連オリジナル論文の執筆を依頼、また重要文書(英文)を翻訳し、資料集として報告書に掲載した。		

1. 国際情勢の分析

1-1. 国際情勢の概観: ABS 交渉の現状—着地点はあるのか？

はじめに

生物多様性条約（CBD）第9回締約国会議（COP9、2008年5月、ボンにて開催）では国際的制度（International Regime、IR）の内容についての議論は先送りし、COP10（2010年10月、名古屋で開催）までの作業行程作成の議論に集中した。その結果、3回のアクセスと利益配分（ABS）作業部会と3回の技術専門家会合を開催することを決めた。この作業行程に従い、現在、作業が進められている。作業部会については、2009年4月に第7回（ABS-WG7）がパリで、11月に第8回（ABS-WG8）がモンリオールで開催された。最終回の作業部会は3月22～28日にコロンビアのカリで開催される。現時点（3月8日）までに、IR交渉の実質上すべての提案が文書に盛り込まれた。しかし、意見の隔たりは大きく、整然とした体裁と詳細な内容を持つIRがCOP10までに作成される可能性は時間的な制限を考えると極めて小さいと言えよう。他方、交渉が完全に空中分解し8年にわたる交渉が水泡に帰する、という結果を避けたい関係者も多数いる。「成功」と「失敗」の中間点にどのような「現実的な成功」があり得るのだろうか。

以下に現状を概観する。分かりやすく描写するために、欧州連合（EU）（先進国多数意見の代表）とメガ多様性同土国家グループ（LMMC）（ブラジルを議長国とする途上国多数意見の代表）のポジションを比較対照させて骨子を記した。

IR 交渉における先進国と途上国のポジションの比較

(1) 目的

EUのポジション：IRの目的を以下に限定すべきである。

- ① 天然資源に関する国家の主権的権利を保護すること。
- ② 提供国との事前の情報に基づく同意（PIC）と相互に合意する条件（MAT）に基づき、遺伝資源へのアクセスを容易にすること。
- ③ MATに基づき、遺伝資源の利用から生ずる研究結果及び他の利益の分配を確保すること（第15条7項）。IRにおいて立法上、行政上又は政策上の措置とは何かを特定し、これを発展させるべき。
- ④ IRはCBDの他の目的である「保全」と「持続可能な利用」と整合性を持つべき。

LMMC のポジション : IR の目的は CBD の第 1、8(j)、15、16 及び 19(2)条を効果的に実施することであり、以下によるべきである。

- ① 遺伝資源、その派生物、及び/又は関連する伝統的知識 (TK) の利用から生ずる利益の公正で衡平な分配を確保すること。
- ② 遺伝資源、その派生物、及び/又は関連する TK の misappropriation 及び misuse を防止すること。
- ③ これらの資源を提供する国の国内法及び PIC と MAT を含む必要要件を利用国において遵守することを確保すること。

(2) アクセス

EU のポジション :

- ① 遺伝資源へのアクセスを容易にするため、法的な確実性、明確性、透明性のある措置をとるべき。
- ② 提供国は他国からアクセスする利用者間で差別をすべきではない。
- ③ 遺伝資源へのアクセスがなされた後でのみ利益配分を実現できる。したがって、利益配分とアクセスとはリンクさせて扱うべき。
- ④ 非商業目的でアクセスする際の簡素な行政的手続き等のベスト・プラクティスに関して情報交換をすべきである。
- ⑤ 政府窓口と権限ある当局の指定、国内 ABS 枠組みの公表、契約締結の義務化等を規定する国際アクセス標準が必要である。これは国内法の国際的な画一化を意図するものではない。

LMMC のポジション :

- ① 国家は天然資源への主権的権利を有する。遺伝資源、派生物、TK へのアクセスを決定する権限は政府に存し、これは国内法による。

(3) 利益配分

EU のポジション :

- ① 遺伝資源へのアクセスがなされた後でのみ利益配分を実現できる。利益配分とアクセスとはリンクさせて扱うべき。
- ② 利益配分における金銭的及び非金銭的利益の組み合わせは利用分野により異なるから、各分野の特質を考慮すべきである。素材移転契約 (MTA) 等を含める可能性のある分野別モデル条項のメニューと典型的な遺伝資源利用事例のインベントリーを開発するべき。

LMMC のポジション：

- ① 利益配分を確保する措置を国内法で規定し、これを MAT と PIC に取り入れるべき。
- ② 各国は利益配分のための信託基金を含む、金融メカニズムを設置すべき。
- ③ 遺伝資源、派生物、TK を利用して技術開発を行う国は、提供国に対して、遺伝資源、派生物、TK を用いた技術へのアクセス、その技術の共同開発と移転を容易にするための法令上、行政上、政策上の措置をとるべき。
- ④ 関連する TK から生ずる利益配分条件は、国内法に従い、原住民等の参加と関与を確保する措置をとり MAT で規定するべき。

(4) 遵守

EU のポジション：

- ① 遵守を奨励するために、CBD に関する「意識向上活動」が必要である。遺伝資源利用者のための行動規範の開発、見直し、最新化をするべき。
- ② 遺伝資源の misappropriation とは、国際アクセス標準に合致している国内法の下で当局の PIC を経ないで取得すること、又は契約書を締結せずに取得することを言う。契約違反は既存のルールがあるので議論の範囲外とするべき。
- ③ 今後の国際交渉のカギは、提供国の国内アクセス法と利用国の遵守措置をどのように関連づけるかにある。これを検討する際、国際アクセス標準の開発が重要になる。
- ④ 国際アクセス標準の開発を提供国が受け入れるならば、利用国での法令遵守措置に法的拘束力を付与する可能性を排除しない。
- ⑤ 権限ある当局が PIC を書面で発行し、これを CBD 事務局のクリアリング・ハウスに登録すれば「国際的に認知された証明書」とみなす。
- ⑥ 研究助成機関は、遺伝資源利用者に対して提供国の ABS 要件の遵守を義務化すべき。
- ⑦ 特許出願における原産地・出所の開示に関して、EU は WIPO に提案を出した（2004 年 12 月）。EU は TRIPs 協定を改定し遺伝資源提供国・出所の開示の義務化要件を含めることに同意した。EU は WIPO 提案を実質的に超える提案をする予定はない。

LMMC のポジション：

- ① 各加盟国は ABS 政府窓口及び権限ある当局を設置すべき。
- ② 各国はその管轄下の遺伝資源利用者が提供国の国内法を遵守することを確保すべき。提供国の国内法に違反した場合は、利用国政府が制裁と救済を確保する有効な措置をとるべき。
- ③ 各加盟国は権限ある当局を通じて遵守証明書を発行するべき。これを国際的に適用可能とするべき。各利用国はこの証明書のチェックポイント（例、税関、特許当局、製品許認可当局、商業目的の登録所等）を設置するべき。

- ④ CBD 事務局に ABS-クリアリング・ハウスを設置し、ABS 国内法と IR の遵守のモニタリング、ABS 関連情報の提供（例、ABS 国内法、国際協定、ABS 契約違反者の名前）、遵守証明書の登録等を行うべき。
- ⑤ 遺伝資源、派生物、関連する TK の原産地・出所を知的財産権出願や製品許認可申請時に開示し、かつ提供国の PIC、MAT 及び利益配分の遵守の証拠を添付すべき。これらを開示しない者に対して、各国は行政上・刑法上の措置をとり、不遵守あるいは虚偽情報開示は行政上・司法上の措置により知的財産権及び製品許可を取消すべき。

おわりに

途上国と先進国間の IR 交渉におけるポジションの違いを、目的、アクセス、利益配分、遵守という観点からみると大きく異なっている。COP10 名古屋（2010 年 10 月）までに時間を考えると、相違点を埋めることには明らかに限界がある。

最大の分岐点は「国際アクセス標準」と「利用国内における遵守措置」の扱いであろう。途上国が「国際アクセス標準」を受け入れれば、先進国（少なくとも EU）は「利用国内における遵守措置」を受け入れる可能性がある。このポイントが合意されれば、IR は「原則合意」されたとし、その他の相違点を「条件闘争」として次のラウンドに先送りするというシナリオもあり得るのでないか。すべては加盟国の意思で決まる。

1-2. 生物多様性条約第 7 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会

生物多様性条約（CBD）第 7 回「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する Ad hoc 作業部会」（ABS-WG7）会合が 2009 年 4 月 2 日～8 日にパリ・ユネスコ本部で開催された。

また、それに先立ち 3 月 31 日～4 月 1 日には作業部会共同議長による非公式協議及び地域グループ会合が行われた。

参加は 116 カ国（EC、オブザーバー国を含む）で、その他 10 の国連関連機関、100 近くの NGO・公的機関・民間機関がオブザーバー出席した¹。

－ 結果 －

「目的」、「適用範囲」、「公正かつ衡平な利益配分」、「遺伝資源へのアクセス」、「遵守」の 5 項目が議論された。

しかし議論は収束せず、今後の交渉のベースとなる、各国の主張を入れ込んだオペレーショナル・テキストが作成された。このテキスト（UNEP/CBD/WG-ABS/7/8 *Annex*）は、2000 以上の括弧（留保事項）が付いたもので、各国の立場には依然として大きな隔たりがあることが鮮明化された。

なお、EU は、遺伝資源提供国（主に途上国）がアクセスについて一定の基準（アクセスの容易化）を設定するのであれば、法的拘束力のある遵守措置についても検討可能である旨を表明した。しかし、途上国側は遺伝資源へのアクセスに関する権限は条約上、資源国の主権的権利であるとして EU 提案に反対した。

参考資料として、表 2、3 に ABS-WG7 に提出された EU、インド、ナミビア（アフリカ代表）、ブラジル（メガ多様性同志国家代表）、国際商業会議所の意見をまとめた。

1. これまでの経緯

1993 年 12 月 29 日に CBD が発効し、その目的の 1 つである「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を達成するために、条約第 15 条では、「遺伝資源へのアクセスの促進」、「事前の情報に基づく同意（PIC）」や「相互に合意する条件（MAT）」による利益配分が規定されている。これらをより具体的なものとするために、2000 年 5 月の第 5 回締約国会議（COP5、ケニア・ナイロビ）で「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する Ad hoc 作業部会」（ABS-WG）が設置された。そして、2002 年 4 月の COP6（オランダ・ハーグ）で「遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン（略称ボン・ガイドライン）」が採択された。

¹ 我が国政府からは、水野課長・鍋島補佐（外務省・地球環境課）、作田室長・浅野係長（経産省・生物化学産業課）、津幡補佐（特許庁・国際課）、三村補佐（環境省・自然環境局）、磯崎教授（明治学院大学）、安藤参事官・須藤主査（NITE・バイオテクノロジー本部）、JBA からは炭田及び藪崎が出席した。

ところがそれもつかの間、ボン・ガイドラインをこれから実施していこうという段階でありながら、同年9月に南アフリカ・ヨハネスブルグで開催された「持続的開発に関する世界サミット」(WSSD)において、G77+中国及びメガ多様性同志国家(LMMC)²は、当ガイドラインに法的拘束力がないことを理由に新たな国際的制度(IR)の策定を求めた。そして激しい議論の末、「CBDの枠組みの中で、ボン・ガイドラインに留意しつつ、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を推進し保護するためのIRの交渉を始める」ことが決定された。そして、2003年12月の第2回ABS-WG(モントリオール・カナダ)で、その議論が始まった。

2004年2月のCOP7(マレーシア・クアラルンプール)ではABS-WGに、アクセスと利益配分に関するIRについて具体的に検討するという指令が与えられ、その結果をCOP8に報告することが決定された。2005年2月のABS-WG3(タイ・バンコク)以降、IR策定の議論が継続されたが、その作業は遅々とし、ほとんど進捗が見られなかった。

2006年3月のCOP8では、「COP7決定記載の委任事項に従ってIRの交渉を継続し、COP10までのできる限り早期にABS-WGの作業を完了させる」ことが決定された。その後、2007年10月の第5回ABS-WG(モントリオール・カナダ)においても各国が従来の主張を繰り返すのみで、IRの内容についての議論の進捗は限定され、取りまとめられた文書は全くなかった。

2008年5月にドイツ・ボンで開催されたCOP9では、直近のABS-WG6(2008年1月、スイス・ジュネーブ)の結果はほとんど議論されず、2010年開催のCOP10までのできるだけ早い時期にIRの立案・交渉に関する作業を完了させることを目標として、「ボン工程表(Bonn Roadmap to Nagoya)」を採択した。

この工程表によると、COP10までに3回の作業部会を開催するとともに、3回の技術専門家会合を開催することとなった。この3回の技術専門家会合では、「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」、「遵守」、「遺伝資源に関連する伝統的知識」をそれぞれ専門的観点から議論し、その結果を作業部会にインプットすることとなっており、これまでに「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」に関する技術専門家会合(2008年12月、ナミビア・ウィントフック)、「遵守」に関する技術専門家会合(2009年1月、日本・東京)が開催され、今回のABS-WG7に至っている。

また、IRを構成する各項目についても、これら技術専門家会合との関連で、各作業部会で議論する項目が決められ、ABS-WG7では、「目的」、「適用範囲」、「遵守」、「利益配分」、「アクセス」が議論されることがCOP9決定に記載されている(表1参照)。なお、「遺伝資源に関連する伝統的知識」に関する技術専門家会合(2009年6月、インド・ハイデラバード)を受けて、ABS-WG8(2009年11月、カナダ・モントリオール)では、「伝統的知識」、「能力構築」、「性格」

² 当初、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラの12カ国で結成。後にボリビア、コンゴ、マダガスカル、マレーシア、フィリピンが加わり、17カ国となった。

が議論されることになっており、ABS-WG9(2010年3月、コロンビア)ですべてのテキストが統合される。これが「ボン工程表」の全容である。

表 1. ボン工程表に基づく国際的制度 (IR) に関する議論の予定

国際的制度		ABS-WG7 (2009/04)	ABS-WG8 (2009/11)	ABS-WG9 (2010/03)	
I	目的 (Objective)	○		●	
II	適用範囲 (Scope)	○		●	
III	主要な要素 (Main Components)				
	A	公正かつ衡平な利益配分 (Fair and Equitable Benefit-sharing)	○	○	●
	B	遺伝資源へのアクセス (Access to Genetic Resources)	○	○	●
	C	遵守 (Compliance)	○	○	●
	D	遺伝資源に関連した伝統的知識 (Traditional Knowledge Associated with Genetic Resources)		○	●
	E	能力(構築) (Capacity-building)		○	●
IV	性格 (Nature)		○	●	

(COP 決定 IX/12 より、○：テキスト交渉、●：テキスト統合)

2. 共同議長による非公式協議

ABS-WG7 開催に先立ち、2009年3月31日と4月1日が地域グループ会合と共同議長による非公式協議に当てられた。ABS-WG 共同議長による非公式協議は4月1日の午前に開催され、Timothy Hodges 氏(カナダ)と Fernando Casas 氏(コロンビア)の両議長から、以下のとおり、ABS-WG7 の進め方について提案があった。

アクセスと利益配分に関する IR のオペレーショナル・テキスト作成が COP10 までの3回の作業部会の目標であり、その交渉ベースは COP9 決定のとおり、付属書 I である。一方で、COP9 決定に基づき、技術専門家会合、事務局による調査が行われたことから、これらのインプットも含めて全体的なアプローチを試みたい。また、「目的」と「適用範囲」については ABS-WG9 まで議論がないことから、今回ほぼ完成させたい。主要な要素については更に詳細に検討するもの(■：ブリック)と更に考慮すべきもの(●：ビュレット)として項目が挙げられているが、オペレーショナル・テキストはまだなく、具体的かつ簡潔なオペレーショナル・テキストを作成する必要がある。既に各国から提案されたものと今後提案されるものを基に、できるだけ早くオペレーショナル・テキストの交渉に入りたい。なお、小グループ(コンタクト・グループ)に分けての議論はできるだけ止めて、全体会合を活用したい。

各国とも全体会合を中心とした作業の流れに賛成し、EU からはオペレーショナル・テキス

トは主要な要素とともに、目的・適用範囲との関係にも留意すべきである、ブラジル(LMMC)からは主要な要素のうち遵守が特に重要と考えている、我が国からは遵守に関する技術専門家会合の議論に基づき、オプションを提案したい、COP10 主催国として積極的に参画したい、また、カナダからは「ブリックとビュレット」と「オペレーショナル・テキスト」の間にはまだまだ幅があると思う等の発言があった。

3. 全体会合：開会・組織的事項からコンタクト・グループ結成まで

4月2日の午前10時30分に全体会合が開かれ、COP議長(ドイツ環境大臣代理)、CBD事務局長、UNESCO事務局長(代理で自然科学局次長)、UNEP代表の挨拶ののち、組織的事項の審議に入った。COPビューローが本会議のビューローとなるとともに、Damaso Luna氏(メキシコ)をラポーターに指名し、議題案を承認した。

各地域グループ(メキシコ：GRULAC代表、チェコ：EU議長国、ウクライナ：中東欧代表、ナミビア：アフリカ代表、ブラジル：LMMC代表、クック諸島：アジア大洋州代表)からの発言があり、ついで、「遵守」に関する技術専門家会合の共同議長を務めた Monica Rosell 女史(ペルー)・磯崎博司教授(日本)、「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」に関する技術専門家会合の共同議長を務めた Desmond Mahon 氏(カナダ)・Pierre du Plessis 氏(ナミビア)から、それぞれの会合概要及び成果が報告された。

その後、議題案に沿って、「目的」、「適用範囲」、「遵守」、「利益配分」、「アクセス」の順に、全体会合で各国の意見を聞いたのち、それぞれ追加の意見提出を求め、具体的なオペレーショナル・テキストの作成はコンタクト・グループで作業することとなった。

「目的」と「適用範囲」に関するコンタクト・グループは4月3日に設置され、共同議長には Birthe Ivars 女史(ノルウェー)と David Hafashimana 氏(ウガンダ)が指名された。一方、「遵守」、「利益配分」、「アクセス」に関するコンタクト・グループは4月4日に設置され、共同議長には Pierre du Plessis 氏(ナミビア)と Rene Lefeber 氏(オランダ)が指名された。

会期の始めはそれぞれのコンタクト・グループを単独で開催していたが、4月6日と7日は2つのコンタクト・グループが平行で開催された。後者のコンタクト・グループでは、共同議長の提案により、3段階アプローチ(①各ブリック・ビュレットの交渉ベースとなるテキストの採用、②採用テキストへの意見表明、③テキストの交渉)を取るようになったが、ルールの確認が不十分であったこともあり、後述のとおり、紛糾の火種となった。

4. コンタクト・グループ

1) コンタクト・グループ(目的)

4月2日の全体会合で、各国から書面で意見提出した以外のテキストの追加提出を求め、以

降はコンタクト・グループでの作業となった。

我が国をはじめ、EU、スイス、ニュージーランド、韓国は目的を簡潔なものとするを求め、これに対して、LMMC、アルゼンチン、エジプトはより詳細な記載が必要であるとした。アフリカはすべてのテキストに、遺伝資源のみならず、生物資源とともに派生物・製品を入れることを要求し、我が国等はこれに反対した。また、アルゼンチンも派生物・製品については定義がなく、共通の理解が得られていないことを指摘した。

シャポー部分の記載については、CBDの条項が多数引用されていたが、15条(遺伝資源へのアクセス)と8(j)条(遺伝資源に関連する伝統的知識)に対しては反対がなかったことから、カッコがはずされた。一方、1条(目的)、3条(原則)、16条(技術へのアクセス、技術移転)、19.2条(バイオテクノロジーの成果と利益)については合意が得られず、カッコ付のままとなった。

途上国の多くは、IRの目的がCBD15条の中でアクセスの促進よりも利益配分にあることを主張したが、先進国(我が国、EU、カナダ、スイス、韓国)とアルゼンチンはアクセスの促進も重要であると発言した。一方アフリカは、アクセスは規制されるべきとした。また、伝統的知識へのアクセスは促進するとされていないため、サブ・パラグラフから伝統的知識についての記載は削除された。

利益配分を確保する(ensure)としたサブ・パラグラフでは、途上国の多くはIRの目的が国際ルール作りにあることから、確保するを残すべきと主張したのに対して、先進国は個々の契約やMATに基づき利益配分の条件を確立すべきとした。最終的に、カッコ付であるが、「利益配分を可能にする条件の確立(the establishment of enabling conditions for benefit-sharing)」を確保するとされた。

不正使用・誤用(misappropriation and misuse)に関するサブ・パラグラフでは、先進国が、これらは定義もないことから、目的で扱うべきことではないとした。他方、途上国は不正使用・誤用の防止こそIRの目的であると反論した。なお、アフリカも定義が必要と発言している。

最後のサブ・パラグラフ(遵守の確保：securing compliance)では、EUが「各国のABS規制枠組みの遵守(compliance with domestic regulatory ABS frameworks)」とすることを提案したが、途上国側はIRの遵守を強く主張した。また、遵守を目的とするのに対しても、先進国は目的とするのではないとするのに対して、途上国は司法管轄を越えた遵守こそが目的であるとして意見が対立した。EUが「各国のABS規制枠組みの遵守」を「国内法・要件(national laws and requirements)」とするとともに、「遵守の支持(supporting compliance)」を提案し、途上国(LMMC、アフリカ)の反対はあったものの、カッコ付で両方が併記された。

2) コンタクト・グループ (適用範囲)

4月2日の全体会合で一般的コメント、追加テキストを求め、以降はコンタクト・グループ

での作業となった。主たる論点は、適用範囲をどう記載するか、除外項目に何を含めるか、他の国際条約等との関係をどう扱うかであった。

IR 全体としての適用範囲の記載に関しては、我が国が主張する遺伝資源のみとするか、生物資源・派生物・製品まで包含するかが議論になり、また、ウイルスや病原菌までを対象とするかでも意見が分かれ、いずれもカッコ付で残された。また、ペルーが国境に見られる移動種 (migratory species) の遺伝資源も対象とすることを提案した。

IR の対象となる利益に関して、CBD の発効・批准の日、IR の発効・批准の日を基準として、その前後をどうするか、継続的な利益や知的財産権にも効力が及ぶかが議論されたが、収束が見られず、これらはカッコ付で残された。

除外項目では、EU が病原体を加え、さらに「ヒト・動物・植物の衛生といった公共性に関わる病原体の特別な利用を除外することについて EU は態度を留保する」との一文を脚注として記載することを要求した。これに対して、アフリカ、LMMC、GRULAC 等は、新規提案の挿入、しかも脚注としての挿入は会議のルール違反として認められないと強く反発し、交渉が長時間にわたり停滞した。最終的に、EU が脚注の挿入をあきらめ、この懸念を会議議事録に記載することを全体会合で求めることで決着した。この病原体の扱いについては議論が収束せず、除外項目のところは「病原体の特別な使用」との記載となったが、上記のとおり適用範囲にカッコ付で「ウイルス及びその他病原体ならびに由来を問わず病原性の怖れのある生物及び遺伝子配列」が追加されることとなった。

また、最終日の全体会合で、ブラジルが LMMC 全体の合意として、WHO で継続交渉中の「インフルエンザ・ウイルスの共有・ワクチンへのアクセス・その他利益に関するパンデミック・インフルエンザ対策枠組み」に関して、CBD に基づき、これらウイルス等生物資源に対する主権的権利を認め、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に留意すべきとの宣言を行った。

その他の除外項目としては、「ヒト遺伝資源」、「CBD・IR の発効前に取得した資源」、「アクセス要件を必要とせずに提供・維持する資源」、「食料農業用植物遺伝資源条約 (ITPGRFA) でカバーされる作物」、「国家管轄権 (領海) 外の海洋資源」、「南極条約に係る領域の資源」、「貿易対象商品」、「原住民・地域社会が自らの慣習法に基づき消費する資源・関連伝統的知識」がいずれもカッコ付で挙げられている。

他の国際条約との関係では、カッコ付であるが、IR が他の条約との調和をもって実施されるべきとして、FAO の食料農業遺伝資源委員会 (CGRFA)、植物新品種保護国際同盟 (UPOV)、WIPO、WHO、国際植物防疫条約 (IPPC)、国際獣疫事務局 (OIE)、国際労働機関 (ILO) が国際機関・条約の例示となった。また、ITPGRFA との関係では、多国間システム (MLS) にも言及した記載となっている (カッコ付)。

3) コンタクト・グループ（遵守）

4月2日、3日の全体会で一般的コメント、追加テキストを求め、以降はコンタクト・グループでの作業となった。全体会合では、サブミッションを行った EU、ブラジル(LMMC)、ナミビア(アフリカ)、我が国等がその背景・考え方を発言した。我が国からはサブミッションが「遵守」に関する技術専門家会合での議論を受けたものであり、いくつかのオプションを提案したと述べた。その他、ニュージーランドは地域社会の慣習法の遵守の観点から発言した。

コンタクト・グループでは、まず、3段階アプローチを採用し、法的拘束力の有無に係わる性格については予断しないことを前提とすることが確認された。ついで、それぞれの項目ごとに、各国からの提案の中から、以降の議論・交渉のベースとなるテキストを選抜した。この際、選抜されたテキストがどの国からの提案であるかは除去することが確認された。

こうして出来上がったテキストをベースに、4月6日から、第2段階の議論・交渉が開始された。当初、項目ごとにコメントを求め、テキストを検討していたが、EUは「遵守を執行するツール」(ブリック)のところで、LMMCのテキスト(各国ABS法制度の執行)に対して、国内法履行の前提条件として「国際アクセス標準」が必要としてこれを挿入することを求めた。これに対して、LMMCは「国際アクセス標準」がビュレットに挙げた項目にもかかわらず、ブリックに挿入することは、ビュレットからブリックへの格上げに相当するとして、猛反発した。解決策が見当たらず、コンタクト・グループの共同議長は、収集を図るために、①コンタクト・グループ作業の中断、②遵守に関する作業中断・利益配分に関する作業開始、③小グループで対策協議、の3つをオプションとして提案し、その結果、③小グループで対策が協議されることとなった。

重複をなくすミニマム・リスト・アプローチと、できるだけ提案を受け付けるマキシマム・リスト・アプローチが検討され、ほとんどが後者を指示した。また、ABS-WG6で採用された「ブリック」と「ビュレット」の区別・重みをなくし、今後の交渉に向けてはすべての項目が同じ重みを持つこととされた。

以降の作業は淡々と進行し、各国の要求をカッコ付で挿入するという作業が繰り返された。各項目のベースとなったテキスト、主な議論は以下のとおりである。

■「IRに含むことを目的に更なる推敲が必要な項目」(ブリック)

◎ 遵守を奨励するツール: 意識啓発(awareness-raising)では、我が国提案がベースになった。オーストラリアは意識の欠如が非遵守の原因となっていると指摘し、アフリカは意識啓発は補助的ツールであると発言した。

◎ 遵守をモニターするツール: ノルウェー提案をベースに選択、ツールであるはずがルール(規則)を志向するところもあり、すべてがカッコ付となった。

- 情報交換メカニズム：LMMC 提案がベースになった。クリアリングハウスや能力構築、非インターネット手段等が追加された。また、情報のタイプとしても、ABS モデル法制度とモデル条項のメニュー、遺伝資源追跡の電子的ツール開発、共同体プロトコール、ベストプラクティス等が追加された。
- 各国の権限ある当局が発行した国際的に認知された証明書：「各国の権限ある当局」では LMMC 提案をベースに議論された。EU は本項をアクセスのところへ移動させることを提案した。「国際的に認知された証明書」ではアフリカ提案とノルウェー提案がオプションとして採用され、これらをベースに議論された。更なるオプションとして、最低限の情報要件、チェックポイント、認証を促進する技術、知的財産権出願時の開示要件、原産国に関する証明書、各国 ABS 法制度の遵守などが追加された。

◎ 遵守を執行するツール：LMMC 提案がベースとなるテキストとなったが、ノルウェーは追加ツールとして、遺伝資源輸入時の PIC 遵守、研究開発用遺伝資源に伴う文書を提案した。また、ペルーは遺伝資源・伝統的知識の権利化に当たり原産国を保護・尊重することを挿入することを求めた。その後、数々の追加要求が提案され、EU からの国際アクセス標準の扱いも相まって、ブリックとビュレットの意図するところが議論の対象となり、議事が中断されることになった。ノルウェーは遵守をモニターするツールでの自国の提案をここ（遵守を執行するツール）へ移動させることを提案した。さらに、各国からの要請により多くのカッコが付加された。

● 「更なる検討が必要な項目」（ビュレット）

◎ 遵守を奨励するツール

- 不正使用・誤用に関する国際的理解：ノルウェー提案をベースに議論され、カナダが全体にカッコを要求した。EU は今後新規テキストを提案すると発言した。
- 素材移転契約についてのモデル条項の分野別メニュー：オーストラリア提案と EU 提案がオプションとして議論された。アフリカは法的拘束力のある遵守措置を追加することを、我が国は分野別メニューにカッコを付けることを、カナダはモデル条項をクリアリングハウスで編集することを求めた。一方、LMMC は全部にカッコを付け、さらに個々のフレーズにもカッコを付けることを提案した。
- 重要な利用者集団に対する行動規範：オーストラリア提案をベースに議論された。アフリカは行動規範とともにベストプラクティス標準を追加し、奨励事項を保証事項にすることを求めた。
- ベストプラクティス行動規範の特定：EU 提案をベースにすることが合意されたが、特段のコメントはなかった。
- 研究資金提供機関が研究資金を受ける者に対して特別のアクセスと利益配分要件を強制

的に遵守させること：ベースとなった LMMC 提案に対して、アフリカは「奨励する」を「確保する」に変えることを求めた。

- 利用者による一方的宣言：提案なし
- 司法管轄を越えた遵守を支援する(国内アクセス法制度との調和を必要としない)国際アクセス標準：EU 提案がベースとなるテキストとして議論された。LMMC は全テキストを「アクセス」のところに移動させることを提案したが、EU はアクセス関連ツールとしての重要性を強調し、最終的にすべてがカッコ付とされた。

◎ 遵守をモニターするツール

- 追跡・報告システム：アフリカ提案をベースに議論することとなり、オーストラリアは情報交換に関する文言を追加した。
- 追跡のための情報技術：提案なし
- 開示要件：LMMC 提案をベースに議論された。ニュージーランドは他フォーラムでの議論を待つべきとし、我が国とともに、カッコを付けることを要求し、EU は「製品承認申請」にもカッコを求めた。
- チェックポイントの特定：インド提案が交渉ベースとなったが、アフリカはチェックポイントに特許庁、製造承認当局、研究資金源等を追加したが、カッコ付となった。

◎ 遵守を執行するツール

- ABS 協定を執行することを目的とした司法へのアクセスを確保する措置：LMMC 提案をベースに議論、小島嶼開発途上国(SIDS)はリオ宣言の原則 10 の引用を求め、最終的に全体がカッコ付となった。
- 紛争解決メカニズム：アフリカ提案がベースとなり、カナダが全体にカッコを付けるように要請した。
- 判決・仲裁判断の管轄を越えた執行：アフリカ提案とオーストラリア提案を統合したものがベースになったが、全体にカッコが付いた。
- 事前の情報に基づく同意要件の特別な被疑侵害の場合に提供者が関連した情報を取得することの助けとなるアクセスと利益配分に関する政府窓口間での情報交換手続き：提案なし
- 救済と制裁：インド提案、アフリカ提案、ノルウェー提案を統合したものが議論用のテキストになった。我が国、カナダ、オーストラリアの提案により、すべてのパラにカッコが付された。

◎ 「慣習法及び地域的保護制度の遵守を確保する措置」

アフリカ提案をベースにニュージーランド提案を付加したものがテキストとされたが、すべてにカッコが付けられた。

4) コンタクト・グループ（利益配分）

同様の手法で、4月3日の全体会合での一般的コメント、追加テキスト提案募集を経て、4月5日からコンタクト・グループでの作業へと移った。

全体会合での発言では、EUは利益配分がIRの主要部分であることは疑いないが、アクセスと密接に関連しており、公正で衡平な利益配分は遺伝資源提供者と利用者の契約(MAT)によるべきで、金銭的利益のみならず非金銭的利益もあり、また分野別に考えることも必要とした。

我が国、スイス、タイも利益配分はMATに基づくべきであると発言し、さらに、スイスは遺伝資源の利用を、非商業的、研究開発、商業化の3つに分類することを提案し、タイは技術移転や非商業的研究の重要性を指摘した。

一方、LMMCはアクセスと利益配分をリンクさせるテキストを提案するとし、アフリカは生物資源、CBD発効前にアクセスされた資源の利用も対象にすべきと発言した。

コンタクト・グループでの議論では、最初(4月5日)に各項目のベースとなるテキストの選抜を行い、これに対して、4月7日に各国からの意見を求め、カッコ付のオペレーショナル・テキストを完成させた。なお、4月7日の段階からはブリックとビュレットの区別はなくなった。各項目の議論は以下のとおりである。

■「IRに含むことを目的に更なる推敲が必要な項目」(ブリック)

◎「利益の公正かつ衡平な配分とアクセスのリンク」

LMMC、EU、ノルウェーからそれぞれ提案があり、議論の結果、それぞれをベースにオペレーショナル・テキストの作成に移った。PICは「利益配分」と「アクセス」のいずれで(あるいは、両方で)扱うべきかが議論され、両方で扱う、また、3つの提案は排他的でないことから、各パラとして残された。

◎「相互に合意する条件で配分される利益」

LMMC、アフリカ、EU、ノルウェーから提案があり、スイスはEUテキストを支持したが、LMMCは自らのテキストを強く主張し、各テキストを統合したものをベースにすることで合意した。各国から文言の追加、カッコ挿入の意見があり、多くのカッコが付されたテキストとなった。

◎「金銭的及び／又は非金銭的利益」

EU、ハイチ、インド、アフリカ、ノルウェー、タイから提案があり、EUは自らの提案を広範なインド提案と統合することを提案し、我が国はインド提案の非金銭的利益部分に問題があることから、ボン・ガイドラインを直接引用するノルウェー提案が好ましいと発言した。タイは提案を取り下げたものの、フィリピン、ハイチ、キューバ等はハイチ提案の重要性を指摘し、EU、インド、ハイチ、ノルウェー提案を統合して、議論の元になるテキストとした。カナダ

は「確保する」を「奨励する」に置換することを求めるとともに、カッコの挿入を要請した。LMMC は信託基金のところを「信託基金を含む資金メカニズム」へと修正を提案した。

◎「技術へのアクセスと移転」

LMMC と EU の提案を 2 つのオプションとして残したが、多くのカッコが挿入された。

◎「相互に合意する条件での研究開発成果の配分」

LMMC から EU 提案は同じテキストを何度も使っているにすぎないとの批判があったものの、互いに補完的であるとして、LMMC と EU の提案を残した。EU 提案部分にカッコ付の追記、LMMC 提案全体にカッコが付されたオペレーショナル・テキストとなった。

◎「研究活動への効率的な参加及び／又は共同開発」

EU 提案のみであったが、他の項目と同じテキストであり、途上国側からの反発があったものの、EU 提案をベースとして採用。すべてにカッコが付けられた。

◎「交渉における平等性を促進するメカニズム」

EU 提案とノルウェー提案を統合したテキストをベースに議論され、ハイチ、EU、アフリカから追加提案されたテキストを含む文章となった。

◎「意識啓発」

LMMC から同じ項目が遵守のところにもあることから重複ではないかとの疑義が提起されたが、我が国、カナダとともに、アフリカ、マレーシアも EU 提案を支持したことから、EU 提案をベースに議論。我が国が遵守のところからの引用追加を求め、最終的に「遵守のところにも認知向上の項目がある」ことを脚注として記載することでオペレーショナル・テキストが出来上がった。

◎「相互に合意する条件及び伝統的知識保有者への利益の配分における原住民・地域社会の参加と関与を確保するための措置」

LMMC、アフリカ、ノルウェーからの提案の重複部分を除き統合したものがベースとなった。EU、ニュージーランドは、伝統的知識に関する技術専門家会合の結果を取り入れられるよう柔軟性を持たせたいと発言した。5 つのパラ全部に括弧のついたオペレーショナル・テキストとなった。

◎「生物多様性の保全と持続可能な利用及び社会経済的発展（特にミレニアム開発目標）に向け、国内法制度に基づき利益が配分されることを奨励するメカニズム」

EU、ノルウェーがそれぞれの提案を撤回し、オーストラリア提案を支持、追記、カッコ挿入されたテキストとなった。

●「**更なる検討が必要な項目**」（ビュレット）

◎「国際的な最低限の条件・基準の開発」

アフリカが別項目として提案したテキストを、最適な場所は検討の余地があるものの、本項目に追加挿入したいと発言し、インド提案にパラ 2 として追記された。カナダがすべてにカッコを要求した。

◎「利用ごとの利益配分」

提案なし。最後の段階で、フィリピンがテキストを提案、カッコ付で採用された。

◎「原産地が明確でない場合又は国境をまたぐ状態にある場合の多国間での利益配分のオプション」

アフリカ提案をベースに議論、オーストラリアがすべてのパラに括弧の挿入を求めた。

◎「国境をまたぐ場合に対応する信託基金の設立」

アフリカ提案をベースに議論、オーストラリアがすべてのパラに括弧の挿入を求めた。

◎「素材移転契約に含むことのできるモデル条項のメニューの開発」

広範な記載のある EU 提案とともに、スイス、LMMC が支持したスイス提案をオプションとして採用。スイスが脚注により他の項目とのリンクを提案、LMMC がすべてにカッコを要求した。

◎「ボン・ガイドラインの活用の拡大」

オーストラリアと EU が前文としてテキストを提案、カッコ付で残った。

5) **コンタクト・グループ (アクセス)**

4 月 3 日の全体会合での一般的コメント、追加テキスト提案募集を経て、4 月 5 日からコンタクト・グループでの作業へと移った。全体会合では、ブラジル(LMMC)が遺伝資源、派生物、関連する伝統的知識に対する主権的権利を保護し、利益配分を保証するために、各国規制枠組みが必要と発言し、チェコ(EU)は提案の背景を説明するとともに、アクセスと遵守のリンク、非商業目的研究での簡素化したアクセスルール、アクセスの無差別性、各国 ABS 枠組み確立の能力構築の必要性を強調した。

4 月 5 日から、コンタクト・グループでの議論が始まり、各項目のベースとなるテキストの選抜を行い、ついで、4 月 7 日深夜に各国からの意見を求め、カッコ付のオペレーショナル・テキストを完成させた。なお、この段階からはブリックとビュレットの区別はなくなった。各項目の議論は以下のとおり。

■「**IR に含むことを目的に更なる推敲が必要な項目(ブリック)**

◎「アクセスを決定するという加盟国の主権的権利と権限の認識」

EU が前文として提出した提案をテキストにしたいと発言したが、後ほどの機会にと却下された。アフリカ提案をベースに、EU 提案の前文とノルウェー提案のパラ 2 と 3 を残した。2 度目の議論では、各国の権限ある当局について、LMMC が遵守のところへの参照を脚注とし

て追記することを求め、了承されたが、各国からカッコの挿入が要求され、すべてにカッコのついた 6 パラから成るオペレーショナル・テキストとなった。

◎「利益の公正かつ衡平な配分とアクセスのリンク」

EU、インド、アフリカ、ノルウェーの提案を統合したものをベースに議論。参照先が脚注として追記されるとともに、各国からの要求に基づき、多くのカッコのついた 5 パラから成るオペレーショナル・テキストとなった。

◎「アクセスルールの法的確実性、明瞭性、透明性」

インドが提案を取り下げ、EU、アフリカ、ノルウェーの提案をそれぞれ別個のパラとしたテキストから議論を開始し、すべてのパラにカッコが挿入された。

●「**更なる検討が必要な項目**」(ビュレット)

◎「アクセスルールの無差別性」

EU 提案をテキストとして議論された。メキシコから「arbitrarily and unjustifiably」、カナダから「and between national and foreign users」、LMMC から「, save when it is in its national interest to...」のそれぞれ追加、アフリカから全文をカッコ付にとの提案があった。

◎「司法管轄を越えた遵守を支援する(国内アクセス法制度との調和を必要としない)国際アクセス標準」

ノルウェーが提案を取り下げ、EU 提案のテキストをベースに議論。各国から追加の文言、カッコの挿入の提案があり、すべてにカッコ付のオペレーショナル・テキストとなった。

◎「国際的に開発されたモデル国内法制度」

オーストラリアと EU の提案を統合し、テキストとして採用。かなりのカッコが挿入されたオペレーショナル・テキストとなった。

◎「行政・取引費用の最少化」

提案なし

◎「非商業的研究のための簡素なアクセスルール」

オーストラリアが提案を取り下げ、EU 提案を支持、ノルウェーはテキストの維持を主張、両者をオプションとして採用。EU テキストのパラ 1~4、ノルウェーテキストの(b)にカッコが挿入されるとともに、いくつかのカッコ付の追加があったが、オペレーショナル・テキストとなった。

5. 全体会合：文書・報告書の採択から閉会へ

4 月 8 日午後 3 時から最終の全体会合が開催された。共同議長から、「目的」、「適用範囲」、「アクセス」、「利益配分」、「遵守」のそれぞれに関するオペレーショナル・テキストを L 文書

の2～6として配布し、これらをWG7報告書の付属文書とするとの提案があり、まずL文書2～6の採択を求めた。いくつかの修正、確認があったが、基本的にこれら文書は採択された。

ついで、報告書案(L文書1)に関する議論が行われた。EUとLMMCから、「主要な要素」におけるブリックとビュレットの区別の消滅、次回WG8へ向けての提案(サブミッション)のプロセスについて、共同議長に確認を求めるとともに、報告書にも記載するようとの提案があった。

今後の提案に関しては、WG8の議題として初めて取り上げられる「性格」、「伝統的知識」、「能力構築」とともに、「アクセス」、「利益配分」、「遵守」についても追加の提案(サブミッション)をWG8開催の2ヶ月前まで受け付けるとした。

LMMCを代表してブラジルは、WHOで議論が継続されている「流行性インフルエンザ対応」交渉に関して宣言を行った。WHOでの議論はCBDの範囲から逸脱しており、CBDの目的と条項を十分認識した上で、公正で衡平な利益配分に留意すべきとし、WHOでの交渉がCBD下での交渉を予断することがないように強調した。

エジプトは、アフリカグループを代表して、ブラジルの発言(LMMCの宣言)を支持するとともに、CBDの3つの目的の相互関連性に注意し、総合的なアプローチをすべきで、分野別アプローチや適用範囲からの除外項目の増大に懸念を表明した。また、ベネズエラは海洋遺伝資源の重要性を強調した。

その他、各国からの微修正の提案、事務局からの修正事項の確認を経て、報告書案は承認された。2000を越える括弧のついたオペレーショナル・テキストは、次回WG8(2009年11月9日～15日、カナダ・モントリオールで開催)に引き継がれる。なお、最終報告書は、2009年5月5日に「UNEP/CBD/WG-ABS/7/8」としてCBD事務局ホームページに掲載された³。

³ 「資料編(1)生物多様性条約第7回Ad hocアクセスと利益配分作業部会報告書」を参照。

表 2. 国際的制度(IR)に関する EU と ICC の意見の比較 (ABS-WG7 提出文書から)

		欧州連合理事会(EU)	国際商業会議所(ICC)
一般的なコメント		<ul style="list-style-type: none"> IR の条文案を提出。COP10 での IR の採択を想定 条件付で、法的拘束力を排除しない IR を議論する用意あり 	<ul style="list-style-type: none"> IR は提供国の国内制度の開発と調和に焦点をおくべき 契約の体系的利用を最大限に推奨すべき IR の各要素に対しコスト・効果分析と規制の影響評価をすべき
アクセス		<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 「国際アクセス標準」の開発が必要 「政府窓口」等の指定が必要 モデル国内法の国際的開発が必要(IR 交渉の終了後) 	<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 「国際アクセス標準」の開発案を支持する 「政府窓口」等の指定が必要
利益配分		<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 分野別 MTA モデル条項等が有用である 	<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 分野別 MTA モデル条項等が有用である
遵守	法令及び契約遵守	<ul style="list-style-type: none"> 「国際アクセス標準」を提供国が受け入れるならば、利用国内の「法令遵守措置」を検討する。法的拘束力を排除しない 	<ul style="list-style-type: none"> 既存制度の運用で処理できる。それ以上の措置については、困難を双方が承知の上でなら、議論をする用意あり
	不正使用の国際的理解	<ul style="list-style-type: none"> 「国際アクセス標準」を踏まえ検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査により現状を把握し、それを踏まえ検討すべき
	国際認証制度	<ul style="list-style-type: none"> 当局の許可証明書を想定。具体的詳細は更なる考察が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> フィージビリティ調査を実施し慎重に分析すべき
	原産地開示	<ul style="list-style-type: none"> WIPO へ EU 案を提出済み。WTO 交渉で TRIPS 協定の改定案に同意を表明済み 	<ul style="list-style-type: none"> WIPO の政府間委員会(IGC)の議論の結果に基づくべき
目的			<ul style="list-style-type: none"> COP9 決定による ABS-WG の TOR、COP7 決定 VII/19D 及び CBD と整合性を持つべき 主権的権利の保護、とアクセスを容易にすることの両立を確保
適用範囲			<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源に限定すべき。商品取引物とは一線を画すべき 遺伝資源アクセスの当事者間の関係に限定し、派生物、産物は契約で取決めるべき ヒト由来、FAO 関連、無制限公用物、病原体は除外すべき 伝統的知識は CBD8 条(j)の範囲に限定すべき

表 3. 国際的制度(IR)に関するインド、ナミビア(アフリカ)、ブラジル(LMMC)の意見の比較 (ABS-WG7 提出文書から)

	インド	ナミビア(アフリカを代表)	ブラジル(LMMCを代表)
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家は遺伝資源、その derivatives 及び関連する伝統的知識に主権的権利を有する ● 「遵守証明書」を含め、MAT、PIC に基づき、アクセスを facilitate する明確で透明性のある措置をとるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連する原住民等はアクセス許可決定に関与すべき。 ● 利用の観念は第三者による利用に対する制限も含むべき ● 原産国は IPR による利用制限が環境上健全か、生物多様性保全等に悪影響を及ぼすかを決定する権利を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家は天然資源への主権的権利を有する。遺伝資源、derivatives、関連する伝統的知識へのアクセスを決定する権限は国家政府に存し、これは国内法による
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> ● 利益配分を確保する最小限の条件と標準を設置すべき (MAT に基づき derivatives も含める) ● 金銭的利益、非金銭的利益を例示 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝統的知識から生じる利益配分を義務化 ● 遺伝資源から生じる利益配分 (MAT に基づく derivatives 等も含む) Pre-CBD にアクセスした伝統的知識と遺伝資源も利益配分の対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「利益配分」を確保する措置を国内法に規定する。この措置を MAT と PIC に取り入れる。関連伝統的知識等から生ずる利益配分の条件は、国内法に従い、原住民等と利用者間、又は国家当局と利用者間の MAT で規定 ● 信託基金を含む金融メカニズムの設置 ● 遺伝資源等を利用して技術を開発する加盟国は、MAT 及び 16 条に従い、途上国に対してこれら技術へのアクセス、これらの共同開発及び技術移転を容易化する法的、行政的、政策的措置をとる ● 加盟国は、IPR で保護された技術を含む研究開発の成果について譲歩的・優先的条件で途上国と利益配分することを確保する措置をとる ● 原住民等の参加と関与を確保する措置(特別 sui generis システムの考慮、国内法による原住民等の権利の認定・保護等)

	インド	ナミビア(アフリカを代表)	ブラジル(LMMC を代表)
遵 守	法令及び契約遵守の確保	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に認知された「遵守証明書」を義務化して遵守を確保すべき。越境、特許出願、研究助成等の時点で検査し、不正使用を防止する 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に認知された「遵守証明書」を義務化して遵守を確保すべき。越境、特許出願、研究助成等の時点で検査し、不正使用を防止する CBD 事務局に ABS-CHM を設置し、各国は ABS 関連情報を提供する(例、ABS 国内法令、国際協定、ABS 協定違反者の名前等) 各加盟国は ABS 政府窓口(NFP)&権限ある当局(CNA)を指定し ABS-CHM で公表 各国は、その管轄下にある遺伝資源等利用者が提供国の国内法を遵守することを確保する。提供国の国内法に違反した時は、各国(利用国政府)は制裁・救済を確保する有効な措置をとる。他国から要請があれば、違反の訴えに関する捜査に協力する。また、可能な助力の方式を知らせる
	国際認証制度	<ul style="list-style-type: none"> 権限ある当局による遵守証明書を義務化すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 権限ある当局による遵守証明書を義務化すべき 各加盟国は権限ある当局により遵守証明書を発行する。本証明書(所定記載項目あり)に国際的適用性を付与。各国は本証明書のチェックポイント(特許庁、製品許可当局、研究助成機関等)を設置
	原産地開示	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源, derivatives & 伝統的知識の原産地・出所を IPR 出願時に開示し、提供国の国内法に従った PIC, 利益配分の証拠を添付する。 不遵守に対して、法制化により IPR の取消、権利の共有化と移転を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源, derivatives & 伝統的知識の原産地・出所を IPR 出願時に開示し、提供国の国内法に従った PIC, 利益配分の証拠を添付する。 不遵守に対して、新法により IPR の取消、権利の共有化と移転

	インド	ナミビア(アフリカを代表)	ブラジル(LMMCを代表)
目的	<p>CBD 第 15, 8(j), 1, 16 及び 19.2 条の効果的实施。特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源、derivatives、関連する伝統的知識の透明性ある規制 • 上記3者から生じる利益配分の確保と不正使用の予防 • 原産国・提供国の国内法を利用国で遵守することの確保 	<p>CBD 第 1,8j, 15,16,17,18,19 の効果的实施。特に、研究と技術へのアクセス、援助資金へのアクセス、環境的に健全な利用のためのみの遺伝資源への規制されたアクセス、遺伝資源と伝統的知識から生ずる利益配分の確保、IPR は CBD を支持しこれに反しないこと</p>	<p>CBD 第 1, 8(j), 15, 16 及び 19.2 条を以下により効果的に実施:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源、derivatives、関連伝統的知識の利用から生じる利益配分の確保 • 遺伝資源、derivatives、関連伝統的知識の不正使用、誤用の予防 • 遺伝資源、derivatives、関連伝統的知識の提供国の国内法・要求事項の利用国での遵守の確保
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源とその derivatives、関連した伝統的知識及びその derivatives • 以下は適用外とする: <ul style="list-style-type: none"> ①ヒトの遺伝資源 ②FAO-IT Annex I にリスト化された種 ③国家の管轄外にある遺伝資源(海洋の遺伝資源含む) 	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源、derivatives & products への伝統的アクセス・利用・交換システム • 環境に健全な利用のための遺伝資源、derivatives. & products へのアクセス • 研究と技術へのアクセス、ABS 実施の資金へのアクセス • Pre-CBD 取得の伝統的知識 & 遺伝資源、derivatives & products 由来の利益配分 • 適用外: ヒト由来遺伝資源、& FAO-IT Annex I にリスト化された種 	

1-3. 生物多様性条約第 8 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会

アクセスと利益配分に関する第 8 回作業部会 (ABS-WG8) 会合が、2009 年 11 月 9 日～15 日にカナダ・モントリオールの国際民間航空機関 (ICAO) 本部で開催された。また、本会合に先立ち、地域協議及び共同議長による非公式協議も開催された。我が国政府からは 20 名が参加した¹。

2006 年にブラジル・クリチバで開催された生物多様性条約 (CBD) の第 8 回締約国会議 (COP8) において、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度 (ABS-IR) についての作業を、2010 年の COP10 までに完了させることが決定され、また、2008 年にドイツ・ボンで開催された COP9 では、COP10 までに 3 回の技術専門家会合、3 回の作業部会を開催するという工程表 (ロードマップ) が決定された。これを受け、「定義、分野別アプローチ等」に関する技術専門家会合 (2008 年 12 月、ナミビア・ウィントフック)、「遵守」に関する技術専門家会合 (2009 年 1 月、東京)、及び、「伝統的知識 (TK)」に関する技術専門家会合 (2009 年 6 月、インド・ハイデラバード) がそれぞれ開催され、専門的知見に基づく議論が行われた。これらは報告書としてまとめられ、ABS-IR に関する議論の参考として、ABS 作業部会へ提出された。

2009 年 4 月にフランス・パリで開催された ABS-WG7 では、ABS-IR のオペレーショナル・テキストのうち、「目的」、「適用範囲」、「利益配分」、「アクセス」、「遵守」に関する部分について、加盟国の提案に基づき議論が行われ、多数のブラケットがつくものの、今後の交渉のベースとなるテキスト案が出来上がった。

今回の ABS-WG8 では、ABS-WG7 で議論されなかった「TK」、「能力 (構築)」、「(法的) 性格」が議論されるとともに、前回の対象であった「利益配分」、「アクセス」、「遵守」についても議論が行われた。

これにより、ABS-IR のすべての項目について、オペレーショナル・テキストの素案が作成された。テキスト案は 61 頁に及び、約 3,800 のブラケットが付いてはいるものの、ABS-IR の各項目については、加盟国からの追加意見を求めないこととされたことから、2010 年 3 月にコロンビアで開催予定の ABS-WG9 で最後の交渉が行われることになった。なお、ABS-IR の前文、定義等で上記各項目に当てはまらない事項については、加盟国から意見を募集し、ABS-WG9 で議論される。また、ABS-WG8 と ABS-WG9 の間に開催される会期間会合に合意した²。

¹ 外務省・地球環境課・水野政義課長、鍋島徳子課長補佐、環境省・自然環境計画課・星野一昭課長、野生生物外来生物対策室・牛場雅巳室長、生物多様性地球戦略企画室・中澤圭一室長補佐、矢野克典係長、本田悠介氏、名古屋大学エコトピア科学研究所・林希一郎教授、農林水産省・環境バイオマス政策課・圓谷浩之企画官、知的財産課・海老原康仁課長補佐、技術会議事務局・尾室幸子課長補佐、経済産業省・生物化学産業課・作田竜一室長、浅野義人係長、特許庁・国際課・高原慎太郎室長、津幡貴生課長補佐、南雲淳一係長、(独)製品評価技術基盤機構・バイオテクノロジー本部・安藤勝彦参事官、須藤学主査、明治学院大学法学部・磯崎博司教授、JBA からは炭田及び薮崎。

² ABS-WG8 会合の最終報告書は、2009 年 11 月 20 日に「UNEP/CBD/WG-ABS/8/8」として CBD 事務局ホームページに掲載された。「資料編 (2) 生物多様性条約第 8 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会報告書」を参照。

1. 共同議長による非公式協議

会議に先立つ 11 月 8 日（日）の午前 10 時から、共同議長による非公式協議が開催された。共同議長は、ABS-WG8 に対する「シナリオ・ノート」を提示し、今回の会議の役割と期待を説明した。

- COP9 決定に基づき、今回初めて議論することとなる「TK」と「能力（構築）」について、他の項目と同じレベルにし、最終交渉のベースとなるオペレーショナル・テキスト案を作成したい。
- 11 月 9 日の全体会合では、まず「(法的) 性格」について議論したい。これは作業グループの“法的性質”に対する考え方を共有するためであり、この共通の理解を報告書に記載したい。
- ついで、「TK」と「能力（構築）」を ABS-WG7 と同様の 3 段階アプローチにより議論し、他の項目と同様のレベル（交渉のためのオペレーショナル・テキスト案）に仕上げたい。
- その後、ABS-WG7 で議論した「利益配分」、「アクセス」、「遵守」について、ABS-WG7 で作成したテキストをベースに交渉を行いたい。新しい提案は交渉開始まで受け付ける。
- 先週に、CBD 第 8 条(j)項及び関連規定に関する第 6 回作業部会開催された。この結果について、同作業部会の共同議長報告として文書を追加する。
- なお、コンタクト・グループは最大 2 つまでとするつもりであるが、進捗状況や困難性を考慮し柔軟に決定したい。

2. 開会及び会議運営に係る事項

11 月 9 日（月）の 10 時 15 分に、共同議長により会議が開会され、本会議の重要性と残る交渉期間はわずか 14 日であることが強調された。ついで、COP9 議長（ドイツ）の代理として、Jochen Flasbarth 氏が挨拶に立ち、独環境大臣は交代となったが、ABS-IR の国際交渉を引き続き支援するとともに、交渉期限は 2010 年 10 月の COP10 であり、ここでの ABS-IR 採択を先延ばしすることはできないと述べた。

CBD 事務局長の Ahmed Djoghlaif 氏は、同様に、本会議が作業部会の歴史上もっとも重要なものであるとした。最近開催された生物多様性国際対話（神戸）で 2010 年目標達成に悲観的な見方が出されたが、我々の未来のためにも、クリチバの COP8 決定である ABS-IR を完成させるという目標に限られた時間しかないとした。

また、最近イラクとソマリアが CBD に加盟し、困難な政治状況にあっても、生物多様性の喪失という課題に立ち向かうという政治的メッセージを発した。

最後に、UNEP 環境法条約局長 Bakary Kante 氏は、UNEP 事務局長の代理として、UNEP の生物多様性に関する活動に対する積極的な支援を強調した。特に、生物多様性は持続可能な開発の礎であり、西アジア・アジア大洋州・ラテンアメリカ・アフリカに地域連絡窓口を設置し、ABS ハブになることを期待しているとした。

慣例に従い、COP 議長団が本会議の議長団となり、議長団の推薦により Somaly Chan 女史（カンボジア）をラポーターに任命した。その後、議題案を採択し、作業の手順を承認した。

3. ABS-IR の（法的）性格

共同議長は、11月9日（月）午前の全体会で、「（法的）性格」について、「法的拘束力を持つ」、「法的拘束力を持たない」、「両者の混合（一部に拘束力を持たせる）」の3つのオプションが提案されているが、まずは議論するのでなく、各加盟国の考え方を聞きたいとして、意見を求めた。各国の発言は以下のとおりである。

- ナミビア（アフリカ代表）：法的拘束力を持つ包括的な文書を望む。特に、原則、規範、規則、手続き、遵守措置、執行措置には拘束力が不可欠。アフリカ・グループの提案は文書として提出した。
- メキシコ（ラテンアメリカ・カリブ海代表）：法的拘束力を持つ文書を支持。COP9で議論されており、決定 IX/12 で ABS-IR の法的性格が示されている。
- ノルウェー：ABS-IR は法的拘束力を持つ単一の協定、CBD・ボンガイドラインに基づく議定書で、特に遵守は IR の要であり、法的拘束力を持つべきであるが、議定書には法的拘束力を持つ規定と持たない規定があり得る。
- 日本：ABS-IR が我が国にとって受け入れ可能な規定で構成されるならば、法的拘束力を持つことを排除しない。各規定の内容を議論してから、法的性格に戻るべきで、現時点では法的拘束力を持つ制度を無条件に受け入れることはできない。
- タイ：法的拘束力を持つ1つまたは複数の文書からなる ABS-IR の策定を支持。
- ニュージーランド：法的拘束力を持つとしても、実施可能なものでなければならない。実行可能性を考慮すべき。
- スイス：条約第15条及び第8条(j)項の実施のためには、法的拘束力を持つ文書の交渉に注力すべき。一方で、ABS-IR はすべての遺伝資源に適用可能で、かつ、他の各種国際的協定とも調和的・相互補完的であるべき。
- ブラジル（LMMC 代表）：法的拘束力を持つ単一の制度を COP10 までに策定することを支持し、その中心は法的拘束力を持つ遵守規定であるべき。ボンガイドラインでは不十分で、不正使用・バイオ海賊行為を防止するためには、議定書の交渉・採択が不可欠。法的拘束力を持つ制度はジュネーブでの ABS-WG6 で合意している。条約15条を実施するために、また利益配分を保証するために、具体的な手段が必要である。
- EU：オペレーショナル・テキストの案として、法的拘束力を持つ措置、拘束力を持たない措置、あるいはそれらの組合せのいずれも含み得る。ABS-WG8 の結果を見るまでは、法的性格についての見解を留保する。

- キューバ：2005年のラテンアメリカ諸国の会合から議論を開始し、2008年12月に法的拘束力を持つ制度との結論に至った。ブラジルが発言しているように、ABS-WG6でABS-IRは法的拘束力を持つべきとされている。
- インドネシア：LMMCとしてブラジルの発言を支持する。単一の法的拘束力のある制度であるべき。また、効果的に実施されることが不可欠。
- バングラデシュ：ABS-IRは法的拘束力を持つべき。
- アルゼンチン：LMMCの発言を支持する。
- カナダ：COP9決定にあるように、文書の性質に関する影響を早計に判断したり、除外すべきではない。ABS-IRの各要素は制度全体として検討すべきである。ボンガイドライン、アグウェイ・ガイドライン、先週採択された倫理規範に関するガイドライン等、任意の制度もあり、これら無しにすることはない。ABS-IRの在り方として3つのオプションがあることを理解しているが、一方で、ABS-IRは法的拘束力の有無にかかわらず、その構成要素の実施については各国の柔軟性に配慮すべきである。
- コスタリカ：メキシコ、ブラジルを支持する。ABS-IRは法的拘束力を持つべき。
- ブラジル：ABS-IRの法的拘束力と各構成要素の性質は別々に考えるべきである。堂々巡りをしているのではない。法的拘束力を持つ制度が必要である。
- セルビア（中東欧グループ代表）：ABS-IRは法的拘束力を持つべきであるが、必要であれば法的拘束力を持たない要素を組み込むことも可能であろう。
- ヨルダン：法的拘束力を持つ制度を支持する。
- セネガル：ナミビアの発言を支持し、法的拘束力を持つ制度が必要である。
- リベリア：ナミビアの発言を支持する。
- マラウイ：ナミビアの発言を支持し、ABS-IRは生物資源・遺伝資源へのパスポート・ビザのようなものとなる。

その他、オブザーバーである国際先住民フォーラムやベルン宣言が法的拘束力を持つ制度を支持する発言を行った。

11月15日（日）午前の全体会で、共同議長は、上記発言を基に、各地域グループ、原住民・地域社会代表、その他利害関係者との議論を経て、ABS-IRの法的性格に対する共同議長の所見を口頭で発表した。すなわち、「国際的制度には、法的拘束力を持つ1ないし複数の規定を含めるという合意に従い、かつ可能な限り早期に本作業部会の任務を完了するために、国際的制度に関する交渉は、議定書の草案の完成を目指すという認識で、本作業部会はほぼ一致している。こうした理

解は、議定書の採択に関する COP10 の決定に影響を与えるものではない³。なお、共同議長は、この所見は COP9 の決定を変更するものでもなく、また、本議題に関するこれまでの議論における各加盟国の立場を変更するものでもないことを確認したと述べた。

4. 遺伝資源に関連する伝統的知識

11月9日(月)午後の全体会合で取り上げられ、まず加盟国(ナミビア、ブラジル、ノルウェー、カナダ、スウェーデン、フィリピン、タイ、ニュージーランド、ウクライナ)、ついでオブザーバー(エコローパ、国際先住民フォーラム、国際環境開発研究所)が発言し提案を行った。

11月10日(火)午前の全体会合で、共同議長は、TKに関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Tone Solhaug 女史(ノルウェー)と Damaso Luna 氏(メキシコ)を任命した。コンタクト・グループの任務は、関連する取りまとめ文書を検討すること、収束が得られた分野と更なる作業が必要な分野を特定することとされた。

最終的に作成されたオペレーショナル・テキストは以下の構成となった。

- 前文または原則：義務規定とするかどうかは別としてほぼ合意に至った。
- 交渉テキスト(ブラケット付)：遺伝資源に関連する TK に対して、遺伝資源と同様の扱い(事前の情報に基づく同意(PIC)、相互に合意する条件(MAT)、利益配分)をすべきかどうか、TKに関する国内制度の制定では、国内の原住民・地域社会に意思決定プロセスを促すべきかどうか等が主要な論点となり、テキストが作成された。
- 定義：「原住民・地域社会」、「関連する TK」、「非商業目的の研究」についてテキストが提案されているが、その内容及び配置に関する議論は十分ではなく、次回会合で議論される。

5. 能力(構築)

11月9日(月)午後の全体会合で取り上げられ、まず加盟国(ナミビア、EU、ブラジル、日本、カナダ、タイ、コスタリカ、フィリピン、韓国、カメルーン、エジプト、ガボン、ナイジェリア)ついでオブザーバー(FAO、ITPGRFA、国際先住民フォーラム、ナチュラール・ジャスティス)が発言した。

11月10日(火)午前の全体会合で、共同議長は、能力(構築)に関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Jose Luis Suteria 氏(アルゼンチン)と Andreas Drews 氏(ドイツ)を任命した。コンタクト・グループの任務は、関連する取りまとめ文書を検討

³ Having reflected upon statements made in plenary on this item and having discussed the matter with all regional groups and a range of representatives from indigenous peoples and local communities and stakeholders, the Co-chairs stated that the Working Group shares the preponderant understanding that for the purposes of completing its mandate and subject to the arrangement that the International Regime would include, inter alia, one or more legally binding provisions, negotiations of the Regime aim at finalizing a draft protocol under the Convention on Biological Diversity. The Working Group confirmed that this understanding is without prejudice to a decision at the tenth Conference of Parties on the adoption of such a protocol. (注：この議長発言は、聴取者の筆記による記録である)

すること、収束が得られた分野と更なる作業が必要な分野を特定することとされた。

最終的に作成されたオペレーショナル・テキストは以下の構成となった。多くのブラケットが付されている。

- 能力開発の重要性、アクセスと利益配分における人材・制度的能力の開発・強化への協力・連携
- 資金・技術・ノウハウへのアクセス・技術移転に関する各国ニーズの特定と配慮
- 開発途上国による能力開発措置の根拠としての自己評価、ニーズの特定、これら情報の事務局への提供
- 締約国による技術移転・技術協力のための能力開発措置
- 能力開発プログラム：関連法令の整備と実施、権限ある当局の設置と訓練、特許審査官の訓練、遵守証明・出所開示等の制度整備の支援計画、交渉に関する訓練、通信手段・インターネットシステムの採用、評価方法の開発と利用、バイオ探索研究と分類学研究、遵守の管理、遵守のモニタリングと執行、多様性保全と持続的利用への利益配分の強化、能力開発に対する協働・連携の構築・強化、遺伝資源の利用の追跡に関する訓練
- 能力開発措置の事例：政府に関するものとして、遺伝資源の保全・持続可能な利用・TKの推進、知的財産権の特定・主張・保護、社会経済発展のための遺伝資源とTKの持続可能な利用の促進、広報・教育・啓発、大学・研究機関に関するものとして、カリキュラム開発・訓練・研究・技術支援能力とアクセスと利益配分に関する組織としての能力、知的財産制度・パートナーシップ・利益配分の影響調査能力、研究者と原住民・地域社会との間の協力・理解を深める能力、また、民間部門に関するものとして、バイオ探索能力・アクセスと利益配分の手続きや協定の最善慣行の確保能力、遵守によるビジネスチャンスの特定・活用能力、分野別に差別化した能力開発
- 利害関係者の能力強化措置：分野別モデル条項・契約作成・目録作成への参加、これらの利用
- 原住民・地域社会の能力開発措置：保護と持続可能な利用・推進、協定の交渉・実施における自らの権利の特定・主張・保護、社会慣行の整備・実施・執行、記録作成、データベースの不当利用からの保護、広報・教育・啓発の確保、積極的な関与による幅広い適用促進、経済学への理解と実現可能な利益配分方式への組み入れ、評価方法の活用支援、研究開発活動可能な人材・組織の能力開発、遵守のモニタリング・執行措置能力の支援
- 能力開発を支援する基金の設置、資金供与メカニズム
- 国際基金機関に対する能力開発プログラムのための資金供与確保措置

5. 遵守

11月9日（月）午後、及び、10日（火）午前の全体会で取り上げられ、9日午後には、マレ

ーシア、ブラジル、EU、スイス、カナダ、また、10日午前には、日本、セルビア、ブルキナファソ、マレーシア、ブラジル、ナミビアがそれぞれ発言した。また、オブザーバーから、国際先住民フォーラム、ドイツ教会展開奉仕活動が発言した。加盟国の主たる発言内容は以下のとおりである。

- EU：不正使用（misappropriation）に関する提案の内容を紹介した。不正使用を提供国のABS国内法に違反して遺伝資源を取得することとし、国際アクセス標準に合意した上で、この違反には利用国で罰則を含めた措置をとる。
- スイス：EUと同様に、国際的制度の「遵守」の項には、不正使用の定義、国際アクセス標準、出所開示要件、情報の共有等がコアな要素となる。
- 日本：EUとスイスが不正使用について具体的な定義を提案したことに感謝する。EUはアクセス標準、認証、その他遵守措置を挙げており、スイスも出所開示等を挙げている。これらについてはコンタクト・グループで詳細に議論したい。
- セルビア（中東欧グループ代表）：EUを支持する。特に国際的に認知された証明書が重要。
- ブルキナファソ：アフリカ・グループの提案を支持する。1点追加すると、原住民・地域社会の間での遺伝資源とこれに関連するTKの交換を促進することを加えたい。
- マレーシア（アジア太平洋同志国家代表）：アジア・太平洋の生物多様性に富んだ加盟国で、新たな交渉グループ（Like-Minded Asia and Pacific Countries）を結成したことを発表した。LMMC、アフリカ、GRULAC等と協調しながら、重要な項目である遵守について意見をまとめていく。
- ブラジル（LMMC）：アジア太平洋同志国家の結成を歓迎する。遵守について、PICとMATの関係、司法判断の執行、遺伝資源・派生物・TKに対する主権的権利を保護する規制枠組み等からなる提案を行った。

11月11日（水）午前の全体会合で、共同議長は、遵守に関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Rene Lefebber 氏（オランダ）と Ricardo Torres Carrasco 氏（コロンビア）を任命した。コンタクト・グループの任務は、ABS-WG7 報告書に付属した文書（パリ附属書）をベースに、今回追加的に提案のあった項目を検討し、パリ附属書の構成はそのままとし、関連する部分に挿入することを試みるとともに、パリ附属書のブラケットをできる限り取り除くこととされた。

コンタクト・グループでの議論の結果、パリ附属書のブラケットを大幅に減少させることができたが、一方で、いくつかの定義に関わる項目、他のセクションへ移すことが望ましい項目、全体に関わる組織的事項等、取り扱いが難しい問題が生じた。最終的に、これらは別の課題として、ABS-WG8 以降も提案を受け付け、ABS-WG9 で議論されることとなった。特に、上記のとおり EU は「不正使用及び不正使用に関する国際的な認識」を提案したが、これが定義に関わるかどうか

かで、EU は定義として提案したのではないと発言した。一方、他の加盟国からは最初のパラグラフは定義に相当するとの意見が出された。

検討項目は下記のとおりであり、それぞれにブラケット付のオペレーショナル・テキストが作成された。

(1) 遵守を促すための手段の開発

- a) 意識啓発活動
- b) 不正使用・誤用に対する国際的な認識
- c) 素材移転契約のモデル条項の分野別一覧
- d) 重要な利用者集団のための行動規範
- e) 最も優れた行動規範の特定
- f) 研究資金供与機関が研究資金を受給した利用者に対して所定のアクセスと利益配分の要件を遵守するよう義務付けること
- g) 利用者による単独宣言
- h) 国の管轄を超えて遵守を支援するための国際アクセス標準(国内のアクセス法の調和を必要としないもの)

(2) 遵守をモニターするための手段の開発

- a) 情報交換のための仕組み
- b) 国内の権限ある当局が交付する国際的に認知された証明書
- c) 追跡（トラッキング）及び報告の制度
- d) 追跡のための情報技術
- e) 開示の要件
- f) チェックポイントの特定

(3) 遵守の執行のための手段の開発

- a) アクセスと利益配分の取決めの執行を目的とする司法制度の利用を確保するための措置
- b) 紛争解決の仕組み：国家間、国際私法、裁判外紛争解決
- c) 判決及び仲裁判断の法管轄域を超えた執行
- d) PIC の要件の違反が申し立てられている具体的な事例における関連情報を提供者が入手することを支援するための、アクセスと利益配分に関する政府窓口間の情報交換の手続き
- e) 救済措置及び制裁措置

(4) 保護に関する慣習法及び地域の制度の遵守を確保するための措置

6. 公正かつ衡平な利益配分

11月10日（火）午前の全体会合で取り上げられ、スイス、ブラジル、ナミビアが発言した。ま

た、オブザーバーとして、国際先住民フォーラムが発言した。加盟国の発言内容は以下のとおりである。

- スイス：文書で提案を提出しているが、アクセスと利益配分のリンケージの関係で、法的確実性を確保し、遵守を促進するために、MAT はできる限り早い時期に、できれば遺伝資源へアクセスする時点で締結するべきとし
- ブラジル：提案にある「資金メカニズム」は金銭的／非金銭的利益配分のところに入る。
- ナミビア：提案で「公正かつ衡平な利益配分の定義」を事前に提出した。事務局は各提案を編集する時に誤って異なるところに置いたようである。

11月12日（木）午前の全体会で、共同議長は、利益配分に関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Pierre du Plessis 氏（ナミビア）と Cosima Hufner 氏（オーストリア）を任命した。コンタクト・グループの任務は、先の遵守に関するコンタクト・グループと同様に、ABS-WG7 報告書に付属した文書（パリ附属書）をベースに、今回追加的に提案のあった項目を検討し、パリ附属書の関連する部分に挿入することを試みるとともに、パリ附属書のブラケットをできる限り取り除くこととされた。

検討項目は下記のとおりで、それぞれにブラケット付のオペレーショナル・テキストが作成された。

- (1) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関
- (2) MAT に基づいて配分される利益
- (3) 金銭的利益又は非金銭的利益
- (4) 技術へのアクセス及びその移転
- (5) MAT に基づく研究及び開発の成果の共有
- (6) 研究活動への効果的な参加、又は研究活動における共同開発
- (7) 交渉における平等を促進するための仕組み
- (8) 意識啓発
- (9) MAT 及び TK の保有者への利益の配分における原住民・地域社会の参加及び関与を確保するための措置
- (10) 生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに社会経済的発展（特にミレニアム開発目標）に向け、国内法に基づいて利益が配分されることを促す仕組み
- (11) 最低限の国際的な条件及び基準の開発
- (12) 利用ごとの利益配分
- (13) 原産地が明らかでないか複数の国にまたがる場合の多国間での利益配分の方法
- (14) 国境をまたぐ場合に対応するための信託基金の設立
- (15) 素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項の一覧の開発
- (16) 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインの利用の拡大

7. アクセス

11月10日(火)午前の全体会で取り上げられ、EU、スイス、ブラジルが発言した。また、オブザーバーとして、国際先住民フォーラム、ドイツ教会展開奉仕活動が発言した。加盟国の発言内容は以下のとおりである。

- EU：新たに、各国アクセス規制と国際的制度との適合性について提案した。コンタクト・グループで詳細に議論したい。
- スイス：各国にアクセスに関する権限があることは承知しているが、生物多様性・ヒトを含む動植物の生命の危機（インフルエンザ等のウイルス、食糧危機、侵入外来種等）に対応する緊急なアクセスを国際的制度で設定すべきだ。

11月12日(木)午前の全体会で、共同議長は、アクセスに関するコンタクト・グループの設置を提案し、利益配分に関するコンタクト・グループ（共同議長：Pierre du Plessis 氏（ナミビア）、Cosima Hufner 氏（オーストリア））でアクセスについても検討することになった。検討項目は下記のとおりで、それぞれにブラケット付のオペレーショナル・テキストが作成された。

- (1) 締約国がアクセスについて決定する主権的権利及び権限の認識
- (2) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関
- (3) アクセスに関する規則の法的確実性、明確性及び透明性
- (4) アクセスに関する規則の無差別的適用
- (5) 国の管轄を超えて遵守を支援するための国際アクセス標準(国内のアクセス法との調和を必要としないもの)
- (6) 国際的に開発されたモデル国内法
- (7) 管理及び取引費用の最小化
- (8) 非商業目的の研究に関するアクセス規則の簡素化

8. 会期間会合（ABS-WG9に向けて）

以上のように、ABS-IR の各構成要素（目的、適用範囲、主要な構成要素—公正かつ衡平な利益配分、遺伝資源へのアクセス、遵守、遺伝資源に関連する TK、能力—）について、約 3,800 のブラケット付がついた全 61 頁に及ぶオペレーショナル・テキスト「モントリオール附属書」（附属書 I）が完成した。

また、このテキストのどの部分に記載すべきかが明確ではない（「一時留保されている」と表現された）テキストの扱いについて議論が行われた。全体会合での討論及び主要締約国・地域交渉グループとの非公式協議の結果、これらを交渉用のオペレーショナル・テキストの外に出し、附属書 II（次回作業部会会合で検討するため、留保となっている交渉テキスト案）として別記することとなった。本作業部会で完成した「モントリオール附属書」については、新たな追加提案を求めないこ

とが確認されたが、「一時留保されている」テキストとともに、「前文」と「定義」に関する部分については、新規提案が可能である。

一方、共同議長は、財政的支援が得られることを前提に、ABS-WG8 と ABS-WG9 の間に、2 つの会期間協議の場を設けることを提案した。

1 つは、「共同議長の友 (Friends of the Co-Chairs)」会合で、構成メンバーは、①共同議長が選出した締約国代表 18 名、②COP9 及び COP10 議長国 (ドイツと日本) から代表各 1 名、③原住民・地域社会、市民社会、産業界から代表各 2 名とし、ABS-IR 交渉における主要問題に関して講じ得る解決策を模索することを目的とする。時期は 1 月下旬あるいは 2 月上旬の 3~5 日間とする。

もう 1 つは、「地域間における非公式協議 (Co-Chairs Informal Interregional Consultations)」会合で、ABS-WG9 直前に 3 日間の予定で開催する。構成メンバーは、①5 つの国連による地域交渉グループから各グループが指名する 25 名、②同じグループからオブザーバー (アドバイザー) 各 2 名ずつの 10 名、③原住民・地域社会、市民社会、産業界から代表各 2 名、④COP9 及び COP10 議長国から代表各 1 名とし、ABS-IR の前文テキスト、定義、関連規定について協議することを目的とする。

これに対して、ナミビアはアフリカ・グループの代表として、このプロセスに同意するが、「共同議長の友」及び「地域間における非公式協議」会合の参加者を増やすことを提案した。カナダは「共同議長の友」会合の財政的支援と主催を表明した。また、ノルウェーは会期間協議と ABS-WG9 開催を財政的に支援するために、40 万ノルウェークローネを拠出するとした。

1-4. 生物多様性条約第 8 条(j)項に関する第 6 回 Ad hoc 作業部会

1. 概要

2009 年 11 月 2 日～6 日の 5 日間、カナダ・モントリオール（国際民間航空機関（ICAO）本部）において、第 6 回「生物多様性条約（CBD）第 8 条(j)項及び関連規定に関する作業部会」（以下、「8(j)-WG」）（共同議長：Nicola Breier 氏（ドイツ））が開催された。

今回の作業部会には、97 の条約締約国、約 80 の原住民及び地域社会代表（Indigenous and Local Communities : ILC）（以下、「ILC」）、国連環境計画（UNEP）等の 6 の関連国際機関、18 の NGO 等、300 名を超える参加者¹が集い、議論を行った²。

議題は以下のとおりである。

- | | |
|--------|---|
| 議題 1. | 開会 |
| 議題 2. | 組織事項 |
| 議題 3. | CBD 第 8 条(j)項及び関連条項の目的に関連する事項に係る原住民及び地域社会の効果的な参加を促進するためのメカニズム |
| 議題 4. | 伝統的知識の保護のための固有の制度 (<i>sui generis system</i>) の諸要素 |
| 議題 5. | 原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理的行動規範の諸要素 |
| 議題 6. | アクセス及び利益配分 (ABS) に関する国際的制度: アクセス及び利益配分に関する作業部会に対する意見 |
| 議題 7. | CBD 第 8 条(j)項及び関連条項の実施に係る複数年度作業計画 |
| 議題 8. | その他 |
| 議題 9. | 報告書の採択 |
| 議題 10. | 閉会 |

最初に原住民及び地域社会代表から 6 名の「ビューローフレンズ（Friends of the Bureau）」が選出され、その中から Lucy Mullenkei 氏（生物多様性に関する原住民女性ネットワーク）が共同議長として選出された。

議事の進行は、本会議を主として、さらに下記の 3 つのコンタクトグループが設置され、各コンタクトグループでまとめられた文書を基に本会議で議論するという形で進められた。合意が得られない部分については、適宜関係国が協議等を行い、調整が図られた。

¹ 我が国政府代表として、外務省及び環境省が出席した。JBA からは、本事業タスクフォースの最首太郎委員（水産大学校）と田上麻衣子委員（東海大学）が出席した。

² CBD 事務局の会合報告書（UNEP/CBD/COP/10/2）は下記 URL で閲覧可。（2010 年 3 月 2 日アクセス）
<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-10/official/cop-10-02-en.pdf>
なお、JBA 日本語仮訳は本報告書の資料編（4）を参照。

<コンタクトグループ>

	コンタクトグループ	共同議長
1	倫理行動規範コンタクトグループ	Susanna Chung 氏(南アフリカ)及び Neva Collings 氏 (ILC)
2	ABS コンタクトグループ	Damaso Luna 氏(メキシコ)及び Merle Alexander 氏 (ILC)
3	複数年度作業計画コンタクトグループ	Tone Solhaug 氏(ノルウェー)及び Gunn-Britt Retter 氏 (ILC)

本作業部会最終日には、議題 3、4、5 及び 7 についての勧告が採択された。これら勧告は 2010 年 10 月 18 日～29 日に名古屋で開催予定の CBD 第 10 回締約国会議 (COP10) に送られる。また、議題 6 に関する作業部会の意見も採択され、翌週に同地で開催された第 8 回「アクセス及び利益配分 (ABS) に関する作業部会」(以下、「ABS-WG」) に提出された。

2. 主要議題

議題 3. CBD 第 8 条(j)項及び関連条項の目的に関連する事項に係る原住民及び地域社会の効果的な参加を促進するためのメカニズム

【概要】

議題 3 は作業部会初日の 11 月 2 日に検討が開始され、三日目に本会議で草案が議論された後、最終日の 6 日に最終勧告案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.2) が勧告 6/1 として採択された。

議論の過程では、ABS に関する国際的制度 (International Regime : IR) (以下、「IR」) の採択や生物多様性と観光に関する CBD ガイドラインに係る支援等の 2010 年以降の実施に向けた能力構築の奨励に関し合意が得られた。情報交換の発達に関しては、グアテマラとタイが原住民及び地域社会の言語への翻訳の必要性を強調し、情報伝達メカニズムに関しては、ウガンダ、ペルー、セネガルが原住民及び地域社会のインターネットアクセス環境が不十分であることへの配慮とラジオ放送による伝達の有用性を指摘した。これらの議論を受け、採択された勧告 6/1 には、効果的な参加促進のためのメカニズムやツールとして、能力構築とともに原住民及び地域社会の CBD 作業への参加のための情報伝達メカニズムの創設等が取り入れられた。その他、特に以下の内容が勧告されている。

<勧告 6/1>

- ABS に関する IR の創設と 2010 年以降の実施に向けた能力構築のための努力を歓迎する。
- 条約事務局に対し、能力構築に関する決議の効果的な実施促進のための努力継続を要請する。
- 条約事務局に対し、地域社会の教育や情報の周知伝達のための電子的、伝統的又はその他の手段の開発とラジオ等の多様なメディアを通じた締約国による情報の普及促進を要請する。
- 事務局長に対し、電子的な伝達手段の開発、更新及び翻訳の継続を要請する。

- 伝統的知識に関する情報ポータルに留意する。
- 締約国に対し、原住民及び地域社会の組織との連絡の促進と第 8 条(j)項に係る作業計画の発展及び実施の促進のために、第 8 条(j)項及び関連条項のための国内フォーカルポイントの指定の検討を要請する。
- 締約国や関連するファンド機関等に対し、自発的基金への貢献を要請する。

議題 4. 伝統的知識の保護のための固有の制度 (*sui generis system*) の諸要素

【概要】

議題 4 は初日の本会議で議論が開始された。その後、三日目の勧告案に関する議論を経て、最終日に最終勧告案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.3) に微修正が加えられた後、勧告 6/2 として採択された。

交渉過程での大きな論点は、世界知的所有権機関 (WIPO) (以下、「WIPO」) における伝統的知識に係る作業に関するものであった。スウェーデン (EC 代表) やオーストラリアは、伝統的知識の保護の知的財産権的側面を検討する主要なフォーラムは WIPO の「知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会」であり、本作業部会は固有の制度の発展と実施に係る情報の共有に集中すべきと主張した。他方、例えばエジプトは、WIPO は利益配分と伝統的知識に関する事項を議論すべきではないとし、マレーシアは、WIPO で遺伝資源と伝統的知識の保護に関する文書の交渉を開始する旨を決定した WIPO 一般総会決議は、固有の制度に係る CBD の作業に予断を与えるべきではないと主張するなど、意見が対立した。これらの議論を受け、勧告 6/2 では WIPO 一般総会決議を逐語引用した記載が盛り込まれた。

この議論に加えて、ケベック原住民女性協会や生物多様性に関する国際原住民フォーラム (IIFB) 等の原住民団体は、固有の制度創設に際しては原住民の意思決定過程と彼らの慣習法の尊重が必要である点を強調し、固有の制度は原住民及び地域社会の十分かつ効果的な参加、承認及び関与をもって発展させることが合意された。その他、特に以下の内容が勧告されている。

< 勧告 6/2 >

- 固有の制度の諸要素には、締約国等が固有の制度を発展させる際に有効な要素が含まれている点に留意する。
- 固有の制度は、慣習法や慣行、地域社会の取り決め、さらに適宜これら社会の効果的な参加、承認及び関与をもって創設されるべきであることに留意する。
- 固有の制度についてまだ検討等を行っていない締約国に対し、適宜、固有の制度創設の手順を踏むよう奨励する。
- WIPO 一般総会決議に関しては、他のフォーラムで進行中の作業に予断を与えることなく作

業を継続し、遺伝資源や伝統的知識等の効果的な保護の確保のために合意に到達すべくテキストベースの交渉を行うよう留意する。

**議題 5. 原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範
(Code of Ethical Conduct) の諸要素**

【概要】

議題5は初日の本会議において議論が開始された。本議題は、CBD第9回締約国会議(COP9)が示した草案(COP9決議IX/13G)をたたき台として議論が行われたが、草案には数多くのブラケットが付されていたため、ブラケットの整理、議論の深化のためのコンタクトグループが設置された。コンタクトグループでは、パラグラフごとに順を追って検討が進められた。議論の焦点の一つとなったのが、本倫理行動規範の性質であった。法的拘束力ある文書策定への足掛かりとすることを狙うインド、エジプト等に対し、カナダやニュージーランドはあくまで任意の規範である点を強調した。また、原住民及び地域社会が伝統的に領有してきた土地等に関する記載、PICに関する記載、知識の保有者(knowledge holders)に関する記載をめぐっては、その内容が国内制度に与える影響等を懸念して、様々な意見が出された。議論を通じて、ほとんどのブラケットは削除されたが、いくつかのブラケットについては合意の形成に至らないまま、四日目に再び本会議の議論に付された。最終勧告案(UNEP/CBD/WG8J/6/L.4)を基に活発な議論が交わされたが、全てのブラケットを外すには至らず、最終日に一部ブラケットを残したまま勧告6/3として採択された。

なお、原住民からの提案(ECも支持)により、本倫理行動規範の名称は、Mohawk族の言葉で「the proper way」を意味する言葉を冠する「Tkariwaié:ri³倫理行動規範⁴」となった。

<勧告6/3> 倫理行動規範案の内容

- 本倫理行動規範は、序文に続き、「理論的根拠(RATIONALE)」「倫理原則(ETHICAL PRINCIPLES)」「方法(METHODS)」の3つのセクション(計30のパラグラフ)で構成されている。
- 本倫理行動規範は、原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保することを目的としている。
- 本倫理行動規範にいう「文化的及び知的遺産」とは、原住民及び地域社会の文化遺産及び知的財産であり、CBDの文脈では生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的知識を指す。

³ 発音：Tga-ree-wa-yieree

⁴ 正式名称：「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重に関する Tkariwaié:ri 倫理行動規範」(Tkariwaié:ri Ethical Code of Conduct on Respect for the Cultural and Intellectual Heritage of Indigenous and Local Communities Relevant for the Conservation and Sustainable Use of Biodiversity)

- **【RATIONALE】**冒頭部分では、本倫理行動規範が任意のものであることが明記されている。本倫理行動規範は、原住民等との意見交換、地域や国内等における倫理規範の策定、国内制度の創設等の際の指針となることが意図されている。
- **【ETHICAL PRINCIPLES】** 伝統的知識に関する知的財産、差別の禁止、透明性、PIC、公正かつ衡平な利益配分、伝統的資源へのアクセス等が規定されている。
- **【METHOD】** 誠実な交渉、女性への配慮、原住民及び地域社会の十分かつ効果的な参加、守秘義務等が規定されている。
- ①原住民及び地域社会が伝統的に領有してきた土地等に関する文言、②PICに関連する文言、③原住民及び地域社会の伝統的資源体系の決定に係る文言については、合意の形成に至らず、ブラケットが残された。

議題 6. アクセス及び利益配分に関する国際的制度：ABS-WG に対する意見

【概要】

第7回締約国会議（COP7）決議は、ABS-WG に対し、ABS に関する IR に係る交渉について 8(j)-WG と協力するよう要請しており、同決議の Annex は、交渉の範囲に伝統的知識を含めている。また、第8回締約国会議（COP8）決議は、8(j)-WG に対し、ABS に関する IR に係る交渉に関し、遺伝資源に関連する伝統的知識の観点から意見を提出するよう求めていた。さらに、本作業部会に先立ち、2009年6月16日～19日にインドのハイデラバードで「遺伝資源に関連する伝統的知識に関する技術法律専門家会合」（以下、「伝統的知識専門家会合」）が開催されたが、第9回締約国会議（COP9）決議は、8(j)-WG に対し、上記伝統的知識専門家会合の結果を ABS-WG にインプットするよう求めていた。

これらを受けて、翌週に控えた ABS-WG へ意見を送付すべく、初日の本会議で議題6に係る議論が開始された。本会議で締約国や原住民等による議論が行われた後、二日目にはコンタクトグループを設置して集中的な審議を行うことが決定された。

コンタクトグループでは、伝統的知識専門家会合報告書及び2009年1月27日～30日に東京で開催された「コンプライアンスに関する法律技術専門家会合」（以下、「コンプライアンス専門家会合」）の報告書を基に、各国が支持するパラグラフを主張した。伝統的知識専門家会合報告書に関連して論点となった事項は、議論の進行方法、遺伝資源へのアクセスと伝統的知識の関係、伝統的知識の定義、慣習法、IR の実施による原住民及び地域社会に与える影響、PIC、認証等である。最終的には、伝統的知識専門家会合で多くの専門家の支持が得られた内容（パラグラフ）をテキストに盛り込むアプローチが採られた。一方、コンプライアンス専門家会合報告書については、コンプライアンスにおける原住民及び地域社会の慣習法の考慮等が論点となった。最終日に最終議長テキスト（UNEP/CBD/WG8J/6/L.5）が提出され、本会議での議論・修正の上、採択された。

<最終テキストに盛り込まれた主な事項>

- 第 15 条 (利益配分) と第 8 条 (j) 項は相互支持的であり、IR の発展は伝統的知識の尊重と保護を支援すべきである。
- 伝統的知識と遺伝資源が関連する場合、両者は不可分である。
- 伝統的知識の特徴として、特定の文化又は人々との関連性、長期的な発展、動的・発展的性質、世代を超えた伝承、地域性、原作者特定の困難性などがある。
- IR は地域における伝統的知識のための遺伝資源及び伝統的知識の交換を制限すべきではない。
- IR は伝統的知識及び関連する遺伝資源に係る原住民及び地域社会の権利に係る文言を規定すべきである。
- IR は伝統的知識が利用等された場合の PIC 及び利益配分に係る原住民及び地域社会の権利を認識した国内立法を要求すべきである。
- 遺伝資源に関連した伝統的知識に関し、「in the public domain」と「publicly available」には決定的な違いが存在する。「publicly available」であることはそれが誰にも帰属しないことを意味するのではなく、依然として PIC 及び利益配分が要求される。
- PIC 促進のためのコンプライアンス措置には、遺伝資源の原産又は出所の開示要件を含む。
- コンプライアンス促進のための措置として、原住民の権限ある機関の創設、国際認証、伝統的知識利用のモニタリング、PIC 等に係る能力構築などがある。

議題 7. CBD の第 8 条(j)項及び関連条項の実施に係る複数年度作業計画

【概要】

議題 7 は二日目の本会議から議論が開始された。既に第 8 条(j)項及び関連条項の実施についての進捗報告等の関連文書が作成されており、それらに基づき各国が意見表明を行った。本議題に関する多くの事項を審議するためにコンタクトグループの設置が決定され、コンタクトグループにおける議論を経て、勧告案が作成された。勧告案は四日目に本会議に提出され、本会議における議論が行われた。最終日には最終案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.6) が示され、一部修正の上、勧告 6/4 として採択された。

勧告 6/4 は、進捗報告、複数年作業計画の改定、CBD 第 10 条 (特に CBD 第 10 条(c)項 (生物資源の利用慣行)) に係る新たな構成要素の導入、8(j)-WG の作業計画、指標、原住民及び地域社会の参加、能力構築、伝統的知識の文書化等のためのガイドライン、国連原住民問題常設会議 (UNPFII) の勧告等を含んでいる。勧告 6/4 の具体的内容は以下のとおりである。

<勧告 6/4>

- 作業計画の改正に関し、現在進行中のタスクを維持しつつ、能力構築や原住民及び地域社会の参加のためのメカニズム等を加える。

- 次回の第7回8(j)-WGは、CBD第10条（特に第10条(c)項）を条約の様々な作業計画等に組み込むために、新たな要素を加えた戦略を策定する。
- 将来の8(j)-WGに「主要な分野と他の横断的事項に関する詳細な意見交換」と題する新たな議題を組み入れ、第7回WGでは、利益配分、保護地域、生物多様性及び気候変動のうちの一つについて詳細な意見交換を開始する。
- 効果的な参加を目的とする地域社会代表アドホック会議を開催する。
- しっかりとした土地保有に関する指標の創設に係る意見聴取のために、加盟国、原住民及び地域社会の組織、国際機関等の関連する利害関係者を招聘する。
- 事務局長に対し、伝統的知識の文書化に関するツールキットの開発に係るWIPOの作業の完了を支援するために、UNPFII、UNESCO及びWIPOとの協力の継続を要請する。

3. 考察

(1) 今回の会合について

前述したとおり、今回の第6回8(j)-WGの検討議題のうち、ABSに係るIRに関する議論の結果としての意見（UNEP/CBD/WG-ABS/8/7）のみが翌週開催されたABS-WGに付託され、残りは全て次期COP10へと付託された。ABS以外の議題に関してはCOP10以前の最終勧告案となるだけに、今回の作業部会は非常に重要である。

今回の作業部会においては、先進国では、スウェーデン（EC代表）、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェーが、開発途上国では、ブラジル、マレーシア、ウガンダ（アフリカ代表）等が積極的に発言し議論をリードした。また、原住民及び地域社会の代表からの発言も相次ぎ、活発な議論が展開された。こうした原住民等の存在感が、本作業部会の大きな特徴である。

全体を通じ、伝統的知識専門家会合報告書等を進展させて、IRの中に伝統的知識に関するPIC、利益配分、慣習法の尊重等を盛り込もうとする開発途上国及び原住民の発言が続く中、スウェーデン（EC）、カナダ等がABS-WG及びCOP10の議論に影響を与えないように、CBDにおける第8条(j)項の規定内容の確認（第15条との相違点）、WIPOにおける議論の尊重等を主張し、文言等の修正・削除を求める形で進行した。こうした先進国対開発途上国という構図の他に、土地及び水域に関する言及、原住民及び地域社会のPIC取得、意思決定過程への参加等をめぐり、政府代表と原住民の意見の対立も見られ、これら国内問題に影響を与える項目についても論点となった。

これまでのCBDの会合では、ABS事項が作業部会の主要な議論の対象であったが、第8条(j)項に関する作業計画の見直しにおける議論を顧みても、2010年以降のポストCOP10が意識され始めていることが看取された。

(2) 今後の留意点

今後の交渉における留意点として、以下のような点が考えられる。

固有の制度の検討・起草は長期的タスクとなる可能性がある。CBD はこの事項に関してリードしてゆくと考えられていたが、その作業が滞る一方で、WIPO の下で交渉が進行している。本問題は既存の知的財産制度自体に対する挑戦でもあり、大きな課題であろう。また、知的財産に関しては、開発途上国及び原住民が会議を通じて「in the public domain」と「publicly available」の違いを度々強調しており、今後もこの点を強く主張し、伝統的知識を保護の対象とするよう求めてくることが予想される。そのため、これらの概念及び法的保護の可能性についての整理・検討が求められよう。

議題 5 に関しては、いくつかのブラケットは残しつつも倫理行動規範案が採択された。本倫理行動規範案は COP10 で採択される見通しで、採択されればボン・ガイドライン、Akwé:Kon ガイドラインに続いて、CBD 関連で作成された 3 つ目の任意の指針となる。法的拘束力は無いとはいえ、知的財産や利益配分に係る規定も含まれていることから、採択後の効果も見据えた分析が必要である。

その他、特記すべき点としては、ノルウェーが新しく ABS に関する国内法を策定したことを強調しており、同法を分析しつつ、ノルウェーの主張及び今後の動向を注視する必要がある。また、従来からアジア、アフリカ、南米の 17 か国で構成される「Group of Like-Minded Megadiverse Countries (LMMC)」が存在していたが、今回新たに LMMC 中のアジア太平洋の諸国により「Like-Minded Asia-Pacific Group」が結成された。これらの諸国の今後の動きには注意が必要であろう。

1-5. 遺伝資源に関連した伝統的知識に関する EU と国際商業会議所(ICC)の意見

生物多様性条約、第9回締約国会議における決定事項 IX/12 に従い、2009年6月16日～19日、インド・ハイデラバードにて「遺伝資源に関連した伝統的知識に関する法律・技術専門家グループ」の会合が開催された。この会合に提出された EU と ICC の意見を表にまとめた¹。

遺伝資源に関連した伝統的知識に関する EU と ICC ポジションの比較

	欧州連合理事会(EU)	国際商業会議所(ICC)
全体的コメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際的制度 (IR) 交渉において遺伝資源に関連した伝統的知識(ATK)に適切に取り組むことは重要。 ● 原住民・地域社会(ILC)は自らの発展の進路を選択する権利を有する。したがって、IRは、ABS への ILC の関与は国内のルールと国際的義務に従って要求駆動型(demand-driven)であるべきという認識に立つべきである。 ● EU は WG8 に向けての EU ポジションの構築において、「遺伝資源に関連した伝統的知識に関する法律・技術専門家グループ」の検討結果を参考にした。 	<p>遺伝資源に関連した伝統的知識 (ATK) の持続可能な商業化のための条件を創出するためには次の3点が特に重要である:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 類似した ATK を保有する第3者からの異議に耐えうる相互合意に ABS 利害関係者が達するための明確な枠組み。 ● 未来志向をする必要性。すでにパブリック・ドメインに入った情報を取り戻そうとしないこと。 ● 国の ABS システムは ILC の手続き・慣習に適切に付託し法的確実性・明確性・透明性を確保せねばならないこと。
a) 遺伝資源へのアクセス・利用と遺伝資源に関連した伝統的知識との関係は何か	<ul style="list-style-type: none"> ● この問題に対処するには CBD15 条と 8 条(j) が出発点となる。15 条は遺伝資源 (GR) にアクセスする際の事前の情報に基づく同意 (PIC) と相互に合意する条件 (MAT) の必要条件を規定している。8 条(j) は、加盟国の国内法に基づき、TK に関する措置(利益配分の奨励を含む)に言及している。ATK は 15 条の文脈にも関連する。 ● IR は GR 及び ATK に適用されるべき。これはボン・ガイドラインにも明記されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● GR に関する研究は ATK を利用せずに行われることが多い。 ● この問題の程度を明確にするために、調査項目について合意した上で事実に基づいた調査を行うべき。
b) 各種 ILC の手続きの幅を踏まえ、IR	<ul style="list-style-type: none"> ● IR は ILC の現状の手続き・慣習をいかに尊重し、承認を与えることになり得る 	<ul style="list-style-type: none"> ● ABS がコミュニティーの手続きに従ってなされ、ILC が PIC を与え、かつ関連する可能性のあるすべての ATK 保有者が相談を受ける

¹ CBD 事務局からは、UNEP/CBD/WG-ABS/8/2 (7 July 2009) として専門家会合の最終報告書が出されている。「資料編 (3) 生物多様性条約・アクセスと利益配分に関する国際的制度における遺伝資源に関連する伝統的知識に関する技術・法律専門家会合報告書」を参照。

<p>交渉は ATK 規制へのどのような実効的効果を念頭にいれるべきか</p>	<p>のか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その尊重・承認は国の意志決定手続きの法的確実性、透明性、信頼性に影響を与えるか。 ●IRが ILC に手続きの改訂を期待することはどの程度、受け入れ可能なのか。 ●他国にいる ILC が同一の ATK を保有する時、自国の意志決定をいかに機能させるか。 	<p>ことを確保するためには、各国の「政府窓口」と「権限ある当局」が役割を果たすのが最適である。</p>
<p>c) 各種 ILC の手続きの幅を特定し、ILC レベルでの慣習法による規制の程度と IR との関連性を調べよ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●このテーマについては、「遺伝資源に関連した伝統的知識に関する法律・技術専門家グループ」からの詳細情報に期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一国の地方の手続きを特定しそれを ATK の利用者へ周知することを確保するためには、「政府窓口」と「権限ある当局」を通じて中央政府が担当するのが最適である。 ●コミュニティ間での手続きの違いや国内法が認める程度が国ごとに違うため、IR は慣習法と地方の手続きに干渉すべきでないし、これらの事柄を規制しようとするべきでない。
<p>d) CBD15 条に基づく PIC と MAT の遵守措置は ILC による ATK の PIC をどの程度サポートするか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●現在交渉中のいくつかの措置は ILC による ATK の PIC の遵守をサポートすると考える。それは以下を含む。意識向上と情報交換活動、行動規範、ベストプラクティス、素材移転契約 (MTA) のモデル条項の分野別メニュー、国内法または国内枠組み、特許出願における原産地・出所開示の義務化に関する EU の WIPO への提案等。 	<ul style="list-style-type: none"> ●15 条の下で考えられる遵守措置(継続的な能力構築、書面による ABS 契約の締結、ABS 協定作成の際に利害関係者が利用できるモデル条項の開発、ATK データベースと登録簿など)は ILC の PIC をサポートすることも知れない。 ●ATK データベースと登録簿は、ILC の PIC を尊重したものであれば訴訟における証拠となり得るし、透明性と確実性を提供しうることから、GR と ATK に対する ILC の権利と慣習法の遵守を促進するために役立てることができる。
<p>e) ATK の越境的性格を念頭に置いて、ATK 保有者からの PIC 取得の要素と手続きを特定せよ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ATK 保有者の PIC と CBD15 条の文脈での PIC との区別。ATK にアクセスする際に ILC から PIC を取得せねばならないことを強く支持。しかし ILC からの PIC は CBD15 条の文脈での PIC とは区別を要する。後者は国家レベルの義務である。加盟国は GR へのアクセスの PIC を義務化しない事も可能。ATK はどう扱えるのか。 ●ATK にアクセスする際に ILC からの 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者が誠実に ABS の合意をした時、事後になって他国または他の ILC によって追加的な要求をされれば、利用者は GR や ATK の商業化に対する意欲を失うことになる、したがって、これは IR の下で許容されるべきでない。 ●ATK データベースと登録簿を利用すれば、ATK へのアクセスを一つの提供国の国内で行う場合でも複数の提供国を横断して行う場合でも、透明性と意識を高め PIC 遵守の確保

	<p>PIC 取得に関連する重要な要素。</p> <p>契約ルール of 守秘問題等を念頭に入れ、ILC の PIC 取得と MAT をいかに結合し得るかの検討が必要。書面の協定、利害関係者の能動的関与、IP と実施許諾、紛争解決、利益配分等の要素がある。</p>	<p>にむけて役立つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●WIPO への日本提案「相互運用可能な包括的な統合 ATK デジタルライブラリー(DL)システム」の開発は費用効果の高い方法であろう。インドの国内レベルでの ATKDL の開発はこの分野での当面のベスト・プラクティスである。
<p>f) 国際法において、ILC の PIC のための根拠はあるか。あるのなら、それを IR にどう反映させるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●CBD8条(j)、COP 決定 V/16と IX/13、ボン・ガイドライン(パラ 31 は ATK の PIC に言及)、先住民の権利に関する国連宣言(UNDRIP, 2007)10,11,19,28 & 29 条等々。 ●IR で関連法律文書に言及、加盟国の共通理解の記述、ILC の PIC 取得手順を含める等。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際私法が ABS 紛争の解決と執行のためのいくつかの道を提供しており、これを ILC も利用できる。 <p>(「遵守に関する法律・技術専門家グループ」の報告書は、国際私法の下で利用可能な選択肢について豊富な考察がなされている)</p>
<p>g) 実施上の問題点を念頭に置き、ATK を国際認証制度に含める場合の選択肢を評価せよ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国際認証制度の範囲、性格、内容、ガバナンス及び IR の他の要素との関係を含め、さらに詳細な検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国際的に認知された証明書(認証)」についての実際的な経験はない。ICC はこの選択肢に関して疑念を持っている。 ●認証システムに関する提案は、他の遵守メカニズムと同じレベルで、国内&国際レベルでの透明性、予測可能性、費用対便益バランスを具備すべきである。
<p>h) ABS の文脈において ATK をどう定義するか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●CBD は GR を定義しているが、TK あるいは ATK を定義していない。しかし、CBD は TK に言及している(例、前文のパラ 12 及び 8 条(j))。 ●ATK は CBD15 条と 8 条(j)のリンケージに関連してくる。その意味で ATK は 8 条(j)に含まれるコンセプトを暗に包含している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ATK をどのように定義するかを検討する際に、役に立つ定義とは以下の点を満たすものと考えたらよいのでないか。 <ol style="list-style-type: none"> ①何が保護され、何が保護されないのかについて合理的な確実性を提示すること。 ②その内容がどの程度まで保護されるのか、どの利用なら使用が自由なのか(例えば、単なる保持、私的な調査、研究目的の利用)について合理的な確実性を提示すること。 ③知識と権利主張者の間の明確な結節点を確立すること。 ④権利主張を正当化するための、比例性がありかつ合理的な必要条件を含むこと。 ⑤権利執行と紛争判決のための公平で効果的なシステムとしての寄与すること。

1-6. 中国の遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する政策と法令の現状

はじめに

2009年9月4～5日に中国北京市において、中国民族大学と中国環境保護省の主催により「伝統的知識と関連する生物資源の利益配分と文書化」に関するワークショップ(WS)¹(プログラムは資料参照)が開催され、10カ国及び1国際機関から61名が参加した。ABSに関する現状紹介と今後のあり方について意見交換を行った。

近年、中国がABSに関する政策と規制を急速に推進していることを考慮して、本稿はWSで得た情報や配布資料²に基づき、中国における遺伝資源へのアクセスと利益配分に関連する主な政策と法令の枠組みに焦点をおいてまとめたものである。

1. 中国におけるABSに関する政策的枠組み

2005年12月に、国務院は環境保護強化、及び科学発展ビジョンの実施に関する国務院決定を公布した。その中で、生態系の保護や遺伝資源の保護に関する法律の制定を加速させるよう勧奨している。この決定で、遺伝資源の損失を防ぐために遺伝資源の利用から生じる利益配分や生態学的補償の仕組みを早急に確立するよう要求している。

中国は生物資源の保護と管理のために部局(中央政府の省庁)間の委員会(Inter-ministerial Committee)を設置しているが、この委員会は環境保護部(Ministry of Environmental Protection)が中心となって運営し、農業、林業、科学技術、発展改革、財政、商務(国際貿易)等ほとんどの関係部局が参加している。この委員会の主な役割は、遺伝資源の種類によって管理を所管する部局も異なるため、遺伝資源の保護及び管理に関する法令や政策の策定と実施を調整することである。

1.1 生物資源の保護及び管理の強化に関する国務院通知

2004年3月、国務院は、生物資源の保護及び管理の強化に関する通知を公布した。この通知では15の具体的な政策や行動が明らかにされ、その多くがABSと密接に関連している。

① 生物資源の輸出の許可に関する仕組みや規則の改善

生物資源の輸出の管理と監督が強化される。中央政府の部局間や中央政府と地方自治体の間で、関係する情報を共有できるよう全国規模のネットワークが設置される。中国国内における

¹ The Workshop on Benefit-sharing and Documentation of Traditional Knowledge and Associated Biological Resources. 参加国は10カ国、1国際機関から61名(中国45名、日本3、ドイツ3、マレーシア2、米国2、オーストラリア1、インド1、エチオピア1、フィリピン1、英国1、国際機関1。日本からはJBA炭田と藪崎、及び最首太郎氏(水産大学校)が参加。

² 薛達元、蔡立杰：China's Legal and Policy Frameworks for Access to Genetic Resources and Benefit-Sharing from their Use, *Review of European Community and International Environmental Law (RECIEL)*, Vol. 18, No. 1, 2009.

外国の機関又は個人による生物資源へのアクセスは、中央政府の関係部局の許可を得なければならず、関係するすべての情報やデータの写しを国の環境部門に提出しなければならない（同通知の第 6 項を参照）。

② 輸出入される生物資源に関する調査及び検査の制度の確立

生物資源を国外に持ち出し、郵送及び輸送する場合には、国の関係当局の許可を得なければならない。保護種又は絶滅危惧種の輸出には、絶滅危惧種の国際取引の承認を得るために国の機関の許可を得なければならない（同通知第 7 項を参照）。

③ 生物資源を用いた国際協力における管理の強化

生物資源を用いて国際協力プロジェクトを実施し、あるいは生物資源を外国の機関又は個人に提供する際には、双方の責任、権利及び義務を明記した契約を締結しなければならない。中国の研究機関及び人員の研究への協力と参加から得られる利益配分が保証されなければならない。研究活動は基本的に中国国内で実施されるものとする（同通知第 8 項を参照）。

④ 関係法令の整備

生物資源の採取、取引や交換、及び生物資源を用いた研究・開発活動を規制するため、現行の法令を拡充し、あるいは必要に応じて新たな法令を整備する取り組みが進められる。野生の生物資源を直接的に商業目的で利用することは厳しく制限され、栽培又は飼育された資源を利用することが奨励される（同通知第 13 項を参照）。

1.2 中国の知的財産権保護戦略

2008 年 6 月に、中国は遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する知的財産権の問題に重点を置いた知的財産権戦略を立ち上げた。これは遺伝資源に関連した 2 つの重要な目標を含む。一つは、遺伝資源の喪失や無秩序な利用を防止するために、遺伝資源の保護、開発及び利用の仕組みを改善することである。この目標を達成するために、ABS に関する合理的な仕組みの確立を目指し、遺伝資源の保護者、開発者、利用者の関係調整が行われる。提供者が十分な情報を通知される権利が保障されなければならない。もう一つは、伝統的知識の保護に関するシステムを設けることである。このために、伝統的知識の文書化、継承及び一層の発展を確保するための支援が提供される。伝統医薬に対する知的財産権の管理や保護が強化され、伝統的慣行の保護、開発及び利用も促進される。この戦略では、遺伝資源及び関連する伝統的知識を保護するために、特許法、著作権法及び商標法を早めに改定し、必要に応じて新たに法令を定めるべきであると勧告している。

1.3 中国の生物資源の保護及び利用に関する国家計画

国家環境保護総局（現在の環境保護部）は、生物資源に関する 2 年間の全国調査を基に、2007 年 11 月に生物資源の保護及び利用に関する国家計画を発表した。これは、各種の生物資源を種や遺伝子のレベルで保護し、利用する際に直面する諸課題に対処するため作成された包括的な文書で、様々な段階での目標や、措置、重点活動を明らかにしている。その中の多くが遺伝資源に関連するものである。重点活動 6 は ABS に対応するもので、次の措置やプロジェクトを今後 10 年間で実施することになっている。

- 生物資源及び関連する伝統的知識に関する知的財産権の保護のシステムを設ける。
- 特許の申請者に対して遺伝資源の出所を開示し、原産地証明又は出所の合法性の証明を提示することを義務付ける制度を確立する。
- 遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスに関する情報を処理し保存する機関やクリアリングハウス・メカニズムを確立する。
- 遺伝資源及び伝統的知識の目録を作成し、それらの保護を支援するデータベースを確立する。

1.4 中国の生物多様性国家戦略草案と最新の行動計画（2008 年～2009 年）

中国は生物多様性国家戦略の策定と生物多様性行動計画の改定も進めており、「遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から生じる利益の衡平かつ公正な配分を達成すること」が主要な目標の一つとされている。戦略案では、今後 5 年間でこの目標を達成するためにかなり包括的な法制度と仕組みを確立し、これらの法律や仕組みを実施するために今後 10 年間で実際的な措置を講じることを提案している。この段階での主な行動として次のものがある。

- 遺伝資源を保存するシステムを確立する。
- ABS を管理・規制する機関を含むシステムを確立する。
- 遺伝資源の輸出入を管理するシステムを確立する。

2. 中国における ABS に関する法的枠組み

中国はこの 20 年間に生物種や天然資源の保全に関してかなりの数の法令を立案、制定してきたが、そのほとんどはこれら資源の国内での管理原則やルールを示すもので、遺伝資源の採取や取引にはほとんど触れておらず、ABS に言及しているものはほとんどない。中華人民共和国牧畜法（2005 年 12 月 29 日採択）に、はじめて、家畜遺伝資源の ABS を取り上げた規定（第 16 条）が盛り込まれた。これに関連して、2008 年 9 月に中華人民共和国家畜遺伝資源の輸出入と対外協力研究利用に関する審査許可方法が制定された。また、遺伝資源の出所の開示を特許出願者に義務付ける特許法の改正も重要な動きである。

法令は三つのカテゴリーに分けられる。第一は「国法」（全国人民代表大会で採択されたもの）である。これには、牧畜法、種子法、野生動物保護法、改正特許法が含まれる。第二は「行

政法規」(通常、一ないし複数の部門又は部門横断的な政府部局が提案し、国務院が承認する)である。これには、野生植物保護条例、絶滅危惧野生動植物輸出入管理条例、家畜遺伝資源の輸出入と対外協力研究利用に関する審査許可方法が含まれる。第三は一ないし複数の政府部局によって公布される「行政規章」で、例えば、農業部(Ministry of Agriculture)が2003年6月26日に公布し2003年10月1日に施行した農作物生殖質資源管理弁法等がある。

2.1 改正特許法における特許出願者の遺伝資源の出所開示要件

2009年10月1日に施行された改正特許法には、総則の第5条として次のような文言が新たに加わった。「遺伝資源へのアクセス及びその利用に関する法令に反する方法で遺伝資源を用いた発明又は新技術については、特許は付与されない。」

第26条には発明又は新技術に用いた遺伝資源の原産地の開示を特許出願者に義務付ける項が新たに追加された。第26条5項には次のように記されている。「遺伝資源を用いる当該発明又は新技術の特許を出願する者は、用いる遺伝資源の直接の出所又は原産地を出願書類において開示するものとする。開示できない場合には、その理由を示さなければならない。」

2.2 家畜遺伝資源の輸出入と対外協力研究利用に関する審査許可方法

家畜遺伝資源の輸出入の規制と研究における国際協力に関する一連の規則が公布され、2008年10月1日に施行された。これらの規則は牧畜法に基づいて定められたもので、家畜遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益配分をどのように規制すべきかについて規定されている。その主要な規定は次のとおりである。

第6条：保護リストに記載されている家畜遺伝資源の輸出は、次の条件を満たす場合に認められる。(a) 使用目的が明示されている、(b) 家畜遺伝資源の保護及び利用に関する国家計画に定める目標及び目的に合致している、(c) 国内の畜産生産並びに畜産品輸出に脅威とならない、(d) 利益配分に関して適切な取決めがなされている。

第7条：保護リストに記載されている家畜遺伝資源を輸出しようとする機関又は組織は、申請書を次の書類とともに牧畜及び獣医の管理を所管する地方自治体又はそれに準じる地方の当局に提出するものとする。(a) 当該輸出に関して署名される契約書又は許可合意書、(b) 輸入者が提示する利益配分取決めの詳細が記載された書類。

第8条：中国国内又は国外において、保護リストに記載の家畜遺伝資源を用いて外国の機関又は個人と共同で研究を行う場合には、次の条件を満たさなければならない。(a) 共同研究の目的、範囲及び期間が明確に定められている、(b) 共同研究は家畜遺伝資源の保護及び利用に関する国家計画に定める目標及び目的に合致している、(c) 知的財産権の所有権が明確であり、

研究成果の配分に関する取決めが妥当である、(d) 共同研究が国内の家畜遺伝資源及び国の生態学的安全保障に脅威を及ぼさない、(e) 利益配分の計画が合理的である。

家畜遺伝資源を用いて外国の機関又は個人と共同で研究を行う国内の機関は、教育及び研究機関でなければならない、また、法人格を有する単独出資の中国企業（全額を中国人投資家が出資する会社又は事業で、中国と外国企業の合弁事業は含まれない）でなければならない。

第 9 条：申請書の提出に際し、中国の機関又は個人は次の書類を示すものとする。(a) プロジェクトの実現可能性調査報告書、(b) 共同研究の契約書、(c) 外国の協力先との合意済みの利益配分の方法。

第 10 条：新規に発見された中国固有の家畜遺伝資源であるがまだ確定していないもの、又は牧畜及び獣医を管理する国家当局によって、輸出が禁止されている家畜遺伝資源を利用した共同研究は認められない。

第 16 条：共同研究活動を実施する過程で、研究の目的及び範囲、共同研究の期間、知的財産権の所有権及び研究成果その他の利益配分方法を変更する必要があるときは、所定の手続きに従い、新たに申請書を提出するものとする。

これらの規定が示すように、利益配分の取決めを設けることが家畜遺伝資源の中国からの輸出や、家畜遺伝資源を用いて国際共同研究を行う際に満足しなければならない共通条件の一つとなった。

2.3 種子法

種子法（2000 年 7 月公布）では、第 2 章の 1 項が「生殖質資源の保護及び利用」に充てられている。種子法にいう生殖質資源とは「作物品種」及び「品種の近縁野生種」をいう。種子法には中国の国家主権の原則が盛り込まれている。第 10 条は、国は遺伝資源に対して国家主権を行使するため、外国の機関又は個人に生殖質資源を提供しようとする機関又は個人は、農林業を所管する国家当局から許可を得なければならない、と規定している。

生殖質資源へのアクセスに関して、種子法第 8 条は、いかなる機関又は個人も生殖質資源を所有又は破棄してはならないこと、また、天然の生殖質資源の採取及び育成は認められないことも定めている。科学研究など特別な必要のために採取や育成を行う場合には、農林業を所管する国又は地方自治体の当局から許可を得なければならない。

2.4 農作物生殖質資源管理弁法

農業部 (Ministry of Agriculture) は、種子法の実施を徹底するため、2003 年 6 月に農業に用いる生殖質資源の採取、保存及び情報の管理を規制する農作物生殖質資源管理弁法を公表した。この規則は、農業に用いられる生殖質資源の採取に関して、野生種及び近縁種、並びに国の保護植物リストに記載されている絶滅危惧種の採取のほか、保護地域及び生殖質苗圃での採取を禁止している。上記の生殖質資源を科学研究及びその他特別な必要のために採取するには、許可を得る必要がある。外国の機関又は個人は、許可なしに中国国内で農業用生殖質資源を採取することはできない。農業用生殖質資源の国外への持ち出し、及び国際共同プロジェクトにおける利用には、許可を得なければならない。また、国内の関係部局に登録されていない生殖質資源を保有する機関又は個人は、指定された国の機関で保存するためにそれらを提出することが義務付けられる (同規則第 14 条を参照)。

この規則は農業用生殖質資源に対する国家主権の原則も強調しており、外国の機関又は個人に生殖質資源を提供しようとする機関又は集団に対し、農業を所管する地方自治体の当局を通じて農業部の許可を得ることを義務付けている。外国の機関又は個人への提供が許可された農業用生殖質資源の管理に際しては、分類システムを採用するものとし、農業部が当該生殖質資源のリストを作成して定期的に更新する (同規則第 28 条を参照)。

2.5 野生動物保護法

野生動物保護法 (1988 年 11 月採択、1989 年 3 月 1 日施行、2004 年 8 月 28 日改正) において、野生動物資源に対する国の所有権が定められたが、その一方で機関や個人は引き続き養殖、繁殖、狩猟及び捕獲の権利を有している。野生動物資源の利用に関しては、野生動物の取引に関する許可制度等、許可や割り当ての制度が定められた。この法律では外国人による野生動物資源へのアクセスに関して、特別な許可制度も定められた (第 26 条を参照)。保護野生動物及びその産物の国際取引については、この法律の第 24 条に従い、野生動物資源の管理を所管する国の関係当局から許可を得なければならない。また国の機関が発行する、絶滅危惧種の国際取引を認める取引許可書を得なければならない。輸出される野生動物が、絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES、ワシントン、1973 年 3 月 3 日) で取引が禁止又は制限されるリストに記載されている場合には、CITES の関係規定や規則も適用される (第 24 条を参照)。

2.6 野生植物保護条例

野生植物保護条例 (1997 年 1 月採択) では、この条例の別紙に記載された国家一級保護野生植物の採取が禁止された。こうした野生植物を科学研究、人工栽培その他の目的で利用するために採取する場合は、関係する地方自治体又はそれに準じる地方政府部局の許可、及び野生

植物の管理を所管する国の当局又は権限ある機関から採取許可書を得なければならない。またこの条例は、上述の採取を行う機関又は個人は、採取許可書に定められた種類、数量、場所、期間、方法に従って採取しなければならないことを重ねて規定している（第 17 条）。

保護野生植物の国際取引に際しては、野生植物資源の管理を所管する地方自治体及び国の当局から許可を得なければならない。税関当局は、関係当局が発行する許可書が添付されている場合にのみ、輸出を許可することができる。新規に発見された、もしくはまだ同定されていない貴重な野生植物の輸出は禁止されている。外国人は中国国内の保護野生植物を採取し又は購入することは認められない点に注意が必要である（第 21 条を参照）。

2.7 絶滅危惧野生動植物輸出入管理条例

絶滅危惧野生動植物輸出入管理条例（2006 年 4 月採択、2006 年 9 月 1 日施行）は、野生動植物の取引に関する上述の原則や規則をさらに裏付けるものである。例えば第 6 条では、絶滅危惧種の商業目的での取引の禁止を明確に定めている。科学研究、栽培・養殖、文化交流その他の目的で絶滅危惧種の輸出入を行うには、野生動植物の管理に関する国の当局の承認を得なければならない。これは、CITES において取引が禁止又は制限されている種についても適用される。第 9 条には絶滅危惧野生動植物及びその製品の輸出の条件が規定されており、(a) 取引は生態学的安全保障の要求と公共の利益を満たさなければならない、(b) 製品の出所は合法的でなければならない、(c) 申請者が提出する書類は有効でなければならない、(d) 輸出する種及び製品が国の禁止リストに含まれていない、(e) 取引は国の関係当局が公表するその他の条件を満たしていなければならない、とされている。条例の第 10 条でも、(a) 輸入又は輸出契約書、(b) 絶滅危惧野生動植物及びその製品の名称、種類、数量及び用途に関する詳細、(c) 絶滅危惧動物の生体の輸送設備に関する資料、(d) 国の関係当局が要求するその他の書類、の提出を申請者に義務付けている。

3. 今後の課題

3.1 管理システムや機関の整備について

関係部門間の調整のために部局間委員会（中央政府の省庁間委員会）が設置されており、この委員会の主なメンバーは部長（大臣）か副部長（副大臣）であり主要な政策決定を調整する。ただし、これは調整機関であり ABS の日常的な管理を取り扱う機関としての役割は果たさないため、ABS に関する具体的な作業に対応する機関を各レベルで設置することが急務であると考えられている。

3.2 法制度について

現行の法令の大部分は個別のカテゴリーの天然資源の管理に対処するものであり、天然資源全体、あるいは関連する諸問題に対処する包括的な法令ではない。また、水産資源等は現行の

法令の適用対象となっていない。微生物の保護や利用について適用される法令はない。

これら法令の大部分には保護のための措置が規定されているが、それらは保護地域やジーンバンク、生殖質の保存施設の設置、あるいは資源の輸出入を管理する措置に限られている。1993年に中国が CBD を批准して以降、いくつかの法令に CBD の重要な原則が組み込まれてきた。例えば、2000年種子法には、「生殖質資源に対する国家主権」の原則が盛り込まれている。しかし、利益配分に関する概念については、2005年に牧畜法が採択されるまでいずれの法律にも取り入れられていなかった。牧畜法は利益配分に関する概念に触れているが、そのための具体的な措置は規定していない。ただし、特許法の改正、家畜遺伝資源への ABS に関する条例の公布等、すでに実質的な措置が講じられている。

おわりに

中国は ABS に関する今後の具体的な施策を現在、検討中であるが、WS での発表と情報交換を踏まえれば、以下のような方向性を持つのではないかとと思われる。

- ① 政府省庁の ABS 所管の分担体制は現状維持。現在の省庁による管轄分担を維持する。
- ② 中央政府の環境保護部が全体調整の役割を担当。環境保護部の下に国家 ABS 局を設置する。
- ③ 国家 ABS 委員会及び ABS 科学技術諮問委員会を設置する。
- ④ 中国人(内国人)に対する ABS 手続き：
学術用アクセスは地方自治体レベルでの申請・登録制とする。商業目的のアクセスは地方自治体レベルでの申請、国家レベルでの許可制とする。
- ⑤ 外国人に対する ABS 手続き：
国家 ABS 委員会(中央政府)への書面による申請を義務付ける。
- ⑥ 利益配分：
申請者と権限ある当局間での契約による。国内学術用アクセスは対象外とする。
- ⑦ 中国は、CBD 下で交渉されている ABS に関する国際的制度については、アクセスを規制しつつ利益配分により重点を置くものとしたい、との意向であると推測される。

日本にとって、中国との共栄と競争は避けて通れない道であるから、今後、時間をかけて「中国を知る努力」を積み重ねることが必要である。その一助として、ABS に関する日中交流による情報と意見の交換を行うことが、双方にとってプラスになると思われる。

セッション 1：生物資源及び関連する伝統的知識(TK)のための国際的制度の国際並びに国内実施における課題

- Prof. Gurdial Nijar(マラヤ大学)：ABS 国際的制度交渉と ABS 国内実施に対する意味
- Mrs Chee Yoke Ling(Third World Network): 知的財産権の意味

セッション 2：ABS 政策と立法における各国の経験

- Ms. Jojo Carino(フィリピン Tebtebba 財団): 世界と国内の TK と ABS に関する原住民の視点
- Mr. Geoff Burton(前オーストラリア環境省、現国連大学高等研究所コンサルタント): 遺伝資源及び関連する TK の ABS 政策と立法におけるオーストラリアの経験
- Mr. Wondwossen Sintayehu(エチオピア環境保護庁): 遺伝資源と関連 TK の ABS 政策と立法におけるアフリカとエチオピアの経験
- 炭田精造&最首太郎: 遺伝資源と関連 TK の ABS 政策と立法における日本の経験
- Dr. V. K. Gupta(インド CSIR): 遺伝資源と関連 TK の ABS 政策と立法におけるインドの経験
- Prof. Dayuan Xue(中国民族大学): 中国の ABS 問題に関する既存の政策と立法
- Prof. Tianbao Qin(武漢大学): 遺伝資源と関連 TK に関する中国の ABS 規制の起草状況と問題点
- Dr. A. Wilkes(World Agroforestry Cenyer 北京事務所、専門家): 地方での ABS 法の必要性和雲南省少数民族区域における利益配分の事例
- Ms Li Li(貴州原住民文化センター): 地方での ABS 法の必要性和貴州省少数民族区域における利益配分の事例

セッション 3: TK、定義、文書化及びデータベース

- Dr. V. K. Gupta: インドにおける TK の定義とデジタル・ライブラリーの紹介
- Ms. Jojo Carino : TK の概念と文書化の必要性に関する原住民の視点
- Dr. Lun Yi(雲南省生物多様性原住民知識センター): 雲南省における TK 分類、文書化、脅威及び保護行動の現状
- Mr. Wondwossen Sintayehu: エチオピアにおける TK の定義と文書化
- Mr. Geoff Burton: オーストラリアにおける TK の定義と文書化
- Prof. Gurdial Nijar: TK と ABS 問題－国際的及び国内的視点
- Prof. Dayuan Xue: 中国における TK の定義と分類システム
- Dr. Guo Luo(中国民族大学): 中国少数民族地域の民族グループにおける TK の文書化
- Dr. Mr. Cao Bing(中国民族大学): 中国の民族グループの TK データベースの確立
- Prof. Liu Xinming(国家伝統中国医学庁): 伝統中国医学の保護のための考察

1-7. カナダ、ブリティッシュ・コロンビア州と連邦政府の ABS に関する調査

2009 年 9 月、カナダ国における遺伝資源アクセスの手続きと法整備について、現地調査を行った¹。以下にその結果を報告する。

1. 面談先

Ministry of Forests and Range, British Columbia
PO Box 9518 Stn Prov Govt, Victoria BC V8W 9C2 Canada
2nd Floor, 727 Fisgard St., Victoria, BC. Canada

Biodiversity Convention Office, Environment Canada
351 St. Joseph Blvd., PVM 9th Floor Gatineau, QC K1A 0H3 Canada

2. 概括

ブリティッシュ・コロンビア州(以下 BC 州)における生物資源アクセスの現時点での最適、かつ現実的解決法は、1) 州立公園・保護地区、国立公園で許可を得て行うか、2) 私有地で所有者の許可を得て行う方法である。公園以外の州政府所有地では許可は基本的に不要であるが(不法侵入にならなければ)、許可がいないから許可証は得られない可能性がある。また原住民所有地で採集するのは非現実的であるというのが BC 州政府担当官の意見であった。

なお現時点では目的が学術研究であろうと応用であろうとアクセスの方法、許可の条件は変わらないとのことだった。ただし、木材の伐採などは別の規制がある。基本的には食用キノコ採集は、許可は不要である。

一方、連邦政府での面談では、カナダは ABS の制度、ルール策定の途上であり、連邦政府、州政府それぞれ矛盾のない施策を採ろうと努力している、と担当官は語った。現時点でのアクセスについては BC 州政府担当官の意見と同じだが、公園以外の州政府もしくは連邦政府の土地において、許可が不要というのは ABS に関してのことであり、別の様々な規制があり、それをクリアする必要がある。したがって、許可証は得られるということであった。さらに、原住民所有地あるいは準州政府の土地は、ABS について独自の規制を強いているのでそれに従えばよい。ただし連邦政府としては、彼らとの仲立ちはしないという解答であった。

¹ この調査は本事業タスクフォース奥田徹委員(玉川大学)に依頼し、実施・報告された。

表 1 調査項目と結果

調査項目	調査結果
学術研究の場合のアクセス方法	公園、保護区の場合の申請書がある
商業目的の場合のアクセス方法	応用研究なら上記と同じ、キノコ狩り、木材の伐採は別の許可が必要
探索が陸地の場合のアクセス方法	土地がどこの所有かに依存する
探索が水系の場合のアクセス方法	海洋は連邦政府、淡水は州政府の管轄下にある
アクセスルール等の文書があるか	連邦政府の小冊子と Quebec 州のパンフレット入手、どちらも宣伝用でルールではない
アクセス申請フォームなどのサンプルがあるか	公園、保護区の申請書がある
カナダ国との共同研究の場合のアクセス申請方法	同上
単独でのアクセス申請方法	同上
BC 州の ABS 政策策定の進捗状況	議論中、時間がかかる。他の州より遅れている
カナダ連邦政府および他州の ABS 政策策定の進捗状況	議論中

表 2 土地の管理と担当部署

土地	アクセス担当部署とコンタクト方法
連邦政府管轄地	公園を含む保護区とそれ以外の土地で異なる
州政府管轄地	同上
先住民管轄地 準州	Indian & Northern Affairs Canada 準州政府 Wildlife Management Board
私有地	土地の所有者の許可



図 1 環境省

上：BC 州 Victoria の環境省



下：Ottawa、連邦政府の環境省の建物

■ Ottawa 連邦政府の環境省

カナダの national focal point (NFP) である。ABS に関しては、連邦政府、州政府それぞれ責任部署は異なるし、遺伝資源へのアクセスは連邦政府でも省によって異なった分野と責任がある。例えば環境省は国立公園や保護地区で鳥類保護区などが守備範囲である。したがって、公園などで採集する場合には環境省にコンタクトするのが適当である。国立公園にアクセスする場合には Parks Canada Agency が適当である。各公園には Parks Office がある。Natural Resources Canada が所有する土地では所有部署にコンタクトする。Agriculture Canada も遺伝資源の大きな供給者であり、利用者である。Dept of Fishery & Oceans は海洋資源に責任がある。詳細はそれぞれにコンタクトする必要があるが、NFP にコンタクトすればどこへ行けばよいかわかる。

■ 連邦政府と州政府、その責任範囲

カナダの現在の政治権力は連邦と州に分かれている。行政区は 10 の州 (province) と 3 つの準州 (territory) に分かれている。Yukon、Northwest、Nunavut が準州である。連邦政府と州政府は良い関係にあるが、independent でありお互いに干渉しない。

連邦政府の責任範囲は国家的重要事、安全、防衛、国際貿易、国際関係、金融、漁業、海洋、公園、工業、原住民である。

一方上記以外のことと天然資源の管理は州政府の責任下にある。後者の例外は海洋の漁業資源で、これは連邦政府の管轄下にある。淡水 (河川) は州政府の管轄下であり、淡水の動物・植物はすべて州政府であるが、サケやマスの遡上経路については連邦政府の責任である。

BC 州、とくに Vancouver 島は太平洋に面しており、16 世紀に英国人がマゼラン海峡を経て北上、到達、入植した経緯がある。その後スペイン人、ロシア人が入植した。カリフォルニアのゴールド・ラッシュのあと、Yukon 準州やアラスカがゴールド・ラッシュとなった。



カナダ教育委員会によれば、カナダは意外に識字率が低い (Time Colonist Tuesday, September 8, 2009, pA9)。約半数のカナダ人は、バスの時刻表、医薬品その他の説明書、職場の技術的説明を理解するなどの読み書きができない。理由は教育の機会不均等と多くの移民のためとしている。ちなみに、2003 年の調査に寄れば、16 歳以上の識字度はカナダ全体で 48%がレベル 2 以下で、各都市では Toronto が 50%、Montreal が 50%、Quebec 市が 47%である。一方 Vancouver は 41%、Calgary35%、Victoria31% (最低) と西海岸の方が、識字率が高いことがわかる。

3. カナダの ABS

カナダは ABS について法制化、ガイドラインを含め、国として州としてどうあるべきかを現在検討中である。特に利益配分については何も決まっていない。2005 年に ABS Policy in Canada という小冊子を出版した。しかしこれはガイドラインでもルールでもなく、問題点の列挙である。カナダは広い国で、州によって種々の事情も異なるので、ABS について単一の見解に基づく施策をとりたくてもなかなか困難である。当面の生物資源アクセスは以下に説明する方法で行えばよいが、今後どうなるかは常に注視してほしい。担当者同士は議論をし続けているが、生物多様性条約や ABS は政府、政治家にとって優先度の高いものではない。実際、生物多様性条約を知っていても ABS を知らない政府関係者は多い。ABS 担当者が起案をあげても、必ずしも注目してもらえない。その意味で今回のように海外からカナダの ABS に興味を持ってもらうのは担当者としてはありがたいと語った。

ABS の議論の進んでいる州は Quebec 州と Ontario 州である。東海岸はバイオテク企業や大学も BC 州に比べて多いので、関心は高い。しかしまだ制度はない。Quebec 州では 2008 年に A practical tool for decision-makers and users of genetic resources という宣伝のパンフレットを作った。これはあくまで ABS の解説書である。Quebec 州の ABS 専門家は Michel Provencher 氏、Ontario 州の専門家は Dale Scott 氏である。

BC 州の場合、その土地の 95%は Crown Land (女王の土地) であり、そのほとんどは州政府、極めてわずかが連邦政府の土地、3%が私有地、残りが First Nations²のもので、彼らの政府 (Nisga) が管理している。BC は First Nations と戦争をしたことがない。他の州と比べると良い関係であるが、現在 Treaty Settlement を検討中である。

原住民は TK や ABS に非常にセンシティブである。BC 州内の First Nations の土地での採集は、彼らと個人的に親しくならなければ許可は得られないだろう。現実問題としてはやめた方がよいとのことであった。

² First Nations とはカナダの原住民を指す言葉で、Inuit とか Metis ではない。Metis はフランス人毛皮交易者とインディアン又はイヌイットとの混血。後にイギリス人毛皮商人を父とする者も広義にはこう呼ばれるようになった。現在カナダ全土で 600 以上の First Nations 政府もしくは管轄群があり、その半数はオンタリオ州と BC 州にいる。彼らは多数の多様な民族的グループから成っている。(http://en.wikipedia.org/wiki/First_Nations)

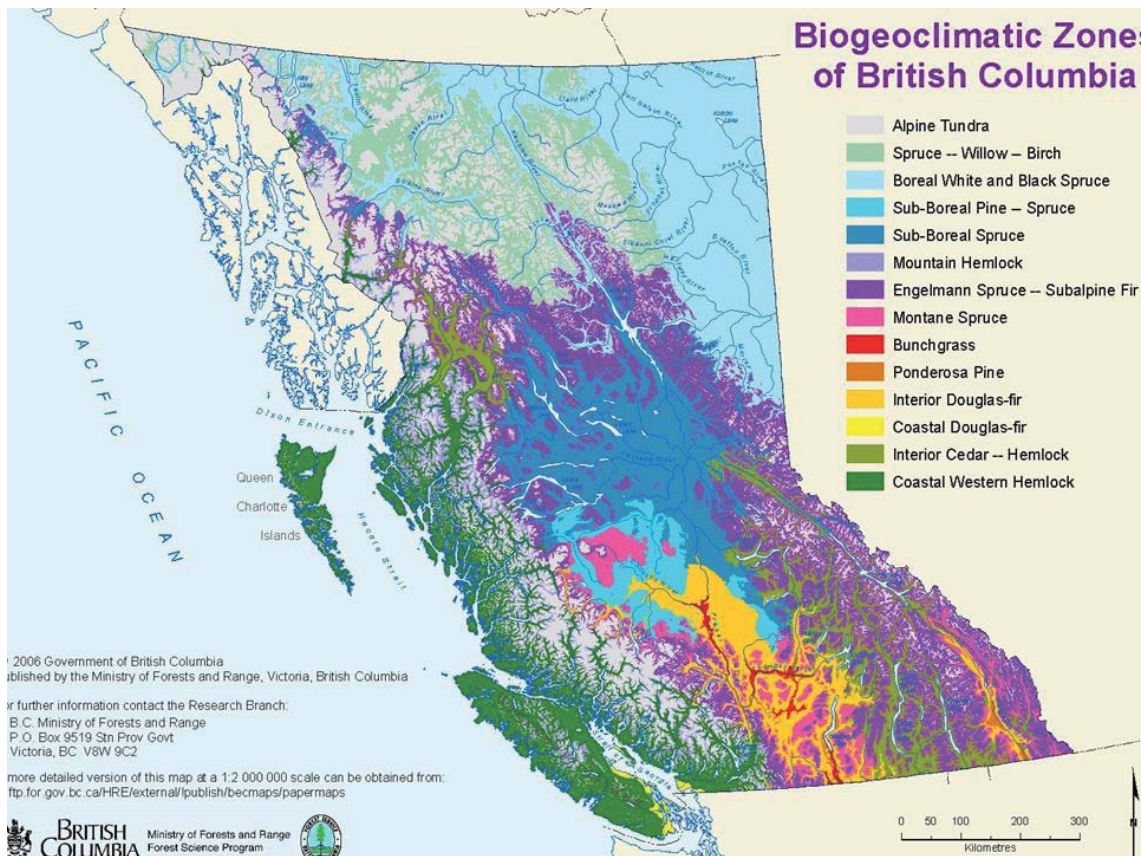


図2 BCの植生図

BC州はカナダの中でもっとも生物多様性に富んだ植生をもっている。すなわちアルプス・ツンドラ、北方の乾燥した草原、南の雨林など多様である。実際カナダの鳥類や植物の半数はBCに生息する。BCの60%は森林、12%は公園である。公園と保護地区には Forest & Range Practice Act があり、研究用に植物や土壌を採集するには利用許可 (Park Use Permit) が必要である。申請書は下記のサイトにある。 <http://www.env.gov.bc.ca/pasb/index.html>

研究・教育目的なら無償で、許可が下りるのに60日はかかる。申請は各公園事務所 (Park Office) にて行う。Park Office は大きい公園なら各公園に、小さい公園はまとめて代表オフィスがある。Vancouver 島では Office は数カ所で、多くが Victoria にあるはずである。許可が下りたら研究の成果をどのように使おうと干渉されない。すなわち基礎研究、応用研究、製品開発の差は無関係。最初の許可で例えば医薬品開発が可能である。将来、カナダが学術研究と応用研究を区別するか現時点では不明である。なお公園内では商業目的の場合、別の許可が必要である。この場合の商業目的とはキノコ狩りをしてそれを売るという場合のことで、微生物探索を行い、製品開発をするというのは商業目的ではなく、研究目的である。

アクセスする人がカナダ人か外国人かは区別しない。カナダの機関と共同研究していても同

じルールが適用される。ただ共同研究機関がカナダならば、どことコンタクトすればよいかにより簡単にわかるという程度である。

BC 担当官曰く、公園外でキノコ、イチゴ、葉っぱを採集する場合、**Crown Land** に関する限り、**ABS** の許可は不要である。実際キノコ狩りをしてそれを販売するのに許可申請も許可証も不要である。しかし連邦政府担当官曰く、規制がないわけではない。例えば **Crown Land** で何をどうするのかによるが、侵入するには何らかの許可が必要である。例えば伐採するには許可が必要。ただ規制は少ないことは事実である。規制がないから許可証は得られないかどうか、カナダは広いからわからないが、管理しているところに聞いてみる必要がある。またそこで何を採集するのかにもよる。例えば絶滅危惧種や希少種を集める場合はまた異なる。特定の種を集めたい場合、連邦政府も公園を所有しているので、例えば **Pacific Rim Reserve** で採集するには許可が必要である。

私有地の場合はかなり異なる。私有地で採集する場合はその所有者の許可を得れば、州政府だろうと連邦政府だろうと、なにも口を差し挟まない。ただし、動物と、いわゆる絶滅危惧種は例外である。動物は、アメリカではその土地の所有者のものであるが、カナダでは政府のものである。また絶滅危惧種も同様に土地所有者の許可の上に、政府の許可が必要となる。

一方、大学研究室のライブラリ、植物園、博物館、**Canadian Forest Service** などの **ex situ collection** の場合は政府の管轄下から完全に離れる。すなわちそれぞれの標本の所有者の許可を得れば、入手できる。

■ 準州

準州 (**Territory**) には、独自の政府があり、他の州 (**Province**) とは多少違う。彼らは自分の土地に責任と義務を持っている。連邦政府は責任がない。彼らは **ABS** ルールを策定しており、もしアクセスする気があるならばそれに従う必要があり、まず準州政府にコンタクトする。**Wildlife Management Board**³などがアクセスをコントロールしている場合もある。

■ 原住民 (**First Nations**) の **reserve land**

州の中にあり原住民と協定を結んで原住民が居住し様々な権利を与えられている土地、非常に複雑である。そこが連邦政府の土地の場合は、まずコンタクトすべきは **Indian & Northern Affairs Canada**⁴である。法的にはこの部署の責任であるが、実際上はその住民がコントロールしている。

さらに現在州内に 16~20 の **Self government** がある。交渉中の所もあるので、将来は増加

³ <http://www.nwmb.com/english/>

⁴ <http://www.aicn-inac.gc.ca/index-eng.asp>

する。ここでは政府との交渉の結果、土地を原住民が管理している。Indian & Northern Affairs のウェブサイトにてこの土地はどこの責任かという地図がある。

準州も原住民の土地も直接彼らとコンタクトを取り、目的を説明するのがよい。だが TK の場合はさらに複雑である。なお連邦政府は、彼らの focal point を教えることは出来るが、仲介はしない。

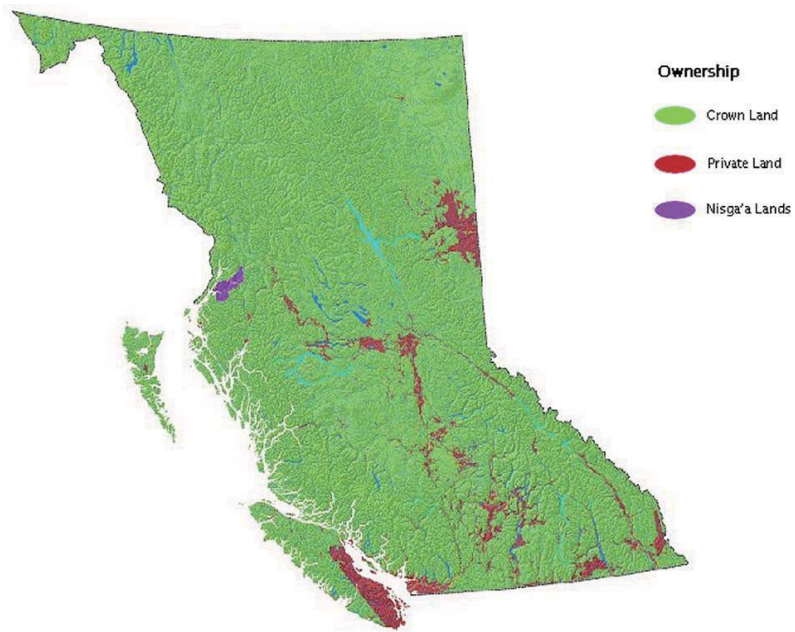


図3 土地の所有者

図 4 公園の許可申請書



Ministry of Environment

**RESEARCH & EDUCATION
PARK USE PERMIT APPLICATION**

Research and educational activities may only be undertaken in an ecological reserve, protected area or provincial park (referred to in this application as a "protected area") when authorized by a valid permit issued by the Ministry of Environment (referred to here as "BC Parks") under the *Ecological Reserve Act, Environment and Land Use Act or Park Act*. Research and education activities must contribute to the scientific knowledge of the protected area(s). Only applications that are considered by BC Parks to be compatible with the conservation and recreation objectives identified for the protected area(s) involved in the proposal will be evaluated.

Please complete this application form and submit it with the detailed proposal description, for evaluation, to the Park Use Permits address on page 2 of this application. Supplying insufficient information will delay evaluation. No fee is required.

- NOTE:
1. **Upon submission of a complete application, allow a maximum of 60 business days for evaluation of this proposal.**
 2. More information may be requested from the applicant during review of this application.
 3. Submission of this application does not entitle the applicant to any rights or permission to proceed with any activity in any protected area.
 4. This application is subject to review under the BC Parks Impact Assessment Process.
 5. The final report of the research project must be submitted to BC Parks.
 6. Any specimens whether biological, fossils, geological or other artifacts, are the property of the provincial government and their disposition will be specified by BC Parks.
 7. BC Parks reserves the right to refuse any or all applications.

APPLICANT INFORMATION			
FULL LEGAL COMPANY/SOCIETY/INDIVIDUAL NAME:		INCORPORATION NUMBER, if applicable:	
MAILING ADDRESS:		CITY / TOWN:	PROV / STATE:
POSTAL / ZIP CODE:	BUS. PHONE NO. (Area Code):	FAX NO. (Area Code):	
NAME OF CONTACT:		DATE OF BIRTH: (dd/mm/yy) / /	E-MAIL:
BUS. PHONE NO. (Area Code)	FAX NO. (Area Code):	CELLULAR PHONE NO. (Area Code):	
NAME OF PROTECTED AREA(S):		PERIOD OF USE (inclusive): (dd/mm/yy) FROM: TO:	

List all activities to be undertaken:

- Collection of Specimens Survey/Inventory Research
 Monitoring Educational
 Other(s) (specify): _____

Please attach a detailed proposal that addresses the following (A-C):

- A.** Please describe the project and provide the following information:
1. purpose of research or educational activity;
 2. geographic location(s) of the activity (provide maps to an appropriate scale);
 3. scope and objectives of the research or educational activity;
 4. proposed methodology;

5. detailed schedule for the project from start to completion with major benchmarks. Indicate how sensitive this schedule is to change (delays in approval, weather, etc.);
6. resources required to undertake and manage the project, including all costs, proposed funding sources and other resources (equipment, supplies etc.);
7. relevance of the proposal to the conservation and education mandate and objectives of the provincial protected area system and how BC Parks will benefit;
8. the reason for, type, number and intended use for each specimen collected;
9. effects on vegetation, wildlife, species and ecosystems at risk and other protected area values;
10. what actions will be undertaken to mitigate impacts on protected area values resulting from the proposed research or educational activity; and
11. what report type(s) (thesis, publication, etc.) are anticipated and when will they be produced.

B. Names of each researcher or educator involved with the project and their

1. academic qualifications;
2. duties with respect to the project; and
3. previous relevant projects and a list of published papers based on activities within protected areas.

C. From the following list, use a "√" to select all potential adverse impacts of the proposed activity. Provide additional detail for all impacts selected, including proposed mitigation.

Adverse and permanent effects to:	conservation, recreation and/or cultural values
	character and aesthetics of the protected area
Adverse effects to:	red/blue-listed species or ecosystems, species at risk, biogeoclimatic representation, etc
	critical or geographically unique characteristics
	public health and safety
	traditional use of the area by First Nations
	local communities
	recreational use or enjoyment of the protected area (regardless of the intended benefits of the proposed action)

Fees: Fees are not charged for research and education activities.

As required under Section 21 of the *Park Act*, the applicant agrees to pay the Province the costs incurred by the Province in surveying, cruising, examining and inspecting the area affected by the application; and
THE APPLICANT HEREBY CERTIFIES THAT ALL THE INFORMATION PROVIDED IN THIS APPLICATION IS TRUE AND CORRECT.

Date: _____

Signature of Applicant or Authorized Signatory of Applicant: _____

Send completed application and proposal description to:

Ministry of Environment
 PASB – Park Use Permits
 PO Box 9371, STN PROV GOVT
 Victoria B.C. V8W 9M3

For more information please call:

1-866-433-7272 (within B.C.) OR 1-250-952-0932 (outside B.C.) OR Fax: 1-250-952-4346

1-8. アクセスと利益配分に関する国際的制度の交渉における EU の提案 (A. L. Candeira 氏講演会)

2009年4月にパリで開催されたアクセスと利益配分に関する第7回作業部会(ABS-WG7)では、アクセスと利益配分に関する国際的制度(ABS-IR)の交渉で、途上国を代表するブラジル・アメリカと、先進国を代表するEUの間で、白熱した交渉が行われた。今後、ABS-IRに対するEUの提案が重要な役割を果たすことから、次期(2010年前半)EU議長国となるスペインから、法律専門家であるCandeira氏を招き、以下のとおり講演会を開催した。

日時：2009年10月2日(金) 14:00～16:00

場所：東京ステーションコンファレンス

講師：アレハンドロ・ラゴ・カンデラ氏(Dr. Alejandro Lago Candeira)

演題：ABSに関する国際的制度の交渉におけるEU提案(EU Proposal in the Negotiation of the International Regime on ABS)

Candeira氏はマドリッドのレイ・ファン・カルロス大学でUNESCO環境関連の議長を務めており、スペイン政府の生物多様性関連の法的・技術的顧問でもある。2009年2月に東京で開催された「遵守」に関する技術専門家会合には専門家として出席した。JBAは、磯崎博司教授(明治学院大学)の紹介により、COP10議長国となる日本のABS関係者と非公式に意見交換する機会を設定した。Candeira氏からは、EU提案の概要とともに、スペインにおけるABS国内法の準備状況が報告された。

1. ABS-IRに関するEU提案

ABS-IRに関する国際交渉の背景となる状況として、法的不確実性(ある種の遡及適用)、バラバラな各国の法制度、遺伝資源が提供国の管轄域外へ持ち出された場合のABS契約の執行、遺伝資源の利用国における遵守措置の欠如を挙げた。また、対立点として、適用範囲(何を除外するか)、法的性格(法的拘束力の有無、拘束力を持たせる項目)、国際アクセス標準、規制・追跡と遵守措置、伝統的知識(すべての伝統的知識か、遺伝資源に関連するものを限定か)を挙げた。

欧州諸国では、遺伝資源に対する各国の主権的権利を認めるものの、研究開発への影響を考慮して、遺伝資源へのアクセスは原則として自由であるべきとしていた。ABSはボン・ガイドラインに基づき実施するとの立場から、ギャップ解析等を提案してきたが、依然として国際交渉が進展しないことから、EUとしてのABS-IRに関する提案を行うこととなった。

EU提案の概要は、相互に合意する条件(MAT、すなわち契約)を基本原則としながら、

- 目的：明確で簡潔であるべき、
- 適用範囲：遺伝資源に係わる他のより専門的な国際制度や機関との干渉を避けるべき、
- アクセス：国際アクセス標準、

- 利益配分、
 - 遵守：国際アクセス標準に関連した遵守措置を追加提案するつもりである、
 - 伝統的知識：遺伝資源に関連するものに限定する、
- とした。

さらに、国際アクセス標準として、差別のない明確で透明性のあるアクセス規則、事前の情報に基づく同意（PIC）発行と MAT 交渉の明確な手順、非商業的利用のための簡素な手続き、クリアリング・ハウス・メカニズムによる法的規則・当局・特別な決定などの情報公開、適正な手続きを挙げた。

また、追加的な遵守措置として、不正利用に対する国際的に合意された定義、国内法に違反して遺伝資源を不正取得・利用した場合の措置の義務化、不正取得した遺伝資源の管轄域外での利用を防止する措置の義務化、これら措置への罰則を例示した。

このような EU 提案を説明するために、ノルウェー、ニュージーランド、ナミビア、日本と意見交換をし、さらに NGO や原住民・地域社会、産業界とも会合を持った。産業界と（欧州製薬工業協会、国際商業会議所）の意見交換では、産業界から、認証、チェックポイント（特許出願時の出所開示）、伝統的知識（定義、範囲）等につき、懸念が表明された。

2. スペインの ABS 国内法の準備状況

スペインは生物多様性条約発効以来 ABS を支援しており、2006 年にはグラナダで ABS-WG4 を開催した。また、2010 年前半には EU 議長国となることから、ABS-WG9 では EU を代表して発言することになる。

スペインは、その遺伝資源保有状況（ヨーロッパでは最も多様性に富む国である）から、利用国であるとともに提供国でもある。そこで、他の EU 諸国とは異なるアプローチを取っている。近年、国外研究者から遺伝資源へのアクセス依頼が急増している。こうしたことから、特に、海洋遺伝資源と内陸遺伝資源を区別し、明確で透明性のある ABS 規則が必要であるとの結論に至った。ABS 国内法を制定することにより、契約の当事者となるスペインの公的・私的研究機関に明確な指針を提供するとともに、研究に対する利益を還元できると考えている。なお、スペインではチェックポイントとして特許出願時の出所開示を含有する方向で検討を進めている。

1-9. ABS ビジネス及び科学対話（ジャカルタ会合）

Dialogue on ABS Business and Science, 2-3 December 2009, UNU-IAS

国連大学高等研究所（UNU-IAS）は、標記専門家会合を Biodiplomacy Initiative の一環として、生物多様性条約（CBD）の第 3 回ビジネスと 2010 生物多様性課題会議（CBD Third Business and the 2010 Biodiversity Challenge Conference）と back-to-back で、2009 年 12 月 2～3 日にジャカルタで開催した¹。

UNU-IAS と CBD 事務局により、地域的なバランスを考慮して、専門家 24 名（政府を代表する ABS 交渉者、産業界及び科学界の ABS 専門家で構成²）が招待された³。また、オブザーとして CBD 事務局及び ABS-WG 共同議長が参加した。ファシリテーターとして George Greene 氏（カナダ Stratos, Inc）が指名された。

本専門家会合は、チャタム・ハウス・ルール（Chatham House Rule）にのっとり行われた。すなわち、会合の進行は外部の中立的なファシリテーターの能動的なリードによりなされ、各専門家は個人の資格で、自身の専門領域とセクターを代表する立場を念頭に置いて発言した。その報告書（以下を参照）は簡潔な事実の記録であり、発言者名は発表しない。

1. 会合のねらい

ABS に関する国際的制度（IR）の交渉に情報提供し、サポートすること。

2. 会合の目標

- ① 産業界及び科学界が IR において必要であると考える要点を、ABS 交渉者に対し発言し、意見交換を行う機会を提供すること。
- ② ABS 交渉者が IR において重要であると考える要点とその理由を、産業界及び科学界と共に、個人の資格で議論する機会を提供すること。
- ③ 実際的に何が機能するのか、今後の課題はどこにあるのかを特定するために、理解を深めること。

3. 議事次第

2 日にわたり IR に関して下記 5 つのトピックスを検討し、それらの議論を踏まえて、最後のセッションで今後のキーとなるアイデアを捉えることを目的に行った。

- ① 産業、科学界及び政府に対する MAT（相互に合意する条件）の役割の議論。
- ② 不正使用（misappropriation）への取り組みを含めた、ABS の遵守。

¹ 生物多様性条約事務局の協力による。

² インドネシア、インド、中国、日本、マレーシア、オーストラリア、カナダ、アメリカ、ブラジル、ペルー、ナミビア、オランダ、スイス、ドイツ、ベルギー

³ 日本からは JBA の炭田と藪崎が参加した。

- ③ IR において検討中の用語の定義、及び範囲の意味するもの。
- ④ IR における非商業的研究が必要とすること—簡素なアクセスの説明：非商業的生物多様性と保全の研究を円滑化する方途：以下に偶然の発見を奨励するか。
- ⑤ IR において遺伝資源の商業的利用に関与する種々の産業セクターと研究セクターのニーズの説明。

最後のセッションで参加者が取り組んだ質問

- ① 以下は何を意味するのか。
 - 円滑化されたアクセス (facilitated access)
 - 遺伝資源と関連する伝統的知識の利用
 - 利益配分
 - 遵守
- ⑥ 上記について IR では何とすべきなのか。

4. 議論において捉えられた論点とアイデア

(1) 産業、科学界及び政府に対する MAT の役割の議論

- ① 法的確実性と柔軟性が強調された。IR は MAT の手続きに関して法的確実性を提供すべきであるが、MAT の実際の条件に関しては指図的 (prescriptive) であるべきでない。
- ② IR の役割の一つは、各国が明確で簡素な手続きを設置し、関係者が良い契約を結べることを可能にする環境を創出することである。
- ③ MAT はケース・バイ・ケースを基本に開発されるべき。
- ④ 指図的 (prescriptive) であるべきではないが、能力構築のためには契約/条項に関する標準の開発は可能であろう。
- ⑤ MAT は必ずしも各合意に対する契約を意味するのではない。1年に何千もの受け入れがあるのならば標準的契約が必要かもしれないが、1年に2~3件の受け入れしかないならば、契約はケース・バイ・ケースを基本に開発し得る。
- ⑥ 種々のセクターや種々の規模の会社は、種々の異なったものを必要とすることを認識することが重要である。
- ⑦ 非金銭的な利益の重要性が強調された。
- ⑧ ある者は利益配分に対する段階的アプローチを提案し、他の者はアクセスの時点で利益の可能性を明確に決めることを支持した。
- ⑨ 各関係者への利益配分を決めるために、付加価値のコンセプトが提案された。

(2) 不正使用 (misappropriation) への取り組みを含めた、ABS の遵守

IR において何が実際的であり意味があるかの、について検討した。

- ① 遵守は ABS-IR の中心的な部分であると考えられる。
- ② 不正使用への懸念が、IR が遵守に取り組むべきという必要性の中心的課題だ。
- ③ 遵守とは、ABS 国内法への遵守と ABS 契約への遵守として理解されている。
- ④ 科学者は追跡可能性と報告要件を遵守し得る。それはすでに科学の一部であり、信用性の確保が重要だからである。
- ⑤ 産業界にとって、遵守はビジネスを行う上での重要な部分である。
- ⑥ 遵守を確保する上でのカギは、遵守しないことよりも、遵守を容易にすることである。遵守は、容易であり、簡素であり、正しくすることを奨励する必要がある。それは（遵守者に）利点を与え、相互的でなければならない。
- ⑦ 提供国に設置された許可システムは、ABS 要件遵守の証拠を提供することができる。
 - MAT は遵守の確保において、重要な役割を演じる。
 - 遵守の基礎は、アクセス時点で設定できる。
- ⑧ 不遵守は遺伝資源利用者の無知による場合が多い。したがって、教育と自覚の向上が優良な慣行を確保するために重要である。科学的行動標準の設置はその助力となり得る。
- ⑨ チェックポイントは、遵守が達成されたことを確保し得る。
- ⑩ ABS 国内法をすべての国に設置することは、遵守を円滑化するであろう。
- ⑪ 国内法遵守の証明書（認証）は、確実性を提供し得る。

(3) IR において検討中の用語の定義及び範囲の意味するもの

産業界と科学界の代表から、これら用語についての理解（の態様）を知り、次に、ABS-IR において何が機能し得るのかを決め得るように、生物資源から遺伝資源、派生物、製品（products）等に至る研究開発連鎖（R&D chain）に議論の焦点が当てられた。

- ① CBD 第 15 条 7 項を考慮すれば、遺伝資源の利用があるか否かが問われるべきである。定義は必要でない。重要なことは CBD 第 15 条 7 項中の“いかなる利用（any use）”に対しどう解釈するかである。
- ② 遺伝資源の利用が取得すべき利益のタイプとレベルを決める。これらは MAT で定義される。
- ③ ある者は、IR に定義がなければ利用者が要求する明確性と確実性を提供しないかも知れないと指摘した。
- ④ 生物資源/遺伝資源/派生物/製品は、IR において認められるべきである。

(4) IR における非商業的研究が必要とすること－簡素なアクセスの説明

非商業的生物多様性と保全の研究を円滑化する方途。以下に偶然の発見を奨励するか、科学界が必要とするものについて検討した。

- ① 研究と商業化は連続に変化するものである。非商業的研究のためのアクセスは商業的利

益の前駆体であることがしばしばある。

- ② IR はアクセスと素材の交換を円滑化するべき。
 - ③ ある者は商業的研究と非商業的研究を区別することは、システムに抜け穴を作ることになり得るとした。
 - ④ 研究と商業化を区別するためには、適切な引き金について合意するべきである。
 - ⑤ ある者は、研究と商業化を区別する引き金とは商業化の可能性のために試験するために遺伝資源へのアクセスが求められる時である、と示唆した。
 - ⑥ ある者は、研究許可はアクセスを円滑化させ得る、また、(商業化の) 引き金が引かれるときは、MAT を再交渉するために提供者のもとに戻ることを合意しておくべきである、と示唆した。
 - ⑦ 法的確実性を確保するためには、すべての ABS 連鎖 (chain of ABS) を対象とすべきである。そのため、法律及び実際面から ABS 連鎖に沿った責任 (体制) が重要である。
 - ⑧ ABS 連鎖における仲介者の重要性が強調された。システム中の抜け穴を避けるために、仲介者も規制されるべきであると指摘された。
- (5) IR において遺伝資源の商業的利用に関与する種々の産業セクターと研究セクターのニーズの説明。異種セクターのニーズと遺伝資源の流れを止めない方法の検討
- ① セクター毎の違いを考慮する必要がある。異なった産業セクターや研究セクターはそれぞれ多くの点で違いがある、例えば、育成者免責 (the breeders' exemption) は種苗セクターにとって最重要である。
 - ② 法的確実性、明確性、簡素化されたプロセスが、ビジネス・セクターが ABS 要件を遵守することを助ける基本的な必要条件として強調された。
 - ③ ビジネス・セクターは同じ科学上のカルチャーを共有するパートナーとの協働を望むことが指摘された。
 - ④ パートナーの確立と平等な条件の創出が重要な目標であると考えられた。例えば、原産国に生息域外コレクションを設置することは能力と品質をもたらし、平等なレベルの知識と専門技術の上に立って働く機会を提供する。
 - ⑤ IR は多数の出所をもつ素材 (multiple sources materials) を取り扱うための柔軟性を提供する必要がある。ITPGRFA はこの問題に取り組む方法を提供したとの指摘があった。
 - ⑥ 多数の関係者が関与する取決めを扱うために、創造的なビジネス戦略を開発し得るかも知れないという示唆があった。
 - ⑦ 利用者と提供者間の信頼の構築が必要である。

5. 最後のセッションで参加者が取り組んだ質問

(1) 以下は何を意味するのか

- ① 円滑化されたアクセス (facilitated access)
- ② 遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用
- ④ 利益配分
- ⑤ 遵守
- ⑥ 能力構築

(2) 上記の点に関して IR では何と表現すべきか

a) 上記の質問に対する主要な回答を以下に概観する

① 「円滑化されたアクセス (facilitated access)」とは何を意味するか

- 「円滑化されたアクセス」とは CBD 第 15 条 2 項に言及している。
- IR は CBD のデリケートなバランスを反映すべきである。第 15 条 7 項の規定にある遺伝資源の利用から得られる利益の配分と同様に、第 15 条 2 項にあるアクセスも考慮すべき。
- 法的確実性、取引費用の最小化、明確で簡素化されたルール。
- 環境的に健全な利用のために円滑化されたアクセス。
- 円滑化されたアクセスは利益配分のための手段である。

② 「遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用」とは何を意味するか

- 用途は関連する伝統的知識に存するから、伝統的知識の利用が必要。
- 利用は第 15 条 7 項において制限されている。
- アクセスは特定の目的のために与えられ、利用の境界線はアクセスの時点で設定される、というのが利用の意味である。

③ 「利益配分」とは何を意味するか

- ある者にとっては、明確な期待値を設定するために、利益配分はアクセスの時点で決定される必要がある。
- 非金銭的利益配分をもっと重視する必要がある。
- 保全と持続可能な利用に貢献するグリーン・エコノミーの開発。
- IR では遺伝資源の利用を利益配分に結び付けねばならない。これが南北交渉における公平な取引の基本である。
- 伝統的知識がリードとなる価値を提供している。
- 利益配分とは、私は何に貢献したか、あなたは何に貢献したか、各自はどれだけ得るのか、ということの意味する。もし非金銭的利益配分があるのなら、それは、認めら

れること、及びそれを分かち合えるかどうか、に関係する。

④ 「遵守」とは何を意味するか

- 国内法の遵守（例えば、国内法の外国での執行）、及び契約の遵守（例えば、もし契約違反があれば国内法が適用されるが、どのように適用され執行されるか）を意味する。
- 契約当事者間または国家間の紛争解決。
- 分別ある条件下での裁判へのアクセス。
- 国内法遵守の国際的に認知された証明書（認証）、及び特許出願における（出所・原産地）開示。
- 追跡と報告。
- 行動規範、確証標準。
- 遵守は政府窓口（**national focal points**）、及び権限ある当局（**competent national authorities**）と同様に ABS に関する国内法の設置を必要とする。

⑤ 「能力構築」とは何を意味するか

- 機関の能力、技術的能力、交渉能力、各種セクターの異なった特徴に関する能力構築、技術移転、ノウハウの移転等を含む。
- 公私間のパートナーシップを通じて実施できる。
- 南南協力も関係するかも知れない。
- 実施を助けるためのモデルの開発が関与し得る。

b) 「上記の点に関して IR では何と表現すべきかに」 対する主要な回答

- ① IR はアクセス、利益配分及び遵守を取り込んだ一貫性のあるシステムを開発すべき。
- ② アクセスをアクセスされた遺伝資源の登録とその後の追跡に結び付けるべきである。
- ③ 商業的研究と非商業的研究の間の区別は利用条件による。
 - 利用から出てくる利益配分は、商業的利用か否かによって異なる。
 - ある者は利益配分に対して段階的アプローチを提案したが、他の者は、アクセスの時点でどんなパッケージなのか、どんな責任の可能性があるかを知る必要があるため、それは機能しないと強調した。
 - アクセスは国内法による。アクセスを決定する国家の主権的権利が損なわれてはならない。
 - 法的確実性のため、明確な国内の ABS システムの確立が重要である。
 - 円滑化されたアクセス（**facilitated access**）と遵守はリンクさせねばならない。
 - IR は CBD の再交渉としてはならない。したがって、用語は CBD 条項に従わねばならない。

- 交渉の基礎は利益配分の要素の取り扱いである。遵守は漏れを防ぐためである。
- IR の役割は適切な経済的活動を奨励することである。
- モデル条項の編纂は有用であろう。

最後に、「IR のどの条項が法的拘束力をもつべきか特定する」よう要請したところ、参加者は次のことを特記した。

- 遵守措置
- 認証と開示の仕組み
- 書面の契約、政府窓口及び権限ある当局及び追跡可能性に役立つ許可システムの設置
- CBD 第 15 条 2 項、同第 15 条 7 項及び遵守は分離せず一緒に扱うべき
- アクセス登録
- 能力構築
- アクセスと遵守間のリンケージの確立
- 追跡可能性と利用条件の許可システム
- 利用条件を特定したアクセス
- 遵守の具体的な要素

1-10. アクセスと利益配分に関するアジア地域協議

標記アジア地域協議会合が 2009 年 12 月 4 日～6 日に、カンボジア・シエムリアップのボレイ・アンコールホテルにて開催された。本会合は COP9 決定に基づき、アクセスと利益配分に関する国際的制度 (ABS-IR) の最終取りまとめに向けて、地域グループ間で協議を行うための会合である。

第 7 回作業部会 (ABS-WG7、2009 年 4 月、フランス・パリ) 及び第 8 回作業部会 (ABS-WG8、2009 年 11 月、カナダ・モントリオール) で出された ABS-IR の各項目について議論し、地域グループとしての共通の理解や利益を抽出し、第 9 回作業部会 (ABS-WG9、2010 年 3 月、コロンビア・カルタヘナ予定¹⁾) に臨むことを目的とした。

アジア地域協議会合には、我が国²⁾のほか、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、インド、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナムが出席した。また、ABS-WG の共同議長 (Fernando Casas 氏、コロンビア)、CBD 事務局 (Lyle Glowka 氏) に加えて、本会合を財政的に支援した UNEP 本部 (Balakrishna Pisupati 氏、ケニヤ)、ASEAN 生物多様性センター (フィリピン) からも参加があった。

今回のアジア地域協議は、上述のとおり、ABS-IR 国際交渉に関する議論をまとめるために、小グループで意見交換を行うとともに、アジア地域グループとして共通に理解できる点を明らかにすることを目的とし、交渉の場ではないとされていた。しかし、日本、韓国等の先進国側と、マレーシア、インドを代表とする途上国側で意見の対立が見られ、交渉の様相を呈した。最終的には合意できる部分について「共通の理解」と題する文書を取りまとめ、ABS-WG9 にインフォメーション・ドキュメント³⁾として提出することとなった。

当初の議題案では、初日 (12 月 4 日、非公式協議・準備会合) に、ABS-WG8 で宿題となった「misappropriation 等の定義」、「運用に関する事項」等を議論する予定であったが、マレーシアが、先進国グループと途上国グループで、ABS-IR の主要項目 (法的性格、適用範囲、アクセス、利益配分、遵守) について、それぞれのグループの考え方を別々に議論することを提案した。先進国グループは日本と韓国であるが、タイが「各国の利害は先進国と途上国という両極端で分けられるものではない」との立場を取り、両グループに 1 名ずつ参加した。

1. 共同議長の発表

12 月 5 日の午前中は、シエムリアップ州知事、カンボジア環境省高官、その他関係者からの開会挨拶があり、引き続き Casas 共同議長から、「課題と主要な論点 (challenges and key issues)」として、以下のとおり、ABS-IR 交渉の現状が紹介された。

- ABS の ABC として、アクセス(A)－利益配分(B)－遵守(C)をポイントとしている。遺伝資源の

¹ 最終的にはコロンビア・カリで開催されることとなった。

² 我が国からは、鍋島徳子・外務省地球環境課・課長補佐、JBA の炭田及び藪崎 (12 月 5 日から) が参加した。

³ 脚注 6 参照。

利用者・提供者すべてにとって、法的確実性が求められる（アクセスに関する国内法の遵守、利益配分・利用の遵守）。

- ナミビアでの技術専門家会合では、科学は急速に進展しておりダイナミックな対応が必要であることが指摘されている。
- ビジネスや産業界は市場に出ている製品やサービスの扱いをどのようにするのか、この点に関しても法的確実性が重要である。
- 伝統的知識については、イノベーションのダイナミクスと共同体の多様性に留意する必要がある。法制度は各国により大きく異なり、科学の進歩に見合ったダイナミクスが求められる。
- 能力構築については、柔軟性と提供可能性が求められる。資源・技術・資金・組織へのアクセスを何らかの形で ABS-IR に入れ込みたい。バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書では、困難な点を先延ばしにしてしまった。ABS-IR では今やるべきである。
- 3つのオプションがあると考えている。詳細な議定書の作成は、適用範囲を明確にし、正確な記述が求められることから、簡単ではない。また、規則・枠組みのみを作ることも決定としては弱い。そこで、一部を法的拘束力のあるものとし、一方は当事者間での契約も可能にすることが考えられる。

2. 先進国グループの発表

先進国グループ、途上国グループのそれぞれから、議論の概要が紹介された。先進国グループ（韓国が発表）の論点は以下のとおりである。

- 法的性格：各国レベルで実施可能でなければならない。
- 目的：簡潔で実行可能でなければならない。主要項目を決めてから議論すべきである。
- 適用範囲：簡潔、正確で実行可能なものでなければならない。公衆衛生やヒト健康に係わる観点から、病原体を除外すべきである。また、知的財産権を ABS-IR の範囲にはすべきでなく、専門性のある WIPO での議論に任せるべきだ。知的財産権はケース・バイ・ケースで対応すべきである。ABS-IR 発効以降を対象とし、遡及すべきではない。
- 利益配分：生物多様性条約（CBD）第 15 条 7 項に基づき、当事者間の契約によるべきである。国際的に最低限の基準を作ることは、様々な利益配分の形態があることから合意に至らなかったが、非商業的な利用には有効かもしれない。
- アクセス：利益配分とのリンクが重要であり、各国の法制度との調和が不可欠である。各国法制度の国際的モデルについては合意に至らなかった。
- 遵守：不正取得については触れるべきではあるが、定義が必要である。分野別のメニューは MTA に有用である。証明書（認証）は有用かもしれないが、実際に実行可能かどうかは費用対効果分析が必要だ。チェックポイントには実施可能性と実効性を確認する必要がある。出所開示には大きな懸念がある。慣習法については、事前の情報に基づく同意（PIC）と相互に合意する条件（MAT）が各国の法令に基づくことから、原住民・地域社会からの PIC 取得は本当に必要なの

か、また CBD 第 8 条 j 項との関係もある。

3. 途上国グループの発表

一方、途上国グループ（マレーシアが発表）は参加者の多様性からそれぞれのギャップを埋めるのに時間を取られたが、以下の共通理解に至ったとした⁴。

- フィリピン、インド、ブータン、パキスタン（法案段階）、マレーシアと、いくつかの国は ABS 法や生物多様性法を制定しており、ABS-IR はこれら国内法に付加価値をつけるとともに、CBD の第 3 の目的を保証するものとなる。CBD は先進国と途上国の取引であった。もはや植民地時代に戻ることはない。
- ボン・ガイドラインの適用範囲は「すべての遺伝資源と関連する伝統的知識」となっている。遺伝資源の利用（utilization）から生じる利益を配分することになっていることから、「利用」と「利益配分」をリンクすべきである。ABS-IR の適用範囲には、最終製品や DNA も含むべきである。その理由は、ボン・ガイドラインには MAT の例示があり、そこに派生物と製品も挙げられているからである。
- 知的財産権に関して：知的財産そのものは WIPO で扱うべきであるが、CBD 第 16 条は知的財産権に触れており、技術移転の重要性からも知的財産を ABS-IR で議論すべきである。
- ABS-IR の有効日：原則では遡及しないと考えるが、コレクションの新たな利用は対象とすべきである。ボン・ガイドラインでも新たな利用に言及している。
- アクセスを促進するための「簡素なアクセス」について：ボン・ガイドラインには恣意的な制限を避けるべきとあるが、アクセスを促進するための条件は技術移転とのパッケージで考えるべきである。
- 国際アクセス標準は途上国にとって難しい課題である。ブータンの国内法は GTZ⁵の協力により策定された。
- 遵守に関して：原産国の資源が他国へ持ち出された場合、何が起きているか全く判らないことが問題である。どんな措置が実際的なのかを検討する必要がある。
- 証明書（認証）、特許出願時の出所開示についても、ボン・ガイドラインに記載がある。認証については、リマの専門家会合で遵守をサポートすると結論した。パスポート制度も重要である。
- 利用国措置は遵守をサポートするために必要であり、ボン・ガイドラインのパラグラフ 16 条(d)に書かれている。
- MAT あるいは契約は対等になっておらず、公正で衡平な利益配分を行う必要がある。

⁴ 後述のとおり、今回の途上国グループの主張はボン・ガイドラインの記載を引用した発言が多く、従来の強硬姿勢（ボン・ガイドラインは任意であり、法的拘束力のある国際的制度が必須）から、ボン・ガイドラインの条項をてこに、国際的制度を構築しようとする作戦に変更したように思われる。

⁵ Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit（1975年に設立されたドイツ政府の開発援助組織で、世界中の開発途上国で開発プロジェクトを展開している）

4. 共通の理解に向けての協議

先進国グループと途上国グループの発表をベースに、項目ごとに「アジア地域グループとして共有し得る共通の理解」を作成するための協議が行われた。

まず、「アクセスと利益配分のリンク」では、先進国グループが「アクセスなくして利益配分なし」の立場から、強く支持を表明した。また、国際アクセス標準や国際的に開発された国内法モデルも有用であるとした。これに対して、途上国グループは、アジアには国内法を持つ国が多くあり、政府窓口や権限ある当局も明確にされていると発言した。「利益配分」に関しては、途上国グループから、利益配分と遺伝資源の利用のリンクが強調された。

「遵守」については、途上国グループが「ボン・ガイドラインのパラグラフ 16 条(d)に記載されている利用国側の措置によるサポート」を持ち出し、我が国と韓国はこれに対して懸念を表明した。途上国グループは、「アクセスの促進を奨励する措置」を取り上げるのであれば、「ボン・ガイドラインに記載の利用国側の措置」を入れることを要求し、提供国側のみに圧力をかけるのは不公平であると主張した。この議論から途上国グループと先進国グループ間での交渉の様相を呈し、何度もグループ内での意見調整が行われることとなった。途上国グループが CBD 上の義務を超えるような利用国側の措置を「遵守」の項に盛り込もうとし、ボン・ガイドラインの条項を明示的に引用する意図が明確となった。これに対して、先進国グループは、遵守の具体的措置はグループとして合意されたものでなく、今後の交渉に委ねられるべきとし、ボン・ガイドラインは任意の指針であり、すべての条項に締約国が合意しているわけではないと反駁した。

5. 共通の理解

「共通の理解」の文書作成でも議論は紛糾し歩み寄りは見られなかったが、最終的に以下の項目が合意された⁶。また、一部では異なる見解が表明されたことを脚注に付記することとなった。

(1) 利益配分

1. 利益配分は遺伝資源の利用から生じ、CBD 第 15 条 7 項に従い相互に合意する条件に基づくべきである。
2. 配分される利益は金銭的及び非金銭的となろう（ボン・ガイドライン付属書 II 参照）。
3. 公正で衡平に利益を配分することを目的としたボン・ガイドラインのパラグラフ 41、44 記載の基本原則（商業的利用と非商業的利用について）。

(2) アクセス

1. アクセスと利益配分のリンク
利益配分はアクセスに基づき実現される。
2. 主権的権利とアクセスの条件

⁶ 合意された「共通の理解」は ABS-WG9 に送られ、UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/2 “Report of Asian Regional Consultations in Support of the Finalization of the International Regime on Access & Benefit-Sharing”として、CBD 事務局のサイト (<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-09/information/abswg-09-inf-02-en.pdf>) に掲載されている。なお、ここに記した日本語訳は筆者の私訳である。

- ① アクセスを決定する国家の主権的権利
- ② アクセスを促進する条件を作る任務
- ③ CBD の目的に従った環境に健全な利用
- ④ CBD の目的に反するような制限を強制しない
- ⑤ PIC と MAT によるアクセス（脚注：途上国グループの提案として、「アクセスを許可する条件は、PIC と、研究開発の結果及び遺伝資源並びに関連する伝統的知識の商業的及びその他利用から生じる利益の MAT に基づく公正で衡平な配分にある」。一方、「先進国グループはこれに対して異なる見解を示した」との記載がある。）
- ⑥ 透明性ある国家制度を有し、明確性を提供すること

(3) 遵守

1. 各締約国は、国際的制度の枠組みの範囲内で、国内法及び契約に対する遵守を奨励し、モニターし、執行するために、法的措置、行政措置、又は政策的措置をとる必要がある。
2. 遺伝資源及び関連する伝統的知識が国外に出たときに、既存及び将来的な国家レベルのアクセスと利益配分措置に対する遵守を支援する。
 - ① 支援は管轄域内で遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用者のために適切な措置を実施する利用国による
 - ② 参考のために考慮すべき措置の範囲はボン・ガイドラインに記載された関連条項が考えられる
 - ③ 措置は遺伝資源及び関連する伝統的知識への国内法及び契約に違反したアクセス及び利用を防止するためにある
3. 各国は遵守を奨励し、モニターし、執行するツールを開発する。

1-11. 公平で簡素な遵守をベースとする制度の要素（T. Young 氏講演会）

2009年12月21日、JBA 会議室にて「トミーヤング環境コンサルティング」代表で法律家であり、長年 CBD/ABS の議論に係わってきた Tomme Young 氏の講演、「公平で簡素な遵守をベースとする制度の要素」（Components of a Fair and Streamlined Compliance-Regime）が開催された。以下に講演概要を報告する。

1. 拘束力のある制度の要素について

国際的制度において、2つのタイプの遵守条項がある。

- ① 遵守を奨励する条項:各国はこれらの条項を採択せねばならないが、義務的なものとするか、任意的とするか、インセンティブとするかを採択の際、選択することができる。
- ② 義務的遵守を可能にする条項
- ③ 各国は義務的な条項を採択せねばならない
 - 国際的制度が遵守システムを提供する
 - 文書が「各国は ABS を義務化し遵守制度を採択すべし」というだけでは効果はない。もし義務的遵守が望まれるならば、その制度を国際的に構築せねばならない

2. 拘束力のある/義務的 ABS 及び機能性/実効性のある ABS

義務的条項は規制されるセクターが以下の場合のみ実効性がある。

- ④ そこでは遵守が一般化している
 - 高いレベルの遵守
 - 低いレベルの回避
- ⑤ そのシステムに対し好意的である
 - その制度が希望するような便益を提供する
 - その便益を得るためには制度を遵守することが必要である
 - 遵守することでマイナスの結果は無い、ほとんどない
- ⑥ 抜け道を探さない
- ⑦ 徹底的な執行を必要としない

3. 遵守をベースとする制度の選択

(1) 制度の価値：明確で信頼できる遵守制度はすべての関係者に便益をもたらす

- ① クレームに対する道理のある管理
- ② ルールと標準に関する法的確実性
- ③ 標準の遵守の奨励
- ④ クレームの減少が期待できる

(2) 国境を横断した遵守のための簡素なアプローチ

① 提供側の国内課題：各国は以下を特定する

- 所有権（誰が遺伝資源や伝統的知識（TK）を所有しているのか）
- 取引の外延を明確化
- アクセス手続きとアクセス証明

② 提供側と利用側の相互約束

- 提供側の国内法が国際標準を満たせば、利用国側は執行する
- （一定の）モデルと様式を適用する可能性を考慮
- 提供国が望むなら、国内法にさらなる条項を付加したり範囲を拡大しても良いが、利用国側はこれらを執行する必要はない。

4. 遵守をベースとする制度の8つの要素

(1) 第1の要素：国内法

① 国内ルールについての選択

- 遺伝資源と生物資源等の定義、規制範囲の特定など
- ABSの外延の特定：公平な利益配分、不正取得・不正利用、移転等とはなにか

② 国際ルールについての選択

- 国家の主権的権利：各国は自国流に国内法を策定してよい
- 利用国はどのような時に提供国の国内法を執行せねばならないのか：必要条件の特定

(2) 第2の要素：国内の所有権法に遺伝資源を組み入れる

① 国内的要素：遺伝資源（or TK）は法的にはどのようなタイプの財産なのか

- 土地（不動産）
- 動産（個人財産）
- 無体財産（例、水利権、株式）
- 知的財産（技術革新の所産）
- 国有財産（国有財産法の適用）
- 公有地（公的トラスト、国家遺産、主権的財産）

② 国際的要素

課題：

- 財産は国家主権の重要な側面である
- 国際的条項は上記国内的要素の選択結果に応えねばならない
- これまでの越境的遵守に関する議論では論拠が正確でない場合が多かった

ツール：

- 利用者と執行にアクセスしうるデータベース

- 証明書（認証）？
- (3) 第3の要素：遺伝資源の所有者の決定（利用者と交渉者の多くが正しくない仮定をしている）
- 所有者は誰なのか、所有者はどのような権利を有するのか
 - アクセス（PIC & MAT）を与える権限は誰が有するのか
 - 利益配分を決める権限は誰が有するのか
 - 国のABS制度からある遺伝資源を除外するためには何をせねばならないのか
（例、ITPGRA、その他の免除）
 - 証明書（認証）？
- (4) 第4の要素：ABS取引の付帯条件（incidents）
- 国内レベル：アクセスが適正に与えられた法的な証明
 - 国際制度：証明書（認証）？
- (5) 第5の要素：複数の所有者
- どのくらいの数の個人、組織、省庁、官吏が遺伝資源（or TK）を所有する（own）のか
- ① すべての遺伝資源（or TK）には複数の出所があり得る
- 国内
 - 複数の国家間
- ② この問題に取り組んだ国内法はまだない
- ③ 国際的制度で何ができるか
- 複数の国に見出される同じ遺伝資源(or TK)に関するルールづくり
 - 仲介者とアクセス後の移転に関するルールづくり
- ④ 選択肢
- 遺伝資源（or TK）の原産地に関する証明責任（burden of proof）の設定
 - 原産地の確認のための法的文書としての証明書（認証）の創設
 - 遺伝資源の分類またはTKの性質を確認するための法的文書としての証明書（認証）の創設
- (6) 第6の要素：公平な報酬：ABS契約または他のPIC/MATを獲得しなかった利用者のごことを考えよ
- ① もし国際的制度がさらなる公正で衡平な配分を必要とするならば、金額あるいは配分の性格をどのように決めるのか
- 大半のABS/TK訴訟やその他の行動は、利用者側の国で発生するに違いない
 - 大半の国は利用者側の法律を持っていない

- 「公正で衡平な配分」を定義した法を持っている国はない

② 選択肢

- 状況やセクター等のタイプ毎の公正な配分の定義の合意
- 利用者が PIC/MAT を得ていなかった場合に適用すべき明確な標準に関する合意（各取引に適用すべき最小限の標準）等

(7) 第7の要素：Misappropriation と Misuse

① 遺伝資源/TK の不法収集に関する提供側の法律

- 提供国が執行するのは困難である
- 不法収集と通常の合法的な漁獲、狩猟、収穫等との違いは何か
- 重要な問い（未だ答はない）：「遺伝資源の利用」とは何か

② 国際的制度

- いくつかの用語は明確に定義（あるいは合意）されねばならない（遺伝資源の利用、衡平な利益配分、等）
- 各提供国はこれらの定義を採択する必要はないし、他の定義を使うと決めても良い。（利用国はその程度の範囲で、ABS を執行する義務がある。）

(8) 第8の要素：ABS/TK の遵守行為と当事者適格（standing）

① 国内状況

- 当事者適格に関する国内法は全ての場合を統治する（特別法がないならば）

② 遺伝資源/TK の所有権が分散しているか、不明確な場合

- 提供者に対し ABS のクレーム権を確保する必要がある
- 遺伝資源の所有者が複数いる場合は、当事者適格に関する明確なルールが必要である

5. 制度と（実施）メカニズムの必要性

① （利用者が無許可で遺伝資源を取得した場合）どのような（実施）メカニズムが利用国における提供国の行為を可能にするか

② 制度の交渉者は以下について合意する必要がある

- 基本的な標準及び/または
- 最小限または最大限の条項

③ 5つの複雑な要因

- 遺伝資源の misuse
- misappropriation
- 遵守行動は提供者のための「法的救済（legal redress）」をもたらさねばならない。単なる罰則（投獄、罰金）のみならず、提供者への支払いなど

- ABS 契約 (PIC/MAT) がない場合は誰が提供者か
- 複雑さからなる原因：仲介者及び移転 (Young 女史は仲介者の関与する移転について、4 種の選択肢を提示した)

6. 国際及び国内状況

(国際交渉を成功させるための論点となる) 課題は時間内に合意されないかもしれない。

- ① どの条項が各国の国内法で拘束力を持たねばならないか
 - 新しい条項 (複数) の設定
 - 既存の国内法の適用 (例、契約法、所有権法等)
 - パイラシー法と実施メカニズム
 - 裁判所へのアクセスに関する国内法
 - 違法行為を特定する国内法
- ② どの条項が奨励的及び拘束力のない選択肢か
- ③ どの条項が国際法を通じて実施されねばならないか
 - メカニズム (新設か既存のものか、財源をどうするか、いかに公平性を保つか等)
 - 国内実施の標準 (義務を満たした国をどのように判定するのか、遵守していない利用国から提供国をどのように保護するか)

7. 国際制度の外延地図の作成

(1) 法的確実性は、どのような活動と資源が ABS の範囲に入るかを知ることにかかっている

(2) 他の国際的な制度やセクターとの重複

- 食料と農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGRFA)
- 国連海洋法条約 (UNCLOS)
- 南極条約及び海洋と陸上資源の保全に関する条約 (CCMLR)
- 病原体に関する利用と開発
- ヒト遺伝資源の利用と開発
- (TK について) 世界知的所有権機関 (WIPO)
- 世界貿易機関 (WTO)

(3) 各重複に関する重要な問題

- ① 生物多様性条約がその問題に取り組むことが適任か
- ② 重複はマイナスの影響をもたらすか：それは CBD が懸念すべきタイプのマイナスの影響か
- ③ 両者を合流させる地図を描けるか：一方の制度の範囲がどこで終わり、CBD の範囲がどこから始まるのか

- ④ 他の制度が環境問題に取り組まなかったならば何が起こるか:これらの問題は保護されていないか。もし保護されていないなら、誰がそれらに取り組むのか。

－考察－

- 奨励的な条項と義務的条項の双方をいかに充実させるかも重要な課題である。
- アクセスの円滑化（CBD 第 15 条 2 項）を Young 女史のスキームではどのように反映させるのか。
- 提供国側に多くの課題がある状況下で、利用側に多くを期待しても遵守問題の解決は円滑に進まないのではないか。バランスのとれたアプローチが必要である。

2. 生物多様性条約、遺伝資源提供国の規制措置等に関する情報発信

遺伝資源提供国の規制措置、生物多様性条約（CBD）に関する国際情勢等の情報を海外遺伝資源利用者に広く発信し、また、COP10 名古屋のための CBD「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」啓発及び情報共有のために、JBA は下記オープン・セミナー（①、③、④、⑤）、シンポジウム（⑥）、2 国間ワークショップ（⑦）を開催した。さらに、日本生物工学会大会のシンポジウム（②）に参加した。

各講演会の表題は下記のとおりである。

- ①、③、④：「生物多様性条約 COP10 名古屋に向けた最新状況と海外の遺伝資源へアクセスする際の国際ルール」
- ②：「海外微生物資源へのアクセスとその利用」（(独) 製品評価技術基盤機構主催のシンポジウムへの参加)
- ⑤：「生物多様性条約 COP10 名古屋に向けた国際交渉の最新状況」
- ⑥：「ABS の ABC—よくわかる生物多様性条約—」
- ⑦：「バイオ産業で日本とベトナムはいかに協力するか？—生物多様性国内法及び微生物の研究開発の視点から—」

		オープン・セミナー／シンポジウム／ ワークショップ	開催日	開催場所
①	2-1-1	JBA オープン・セミナー (東京、第 1 回)	2009 年 7 月 22 日	JBA 会議室(東京)
②	2-1-2	日本生物工学会シンポジウム (名古屋)	2009 年 11 月 13 日	名古屋大学東山キャンパス (名古屋市)
③	2-1-3	JBA オープン・セミナー (福岡)	2009 年 10 月 16 日	アクロス福岡(福岡市)
④	2-1-4	JBA オープン・セミナー (大阪)	2009 年 10 月 23 日	関西学院大学大阪梅田キ ャンパス(大阪市)
⑤	2-1-5	JBA オープン・セミナー (東京、第 2 回)	2009 年 12 月 15 日	大手町サンスカイルーム (東京)
⑥	2-1-6	JBA シンポジウム	2010 年 1 月 26 日	京王プラザホテル(東京)
⑦	2-2	日本・ベトナム 2 国間ワークショップ	2010 年 2 月 23 日	鉄鋼会館(東京)

2-1. COP10 名古屋に向けての情報発信と「遺伝資源へのアクセス手引」の普及活動

2-1-1. JBA オープン・セミナー(東京、第 1 回)

生物多様性条約(CBD、1993年発効)は、2010年、名古屋開催の第10回締約国会議(COP10)において節目の年を迎える。COP10の最重要テーマの1つとなる「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)」については、COP10までに3回の作業部会(第7~9回)を開催し、ABSに関する「国際的制度(IR)」の内容を交渉することになっている。各国の利害関係者はこの国際交渉に向けて準備を進めているところである。

このような状況下、2009年7月22日、JBAはJBA会議室において、「生物多様性条約COP10名古屋に向けた最新状況と海外の遺伝資源へアクセスする際の国際ルール」と題したオープン・セミナーを開催し、2009年4月にパリにて開催された第7回ABS作業部会の結果、及び我が国の政策と議論の最新状況を報告した。また、CBDを遵守した海外遺伝資源アクセス情報と留意点、JBAの支援活動等について説明した。

1. プログラム

- | |
|--|
| 1. 「生物多様性条約とABSの議論について」
経済産業省生物化学産業課 事業環境整備室長 作田竜一 |
| 2. 「海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報とJBAの支援」
(財)バイオインダストリー協会 藪崎義康 |
| 3. 総合討論 |

2. 講演概要

講演1: 「生物多様性条約とABSの議論について」(資料1参照)

CBDの概要、COP10開催概要、ABSをめぐる議論の経緯、ABSに対する我が国の基本的立場を解説し、第7回ABS作業部会の結果を報告した。今回の会合は、COP9決定のロードマップに従いIRの中味を議論したことで、これまでの「法的拘束力」の有無ばかりを議論するという入り口論から大きく前進したと言えよう。また、具体案を提示したEUとこれに反発する途上国(特にブラジル、メガ多様性同志国家グループ代表)との対立が鮮明になった。

結果、今後の交渉のベースとなるオペレーショナル・テキスト(2千以上のブラケット(留保事項)付き)が作成され、文書として意見の相違が明確化された。

EUは、「遺伝資源提供国側に対しアクセスについての一定の国際基準を設定することが可能であれば、法的拘束力のある遵守措置についても検討可能」と表明した。これに対し、提供国側はアクセスに関する権限は条約上資源提供国の主権的権利であると反発した。

今後の交渉は残る 2 回の作業部会に委ねられることになる。決着によっては、我が国としても対応が必要となる可能性のある論点として、①遵守、②ABS 国内法、③セクター別のモデル条項、を挙げ解説した。

講演 2 「海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援」 (資料 2 参照)

CBD 第 15 条やボン・ガイドラインの重要ポイントを示し、海外遺伝資源へのアクセスに関する国際ルールを解説した。また、バイオパイラシー問題について注意を喚起し、法律上のトラブルや社会的非難に遭遇しないようにするために、我が国の作成したガイドブック「遺伝資源へのアクセス手引」を解説した。

さらに、JBA が実施している海外遺伝資源アクセスを支援するための活動を紹介した。

3. 総合討論

総合討論での主な質疑応答は以下のとおりである。

① 先進国全般にも ABS 国内法の制定が視野に入ってきたという印象だが、日本の方向性は何か、どのようなことがポイントとなるか、また先進国での ABS 法制定のポイントは何か？

(回答) 我が国はこれまで「自由なアクセス」という立場であった。そこで、既に ABS 法を制定したオーストラリアなど先進国の情報を集め、検討していきたい。

② アクセスは基本的には提供側は国、申請側は民間企業あるいは研究機関というバイラテラルな交渉である。企業等が相手側政府から過大の期待を要求される可能性もある。このようなことに対し、国対国レベルで仕組みを作るというアイデアはないのだろうか？

(回答) 交渉の場ではおのずと力関係の強弱が出てくる。対策として EU の提案する国際アクセス標準がある。セクターごとに考えた受け入れ可能な基準である。我が国の製品評価技術基盤機構 (NITE) が東南アジア諸国と連携してきた方式は国体国レベルの仕組みの一つの雛形であると考えている。

③ COP10 名古屋のホスト国として、また、他省庁と連携してこのように進めていきたいというポイント、アイデアがあったら教えて欲しい。

(回答) COP9 で「セクター別のモデル条項」の検討という議論が出てきた。これについては、省庁間で議論していきたい。現状ではまだ明確な提案はない。

④ 世界の各交渉グループは一枚岩ではないのか？ 米国は締約国ではないのか？

(回答) JUSCANZ グループについて説明する：ノルウェーは ABS 国内法を策定した国としてのポジションを持っている。オーストラリアやニュージーランドの現政権は環境派なので、交渉の場では産業界寄りと取られるような発言はしにくいようだ。米国は JUSCANZ に属しているが、締約国ではなくオブザーバーとして会合に出席している。

⑤ 「遺伝資源」は具体的に何であるのかをイメージしにくい。現状ではすべての遺伝子に関することと理解してよいのか？

(回答) 交渉の場では発言者それぞれが違うこと(思い描く意味での遺伝資源)を発言している。途上国側は、生物資源、派生物、製品にまでその範囲を広げている。一方、先進国は CBD で定義されている遺伝資源に限定している。実際の ABS 契約は、CBD の交渉とは違うので、アクセスする国に国内法があれば、それに従えばよい。

⑥ 我が社はボン・ガイドラインに従ってアクセス事業を進めているところである。もし、日本の ABS 国内法ができた場合、困ることが起こらないようにして欲しい。また、特許で微生物を寄託した場合、誰でも寄託菌株を入手することが可能である。これは、特許記載事項の確認をするために寄託菌株を使用するのだが、実際に何をしているのかトレースできない。これに対し、提供国はどのように考えているのか？

(回答) 交渉の場では、そこまで細かい話は出ていない。

⑦ CBD 発効以前に収集した遺伝資源に対しても IR は適用されるのか？

(回答) まずは CBD 発効以降の遺伝資源に対して適用される。新たな枠組みができた場合には、それ以降と考えるのが法律上の定義であると思う。遡って適用せよと主張する途上国もあるが、これは政治的発言と考えた方がわかりやすいだろう。

資料 1

<p style="text-align: center;">生物多様性条約と ABSの議論について</p> <p style="text-align: center;">平成21年7月 経済産業省</p> <p style="text-align: right;">1</p>	<p style="text-align: center;">生物多様性条約(CBD)の概要</p> <ul style="list-style-type: none">○正式名称: 「生物の多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity(CBD))」○経緯: 1992年6月 国連環境開発会議(UNCED)で、「気候変動に関する国際 連合枠組条約」とともに署名解放、日本も署名。 1993年5月 日本が条約を締結(受託書を寄託) 1993年12月 条約発効○締約国数: 190ヶ国及びEC(米は未締結)○事務局: モントリオール(カナダ)○条約の目的:<ul style="list-style-type: none">・生物多様性の保全・生物資源の持続可能な利用・遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分 <p style="text-align: right;">2</p>
--	---

COP10開催概要

生物多様性条約第10回締約国会合 (COP10: The 10th Meeting of the Conference of the Parties)

- 主催: 生物多様性条約事務局(モントリオール)
- ホスト国: 日本
- 参加規模: 約7000名想定
(191ヶ国政府代表、国際機関、NGOなど)
- 開催期間: 2010年10月11日(月)～10月29日(金)
 - ・カルタヘナ議定書第5回締約国会合(COP-MOP5)
10月11日(月)～15日(金)
 - ・生物多様性条約第10回締約国会合(COP10)
10月18日(月)～29日(金)
 - ・閣僚級会合
10月27日(水)～29日(金)
- 会場: 名古屋国際会議場

3

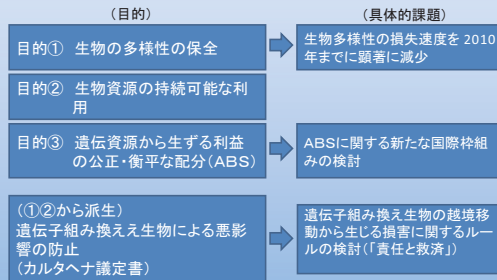
生物多様性条約(CBD)制定の背景

- リオ地球サミット(92年)の成果として、「気候変動枠組み条約」とともに環境条約の1つとして採択。
- 途上国側から見ると、TRIPSによる先進国の知財保護に対抗し、遺伝資源への主権を確保する動きとして展開。
- CBD成立により、遺伝資源は「人類共通の財産」から「自国の主権的権利」へと変化。

5

生物多様性条約の構造

•この流れを受け、生物多様性条約では3つの目的を規定。



6

アクセスと利益配分(ABS)を巡る議論の経緯

- 1993年12月 生物多様性条約(CBD)発効
→遺伝資源は人類共通の財産から国家主権下に
- 2000年5月 第5回締約国会議(COP5ナイロビ)
→ABSを具体化するため作業部会を設置
- 2002年4月 第6回締約国会議(COP6ハーグ)
→ボン・ガイドラインの採択。ただし、途上国側は任意のガイドラインとの扱いに不満。
- 2002年9月 ヨハネスブルグ・サミット
→ABSに関する国際的枠組みの交渉開始で合意

8

第7回作業部会の開催

- COP9後、初めての作業部会として2009年4月2日～8日、パリ・ユネスコ本部にて開催。
- 条約の締約国、FAO等の国際機関、先住民代表等NGOなど500人以上が参加。
- 我が国からは、外務省水野地球環境課長を団長に、関係省庁から11名が参加。
- 議論の範囲は、「目的」「範囲」「遵守措置」「利益配分」「アクセス」の5つ。法的拘束力を有するか否かを定める「性質」は今回の作業部会のマニフェスト外。
- 実際の交渉は、「コンタクトグループ」と呼ばれる小グループ会合を中心に進行。

7

従来我が国の基本的立場

- 法的拘束力のある枠組みでは、遺伝資源の多様な利用実態を反映した契約の柔軟性が確保されず、そのため遺伝資源の利用が阻害され、遺伝資源の提供国、利用国双方の利益(win-win)にならない。
- 国際的枠組みの検討に当たっては、資源提供国と利用国の相互理解の下、实际的であり、健全な費用対効果が見込まれ、さらに遺伝資源へのアクセスと公正かつ衡平な利益配分の促進がバランスよく確保されなければならない。

8

ABS第7回作業部会での各国の立場

・議論の進展に伴い、具体的な考え方の案を提示したEUと、これに反発するブラジル等との対立が鮮明に。

従来

資源利用国側

- JUSCANZ(日、米、加、豪、NZ、スイス、ノルウェー)
- EU
- 産業界(国際商業会議所:ICC)

遺伝資源の利用なくして利益配分はないため、遺伝資源へのアクセスが円滑に行えるよう柔軟な仕組みが適当。

資源提供国側

- LMMC(インド、ブラジル、マレーシア、インドネシア、中国等17ヶ国)
- G77+中国(中南米、アフリカ等132ヶ国)
- NGO

遺伝資源提供国による事前同意のない資源の国外への持ち出しの防止、確実な利益配分を確保するために、法的拘束力のある国際的枠組みが必要。

今回

JUSCANZ

EU

ブラジル

中南米の一部
連携

その他途上国

アフリカ諸国

第7回作業部会での各国の主張

- ・ EU
 - 遵守制度の導入には(資源提供国にとっては「義務」となり得る)アクセスにあたっての国際的基準の設定が前提
 - 病原体は枠組みの対象外とするべき(態度留保)
 - 特許出願時の出所開示の議論に応じる
- ・ 途上国(LMMC(ブラジル、マレーシア)、アフリカ)
 - アクセスに関する権利は主権的権利であり、スタンダード設定には応じられない
 - 病原体は枠組みの対象とすべき
 - 特許出願時の遺伝資源の出所開示を国際認証等で利用すべき
- ・ JUSCANZ
 - 特許制度は専門機関(WIPO)で議論すべき

第7回ABS作業部会の結果

- ・ COP9で決定された作業工程表に従い、国際的枠組みの「中身」について初めて議論。これまで、法的拘束力のある枠組みを目指すか否かの「入口論」で膠着していたところ、これは**大きな前進**。
- ・ 目的、範囲、遵守、アクセス、利益配分の各項目について**今後の交渉のベースとなるオペレーショナルテキストを作成**。一方、同テキストは各国が互いに対立点を多数のプラネット(留保事項)として入れ込んだものであり、意見相違の構図は鮮明化。
- ・ なお、今次交渉において**EUは「途上国側がアクセスについて一定の基準を設定するのであれば、法的拘束力のある遵守措置についても検討可能」**であることを表明。
- ・ しかし、途上国側は遺伝資源へのアクセスに関する権限は条約上資源国の主権に属するとされているため、これに反発。
- ・ 我が国としては、遺伝資源へのアクセスの改善も期待出来る点については、EUの提案を好意的に受け止め。

生物多様性条約第10回締約国会議までのロードマップ

2008年5月	第9回締約国会議(COP9、ボン)	COP10までの作業工程表を決議
↓		
2008年12月	技術専門家会合(定義等)(ナミビア)	
2009年1月	技術専門家会合(遵守)(東京)	
2009年4月	第7回ABS作業部会(パリ)	
2009年6月	技術専門家会合(伝統的知識)(インド)	
2009年11月	第6回8回作業部会(モンテリオール)	
2009年11月	第8回ABS作業部会(モンテリオール)	
2010年3月	第9回ABS作業部会(カルタヘナ)	
↓		
2010年10月	第10回締約国会議(COP10、名古屋)	ABSの国際的枠組みに関する検討作業完了?

今後、議論すべき点

➢ ABS交渉の決着次第では、我が国としても対応が必要となる可能性あり。

- ① 遵守
ABSに関するルール(各国国内法、契約等)の「遵守」を担保するため、何らかの措置を講じざるを得ない可能性。(例「認証制度」「特許出願時の出所記載」等)
- ② ABS国内法
EUの主張する「アクセスに関する国際基準」が認められれば、我が国はユーザー国として資源国へのアクセスが円滑化されるメリットがある一方、国内遺伝資源へのアクセスに関する国内法の制定が必要となる可能性。
- ③ セクター別のモデル条項
EUは、ABS契約の際に用いるべき「セクター別のモデル条項」を提案。今後、各セクターごとに、より詳細な議論(標準的な利益配分率の設定等)を求められる可能性。

(参考)各国におけるABS国内法

これまで、途上国を中心にABS国内法が制定されているが、近年、先進諸国でもABS国内法制定の動きが活発化。

- オーストラリア
 - クイーンズランド州「生物採集法」
 - 2004年施行
 - アクセスにあたっての手続き、契約の内容(含利益配分)等について規定
 - 北部準州でも同様の法律を策定済み。西オーストラリア州、ビクトリア州でも制定準備中。
- その他ノルウェーでABS国内法制定、ニュージーランド、カナダ等でも国内法制定に向けた動きあり

海外遺伝資源の利用の際の アクセス情報とJBAの支援活動

2009年7月22日 東京
(財) バイオインダストリー協会(JBA)
藪崎義康
(yabusaki@jba.or.jp)

2. 遺伝資源アクセス・ルールの重要ポイント 生物多様性条約の目的

1. 生物多様性の保全
2. 構成要素の持続可能な利用
3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

生物多様性条約の重要ポイント

- 遺伝資源と伝統的知識に対して適用される
- 商業用のみならず、**学術研究にも適用される**
- **カルチャー・コレクション、植物園等**の保存資源にも適用される
- 遺伝資源を**直接収集しない利用者**(仲介業者等からの購入)も影響を受ける

CBD 第15条 遺伝資源の取得の機会(アクセス)

- 遺伝資源に対する原産国の**主権的権利**
- 提供国(原産国)と利用者間での**事前同意**
- **利益**は相互に合意する条件で、公正・衡平に**分配**

CBD 第8条 j 項 伝統的知識(TK)の尊重

- **原住民、地域社会のTKを尊重**
- **TKの利用がもたらす利益の衡平な分配の奨励**

遺伝資源アクセス・ルールの重要ポイント 海外遺伝資源国の国内法

フィリピン	大統領令247 (1995)、共和国法 (2001) 生物探査活動ガイドライン (2005)
コスタリカ	生物多様性法 (1998)
アンデス諸国	アンデス協定決定391号 (1996)
タイ	タイ国知的伝統医療保護促進法 (1999)
ブラジル	暫定措置令2186-16 (2001)、大統領令第5459号 (2005)
ペルー	集団知識法 (2002)
インド	生物多様性法 (2002)
南アフリカ	生物多様性法 (2004)
オーストラリア	クイーンズランド州 Biodiscovery法 (2004) 北部準州 生物資源法 (2006)
策定中	インドネシア、タイ、マレーシア、中国、ネパール等

ボン・ガイドライン(2002)

■ CBDによる任意の国際ガイドライン

ハラグラフ16(d)-(ii)

「知的財産権の申請における遺伝資源の原産国、原住民・地域社会のTK、工夫および慣行の出所の開示を奨励する措置」

JBA仮訳:

<http://www.mabs.jp/archives/bonn/index.html>

090722

10

先進国企業・大学・研究機関等への糾弾: “バイオパイラシー問題”

- (1) NGOsが「バイオパイラシー」として、先進国企業・大学・研究機関などを糾弾
- (2) 途上国政府によるクレーム
 - ◆ 情報の収集: 特許出願情報
年次報告書 等

090722

11

3. 「遺伝資源へのアクセス手引」

〈手引の作成に至る背景〉

■ 遺伝資源利用者にとっての難題

- * 海外遺伝資源にアクセスする手続きの不透明さ
- * 提供国: 厳しいアクセス規制の主張

■ 遺伝資源提供国の矛盾

「遺伝資源へのアクセスがなければ、
配分されるべき利益もない」



遺伝資源の利用者と提供者の双方にとって何も生み出さない

090722

12

「手引」の基本的考え方 (1)

■ 各国の国内法令の遵守

海外遺伝資源にアクセスするには、まず、資源提供国が定めている国内法令、行政措置等に従うことが大前提

■ 国内法令が無い場合の取扱い

遺伝資源アクセスにかかる法令、行政措置等がない場合には、契約交渉の際に、CBDやボン・ガイドラインで推奨されているルールが重要な意味を持つ

090722

13

「手引」の基本的考え方 (2)

How to use 「手引」

- CBDの関連条項や国際的に議論されている主なポイントを解説
- 可能な範囲でトラブルを避ける事例を掲載

090722

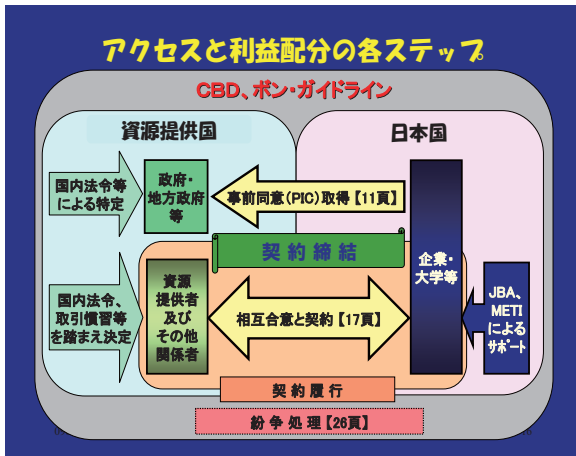
14

アクセスと利益配分の各ステップ

- 「政府窓口」と「権限ある国内当局」
- 事前の情報に基づく同意(PIC)
- 相互に合意する条件(MAT)
 - * 素材移転契約(MTA)
 - * 利益配分(Benefit Sharing)

090722

15



「政府窓口」と「権限ある国内当局」

遺伝資源に関する諸権限は資源提供国自身にある。
⇒当該国の法令、行政措置等を調べる必要がある。

- **政府窓口**
コンタクトポイント。一番最初の入り口
- **権限ある国内当局**
遺伝資源のアクセスの承認に責任を有する官庁

090722 17

事前の情報に基づく同意 (PIC)

- **政府の同意**
遺伝資源にアクセスする場合には、契約当事者以外に、中央政府(および、場合により、その他の利害関係者)から、契約の内容につきPICを得ることが求められる。
- **PICの発行主体、取得手続き等**
遺伝資源にアクセスしようとする国や地域における手続きを調査する必要がある。

090722 18

PIC実施上の留意点の例

- TLOから遺伝資源(や権利)を取得する場合
→ TLOが提供国からPICを得ているか書面で確認が必要
- 仲介業者を通じて遺伝資源(や権利)を取得する場合
→ その業者が提供国からPICを得ているか書面で確認が必要
- 遺伝資源の利用目的を変更する場合
→ 新たなPIC申請が必要

090722 19

素材移転契約 (Material Transfer Agreement, MTA)

- 遺伝資源の移転を受ける場合は、提供者と利用者の**双方が合意する条件**の下で行う
- **契約書を交わすことが必須**

090722 20

利益配分交渉を行う際の留意点

- 基本的には契約当事者間の問題
- 資源提供国の法令、行政措置により定めがある場合にはこれに従う
- **金銭的利益と非金銭的利益**(ボン・ガイドライン●黒)
 - * 技術的な協力(例:教育、研修、現地指導、等)
 - * 共同研究など(例:技術移転、試薬・器具の提供、等)
 - * 金銭的利益(例:試料代、ロイヤリティー、等)

090722 21

その他

- 紛争解決
- 組織内の管理システム

090722

22

紛争解決

- 契約書で明確化すべき事項
 - i) 裁判管轄
 - ii) 準拠法
 - iii) 紛争解決の手順

090722

23

組織内の管理システム

- 組織内におけるCBDの周知徹底
- CBDに基づいた遺伝資源へのアクセスと利用に関する組織内体制の整備
- 取得した遺伝資源の記録および保存体制の整備

090722

24

4. 遺伝資源アクセス研究を支援するためのJBAの活動

- ① 「遺伝資源へのアクセス手引」の普及
- ② 相談窓口開設 (<http://www.mabs.jp>)
- ③ 遺伝資源アクセス情報の提供
(専用ホームページ <http://www.mabs.jp>)
- ④ 海外アクセス・ルートの開拓
- ⑤ 国際交渉における日本政府への支援

090722

25

② 相談窓口の開設

- 問題解決等のアドバイス
- 事前の申し込み:
所定の「フォーム」に記入
<http://www.mabs.jp/>
「海外の遺伝資源へのアクセスに関する相談窓口」
- 相談情報の守秘

090722

26

アクセス相談

- 窓口開設: 2005年4月
- 相談件数: 累計140件以上(2008年度末現在)
- 相談内容: アクセス・ルール全般、留意点、対象国の法規制状況、アクセス・ルート 等

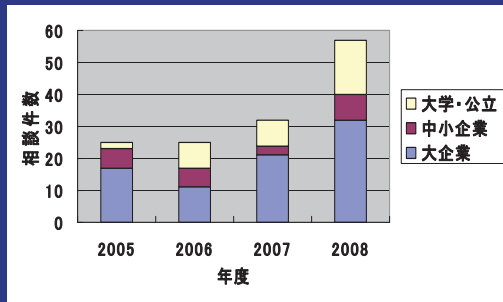
企業のみならず、大学・公的研究機関からの問合せも増加

090722

27

アクセス相談

相談件数推移 (2005年4月~2008年3月末)



090722

28

③ 遺伝資源アクセス情報の提供

専用website (<http://mabs.jp/>)

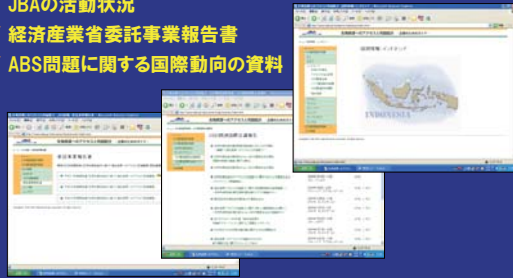


090722

29

発信情報

- ✓ 海外遺伝資源国の政策、国内法、規制制度
- ✓ JBAの活動状況
- ✓ 経済産業省委託事業報告書
- ✓ ABS問題に関する国際動向の資料



090722

30

④ 海外アクセス・ルートの開拓

● 遺伝資源国との2国間ワークショップ

インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、オーストラリア、ミャンマー、モンゴル、中国、インド、ネパール等

● 現地調査

遺伝資源国政府担当官との情報・意見交換



090722

31

⑤ 国際交渉における日本政府への支援

● ABSタスクフォース会合

(学識経験者、産業界専門家等から構成されたメンバーが、ABS問題について政府(経産省)に対してアドバイス)

● 国際交渉会議への参加

✓ アクセスと利益配分に関する専門家作業部会

✓ 生物多様性条約締約国会議

COP9: 2008年5月 ボン

COP10: 2010年10月 名古屋



2-1-2. 日本生物工学会シンポジウム(名古屋)

2009年9月25日、第61回日本生物工学会大会が名古屋大学東山キャンパスにて開催された。(財)バイオインダストリー協会(JBA)は、(独)製品評価技術基盤機構が主催するシンポジウム「海外微生物資源へのアクセスとその利用」に参加し、「生物多様性条約の概要－海外生物遺伝資源の利用のために」を講演した。以下に講演概要と質疑応答について報告する。

1. プログラム

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 1. 生物多様性条約の概要－海外生物資源の利用者のために | 炭田精造 (バイオインダストリー協会) |
| 2. アジア微生物資源探索 | 安藤勝彦 (NITE・バイオテクノロジー本部) |
| 3. インドネシアから分離された放線菌は本当に魅力的な微生物資源なのか? | 乙黒 美彩 (NITE・バイオテクノロジー本部) |
| 4. モンゴル国において採取した微生物の同定と評価 | 安田源太郎 (カルピス(株)健康・機能性食品開発研究所) |
| 5. 中外製薬における海外微生物資源へのアクセスと利用 | 山口裕一 (中外製薬(株)創薬資源研究部) |
| 6. 総合討論 | |

2. 講演1:「生物多様性条約の概要－海外生物資源の利用者のために」概要

生物多様性条約(CBD)は遺伝資源に関して、それを保有する国が主権的権利を持つと規定している。また、CBDには伝統的知識へのアクセスと利用に関する規定がある。したがって、学術目的の研究であれ、商業目的の研究であれ、我が国の研究者や企業が海外の遺伝資源や伝統的知識へアクセスし利用する可能性がある場合には、日頃から、CBDの関連条項について認識を深めておくことが必要である。

生物多様性条約(CBD)とは

CBDは、①生物多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、という3つの目的から構成されている。特に、CBD第15条は遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)に関連した規定を定めている。CBD第8条(j)項は伝統的知識に関連した規定を定めている。以下にその主要ポイントを挙げる。

- ① 海外の遺伝資源や伝統的知識にアクセスしたい場合には、その国の国内法などに従って手続きを取らなければならない。
- ② 遺伝資源へアクセスするためには、事前に提供国の同意を取らなければならない。

- ③ 海外の遺伝資源を利用して研究をする時は、その国の研究者の参加を得て、可能な場合はその国において、研究を実施するよう努力しなければならない。
- ④ 各国は遺伝資源の利用から生じる研究成果と商業的利益を、遺伝資源提供国と相互に合意する条件で、公平に配分することを目的とした措置を取らねばならない。

ボン・ガイドライン

CBD の実践的なツールとして国際ガイドライン「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン (略称ボン・ガイドライン)」が 2002 年に採択された。これは ABS についての契約交渉、国の制度の策定等の際に参考にすることができる。

遺伝資源提供国の国内法

ABS に関する国内法を制定した国としては、フィリピン、ブラジル、ペルー、インド、オーストラリアなどがある。マレーシア、インドネシア、タイ、ネパール等は国内法の策定を準備中である。

我が国の「遺伝資源へのアクセス手引」と公的サービス

経済産業省 (METI) と JBA は CBD やボン・ガイドラインに基き、遺伝資源利用者が ABS について理解しやすいように、実用性と機能性に富むガイド「遺伝資源へのアクセス手引」を作成した (2005 年 4 月公表)。同手引は、海外遺伝資源へのアクセスが円滑に行われるとともに、提供者と利用者の双方が利益を享受し win-win の関係を構築するための一助となること、遺伝資源の商業利用を図る際にビジネス上のフレキシビリティを確保しつつトラブル発生のリスクを軽減すること、などを目的としている。

また、「遺伝資源へのアクセス手引」と並んで、CBD を遵守した ABS を促進するために METI と JBA は、遺伝資源利用者のために以下のような公的サービスを行っている。

- 専用ウェブサイトによる ABS 情報の提供：
ABS に関する専用ウェブサイトにより、海外資源国の規制制度、国際動向、JBA の活動状況、政府委託事業報告書掲載など、情報提供を行っている。
- 相談窓口：
JBA は ABS 問題に関して相談を希望する企業、公的研究機関、大学、個人等に対し、無料かつ守秘義務を負って助言をしている。
- 資源国との 2 国間セミナーによる情報提供：
資源国政府の権限ある当局と日本側で 2 国間ワークショップ等を、日本または現地で開催し情報交流を深めている。すでに 13 ヶ国と実施した。

海外の遺伝資源や伝統的知識へアクセスし利用する可能性がある場合には、ぜひこれらのサービスを利用していただきたい。

3. 質疑応答

総合討論での主な質疑応答は以下のとおりである。

① 中国との共同研究は、相手の大学を通じて実施すればよいのか？

(回答) 中国は2, 3年後に公布を目途に、包括的なABS法策定の準備を進めている。新しい方式では、外国からのアクセスはすべて中央政府の権限ある当局から許可を得ないと地方政府へコンタクトできない仕組みとする予定であると聞いている。

② NITEのように海外遺伝資源へのアクセスを仲介する制度を持つ組織は、日本ではNITEのみなのか？

(回答) 日本には民間企業として仲介を業とする企業がある。JBAはNITEのみならず民間レベルでのCBDに基づいたルートの発展も推進している。

③ 外国人が日本の生物遺伝資源にアクセスしたい場合に、それを規制するCBDに基づいたABS国内法は日本にはあるのか？

(回答) 日本には、現在、そのような国内法はない。今後の国際的な状況の変化によっては、その必要性について議論が高まる可能性は考えられる。JBAは毎年このようなオープンセミナーを継続して開催しているが、そのようなご質問を受けたことは今回が初めてではない。

④ CBD発効後に入手したが、相手国の国内法に基づいて手続きをとったという証拠書類が残っていない場合はどうすればよいのか？

(回答) その遺伝資源が商業化され利益を生むことが考えられる状況ならば、事後となるが、相手国の政府に理由を説明して許可を求めて、利益配分も行うよう手続きをとることをお奨めする。

2-1-3. JBA オープン・セミナー(福岡)

2009年10月16日、JBAはアクロス福岡（福岡市）において、「生物多様性条約 COP10 名古屋に向けた最新状況と海外の遺伝資源へアクセスする際の国際ルール」と題したオープン・セミナーを開催した。

2009年4月にパリにて開催された生物多様性条約(CBD)第7回アクセスと利益配分(ABS)作業部会の結果、及び我が国の政策と議論の最新状況を報告した。さらに、遺伝資源活用事例として、九州大学における成果有体物¹の管理と海外遺伝資源研究プロジェクトについて紹介していただいた。また、CBDを遵守した海外遺伝資源アクセス情報と留意点、JBAの支援等について説明した。

1. プログラム

1. 「生物多様性条約と ABS の議論の現状」

(財)バイオインダストリー協会 炭田精造

2. 「大学における遺伝資源（海外由来を含む）の管理と海外戦略」

国立大学法人九州大学 知的財産本部 深見克哉

3. 「海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援」

(財)バイオインダストリー協会 藪崎義康

4. 総合討論

2. 講演 2 : 「大学における遺伝資源（海外由来を含む）の管理と海外戦略」概要

大学では遺伝資源を含む成果有体物を利用した多くの先端的研究を行い、多くの新しい成果有体物や発明を創出している。国立大学は法人となり、研究成果を普及しその活用を促進するという業務を担うことが明確化され、研究から得られた知的財産の確保とその積極的活用を行っているところである。

一方、大学を取り巻く研究環境は大きく変化し、CBD や外国為替・外国貿易に関する法律など国内外の法律に対処する必要が出てきた。このような背景の下、九州大学は有体物を一元管理する有体物管理センターを設立した。

① 素材を活用するための管理

「素材移転契約 (MTA)」の必要性：バングラデシュ産ニガウリ（カックロール、後述）の事例を紹介し、自由な研究の推進・イノベーション創出（学術的価値・経済的価値の創出）の

¹ 研究から得られた材料の事：例えば、有用微生物（大腸菌、酵母等）、培養細胞（動物、植物、ヒト等）、実験動物（昆虫、マウス、ラット等）、実験用植物、天然植物（シロイヌナズナ、イネ等）等の遺伝資源、及び抗体、遺伝子、リサーチツール、天然物からの抽出物、化学合成した物質（例えば、薬草から抽出した化合物など）等。

ために、CBD に即した事前にチェックするシステムが必要である。そこで、有体物管理センターは学内の組織として MTA を管理し、問題点（素材の違法入手、提供後の権利を守る、国内外の法令遵守、研究の自由度確保）をクリアした素材の一元管理（成果有体物の履歴情報管理）を行う。

【カックロールについて：バングラデシュ産のニガウリ。1988 年、CBD 発効以前にバングラデシュからの留学生が九大に持ち込み、日本の研究資金（JICA、JSPS）の下で、この植物の研究・論文発表を行い、九大から博士号を取得した。このニガウリの商品化に当たり、条約発効以前の遺伝資源入手ではあるが CBD 遵守を重視した。そこで、バングラデシュ政府のフォーカルポイントに日本へ持ち込まれた経緯と研究結果、留学生への非金銭的利益配分（論文共著、学位授与等）を行った事実を伝えた。そして、カックロールについて新たに「事前の情報に基づく同意（PIC）」を取得することはせず、日本での商業化を進める旨を伝えた。】

② 有体物管理センターの活動

農学研究院のサポートを受けて管理センターはスタートした。現在は理学研究院、医学研究院等の全学組織の遺伝資源を管理し、共同研究の窓口、学内連携促進、国内外研究促進、産業界との連携等の機能を果たす。研究者から寄託（データベース上の寄託、実際の管理は研究者）を受けた有体物はホームページ上で公開し、有効活用を推進している。寄託者は、ホームページの学内入力画面で、基本情報、法的管理情報、権利関係、等々の項目にチェックを入れ、さらに CBD 関連の項目にも答えるようになっている。

MTA、契約書作成、対応等については、知的財産本部と連携してチェック・アドバイスをを行う。

③ ネパール・プロジェクトについて

ネパール国は標高 5,000m の高地から亜熱帯の低地まで多様な環境を有している。ネパールには発酵食品も多く、特にヨーグルトは各部族、各家庭で独自の製法で作られている。そこで、ネパールの遺伝資源（乳酸菌等）から創薬、機能性食品の研究開発を目指し、CBD にのっとり、カトマンズ大学との共同研究を企画した。現在、ネパール政府と PIC 取得を交渉中である。

3. 総合討論

総合討論での主な質疑応答は以下のとおりである。

① 先進国と途上国との ABS 国内法（策定）に対してスタンスが違っていると聞いているが、韓国はどうか？

（回答）ABS 問題に対し、急速に活動のピッチを上げている印象を受ける。だいぶ前に作った法律で、ABS に関係する部分もあるようだ。特段、新たに ABS 法を作ったとは聞いていない。

韓国も有体物を国家管理しようとしている動きがある。薬用植物を精力的に集めているようだ。また、微生物の探索も盛んで文献発表も増えている。資源アクセスと確保の動きが急に高まっていると感じている。

② 米国は何故 CBD に未加盟なのか？

（回答）大統領は署名したが、議会が取り上げなかった。また農業団体、知財関係者からも反対されたと聞いている。米国にとっては CBD 加盟よりも現在、気候変動枠組条約や FAO 食料農業植物遺伝資源条約への加盟の方が優先順位が高いので、CBD には当分加盟しないだろうと推察される。

③ COP10 における国際的制度の“議定書”についての議論は具体的にどのような方向に進むのか？

（回答）議定書云々の議論ではなく、国際的制度についての作業を 2010 年までに完了させることが COP8 で決定された。COP9 では、COP10 に至る工程表（名古屋ロードマップ）ができ、国際的制度をできるだけ形のあるものにしようとしている。しかし、これがどのようにまとまるのか予測できない。

④ ある国の遺伝資源から遺伝子を獲得し、これをバクテリアに組み込んで利用する場合、CBD に抵触することになるのか？

（回答）CBD はそのような具体的なことに触れていないが、抵触することはあり得る。遺伝資源の範囲についてはどこまでカバーするかという議論は進行中である。

⑤ どこまでリーチスルーするのか？

（回答）遺伝資源の保有国の権利が及ぶ契約の態様で合意したのなら、その権利に反した場合その国から非難されることになる。

⑥ 利益配分は個別契約で決めればよいことである。すべてを国際的制度に組み込むことは不可能だ。国際的制度はどのように決められるのか。

（回答）CBD での意思決定はコンセンサスによるもので、全会一致するまで議論は続く。利益配分に関する現在の議論の進捗は遅い。

2-1-4. JBA オープン・セミナー(大阪)

2009年10月23日、JBAは関西学院大学大阪梅田キャンパスにおいて、「生物多様性条約COP10名古屋に向けた最新状況と海外の遺伝資源へアクセスする際の国際ルール」と題したオープン・セミナーを開催した。本セミナーは、関西学院大学総合政策学部メディア情報学科、甲南大学フロンティア研究推進機構、関西大学法学研究所インド・南アフリカ財産的情報研究班が共催した。

甲南大学シュレスタ教授は南アフリカの遺伝資源活用状況を紹介、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)の須藤主査はNITEとアジア各国との微生物探索共同研究を紹介、また、JBAは2009年4月にパリにて開催された生物多様性条約(CBD)第7回アクセスと利益配分(ABS)作業部会の結果、及び我が国の政策と議論の最新状況を報告した。さらに、CBDを遵守した海外遺伝資源アクセス情報と留意点、JBAの支援等について説明した。

1. プログラム

- | |
|--|
| 1. 「アフリカにおける遺伝資源活用の可能性－南アフリカの事例を中心に」
甲南大学経営学部 マノジュ・L・シュレスタ |
| 2. 「生物多様性条約とABSの議論の現状」
(財)バイオインダストリー協会 炭田精造 |
| 3. 「製品評価技術基盤機構(NITE)におけるアジア各国との微生物探索に関する共同研究について」
(独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジー本部 須藤 学 |
| 4. 「海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報とJBAの支援」
(財)バイオインダストリー協会 藪崎義康 |
| 5. 総合討論 |

2. 講演概要

講演1: 「アフリカにおける遺伝資源活用の可能性－南アフリカの事例を中心に」

関西大学法学研究所はインド・南アフリカ財産的情報研究班(山名美加法学部准教授を主管)を設置し、2009年4月から2010年3月まで下記目的のプロジェクトを実施した。

プロジェクトの目的: インド及び南アフリカにおける財産的情報(遺伝資源、伝統的知識、フォークロア)の保護をめぐるシステム(法政策)及びそのシステムが現地の産業、地域発展に与える効果を分析することである。

南アフリカの科学技術省、原住民の知識体系局、CSIR(科学産業研究院)、プレトリア大学を訪問し、現地調査(見学、インタビュー、情報交換、資料入手)を行った。

南アフリカは世界の陸地の1%の面積を占めるが、生物多様性では世界の10%が生息し、

24,000 の植物種を保有する。喜望峰はユニークな植物相を構成し、68%が固有種である。南アフリカには 11 ほどの部族があり、60%以上の人々が薬用植物を伝統的に利用している。彼らは、TK（伝統的知識）とは呼ばず、IK（Indigenous Knowledge、先住民の知識）と呼び、子供時代から学校で IK の教育を受けている。

プレトリアにある CSIR は、国の科学技術研究に不可欠な機関で、質は高く、米国 NIH を越える設備と人材がそろっている機関であると感じた。1945 年に法律で設立が認められ、CSIR 独自で、あるいは民間・公的機関と連携して産業及び科学的発展を促進し、南アフリカ国民の生活の質を向上させることに貢献している。組織は、バイオサイエンス、環境、国防・安全、素材科学及び製造、天然資源及び環境の部門から構成される。

生物探査では、薬用植物に関連する IK を新薬（新規化合物の発見）及び薬草療法につなげるための科学的効果を確認することに焦点を当てている。現在 11,000 の植物から 3,200 の抽出物を得、スクリーニングの結果 16 のリード化合物を得た。

南アフリカ国には伝統的医療者（Traditional Healer）が 20 万人以上存在するので、その知識を保護するためのモデルを作った。

CSIR の成果事例として、フーディア（Hoodia）プロジェクトについて紹介した。フーディアはサン族により伝統的に利用されてきた多肉植物である（サン族は砂漠での狩猟の旅にフーディアを携帯し、空腹感をなくしスタミナを出すために噛む）。CSIR はアフリカ南部の草原の食物調査の中でサン族の IK に注目した。1997 年、CSIR はフーディアの食欲抑制効果を持つ成分の分離に成功し国際特許を取得した。その後、英国企業（ファイトファーム社）に本特許をライセンスし、ファイトファーム社はファイザー社にサブライセンスした。その間 CBD 関連の諸問題が発生し、2003 年には CSIR とサン族評議会と利益配分協定を締結した。現在、フーディアは栽培され、食材としての開発が行われている。

講演 3：「NITE におけるアジア各国との微生物探索に関する共同研究について」

NITE バイオテクノロジー本部生物遺伝資源開発部門（NITE-DOB）が取り組む CBD へのとったアジア諸国 2 国間協定に基づく微生物の収集・保管とその活用及び資源提供国への利益還元について、今回は特にベトナム、モンゴルとの事例を紹介した。

現在、NITE-DOB は、アジア諸国の関係者と密接な連携を図り、それぞれの国の自然界に生息する微生物を共同で分離・収集し、それらを有効に利用することで関連する産業の発展に貢献することを目指して業務を展開している。

NITE-DOB が実施した非金銭的利益配分は、分離株や菌株情報の共有、能力構築のためのワークショップ（技術の移転）や年次報告会の開催、研究者の我が国への招聘等であり、金銭的利益配分は、日本国企業などが利用する分離株の使用料の提供等であった。

ベトナムとの共同研究により分離した 7,382 株が、現在両方で保存されている。また、モンゴルとの共同研究では 4,432 株が同様に保存されている。

3. 総合討論

総合討論での主な質疑応答は以下のとおりである。

① 遺伝資源採取をモンゴル国立公園に限定している理由は何か？

(回答) 土地のトラブルを避けるためである。モンゴルは最近土地の私有化が認められてきたところである。

② 本年 10 月 1 日施行の中国特許法では、新たに出所の開示が必要になった。スライドで示された外国の法律の出所開示について、その状況を教えて欲しい。

(回答) スライドで示したのは一部の ABS 国内法であって、特許法ではない。先進国の特許法では、スイス、ノルウェー、スウェーデン等は出所開示が必要と聞いている。

③ サン族のフーディアについて南アフリカは特に何にこだわっているのか？

(回答) 財産的情報の移転にこだわっている。

④ NITE の活動は非常に評価すべきものであると思う。しかし、産業界全体のことを考えると、今の活動は範囲がまだ狭いと感じる。国益にもっと大きく寄与できるのではないだろうか。我が国は、米国 NIH のようにもっと国家戦略を考えるべきではないかと考える。収集だけでなく、天然物スクリーニング体制を作るべきだと思う。

(回答) NITE-BRC は CBD 下で海外微生物を安心して利用できる組織を作るということで、設立された。分類同定の中核的機関ということも目的の一つであった。当初、天然物創薬のバックアップということも考えられたが、規制によりできなかった。

⑤ 南アフリカ政府は、インドのように伝統的知識のデジタルライブラリー (TK-DL) 構築を視野に入れているのか？

(回答) そのとおりだ。TK-DL に関しては、現在インドからコンサルタントを招き、ライブラリー化を進めているところである。

⑥ グーグルマップのように遺伝資源の情報をウェブにアップし、必要な人が利用できるという形にならないだろうか。

(回答) オープンソースの考え方かと思うが、IT の世界をバイオ産業にどの程度利用できるのだろうか。「コモンズ」という考えに立ち、欧米では“Microbial Commons”というアイデアを提案し、検討しているという動きがある。

⑦ 我が国では生物多様性基本法が策定されたが、これは保全に関することであり、ABS の第 15 条に関するものではない。そこで、今後、日本は ABS 国内法を作ろうとしているのか、その場合担当するのは環境省か？

(回答) 場合によっては作らなければならないという考えは関係者の頭の中にはあるようだ。COP10 で EU 提案が採択されれば、国内法を作ることの是非を検討することになるのではないかと頭の体操をしているところである。

ムは 61 頁となり、前回会合のボリュームを大幅に超えた。さらに今回は、附属書 I に属さない新しく提起された意見（用語の定義、制度メカニズム、資金メカニズム等）に係わるテキストが、附属書 II として加わった。

作業部会後の今後のアクションとして、3 月の第 9 回 ABS 作業部会前までに 2 つの会合、すなわちフレンズオブチュア会合及び地域間非公式協議の開催が予定されている。

以上のように、作業部会の結果報告を踏まえ、IR に対する議論の構図、途上国と先進国の意見の比較、EU の提案する「国際アクセス標準」の解説、さらに今後の検討課題、諸外国の新しい動きについて紹介した。

講演 2：「第 6 回生物多様性条約第 8 条 j 項（伝統的知識）作業部会報告」

初めに TK について、その用語の定義、条約での関連規定、TK の保護等について解説し、これまで行われてきた条約での議論の推移を概観し、論点を理解しやすく整理した。その後、今回出席した第 6 回作業部会の結果を報告・解説した。

今回、議論の結果採択された勧告は 4 項目、①勧告 6/1：参加メカニズム、②勧告 6/2：固有の制度、③勧告 6/3：倫理行動規範（案）、④勧告 6/4：複数年度作業計画、であった。

議題5「原住民・地域社会の文化的、知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範の諸要素」で採択されたCOP10への勧告6/3「倫理行動規範（案）¹」は30の Paragraph から成り、ボランティア的な性質を有するものである。そのため、議論では先進国からの意見は少なかったが、ボン・ガイドラインと同様にIRの議論のベースにされていく可能性もあることを念頭に置いておく必要がある。なお、上記案には、原住民・地域社会が伝統的に領有してきた土地等に関する文言、PICに関連する文言、原住民・地域社会の伝統的資源体系の決定に至る文言、については合意に至らなかったため、留保を意味するカギカッコ（ブラケット）が付いている。

また、この作業部会に続いて開催されたABS-WG8会合に提出する意見（議題6）の最終テキストに盛り込まれた主な事項は以下のとおりである。

- 15条と8条j項は相互補完的であり、IRの開発はTKの尊重と保護を支援すべきである。
- TKと遺伝資源が関連する場合、両者は不可分である。
- TKの特徴（特定の文化又は人々との関連性、長期的な発展、動的・発展的性質、世代を超えた伝承、地域性、原作者特定の困難性等）。
- 地域における伝統的目的での遺伝資源及びTKの交換。
- IRにおけるTK及び関連する遺伝資源に係る原住民・地域社会の権利に係る文言の規定。
- IRはTKが利用等された場合のPIC及び利益配分に係る原住民・地域社会の権利を認識した国内立法を要求すべき。

¹ この行動規範の正式名称は、「Tkarihwaité:ri Ethical Code of Conduct on Respect for the Cultural and Intellectual Heritage of Indigenous and Local Communities Relevant for the Conservation and Sustainable Use of Biodiversity」。

- 遺伝資源に関連したTK：「in the public domain」と「publicly available」の違いを認識する。
- PIC促進のための遵守措置（遺伝資源の原産又は出所の開示要件を含む）。
- 遵守促進のための措置（原住民の権限ある機関の創設、国際認証、TK利用のモニタリング、PIC等に係る能力構築等）。

最後に、今後の課題として以下の点を挙げた。

- 倫理行動規範の採択とその後
- 先住民問題等が国内問題へ与える影響
- 知的財産制度へ与える影響（出所開示問題、固有の制度、「in the public domain」と「publicly available」）
- 各国のABS法制定状況とその内容の把握
- 交渉グループの動き
- ポストCOP10

3. 総合討論

総合討論での主な質疑応答は以下のとおりである。

① TKのデータベース化とは、TKを公開してアクセス可能にしてABS規制（特に利益配分）をするということか。また、TKを文書化した場合、出所開示問題との関連はどのようなものになるのか？

（回答）文書化すると知られてしまうという懸念から文書化を拒否する人もいる。すでにオープンになっている（しかし、広く知れ渡ってはいない）ものを文書化する。出所開示の問題は何を開示するのかわ違ってくる。元々の出所まで遡れと主張する途上国もある。データベースには、特許審査官のみがアクセスできるもの（内部資料）と、NGOなどが行っているオープンのもの等、その活用に対しては様々な考え方がある。

② 「in the public domain」と「publicly available」の違いは何か？

（回答）知的財産権の面から見れば同じである。途上国側の発言では新たなものを作りたいという考え方であるが、概念の整理が必要だ。

③ 世界公知公用とはどの範囲を指すのか？

（回答）新規性の審査基準で考える。守秘義務を課せられていない人が知っているものであれば公知と言える。論文や学会発表等で公開されているものであれば公知となる。我が国では意に反する公知（盗用等）は別の扱いとなる。

④ TKの防御的保護以外の利用方法において特許取得が問題になることがあるか？

（回答）NGOsや資源提供国政府による糾弾がある。かつてTRIPs会合において、我が国の特許に対して「潜在的にバイオパイラシーの疑いのある特許」とペルーからクレームリ

ストが提示されたことがあった。食品（資源国では輸出奨励品として扱われている）としてペルーから輸入したものを、食品以外の利用（化粧品分野等）で特許を取得した件などであるが、この件に関し我が国特許庁は精査し何ら問題ないと結論した。

他に、原住民が糖尿病に有効であるとして利用していた植物から抗がん剤を発見し、医薬品として開発した企業が、CBD 発効以前の創薬であるのにバイオパイラシーであると糾弾され続けている例がある。

⑤ 各国は ABS 国内法を策定しているところであるのに、EU の国際アクセス標準を作る意味があるのか？

（回答）EU の国際標準（案）は任意のものである。各国が法律を策定することはその国の主権的権利であるから非常に規制の厳しい法律であったとしてもそのことについては問題ない。しかし、その法律を他国に押し付けることはできない。なぜなら、押し付けられる側にも主権的権利があるからである。CBD が発効して 16 年経つが、現在、ABS 法を策定している国は CBD 加盟国（193 カ国）の約 10% にすぎない。いろいろな理由で策定が進んでいないと思われる。加盟国が一致して採択できるアクセス標準があれば、これを基本に ABS 国内法を策定することも容易になる。「アクセス標準を満足している ABS 国内法であれば、これを遵守しなかった自国の利用者に対して利用国政府は、何らかの処罰を与える措置を取ることを議論する用意がある」ということが EU の意見である。

⑥ 日本も資源国という面があるから ABS 国内法を作るべきではないのか？

（回答）我が国は国際情勢を見ながら考えるだろう。最近、先進国の中で豪州以外にも ABS 国内法を作り始めている国がある。メリット・デメリット等いろいろな観点から考えることが重要だ。METI は先進国の ABS 国内法の調査をスタートさせたところだ。

⑦ a) ITPGRFA の対象である遺伝資源は CBD の範囲に入るのか？ b) 例えば、ITPGRFA のクロップリストに入っている資源を利用して、そこから何か新規化合物を見つけ食料ではない製品を創出し特許取得をしたいと考えた場合、どのように対処すればよいのか？

（回答）ITPGRFA と CBD の範囲の調整はこれから議論される場所である。今後の動き次第で JBA 版「遺伝資源へのアクセス手引」を現状に沿うように改定していく必要があると考えている。質問 b) に関しては、CBD の範囲に入ると考えられる。

2-1-6. JBA シンポジウム 「ABS の ABCーよくわかる生物多様性条約ー」

2010年1月26日、JBAは京王プラザホテル（東京）において、標記シンポジウムを開催した。生物多様性条約（CBD）には3つの目的があるが、そのうち保全と利用はCOP10名古屋を迎えるに当たり話題に上り周知度も高い。一方、これらと性格を異にする重要な第3の目的「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）」は一般に馴染みがなく、認知度も低いと思われる。そこで、産業界、学界のみならず、一般の市民にもABSを理解してもらうために、ABSに関係する学界および産業界から演者を招きシンポジウム開催を企画・開催した。（プログラム参照）

プログラム

1. 基調講演「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する法制度」	明治学院大学 教授 磯崎博司
2. 「生物遺伝資源と経済的価値」	名古屋大学 特任教授 渡辺幹彦
3. これまでの経緯と最新情報	(財)バイオインダストリー協会 炭田精造
4. 生物多様性条約と伝統的知識について	東海大学 准教授 田上麻衣子
5. 大学における生物資源の取り扱いと課題	名古屋大学 教授 武田 穰
6. 遺伝資源の産業利用のためのNITEの役割	製品評価技術基盤機構(NITE) 安藤勝彦
7. 食品企業における海外遺伝資源へのアクセスと利用について	カルピス（株）安田源太郎
8. 製薬産業における遺伝資源利用の実際	アステラス製薬（株） 渡辺裕二

講演大要を以下に記す。

明治学院大学の磯崎教授は、基調講演としてCBD/ABSについて、遺伝資源と知的財産権、遺伝資源の取得利用規制、利益配分確保のための輸入や利用規制、WIPOやWTOでの議論、遵守に関するABS法律専門家会合における議論、国内法の遵守、契約の遵守、国際認証制度、起源の開示、国際レジーム、EU提案、外国法の受け入れ、などについて法的側面から解説した。

名古屋大学の渡辺教授は、「価値」についての考え方や評価方法を解説し、さらに実例を取り上げ生物遺伝資源の価値を経済的側面から解説した。そして、COP10におけるABS-IRの交渉は、利益の配分である源を最大にし、かつ公正・衡平に、かつ効率的であるためにはどのような枠組みが最適であるか、すべての締約国が議論すべきであると述べた。

JBA 炭田は、ABS 国際交渉の経緯、さらに EU 提案、途上国の対応など ABS 作業部会の議論の現況、論点を解説した。

東海大学の田上准教授は伝統的知識について、用語の定義やこれまでの交渉経緯、国際的な議論の進展について解説し、CBD8 条(j)項に関する第 6 回作業部会の結果を報告した。

名古屋大学の武田教授は、大学における研究者が CBD を熟知せずに海外の生物遺伝資源を利用することで発生する諸問題について述べ、NGOs などによる種々のクレーム事例や問題点を取り上げて注意喚起した。

NITE の安藤氏は CBD の精神にのっとり NITE とアジアの国々との 2 国間研究協力についてこれまでの成果を紹介した。

カルピス（株）の安田氏は自社が NITE の構築した日本・モンゴル 2 国間協力システムに参加し、乳酸菌や酵母を分離するなどの探索成果を紹介した。

アステラス製薬の渡辺氏は、医薬品の研究開発の現状、天然物創薬における生物遺伝資源の位置付け、自社研究開発（マレーシアとの共同研究）の実際について紹介し、CBD/ABS における課題を提示した。

2-2. 日本・ベトナム2国間ワークショップ

「バイオ産業で日本とベトナムはいかに協力するか？－生物多様性国内法及び微生物の研究開発の視点から－」

はじめに

ベトナム政府は生物多様性法を2008年に制定した。その中にABSに関する規定もある。また、我が国の(独)製品評価技術基盤機構(NITE)とベトナム国立大学ハノイは、生物多様性条約(CBD)に適合した方式で、微生物遺伝資源に関する共同研究を行ってきた。そこでJBAは、ベトナムの生物多様性法に関係する現状を把握するために、ベトナムから政府及び大学関係者を招聘し、2010年2月23日鉄鋼会館(東京)にて、本ワークショップを開催した。

講演の概要

1. ベトナムの生物多様性法について

Mrs. Le Thanh Binh, Acting Director (Biodiversity Conservation Agency, Ministry of Natural Resources & Environment)

ビン局長代行が「ベトナム生物多様性法における種と遺伝資源の保全と持続可能な開発」と題して、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に重点を置いて、ベトナム生物多様性法について講演した。

(1) ベトナムの生物多様性法(Biodiversity Law)は、2008年11月13日にベトナム国民議会で承認され、その7ヶ月後の2009年7月1日に施行された。2009年にベトナム天然資源環境省に生物多様性保全局(Biodiversity Conservation Agency)が設置された。

(2) 生物多様性法は8つの章と78の条項から成る。種と遺伝資源の保全と持続可能な開発については、第4章で「種の保全と持続可能な利用」(18の条項)を、また、第5章で「遺伝資源の保全と持続可能な利用」(14の条項)を規定している。ABSに最も直接的に関連しているのは下記の第5章第1節と第2節である。

第5章：「遺伝資源の保全と持続可能な利用」

第1節：遺伝資源の管理とアクセスと利益配分

第55条：遺伝資源の管理

第56条：遺伝資源管理を指定された組織、家庭、個人の権利・義務

第57条：遺伝資源へのアクセスの順序と手続き

第58条：ABSに関する契約

第59条：遺伝資源へのアクセスの免許

第60条：遺伝資源へのアクセスの免許を与えられた組織、家庭、個人の権利・義務

第61条：遺伝資源アクセスからの利益の配分

第2節：遺伝学的標本の貯蔵と保存；遺伝資源の評価；遺伝資源に関する情報管理；遺伝資源に関する伝統的知識著作権である。

第62条：遺伝学的標本の貯蔵と保存

第63条：遺伝資源に関する情報の調査、収集、アセスメント、提供及び管理

第64条：遺伝資源に関する伝統的知識著作権

(3) 生物多様性法について、以下の点につき留意すべきである。

- ① 生物多様性法は枠組み法であり、詳細は法令 (decrees) で規定されることになっている。法令案が2009年7月に作成され、上層部へ提出された。
- ② 遺伝資源の管理主体は次の4つに分類されている。
保護区域（保護区域管理部門）、保存施設（生物多様性保全施設、研究開発機関、遺伝資源保存施設などの組織長）、地方自治体（地区レベルの人民委員会 People's Committee）、地方自治体内で遺伝資源の管理と利用を指定された組織・家族・個人。
- ③ 遺伝資源へのアクセスの順序と手続き
アクセスの登録⇒生物多様性法第58条及び第61条の下で指定された組織・家族・個人との書面でのABS契約の締結⇒生物多様性法第59条及び第61条の下で遺伝資源アクセスのライセンスの申請、という流れになる。

(4) 関係各省と地方自治体のABS関連の担当事項

天然資源環境省(MONRE)

- ① 生物多様性の国家管理の実施責任
- ② 優先的に保護すべき貴重希少な絶滅危惧種のリスト化と政府承認のための書類提出
- ③ 侵入外来種の調査と定義、及びこれらのリストの評価と公表
- ④ 外来種の飼育と開発のための実験及びライセンスの定義
- ⑤ 遺伝資源の国家データベース管理の統合
- ⑥ GMO及び生物多様性に関連した遺伝学的標本のデータベース管理の統合
- ⑦ GMO及び生物多様性に関連したGMOの遺伝学的標本に関するウェブサイトの設置
- ⑧ 第57条：遺伝資源へのアクセスの順序と手続き（詳細法令案を検討中）
- ⑨ 第59条：遺伝資源へのアクセスの免許（詳細法令案を検討中）
- ⑩ 第61条：遺伝資源アクセスからの利益の配分（詳細法令案を検討中）
- ⑪ 第63条：遺伝資源に関する情報の提供（詳細法令案を検討中）

農業山村開発省(MARD)

- ① 利用の禁止される野生生物の保護の定義、利用免許の与えられる野生生物の利用の定義：利用禁止の野生生物のリスト及び利用免許の与えられる野生生物種のリストの定期的な公示
- ② 絶滅に瀕している固有の作物品種及び家畜品種の調査とアセスメント（優先的に保護す

べき貴重希少な絶滅危惧種のリストに記載するため)

科学技術省(MOST)

- ① 遺伝資源に関する伝統的知識権の登録プロセスの指導に関与する省庁との調整
- ② GMO、GMO の遺伝学的標本の創出研究における施設テクニック、技術、専門スタッフの条件の定義

地方の人民委員会

- ① 生物多様性保全施設の証明書の発行
- ② 侵入外来種の調査と定義について MONRE との調整
- ③ 侵入外来種の防止と管理の措置をとるために、これら外来種的能力検査と評価を組織するため関係省庁との調整
- ④ 現地の侵入外来種リストに記載された種の分布域の調査と定義、その隔離と除去の立案の組織化

【質疑応答】

Q1：貴重希少な絶滅危惧種のリストはあるか？

A1：現在、リスト化の基準を作成中であり、2011年にできる予定である。完成すればウェブサイトで公表する。コンタクト先はMARDである。

Q2：そのリストに微生物は含まれるか？

A2：含まれ得る。現在、基準を作成中である。

2. 微生物バイオテクノロジー研究所(IMBT)のバイオ産業開発のための能力強化

Dr. Duong Van Hop, Director, Institute of Microbiology & Biotechnology (IMBT), Vietnam National University Hanoi

バン・ホップ所長がIBTのこれまでの活動の歴史と現状について解説した。特に、IBTの柱としてのカルチャーコレクション(VTCC)の能力構築において、NITEとの共同研究が大きな貢献をしたことを強調した。今後は、これらの基盤に立ちつつ、バイオ・プロダクトの開発(probiotics、乳酸発酵、dioxin分解)を通じて、Spin-off企業の創出を促進すること、また、国際大学院コースの開講(海外の教授を講師として招聘)による人材の育成に力を注ぐなど、バイオ産業開発への志向を強めていることが注目を惹いた。

(1) IMBT について

沿革：1996年10月、バイオテクノロジー・センター(Center of Biotechnology)として設立。2007年5月、微生物バイオテクノロジー研究所(IMBT)と改称。(予算：同研究所の予算は2~4 Million USD(1994-2003)から25-50 Million USD(2004-現在)と顕著に増加している。)

(2) ミッション

- ① バイオテクノロジーと微生物分野における基礎研究、応用、教育、コンサルタンシー
- ② 新規バイオ・プロダクトのための開発と技術移転
- ③ バイオテクノロジーの修士・博士コースのための国際協力

(3) 人員とインフラ

- ① 人員：教授 4、博士 8、修士 7、学士 17、事務スタッフ 6、院生（博士・修士） 6
- ② 機器：分析機器、分子生物学用機器、微生物学用機器、発酵用パイロットプラント（5～1.000 リットル）

(4) 日本との協力（VTCC の能力構築に貢献）

- ① 2003 年 JBA グループの訪問。日本との協力関係の始まり。
- ② 2004 年 4 月 NITE との共同プロジェクトの開始：微生物のサンプリング、分離、同定、保存、ドキュメンテーション、抗生物質のスクリーニングをこれまでに実施した。
- ③ 人材開発：NITE への派遣（12 名）、アジアコンソーシアム会合（ACM）への参加（6 名派遣）、IMBT での技術研修ワークショップの開催（14 回。ベトナム側から 120 名参加）、プロジェクト年会ワークショップ（2004～2009）を毎年開催。
- ④ NITE 研究者のベトナム IMBT への来訪（延べ 70 名）
- ⑤ 第 6 回 ACM をハノイで開催（2009 年 11 月 29～31 日）。政府高官が開会の挨拶。
- ⑥ VTCC のイメージの向上：国内、国外での知名度上がる。
- ⑦ 論文：発表済み 2、提出済み 1、草稿段階 3

(5) 現在の主な活動

- ① VTCC（微生物 Gene Pool）
- ② R&D（酵素とインヒビター、ニンナマイシン、T4 リガーゼ、Taq ポリメラーゼ、etc）
- ③ バイオ・プロダクトの開発：probiotics、乳酸発酵、dioxin 分解（Spin-off 促進）
- ④ 国際大学院コースの開講

おわりに

ベトナムの生物多様性法は枠組み法であり、実施細目は今後、施行される。農業山村開発省や科学技術省もかなりの実務的な部分を分担している。微生物は科学技術省が担当している。

Dr. Van Hop の講演により、NITE とベトナム国立大学ハノイの IMBT が CBD に適合した方式で微生物遺伝資源に関する共同研究を行っていることを CBD 監督官庁の Mrs. Binh に説明したことは、相互理解を一層高める上で意味があった。また、Dr. Van Hop の講演から、ベトナム政府は、大学発のバイオ産業創成に向けて意欲的に予算を投入していることが判明し、参考になった。

2-3. 海外遺伝資源へのアクセスに関する相談窓口

JBA は、2005 年 4 月（平成 17 年度）に「遺伝資源へのアクセス手引」の普及開始と同時に「海外の遺伝資源へのアクセスに関する相談窓口」を開設し、生物多様性条約に基づく遺伝資源アクセスや利益配分等に関する相談サービスを実施してきた。

本相談サービスについての平成 21 年度（2009 年）の結果を報告する。比較のため、平成 20 年度分も併記した（表 1 参照）。相談件数は、平成 21 年度は 74 件（平成 22 年 3 月 12 日現在）であった。相談案件の対象国、相談者の帰属する産業等の分野、相談者の帰属組織別に結果をまとめた。

対象国としてアジア・大洋州への関心が最も高かった（具体名が言及された国・地域全体の 68%）。先進国（北米、欧州）及び南米への関心も例年より高かった。

産業等分野としては、健康食品と学術（基礎）研究に関する相談が上位 2 位を占めた。メディアからの取材は、2010 年 10 月に名古屋で開催される生物多様性条約の第 10 回締約国会議（COP10）が近づいたためと思われる。

相談者の帰属組織は大企業が最も多かったが、昨年に続き、大学・公的機関から相談が確実に増える傾向にあった。

過去 5 年間の相談件数（図 1）は、本年度で累計 215 件（平成 22 年 3 月 18 日現在）に達した。

図 1 アクセス相談件数の推移（2005 年度～2009 年度）

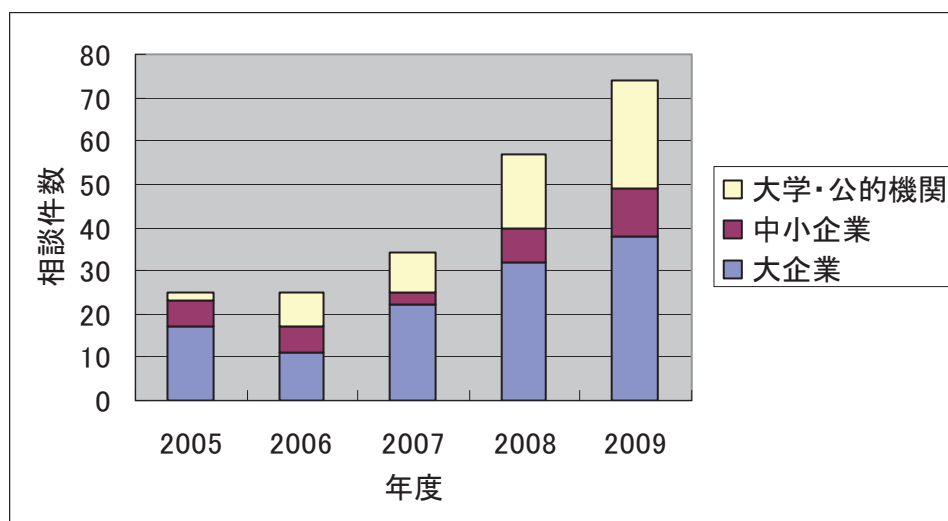


表1 相談のまとめ

	平成 20(2008)年度	平成 21(2009)年度	平成 21 年度の傾向
対象国	<p>アジア・大洋州(35)</p> <p>日本(5)、モンゴル(5)、 中国(6)、タイ(4)、インド(4)、 フィリピン(3)、インドネシア(2)、 オーストラリア(2)、ベトナム(1)、 ネパール(1)、 バングラデッシュ(1)、 東南アジア全般(1)</p> <p>米国(1) ペルー(2)、ブラジル(1)</p> <p>タンザニア (1)</p> <p>一般(24) (カッコ内は延べ数)</p>	<p>アジア・大洋州(32)</p> <p>インドネシア(7)、タイ(6)、 中国(4)、マレーシア(3)、 シンガポール(3)、 ベトナム(3)、フィリピン(2)、 インド(2)、ネパール(1)、 オーストラリア(1)、</p> <p>カナダ(4)、米国(1)、 ブラジル(4)、ペルー(2)、 エクアドル(2)、チリ(1)、</p> <p>欧州(6)、</p> <p>一般(34) (カッコ内は延べ数)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象国としてアジア・大洋州への関心が最も高い(特定された国の68%)。 ● 先進国(北米、欧州)への関心が高まった。 ● 南米への関心が高まった。
分野	<p>健康食品(12)、 学術(学界・公的機関)(10)、 化学品・バイオ燃料(6)、 創薬(1)、酵素(2)、化粧品(9)、 CBD 条約(4)、メディア(7) その他(6)</p>	<p>健康食品(14)、 学術(基礎研究)(9)、 化学品・バイオ燃料(7)、 創薬(7)、化粧品(5)、 分析(4)、メディア(11)、 その他(17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談者の関心分野として、健康食品、学術研究、化学品・バイオ燃料が上位をしめた。 ● メディアは COP10 への関心の高まりを示す。
帰属組織	<p>大企業(32)、 大学・公的機関(17)、 中小企業・ベンチャー(8)</p>	<p>大企業(37)、 大学・公的機関(25) 中小企業・ベンチャー(12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大企業がトップであったが、大学・公的機関からの相談数が上昇した。

3. ABS 広報ツール:

小冊子「もう一つの生物多様性のおはなしーwin win な関係ー」

はじめに

2010年、10月に生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催されることになり、世間一般でもにわかに CBD への関心が高まりをみせ、新聞や雑誌でも取り上げられるようになった。しかしそれら報道内容をみると、環境条約として“保全”の面だけが捉えられてしまうという傾向にあった。そもそも、これまでは「生物多様性条約」という単語が一般的ではない上、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）についてはさらに複雑な中身と多岐にわたる項目故に、世間一般では、なかなかその知名度は上がりず理解も進まなかった。

JBA はこれまで、CBD-ABS 交渉の情報や各国 ABS 国内法・規制等の情報を提供し、また遺伝資源へのアクセス手引の普及などに長年努めてきたが、その対象は、遺伝資源に直接関与する企業、大学、公的研究機関などの研究者や知財関係者であった。

そこで、COP10 名古屋の主要なテーマの一つである ABS の理解をさらに促進すべく、対象を今までの海外遺伝資源へのアクセスを行う実務家のみならず、CBD や ABS に興味をもった社会人や学生のために、理解導入の資料として小冊子を作成した。

1. 広報ツール（小冊子）の作成

小冊子を作るに当たっては、①内容の変わらない部分と、②交渉の進行によって変わる部分に分け、①を本体、②を差し込み版にすることとした。本体は、表紙をイラスト化し、一般の方々に気軽に手に取ってもらえるような雰囲気醸成し、文章もなるべく簡略化し、CBD の重要な部分を引き出して掲載することを要件とした。

本体の内容は、生物多様性の意味、重要性、遺伝資源について、また CBD とその第3の目的である ABS について解説し、事例（図）を加えた。さらに、JBA の活動を紹介し、興味のある方々に参加を促すよう版を組んだ。差し込み版は、CBD-ABS 交渉の進捗状況をさらに知りたい方々のために、小冊子の作成開始時点で予定されていた専門家会合終了ごとに作成し、交渉の現状を伝える内容とした。

小冊子（資料1の本体画像参照）は、JBA のオープンセミナーや講演で配布し、さらに、JBA 以外の開催者による講演等の際にも配布を依頼した。2010年1月時点で約1500部が配布済みである。またウェブサイトにも掲載し、普及に努めている。必要ならば JBA 事務局に連絡されれば送付も可能である。

この小冊子配布の際、内容についてのアンケート（資料2）を配布して意見調査を実施し、分析・評価を行った。この結果を受け、更なる改善を図り、次の機会の改訂に生かしていく予定である。

2. 広報ツール（小冊子）評価のためのアンケート調査

(1) 調査目的

2010年10月に名古屋において開催される生物多様性条約第10回締約国会議に向けて、遺伝資源アクセスと利益配分（ABS）に関する国際的制度（IR）の検討作業が行われていることを踏まえ、当該問題の正しい知識を分かりやすく伝達し、社会的理解を促進することが必要である。そのために平成21年10月に刊行した普及啓発パンフレット「もうひとつの生物多様性のおはなし－Win-Winな関係－」について、効果測定、評価を行い、今後のABSに関する情報発信の改善及び効果的な理解促進策の検討に資することを目的とする。

(2) 調査対象・調査実施日

下記セミナーの参加者。

調査実施セミナー等	開催日 (調査実施日)	概要	パンフレットを 直接用いた説明
ABSのABCシンポジウム	2010年1月26日	JBA主催の一般及び実務者向けセミナー	なし
オープンセミナー	2009年12月15日	JBA主催の実務者向けセミナー	なし
A社セミナー	2009年12月15日	A社開催の一般向けセミナー（JBAも講演協力）	あり
B社セミナー	2009年12月14日	B社（バイオ関連）の社内セミナー（JBA講演）	なし
C大学セミナー	2010年1月13日	C大学の学生向けセミナー	あり

(3) 調査方法

会場アンケート（各セミナー等の参加者にアンケート用紙を配布及び協力依頼を行い、セミナー終了時に、その場で回答してもらった上で回収する）。

(4) サンプル数

338 サンプル。各セミナーの内訳は下記の通り。

ABSのABCシンポジウム	36
オープンセミナー	35
A社セミナー	25
B社セミナー	179
C大学セミナー	63
全体	338

3. 調査結果の要約

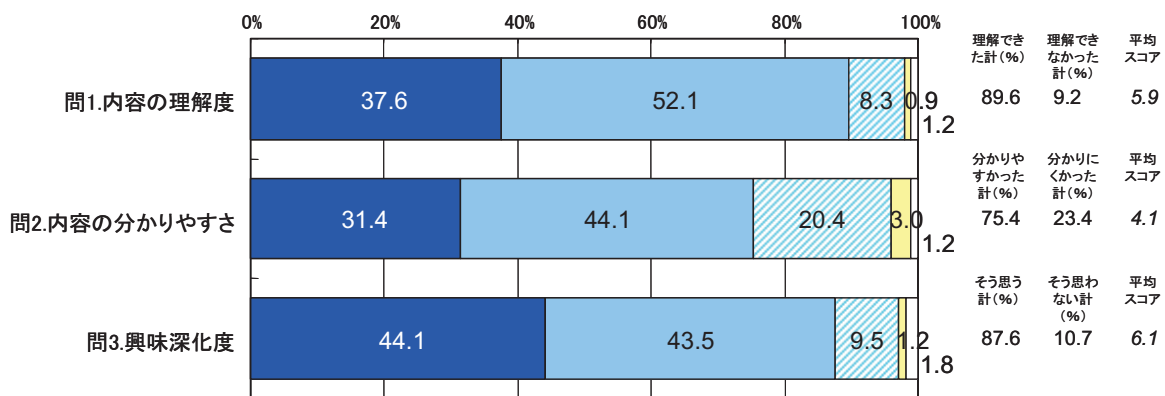
(1) パンフレットの内容に関する評価

<内容の理解度・内容の分かりやすさ・興味深化度>

- 全体の約 9 割が、内容について理解できた（「理解できた」「まあ理解できた」）、トピックについて興味は深まった（「そう思う」「まあそう思う」）、約 4 分の 3 が分かりやすかった（「分かりやすかった」「まあ分かりやすかった」と回答し、概ねよい評価となっている。

内容の理解度・分かりやすさ・興味深化度<単数回答>

(N=338)



[凡例]

	質問文	■	■	■	■	□
問1.内容の理解度	内容は理解できましたか。	理解できた	まあ理解できた	あまり理解できなかった	理解できなかった	無回答
問2.内容の分かりやすさ	内容は分かりやすかったですか。	分かりやすかった	まあ分かりやすかった	やや分かりにくかった	分かりにくかった	無回答
問3.興味深化度	取上げられているトピックについて、興味が深まりましたか。	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	無回答
	スコア値	+10	+5	-5	-10	

<関心を持った箇所>

- パンフレットの中で関心を持った箇所として、全体では、「ABSの流れ～win-winな関係～」(33.7%)、「生物多様性とは？」(32.0%)が多く挙げられている。

<分かりにくかった箇所>

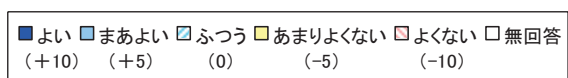
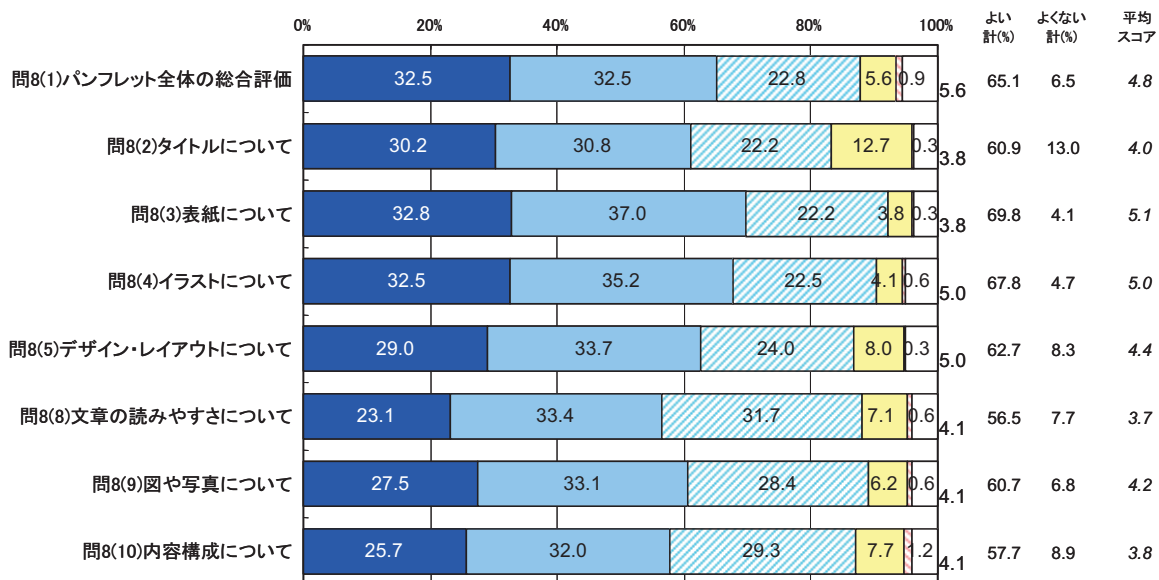
- 「分かりにくかったところはない」という人が全体の約 3 割となっている。分かりにくかった箇所として、全体では、「第3の目的とABS」(8.6%)、「日本によるABS実践例」(7.7%)、「ABSの流れ～win-winな関係～」(6.8%)などが挙げられているが、いずれも 1 割未満に留まる。

(2) パンフレットの形態・構成に関する評価

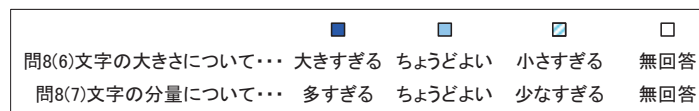
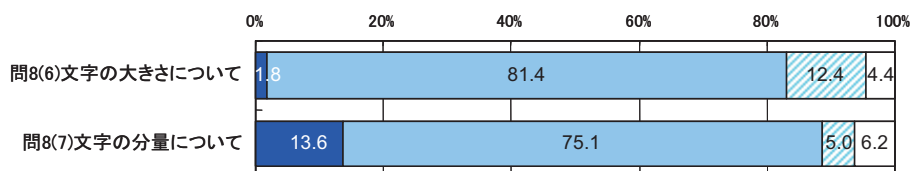
- パンフレット全体の総合評価では、全体の 65.1%がよい（「よい」「まあよい」）と評価している。
- タイトル、表紙、イラスト、デザイン・レイアウト、図や写真については、全体の 6割～7割がよい（「よい」「まあよい」）と評価。文章の読みやすさ、内容構成については、よい（「よい」「まあよい」）との評価が 6割を下回る。
- 文字の大きさ、文字の分量については約 8割が「ちょうどよい」と回答し概ねよい評価を得ている。一方、文字が「小さすぎる」、分量が「多すぎる」との回答も 1割強挙げられている。

パンフレットの形態・構成に関する評価＜単数回答＞

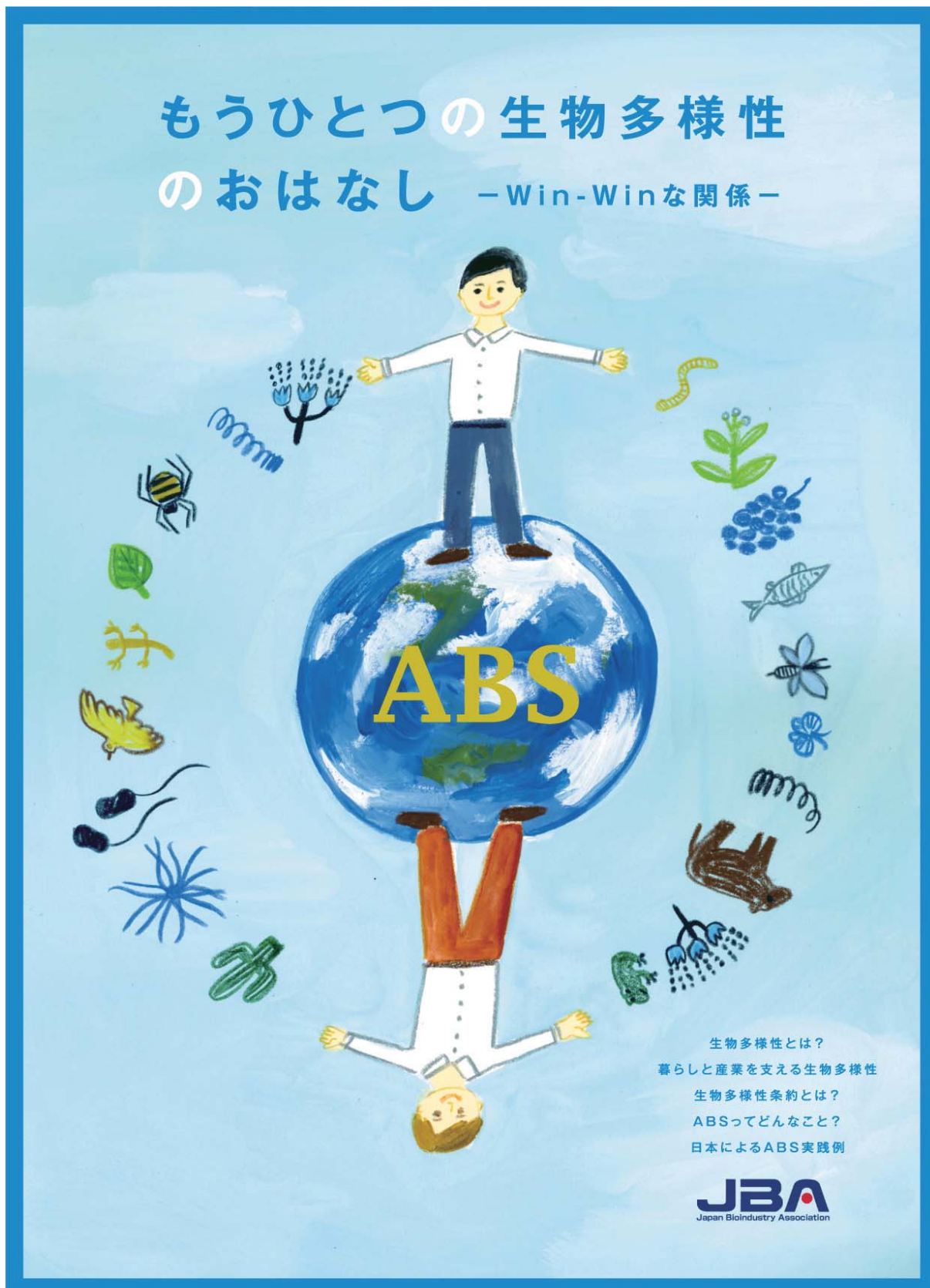
(N=338)



()内はスコア値を示す



資料 1. 広報ツール（本体画像）



生物多様性とは？

私たちが生活している地球上には、長い年月をかけて環境に適応しながら生命が進化してきた結果、実に様々な生き物がいます。そして、お互いに依存しあい、関わりあいながら生きています。このように、多様な生き物が互いに密接に関わりあっていることを生物多様性といいます。



生物多様性には3つの多様性が含まれます

生態系の多様性

生き物は、自然条件に応じて生息し、森、砂漠、里山、川、湿地、海など多様な生態系を形づくっています。

種(種間)の多様性

生き物には、動物、植物から微生物にいたるまで、多様な種が存在しています。

遺伝子(種内)の多様性

同じ種の中でも、遺伝子の違いから、形や大きさ、色合い、模様、適応能力など、多様な個性があります。

暮らしと産業を支える生物多様性



生物多様性と聞くと、日常から離れた自然の中の出来事として、危機にある野生動物や森林、希少な植物などを思い浮かべるかもしれません。しかし実際には、まさに私たちの暮らしそのものが生物多様性の恵みによって支えられていて、とても身近な話題なのです。

身のまわりを見てみると、生物多様性を活かして、研究や工夫、加工を加えた数多くの製品やサービスに囲まれて生活していることがわかります。衣食住をはじめ、医薬品、化粧品、園芸植物、生き物による汚染浄化など、今日の私たちの豊かで健康な暮らしは、いわば生物多様性の産業利用の上に成り立っています。

目に見える動物や植物も大切ですが、忘れてはならないのが私たちの足元で生きている無数の様々な微生物です。生態系を支える縁の下の力持ちとして重要な働きをしています。そして私たちの暮らしとも密接な関係があります。日本人にはおなじみの味噌、しょうゆ、日本酒、漬物など独自の食文化も、各地の風土や食材とともに微生物の働きによって生み出されたものです。健康な暮らしに欠かせない医薬品も、微生物を含む生物多様性の恵みに由来するものが数多くあります。特に微生物は未知のものがとても多く、これからも新たな発見があるかもしれません。

抗生物質ペニシリンの発見……世界初の抗生物質ペニシリンは、1929年、イギリスの細菌学者フレミングによって青カビから発見されました。1942年に実用化され、その後の抗菌剤、制ガン剤などの急速な進歩の第一歩となりました。今日、企業や大学などが生物多様性を活かして研究開発や産業利用を行うときにも、動植物、微生物などに由来する遺伝資源を利用しています。

生物多様性条約とは？

生物多様性条約は、特定の種や地域を保全しようとするのではなく、より包括的に生物多様性の保全と持続可能な利用を行うために数多くの国々の間で約束された国際条約です(1992年リオデジャネイロの地球サミットで作成、1993年効力発生、締約国数192ヶ国〔2009年10月〕)。正式には、「生物の多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity〔略してCBD〕)」と呼ばれます。

地球環境保護条約の顔を持っていますが、生物多様性は私たちの暮らしや産業と深く関わっており、保全だけではなく利用にも目を向けています。そのため、取り扱われるテーマは、自然保護だけではなく、農林水産業やバイオ産業における資源として生き物の利用、バイオテクノロジーなどの技術や知的財産権の取扱いなど、とても幅広いものとなっています。

第3の目的とABS

生物多様性条約には3つの目的があります。①生物多様性の保全と ②持続可能な利用はよく話題になりますが、この2つのほかに性格の異なる次の目的が掲げられています。

③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

この条約では、生物多様性に富む国々からの提案が反映されて、資源としての生き物がそれぞれの国の主権に基づく権利に属することが確認されています。各国はそれぞれの考え方に基いて、自国内の遺伝資源の利用を規制することができます。その際、利用者は遺伝資源の利用から生ずる利益を資源提供国に配分することが条約の目的の1つとして掲げられているのです。

この利益配分は本来、保全と持続可能な利用にインセンティブを与えることが想定されて取り入れられています。しかし、遺伝資源の利用規制が厳しすぎると、企業や大学などでの研究開発や産業利用が困難になり、ひいては私たちの暮らしにも影響を与える可能性もあります。そのため、遺伝資源の取得や利用、そして利益配分のあり方をめぐって、条約発効以来、長年にわたって国際交渉が積み重ねられてきています。この第3の目的に関わる問題を「遺伝資源へのアクセスと利益配分(Access and Benefit-sharing〔略してABS〕)」と呼んでいます。

遺伝資源……生物多様性条約では遺伝資源のことを「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材」であって、「現実の又は潜在的な価値を有する」ものと定義しています。

2010年COP10名古屋の重要議題・ABS

生物多様性条約に参加している締約国が集まって意思決定などを行う機関として締約国会議(Conference of the Parties〔略してCOP〕)が置かれています。2010年10月には、名古屋において第10回締約国会議(COP10)が開催されます。

COP10における重要議題の一つが、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する国際的制度(International Regime〔略してIR〕)です。



ドイツ・ボンで開催された第9回締約国会議(COP9)まもなく全体会合が始まる時

ABSってどんなこと？

企業や大学をはじめ、私たちが海外の遺伝資源を取得、利用しようとするときに、生物多様性条約のもとで守る必要のある約束事があります。遺伝資源へのアクセス（取得の機会）と利益配分（Access and Benefit-sharing [略してABS]）について、遺伝資源の利用者は、提供国との間で、その国の法令に従って大きく2つのことが求められます。

〔ABSの基本的な枠組み〕

- ① 必要な情報を事前に知らせた上で、遺伝資源提供国からアクセスの同意を得ること
- ② 相互に合意する条件によって、遺伝資源利用（研究開発、商品化など）から生ずる利益を公正かつ公平に配分すること

遺伝資源を取得しようとするときには、もともとその土地の生き物を伝統的に利用している先住民が暮らしていることもあります。条約では、このような先住民社会や地域社会の伝統的知識や工夫、慣行を尊重して、その

利用によってもたらされる利益の衡平な配分も奨励しています。

生物多様性条約に基づくABSの考え方や具体的方法を示すために、2002年4月には「ボン・ガイドライン」が作成されました。この中で利益配分は、金銭的利益だけではなく、教育訓練や技術協力、地域経済への貢献など非金銭的な利益が含まれるとされています。日本では経済産業省と（財）バイオインダストリー協会が「ボン・ガイドライン」をベースに作成した利用者向けの「遺伝資源へのアクセス手引」を提供しています。

2002年9月に開催されたヨハネスブルグ・サミット（リオ+10）では、ABSに関する国際的制度（International Regime [略してIR]）の交渉開始が合意されました。遺伝資源提供国の中には、「ボン・ガイドライン」では利益配分の確保には不十分であると指摘する国もあります。一方、遺伝資源利用国の企業や大学などからは、遺伝資源提供国における窓口・手続の不明確さなどの国内制度の課題も指摘されています。このような中でCOP10に向けて現在も国際交渉が継続されているのです。

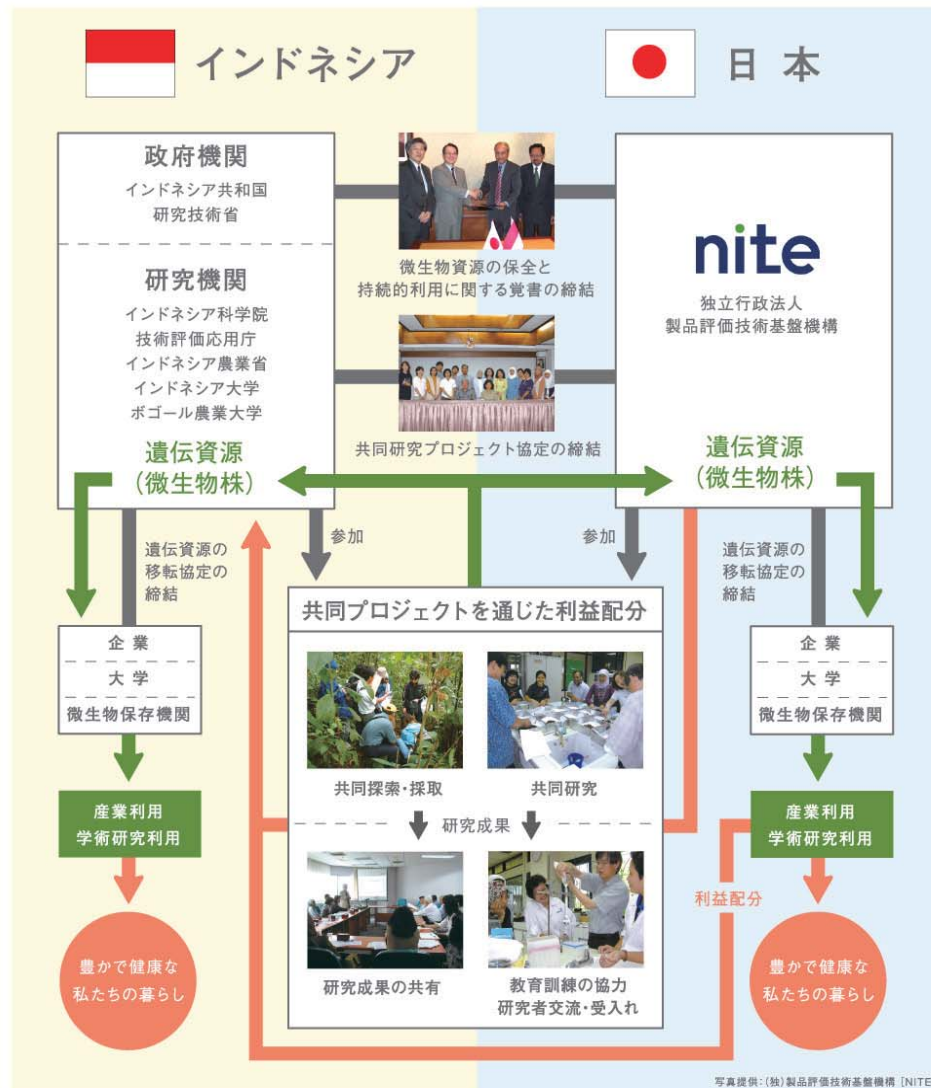
ABSの流れの例 ～win-winな関係～



日本によるABS実践例

日本では、独立行政法人製品評価技術基盤機構^{ナイト}(NITE)がインドネシアやベトナム、モンゴルなどのアジア諸国と“微生物資源の保全と持続可能な利用”に関する覚書を結んで、それら各国の研究機関や大学とともに現地で微生物探索に関する共同研究プロジェクトを行っ

ています。共同研究を通じた技術移転や、研究成果の共有、研究者交流・受け入れによる人材育成を行うとともに、企業や大学などと利用契約を結んだ上で微生物株を提供し、両国の研究開発や産業利用の発展に貢献しています。



*独立行政法人製品評価技術基盤機構^{ナイト}(NITE):信頼できる技術と情報をもとに、「暮らしの安全・安心」に貢献することを基本理念として活動している機関で、生活安全分野、化学物質管理分野、適合性認定分野、バイオテクノロジー分野の4分野からなる。詳しくは ⇒ <http://www.nite.go.jp/>

財団法人 バイオインダストリー協会 (JBA) について

JBAは、産・学・官が連携して、バイオインダストリーの健全な発展に取り組んでいます。



生物資源総合研究所

生物多様性条約発効以降、遺伝資源アクセスと利益配分 (ABS) について様々な活動を実施して、産業界、学界、政府を支援し続けています。

生物・遺伝資源に関する諸課題の解決に寄与するため生物資源総合研究所を設置しています。

ABSに関する生物資源総合研究所の取組み

- 国際動向の把握
- 各国制度の実態把握
- 国際交渉への参加
- 資源国との相互理解促進
- 産業界への普及
- セミナーの開催



海外の遺伝資源への アクセスに関する相談窓口

2005年4月より遺伝資源アクセスと利益配分 (ABS) に関するお問い合わせ・問題解決等の相談窓口を開設し、秘密を厳守して対応しています。既に多くのご相談をいただき、企業や大学の研究機関などの国際活動の円滑化に寄与しています。

相談窓口

(財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所
TEL:03-5541-2731 FAX:03-5541-2737
<http://www.mabs.jp/> からも受付中



生物資源へのアクセスと 利益配分 —企業のためのガイド—

遺伝資源アクセスと利益配分 (ABS) の国際動向や海外実態を理解するために役に立つ情報を豊富に提供しています。実際に遺伝資源を取得、利用しようとする企業や大学・研究機関などABSについて知りたい方々の参考になります。



<http://www.mabs.jp/>



JBA オープンセミナー

遺伝資源アクセスと利益配分 (ABS) に関するオープンセミナーを毎年、全国各地で開催しています。最新の国際動向や課題、展望などを広くお伝えするほか、産業界や学界などからの参加者のご意見を把握して、ABSに関するJBAの取組みに活かしています。



遺伝資源へのアクセス手引

企業や大学などの研究機関が海外遺伝資源へのアクセスを行う際の手引を経済産業省とともに作成しました。遺伝資源の提供者と利用者双方のWin-Winな関係構築に役立てるため、ボン・ガイドラインの内容をベースに、我が国産業界と学界の協力を得て、より実用的、機能的な内容になっています。



もろひつつの生物多様性のおはなし —Win-Winな関係—

平成21年10月 初版 第1刷発行

発行：財団法人バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-26-9 グランデビル8階 TEL:03-5541-2731 FAX:03-5541-2737 <http://www.jba.or.jp/>

企画制作：株式会社ノルド社会環境研究所 デザイン・レイアウト：かじたにデザイン イラスト：七字由布

経済産業省の委託により財団法人バイオインダストリー協会が作成いたしました。Copyright©2009 Ministry of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved.

= 資料編 =

(1)	生物多様性条約第7回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会報告書	129
(2)	生物多様性条約第8回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会報告書	192
(3)	生物多様性条約・アクセスと利益配分に関する国際的制度における遺伝資源に関連する 伝統的知識に関する技術・法律専門家会合報告書	283
(4)	生物多様性条約第8条(j)項に関する第6回 Ad hoc 作業部会報告書	311
(5)	「遺伝資源に関連した伝統的知識」の議論に対する国際商業会議所の見解	353
(6)	第8回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会会合のための、バイオテクノロジー産業協会 (BIO)と米国研究製薬工業協会(PhRMA)の見解と提案	359
(7)	アクセスと利益配分に関する国際的制度と遺伝資源の利用について規律する他の国 際文書・国際的協議機関との関係に関する研究： 「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約と国連食糧農業機関の食 料・農業遺伝資源委員会」	373
(8)	アクセスと利益配分に関する国際的制度と遺伝資源の利用について規律する他の国 際文書・国際的協議機関との関係に関する研究： 「世界貿易機関(WTO)、世界知的所有権機関(WIPO)及び植物新品種保護国際同盟 (UPOV)」	387
(9)	アクセスと利益配分に関する国際的制度と遺伝資源の利用について規律する他の国 際文書・国際的協議機関との関係に関する研究： 「ABSの国際的制度と南極条約体制、国連海洋法条約との関係」	409
(10)	中国特許法における遺伝資源に関するABS規則	427

(1) 生物多様性条約第 7 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会報告書*

生物多様性条約

配布：一般

UNEP/CBD/WG-ABS/7/8

2009 年 5 月 5 日

原文：英語

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会

第 7 回会合

2009 年 4 月 2 日～8 日、於パリ

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第 7 回会合報告書

はじめに

1. アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第 7 回会合は、2009 年 4 月 2 日から 8 日にかけて、パリの国連教育科学文化機関(ユネスコ)本部で開催された。この会合に先立ち、決定 IX/12 第 5 項に従って、2 日間の地域協議及び地域間協議が行われた。

2. 本会合には以下の締約国その他各国政府の代表が出席した。アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベラルーシ、ベルギー、ベニン、ブータン、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーポベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、中国、コロンビア、コモロ、コンゴ、クック諸島、コストリカ、コートジボアール、キューバ、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エチオピア、欧州共同体、フィンランド、フランス、ガボン、グルジア、ドイツ、グレナダ、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、インド、インドネシア、イラク、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、キリバス、キルギスタン、レバノン、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マリ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア(連邦)、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、韓国、モルドバ共和国、ルーマニア、ルワンダ、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、シンガポール、ソロモン諸島、南アフリカ、スペイン、スーダン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、タイ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、タンザニア連合共和国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア。

3. また、以下の国連機関、専門機関その他の機関からオブザーバーが出席した。国連食糧農業機関、地球環境ファシリティ、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国連環境計画、国連訓練調査研究所、国連大学高等研究所、世界保健機関、世界知的所有権機関、世界貿易機関。

* <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/official/abswg-07-08-en.pdf> (2010 年 2 月 19 日アクセス)

4. 以下の組織からも代表者がオブザーバーとして参加した。【参加機関名省略】

議題 1. 開会

5. 本会合は、2009年4月2日木曜日午前10時、本作業部会の Fernando Casas、Timothy Hodges 両共同議長により開会された。両共同議長は出席者に歓迎の言葉を述べ、カナダ及びコロンビア両国政府による両共同議長への継続的な支援に対して謝意を表した。両共同議長は、本作業部会が締約国会議から与えられた国際的制度を完成させるという任務を遂行するのに残された日数は21日間であることを確認した。この任務を遂行するのに時間は十分あったとはいえ、一刻も無駄にはできなかった。本作業部会は、世界に具体的で前向きな変化を及ぼす権限を与えられた。締約国会議は、その任務の遂行に必要な手段、すなわち、具体的な指示、交渉の土台、明確な中間目標、厳格な期限及び厳密な目標を与えた。本作業部会には全面的な権限が与えられており、国際的制度完成への期待は最高潮に達していた。最終的な交渉の場は生物多様性条約締約国会議第9回会合に定められていた。今会合では、本作業部会はその重要な最終段階に着手した。2010年に行われる締約国会議第10回会合まではいくぶん間があるものの、すべての関係者—各締約国、各国政府、国際機関、原住民・地域社会並びに利害関係者—が交渉のテーブルについた。風は追い風であり、船出の機は熟していた。

6. 生物多様性条約締約国会議第9回会合の Jochen Flasbarth 議長代理、生物多様性条約の Ahmed Djoghlaif 事務局長、ユネスコ自然科学局の Walter Erdelen 事務局長補及び UNEP 環境法条約局の Bakary Kante 局長によるオープニングスピーチが行われた。

7. Flasbarth 議長代理は、Pavan Sukhdev 氏のリーダーシップの下で実施された「生態系と生物多様性の経済学」と題する研究で得られた初期の知見から、生物多様性には自動車産業と情報技術産業全体に匹敵する、非常に高い経済的価値があることが示されていると述べた。そうした経済的価値の一部は生態系に、残りは生物多様性に関連するもので、世界全体で共有しているものもあれば、個々の国やグループ内に存在しているものもあった。そのことが、2008年にボンで開かれた締約国会議第9回会合でその明確な任務が定められた、アクセスと利益配分の制度に関する現在の交渉の背景となっていた。同議長代理は本作業部会のメンバーに対し、交渉をまとめるための時間は有限ではあるが十分にある点に注意を促し、建設的かつ歩み寄りの精神で作業を進めるよう強く求めた。抽象論は終わらせ、実効的な提案に基づく文書案について交渉を開始する時期がきていた。

8. 非常に経験豊富な両共同議長の手により、本作業部会は順調に進んだ。メンバー間に様々な見解が存在することは明らかであり、それは極めて正当なことであった。見解が様々な異なるのは各国政府からの明確な指示によるものであったが、交渉を成功に導くために、柔軟性を示すことによって、さらには個人の統率力を発揮して、歩み寄りの精神を生み出すことは交渉にかかわる各人の義務であった。Flasbarth 議長代理は、締約国会議事務局の同僚に感謝の意を表し、ボンでの会合以降、事務局が開催したすべての会合が前向きな精神で行われたことを指摘した。同議長代理は有能な代表を派遣した各地域に謝意を表

した。また、今会合の準備において、限られた資金ですばらしい仕事をした本条約の事務局長及び事務局にも謝意を述べた。

9. Djoghlaф 事務局長は、出席者らを歓迎し、締約国会議第 10 回会合に向けた本会合の重要性を強調した。同氏は、本作業部会の両共同議長、締約国会議議長国のドイツ、その他締約国会議事務局のメンバーらのリーダーシップは特筆に値すると述べた。先週、締約国会議の Gabriel Sigmar 議長がアクセスと利益配分を担当するすべての閣僚に宛てた書簡は、政治的に極めて大きな意味を持つ、強力かつ時宜を得たメッセージであった。また Djoghlaф 事務局長は、本会合の開催に向けたスペイン、スウェーデン両政府の支援、及び開発途上諸国及び移行経済諸国からの代表者の出席を支援したドイツ、ノルウェー及びスペインの各政府に対して感謝の意を表明した。

10. Djoghlaф 事務局長は国連環境計画 (UNEP) に感謝の意を表し、UNEP がここ数ヶ月間に開催された 2 つの専門家会合に対して資金の拠出と参加を行ったことを指摘した。UNEP は締約国会議の要請で行われた 5 件の研究の委託にも資金支援を行い、また、地域協議の開催に UNEP が積極的に関与したことも今回の交渉への重要な貢献の 1 つとなった。同事務局長は、本会合を主催し、極めて多忙な時期に条約事務局の要望への対応に最善を尽くしたユネスコへの謝意も表明した。ユネスコと生物多様性条約には長い協力の歴史があり、ユネスコは、本条約の多くの作業計画を実施する上で、重要かつ信頼できるパートナーの 1 つであった。最近、特に 2010 年の国際生物多様性年を控え、さらなる協力について検討が行われていた。そのため、今会合がバリのユネスコ本部で開催されることはふさわしいことであった。

11. Djoghlaф 事務局長は、締約国会議第 10 回会合に向けた今会合の重要性を協調し、本作業部会の任務は平和と持続可能で衡平な発展の結びつきを重視していると述べた。任務が成功裏に実施されれば、地球規模の連帯を通じて世界は平和と繁栄の共有に一步近づくことになる。

12. Erdelen 事務局長補は、ユネスコの松浦晃一郎事務局長に代わって本作業部会に対する歓迎の意を述べた。同機関は、ユネスコと CBD の長年にわたる有意義な協力を背景として行われる本会合を主催できることを非常に喜ばしく思った。ユネスコは、人間と生物圏計画 (MAB)、世界遺産条約、ユネスコの環境教育への取り組みである国連持続可能な開発のための教育の 10 年などを通じて、CBD に基づく作業計画を実施する上で、また、生物多様性の研究、モニタリング及び評価の分野において、CBD 締約国から重要なパートナーの 1 つと認識されていた。同氏は、ユネスコは、科学、文化、教育及びコミュニケーションの面に関して、利害関係者の参加やパートナーシップ、合意に関する事項も含め、アクセスと利益配分における経験も提供する用意があると指摘した。ユネスコは本作業部会の内容について期待する立場にはなかったが、締約国会議第 10 回会合に十分間に合うように、アクセスと利益配分に関する国際的制度の完成につながるように会合を成功させ、実りあるものにする環境を用意していた。

13. Kante 局長は UNEP 事務局長の代理としてスピーチし、締約国会議議長及び事務局並びに条約の事務局長の実行力、熱意、リーダーシップに対して称賛の意を表した。アクセスと利益配分に関する国際

的制度の完成に向けた取り組みへの支持を示すため、UNEP は百万米ドルの支援を約束していた。これまでに 25 万米ドルが提供されており、さらに 50 万米ドルの支援が約束された。生物多様性の意味や生態系について説明するため、同局長は決して飢えを感じることなく 12 人兄弟の 1 人として過ごした自身の幸福で健康な子供時代について語った。家族は食べ物を買う必要はまったくなかった。当時はそのことに気づけなかったが、緑の中で環境に優しい暮らしをしていた。今回の会合はすべてが持続可能性に関するもので、利己主義ではなく分かち合いであった。メディアに注目されることはなかったが、これはおそらくロンドンで開かれた G20 サミットと同じくらい重要に違いなかった。その理由は、危機に瀕していたのは経済だけでなく、地球の存続そのものだからである。同氏はその目的が達成されることを確信していた。

14. 本作業部会の両共同議長は、締約国会議第 9 回会合の主催国が提供した献身と支援に対し、締約国会議議長に感謝の意を伝えた。両共同議長は本条約の事務局長に感謝の意を述べ、モンリオール及びパリでの事務局長のスタッフによる卓越した仕事に対して謝意を表した。また、今会合を主催したユネスコ、アクセスと利益配分の取り組みに積極的かつ惜しみない支援を提供している UNEP、そして最後に締約国会議事務局に対しても感謝の意を述べた。

15. メキシコ代表(ラテンアメリカ・カリブ海グループを代表)は、ラテンアメリカ・カリブ海グループはアクセスと利益配分のプロセスに熱心に取り組んでおり、国際的制度の完成のために協力と柔軟性の精神で取り組んでいくと述べた。同グループは、2010 年に日本の名古屋で開かれる締約国会議会合が法的拘束力を有する文書の採択につながることを希望した。さらに、効率性を高めるため、参加が限定されるコンタクトグループ(非公式協議グループ)での作業という考え方を支持した。

16. チェコ共和国代表(欧州共同体及びその加盟国を代表)は、締約国会議事務局、及び本作業部会の会合を準備した条約事務局に謝意を表した。本作業部会が取り組んでいる問題の多くは密接に結びついており、その点について同代表は、コンセプト、用語、作業上の定義及び分野別アプローチに関する技術・法律専門家会合及び遵守に関する技術・法律専門家会合による成果を高く評価した。欧州共同体及びその加盟国の見解として、コンタクトグループは本作業部会の会合の開始時ではなく、会合の経過の途上で設置すべきであるとした。

17. ウクライナ代表(中央及び東ヨーロッパグループを代表)は、本作業部会の会合を準備した条約事務局の尽力に感謝の意を述べた。会合は、アクセスと利益配分に関する国際的制度を作り上げる上で不可欠であった。中央及び東ヨーロッパグループは、歩み寄りの精神に従い、このプロセスに役立てるためにその知識と専門的技術を利用していく意思があった。

18. ナミビア代表(アフリカグループを代表)は、本作業部会会合を主催したユネスコ並びに本会合を準備した条約事務局及び両共同議長の尽力に謝意を表した。同代表は、長々しい見解の説明をやめ、協力、誠実、柔軟性及び革新の精神で国際的制度のテキストについて交渉を始めるときがきていると述べた。利益配分は、本条約のそれ以外の目的を達成するためのカギである。効果的で広範囲な利益の配分がなけ

れば、保全の費用は極めて高くなる。

19. ブラジル代表(メガ多様性同志国家を代表)は、本条約はその歴史の重大な局面にあると述べた。持続可能な開発を促進し、原住民・地域社会が有する知識に対するこれら社会の権利を認めるための有効な手段を考案する手段の1つとして、天然資源、遺伝資源及び伝統的知識の価値を高める措置及び法的根拠を見いだすときがきていた。遺伝資源、その派生物及び関連する伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保し、不正使用及び誤用を防止するために、拘束力のある法律文書に合意するときがきていた。国内の法令及び要件(前述の資源の提供国による事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を含む)の利用国における遵守が確保されなければならない。持続可能な開発に関する世界首脳会議並びに締約国会議第8回及び第9回会合での合意は、オペレーショナルテキストについて内容のある交渉をするための土台を提供しており、メガ多様性国家は、今会合において議題のすべての問題について成果を出すという共通の義務を果たすために、交渉を行って共通の理解を目指す用意があった。

20. クック諸島代表(アジア・太平洋グループを代表)は、パリでの今会合の開催に尽力した事務局長とそのスタッフに感謝の意を述べた。また、開発途上諸国の参加を可能にした援助資金供与機関に感謝し、条約事務局が委託した2つの専門家会合と5つの研究の広範にわたる研究によって非常に価値のある情報が得られたことに感謝の意を表明した。アジア・太平洋グループは、資源や技術進歩に対する需要の伸びの驚くべきスピードについていくことのできる、効果的な国際的制度を完成させるという緊急の仕事において、いつでもその役割を果たす用意があった。時間は不足しており、安閑としてはいられなかった。同代表は、アジア・太平洋グループは、遺伝資源に関連する伝統的知識に関する専門家会合による重要な研究に期待していると述べた。

21. 国際商業会議所(ICC)(産業界代表)からは本作業部会に宛てて声明書が提出された。同文書において、ICCは、公共及び民間部門における遺伝資源へのアクセス及びその管理の性質が根本的に変化しつつあることに注意を促した。したがって、本作業部会が交渉を進める際には、そうした変化への対応を認識し、対応できる必要がある。軟調な世界経済に対応して、本作業部会は信頼できる費用便益分析に基づいた国際的制度を立案する必要がある。さらに、国連、加盟各国、地域社会及び産業界において資源の減少が続いていることを考えると、本作業部会が広い分野に一律に適用される官僚的なアクセスと利益配分の制度を作り出すことは無責任なことであり、そのような制度は効果が期待できないと考えられた。最後に、産業界は生物多様性条約第1条に定められた目的を全面的に支持することに変わりなかった。

議題 2. 組織に関する事項

2.1. 役員

22. 慣例に従い、締約国会議事務局が本会合の事務局の役割を務めた。締約国会議第9回会合で決定されたとおり、Fernando Casas、及び Timothy Hodges の両氏が本作業部会の共同議長を務めた。

23. 締約国会議事務局の提案により、メキシコの Damaso Luna 氏が報告書起草委員に任命された。

2.2. 議題の採択

24. 2009年4月2日に行われた本会合の1回目の会議において、本作業部会は、暫定議題(UNEP/CBD/WG/ABS/7/1)に基づいて以下の議題を採択した。

1. 開会
2. 組織に関する事項
3. アクセスと利益配分に関する国際的制度: 次の事項に関するオペレーショナルテキストについての交渉
 - 3.1. 目的
 - 3.2. 適用範囲
 - 3.3. 遵守
 - 3.4. 公正かつ衡平な利益配分
 - 3.5. アクセス
4. その他の事項
5. 報告書の採択
6. 閉会

2.3. 作業の手順

25. 2009年4月2日に行われた本会合の1回目の会議において、本作業部会は、注釈付き暫定議題改訂版の附属書II(UNEP/CBD/WG-ABS/7/1/Add.1/Rev.)で提案されたとおり、作業の手順を採択した。

26. 両共同議長は、本作業部会に対し、国際的制度の性格という主要な問題は今会合の議題ではなく、次回会合で取り扱うことに注意を促した。

27. 会合の途中、それぞれ議題3.1及び3.2(目的及び適用範囲)、3.3(遵守)並びに3.4及び3.5(公正かつ衡平な利益配分及びアクセス)に関する3つのコンタクトグループが設置された(第59項、第73項及び第97項を参照)。目的及び適用範囲に関するコンタクトグループの議長は Birthe Ivars 氏(ノルウェー)及び David Hafashimana 氏(ウガンダ)が務め、遵守に関するコンタクトグループ並びに公正かつ衡平な利益配分及びアクセスに関するコンタクトグループの議長は Rene Lefeber 氏(オランダ)及び Pierre du Plessis 氏(ナミビア)が務めた。

28. 本会合の8回目の会議において、本作業部会の両共同議長は各コンタクトグループに対し、完成した作業文書を本作業部会の最終会議までに6つの国連公用語に翻訳して、定められた期限までに提出するよう要請した。それぞれの議題に関する草案を含む5つの作業文書は、本作業部会の目的、適用範囲、遵守、公正かつ衡平な利益配分及びアクセスに関する今後の交渉の土台とするため、附属書として最終報

告書に盛り込むことを想定して、総会に提出されて承認を得ることになっていた。

議題 3. アクセスと利益配分に関する国際的制度:オペレーショナルテキストについての交渉

29. 本オープンエンド特別作業部会は、2009年4月2日に行われた本会合の1回目の会議で議題3を取り上げた。

30. 議題の検討に先立ち、本作業部会は、提出されたオペレーショナルテキストを並べ替えた文書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/4 and Add.1-3)、関係する説明及び理論的根拠を含むオペレーショナルテキストの並べ替え文書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/5)、提出されたその他の意見及び情報の並べ替え文書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/6及びAdd.1)及び決定IX/12附属書Iの本文(UNEP/CBD/WG-ABS/7/7)を手元に用意した。また本作業部会は、2008年12月2日から5日にナミビア・ウイントフックで開かれたコンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチに関する法律・技術専門家会合の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/2)及び2009年1月27日から30日に東京で開かれたアクセスと利益配分に関する国際的制度を背景とした遵守に関する法律・技術専門家会合の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/3)も手元に用意した。

31. また、情報資料として、各締約国、その他各国政府、国際機関、原住民・地域社会その他関係する利害関係者から提出された意見を取りまとめた文書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/1及びAdd.1)、遺伝資源の同定、追跡及びモニタリングに関する研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/2)、国際的制度と遺伝資源の利用を規律する他の国際文書との関係に関する研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/3/Parts 1-3)、国の管轄を超えて司法制度を利用する際の実質費用及び取引費用に関する比較研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/4)、原住民・地域社会の慣習法、国の管轄を超えた国内法及び国際法との関連での遵守に関する研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/5)、2008年11月17日から19日にボンで開かれた生物多様性の非商業研究におけるアクセスと利益配分に関するワークショップの報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/6)、遺伝資源に関連する伝統的知識及びアクセスと利益配分に関する国際的制度に関連する諸問題に関するウィーンでのワークショップの報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/7)及び国連貿易開発会議(UNCTAD)事務局による、遺伝資源へのアクセスに関する国内規制を認識するための国際的制度の要素に関する研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/8)も手元に用意した。

32. 遵守に関する法律・技術専門家会合の Rosell 共同議長(ペルー)は同会合の報告書を紹介し、会合は議論のための有用な手段となり得る、極めて実のある成果を生み出したと述べた。全般的な意見として、専門家会合の委任事項を超えてはいるが、締約国が本条約の規定を遵守しないことが問題になる場合には、求められる完全な遵守の仕組みを国際的制度がもたらし得ることが認識された。しかし、自国の資源に対する各国の主権的権利を認めると、国内措置が完全に調和すると考えるのは現実的ではないことから、国の管轄を超えて遵守を促進するため、国際的制度には利益配分の最低限の要件が盛り込まれることに

なると思われた。意識啓発を通じて利用者と提供者の理解を明確にする必要があった。そのため、専門家会合は、国内の ABS 法や国際的制度の遵守を確保し、不正使用や誤用、バイオパイヤシーを防止するために国際的に合意された義務を定めることが、資源を司法手続きに使うことよりも費用効果が高く、現実的な解決方法であるという結論に達した。

33. アクセスと利益配分に関する国内法に関しては、遵守は、国内法が存在する場合、本条約の規定が直接実施できるほど詳細かどうかは左右された。第 15 条は締約国にアクセス法を制定することを強制していないが、締約国には、利益配分を目的とする措置を講じる義務があった。そのような法律がない場合には、遺伝資源又は関連する伝統的知識に対する権利が確実に保護されるように、国際的制度によって、法律の制定を求めることができた。あるいは、国際的制度の下で、国際法の原則や仕組みを敷衍又は適用し、また、能力開発及び財政面での措置を定めることも考えられた。国際的に合意された最低限の基準及び要件を標準の手続きとして用いることも考えられた。国内に ABS 法がないことは、提供者と利用者間で契約が結ばれるのを妨げるものではないとされた。

34. アクセスと利益配分に関する国内法が存在する場合には、自国の管轄内における違反行為に対して各種の制裁措置を独自に定める権利を有する。その一方で、刑事上及び行政上の制裁の実施は、通例、国の管轄を超えて適用することはできない。二国間の刑事共助条約では、双罰性の証明が要求される場合があり、アクセスと利益配分に関する国内法が存在しない場合にはこれを満たすことができない。国際的制度では、そのような場合における協力を促進する措置を規定することができた。

35. 専門家会合において確認された既存の仕組みの中には、アクセスと利益配分に関する国内法や CBD の要件に対する違反に対応できるものもあったが、すべてがそうではなかった。これらは一層の調和がなされるかもしれなかった。国際的制度では追加的な措置が規定される可能性もあったが、「すべてに当てはまる」というものではなかった。検討すべき措置には、国際的に認められた遵守の認証から、モニターや紛争解決の仕組みまで、様々なものがあった。

36. 遵守に関する法律・技術専門家会合の磯崎共同議長(日本)は、提供者と利用者間の ABS に関する私的な契約上の取決めの遵守について、専門家会合としての意見を総括した。国際社会には、商取引に関するものを中心に、豊富な経験の蓄積がある。国際私法は国境を越えた司法へのアクセスを規定しており、本報告書に記載のとおり、裁判外紛争解決(ADR)の仕組みも存在した。それらの多くは国際的制度的場合についても適用可能であると考えられた。しかし、そうした法律や仕組みは、包括的な対応を提供するものではなかった。法律の遵守に関連して Rosell 共同議長が参考として示し、専門家会合報告書 8 ページ及び 9 ページに記載された措置の多くや、付録に記載された措置は、私人間の契約にも等しく適用されるものであった。アクセスと利益配分に関しては、この分野の専門家による専門の委員会を設置するなど、独自の裁判外紛争解決制度を考案することも考えられた。

37. 専門家会合は、遺伝資源及び関連する伝統的知識の不正使用及び誤用について、国際的に合意さ

れた定義を定める可能性について検討し、定義を定めることで、利用国における契約違反に対して強制力を行使しやすいことを見いだした。

38. 慣習法の遵守に関して提示された意見の 1 つは、デジタル・ライブラリー又はクリアリングハウス制度であった。しかし、自分たちの慣習法を開示することに消極的な社会については、交渉の過程で慣習法が間接的に表現されるように、アクセスの第一段階で最大限の利害関係者が関与することが望ましいとされた。

39. 非商業目的での研究について、遵守に関する専門の措置が必要かどうかという疑問に関して、専門家会合は、契約において用途の変更がもたらす結果を規定することを条件として、各締約国の問題とするという結論に達した。

40. 本報告書は東京での会合に出席した一同の献身の成果であり、磯崎氏は、共同議長として一同に謝意を表した。同共同議長は、本報告書が今後の議論に有益な貢献を果たすことを期待した。

41. コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチに関する法律・技術専門家会合の Mahon 共同議長(カナダ)は、同会合の報告書を紹介し、専門家会合の 30 名のメンバーは極めて複雑と考えられる問題について、ナミビア政府及び生物多様性条約事務局の優れた援助を得て、全員が平等に責任を有する形で、非常に熱心に取り組んだと述べた。

42. 何が遺伝資源に当たるかについては、見解に大きな隔たりがあった。長期にわたる議論ののち、機能性こそが、生物資源と遺伝資源を区別する主要な要素であり、遺伝資源の特徴は遺伝の機能的な単位を利用する点であると考えられるべきであるということが概ね承認された。そこで、専門家らは遺伝資源の利用を明らかな特徴とし得る一連の活動を特定した。産物、派生物及び商品についても合意に達した。すなわち、これらは別のカテゴリーではなく、商品化、市場性又は付加価値の程度を反映した連続体として存在すると考えられた。専門家会合は、その連続体のどの点に達しているかについて指標を持つことが有益ではないかと考えた。

43. 専門家会合は、分野別の小グループで会合を開き、各分野における既存の慣行を特定した。商業的な慣行と非商業的な慣行で明らかな差異が浮き彫りになった一方で、それ以外の小規模分野については固有のアプローチを明らかにするのが難しかった。専門家会合は、個々の分野に関連するアプローチについてさらに調査することが有益であるという結論に達した。

44. コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチに関する法律・技術専門家会合の du Plessis 共同議長(ナミビア)は、引き続き同専門家会合の報告書を紹介し、ロジスティクス上の理由から、同専門家会合における発展途上国の代表の参加が十分でない一方で、農業分野及び非商業目的の研究分野の代表が過剰であると述べた。同会合で取り扱った問題は、その大部分が本条約そのものが明確さに欠けること

からくるものであった。しかしながら、本条約に定められた定義について再交渉することは、専門家会合によって現実的な解決策ではないとみなされたが、事実、これは議定書を採択するのと同じくらい困難であり、最後の手段として作業部会で検討する可能性が残された。

45. 専門家会合は、現時点では「派生物」という用語が何を意味するかについて共通の認識はなく、国際的制度にこの用語を含めるのであれば、明確な定義が必要であるという結論に達した。さらに、遺伝資源の利用に重点を置くことは、国際的制度を完成させる上での障害のいくつかを克服するのに大いに役立つ可能性のある重要な概念であった。

46. また、専門家会合は、「すべてに当てはまる」アプローチではなく柔軟性が重要であるという結論に達した。いずれにせよ、国際的制度が相互に合意する条件の執行を効果的に保証することができれば、コンセプトや用語の定義に関する問題の多くは解決されると考えられた。du Plessis 共同議長は、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約のような極めて効果的な分野別アプローチであっても、分野内の不正使用や誤用を完全に防止することはできないことも指摘した。

47. 国際的制度は簡素、効果的で使えるものとすべきであり、複数のアプローチを認め、提供者と利用者との間の信頼を構築し、関係するすべての当事者にとっての法的確実性を高めるべきであることについては、幅広いコンセンサスがみられた。

48. 同共同議長は、専門家会合に出席した全員の尽力及び条約事務局のメンバーの専門家意識と献身に謝意を表した。

49. 2009年4月2日に行われた本会合の1回目の会議において、本作業部会の両共同議長は、議題3のオペレーショナルテキストに関する新たな提案又は既存の提案に対する修正の印刷又は電子ファイルによる写しを所定の期限までに提出するよう要請した。それらは、本会合前に提出されたオペレーショナルテキストも含め、それぞれの議題ごとにノンペーパーに集約されることになっていた。

50. 出席者は、総会における発言を新たなオペレーショナルテキストの提案や提出済みのテキストの修正に限定することとされた。

3.1. 目的

及び

3.2. 適用範囲

51. 本オープンエンド特別作業部会は、2009年4月2日に行われた本会合の1回目の会議において、議題3.1を取り上げた。

52. アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、チェコ共和国(欧州共同体及びその加盟国を代表)、インドネシア、日本、ペルー、シリア及びタイの各代表によるコメント及び提案が行われた。

53. 2009年4月8日に行われた9回目の会議において、本作業部会は、コンタクトグループによる議題3.1に関する作業結果を含む文書 UNEP/CBD/WG-ABS/7/L.2 を承認した。

54. 本オープンエンド特別作業部会は、2009年4月2日に行われた本会合の1回目の会議で議題3.2を取り上げた。

55. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)及びナミビア(アフリカグループを代表)によるコメント及び提案が行われた。

56. 本オープンエンド特別作業部会は、2009年4月2日に行われた本会合の2回目の会議において、議題3.2についての検討を再開した。

57. アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、カナダ、キューバ、チェコ共和国(欧州共同体及びその加盟国を代表)、日本、ナミビア(アフリカグループを代表)、ノルウェー、ペルー、スイス、タイ及びベネズエラの各代表によるコメント及び提案が行われた。

58. 欧州連合は、ヒト、動物又は植物の健康に対して特に社会的に懸念される病原体の特定の利用を国際的制度の適用範囲から除外することについて、立場を保留した。この問題の取扱いについて、欧州連合内での協議が行われており、それらの協議の終了後、直ちに提案が示されることになっていた。

59. 本オープンエンド特別作業部会は、2009年4月3日に行われた本会合の3回目の会議において、Birthe Ivars(ノルウェー)及び David Hafashimana(ウガンダ)の両氏を共同議長として、議題3.1及び議題3.2(目的及び適用範囲)に関するオープンエンドのコンタクトグループを設置することを決定した。このグループの任務は、それぞれの取りまとめ文書を検討し、収束が図られた分野とさらに作業が必要とされる分野を特定することとされた。

60. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、ハイチ及びナミビア(アフリカグループを代表)の各代表によるコメント及び発言が行われた。

61. 2009年4月4日に行われた本会合の4回目の会議において、目的及び適用範囲に関するコンタクトグループの Birthe Ivars 共同議長(ノルウェー)は、同グループの前日の議論について報告を行った。同グループは、議題3.1(目的)に関して提案されたオペレーショナルテキストの取りまとめを含むノンペーパーを手元に用意した。同グループは、決定 IX/12 附属書 I に規定された「目的」の項目のテキストにつ

いて 1 回目の検討を行い、交渉を進める上での確固たる土台を得るに至った。同共同議長は、次回の会議において「適用範囲」の項目のテキストに関する 1 回目の検討を行うことを提案した。

62. 2009 年 4 月 5 日に行われた 5 回目の会議において、目的及び適用範囲に関するコンタクトグループの David Hafashimana 共同議長は、同グループの前夜の議論について報告を行った。その後の交渉の土台となる集約文書が作成されており、同日の終わりまでに利用できる予定であった。同グループが作業を完成させるために、さらに時間が要求された。

63. 2009 年 4 月 6 日に行われた本会合の 7 回目の会議において、目的及び適用範囲に関するコンタクトグループの Birthe Ivars 共同議長は、同グループの同日中の議論について報告を行った。同グループは「目的」に関する作業を進めており、次いで「適用範囲」に関する作業に進む予定であった。同共同議長は、歩み寄りが必要であることを強調した。

64. 2009 年 4 月 7 日に行われた本会合の 8 回目の会議において、目的及び適用範囲に関するコンタクトグループの David Hafashimana 共同議長(ウガンダ)は、同グループの前日の議論について報告を行った。同グループの作業は順調に進捗し、「目的」に関するテキストは大幅に削減され、角括弧の多くが削除された。同グループは、次の会議において「適用範囲」に関する作業文書を取り上げ、時間が許せば、「目的」に関する修正文書についての検討を行うこととなった。

65. 2009 年 4 月 8 日に行われた本会合の 9 回目の会議において、目的及び適用範囲に関するコンタクトグループの Birthe Ivars 共同議長は、同グループの前日の議論について報告を行った。同グループの規模や手続き上の問題に費やされた時間にもかかわらず有益な議論が行われ、総会での採択に向けて UNEP/CBD/WG-ABS/7/L.2 及び L.3 が作成されるに至った。今後の交渉では志をひとつにする精神がもっと広まることが両共同議長の心からの希望と期待であり、本作業部会の両共同議長との相互連絡が深まることを期待した。Ivars 共同議長は、本作業部会の両共同議長をはじめ、代表及びオブザーバー、通訳及び条約事務局に感謝の意を述べた。

66. 2009 年 4 月 8 日に行われた本会合の 9 回目の会議において、本作業部会は、コンタクトグループによる議題 3.2 に関する作業結果を含む文書 UNEP/CBD/W-ABS/7/L.3 について、ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)による修正のとおり、及びペルー、コロンビア及びエジプトの各代表が提起した翻訳上の問題を条約事務局が訂正することを条件として、承認した。

3.3. 遵守

67. 本オープンエンド特別作業部会は、2009 年 4 月 2 日に行われた 2 回目の会議において議題 3.3 を取り上げた。

68. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、チェコ共和国(欧州共同体及びその加盟国を代表)、日本、ナミビア(アフリカグループを代表)、ニュージーランド、ペルー及びタイの各代表によるコメント及び提案が行われた。

69. 世界知的所有権機関(WIPO)の代表によるコメントも行われた。

70. 本オープンエンド特別作業部会は、2009年4月3日に行われた本会合の3回目の会議において、議題3.3についての検討を再開した。

71. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、チェコ共和国(欧州共同体及びその加盟国を代表)及びニュージーランドによるコメント及び提案が行われた。

72. 生物多様性に関する国際先住民フォーラム(IIFB)の代表によるコメントも行われた。

73. 本オープンエンド特別作業部会は、2009年4月4日に行われた本会合の4回目の会議において、Rene Lefeber(オランダ)及びPierre du Plessis(ナミビア)の両氏を両共同議長として、議題3.3(遵守)に関する2つめのオープンエンドのコンタクトグループを設置することを決定した。このグループの任務は、ノンペーパーを検討し、収束が図られた分野とさらに作業が必要とされる分野を特定することとされた。

74. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)及びチェコ共和国(欧州共同体及びその加盟国を代表)の各代表によるコメントが行われた。

75. 2009年4月5日に行われた本会合の5回目の会議において、遵守に関するコンタクトグループのLefeber 共同議長は、同グループの前日の議論について報告を行った。前文のテキストに対するすべての提案を「保留」とすること、及び内容に焦点を絞ることが合意された。2人の共同議長は、テキストの構成及び性格について「一時保留にする」権限を与えられた。次の3段階のプロセスが設けられた。第1に、遵守に関するノンペーパーの中の各「ブリック」(国際的制度の構成要素に入れることを目的にさらに審議すべき事項)及び「ブレット」(さらなる検討のための構成要素)についてさらに作業を行う際の根拠を特定すること、第2に、各締約国の見解を集約すること、第3に、テキストについての交渉に移ること、である。同グループは第1段階を完了し、オペレーショナルテキストのたたき台を作成していた。同共同議長は、ノンペーパーの修正版に基づいて第2段階及び第3段階を完了させるため、グループを再召集することを勧告した。

76. 2009年4月6日に行われた本会合の7回目の会議において、遵守に関するコンタクトグループのLefeber 共同議長は、同グループの同日中の議論について報告を行った。同グループは基本原則について合意し、修正版のノンペーパーの半ばまで議論が行われた。

77. 2009年4月7日に行われた本会合の8回目の会議において、遵守に関するコンタクトグループの Lefeber 共同議長は、同グループの前夜の議論について報告を行った。作業は、強硬姿勢のために停止し、テキストの配置に関する問題を解決することができず、両共同議長と各地域グループの代表者との間の非公式会議で解決策が得られるまで中断された。出席者の大多数が「ブリック」と「ブレット」を用いる方法を廃止するという解決策を支持した。

78. カナダ代表は、「ブリック」と「ブレット」を用いる方法は、本作業部会の第6回会合で考案された重要な手続き上の方法であり、これによって各締約国は、国際的制度に含めることを目的としてさらに詳細に検討すべき要素と、国際的制度に含めることについてはもう一段の検討が必要な要素とを明確に区別することができたと述べた。「ブリック」と「ブレット」の区別を撤廃することへの同意は、すべての項目がいきなり「ブリック」になるという意味ではなく、最終的に国際的制度に含めるかどうかについて予断なしに、検討すべき要素としてすべての項目を同等に取り扱うべきとされた。

79. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、コロンビア、キューバ、チェコ共和国(欧州共同体及びその加盟国を代表)、インド、日本、マレーシア、ナミビア(アフリカグループを代表)及びペルーの各代表がこの認識を支持する発言を行った。

80. Lefeber 共同議長は、「ブリック」と「ブレット」を用いるという方法は、その有用性が失われていることを確認した。交渉を行うという取り決めに関するルールは、成文化しあるいは平行交渉の主題とすることはできず、またすべきでなかった。重複に関して提起された懸念を受けて、同共同議長はコンタクトグループの出席者に対し、2つ以上の項目に出てくる提案を取り下げよう要請した。同グループは、必要な場合は、誠意を持って、テキストを簡素化し、統合するための作業を行う必要がある。

81. コンタクトグループの du Plessis 共同議長は、「ブリック」と「ブレット」は、難しい立場を解消し、事態を進展させるのに役立ったことを指摘した。これらはジュネーブでのコンセンサスを反映したものであったが、名古屋において合意に達するためにコンセンサスを前進させる必要があった。

82. ニュージーランド代表は、ノルウェーの支持を受け、重複しているからといって必ずしも新鮮さのない内容だとは限らないことを確認した。

83. ブラジル代表(メガ多様性同志国家を代表)は、「ブリック」と「ブレット」の区別を廃止することは、ジュネーブで行われたアクセスと利益配分に関する作業部会の第6回会合において国際的制度に含めることが全締約国によって合意され、決定 IX/12 によって承認されたいくつかの具体的な構成要素に関する合意について再交渉を行う余地を生じさせるものではないという認識を改めて表明した。

84. ブラジル代表は、締約国会議決定 IX/12 のテキストが交渉の土台であることに代わりはないが、極めて大きな前進を示した今会合の報告書の附属書も今後の交渉の土台となると述べた。同代表は、「ブリッ

ク」と「ブレット」を用いる方法を廃止したのちも、すでに合意されたテキストに関しては国際的制度の一部として残されることについて確認を求めた。

85. チェコ共和国代表(欧州共同体及びその加盟国を代表)は、「ブリック」と「ブレット」を廃止する決定は、提案されたすべてのテキストを同等に検討することを意味する大きな前進であったと述べた。欧州共同体としても、「遵守を強制するための手段の策定」の項目で新たに提案を行う予定であった。

86. マレーシア代表は、メガ多様性同志国家の立場を支持し、「ブリック」と「ブレット」を廃止することへの同意は、以前に合意された基本的な要素は国際的制度に残し、骨抜きにされたり削除されたりすることはないという認識に基づいて行われていると述べた。同代表は、先の発言者の発言によって、この認識が共有されているという自信を得た。

87. チェコ共和国代表(欧州共同体及びその加盟国を代表)は、条約事務局は、本作業部会の第7回会合の準備で用いられた手続きと調和して、各締約国に対し、第8回会合で検討すべき項目について提案を行うよう呼びかけるべきであると述べた。この件に関して提出されるテキストは、本報告書の附属書に基づいていなければならないとされた。提出されたテキストは、第8回会合前に各締約国が検討する機会が得られるように、取りまとめが行われ、配布されることとされた。

88. 本作業部会の両共同議長は、第8回会合で検討される新たな項目と、第7回会合で検討済みの項目の両方に関する提案を受け入れ可能であると述べた。

89. 中国代表は、重要な項目の多くに角括弧が残されていることを懸念し、引き続き、形式ではなく内容に重点を置く必要があることを強調した。ロードマップの作成は、歩み寄りの精神を必要とした。

90. この議論に続き、本作業部会の両共同議長は、「ブリック」と「ブレット」の区別はその有用性を失っているため、今後、主な構成要素には適用せず、提案されたすべてのテキストを同等に取り扱うという認識を確認した。本作業部会は、両共同議長の提案により、本会合の5回目の会議で概要が示された3段階方式を採択した(第75項を参照)。

91. 2009年4月8日に行われた本会合の9回目の会議において、遵守に関するコンタクトグループの du Plessis 共同議長は、同グループの前日の議論について報告を行った。同共同議長は、協議は大いに進展したと述べた。各問題は互いに関係し合っているため、角括弧の多くは残された。各締約国は自国の立場、あるいはのちの段階で新たなテキストを導入する権利を留保し、あるいは、全体像が明らかになるまで約束を行うことには消極的であった。さらなる進捗のために、定義に関する作業を開始することが明らかに必要であった。du Plessis 共同議長は、文書 UNEP/CBD/WG-ABS/7/L.4 に対してはまだ一定の編集上の変更を行う必要があることを指摘した。

92. 2009年4月8日に行われた本会合の9回目の会議において、本作業部会は、コンタクトグループによる議題3.3に関する作業結果を含む文書 UNEP/CBD/WG-ABS/7/L.4 について、コンタクトグループの両共同議長及びブラジル(メガ多様性同志国家を代表)による修正のとおり承認した。

3.4. 公正かつ衡平な利益配分

及び

3.5. アクセス

93. 本オープンエンド特別作業部会は、2009年4月3日に行われた3回目の会議で議題3.4を取り上げた。

94. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、チェコ共和国(欧州共同体及びその加盟国を代表)、ハイチ、日本、ナミビア(アフリカグループを代表)、ペルー、スイス及びタイによるコメント及び提案が行われた。

95. 本オープンエンド特別作業部会は、2009年4月3日に行われた3回目の会議で議題3.5を取り上げた。

96. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、チェコ共和国(欧州共同体及びその加盟国を代表)、ナミビア(アフリカグループを代表)及びタイの各代表によるコメント及び提案が行われた。

97. 本オープンエンド特別作業部会は、2009年4月5日に行われた本会合の5回目の会議において、Rene Lefeber(オランダ)及び Pierre du Plessis(ナミビア)の両氏を共同議長として、議題3.4及び議題3.5(利益配分とアクセス)に関する3つめのオープンエンドのコンタクトグループを設置することを決定した。その任務は、遵守に関するコンタクトグループで定められた3段階方式を用いて、これら2つの議題について、それぞれのノンペーパーに示された主な構成要素についての交渉を行うこととされた。

98. 2009年4月6日に行われた本会合の6回目の会議において、利益配分とアクセスに関するコンタクトグループの Lefeber 共同議長は、同グループの前日の議論について報告を行った。同グループの議論は、その任務に従って、遵守に関して採用されたのと同じ3段階方式で行われた。同グループの作業によって、集約段階に向けてテキストが大幅に削減され、グループの両共同議長は、議論の土台として用いる作業文書をすぐに回覧することとなった。Lefeber 共同議長は、日曜日の作業に快く応じた出席者全員並びに条約事務局及び通訳に謝意を表した。

99. ブラジル代表(メガ多様性同志国家を代表)及びメキシコ(ラテンアメリカ・カリブ海グループを代表)の各代表によるコメントが行われた。

100. ブルキナファソ代表によって表明された懸念に対応して、条約事務局は、作業文書の他の国連公用

語への翻訳は翌日に用意できることを告知した。

101. 2009年4月8日に行われた本会合の9回目の会議において、利益配分とアクセスに関するコンタクトグループのPlessis共同議長は、同グループの前日の議論について報告を行った。同共同議長は、遵守に関する作業に関する自分の発言は、文書UNEP/CBD/WG-ABS/7/L.5及びL.6に等しく適用されると述べた。多くの問題が角括弧内に残された。アクセスと利益配分についてコンセンサスに至るまでには、まだ極めて大きな進展が必要であった。同共同議長は、両文書に対してはまだ一定の編集上の変更を行う必要があることを指摘した。

102. 2009年4月8日に行われた本会合の9回目の会議において、本作業部会は、コンタクトグループによる議題3.4に関する作業結果を含む文書UNEP/CBD/WG-ABS/7/L.5について、コンタクトグループの共同議長、ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)及びペルーによる修正のとおり承認した。

103. 2009年4月8日に行われた本会合の9回目の会議において、本作業部会は、コンタクトグループによる議題3.5に関する作業結果を含む文書UNEP/CBD/WG-ABS/7/L.6について、コンタクトグループの共同議長及びブラジル(メガ多様性同志国家を代表)による修正のとおり、及びエジプト代表が提起した翻訳上の問題を条約事務局が訂正することを条件として、承認した。

議題3 全般に関する作業部会の行動

104. 2009年4月5日に行われた本会合の5回目の会議において、本作業部会の両共同議長は、国際的制度の性質に関して、「保留とする」テキストについて一律の基準を設けるというブラジル代表(メガ多様性同志国家を代表)の提案を承認した。

105. ノンペーパーは、1回目の検討を経て、目的及び適用範囲に関するコンタクトグループ及び遵守に関するコンタクトグループが作成した集約テキストを手始めとして、作業文書に分類することとされた。

106. ハイチ代表は、コンタクトグループの会合は小規模な代表団が十分に参加できるように開催するよう要請した。

107. 本作業部会の両共同議長は、2009年4月6日に行われた本会合の6回目の会議においてペルー代表によって表明された懸念に対応して、代表団が参加を調整できるように、並行して開催する会議を2つまでとすることを確認した。当日の作業の編成については、各コンタクトグループの共同議長が判断することとされた。

108. 2009年4月7日に行われた本会合の8回目の会議において、カナダ代表は、国際的制度策定までの3つの段階とは、提出されたオペレーショナルテキストを集約する段階、各締約国が、テキストを角括

弧に入れ、留保なしの提案からテキストを取り込み、代わりのテキストを導入する機会を与えられる段階、コンセンサスを目指して国際的制度を明確化及び簡素化するために、各締約国が文言、表現、概念、及び代わりのテキスト導入することができる交渉プロセスの段階である、と述べた。

109. ブラジル代表(メガ多様性同志国家を代表)の要請により、本作業部会の両共同議長は、3つの段階とは、交渉の部分であるとの判断を下した。

議題 4. その他の事項

110. 2009年4月3日に行われた本会合の3回目の会議において、締約国会議の Jochen Flasbarth 氏は議長の代理として、生物多様性の問題に深くかかわり、生物多様性条約の下で開かれた会合の多くに出席したことで知られる同僚の1人である、リベリアの Ben Turtur Donnie 環境庁理事の急死の報せを告知した。事務局長は、Donnie 氏の家族に弔辞を送った。本会合は、同僚を追悼して1分間黙とうした。

111. ナミビア代表(アフリカグループを代表して発言)は、Donnie 氏に追悼の意を表した本作業部会のメンバー及び条約事務局に感謝の意を述べた。同代表は事務局長からの弔辞に心から感謝し、これを Donnie 氏の家族に伝えたと述べ、また、友人への追悼として国際的制度を完成させることをすべての代表団に要請した。

112. 2009年4月3日に行われた本会合の3回目の会議において、ノルウェー代表は、同国政府が遺伝素材へのアクセスと利益配分に関する新法案を議会に提出し、この法案はサミット議会と協議して作成され、全会一致で承認されたものであることを発表した。

113. 2009年4月6日に行われた本会合の7回目の会議において、本作業部会の両共同議長は、同夜にイタリアを襲った地震によって多くの人々が死亡し、数万人が家を失ったことについてイタリア代表団に作業部会を代表して哀悼の意を表した。

114. 2009年4月8日に行われた本会合の9回目の会議において、アルジェリア代表は、イタリアを襲った地震についてイタリア代表団に心からの哀悼の意を表した。

115. 2009年4月8日に行われた本会合の9回目の会議において、ブラジル代表は、WHO において現在行われている、パンデミック・インフルエンザに対する事前対策のインフルエンザウイルスの共有及びワクチンその他の便益の入手に関する枠組みに関する交渉について、メガ多様性同志国家を代表して次の宣言を行った。

「WHA 決議 60.28 に従って、WHO において現在進められている、パンデミック・インフルエンザに対する事前対策のインフルエンザウイルスの共有及びワクチンその他の便益の入手に関する枠組みについての交渉を認識し、メガ多様性同志国家グループは、以下のような立場をとっている。すなわち、前記の決議は、

生物多様性条約と調和し、自国の生物資源に対する各国の主権的権利を認めている。ウイルスその他の病原性微生物は生物資源であるため、CBD の適用範囲に含まれる。パンデミック・インフルエンザに対する事前対策のインフルエンザウイルスの共有及びワクチンその他の便益の入手に関する枠組みに関する交渉は、次の点で CBD の目的と調和して行うべきである。自国の生物資源に対する各国の主権的権利(第 1 条及び第 15 条)、各国の当局が遺伝資源へのアクセスについて決定する権限(第 15 条 1 項)、研究及び開発の成果並びに遺伝資源の商業的利用その他の利用から生じる利益を当該資源の提供締約国に公正かつ衡平に配分するという目標(第 15 条 7 項)、開発途上国に対して技術へのアクセス及びその移転を公正で最も有利な条件(譲歩的かつ特恵的な条件を含む)で行うこと(第 16 条 2 項)、である。パンデミック・インフルエンザに対する事前対策のインフルエンザウイルスの共有及びワクチンその他の便益の入手に関する枠組みは、CBD の下でのアクセスと利益配分の交渉の結果に影響を及ぼし、これに代わり又は予断を与えるものではない。¹

116. エジプト代表(アフリカグループを代表して発言)は、メガ多様性同志国家の宣言を支持した。

117. 2009 年 4 月 8 日に行われた本会合の 9 回目の会議において、条約事務局は、ラテンアメリカ及びカリブ海地域の生物多様性に関する先住民女性ネットワークとの了解覚書に署名した。この了解覚書は、本条約第 8 条(j) 項及び第 15 条に関連する問題に関する能力開発のための 3 年戦略を促進するものである。締約国会議第 10 回会合までの期間に、この地域で 7 つの地域及び準地域のワークショップが開催されることになった。条約事務局は、スペイン政府の寛大な支援に感謝の意を述べた。

118. 本作業部会の両共同議長は、地球環境ファシリティ(GEF)の Monique Barbut 最高責任者から、最近、GEF が、アクセスと利益配分に関する能力開発に関するアフリカ、ラテンアメリカ・カリブ海、東南アジア及び太平洋地域に対する 3 件の地域プロジェクトとインドに対する 1 件の国別プロジェクトに関するプロジェクト識別フォーム(project identification forms)を承認したとの通知を受けたと発表した。GEF が GEF-5 の生物多様性戦略において ABS の能力開発を引き続き支援することはあらゆる点から確かであった。

議題 5. 報告書の採択

119. 2009 年 4 月 8 日に行われた本会合の 9 回目の会議において、報告書起草委員の Damaso Luna 氏は、会合の報告書案(UNEP/CBD/WG-ABS/7/L.1)を紹介した。同氏は、条約事務局の非常に価値のある作業を称賛した。報告書案は、報告書起草委員が本作業部会の両共同議長とともに、9 回目及び最終の会議の議事録を反映して必要な追加を行うという了解事項に関する修正が行われた上で採択された。

120. 2009 年 4 月 8 日に行われた本会合の 9 回目の会議において、本作業部会の両共同議長は、コンタクトグループによる議題 3.1 から議題 3.5 に関する作業結果を含む文書 UNEP/CBD/WG-ABS/7/L.2

¹ この宣言への全メガ多様性同志国家による同意について協議が進められており、中国も協議中である。

～6 について、本作業部会が承認したとおり、これらを単一の附属書に取りまとめて同会議の報告書の一部として加えることを確認した。この附属書は、決議 IX/12 の附属書 I と同様の書式に従うこととされた。附属書は、遵守、公正かつ衡平な配分及びアクセスについては本作業部会の第 8 回会合において、目的及び適用範囲については第 9 回会合において、これらの問題に関するその後の交渉の土台となるものであった。

121. また、本作業部会の両共同議長は、本条約の締約国会議決議 IX/12 第 9 項及び第 10 項を踏まえ、各締約国、その他各国政府、国際機関及び原住民・地域社会並びに関係する利害関係者は、該当する場合には、決定 IX/12 附属書 I に記載の主な構成要素で今会合で取り上げられなかったもの（性格、遺伝資源に関連する伝統的知識、能力構築）に関する見解及び提案（オペレーショナルテキストを含む）を提出するよう要請されることを確認した。今会合で取り上げられた主な構成要素（公正かつ衡平な利益配分、アクセス、遵守）に関する提案は、本報告書の附属書に基づいていなければならないとされた。

議題 6. 閉会

122. アルジェリア代表は、作業が大いに進展したというメッセージを発することが本作業部会の責務であると述べた。歩み寄りの精神を示し、強硬な姿勢を改めて、最善のテキストを作成しなければならない。本作業部会のメンバーは、互いに利益を得られる立場にあり、連帯して行動することによってさらに前進することができた。

123. エジプト代表（アフリカグループを代表）は、アフリカグループは第 1 回交渉の進展が遅々としたものであったことに失望していると述べた。本条約を環境関連以外の条約の下位に置く傾向がみられ、このことは、本条約の 3 つの目的が相互に密接に結びついていること、生物多様性が枯渇するスピードが速まっていること、資源の持続可能な利用や生物多様性に関する科学研究とそれらが貧困削減に寄与していることを重視する見方が後退していることを考えると残念なことであった。本条約の 3 つの目的を達成する障害の本質は、世界規模のものであり、国際的なアプローチを通じてのみ対処することができた。残念なことに、一部の締約国は、国際的制度を分野別に分断し、制度の中身がなくなりかねないまでに除外規定を拡大することを選択していた。このような態度は、本条約にとって好ましくないもので、その同じ締約国による条約の 3 つの目的への取り組みとまったく相反するものであり、本条約全体が生物多様性に与えた価値に疑いを差し挟むものであった。同代表は、関係する締約国が自国の態度について再考し、本条約と同じように法的拘束力を有するものとして効果的な国際的制度を作り上げることを通じて本条約を救うために協調して努力することを希望した。

124. ベネズエラ代表は、以下の発言を報告書に含めることを求めた。

「ベネズエラ・ボリバル共和国は、本条約の長期的な目的に適合することは将来世代に向けた責務であり、国の政治的意思を示すものであることをよく承知している。そのため、我が国は、生物多様性条約の枠組みの中での遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスとその利用から生じる利益について、これを

公正かつ衡平に配分することに関する国際的制度の 2010 年における採択に向けた交渉プロセスへの支持を表明する。

「ベネズエラ・ボリバル共和国は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分において生物多様性条約が果たす重要な役割を認識している。

「2006 年にブラジルのクリチバで開催された締約国会議第 8 回会合での集中的な交渉を受けて、我が国は、この問題に関する合意を進めるための提案を、これから読み上げるパラグラフの形で提出する。これは、作業部会文書 UNEP/CBD/COP/8/WG.1/CRP.12/Add.1 に記載されている。

「締約国会議は、

「(…)

「生物多様性条約が、海洋生物多様性に関する科学的及び(適当な場合には)技術的な情報及び助言の提供を重視し、生態系アプローチ及び予防的アプローチを適用することによって、いずれの国の管轄にも属さない海洋保護区域に関する国連総会の作業を支援する上で、及び 2010 年目標を達成する上で重要な役割を有することを認識している。²

「さらに、2008 年にボンで開催された締約国会議第 9 回会合において、決定 IX/20(前文第 5 項の海洋及び沿岸の生物多様性)に示されたとおり、いずれの国の管轄にも属さない海洋区域における生物資源の保全及び持続可能な利用に関する議論のプロセスが存在することが認識された。

「現在のところ、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源について規制する国際的な法律文書は存在しないことに留意すべきである。しかしながら、現在、国連総会において、かかる遺伝資源に適用する法制度をどのようなものにすべきかについて話し合いが行われており、したがって、国連総会がこの問題に関する国際的な議論について明らかにしないうちは、国際的な協議で得られる決定に対する予断になるため、かかる遺伝資源を国際的制度から除外すべきではない。

「これらの理由から、ベネズエラ・ボリバル共和国は、アクセスと利益配分に関する国際的制度の適用範囲にはいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源を含めるべきであるという立場を主張する。」

125. ハイチ代表は、ラテンアメリカ・カリブ海グループを代表して発言し、以下の発言を報告書に含めることを求めた。

「ラテンアメリカ・カリブ海グループは、主催国の手厚いもてなしと、多様性の殿堂であるユネスコに会合する機会を与えてくれたことに感謝する。

「また、当グループは、今回のアクセスと利益配分に関する作業部会第 7 回会合の終了時に、我々が会合の成果を入手できるようにするために、条約事務局及び本作業部会の両共同議長並びに各コンタクトグループが示した尽力と熱意にも感謝する。

² 条約事務局による注記。このテキストはその後、締約国会議決定 VIII/24 第 42 項として採択された。

「ラテンアメリカ・カリブ海グループは、法的拘束力を有する国際的制度の開発に対する支持を改めて表明したく、また、今会合の成果が我々の今後の交渉の土台となり得ることを喜ばしく思う。当グループは、次回以降の交渉の成功に貢献するというグループの政治的意思を改めて確認する。

「ラテンアメリカ・カリブ海グループは、名古屋への道のりは陥穽に満ちていることを十分承知しており、したがって、名古屋において、我々の子供たちが誇りにできる持続可能な発展のための強力な法律文書を世界に提供できると、善意を持って固く信じるすべての人々に、一層の努力をする精神と誠意を呼びかける。」

126. アルジェリア、ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、キューバ、チェコ共和国(欧州共同体及びその加盟国を代表)、ナミビア(アフリカグループを代表)及びウクライナ(中央及び東ヨーロッパグループを代表)の各代表による発言も行われた。

127. 生物多様性に関する国際先住民フォーラム(IIFB)による発言も行われた。

128. 事務局長による発言も行われた。

129. 本作業部会の両共同議長は、本作業部会は次回会合に送付する大部のテキスト(「パリ附属書」)を作成して多大な成果を上げ、次回会合では第 9 回会合での集約に向けて国際的制度の主な構成要素のすべてについてオペレーショナルテキストを完成させなければならないと述べた。会期間における地域及び地域間での準備がますます重要になってきており、UNEP その他の機関及び援助資金供与機関との協議は期待の持てるものであった。両共同議長は、本作業部会ができるだけ早い時期にその作業を完了させるようにするという、締約国会議が定めた責務に両氏が最大限尽力することを再確認して本会合を終了した。

130. 本オープンエンド特別作業部会第 7 回会合は、2009 年 4 月 8 日午後 7 時 40 分に閉会を宣言した。

アクセスと利益配分に関する国際的制度^{3 4}

I. 目的

アクセスと利益配分に関する国際的制度の目的は、生物多様性条約[第 1 条、][第 3 条、]第 8 条(j) 項、第 15 条、[第 16 条及び第 19 条 2 項]を効果的に実施し、次のことを通じてその 3 つの目的を追求することである。

- [[各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有すること、及び遺伝資源へのアクセスについて定める権限は当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法に従うことを認めつつ、環境上適正な利用のため]、[透明な規制の枠組みを通じて]、[遺伝素材を含む][生物資源] 遺伝資源、[その派生物][及び産物]への[透明な][適切な]アクセスを[容易にすること][規制すること]
- [生物資源] 遺伝資源、[その派生物][及びその産物]並びに関連する伝統的知識の利用から生じる利益の効果的、公正かつ衡平な配分[を実現するための条件の確立]を確保すること
- [[生物資源] 遺伝資源、[その派生物]又は関連する伝統的知識]の不正使用及び誤用を防止すること]
- [国際的制度及び][当該資源を提供する[原産]国又は生物多様性条約の規定に従って当該資源を取得した締約国の][国内の法令及び要件][[提供国における]国内の ABS に関する規制枠組み] (事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を含む)の[利用国における]遵守を[確保すること][支持すること]

[その際、[国内法[及び[適切な場合には]先住民族の権利に関する国連宣言]に従い]、原住民・地域社会の権利を含む、[当該資源に対するあらゆる権利][各国が自国の天然資源に対して有するあらゆる主権的権利]を考慮する。]

II. 適用範囲

1. アクセスと利益配分に関する国際的制度は、[他の[関連する]国際義務を前提とし[及びこれらを相互に支援し]][また、他の国際義務に影響を及ぼすことなく][第 8 条(j) 項の規定に従い、][生物多様性条約の適用を受ける][この条約の関連規定に基づいて][国の管轄に属する、及び、複数の国にまたがって存在する]、[すべての][生物資源、] 遺伝資源[(ウイルス及びその他の病原性[及び病原性を有すると考

³ 参照を容易にするため、本文書に現れる決定 IX/12 附属書 I の見出しにはグレーの網掛けがしてある。

⁴ 本文中のアクセスと利益配分に関する国際的制度への言及は、国際的制度の性質に影響を与えるものではない。

えられる]生物並びにその起源を問わず遺伝子配列を含む)、[派生物、][産物][商業的利用その他の利用から生じる利益]、及び、[それらの][関連する]伝統的知識、工夫及び慣行に適用される。[国際的制度は、締約国の領域で自然にみられる移動性の種の遺伝資源にも適用される。]

[2. 第 1 項に基づき、アクセスと利益配分に関する国際的制度は次のものに適用される。

[(a) [生物資源][派生物][産物][国際的制度][生物多様性条約][の施行期日][の効力発生][以降に取得された遺伝資源]及び関連する伝統的知識[からの]の商業的利用その他の利用から生じる利益[[資金]へのアクセス及び技術の移転を含む]

[(b) 生物多様性条約の効力発生以前に行われた、商業利用その他の利用から生じる継続的な利益[及び、生物多様性条約の効力発生以前に取得された遺伝資源、[生物資源]、[産物][及び派生物]並びに関連する伝統的知識の商業的利用その他の利用に起因する新規の利用から生じる利益]]

[(c) すべての遺伝資源、[生物資源]、[その派生物]、[産物]及び原住民・地域社会が有する関連する伝統的知識の利用に起因する研究及び技術に関連するすべての知的財産権 (IPRs)]]

3. アクセスと利益配分に関する国際的制度は、以下のものには適用されない。

(a) [ヒトの遺伝資源]

(b) [アクセスと利益配分に関する国際的制度の下で追加的な義務が遡及的に適用されることはないという了解に基づき、[いずれかの締約国における][生物多様性条約の効力発生以前に][又は国際的制度の施行期日以前に]取得された[生物資源]、遺伝資源[派生物][及び産物]]

(c) [生物資源、遺伝資源、[又は派生物][及び産物]に対する締約国の権利が十分に尊重されることを条件として、締約国がアクセスに関する要件又は利益配分を求めずに提供又は維持することを決定した[生物資源]、遺伝資源[又は派生物][及び産物]]

(d) [食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約[の附属書 I に記載された][種][作物][の適用を受ける遺伝資源]([同条約の目的を超えて利用される場合を除く]])]

[食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGRFA) に基づいて設立される多国間システムの下でアクセスが行われる食料農業植物遺伝資源、及びその他の食料農業植物遺伝資源のうち、ITPGRFA に基づく標準材料移転契約 (SMTA) が適用されるものと ITPGRFA の締約国が定めたもの。ITPGRFA の理事会と IARC その他の国際機関との協定に基づく SMTA に基づいて IARC その他の国際機関によって移転される食料農業植物遺伝資源。]

(e) [いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源[を含む[生物資源]、遺伝資源、[派生物]、[産物]]]

(f) [[南緯 60 度以南の]南極条約の適用地域[又は南極の海洋生物資源の保存に関する条約の適用地域]にある[生物資源]遺伝資源、[派生物][産物]]

(g) [取引される商品]

(h) [原住民・地域社会の間で自ら消費することを目的に慣行に従って行われる、遺伝資源、[その派生物、][それらを含む生物資源]、[産物]又はそれらに関連する伝統的知識の交換]

(i) [特定の目的で利用される病原体]

4. [アクセスと利益配分に関する国際的制度は、既存の[アクセスと利益配分に関する専門の国際的制度][を尊重し、][また、これを実施すること及びより専門的な国際的制度を開発し、さらに整備する可能性を認める[柔軟性を備える]]べきである。][これとは別のより専門的なアクセスと利益配分の制度が適用される場合には、また[国際的制度の運営機関が定める]限りにおいて、アクセスと利益配分に関する国際的制度は適用されない。][この国際的制度のいかなる規定も、生物多様性条約の目的を達成し、この国際的制度の規定に合致する[と国際的制度の運営機関が判断する]アクセスと利益配分に関する政府間協定について、これを定め、認識し、これに対応するのを妨げるものではない。]

[又は]

[アクセスと利益配分に関する国際的制度及び[他の]関係する国際条約は、調和的[かつ相互補完的に][解釈し、適用][するものとする][しなければならない]。]国際的制度を実施し、また、さらに整備するに当たっては、[生物多様性条約及び国際的制度の目的に反しない方法で、][[生物資源]遺伝資源[派生物][産物]及び関連する伝統的知識へのアクセスに関する[他の]多国間の政府間協定に特別に配慮しなければならない。]

[又は]

[アクセスと利益配分に関する国際的制度は、アクセスと利益配分に関する[他の]関係する国際条約と調和的[かつ相互補完的に][解釈し、適用][するものとする][しなければならない]。]

5. [このアクセスと利益配分に関する国際的制度は、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約との効果的、適切かつ一貫した実施[を確保するために、]同条約と調和的[かつ相互補完的に][解釈し、適用][するものとする][しなければならない]。]

5.1 [[各締約国は]食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約に基づいて創設される多国間システムが、同条約の理事会の行う決定に従って、多国間システムの適用範囲に定められている作物に関するアクセスと利益配分の取決めを[規律する][規制する]ことを認める。]

5.2 この国際的制度は、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約に規定されている協力を発展させるため、生物多様性条約と同国際条約との関係を強化[するものとする][しなければならない]。]

5.3 [[各締約国は、]食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の附属書 I に記載の

遺伝資源で、同条約の多国間システムによって規制されるもの以外の目的で使用されるものについては、各国の立法上、行政上又は政策上の措置が適用されることを再確認する。]]

6. [アクセスと利益配分に関する国際的制度は、[FAO 食料・農業遺伝資源委員会(CGRFA)、[植物新品種保護国際同盟(UPOV)、]世界知的所有権機関(WIPO)、世界保健機関(WHO)、国際植物防疫条約(IPPC)、及び国際獣疫事務局(OIE)[並びに国際労働機関(ILO)]をはじめとする、]関係の[他の機関の取り組み及び]条約と調和して、[かつこれと重複しないように]実施する。]

III. 主な構成要素

A. 公正かつ衡平な利益配分

1) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関⁵

[利益の公正かつ衡平な配分は、遺伝資源へのアクセスが認められてはじめて実現することを認識し、{前文の項}]

[本条約第 15 条 5 項が、遺伝資源にアクセスするには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除き、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とすると規定していることを想起し{前文の項}]

[さらに、本条約第 15 条 4 項が、アクセスを認められた場合には、締約国は相互に合意する条件でこれが行われるようにするための措置を講じると規定していることを想起し、{前文の項}]

[1. (a) [自国の][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]へのアクセスに関する事前の情報に基づく同意[を義務付けている締約国]は、該当する場合には、当該締約国が別段の決定を行う場合を除き、[[{…}]に定めるとおり、][当該国の権限ある国内当局を通じて、]当該遺伝資源[、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]を提供する[締約国][原産国又は[本条約の規定に従って]遺伝資源[、その派生物][及び産物]を取得した締約国][のアクセスと利益配分に関する要件に従って、][から]取得[するものとする][しなければならない]。

[(b) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識、工夫及び慣行にアクセスしようとする場合には、これら[原住民・地域]社会の位置する国の国内法[、規則又は要件]、[国際法、[原住民・地域]社会の慣習及び原住民及び地域社会の関係する慣習法に従い、利用者は、本条約第 8 条(j) 項の規定に従い、当該伝統的知識、工夫及び慣行を有する[原住民の社会]又は地域社会の事前の情報に基づく同意を取得[するものとする][しなければならない]。][かかる同意は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に対する原住民及び地域社会の権利についても取得しなければならない。]]

⁵ 決定 IX/12 附属書 I の III.B.1.2 にもアクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関に関する項がある。

(c) [[締約国は、自国の国内法令において、] [事前の情報に基づく同意は、] [相互に合意する条件に基づいて] 同意が与えられる特定の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]の特定の利用に基づ[くものとする][いていなければならない][ことを規定することができる。] [自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、許可される利用について明確に規定[するものとする][しなければならない]。] [許可される利用は、明確に規定[されるものとし][されなければならない]、[相互に合意する条件の範囲外である]用途の変更又は予見し得ない利用については、別途事前の情報に基づく同意が要求され[るものとする][なければならない]。]

(d) 世界分類学イニシアティブが規定する分類学及び系統学研究に関する特定のニーズに配慮[するものとする][しなければならない]。]

2. [自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて[事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている]締約国は、[利益の公正かつ衡平な配分は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスが認められてはじめて実現することを認識しつつ、] [提供者及び利用者が]その相互に合意する条件において、[適宜、] [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分について定める[ことを促すための]措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

3. 各締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の研究及び開発の成果及び商業的利用その他の利用から生じる利益を、[当該資源[、その派生物][及び産物]を提供する][締約国][又は原住民及び地域社会][原産国又は本条約の規定に従って遺伝資源を取得した締約国]に公正かつ衡平に配分することを目的として、[適宜、] [適切な]立法上、行政上又は政策上の措置を講じ[るものとする][なければならない]。[かかる配分は、当該締約国及び相互に合意する条件で別段の決定を行う場合を除き、[当該資源[、その派生物][及び産物]を提供する][締約国][又は原住民及び地域社会][原産国又は本条約の規定に従って遺伝資源を取得した締約国]の[事前の情報に基づく同意を必要と[するものとする][しなければならない]。]

4. 各締約国は、次の措置を講じ[るものとする][なければならない][ることができる]。

[(a) [当該締約国の管轄内における][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]へのアクセスに関する[自国の][あらゆる]義務に関する情報を潜在的な利用者に提供する仕組みを設けること。]

[(b) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者に対し、提供国[又は、該当する場合には]原産国[の][における]国内法、[原住民及び地域社会の慣習上の儀礼及び関係する慣習法]及びアクセスが許可される際の相互に合意する条件(当該資源[、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益を衡平に配分するための要件を含む)の遵守を義務付ける規則を導入すること。]

2) 相互に合意する条件に基づいて配分される利益

[さらに、本条約第 15 条 4 項が、アクセスを認められた場合には、締約国は相互に合意する条件でこれが行われるようにするための措置を講じると規定していることを想起し、{前文の項}]

[さらに、本条約第 15 条 7 項の規定に従い、遺伝資源の商業的利用その他の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分は、提供者と利用者で定める相互に合意する条件に基づいて行うことを想起し、{前文の項}]

[相互に合意する条件に基づく利益配分には、金銭的利益又は非金銭的利益が含まれ得ることを認識し、{前文の項}]

1. [各締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するための措置を[自国の国内法に]定め[るものとする][なければならない][ることができる]。[そうした措置は、相互に合意する条件及び事前の情報に基づく同意に組み入れ[るものとする][なければならない]。][自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、[利益の公正かつ衡平な配分は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスが認められてはじめて実現することを認識しつつ、提供者及び利用者がその相互に合意する条件において、適宜、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分について定めることを奨励する措置を講じ[るものとする][なければならない]。][[各締約国は][締約国は]、本条約第 15 条 7 項の規定に従い、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の商業的利用その他の利用から生じる利益を[原産国][資源を提供する締約国]と、[適宜、公正かつ衡平に配分する目的で][公正かつ衡平に配分することを確保するために][立法上、行政上又は政策上の]措置を講じ[るものとする][なければならない]。[かかる配分は相互に合意する条件に基づいて行われるものとする]。]

[2. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識、工夫及び慣行の利用から生じる利益を衡平に配分するための条件は、[国内法[、地域社会の慣習並びに原住民及び地域社会の関係する慣習法]に従い、]以下の間の相互に合意する条件に規定[するものとする][しなければならない]。]

[a) 原住民の社会又は地域社会と利用者の間、又は b) 関係する原住民・地域社会の積極的な参加を得た上で、利用者と提供国の国内当局の間]]

3. [自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている]締約国は、相互に合意する条件を定める際に、次のことを[確保する][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者及び利用者が考慮することを奨励する]ための措置を講じ[るものとする][なければならない]。

[(a) これらの条件に [モデル] 条項を含めること、及び、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物] の典型的な利用及び {…} に基づいて定められた、関連する金銭的又は非金銭的利益に関する目録や一覧表を用いること]

(b) 研究及び開発の成果の配分

(c) 当該資源を利用した技術へのアクセス及びその移転

(d) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物] の [提供者][原産国] の研究活動への効果的な参加、又は、[提供者][原産国] と利用者が共同で行う研究活動の展開を促進すること

[(e) ボン・ガイドライン]

[4. 相互に合意する条件の策定に際しては、ボン・ガイドライン第 44 項の要素を考慮 [するものとする] [しなければならない]。]

[5. 利益の配分は、相互に合意する条件に基づいて進めるものとする。相互に合意する条件では、特に、期間、金額、条件、その他適用される国内法に基づく利益配分の性質を考慮することが考えられる。しかし、相互に合意する条件の存在が利益の配分を拒否し又はこれを認めない理由となってはならない。そのような場合、締約国は、対立する両当事者が合意に達するのを促すものとする。利用者が合意の締結を拒む場合、又は両当事者がかかる合意に達することができない場合には、申立てが行われる締約国の権限ある当局が決定を行い、これを実施する。決定に際しては両当事者の正当な権利及び利益を考慮するものとし、また決定は、直ちに行い、正当な法の手続きを遵守し、透明、非差別的なものとし、公開するものとする。]

3) 金銭的利益又は非金銭的利益

[相互に合意する条件に基づく利益配分には、金銭的利益又は非金銭的利益が含まれ得ることを認識し、{前文の項}]

1. [締約国は、利益配分に、可能な限り [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物] 又は関連する伝統的知識の [あらゆる形態での利用] が含まれるようにすることを [確保する] [奨励する] ための措置を講じ [るものとする] [なければならない]。]

2. [アクセスと利益配分に関する国際的制度には、相互に合意する条件の例を示す一覧を記載する。] 相互に合意する条件では、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物] 又は関連する伝統的知識、工夫及び慣行の利用に関して配分される金銭的又は非金銭的利益の種類を特定 [することができる] [するものとする] [しなければならない]。

3. [締約国は、本条約第 16 条の規定に従い、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物] 又は関連する伝統的知識へのアクセスのいかににかかわらず、保全及び持続可能な利用に結びつく研究及び

技術による利益を配分するための措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

[4. 締約国は、アクセスと利益配分に関する国際的制度の資金供与の制度(利益配分の取決めに関する信託基金を含む)を設け[るものとする][なければならない]。]

第1案

3. 配分される利益は、金銭的利益[(特に、ボン・ガイドライン附属書IIを含む)]又は非金銭的利益(その両方を含む)[とする][でなければならない][が考えられる]。金銭的利益として、次のものを含[むことができる][むものとする][んでいなければならない][ただしこれらに限定されない]。]

(a) アクセスの手数料/試料当たりの手数料

(b) 前払金の支払い

(c) マイルストーンのパイ

(d) ロイヤリティーの支払い

(e) 商業化された場合のライセンス料

(f) 研究基金

(g) ジョイントベンチャーへの投資

4. 非金銭的利益として、次のものを含[むことができる][むものとする][んでいなければならない][ただしこれらに限定されない]。]

(a) 研究及び開発の成果の共有

(b) 製品開発への参加

(c) 教育及び訓練における協力、連携及び貢献

(d) [[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の提供者に対する当該資源[、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識]を利用して開発した技術(バイオテクノロジーを含む)、又は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する技術を、公正で最も有利な条件(相互に合意する場合は、譲歩的かつ特恵的な条件を含む)で移転すること。]

(e) [利用者としての開発途上締約国及び移行経済締約国への効果的な技術移転、及び[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を提供する原産国における技術開発を可能にするように能力を強化すること。また、原住民・地域社会が自らの[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を保全し、持続可能な利用を行う能力を促進すること。]

(f) 制度面での能力開発

(g) アクセスに関する規制を運営し、施行する能力を強化するための人的及び物的資源

(h) 提供締約国が全面的に参加し、可能な限り当該締約国内で行う、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関する訓練

(i) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する科学情報(生物学的目録及び分類学研究を含む)へのアクセス

(j) 地域経済への貢献

(k) 食糧・生活安全保障上の利益

(l) 関係する知的財産権の共同所有

第 2 案

3. 配分される利益として、次のものを含めることができる(ただしこれらに限定されない)。

(a) ポン・ガイドライン附属書 II に記載の金銭的利益及び非金銭的利益

(b) 本条約第 15 条 6 項、第 16 条 3 項、第 16 条 4 項及び第 19 条に基づく非金銭的利益

4) 技術へのアクセス及びその移転

[第 1 案

1. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]を利用して技術を開発する各締約国は、本条約第 16 条の規定に従い、相互に合意する条件に基づいて、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]を提供する[当該資源の原産国である]開発途上国への当該技術へのアクセス、[その共同開発]及び移転[が提供されること][を民間部門が円滑なものにするよう、][を目的として、適宜、][を促進するよう]立法上、行政上又は政策上の措置を講じ[るものとする][なければならない]。

2. また、締約国は、本条約第 16 条の規定に従い、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の保全及び持続可能な利用に関係する又はこれらを利用する技術について、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスのいかににかかわらず、本条約のすべての締約国への移転を促進[するものとする][しなければならない]。

[第 2 案

[自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている]締約国は、[提供者][原産国又は本条約の規定に従って資源を提供する国]と[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者が相互に合意する条件を定める際に、当該資源を利用する技術へのアクセス及びその移転を[考慮する][確保する]ことを[奨励する][確保する]措置を講じ[るものとする][なければならない]。

5) 相互に合意する条件に基づく研究及び開発の成果の共有

[1. 締約国は、本条約第 15 条 7 項、第 16 条 3 項及び 4 項、第 19 条 1 項及び 2 項及び第 20 条 4 項を考慮し、研究及び開発の成果から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するための措置を定め[るものとする][なければならない]。これには、事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を考慮し、また、当該資源の原産国又は本条約の規定に従って資源を取得した締約国の国内法を尊重しつつ、研究及び開発の成果へのアクセスを容易にすることを通じた措置、及び[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識へのアクセス及びこれらに関する技術移転その他の利用を通じた措置[(特許その他の知的財産権によって保護されている技術を譲歩的かつ特恵的な条件で開発途上国に移転することを含む)]が含まれる。]

2. 自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者と利用者が相互に合意する条件を定める際に、研究及び開発の成果の共有を検討するよう促す措置を講じ[るものとする][なければならない]。

6) 研究活動への効果的な参加、又は研究活動における共同開発

[1. 締約国は、開発途上締約国(特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び移行経済諸国)の特別なニーズを考慮し、研究能力を強化することに合意し、国内の類似研究機関の効果的な参加を確保[するものとする][しなければならない]。]

[2. [自国の遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている]締約国は、[提供者][原産国]と利用者が相互に合意する条件を定める際に、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の[提供者][原産国]の[研究活動への]効果的な参加[又は[提供者][原産国]と利用者が共同で行う研究活動の発展を促進すること]を[検討する][確保する]ことを[確保する][奨励する]措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

[3. 締約国は、本条約第 16 条の規定に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術の共同開発を民間部門が促進することを確保する、又は開発途上国の政府機関及び民間部門双方の利益となるよう[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を利用する措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

[4. 締約国は、本条約第 18 条の規定に従い、本条約の目的に関連のある技術の開発のために、共同研究計画及び合弁事業の設立を促進[するものとする][なければならない]。]

7) 交渉における平等を促進するための仕組み

[遺伝資源の提供者と利用者間の相互に合意する条件の交渉における平等を促進することの重要性を認

識し、{前文の項}]

1. 締約国は、次のような措置を講じ[るものとする][なければならぬ][ることができる]。

(a) アクセスと利益配分に関する政府窓口を早期に指定することを通じて、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者及び[提供者][原産国又は本条約の規定に従ってこれらを取得した締約国]が([{…})に従って][アクセスと利益配分に関する国際的制度に基づいて]定められた[モデル]条項及び関係する目録を含む)情報を入手できるようにすること。

(b) 関係する利害関係者と[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識を保有する原住民・地域社会[との間の契約を可能にすること][との協議の措置を定めること]。

(c) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の[提供者][原産国又は原住民・地域社会]及び[適切な場合には]利用者が[、適宜]相互に合意する条件[、事前の情報に基づく同意]及び契約上の取決めについて交渉する能力を支援すること。

[2. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産国であって、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を提供する]締約国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国は、次のことを行[うものとする][わなければならぬ][うことができる]。]

[(a) アクセスが行われる[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に原住民及び地域社会の権利が関係している場合、又はこれらの[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識にアクセスが行われる場合に、関係する原住民及び地域社会のアクセス手続きへの適切な参加を確保するための措置をとること。]

[(b) 関係する原住民及び地域社会並びに関係する利害関係者が決定事項を入手できるようにする仕組みを設けること。]

[(c) 原住民・地域社会の効果的な参加は、次のことを通じて行わなければならない。

(i) 原住民・地域社会が効果的に参加できるようにするための、特に科学的及び法律的な助言に関する情報の提供

(ii) 相互に合意する条件並びに契約上の取決めの策定及び実施の場合など、原住民・地域社会がアクセスと利益配分の取決めの様々な段階に積極的に関わるための能力開発の支援の提供]

8) 意識啓発⁶

締約国は、[利益配分を[確保する][促進する]ための[義務的な][任意の]遵守のための措置の支援として、]アクセスと利益配分の問題に対する意識啓発のために、[次の]措置を講じ[るものとする][なければ

⁶ 決定 IX/12 附属書 I の III.C.1.1.(a)にも意識啓発に関する項がある。

ならない]。かかる措置として、次のものが考えられる[(ただしこれらに限定されない)]。

(a) 国内のアクセスと利益配分の枠組み、特に国内の法律、政策及び手続きに関する最新の情報を入手できるようにすること。

(b) アクセスと利益配分に関する国際的制度を推進するための措置[(不正使用、誤用及びバイオパイラシーの概念に対して一般国民の幅広い理解を得ること、並びに生物多様性に対する原住民・地域社会の貢献及びその貢献が生み出す利益について認識することを含む)]。

(c) 利害関係者の会合の組織

(d) 利害関係者のための相談窓口の設置及び維持

(e) [専門のウェブサイト][アクセスと利益配分に関するクリアリングハウス][及び印刷物]を通じた情報提供

(f) 利害関係者との協議による行動規範[及び最善慣行]の普及促進

(g) 地域でのアクセスと利益配分に関する経験の交換の促進

[(h) 関係部門及び利害関係者に対するアクセスと利益配分の問題に関する広報活動、教育及び意識啓発]

[2. 締約国及び利用者による意識啓発、又はそれに対する努力の不足は、利益配分の取決めを実施する際の前提条件[とならないものとする][としてはならない。]

9) 相互に合意する条件及び伝統的知識の保有者への利益の配分における原住民・地域社会の参加及び関与を確保するための措置

[1. アクセスと利益配分に関する国際的制度の要素は、本条約第 8 条(j) 項の規定に従って開発し、実施[するものとする][しなければならない]。

(a) 締約国は、[関係する原住民・地域社会と協議の上、][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識、工夫及び慣行を[保護][又は促進]するための[地域社会の慣習又はその他を]独自の制度を、適宜、開発し、採択し又は認識することを検討[することができる][するものとする][しなければならない]。

(b) 締約国は、原住民・地域社会が有する知識、工夫及び慣行に対するこれら社会の権利を[尊重、]認識及び保護し、また、これら社会が位置する国の国内法[、規制及び要件]に従って、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する知識、工夫及び慣行の利用から生じる利益の衡平な配分を確保[するものとする][なければならない]。

(c) 利用者は、[[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識へのアクセスを希望する場合には、]本条約第 8 条(j) 項の規定に従って、原住民・地域社会の位置する国の国内法[、規制及び要件][、社会の慣習及び関係する国際法][に従い][に基づき]、[遺伝資源]に関連する[当

該]伝統的知識を保有する原住民・地域社会の事前の情報に基づく同意を取得[するものとする][しなければならない]。]

[2. 締約国は、本条約第 8 条(j)項の規定に従い、原住民・地域社会の有する[遺伝資源]に関連する知識、工夫及び慣行の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を[奨励][確保][するものとする][しなければならない]。ここにいう利益とは、特に次のような[人類一般にとっての利益及び]原住民・地域社会にとっての利益である。

(a) 人類にとっての利益:

[すべての締約国は、次のことを行[うものとする][わなければならない]。

(a) 本条約第 8 条(j)項の規定に従い、原住民・地域社会の[自主的な]承認及び関与を得て、これら社会の有する知識、工夫及び慣行が幅広く適用されるのを促進すること。

(b) 本条約第 10 条(c)の規定に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用と両立する伝統的慣行に沿った生物資源の利用慣行を推進すること。

[(c) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識へのアクセスを求める過程において、また、相互に合意する条件の交渉において、原住民・地域社会にとって不可欠な習慣、意思決定プロセス及び制度を考慮すること。]

(d) 本条約第 18 条 4 項の規定に従い、人材の育成及び原住民・地域社会の代表による専門知識の提供を通じて、本条約の目的を推進する上で、原住民の及び伝統的な技術の開発及び利用のための協力の方法を開発し、これを奨励すること。]

[(b) 原住民・地域社会にとっての利益:

締約国は、原住民・地域社会の有する知識、工夫及び慣行[、及びこれら社会の有する[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益をこれら社会に公正かつ衡平に配分することを[確保][奨励][するものとする][しなければならない]。これらの利益は、原住民・地域社会との相互に合意する条件に基づ[くものとし][いていなければならない]、ボン・ガイドライン附属書 II に記載の金銭的利益及び非金銭的利益を含めることができる(ただしこれらに限定されない。)]

[3. アクセスが行われる[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に原住民・地域社会の権利が関係している場合、又は次のようにこれら[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識にアクセスが行われる場合には、適切な国内当局が原住民・地域社会と協議し、これら社会の意見を考慮[するものとする][しなければならない]。

(a) アクセス及び事前の情報に基づく同意について決定を行う場合、相互に合意する条件について交渉し及び実施する場合、及び利益配分の際

(b) アクセスと利益配分に関する国内の戦略、政策又は制度を開発する際

(c) 関係する利害関係者の代表者からなる国内の諮問委員会など、適切な協議の手続きを設け[るものとする][なければならない]。

(d) 原住民・地域社会が効果的に参加できるように情報を提供すること

(e) 原住民及び地域社会の伝統的な慣行、国のアクセスに関する政策に基づき、また国内法に従った、原住民及び地域社会の事前の情報に基づく同意並びに伝統的知識、工夫及び慣行の所有者の承認及び関与

(f) 伝統的知識、工夫及び慣行の記録は、原住民及び地域社会の事前の情報に基づく同意を条件として行[うものとする][わなければならない]。

(g) 相互に合意する条件及び契約上の取決めの開発及び実施の場合など、原住民・地域社会がアクセスと利益配分の取決めの様々な段階に積極的に関わるための能力開発に関する支援の提供]

[4. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産国である締約国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国は、次のことを行[うものとする][わなければならない]。

(a) アクセスが行われる[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に原住民及び地域社会の権利が関係している場合、又はこれらの[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識にアクセスが行われる場合に、関係する原住民及び地域社会のアクセス手続きへの適切な参加を確保するための措置。

(b) 関係する原住民及び地域社会及び関係する利害関係者が決定事項を入手できるようにする仕組みを設けること。]

[5. 締約国は、自らの権利の認識又は行使を求める原住民・地域社会の要請がある場合には、原住民・地域社会の伝統的知識に関する事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件において、時宜を得た指針、法定代理、モニター、情報及び援助を提供するものとする。]

10) 生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに社会経済的發展(特にミレニウム開発目標(MDG))に向け、国内法に基づいて利益が配分されることを促す仕組み

締約国は、利用者及び提供者に対し、相互に合意する条件を定める際に、本条約第 1 条に定める目的に基づいて、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益を生物多様性の保全及び持続可能な利用に充てることを検討し、[及び][国内の]持続可能な[社会経済的]發展[戦略]に貢献することを奨励[するものとする][しなければならない]。

11) 最低限の国際的な条件及び基準の開発

[1. 締約国は、研究の成果、及び[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統

的知識の商業的利用その他あらゆる形態での利用から生じる利益が、相互に合意する条件に基づいて公正かつ衡平に配分されるようにするための措置を講じ、これに関する最低限の条件及び基準を定め[るものとする][なければならない]。]

[2. 7 「公正かつ衡平な配分」の定義は、網羅的なものではなく、また、これがすべてでもない。しかし、その定義は、次の最低限の条件を含[むものとする][んでいなければならない]。公正かつ衡平な配分とは、次のようなもの[とする][でなければならない]。

(a) 次のことなどを可能にすることによって、あらゆるレベルの配分において、より力の弱い当事者の立場の強化に貢献すること。

(i) 情報への平等なアクセス

(ii) 関係する利害関係者すべての効果的な参加

(iii) 能力開発

(iv) 市場、新技術及び製品への優先的なアクセス

(b) 生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用という、本条約の他の 2 つの目的に貢献すること、又は最低限、これに反する行為をしないこと。

(c) 慣習による利益配分の仕組みなど、既存の公正かつ衡平な利益配分の形態を妨げないこと。

(d) 慣習法及び慣行並びに土地固有の知的財産権制度など、文化の境界を越えた価値及び法制度を尊重すること。

(e) 政策決定及び契約交渉に、現地の利害関係者を含む、すべての利害関係者が民主的にかつ有意義に参加できるようにすること。

(f) すべての当事者、特に原住民・地域社会が当該プロセスについて等しく十分に理解し、十分な情報を得た上で決定を行う時間及び機会を得られるだけの透明性を確保すること(効果的な事前の情報に基づく同意)。

(g) すべての取引が相互に合意する条件に基づいて、効果的な事前の情報に基づく同意を得た上で行われるように、独立の第三者による検討に関する規定を含めること。

(h) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の原産地・起源の特定について規定すること

(i) 合意された条件についての情報を公に利用できるようにすること

12) 利用ごとの利益配分

[アクセスと利益配分に関する国際的制度には、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の各

⁷ 本文中における本項の配置については、さらに検討しなければならない。

利用について利益配分を確保するための措置及び原則を定め[るものとする][なければならない]。]

13) 原産地が明らかでないか複数の国にまたがる場合の多国間での利益配分の方法

[1. 本条約以前にアクセスが行われた[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]には、提供国とのアクセスと利益配分の取決めが適用され[るものとし][なければならない]、これら[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]から継続して生じる利益は、いずれもその原産国に公正かつ衡平に配分される。[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産地が明らかでない場合には、交換に関する多国間システムを設け[るものとする][なければならない]。]

[2. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を共有する締約国は、複数の国にまたがって存在する[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するため、相互に合意する条件に基づいて二国間又は多国間の協定を締結[するものとする][しなければならない]。]

[3. 締約国は、国内に及び国境を越えて存在し、特定の知識、工夫又は慣行を共有する複数の原住民・地域社会を、関係するアクセスと利益配分の取決めの交渉に加えることを促進し、当該取決めによって得られる利益をこれら原住民・地域社会の間で公正かつ衡平に配分することを支援[するものとする][しなければならない]。]

14) 国境をまたぐ場合に対応するための信託基金の設立

[本条約以前にアクセスが行われた原住民・地域社会の知識、工夫及び慣行には、関係する原住民・地域社会とのアクセスと利益配分の取決めが適用され[るものとし][なければならない]、当該知識、工夫及び慣行から継続して生じる利益は、いずれも関係する原住民・地域社会に公正かつ衡平に配分され[るものとする][なければならない]。知識、工夫及び慣行の起源が明らかでない場合には、原住民・地域社会の代表(基金が原住民・地域社会の権利を促進するために利用されるように[するものとする][しなければならない])が運営[するものとする][しなければならない]基金を設置[するものとする][なければならない]。]

15) 素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項の一覧の開発⁸

[第1案]

締約国は、[遵守のための措置を][促進すること][拘束力のあるものとする][に加えて]次のことを行[うものとする][なければならない][うことができる]。

a) 主要な分野の利用者及び提供者と協議して、契約の[モデル]条項の分野別一覧を策定すること。

⁸ 決定 IX/12 附属書 I の III.C.2.1.b 及び III.E.1.5 にもモデル条項の分野別一覧に関する項がある。

b)利用者及び提供者が相互に合意する条件の交渉を行う際にこれらの[モデル]条項の分野別一覧を利用するよう奨励すること。]

[第2案

[素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項、及び遺伝資源の典型的な利用に関する目録や一覧表を利用することによって、相互に合意する条件を交渉する際に、法的確実性が高まり、取引費用が低減する可能性があり、また、提供者と利用者が対等な立場で交渉するのに役立つことから、そうした規定や目録を利用できることが遺伝資源の提供者と利用者の双方の利益となることを強調し、{前文の項}]

1. 締約国は、[遵守のための措置を[推進すること][拘束力のあるものとする]に加えて、][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者及び利用者に対し、相互に合意する条件を定める際に次のことを考慮するよう奨励する[ための措置を講じる][ものとする][なければならない]。

(a)これらの条件に、[適宜、]下記第2項及び第3項に基づいて定めた[モデル]条項を組み入れること。

(b)[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用並びに関連する金銭的利益及び非金銭的利益に関する目録や一覧表。

2. [相互に合意する条件の交渉において法的確実性を高め、取引費用を低減し、平等を促進するため、]締約国は、[連帯して][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用並びに関連する金銭的利益及び非金銭的利益に関する[分野別][モデル]条項[の一覧][及び目録や一覧表]を策定[国レベルで][[適宜、]開発のための手続きを定める][するものとする][しなければならない][することを検討する][することを希望する場合がある]。[この手続きは、次のことを行[うものとする][わなければならない][うことができる][これに関連して、次のことを行わなければならない]。]

[(a)[主要な分野別の国際機関及び関係する利用者及び提供者と協力して、][及び最善慣行を反映して、][特に][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用及び関連する利益に関する[モデル]条項及び目録や一覧表を定めるべき分野を特定すること。]

(b)[各種の分野に共通の要素と各分野の特殊性を考慮して、][モデル]条項において対応[すべき][することができる]問題を特定すること。

(c)利害関係者の関与を促進する明確かつ透明な[規則][提案]を含めること。

3. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用に関する[モデル]条項[及び目録や一覧表]について[連帯して]検討し、また適宜、[[国レベルで]これに関する提言を採択][これの一覧に関する取りまとめ文書をクリアリングハウスメカニズムに提出][するものとする][しなければならない][することができる]。締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用に関する前記の[モデル]条項[及び目録や一覧表]を定期的に見直し、適切な場合には、これを更新[するものとする][しなければならない][することができる]。]

[4. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の提供者と利用者との相互に合意する条件において、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用のうち次の3つについて、アクセスと利益配分に関する国際的制度の附属書{…}の[モデル]条項の利用を奨励する措置を講じ[るものとする][なければならない]。

(a) 商業化を目的としない研究

(b) 商業化を目的とする研究及び開発

(c) 商業化]

[5. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用がこれら3つの分類のいずれに該当するかは、アクセスと利益配分に関する国際的制度の附属書{…}において規定される。]

16) 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインの利用の拡大

[遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインを採択した締約国会議決議VI/24を想起し、{前文の項}]

B. 遺伝資源へのアクセス⁹

1) 締約国がアクセスについて決定する主権的権利及び権限の認識

[各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有すること、及び遺伝資源へのアクセスについて決定する権限は各国政府にあり、国内法が適用されることを想起し、{前文の項}]

[さらに、各締約国は、他の締約国による環境上健全な利用のための遺伝資源へのアクセスを容易にする環境を整えるよう努力し、本条約の目的に反する制限を課してはならないことを想起し、{前文の項}]

[さらに、遺伝資源へのアクセスは、締約国が別段の決定を行う場合を除き、当該資源を提供する締約国の事前の情報に基づく同意を条件とすることを想起し、またこれに関連して、各締約国は自国の遺伝資源へのアクセスについて、生物多様性第15条にいう事前の情報に基づく同意を条件としないという決定を下すことができることを認識し、{前文の項}]

[1. 締約国は、自国の天然資源に対する主権的権利を有し、また、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて決定する権限は各国政府にある。[[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスによって、[伝統的な生活様式を有する]原住民・地域社会の知識、工夫及び慣行に影響が及ぶ場合には、]関係する原住民・地域社会は、[国内法に従って、]アクセスについて

⁹ この標題は、アクセスと利益配分に関する国際的制度の最終的な適用範囲に影響を及ぼすものではない。

の決定において発言権を有する[ものとする][べきである]。]

[2. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識へのアクセスは、原住民・地域社会の自由意志に基づく事前の情報に基づく同意を条件と[するものとする][しなければならない]。][原住民・地域社会の有する遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスは、これら社会の事前の情報に基づく同意を条件と[するものとする][しなければならない]。]

[3. 各締約国は、遺伝資源への円滑なアクセスを確保するための規則を導入[するものとする][しなければならない]。]

[4. 各締約国は、アクセスと利益配分に関する政府窓口を 1 ヶ所指定し、この政府窓口が締約国に代わって条約事務局との連絡役を担当[するものとする][しなければならない]。政府窓口は、関連する手続き(事前の情報に基づく同意、相互に合意する条件及び利益配分に関する手続きを含む)について、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスを申請する者に情報を提供[するものとする][しなければならない]。[また、政府窓口は、原住民及び地域社会並びに関係する利害関係者に関する[権利について、申請者に情報を提供][情報を、適宜、利用できるように][するものとする][しなければならない]。]

[5. [自国の遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている各締約国は、適宜、一ないし複数の権限ある国内当局も指定[するものとし][しなければならない]、この国内当局が、相互に合意する条件及び利益配分の取決めを含む、アクセスの申請の取扱い及び処理について責任を有す[るものとする][なければならない]。[締約国は、政府窓口と権限ある国内当局の両方の機能を果たす単一の機関を指定[することができる][するものとする][しなければならない]。]

[6. 各締約国は、このアクセスと利益配分に関する国際的制度の[施行期日][効力発生の日]までに、政府窓口及び権限ある[国内]当局の名称及び所在地を条約事務局に通知[するものとする][しなければならない]。]^{10 11}

2) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関¹²

[利益の公正かつ衡平な配分は、遺伝資源へのアクセスが認められてはじめて実現することを認識し、{前文の項}]

[本条約第 15 条 5 項が、遺伝資源にアクセスするには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決

¹⁰ 上の第 4 項から第 6 項の配置については、さらに検討しなければならない。

¹¹ 決定 IX/12 附属書 I の III.C.1.2.b にも第 4 項から第 6 項で扱った権限ある国内当局に関する項がある。

¹² 決定 IX/12 附属書 I の III.A.1.1 にもアクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関に関する項がある。

定を行う場合を除き、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とすると規定していることを想起し〔前文の項〕]

[さらに、本条約第15条4項が、締約国がアクセスを認める場合には、相互に合意する条件でこれが行われるようにするための措置を講じると規定していることを想起し、〔前文の項〕]

[1. 締約国は、〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕〔又は関連する伝統的知識〕に対する原住民及び地域社会の権利〔、並びに原住民及び地域社会の権利〕を保護し、利益配分〔が相互に合意する条件に基づいて行われること〕を確保する、適切な国の規制枠組みを〔適宜〕定めるために必要な措置を講じ〔るものとする〕〔なければならない〕〔ることができる。〕]

2. [[自国の〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕へのアクセスについて〔事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている〕締約国は、〔利益の公正かつ衡平な配分は、〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕へのアクセスが認められてはじめて実現することを認識しつつ、〕〔提供者〕〔原産国又は本条約の規定に従って資源を取得した締約国〕と利用者がその相互に合意する条件において、〔適宜、〕〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分について定めることを〔奨励する〕〔確保する〕措置を講じ〔るものとする〕〔なければならない。〕〔締約国は、〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕へのアクセスは原産国又は提供国の事前の情報に基づく同意が条件とされ、〔また、相互に合意する条件に基づいて〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分〕〔される〕〔されるべき〕ことを確保〔するものとする〕〔しなければならない。〕〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕へのアクセスが原住民・地域社会が有する知識、工夫及び慣行の利用と結びついている場合には、〔国内法に基づき、〕アクセスは、〔必要に応じて、〕関係する原住民・地域社会の事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を条件とし、利益の公正かつ衡平な配分が行われ〔るものとする〕〔なければならない。〕]

3. [締約国は、〔事前の情報に基づく同意及び〕相互に合意する条件で合意する適用範囲にとどまらない、自国が提供した〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕〔又は関連する伝統的知識〕の新規の利用について、〔原産国又は原住民・地域社会から〕〔新規に事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を要求〕〔する〕〔すべきである〕〔かかる相互に合意する条件に基づいて取り扱われる〕と規定することができる。]]

[4. 〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕〔及び関連する伝統的知識〕へのアクセスは、利用者が相互に合意する条件のいずれかに違反した場合、又は、〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕の継続的な利用によって環境に悪影響が及ぶ場合には、原産国又は提供国〔又は〕〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕及び関連する伝統的知識へのアクセスを提供する原住民・地域社会〕が取り消〔すことができる〕〔すものとする〕〔さなければならない。〕]

5. [締約国は、環境上健全な利用から生じる利益が資源提供国に公正かつ衡平に配分されること[相互に合意する条件に基づいて行われること]を確保するために[(国内法の遵守に関する証明書を用いることを含む)], [相互に合意する条件に基づいて、また、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供国の事前の情報に基づく同意を条件として、環境上健全な利用のためのアクセスを容易にする]明確かつ透明な措置を講じ[るものとする][なければならない。]][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産国である締約国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国は、他の締約国による環境上健全な利用のための[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセス[を容易にする]環境を整えるよう努力[するものとする][しなければならない]。本条約第 15 条 5 項の規定に従い、遺伝資源へのアクセスは当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除き、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とするものとする。]

3) アクセスに関する規則の法的確実性、明確性及び透明性

[1. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスを[容易にし][自国の天然資源に対する主権的権利及びアクセスについて決定する各国の権限を確保し]、アクセスと利益配分に関連する義務が国の管轄を超えて遵守されることを支援するための条件を整備するため、事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、自国のアクセスと利益配分の枠組みの法的確実性、明確性及び透明性を確保するために、[{…}]にいう]必要な立法上、政策上又は行政上の措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

[2. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスを[容易にし][自国の天然資源に対する主権的権利及びアクセスについて決定する各国の権限を確保し]、本条約第 1 条の規定に従って本条約の目的に反する制限を課さないようにするため、法的確実性、明確性及び透明性に関する条件を整備[するものとする][しなければならない]。[しかし、環境上健全でない利用に対して必要な場合には、アクセスを拒否[することができる][するものとする][なければならない]。原産国は、特定の利用について、環境上健全であるかどうかを判断する権限を有する[ものとする][べきである]。「利用」の概念は、第三者による利用を制限することを含むものと理解される[ものとし][べきであり]、原産国は、特許その他の知的財産権による[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用の制限が環境上健全であるかどうか、また、かかる制限が生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼすかどうかを判断する権限を有する[ものとする][べきである]。]

[3. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産国である締約国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国は、次のことを行[うものとする][わなければならない]。

(a) [明確性、法的確実性及び透明性を確保するため、自国が本条約第 15 条を完全に遵守することを確保するための自国の政策上、行政上及び立法上の措置を見直すこと。]

(b) [クリアリングハウスメカニズムを通じて、アクセスの申請について報告すること。][国内法令に従ってアクセスを取得するプロセスに関する情報を提供すること。]

(c) [[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の提供は、提供者がその権利を有する場合に限って行うよう提供者に義務付けること。]

(d) 締約国は、ボン・ガイドライン第 36 項にいうアクセスの申請に関する要素について、この一覧が例示的なものであり、国内の状況に合わせることができるとを念頭に置きつつ、これを利用[するものとする][しなければならない][することができる]。]

4) アクセスに関する規則の無差別的適用

[各締約国は、国内のアクセスと利益配分に関する枠組みを適用するに当たり、[自国の資源に対する主権的権利(本条約第 15 条 1 項にいうこの権利を認識することと両立し得る、アクセスについて決定する権限を締約国に与える権利)に基づいてそうすることが国の利益となる場合を除き、]他の締約国の利用者間[及び自国の利用者と外国の利用者]で[任意に及び不当に]差別[しないものとする][してはならない]。]

5) 国の管轄を超えて遵守を支援するための国際アクセス標準(国内のアクセス法との調和を必要としないもの)

[各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有すること、及び遺伝資源へのアクセスについて決定する権限は各国政府にあり、国内法が適用されることを想起し、{前文の項}]

[さらに、各締約国は、他の締約国による環境上健全な利用のための遺伝資源へのアクセスを容易にする環境を整えるよう努力し、本条約の目的に反する制限を課してはならないことを想起し、{前文の項}]

[各締約国は自国の遺伝資源へのアクセスについて、生物多様性第 15 条にいう事前の情報に基づく同意を条件としないという決定を下すことができることを認識し、{前文の項}]

[さらに、利益の公正かつ衡平な配分は、遺伝資源へのアクセスが認められてはじめて実現することを認識し、{前文の項}]

[1. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスを[容易にし][自国の天然資源に対する主権的権利及びアクセスについて決定する各国の権限を確保し]、アクセスと利益配分に関連する義務が国の管轄を超えて遵守されることを支援するための条件を整備するため、事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、自国のアクセスと利益配分の枠組みの法的確実性、明確性及び透明性を確保するために、[必要な][自国で決定することができる]立法上、政策上及び行政上の措置を講じ[るものとする][なければならない]。これらの措置には、可能な限り、次のものを含め[るものとする][なければならない]。]

(全般的な問題)

[(a) 生息域内状況及び生息域外状況に存在する[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスに関する[明確な]規則。[これらの規則は、[自国の資源に対する主権的権利(本条約第 15 条 1 項にいうこの権利を認識することと両立し得る、アクセスについて決定する権限を締約国に与える権利)に基づいてそうすることが国の利益となる場合を除き、]他の締約国の利用者間[及び自国の利用者と外国の利用者]で[任意に及び不当に]差別しない。]

[(b) [権限ある国内当局から、及び該当する場合には、原住民・地域社会から]事前の情報に基づく同意を取得するための申請を行う際の[明確な]手順。]

[(c) [{…}] [国内法]に従って非商業目的での研究のために[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]にアクセスする際の簡素化した手続き。]

[(d) 自国内におけるアクセスと利益配分の枠組み、特に事前の情報に基づく同意を取得するための申請方法に関する情報を入手し、容易にアクセスできるようにすること。]

[(e) (d) 項に基づいて発生した情報(アクセスと利益配分に関する政府窓口に関する情報を含む)を本条約のクリアリングハウスメカニズムに提供し、定期的に更新すること。]

[(f) 権限ある国内当局に対し、[申請の処理件数に関する最新の情報を]本条約のクリアリングハウスメカニズムに[定期的に提出するよう][事前の情報に基づく同意の付与に関する決定を登録するよう]要請すること。]

[(g) 事前の情報に基づく同意に関する[適切な]行政上又は司法上の不服申立て手続き[(不作為及び[任意の及び不当な]アクセスに関する差別的措置を含む)]。]

(権限ある[国内]当局から事前の情報に基づく同意についての決定を得る際に固有の問題)

[(h) 権限ある国内当局による事前の情報に基づく同意の付与又は拒絶の決定は、詳細な理由を付して書面に記載し、申請者に通知することを定めること。]

[(i) 国内のアクセスと利益配分の枠組みにおいて、事前の情報に基づく同意が拒否される場合の根拠を明らかにすること。]

[(j) 権限ある国内当局に対し、国内のアクセスと利益配分の枠組みに定めるとおり、合理的な期間内に事前の情報に基づく同意について決定を行うよう要請すること。]

[(k) 事前の情報に基づく同意について決定を得るための費用が申請を処理する実際のコストを上回らないようにすること。]

[(l) 権限ある国内当局に対し、事前の情報に基づく同意を与える決定に、入手可能な出入国情報、及びこの決定が適用される[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の参照コードを記載するよう要請すること。]

(相互に合意する条件(契約に標準的に規定されるもの)に関連する固有の問題)

[(m) 国内のアクセスと利益配分の枠組みにおける相互に合意する条件の策定に関する[明確な]規則

[(n) 相互に合意する条件の策定を義務付けること]

[(o) 相互に合意する条件を書面で定めることを規定すること]

[(p) 相互に合意する条件に紛争の解決に関する規定を含めることを定めること]

[(q) 相互に合意する条件に利益配分を考慮したことを反映することを定めること]

[(r) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用、並びに{…}に基づいて生み出される、関連する利益に関する[モデル]条項及び目録や一覧表を参考にする事]]

[2. 不正使用の場合の遵守を支援するために{…}に定める追加的な措置は、遺伝資源を提供する締約国の国内のアクセスと利益配分の枠組み[とは何ら関係がない][が第 1 項に合致している場合に適用する]。]

6) 国際的に開発されたモデル国内法

[本条約第 15 条 1 項が、各国は自国の資源に対する主権的権利を有すること、及び、遺伝資源へのアクセスについて決定する権限は各国政府にあり、国内法が適用されることを規定していることを想起し、{前文の項}]

[本条約第 15 条 5 項が、遺伝資源にアクセスするには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除き、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とすると規定していることを想起し{前文の項}]

[締約国の法制度はそれぞれに異なっており、したがって自国の国内事情に基づいて本条約のアクセスと利益配分に関する規定の実施について選択していることに留意し、{前文の項}]

1. 締約国は、国内法の[モデル]規定の例を条約事務局に示し、条約事務局は、締約国が本条約のアクセスと利益配分の規定を国内で実施することを援助及び支援するため、締約国の求めに応じてこれらを締約国に示[すことが奨励される][すものとする][さなければならない]。

[2. 締約国は、[連帯して][できるだけ速やかに、]国内法の[モデル]規定の例[及び{…}]に定める国際的なアクセス標準に合致する行政上の意思決定の代表的な枠組みを[採択し][取りまとめ][、クリアリングハウスメカニズムを通じてこれらを配布][するものとする][しなければならない]。]

7) 管理及び取引費用の最小化

8) 非商業目的の研究に関するアクセス規則の簡素化

第1案

[1. 事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、非商業目的の研究のための[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて、簡素化した行政手続きを定め[るものとする][なければならない]。]

[2. 研究の「非商業目的」としての分類は、研究の性質、形態及び目的、なかでもその意図がアクセスの時点で非商業的であることに基づいて決定[することができる][するものとする][しなければならない]。]

[3. 簡素化した手続きの一貫性を保つため、締約国は次のことを目的とした措置を講じ[るものとする][なければならない]。

(a) アクセスと利益配分に関する義務が以降の利用者に引き継がれるようにすること。

(b) 非商業目的での利用者によって利用の意図が変更される可能性に対応すること(かかる変更の明確な判断基準を明らかにすることを含む)。

(c) 非商業目的での利用者によって利用の意図が変更された場合に、必要に応じて、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者と再度相互に合意する条件の交渉が行われるようにすること。

(d) 公表方針などを通じて生成された情報の利用が制限されている場合に、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者が、提供者に関する義務を負わずにかかる情報を利用するのを防止すること。

(e) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者による、アクセスと利益配分に関する、研究団体に当てはまる行動規範の最善慣行への取り組みを認めること。]

[4. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者及び利用者が相互に合意する条件を策定する際に、{…}に基づいて定められた[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産

物]の典型的な利用に関する[モデル]条項[及び関係する目録や一覧表]をこれらの条件に含めることを検討することを奨励する措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

5. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を追跡するための電子的手段の利用及び開発における経験の交換に協力[するものとする][しなければならない]。

6. 締約国は、非商業目的での研究のための[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセス[と利益配分]について簡素化した行政手続きを適用するに当たり、[適宜、]最善慣行に関する情報を交換[するものとする][しなければならない]。

第2案

[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産国である締約国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国は、次のことを行[うものとする][わなければならない]。

(a) 分類[及びその他の非商業目的]のために利用される[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][に適用する][に関する]、簡素化したアクセス規則を検討すること。

(b) [相互に合意する条件において合意された内容[適用範囲]を超えて[大幅に]新規の又は変更された[遺伝資源][生物資源]の利用については、提供国又は関係する原住民及び地域社会から新たに事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を取得することを条件と[する][しなければならない]ことを定めること。][締約国は、利用者及び提供者に対し、相互に合意する条件を策定する際に、遺伝資源の用途に変更が生じることがあれば相互に合意する条件について再度交渉を行う義務をこれらの条件に含めることを検討するよう奨励するものとする。]

C. 遵守

1) 遵守を促すための手段の開発

(a) 意識啓発活動

[国内のアクセスと利益配分に関する規制枠組みを認識することは、利用者及び提供者による遵守を確保する上で重要であることに留意し、{前文の項}]

締約国は、[利益配分を[確保する][促進する]ための[義務的な][任意の]遵守のための措置の支援として、]アクセスと利益配分の問題に対する意識啓発のために、[次の]措置を講じ[るものとする][なければならない]。かかる措置として、次のものが考えられる[(ただしこれらに限定されない)]。

(a) 国内のアクセスと利益配分の枠組み、特に国内の法律、政策及び手続きに関する最新の情報を入手できるようにすること。

(b) アクセスと利益配分に関する国際的制度を推進するための措置[(不正使用、誤用及びバイオパイラン

一の概念に対して一般国民の幅広い理解を得ること、並びに生物多様性に対する原住民・地域社会の貢献及びその貢献が生み出す利益について認識することを含む)。

(c) 利害関係者の会合の組織

(d) 利害関係者のための相談窓口の設置及び維持

(e) [専門のウェブサイト][アクセスと利益配分に関するクリアリングハウス][及び印刷物]を通じた情報提供

(f) 利害関係者との協議による行動規範[及び最善慣行]の普及促進

(g) 地域でのアクセスと利益配分に関する経験の交換の促進

[2. 締約国は、本条約第 8 条 (j) 項及び第 10 条 (c) 項に従い、研究及び訓練 (第 12 条)、公衆のための教育及び啓発 (第 13 条)、情報の交換 (第 17 条 2 項) 及び技術上及び科学上の協力 (第 18 条 4 項) に関する計画作成と実施に原住民・地域社会をその同意を得たうえで積極的に関与させることにより、原住民の知識、工夫及び慣行が幅広く適用されるのを促進するため、意識啓発を行う[うものとする][わなければならない。]

(b) 不正使用・誤用に対する国際的な認識

[各締約国は、不正使用された [遺伝資源] [生物資源] [、その派生物] [及び産物] 及び伝統的知識の利用を防止するための措置を講じ [るものとする][なければならない。]

(c) 素材移転契約のモデル条項の分野別一覧¹³

[第 1 案]

締約国は、[遵守のための措置を[促進すること][拘束力のあるものとする]に加えて]次のことを行[うものとする][わなければならない][うことができる]。

a) 主要な分野の利用者及び提供者と協議して、契約の[モデル]条項の分野別一覧を開発すること。

b) 利用者及び提供者が相互に合意する条件の交渉を行う際にこれらの[モデル]条項の分野別一覧を利用するよう奨励すること。]

[第 2 案]

[素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項、及び遺伝資源の典型的な利用に関する目録や一覧表を利用することによって、相互に合意する条件を交渉する際に、法的確実性が高まり、取引費用が低減する可能性があり、また、提供者と利用者が対等な立場で交渉することに役立つことから、そうした規定や目録を利用できることが遺伝資源の提供者と利用者の双方の利益となることを強調し、{前文の項}]

¹³ 決定 IX/12 附属書 I の III.A.2.5 及び III.E.1.5 にもモデル条項の分野別一覧に関する項がある。

1. 締約国は、[遵守のための措置を][推進すること][拘束力のあるものとする]に加えて、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者及び利用者に対し、相互に合意する条件を定める際に次のことを考慮するよう奨励する[ための措置を講じる][ものとする][なければならない]。

(a) これらの条件に、[適宜、]下記第 2 項及び第 3 項に基づいて定めた[モデル]条項を組み入れること。

(b) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用並びに金銭的及び非金銭的利益に関する目録や一覧表

2. [相互に合意する条件の交渉において法的確実性を高め、取引費用を低減し、平等を促進するため、]締約国は、[連帯して][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用並びに関連する金銭的利益及び非金銭的利益に関する[分野別][モデル]条項[の一覧][及び目録や一覧表]を開発[国レベルで][[適宜、]策定のための手続きを定める][するものとする][しなければならない][することを検討する][することを希望する場合がある]。[この手続きは、次のことを行[うものとする][わなければならない][うことができる][これに関連して、次のことを行わなければならない。]

[(a) [主要な分野別の国際機関及び関係する利用者及び提供者と協力して、][及び最善慣行を反映して、][特に][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用及び関連する利益に関する[モデル]条項及び目録や一覧表を定めるべき分野を特定すること。]

(b) [各種の分野に共通の要素と各分野の特殊性を考慮して、][モデル]条項において対応[すべき][することができる]問題を特定すること。

(c) 利害関係者の関与を促進する明確かつ透明な[規則][提案]を含めること。

3. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用に関する[モデル]条項[及び目録や一覧表]について[連帯して]検討し、また適宜、[[国レベルで]これに関する提言を採択][これの一覧に関する取りまとめ文書をクリアリングハウスメカニズムに提出][するものとする][しなければならない][することができる]。締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用に関する前記の[モデル]条項[及び目録や一覧表]を定期的に見直し、適切な場合には、これを更新[するものとする][しなければならない][することができる]。]

[4. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の提供者と利用者との相互に合意する条件において、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用のうち次の 3 つについて、アクセスと利益配分に関する国際的制度の附属書{…}の[モデル]条項の利用を奨励する措置を講じ[るものとする][なければならない]。

(a) 商業化を目的としない研究

(b) 商業化を目的とする研究及び開発

(c) 商業化]

[5. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用がこれら 3 つの分類のいずれに該当するか
の指標は、アクセスと利益配分に関する国際的制度の附属書{…}において規定される。]

(d) 重要な利用者集団のための行動規範

[国内及び国家間に、分野又は企業に固有のアクセスと利益配分に関する行動規範及び最善慣行のガイドラインが各種存在すること、及び、本条約の第三の目的である遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ
衡平な配分を達成する上でのそれらの重要性を認識し、{前文の項}]

締約国は、[遵守のための措置を[促進すること][拘束力のあるものとする][に加えて]次のことを行[う
ものとする][わなければならない][うことができる]。

(a) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者のために、適宜、アクセスと利益配分
に関連する[自主的な]行動規範[及び最善慣行の基準]を開発し、見直し及び更新するのを支援すること。

(b) 利用者が行動規範を遵守する[のを奨励する][ことを確保する][また、最善慣行の基準の遵守を利用
者に奨励する]ための措置を講じること。

[(c) 関係する利用者集団に対するこれらの行動規範及び最善慣行の基準の伝達、教育及び啓発を確保
すること。]

(e) 最も優れた行動規範の特定

[[国内及び国家間に、分野又は企業に固有のアクセスと利益配分に関する行動規範及び最善慣行のガ
イドラインが各種存在すること、及び、本条約の第三の目的を達成する上でのそれらの重要性を認識し、
{前文の項}]

締約国は、アクセスと利益配分に関連する行動規範及び最善慣行となるガイドラインを特定し、これらを定
期的に見直すための手続きを連帯して定め[るものとする][なければならない]。

(f) 研究資金供与機関が研究資金を受給した利用者に対して所定のアクセスと利益配分の要件を遵守 するよう義務付けること

締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び関連する伝統的知識が関係する場合
には、研究機関、資金供与機関及び公表機関が、申請手続き又は研究成果の一環として、[遵守証明書
に記載される固有の識別コード][関係国内法を遵守していることの証拠]を、適宜、要求する[よう奨励][こ
とを確保][するものとする][しなければならない]。

(g) 利用者による単独宣言

(h) 国の管轄を超えて遵守を支援するためのアクセスの国際標準(国内のアクセス法の調和を必要としないもの)

[不正使用の場合の遵守を支援するために{…}に定める追加的な措置は、遺伝資源を提供する締約国の国内のアクセスと利益配分の枠組みが{…}に合致している場合に適用[するものとする][すべきである]。]

2) 遵守をモニターするための手段の開発

[各締約国は、次のような[遵守をモニターするための手段を開発する能力を開発することを目的とした][適切な立法上、[規制上、]行政上又は政策上の]措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

(a) 情報交換のための仕組み

1. [締約国は、次のことなどを通じて、締約国、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者及び利用者との、及び適切な場合には、アクセスと利益配分に関する政府窓口間のアクセスと利益配分に関する情報の交換を円滑にするために協力[するものとする][しなければならない]。][次のことのために、[締約国は、]本条約第 18 項 3 項[に基づく][の下での]クリアリングハウスメカニズム[及び締約国間で合意するその他の方法(インターネット以外の方法を含む)][を利用[するものとする][しなければならない]。][の一環として、アクセスと利益配分に関するクリアリングハウスメカニズムが設けられる。]

[(a) [情報の交換を通じて、]アクセスと利益配分に関する国内法[、規制][又は地域社会の慣習]の遵守、及びこのアクセスと利益配分に関する国際的制度の遵守を[モニターする][支援する]こと。]

(b) アクセスと利益配分に関する科学上、技術上、環境上及び法律上の情報並びに経験[、及び非商業目的での研究のための[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて簡素化した行政手続きを適用する際の最善慣行に関する情報]の[衡平な]交換を促進すること。

[(c) 開発途上締約国(特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び移行経済諸国)及び起源の中心である国及び遺伝的多様性の中心である国の特別のニーズを考慮しつつ、アクセスと利益配分に関するクリアリングハウスメカニズムへの効果的な参加のための十分な資金供与及び能力開発を促進すること。]

(d) 開発途上締約国(特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び移行経済諸国)及び起源の中心である国及び遺伝的多様性の中心である国の特別のニーズを考慮しつつ、[下記第 3 項に定める情報の提供を通じて、]締約国がこのアクセスと利益配分に関する国際的制度を実施するのを支援すること。

[(e) 遺伝資源の潜在的利用者が関係する情報にアクセスすることを支援すること。]

[2. [アクセスと利益配分に関する]クリアリングハウスは、上記第 1 項の目的を果たすため、情報を利用できるようにする手段としての役割を果たす[ものとする][べきである]。クリアリングハウスは、[国内のアクセスと利益配分の枠組み及び]このアクセスと利益配分に関する国際的制度の実施に関連して締約国が利用に供した情報へのアクセスを提供[するものとする][なければならない]。]

3. 各締約国は、秘密の情報の保護を害することなく、[このアクセスと利益配分に関する国際的制度に基づいてアクセスと利益配分に関するクリアリングハウスへの提供が義務付けられている情報]及び次のものを、[適宜、][アクセスと利益配分に関する]クリアリングハウスに提供[するものとする][しなければならない]。

(a) このアクセスと利益配分に関する国際的制度を実施するための[現行の法令及びガイドライン][方法]

[(b) 地域社会の慣習]

(c) [アクセスと利益配分に関する] 二国間の、地域的な及び多国間の協定及び取決め

(d) 政府窓口及び権限ある国内当局に関する情報

[(e) アクセスと利益配分の取決めの違反者の一覧 (公表による非難 (name and shame))]

[(f) アクセスと利益配分に関する [モデル] 国内法及び契約のモデル条項 [の一覧] に関する情報]

[(g) 遺伝資源の追跡のための電子的手段の開発の実例]

[(h) アクセスと利益配分に関する行動規範及び最善慣行]

4. [アクセスと利益配分に関する]クリアリングハウスには、[適切な場合には、]国内法[、地域社会の慣習及び原住民及び地域社会の関係する慣習法]、及び{...}の規定に基づいて権限ある国内当局が交付するアクセスと利益配分の要件の遵守に関する国際的な認証[の登録][及び照会先][事例のデータベース]を含め[るものとする][なければならない]。

5. [アクセスと利益配分に関する]クリアリングハウスの活動の態様(その活動に関する報告を含む)については、アクセスと利益配分に関する国際的制度の運営機関の[第1回][次回]会合において検討及び決定し、その後継続して見直しを行[うものとする][わなければならない]。

(b) 国内の権限ある当局が交付する国際的に認知された証明書

1. 各締約国は、アクセスと利益配分に関する政府窓口を 1 ヶ所指定[、また[適宜、]クリアリングハウスメカニズムを通じてアクセスと利益配分に関する情報を提供][するものとする][しなければならない]。政府窓口は、事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を取得する際の手続き(利益配分を含む)に関する情報及び権限ある国内当局[、関係する原住民又は地域社会及び関係する利害関係者]に関する情報を[[アクセスと利益配分に関する]クリアリングハウスメカニズムに][及び締約国間で合意するその他の方法で(インターネット以外の方法を含む)][提供][利用に供][するものとする][なければならない]。

2. 各締約国は、一ないし複数の権限ある国内当局も指定[するものとし][しなければならない]、この当局は次の機能について責任を有し、当該締約国に代わってこれらを行う正当な権限を与えられ[るものとする][なければならない]。

[(a) このアクセスと利益配分に関する国際的制度 [によって求められる] [の実施を支援するための] 行政上の機能 [(アクセスと利益配分に関する国内法及び [又は国内の] 要件の遵守の証明の [交付] [発行] [及び照会の伝達] を含む)] を果たすこと。]

[(b) { … } の実施を通じて集められた資金の受領、管理及び資金供与の制度への移転。]

[(c) 事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件に関連する提供国の要件の違反が申し立てられている具体的な事例を含む、関連する情報を、遺伝資源の提供者が入手する援助を行うこと。]

締約国は、政府窓口と権限ある国内当局の両方の機能を果たす単一の機関を指定することができる。

3. 各締約国は、このアクセスと利益配分に関する国際的制度の [施行期日] [効力発生の日] までに、自国の政府窓口及び権限ある国内当局の名称及び所在地を条約事務局に通知 [するものとする] [しなければならない]。締約国が権限ある国内当局を複数指定する場合には、その通知とともに、これら当局のそれぞれの責任についての情報を条約事務局に伝え [るものとする] [なければならない]。各締約国は、政府窓口の指定の変更又は権限ある国内当局の名称及び所在地又はその責任の変更を直ちに条約事務局に通知 [するものとする] [しなければならない]。

4. 条約事務局は、上記第 3 項に基づいて受領した通知を直ちに締約国に通知するものとし、また、[アクセスと利益配分に関する] クリアリングハウスを通じてかかる情報を利用に供するものとする。¹⁴

第 1 案

[[アクセスと利益配分に関する国際的制度は、[原産地] [出所] [法的由来] [遵守] に関する国際的に認知された証明書の] [認証の] 制度を設け [るものとし] [なければならない] [各締約国は、国際的な法的有効性及び適用性への適合の証明を交付するものとし]、これにより、[[遺伝資源] [生物資源] [、その派生物] [及び産物] 及び関連する伝統的知識の原産地を定め、] [当該] [遺伝資源] [生物資源] [、その派生物] [及び産物] [又は関連する伝統的知識] の [利用者が、] [提供国] [原産国] [当該資源の原産国又は本条約の規定に従って [遺伝資源] [生物資源] [、その派生物] [及び産物] を取得した締約国] の関係する [要件又は] 法律 [又は規制] [、地域社会の慣習及び原住民・地域社会の関係する慣習法] [を遵守していることを証明] [するものとする] [しなければならない]。] [締約国が提供する [遺伝資源] [生物資源] [、その派生物] [及び産物] は、当該資源の原産国である締約国又は本条約の規定に従って遺伝資源を入手した締約国が提供するもののみである。] この証明書は、国内法に従って指定された権限ある国内当局が交付する公文書 [とし] [でなければならない]、利用国及び提供国において各種の利用の可能性について遵守をモニターするために設けられる所定のチェックポイントにおいて提示することが義務付けられ [るものとする] [なければならない]。]

[締約国は、任意に、関係する国内当局の交付するアクセスと利益配分に関する国内法の遵守の証明 (ア

¹⁴ 上の第 1 項から第 4 項の配置については、さらに検討しなければならない。

クセスと利益配分に関する国内法を遵守していることを利用者が証明できるもの)を利用者に提供することができる。]

(a) [任意の]証明には、[最低限]次の情報を含[むものとする][んでいなければならない][むことができる]。

(i) 交付する国内当局

(ii) 提供者についての詳細

(iii) アルファベットと数字からなる固有の識別コード

(iv) 適宜、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]に関する権利の保有者についての詳細

(v) 利用者についての詳細

(vi) 証明書が適用される対象([遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識])[(ただし、国内の要件において又は関連する伝統的知識を提供する原住民・地域社会によって定められている場合は秘密とされる)]。

[(vii) [アクセス][採取]活動の地理的位置[[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の供給源]

[(viii) [原産国][提供国][又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国]又は原住民・地域社会の付与した事前の情報に基づく同意、及び相互に合意する条件]

[(ix) 許可される利用及び利用の制限]

[(x) 第三者への譲渡の条件]

(xi) 交付日

[(xii) 国内のアクセス要件の遵守の確認]

[(b) 締約国は、商業目的の利用と非商業目的の利用について証明するチェックポイントを設置[するものとする][しなければならない]。商業目的での利用のチェックポイントには、税関検査所、知的財産局、及び知的財産権が適用されない他の商業用途については登録所を含[むことができる][むものとする][んでいなければならない]。[非商業目的での利用に関するチェックポイントには、学術誌の発行所、助成金供与機関及び生息域外収集を含[むことができる][むものとする][んでいなければならない]。]

[(c) 締約国は、新技術[及び締約国間で合意するその他の方法(能力開発及び資金供与を含む)]の利用を通じて、効率的で利用しやすい[任意の]認証手続きを促進[するものとし][なければならず]、これには次のものを含[むことができる][むものとする][まなければならない]。

(i) 事前の情報に基づく同意[及び相互に合意する条件]の証拠を示す、コスト効率がよく公に検索可能な

証明書に関するデータベース

[(ii) 事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件が満たされていること条件として、前述のデータベースに関して遵守が段階的に進んでいる記録]

[(iii) 特許出願[及び登録]の検索可能なデータベース]

(iv) [種の確実性につながる]ゲノム分類学と形態学的分類学の統合

(v) 分類学上の迅速な処理につながる、低コスト、可搬型、遺伝子ベースのバーコード付与技術

(vi) 固有の識別コードと遺伝子ベースのバーコード付与の関連づけ]

[(d) 締約国は、実行可能な場合には、次のことを行[うものとする][わなければならない]。]

[(i) [遺伝資源][生物資源][、その派生物及び産物]又は関連する伝統的知識を追跡するために、既存の追跡手順をまったく新しい視点からその概念を見直して用いること。]

(ii) 煩雑な事務手続きが新たに生じるのを極力避けること。

(iii) [締約国が事前の情報に基づく同意の取得を義務付ける場合には、][素材移転契約やアクセスと利益配分の取決めが完成していることなど]特定の基準に適合していることに基づいた自動的な証明の交付を促進すること。

[(iv) 現行の許可の要件と新規の認証制度の統合を促進すること。]

(v) ペーパーレス・システムを推進すること

[(vi) 内部の記録手続きの整合化を必要とせず、入ってくる資源と出て行く資源の関連性を確保するため、収集の記録に関する最低限の基準を定めること。]

[(vii) 国際的なドキュメンテーション・システムを支援するオンライン・システムを開発するため、開発途上国[(特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び移行経済諸国)]に経済支援を提供すること。]

[(e) 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物及び産物]又は関連する伝統的知識の利用に基づく知的財産権が、かかる知的財産権の適用に提供国のアクセスと利益配分に関する法律を遵守していることの国際的に認知された証明書の開示が含まれている場合を除き、認められないようにする[ものとする][べきである]。]

第2案

[[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産国である締約国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した]締約国は、アクセスを許可するに当たり、[資源提供締約国のアクセスと利益配分に関する法律[又は規制]又は枠組みを遵守していることを[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者が証明できる、][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者が原産国の関連法を遵守していることを証明する国際的に認知された証明書][遵守証明書][[()又は文書による証拠]]][が権限ある国内当局から][交付されていること][加え

て資源提供国の情報及び国内のアクセスと利益配分に関する法律が遵守されているかどうかの情報]を[義務付ける][国内の状況に応じて、適宜定める][権限ある国内当局を通じて公表する][ものとする][なければならぬ][ことができる][ことを定めることをここに同意する。]

(c) 追跡及び報告の制度

1. 締約国は、[契約上の義務の違反又は[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は伝統的知識の不正使用を明らかにし、そうした違反を権利の保有者及び利害関係者に知らせる、追跡及びモニターの制度を設け][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の追跡及びモニターの制度の整備に関連して、クリアリングハウスメカニズムなどを通じて、情報の交換を円滑にし、この目的に適した情報技術のさらなる開発を奨励][するものとする][しなければならない]。

[2. 締約国は、利用者及び提供者に対し、アクセスが行われた[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用のモニター及び追跡に適用される規定(相互に合意する条件の遵守をモニターする手段を含む)をアクセスと利益配分の契約に含めることを奨励[するものとする][しなければならない]。]

(d) 追跡のための情報技術

(e) 開示の要件

[1. 関係する主題が[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び[又は]関連する伝統的知識[を直接利用した][に由来し又はこれを利用した][特許][知的財産権]の申請及び[製品の認可申請]は、[本条約の規定に従って、][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供国][原産国][又は資源提供国][又は当該[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び[又は]関連する伝統的知識の供給源][及び、[本条約の規定に従って][事前の情報に基づく同意に関する情報及び]事前の情報に基づく同意、相互に合意する条件及び利益配分に関する規定が、資源提供国の国内法[、規制又は要件]に従って、遵守されていることの証拠]を開示[するものとする][しなければならない][することができる]。]

[2. 各締約国は、前項に定める義務の遵守を確保するために効果的な執行の手続きを定め[るものとする][なければならない]。特に、各締約国は、国内当局に関係する情報が公開されないとき及び虚偽の情報が伝達されたときのための行政上[、民事上]又は刑事上の措置を定め[るものとし][なければならない]、また、申請者が、知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有して、前項の義務を遵守せず、又は虚偽の若しくは詐欺的な情報を提供した場合に、申請の処理手続きが進められることを阻止し、知的財産権又は製品の認可を取消し又は履行不能とする権限を行政又は司法当局が有するように[するものとする][なければならない]。]

[3. 原産国が{…}に基づいて交付する、アクセスと利益配分に関する国内法及び要件の遵守の証明の

提示によって、[利用国の国内法及び要件の遵守が促進[されるものとする][されなければならない]。]
[前記第1項の義務を果た[すことができる][すものとする][されなければならない]。]

(f) チェックポイントの特定

[1. 締約国は、[資源の不正使用を防ぐため、国内法の遵守の証明書を利用することなどを通じて、]ほかにも、[国境の]チェックポイント[、知的財産権事務所、研究資金提供機関等]における遵守を支援する効果的な仕組みを設け[るものとする][なければならない]。]

[2. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用が関係する国際的に認知された証明書とともに、またこれに基づいて行われるようにするために、特に知的財産権事務所、市場の認可当局及び研究資金提供機関にチェックポイントを設け[るものとする][なければならない]。]

[3. 締約国が設けるチェックポイントは、その管轄権において、アクセスと利益配分に関する国際的制度に規定される定義に基づいて、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]のあらゆる利用に適用され[るものとする][なければならない]。]

3) 遵守の執行のための手段の開発

[1. 各締約国は、自国の管轄内の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の利用者が、当該資源[、その派生物][及び産物]又は伝統的知識にアクセスし、又はこれを利用する場合に、[次の措置を講じることによって、]当該資源[、その派生物][及び産物]又は伝統的知識の原産国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国の国内法[又は規制]を遵守することを確保[するものとする][しなければならない]。

[(a) [遺伝資源][生物資源][、派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の利用者に、原産国の国内法及びアクセスが許可される際の相互に合意する条件(当該資源[、派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の利用から生じる利益を衡平に配分する要件を含む)を遵守することを義務付ける規則]

[(b) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の利用又は輸出について事前の情報に基づく同意を義務付けている国からのこうした資源の輸入は、当該事前の情報に基づく同意に従[う場合にのみ行われる][って行われる]ことを[義務付ける規則][を奨励する措置]を[導入すること]。]

[(c) [不正使用された[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の利用を防ぐための措置]

[(e) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]が[事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件][それらを取得した際の条件]に矛盾しない目的でのみ利用されることを定めること。]

[(f) 自国の管轄内において、研究及び商業目的で[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]が利用される場合、これらの資源を提供する原産国又は提供国又は合意された多国間システムに関する書類を素材に添付することを定めること。[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供国の国内法が、素材へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている場合には、書類にかかる同意を求めたかどうかを明記[するものとする][しなければならない]。[提供国が原産国と異なる場合、原産国又は、該当する場合には、合意された多国間システムについても開示[するものとする][なければならない]。]この項にいう情報の一部がない場合には、そのことを素材に添付する書類に記載[するものとする][なければならない]。]

[(g) 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約[に基づいて創設される多国間システム]が適用される遺伝資源を研究及び商業目的で利用する場合に、これらの資源へのアクセスが同条約[の多国間システム]に基づく標準材料移転契約に従って行われたことを確認する情報を添付することを定める規則[を導入すること]。]

[(h) 利用者に本条約及びこのアクセスと利益配分に関する国際的制度の規定の遵守を義務付けるその他の措置]

[2. 各締約国は、自国の管轄下にある利用者が[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の原産国又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国のアクセスと利益配分に関する国内法に違反[した場合に][するのを][制裁措置及び救済措置を設ける][防止する]ために適切、効果的かつ程度に応じた措置を講じ[るものとする][なければならない]。[締約国は、特に、次の制裁措置及び救済措置を設け[ることができる][るものとする][なければならない]。]

(a) 違反に関する行為の停止

(b) 損害賠償

(c) 違反によって生じた製品の市場からの回収

(d) 前項にいう物品、素材又は手段の輸出入の禁止

(e) 違反の継続又は反復を避けるのに必要な措置

(f) 違反を行った者の費用で関係者に判決及び通告を公表すること

(g) 原産国におけるアクセスと利益配分に関する条件を遵守せずに[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び関連する伝統的知識を利用した場合の刑事罰

(h) 適宜、その他の措置]

[3. 各締約国は、関係締約国の要請がある場合には、[もしあれば][国内法及び現行の合意事項又は取決めに基いて、][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の原産

国又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国のアクセスと利益配分に関する国内法(事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を含む)に対して違反の申立てがあった事案の調査及び追跡調査に協力[するものとする][しなければならない]。]

4. 各締約国は、自らの権利を行使し及び執行する[のを支援するために][利用者の資金の不足及び法律に関する経験の不足が利用者の権利を行使し及び執行する妨げとならないように]他の管轄権の国民に提供される援助の種類に関する情報について、[適時に指針を提供し、及び][これを利用できるように][するものとする][しなければならない]。

[5. 利用締約国は、法律上の紛争を解決するための資金援助を提供[するものとする][しなければならない]。]¹⁵

(a) アクセスと利益配分の取決めの執行を目的とする司法制度の利用を確保するための措置

[1. 司法へのアクセスについては、リオ宣言第 10 原則に従[うものとする][わなければならない]。]

[2. アクセスと利益配分に関する国際的制度の運営機関は、アクセスと利益配分に関する国際的制度の効果的な実施を支援するために、適宜、[任意の]措置又は仕組みを[検討][確保][するものとする][しなければならない][することができる]。これには、締約国への支援の提供[、及び法律上の専門的意見を得るための金銭的費用に関する問題に対する支援][又は原住民・地域社会の]要請に応じて、[アクセスと利益配分に関する国内法、規制又は要件の非遵守又はアクセスと利益配分の取決めの違反]の事案に関する訴訟における支援が含まれる。]かかる措置や仕組みは、アクセスと利益配分に関する国際的制度の運営機関の[第 1 回][次回]会合までに同運営機関が検討[するものとする][なければならない][することができる]。]

[3. アクセスと利益配分に関する国際的制度は、アクセスと利益配分に関する国際オンブズマン事務所を設置[するものとする][なければならない]。オンブズマン事務所は、提供国[又は、該当する場合には、]原産国及び原住民・地域社会が自らの権利の侵害を特定し、また、紛争の公正かつ衡平な解決を求める際に援助を行うことに責任を負[うものとする][わなければならない]。オンブズマン事務所は、[提供国][原産国又は提供国]及び原住民・地域社会に代わって、拘束力のある紛争解決メカニズムを通じた措置を講じる権限を与えられ[るものとする][なければならない]。また、オンブズマン事務所は、必要に応じ、また要請がある場合には、[提供国][原産国又は提供国]又は原住民・地域社会が外国の管轄権において訴訟を行う場合の代理人となり、原住民・地域社会の証言録を作成し、必要な場合には慣習法及び慣行の根拠を示[すものとする][さなければならない]。]

(b) 紛争解決の仕組み

¹⁵ 上の第 1 項から第 5 項の配置については、さらに検討しなければならない。

(i) 国家間

(ii) 国際私法

(iii) 裁判外紛争解決

[1. (a) アクセスと利益配分に関する国際的制度は、両国、及びその他の被害者(原住民・地域社会、非政府組織、研究及び商業的な利害関係者その他[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の提供者及び利用者を含む)も利用しやすい紛争解決メカニズムを設け[るものとする][なければならない]。]

[(b) 紛争解決メカニズムは、現地の言語を使用し、地域の文化面、社会面、経済面及び環境面での実情に精通した職員を擁する地域事務所も有してい[るものとする][なければならない]。]

[(c) 紛争解決メカニズムは、原住民・地域社会の慣習法及び慣行を含む幅広い法源から得た衡平[、中立性及び独立性]の原則に従ってその活動を行[うものとする][わなければならない]。]

[(d) アクセスと利益配分に関する国際的制度は、開発途上国及び原住民・地域社会に法的な支援を提供する仕組みを設け[るものとする][なければならない]。]

[2. 本条約の締約国は、利用者及び提供者に対し、裁判外紛争解決に関する現行の仕組みを最大限利用することを奨励[するものとする][しなければならない]。]

(c) 判決及び仲裁判断の国の管轄権を超えた執行

[国際的制度にとってアクセスと利益配分に関する協定や契約の遵守が重要であることに留意し、{前文の項}]

[また、現行の国際私法が国境を越えた紛争解決のための様々な可能性を規定していることに留意し、{前文の項}]

[1958 年国連外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)、及び外国仲裁判断の執行において同条約が締約国に提供する支援に留意し、{前文の項}]

[1. 締約国は、自国の管轄下にある違法な利用者に対する原産国又は提供国の裁判所の決定を、自国の裁判所が国際法上の国際礼譲に基づく外国判決の執行の基礎となる基本原則に従って執行することを確保][するものとする][しなければならない]。]

2. 締約国は、アクセスと利益配分を行う利用者及び提供者に対し、アクセスと利益配分の契約に、次のような国際的な紛争の解決に適用される規定を含めるよう奨励[するものとする][なければならない]。

(a) 紛争解決の手続きにおいて従う管轄権

[(b) 準拠法]

(c) 調停又は仲裁など、契約上の紛争が生じた場合の裁判外紛争解決の選択肢

(d) 事前の情報に基づく同意の要件の違反が申し立てられている具体的な事例における関連情報を提供者が入手することを援助するための、アクセスと利益配分に関する政府窓口間の情報交換の手続き

[国際オンブズマンは、政府窓口又は権限ある当局を通じて、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の提供者による事前の情報に基づく同意の要件の違反に関する情報の提供を促[すものとする][さなければならない]。]

(e) 救済措置及び制裁措置

[1. 国内法は、{…}項に定める要件の遵守不良を制裁する救済措置として、特に当該知的財産権並びに知的財産権の共同所有及びその譲渡を取り消さなければならないことを規定[するものとする][しなければならない]。]

[2. 締約国は、契約上の義務の違反又は不正使用の場合にこれを防止し、軽減し、又は救済を求めるための措置を開始し及び継続する、効率的でコスト効率のよいシステムを開発し、必要に応じ、申立人が契約違反又は不正使用に対して訴訟を提起する際に支援を提供[するものとする][しなければならない]。]

[3. 各締約国は、アクセスと利益配分の取決めの違反及び[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の不正使用の申立てに対処するため、司法へのアクセスや申立人が契約違反又は不正使用に対して訴訟を提起する際の支援など、締約国間の協力を促進する措置を導入[するものとする][しなければならない]。]

4) 保護に関する慣習法及び地域の制度の遵守を確保するための措置

[慣習法は、[遺伝資源][生物資源]へのアクセスと利益配分に関する既存のルール及びかかるルールを遵守するための手段の一部を定めていることに留意し、{前文の項}]

[特定の信念体系の内部で機能する慣習法は、動的であり、その根底となる価値及び原則を維持する仕組みを含んでいることを認識し、{前文の項}]

[1. 締約国は、以下のことを行[うものとする][わなければならない]。

(a) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識に対する原住民及び地域社会の権利を認識するために政策上、行政上[、規制上]及び立法上必要な措置を講じること。かかる政策、行政上及び立法上の措置が設けられるまでの間も、各国は、国際法に基づいて、原住民及び地域社会の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は伝統的知識に対する権利に関する義務を守るものとする。

(b) 原住民・地域社会が有する関連する伝統的知識の不正使用を防ぎ、かかる関連する伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するために、関係する慣習法及び原住民・地域社会の生態系に対する価値観を考慮しつつ、関係する原住民・地域社会の十分かつ効果的な参加を得て、伝統的知識へのアクセスについて規定する現地、国内又は地域の社会の慣習を支持し、促進すること。

(c) 関係する社会の慣習に反する伝統的知識の取得、盗用又は利用は、不正使用行為に当たることを確認すること。

(d) 伝統的知識の不正使用に対する保護の適用、解釈及び実施(利益の衡平な配分及び配布に関する決定を含む)は、適切であれば可能な限り、当該知識の保有者の生態系に対する価値観、慣習的な規範、法及び了解事項を尊重して行[う][うべきである]ことを確保すること。

(e) 関連する伝統的知識が(i) 国境を越えて存在する原住民・地域社会間、(ii) 価値観、慣習的な規範、法及び了解事項を異にする原住民・地域社会間で共有されている場合に、伝統的知識の潜在的利用者に伝統的知識へのアクセスに関する明確かつ透明なルールを[示す][示すべき]社会の慣習の整備を奨励し、支援すること。

(f) かかる社会の慣習が原住民・地域社会の十分かつ効果的な参加を得て整備される場合に、適切な法的枠組みを通じてかかる社会の慣習を実行すること。

(g) 関連する伝統的知識の不正使用を防止し、公正かつ衡平な配分を確保するための社会慣習は、慣行、利用及び伝達のために伝統的知識が継続的に利用できるようにすることを通じて、伝統的知識を生み出し、維持している原住民・地域社会内及び原住民・地域社会間の関係を尊重し、保存し及び維持することにも努めなければならない。

(h) アクセスと利益配分の問題に対する意識啓発のための措置を講じる際に、関係する慣習法及びそのアクセスと利益配分がかかわる取引への適用の可能性を考慮すること。]

[2. 締約国は、アクセスと利益配分のかかわる取引に関して適切な慣習法の専門家を特定する責任を有する原住民の社会についての情報を提供することが奨励される。]

(2) 生物多様性条約第 8 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会報告書*

生物多様性条約

配布：一般

UNEP/CBD/WG-ABS/8/8

2009 年 11 月 20 日

原文：英語

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会

第 8 回会合

2009 年 11 月 9 日～15 日、於モントリオール

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第 8 回会合報告書

はじめに

A. 背景

1. アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第 8 回会合は、2009 年 11 月 9 日から 15 日にかけて、モントリオールの国際民間航空機関 (ICAO) 本部で開催された。この会合に先立ち、生物多様性条約第 8 条(j)項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会第 6 回会合が行われた。また、この会合の前に、決定 IX/12 第 5 項に従って、2 日間の地域協議及び地域間協議も行われた。

B. 出席者

2. 本会合には以下の締約国その他各国政府の代表が出席した。

Algeria, Angola, Antigua and Barbuda, Argentina, Armenia, Australia, Austria, Bangladesh, Belarus, Belgium, Benin, Bhutan, Brazil, Burkina Faso, Burundi, Cambodia, Cameroon, Canada, Central African Republic, Chad, Chile, China, Colombia, Comoros, Cook Islands, Costa Rica, Côte d'Ivoire, Croatia, Cuba, Czech Republic, Democratic Republic of the Congo, Denmark, Djibouti, Dominica, Dominican Republic, Ecuador, Egypt, Ethiopia, European Community, Finland, France, Gabon, Georgia, Germany, Ghana, Grenada, Guatemala, Guinea, Guinea-Bissau, Haiti, India, Indonesia, Iran (Islamic Republic of), Iraq, Italy, Jamaica, Japan, Jordan, Kenya, Kiribati, Lesotho, Liberia, Madagascar, Malawi, Malaysia, Mali, Mauritania, Mexico, Micronesia (Federated States of), Mozambique, Namibia, Nauru, Nepal, Netherlands, New Zealand, Niger, Nigeria, Norway, Pakistan, Papua New Guinea, Peru, Philippines, Portugal, Republic of Korea, Republic of Moldova, Rwanda, Saint Lucia, Sao Tome and Principe, Saudi Arabia, Senegal, Serbia, Seychelles, Singapore, Solomon Islands, South Africa, Spain, Sudan, Sweden, Switzerland, Syrian Arab Republic, Thailand, Togo, Tunisia, Turkey, Uganda, Ukraine, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, United States of America, United Republic of Tanzania, Venezuela, Viet Nam, Yemen, Zambia.

* <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-08/official/abswg-08-08-en.pdf> (2010 年 2 月 19 日アクセス)

3. また、以下の国連機関、専門機関その他の機関からオブザーバーが出席した。

Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO), International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture, Man and the Biosphere (MAB) Programme of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO), United Nations, United Nations Environment Programme, Division of Environmental Law and Conventions (UNEP/DELIC), United Nations Environment Programme, Division of Global Environment Facility Coordination (UNEP/DGEF), United Nations Environment Programme, Regional Office for Africa (UNEP/ROA), United Nations Environment Programme, Regional Office for Latin America and the Caribbean (UNEP/ROLAC), United Nations Environment Programme, Regional Office for West Asia (UNEP/ROWA), United Nations University (UNU), United Nations University - Institute of Advanced Studies (UNU/IAS), World Health Organization (WHO), World Intellectual Property Organization (WIPO).

4. 以下の組織からも代表者がオブザーバーとして参加した。

A SEED Japan, African Indigenous Women Organisation, ALMACIGA-Grupo de Trabajo Intercultural, Andes Chinchasuyo, ASEAN Centre for Biodiversity, ASEED Japan (Youth NGO), Asia Indigenous Peoples Pact Foundation, Asociación Ixacavaa De Desarrollo e Información Indígena, Association ANDES, Association OKANI, Baikal Buryat Center for Indigenous Cultures, Berne Declaration, Biofuelwatch, Biotechnology Industry Organization Biodiversity International, Botanic Gardens Conservation International, Call of the Earth Llamado de la Tierra, Canadian Environmental Network, Canadian Friends Service Committee (Quakers), CBD Alliance and Kalpavriksh, Center for Chinese Agricultural Policy Center for International Sustainable Development Law, Centre for Economic and Social Aspects of Genomics, Centro de Estudios Multidisciplinarios Aymara, Church Development Service (Evangelischer Entwicklungsdienst), CIHR Team in Aboriginal Anti-Diabetic Medicines CIHR Team in Aboriginal Anti-Diabetic Medicines, Commission for Environmental Cooperation Confederación de Pueblos Autóctonos de Honduras, Consejo Autonomo Aymara, Consejo Regional Otomí del Alto Lerma, Conservation International, CropLife International, Dena Kayeh Institute, Deutsche Forschungsgemeinschaft "DFG", ECOROPA, ETC Group, Femmes Autochtones du Québec Inc./ Quebec Native Women Inc., Foundation for Aboriginal and Islander Research Action, Fridtjof Nansen Institute, Fundacion Para la Promocion del Conocimiento Indigena, Fundación para la Promoción del Conocimiento Indígena, INBRAPI Indigenous Information Network, Indigenous Peoples Council on Biocolonialism, Indigenous World Association, Institute for Biodiversity Network, Institute for European Studies, International Chamber of Commerce, International Development Law Organization, International Institute for Environment & Development, International Research Institute for Sustainability, International Seed Federation, International Union for the Protection of New

Varieties of Plants、Irish Center for Human Rights、IUCN - International Union for Conservation of Nature、IUCN Environmental Law Centre、J. Craig Venter Institute、Japan Civil Network for Convention on Biological Diversity、Japan Committee for IUCN、Kardinal Frings High School, Germany、Kobe University、Las Cuatro Flechas de Mexico A.C. Rethinking Tourism Project、League for Pastoral Peoples and Endogenous Livestock Development、L'Unissons-nous pour la Promotion des Batwa、Malaysian Biotechnology Corporation、Meiji Gakuin University、Mohawk Nation、Movimento dos Pequenos Agricultores NAADUTARO Pastoralists' Survival Options、National Aboriginal Health Organization、Native Women's Association of Canada、Natural Justice (Lawyers for Communities and the Environment)、Nepal Indigenous Nationalities Preservation Association (NINPA)、Russian Association of Indigenous Peoples of the North (RAIPON)、Saami Council、Stakeholder Forum for a Sustainable Future、State University of New York/Plattsburgh、Tebtebba Foundation、The Mountain Institute、The Nature Conservation Society of Japan、Third World Network、Tulalip Tribes、Université de Sherbrooke、Université Laval、University of Lund、USC – Canada、Waikiki Hawaiian Civic Club、Wick Communications、World Federation for Culture Collections

議題 1. 開会

5. 本会合は、2009年11月9日月曜日午前10時15分、本作業部会のフェルナンド・カサス(Fernando Casas)、ティモシー・ホッジス(Timothy Hodges)両共同議長により開会された。両共同議長は出席者に歓迎の言葉を述べ、本作業部会が任務を遂行するために残された日数はわずか14日間であることを確認した。カサス共同議長は、今会合がプロセスの成功に極めて重要であり、作業部会は毎日進展しなければならないと述べた。ホッジス共同議長は、参加者に対し、アクセスと利益配分に関する国際的制度は、現実の人間の生活に影響を与えると注意を促した。国際的制度の成果として、そうした人々の公正で有益な取引を確保できるようにすることが重要である。

6. 生物多様性条約第9回締約国会議のヨッヘン・フラスバート(Jochen Flasbarth)議長代理、生物多様性条約のアーメッド・ジヨグラフ(Ahmed Djoghla)事務局長、UNEPのバカリー・カンテ(Bakary Kante)環境法条約局局長によるオープニングスピーチが行われた。

7. フラスバート氏は、ノベルト・レットゲン(Norbert Röttgen)ドイツ環境大臣の挨拶を作業部会に伝え、ドイツがアクセスと利益配分に関する国際的制度の交渉に対して引き続き尽力していることを改めて伝えた。また作業部会に、ボン・ロードマップに始まったプロセスは国際生物多様性年の2010年、名古屋での国際的制度の採択に結びつくものであることを改めて指摘した。氏は、期待管理を専門とする冷淡な政策アドバイザーは無視するよう作業部会のメンバーに呼びかけた。アクセスと利益配分は生物多様性条約の重要な第3の柱であり、2010年には、制度の交渉を成功に導くことが重要である。この作業部会第8回会合は特に重要であり、この会合のために第9回締約国会議で設定された明確な課題が与えられている。氏は、

全代表団に対し、一丸となって建設的な取り組みをするよう呼びかけ、特に生物多様性条約に熱心に取り組んでいる、欧州連合、ドイツ(第9回締約国会議主催国)、日本(第10回締約国会議主催国)、ブラジル(第8回締約国会議主催国)、インド(第11回締約国会議主催を申し出た)、ケニヤ(UNEP本部を受け入れ)、及びカナダ(生物多様性条約事務局を受け入れ)の代表団に支援を要請した。

8. 本会合開会の場において、生物多様性条約のアーメッド・ジョグラフ事務局長は、アクセスと利益配分に関する第8回会合出席者に歓迎の意を述べた。共同議長と締約国会議議長代理の言葉に倣って事務局長は、今会合は本作業部会の歴史上最も重要なものであり、愛知県名古屋での合意を実現するための正念場となると述べた。欧州の環境大臣と神戸生物多様性国際対話の参加者は共に最近、2010年多様性目標は達成されないだろうと認めた。したがって、今のままのやり方はもはや選択肢の一つではなく、世界の子供たちの未来を角括弧(square brackets)に入れるわけにはいかない。パリ会合の結果生まれた文書には約2,800もの角括弧がある。しかしヨハネスブルグ・サミットでのアクセスと利益配分に関する合意の実施のため、クリチバで決定された2010年への約束の実現に向けて、来年、第9回作業部会で参加者が使える時間は56時間足らずしかない。最近、イラクとソマリアは生物多様性条約に加入したことで、強力な政治的メッセージを発した。すなわち、両国民は類ない困難な政治状況にありながら、「地球上の生命」のための戦いに打ち勝つため、気候変動の影響も受けた生物多様性の前例のない喪失という難局に対処しようと、他の国々と力を合わせることを決意したというメッセージである。結びに事務局長は、ベルリンの壁の崩壊20周年を祝うために通りに何千もの市民が集結しているが、本会合の参加者にそれを励みにするよう呼びかけ、本会合ではもう一つの壁、つまり遺伝資源へのアクセスと利益配分に関して、条約締約国及びそのパートナーの中にある壁も崩したいとの期待を表明した。

9. UNEPのカンテ環境法条約局長は、アヒム・シュタイナー(Achim Steiner)UNEP事務局長の代理としてスピーチし、本会合は前進するためのこれまでにない機会であり、名古屋での第10回締約国会議における検討に向けて生物多様性条約がアクセスと利益配分に関する文書を作成することにUNEPは支援を惜しまないと述べた。カンテ氏は、UNEPが生物多様性条約に熱心に取り組んでいることを繰り返し、生物多様性条約の第1回締約国会議以来、UNEPと条約は歩調を合わせ一体となって歩んできたと述べた。UNEPは生物多様性に関連する活動に500万ドル以上の資金援助を行い、西アジア、アフリカ、ラテンアメリカ及びカリブ海並びに太平洋地域での、生物多様性と生態系に関する地域連絡窓口を設置するが、これはその条約への強い支持を示すものである。氏は、アクセスと利益配分に関連する問題についての情報や知識の交換をいっそう促進するUNEPの計画をおおまかに説明した。最後に氏は、ベルリンの壁崩壊20周年の祝賀が行われているなか、不信の壁を取り壊し、新たな歴史を作るために力を合わせようと代表者らに訴えた。

10. ホッジス共同議長は、UNEP代表に対し、UNEP事務局長の支援継続、特に地域協議について謝意を述べ、アクセスと利益配分の知識の中核としての活動の始動に強い関心を表明した。

議題 2. 会議運営に係る事項

2.1. 役員

11. 慣例に従い、締約国会議の議長団が本会合の議長団の役割を務めた。第 9 回締約国会議で決定されたとおり、フェルナンド・カサス及びティモシー・ホッジスの両氏が本作業部会の共同議長を務めた。
12. 議長団の提案により、カンボジアのソマリー・チャン(Somaly Chan)氏が報告書起草委員を務めた。

2.2. 議題の採択

13. 2009 年 11 月 9 日の本会合第 1 回会議において、本作業部会は、議題案 (UNEP/CBD/WG-ABS/8/1)に基づいて以下の議題を採択した。

1. 開会
2. 会議運営に係る事項
3. アクセスと利益配分に関する国際的制度:交渉テキストについての交渉
 - 3.1 性格
 - 3.2 遺伝資源に関連する伝統的知識
 - 3.3 能力開発
 - 3.4 遵守
 - 3.5 公正かつ衡平な利益配分
 - 3.6 アクセス
4. その他の事項
5. 報告書の採択
6. 閉会

2.3. 作業の手順

14. 2009 年 11 月 9 日の本会合第 1 回会議において、本作業部会は注釈付き議題案の改訂版 (UNEP/CBD/WG-ABS/8/1/Add.1)の附属書 II にある提案に基づき、本会合のための作業手順を承認した。

15. 作業の量と詳細な点にまで及ぶ交渉の性質により、本作業部会は全体会議で作業し、必要かつ適切であると認められた場合は個別の問題を検討するためのコンタクトグループを設けることが決められた。

16. ブラジル代表は会合の作業手順について明確化を求め、2009 年 4 月 2 日から 8 日までパリで開催された本作業部会第 7 回会合のプロセスに、本会合も従うことを確認するよう共同議長に求めた。また新しい交渉テキストが、既存の交渉テキストとの差異を埋める、もしくは既存のテキストを簡素化するものであれば、締約国は引き続き提示することが可能かどうか質問した。

17. ホッジス共同議長は、遺伝資源に関連する伝統的知識と能力開発の問題については本作業部会第7回会合でとられたプロセスが本会議においてもとられると確認した。しかし文書のそれ以外の項目においては、本作業部会の第8回会合が議題を最初に取りあげる時点でのみ、締約国は新しいテキストを導入できる。カサス共同議長は、新しいテキストでも、既に受理している交渉テキストを簡潔化又は合理化するものであれば受け入れる旨を述べた。

議題 3. アクセスと利益配分に関する国際的制度: 交渉テキストについての交渉

18. 本作業部会は、2009年11月9日の本会合第1回会議で議題3を取り上げた。

19. 議題の検討に先立ち、本作業部会は、提出された交渉テキストをまとめ整理した文書(collation)(UNEP/CBD/WG-ABS/8/3及び4)、その他の意見及び情報をまとめ整理した文書(UNEP/CBD/WG-ABS/8/5及びAdd.1)、提出された見解や提言をまとめ整理した文書(UNEP/CBD/WG-ABS/8/6及びAdd.1-4)、並びに決定IX/12(UNEP/CBD/WG-ABS/7/7)の附属書Iの本文を手元に用意した。また本作業部会は、2009年6月16日から19日にインドのハイデラバードで開かれた遺伝資源に関連する伝統的知識に関する法律・技術専門家会合の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/8/2及びCorr.1)、2008年12月2日から5日にナミビアのウイントフックで開かれたコンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチに関する法律・技術専門家会合の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/2)、2009年1月27日から30日に東京で開かれたアクセスと利益配分に関する国際的制度における遵守に関する法律・技術専門家会合の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/3)、アクセスと利益配分に関する国際的制度の詳細な検討と交渉に関する生物多様性条約第8条(j)項及び関連規定に関する会期間特別作業部会の見解(UNEP/CBD/WG-ABS/8/7)、並びにアクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第7回会合の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/8)も手元に用意した。

20. また、情報資料として、遺伝資源の同定、追跡及びモニタリングに関する研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/2)、国際的制度と遺伝資源の利用を規律する他の国際文書との関係に関する研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/3/Parts 1-3)、国の管轄を超えて司法制度を利用する際の実質費用及び取引費用に関する比較研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/4)、原住民及び地域社会の慣習法、国の管轄を超えた国内法及び国際法との関連での遵守に関する研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/5)、2008年11月17日から19日にボンで開かれた生物多様性の非商業研究におけるアクセスと利益配分に関するワークショップの報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/6)、遺伝資源に関連する伝統的知識及びアクセスと利益配分に関する国際的制度に関連する諸問題に関するウィーン・ワークショップの報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/7)並びに遺伝資源に関連する伝統的知識及びアクセスと利益配分の国際制度に関連する諸問題に関する国際フィルム(Vilm)・ワークショップの議事録報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/8/INF/1)も手元に用意した。

21. カサス共同議長は議題に入るに当たり、決定 IX/12 に従って、作業部会は第 8 回会合を、まず制度の性格についての交渉から始め、続いて国際的制度の構成要素について、法的拘束力を持つ措置、法的拘束力を持たない措置、又はその両方をあわせた措置によって対処すべきものをそれぞれ明確に特定し、それによって制度規定の草案を作成すると参加者に確認した。両共同議長が期待したことは、決定 IX/12 附属書に基づき構成された国際的制度の各構成要素についての交渉テキストを、本会合の成果により前進させることであった。しかし能力開発と遺伝資源に関連する伝統的知識に関する問題は本作業部会の第 7 回会合で検討されていなかったもので、カサス共同議長は参加者にこの 2 つのテーマを討議し、文書の他のセクションが既に到達しているレベルまで進めるように求めた。

3.1. 性格

22. 本作業部会は、2009 年 11 月 9 日の本会合第 1 回会議で議題 3.1 を取り上げた。

23. アルゼンチン、バングラデシュ、ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、カナダ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、欧州共同体、インドネシア、日本、ヨルダン、リベリア、マラウイ、メキシコ、ナミビア(アフリカグループを代表)、ニュージーランド、ノルウェー、セネガル、セルビア(中央及び東ヨーロッパグループを代表)、スイス、タイの各代表がコメント及び提案を発表した。

24. またベルン宣言の代表(本会議に出席している市民社会組織を代表)、及び生物多様性に関する国際先住民フォーラムの代表による発言も行われた。

25. ナミビア代表はアフリカグループを代表して発言し、法的拘束力を持つ包括的な文書、特に原則、規範、規則、手続き並びに遵守及び執行の措置を含むものを支持すると述べた。同代表はアフリカグループの立場は文書 UNEP/CBD/WG-ABS/8/3/Add.2 に詳細が記されていると述べた。

26. メキシコ代表はラテンアメリカ及びカリブ海グループを代表して発言し、法的拘束力を持つ文書を支持したうえで、第 9 回締約国会議で実質的な論議がおこなわれており、決定 IX/12 が国際的制度の性格を明確に示していると述べた。

27. ノルウェー代表は、国際的制度は、法的拘束力を持つ単一の協定から成る(ただしこれに限定されない)もの、具体的には生物多様性条約に基づいた議定書でなければならないと述べた。なかでも特にボン・ガイドラインに基づき、さらにそれを発展させたものでなければならない。ノルウェー代表は遵守が国際的制度の法的拘束力の要素の核であると確信していると述べた。他の法的拘束力を持つ文書と同様に、当議定書は法的拘束力を持つ規定と持たない規定から構成される、すなわち両方の規定を持つものとなるであろう。当議定書に不可欠な部分となる制度面の規定案を作成することもまた必要だと述べた。

28. 日本代表はテキストに基づいた議論が行われることに満足の意を表するとともに、本作業部会第 7 回

会合の会期中には国際的制度に含めるよう多くの要素が提案されたため、締約国は更なる努力を求められるだろうと述べた。国際的制度が日本にとって受け入れ可能な規定で構成されるのであれば、日本は法的拘束力を持つ制度を除外しない。各規定の内容を議論した後で制度の性格が決定されるだろうから、現段階では日本は無条件に法的拘束力を持つ制度を受け入れる立場にはない。

29. タイ代表は、原則、規範、規則、手続きを含む、一つもしくは複数の法的拘束力を持つ文書からなる国際的制度の策定を支持した。

30. ニュージーランド代表は、いかなる法的拘束力を持つ制度であっても実施可能でなければならないと述べた。そして法的拘束力を持つ制度とは一体どのようなものであるかと訊ねた。そのような制度を実施することは義務となるのであり、同代表は作業部会にどのようにそれを実行するのか考慮することを求めた。同代表はどの部分が法的拘束力を持ち、またどの部分が持たないかについて他の参加者に質問した。

31. スイス代表は、生物多様性条約第 15 条及び第 8 条(j)項を効果的に実施するため、また締約国会議から付託された任務を果たすために、本作業部会は法的拘束力を持つ文書の交渉に重点を置く必要があると述べた。その文書は、法的拘束力の有無は別としても、アクセスと利益配分に関する原則、規範、規則、手続きを含み、生物多様性条約の下でのすべての遺伝資源に適用可能でなければならない。このような議定書は、生物多様性条約と調和するアクセスと利益配分に関する他の各種協定と調和しかつ相互補完的である必要がある。そうした文書は、既存の国際協定の下での締約国の権利及び義務の変更を意味すると解釈されるものであってはならない。また生物多様性条約と調和する他の専門的な国際協定の採択及び実施を可能にする柔軟性を持つ必要がある。法的拘束力を持つ文書と持たない文書を組合せた形が、アクセスと利益配分に関する文書の現状を最も正しく反映している。さらに、既にボン・ガイドラインが伝統的知識、工夫及び慣行に関連するすべての遺伝資源を適用範囲としているのであるから、法的拘束力を持たない新たな文書について交渉する必要性はないとスイスは考える。

32. ブラジル代表は、メガ多様性同志国家を代表して発言し、法的拘束力を持つ単一の国際的制度を可能な限り早期に創設することを支持し、そうした制度は法的拘束力を持つ遵守規定を中心として構築されなければならないと述べた。ボン・ガイドラインは手段として十分ではないことが既に判明しており、プロセスはガイドラインの範囲を超えて進展しているため、いずれにせよガイドラインという形ではもはや事足りない。本会合の目的は、名古屋で開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議での採択をめざす議定書について交渉することである。文書の中にバイオパイラシーを防ぐ手段を策定する必要もある。また生物多様性条約第 15 条を実施する具体的な手段、原住民・地域社会の権利の保護及び遺伝資源とその派生物に関連する彼らの伝統的知識の保護のための具体的な手段について交渉する必要もある。

33. 欧州共同体代表は、欧州連合 (EU) が「形態は機能に従う」という原則に基づいて交渉に臨んできており、国際的制度が持ち得る、国内のアクセスと利益配分の枠組みを補完しまたそれに価値を付加することのできる機能を数多く特定してきたと述べた。交渉テキストへの提案として、欧州連合は、テキストには法

的拘束力を持つ措置、法的拘束力を持たない措置、あるいはその組合せのいずれを含めることもできるという見解を持つ。アクセスと利益配分に関する国際的制度が、遵守を支援する措置に結びついた国際アクセス標準を含むものであれば、法的拘束力を持つ措置と持たない措置の組み合わせという形をとり得る。締約国は生物多様性条約の議定書策定へ向けて作業を行うという合意が本作業部会で成立した場合には制度面の規定が必要となるが、本作業部会第 8 回会合の結果が出るまでの間、欧州連合はこの制度規定についての提案を交渉の後の時点において行う権利を留保する。

34. キューバ代表は、国際的制度の性格という問題はそれ自体が大きな論点であると述べた。法的拘束力を持つ制度が必要とされている。遵守及び実施のための措置も法的拘束力を持つ必要がある。例えて言えば、鏡を見ると自分がコートを着ているのが見えたとして、コートは変えられてもコートが必要であることは変わらない。

35. インドネシア代表は、法的拘束力を持つ単一の文書が生物多様性条約を効果的に実施するだろうと述べた。そうした法的拘束力を持つ単一の文書には、遵守及び執行のための措置に関連する原則及び規範を含めてもよい。

36. バングラデシュ代表は、国際的制度は法的拘束力を持つものでなければならないと述べた。

37. アルゼンチン代表は、法的拘束力を持つ制度の必要性に関するメキシコ(ラテンアメリカ及びカリブ海グループを代表)が述べた見解を支持した。

38. カナダ代表は、決定 IX/12 第 3 項が「そのような 1 ないし複数の文書の性質に関するいかなる影響も、何ら早計に判断したり除外したりすることなく」という表現で締めくくられていることを想起した。国際的制度の性格はそれだけを切り離して検討すべきものではなく、各構成要素は制度全体の中で検討される必要がある。カナダは、各構成要素の相互関連性を認識しており、どのアプローチをとるべきかに関心を持っている。選択肢は、国際的制度の性格がその内容を決定するのか、あるいは制度の内容が性格を決定するかのいずれかである。カナダは後者の形が望ましいと考える。またボン・ガイドライン、Akwé: Kon (アグウェイ・グー)ガイドライン、並びに第 8 条(j)項及び関連規定に関する最近の会期間特別作業部会第 6 回会合で採択された倫理行動に関するガイドラインの策定には、長年にわたる貴重な作業が費やされていると強調した。それらのガイドライン及びその他の文書を国際的制度に含めないことは、長年の作業の意義を損なうことになる。カナダはまた、国際的制度のあり方として次の 3 つ、つまり法的拘束力を持つ単一の文書、法的拘束力を持つ要素を一部含むもの、法的拘束力を持たない要素のみを含むもの、があることを理解している。カナダはこの 3 つの形に基づいた理解を支持することができる。法的拘束力を持つ構成要素を支持する決定が締約国会議によってなされる場合には、それらの構成要素は生物多様性条約議定書に含まれるべきであるとカナダは考える。しかし、いかなる要素もその性質についての議論の明快な土台となるべく、テキストは簡素化されなければならない。さらに国際的制度は、法的拘束力の有無にかかわらず、その各構成要素をどう実施するかに関し締約国にとって柔軟なものでなければならない。また国際的制度

は全ての締約国の懸念に対処し、様々な議論の場における、生物多様性条約と同じ目的を持つ諸活動を抱合するものでなければならない。

39. コスタリカ代表は、メキシコ(ラテンアメリカ及びカリブ海グループを代表)及びブラジル(メガ多様性同志国家を代表)による発言を支持した。国際的制度のすべての部分に法的拘束力が必要である。

40. ブラジル代表は、国際的制度の性格あるいは制度の規定を議論する際には、堂々巡りを避ける必要があると述べた。生物多様性条約は法的拘束力を持つ国際的制度を必要としている。

41. セルビア代表(中央及び東ヨーロッパグループを代表)は、国際的制度は法的拘束力を持つべきであるが、必要であれば法的拘束力を持つ要素と持たない要素を組合せて持つべきであると述べた。

42. ヨルダン代表は、法的拘束力を持つ措置を支持した。

43. セネガル代表は、ナミビア(アフリカグループを代表)による見解を支持し、法的拘束力を持つ国際的制度が必要とされていると述べた。

44. 生物多様性に関する国際先住民フォーラムの代表は、国際的制度には、関係する国際文書、特に原住民の権利を確認した「先住民族の権利に関する国連宣言」に従って原住民の伝統的知識、工夫及び慣行、並びに遺伝資源を認識し、促進し、保護する法的拘束力を持つ要素が必要であると述べた。原住民の主権及び彼らの知識と資源に適用される慣習法は、国際的制度の下で認識され、確認され及び行使可能なものとされる必要がある。

45. リベリア代表は、ナミビア(アフリカグループを代表)による見解を支持した。

46. ベルン宣言代表(市民社会組織を代表)は、ボン・ガイドラインは提供国及び各種提供者の権利を保護し執行することも、また利用国における遵守の仕組みを確立することもできなかったと述べた。それは包括的な国際的制度によってのみ可能となる。そうした有意義で効果的なシステムは、そのような議定書が「先住民族の権利に関する国連宣言」を認め支持する場合のみ構築され得る。同代表は生物多様性条約締約国に対し、法的拘束力を持つ国際的制度を支持するよう求めた。

47. マラウイ代表は、法的拘束力を持つ単一の国際的制度の必要性に関してナミビア(アフリカグループを代表)による見解を支持した。国際的制度は、地域的及び国際的レベルでは生物資源及び遺伝資源へのパスポートあるいはビザのようなものとなる。

48. 2009年11月11日の本作業部会の第4回会議において、ホッジス共同議長は、当議題の下でなされた発言に関する意見の要約を用意すると述べた。

49. 2009年11月15日の本会合第9回会議において、両共同議長は参加者に対し、すべての地域グループ、様々な原住民・地域社会の代表、及び利害関係者との議論を経て、両共同議長は次のような見解に達したと発表した。国際的制度には、特に、法的拘束力を持つ1ないし複数の規定を含めるという合意に従い、かつ可能なかぎり早期に本作業部会の任務を完了するために、国際的制度に関する交渉は、生物多様性条約の下での議定書草案の完成を目指して行うという認識で、本作業部会はほぼ一致している。そうした理解は、かかる議定書の採択に関してなされる第10回締約国会議の決定に影響を与えるものではない。両共同議長は、この見解は締約国会議の決定IX/12をいささかも変更するものではなく、またこの議題に関するこれまでの議論の中で表明された代表団の立場を変更するものでもないことを確認した。

3.2. 遺伝資源に関連する伝統的知識

50. 2009年11月9日の本会合第2回会議において、本作業部会は議題3.2を取り上げた。

51. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、カナダ、エジプト、ナミビア(アフリカグループを代表)、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、スウェーデン(欧州連合を代表)、タイ、ウクライナ(中央及び東ヨーロッパグループを代表)の各代表がコメント及び提案を発表した。

52. エコローパ(ECOROPA)(本会合に参加した市民社会組織を代表)、生物多様性に関する国際先住民フォーラム(IIFB)、国際環境開発研究所(IIED)も発言した。

53. 本作業部会の両共同議長は参加者に対し、全体会議終了までに交渉テキストに関する提案を書面で事務局に提出することが重要であると注意を促した。またカサス共同議長は、インド政府に対し、2009年6月16~19日にインドのハイデラバードでの遺伝資源に関連する伝統的知識に関する技術・法律専門家会合(UNEP/CBD/WG-ABS/8/2及びCorr.1)を主催し、専門家を温かく歓迎しもてなしてくれたことについて謝意を表した。この専門家会合によって、伝統的知識に関連する技術的及び法的な諸問題に関して大きな進歩が可能となったのであり、両共同議長は同会合の共同議長を務めたトーン・ソルハウグ(Tone Solhaug)(ノルウェー)、ヴィノッド・K・グプタ(Vinod K. Gupta)(インド)の両氏に対して同会合の成功を確かなものとしたことに感謝し、同会合が、第9回締約国会議から付託された任務に従って、本作業部会に専門的及び技術的な助言を与えてくれたとした。

54. 2009年11月10日の本会合第3回会議において、両共同議長は共同議長の交渉テキストを提示した。これは、UNEP/CBD/WG-ABS/8/3、Add. 1及び2の各文書から取った諸見解、及び本会合第2回会議において提出された交渉テキストを取りまとめたものである。

55. また本会合第3回会議において、本作業部会は、議題3.2(遺伝資源に関連する伝統的知識)に関するオープンエンドのコンタクトグループを、トーン・ソルハウグ(ノルウェー)、ダマソ・ルナ(Damaso Luna)(メキシコ)の両氏を共同議長として設置することを決定した。本コンタクトグループの任務は、その関連する

取りまとめ文書を検討すること、及び収束が図られた分野とさらなる作業が必要な分野を特定することとされた。

56. カナダ代表及びニュージーランド代表は本作業部会に対し、本作業部会の第 2 回会議中に両国が提出したテキスト案が、共同議長の取りまとめ文書から抜けていると告げ、コンタクトグループにおいて共同議長のテキストを検討する際には彼らの提案が考慮されるよう求めた。

57. ホッジス共同議長は、遺伝資源に関連する伝統的知識に関するコンタクトグループに対し、交渉テキストの取りまとめ文書を検討する際にはカナダ、ニュージーランド両国から提出された見解も考慮に入れるよう指示した。

58. 2009 年 11 月 11 日の本会合第 4 回会議において、遺伝資源に関連する伝統的知識に関するコンタクトグループのソルハウグ共同議長は、同グループの前日の議論について報告した。同グループはテキストの 1 回目の検討を行ったが、内容の重複が依然として残っており、同グループで行われた議論に基づき、その次回会議において検討できるよう、共同議長が修正テキストを作成するだろうと述べた。

59. 2009 年 11 月 12 日の本会合第 5 回会議において、伝統的知識に関するコンタクトグループのルナ共同議長は、同グループはさらに 2 回の会議を持ち、討議において大幅な進展を見たと報告した。修正テキストは作成されたが、その整理統合を進めるためにさらなる作業が必要である。

60. 2009 年 11 月 12 日の本会合第 6 回会議において、生物多様性に関する国際先住民フォーラムの代表は、遺伝資源に関連する伝統的知識というテーマは、アクセス、公正かつ衡平な利益配分、遵守、能力開発のいずれにも関係する分野横断的な問題であると述べた。現在の交渉テキストは、各セクションに伝統的知識に関するテキストがかなり多く含まれていることが明らかである一方、国際的制度においては、特に原住民・地域社会の権利に関する原則、指針、手続き上の要素の全体にわたって、短くとも分野横断的な章を立てて検討する必要があることもまた明らかである。原住民・地域社会に関連する手続き上及び制度上の諸問題を扱うそのようなまとまりのある簡潔な章があれば、交渉プロセスが難航し重複することが避けられよう。遺伝資源に関連する伝統的知識という分野横断的な問題の構造に関する事項、及び原住民社会・地域社会に関する章を別個に立てるという点が解決されるまでは、提案された交渉テキストをどこに配置するかを決めるのは公正ではない。テキストが場合によって一部重複することになったとしても、両方の選択肢に関して交渉を行うことができるようにすることのみが公正である。

61. 2009 年 11 月 13 日の本会合第 7 回会議において、伝統的知識に関するコンタクトグループ共同議長である ルナ氏は、同グループはさらに 2 回の会議を持ち、アフリカグループの助力と原住民・地域社会の協力を得て、検討中の交渉テキストの量を大幅に減らすに至ったと報告した。同グループによる検討に付するため、修正文書が作成された。

62. 2009年11月14日の本会合第8回会議において、伝統的知識に関するコンタクトグループ共同議長のルナ氏は、同グループはテキスト中の角括弧の大部分をはずすことができたこと、また残った角括弧も国際的制度の適用範囲が決まりさえすれば大部分がはずされる見通しであることを報告した。また同グループは、テキストに関して何の提案もなされなかった小見出しを削除することで合意した。

3.3 能力

63. 2009年11月9日に行われた本会合第2回会議において、本作業部会は議題3.3を取り上げた。

64. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、カメルーン、カナダ、コスタリカ、エジプト、欧州共同体、ガボン、日本、ナミビア(アフリカグループを代表)、ナイジェリア、フィリピン、大韓民国、タイの各代表がコメント及び提案を発表した。

65. 国連食糧農業機関(FAO)、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)の各代表も発言した。

66. 生物多様性に関する国際先住民フォーラム、ナチュラル・ジャスティス(Natural Justice)(本会合に参加した市民社会組織を代表)の各代表も発言した。

67. 2009年11月10日の本会合第3回会議において、両共同議長は、共同議長の交渉テキストを提示した。これは、本会合前に提出された見解、及び本作業部会の第2回会議中に提出された交渉テキストを取りまとめたものである。

68. 2009年11月10日の本会合第3回会議において、本作業部会は、議題3.3(能力開発)に関するオープンエンドのコンタクトグループを、ホセ・ルイス・ステラ(Jose Luis Sutera)(アルゼンチン)、アンドレアス・ドレヴス(Andreas Drews)(ドイツ)の両氏を共同議長として設置することを決定した。本コンタクトグループの任務は、その関連する取りまとめ文書を検討すること、及び収束が図られた分野とさらなる作業が必要な分野を特定することとされた。

69. 2009年11月11日の本会合第4回会議において、能力開発に関するコンタクトグループのステラ共同議長は、同グループの前日の議論について報告し、メガ多様性同志国家が提出したテキストに基づいて作業を行うことで同グループは合意したと述べた。これは、他の締約国が提出したテキストとの広範にわたる重複を考慮してのことである。同グループは第一段階を終え、他の締約国及び地域グループが提出したテキストを統合する作業を完了した。アフリカグループが自身の提案を書き換えたテキストを同コンタクトグループの次回の会議までに用意することで合意した。

70. 2009年11月11日の本会合第5回会議において、能力開発に関するコンタクトグループのドレヴス

共同議長は、追加で開かれた同グループの会議の進捗状況を報告した。アフリカグループからの提案が用意され、また決定 IX/12 附属書 I のセクション III E に記載された小見出しのリストが、忘れられることのないように文書の最後に付け加えられたことが報告された。しかし、整理統合を進めるためにさらなる作業が必要である。

71. 2009 年 11 月 13 日の本会合第 7 回会議において、能力開発に関するコンタクトグループのステラ共同議長は、同グループは 2 度の会議を追加で行い、アフリカグループが提出したテキストを基に修正テキストを作成したと報告した。同コンタクトグループは修正テキストの検討を開始しており、文書の評価作業は半分ほど終えた。

72. 2009 年 11 月 14 日の本会合の 8 回目の会議において、能力開発に関するコンタクトグループのステラ共同議長は、同グループがテキストの 3 回目の検討を完了したと報告した。さらに、決定 IX/12 の附属書から転記し文書 UNEP/CBD/WG-ABS/8/L.2 のセクション E に記載された見出し及び小見出しを削除するよう提案すると述べた。本作業部会はこの提案を検討し、文書 UNEP/CBD/WG-ABS/8/L.2 のセクション E に記載されている、主な構成要素 E の中の見出し及び小見出しの削除を決定した。

3.4. 遵守

73. 2009 年 11 月 9 日の本会合第 2 回会議において、本作業部会は議題 3.4 を取り上げた。

74. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、カナダ、欧州共同体、ガボン、マレーシア、スイスの各代表がコメント及び提案を発表した。

75. 生物多様性に関する国際先住民フォーラムの代表も発言した。

76. 2009 年 11 月 10 日の第 3 回会議において、本作業部会は議題 3.4 についての検討を再開した。

77. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、ブルキナファソ、日本、マレーシア(アジア太平洋同志国家を代表)、ナミビア(アフリカグループを代表)、セルビア(中央及び東ヨーロッパグループを代表)の各代表がコメント及び提案を発表した。

78. ドイツ教会展開奉仕活動(Church Development Service)(本会合に参加した市民社会組織を代表)の代表も発言した。

79. 2009 年 11 月 11 日の第 4 回会議において、本作業部会は議題 3.4 についての議論を再開し、レネ・レフィーバー(René Lefeber)(オランダ)、リカルド・トーレス・カラスコ(Ricardo Torres Carrasco)(コロンビア)の両氏を共同議長とする、議題 3.4(遵守)に関するオープンエンドのコンタクトグループを設置するこ

とを決定した。

80. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、欧州共同体、ナミビア(アフリカグループを代表)の各代表が、本作業部会の両共同議長に対し、遵守に関するコンタクトグループの任務を説明するよう求めた。

81. ホッジス共同議長は同コンタクトグループに対し、UNEP/CBD/WG-ABS/7/9 の附属書(パリ附属書)が国際的制度の交渉の土台と構造をなしていることを念頭に置くよう指示した。パリ附属書は元のまま損なうことなく維持しなければならず、いかなる新たな提案も同附属書に基づいてなされなければならない。また第1段階では、締約国が各自の新たな提案がすべて、見解の取りまとめ文書に正確に記載されているかどうかを確認し、その後構成要素に関する新たな提案が行われた場合には、締約国は候補となる提案の中から作業の土台とする提案を1つ特定することをめざす。しかし両共同議長は、必要であれば2つ以上の案を保持する可能性を排除しなかった。

82. またホッジス共同議長は次のようにも述べた。締約国は、テキストのどの部分をも角括弧でくることができ、またどの要素であれ欠けているものを、選択した提案のテキストの中に他の提案から導入することができる。また締約国はテキストを簡素化し、パリ附属書にすでに存在するテキストとの重複を取り除くこととする。コンタクトグループの作業の成果として、提案の出所が特定されない修正テキストが作成される。その後この修正テキストは、パリ附属書の中に組み入れられるが、パリ附属書のどの位置に組み入れられるかはこの修正テキストで示される。両共同議長は、プロセス全体の成果としてパリ附属書の最新版が作成され、今後の交渉の土台となるとの期待を表明した。

83. 2009年11月12日の第5回会議において、遵守に関するコンタクトグループのレフィーバー共同議長は、同グループの会議の進捗状況を報告した。同グループは文書の量を当初の半分へと大幅に削減するのに成功した一方で、作業の第1段階、すなわち今後の作業の土台となる提案をすべて特定するという作業をまだ完了していない。また、いくつかの用語の定義を含めるか否かについて合意に至っておらず、本作業部会の両共同議長に対し、定義の問題の扱い方、及び「一時留保とされている」テキスト、又はパリ附属書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/9)の別のセクションへ移すテキストの問題に関して指針を求めた。最後に同共同議長は、アクセスと利益配分に関する国際的制度に求められる構造の中に、遵守委員会を組み合わせる文言をメキシコ代表が提案したと報告した。検討ののち同グループは、遵守委員会は同グループが検討している遵守の問題とは異なるタイプの仕組みであるとの結論に達したため、その問題を取り上げなかった。メキシコは、その提案が却下されたわけではなく、後に国際的制度を機能させるために設ける仕組みを検討する際に再提案することができるという理解に基づき、遵守委員会の問題を自ら取り下げた。

84. 2009年11月12日の第6回会議において、ホッジス共同議長は本作業部会に対し、遵守に関するコンタクトグループが検討中のテキストにいくつかの脚注をつけることが合意されたと告げた。そのひとつは「不正使用及び誤用に対する国際的な認識」に関するセクションの見出しに加えられ、以下のようなものとなる。『不正使用』の定義に関しては、定義の必要性に関するものも含め、さらなる提案を行うことができ

る」

85. ホッジス共同議長はまた、「不正使用及び誤用に対する国際的な認識」に関するセクションの中の欧州共同体による提案の末尾にも、以下のような脚注を付けると述べた。「第[X]案第 1 項は、交渉中の規定案の一部として提案されたものであり、提案者はこれを定義として提案したのではない。他の代表団は、第 1 項は定義に当たるとの見解である。第 1 項に関する議論は、内容及び配置のどちらに関しても一時留保とされ、本作業部会の次回会合で検討される予定である」

86. また「不正使用及び誤用に対する国際的な認識」に関するセクションの中の、スイス及び生物多様性に関する国際先住民フォーラムによる各提案にも、以下のような脚注が付けられる。「同項に関する議論は、内容及び配置のいずれに関しても一時留保とされ、本作業部会の次回会合で検討される予定である」

87. 2009 年 11 月 13 日の本会合第 7 回会議において、遵守に関するコンタクトグループのレフィーバー共同議長は、同グループは追加の会議を持ち、今後の作業の土台となる提案の選択という第 1 段階を完了したと報告した。修正テキストが同グループのメンバーに配布され、今後テキストの 2 回目の検討のために会議が開かれて、角括弧つきのテキストについて協議するとともに交渉テキストの重複を削除する。

88. 2009 年 11 月 14 日の本会合第 8 回会議において、遵守に関するコンタクトグループのトーレス・カラスコ共同議長は、同グループは本作業部会の両共同議長の指示に基づく任務を完了したと報告した。修正テキストは、必要と思われる場合には、締約国が特定した新たな提案を太字及び角括弧でくくってすべて組み入れた最新版の「バリ附属書」となった。

3.5 公正かつ衡平な利益配分

89. 2009 年 11 月 10 日の本会合第 3 回会議において、本作業部会は議題 3.5 を取り上げた。

90. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、ナミビア(アフリカグループを代表)、スイスの各代表がコメントと提案を発表した。

91. 生物多様性に関する国際先住民フォーラムの代表も発言した。

92. 2009 年 11 月 12 日の第 5 回会議において、本作業部会は、議題 3.5(公正かつ衡平な利益配分)に関するオープンエンドのコンタクトグループを、ピエール・デュ・プレシス(Pierre du Plessis)(ナミビア)、コジマ・フフラー(Cosima Hufner)(オーストリア)の両氏を共同議長として設置することを決定した。同グループは、議題 3.6(アクセス)の検討も行うものとされた。ホッジス共同議長は、同グループが、議題 3.4 の下で設置された遵守に関するコンタクトグループに与えられたものと同じ任務を帯びると述べた。

93. 2009年11月12日の本会合第6回会議において、公正かつ衡平な利益配分及びアクセスに関するコンタクトグループのフフラー共同議長は、同日行われた同グループの議論について報告した。フフラー共同議長は、同グループがテキストの1回目の検討を行い、そこでの議論に基づいて両共同議長が修正テキストを作成すると述べた。

94. 2009年11月13日の本会合第7回会議において、公正かつ衡平な利益配分及びアクセスに関するコンタクトグループのフフラー共同議長は、両共同議長の修正テキストが検討のために同グループのメンバーに配布されたと報告した。

95. 2009年11月14日の本会合第8回会議において、公正かつ衡平な利益配分及びアクセスに関するコンタクトグループのデュ・プレシス共同議長は、同グループが2回の会議を持ち、その中で多数の角括弧を削除することができたと報告した。新しいテキストは太字を使って示されている。附属書IIへ追加するよう提案されたテキストもあった。

3.6 アクセス

96. 2009年11月10日の本会合第3回会議において、本作業部会は議題3.6を取り上げた。

97. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、欧州共同体及びスイスの各代表がコメント及び提案を発表した。

98. また、EED代表(ドイツ教会展開奉仕活動 Church Development Service)(本会合に出席した市民社会組織を代表)及び生物多様性に関する国際先住民フォーラムの代表もコメントを発表した。

99. 2009年11月12日の本会合第5回会議において、本作業部会は、議題3.5(公正かつ衡平な利益配分)のためにピエール・デュ・プレシス(ナミビア)、コジマ・フフラー(オーストリア)両氏を共同議長として設置されたオープンエンドのコンタクトグループが、議題3.6(アクセス)に関しても検討を行うことを決定した。同コンタクトグループは、議題3.4に関して設置された遵守に関するコンタクトグループと同様の任務を遂行することとなった。

100. 2009年11月12日の本会合第6回会議において、公正かつ衡平な利益配分及びアクセスに関するコンタクトグループのフフラー共同議長は、同日行われた同グループの議論について報告した。同共同議長は、同グループはテキストの1回目の検討を行い、そこでの議論に基づいて両共同議長が修正テキストを作成すると述べた。また、同共同議長は、同グループの議論の結果から、補助的なアクセス手続きは検討に値すると思われると述べた。さらに、「一時留保とされている」制度上の取り決めに関するテキストにどのように対処するかを、両共同議長はいつ決定するかとたずねた。

101. 2009年11月13日の本会合第7回会議において、アクセスに関するコンタクトグループのフフラー共同議長は、両共同議長による修正テキストが検討のために同グループのメンバーに提供されたと報告した。

議題3 全般に関する作業部会の行動

102. 2009年11月12日の本会合の第5回会議において、本作業部会の両共同議長は、コンタクトグループ及び作業部会の検討の間「一時留保とされている」テキストに関して基準を設けることが重要であると述べた。

103. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、カナダ、欧州共同体及び日本の各代表が、コメント及び提案を発表するとともに明確化を求めた。

104. この発表に続き、ホッジス共同議長は、「一時留保されている」テキストの問題、及び国際的制度を機能的にするために必要となる他のテキストの提案に関し、非公式な協議を行うと述べた。また、同共同議長は、「一時留保されている」テキストに使える新たな見出し「他の問題に関する既存の交渉テキスト」をコンタクトグループが追加してもよいと述べたが、コンタクトグループは特定の見出しの下にこのテキストを留めることを望まなかった。

105. 2009年11月12日の本会合の第6回会議において、欧州共同体の代表は、「一時留保されている」テキストの取り扱い方法はただ1つだけとすることを両共同議長が意図しているかどうかという問題を提起した。

106. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)は、「一時留保されている」テキストを3つのカテゴリーのいずれかに分類する案に対し支持を表明した。3つのカテゴリーとは、前文、定義及び制度上の事項、並びに実施規定である。

107. ホッジス共同議長は、「一時留保されている」テキストに関する問題を解決するため、非公式な協議を引き続き行うと述べた。

108. 2009年11月13日の本会合第7回目会議において、アクセスに関するコンタクトグループのコジマ・フフラー共同議長(オーストリア)は、本作業部会の両共同議長に対し、「一時留保されている」テキストへの問題にどのように取り組むかの指針を求めた。

109. ホッジス共同議長は、「一時留保とされている」テキストの問題には2つの問題があると述べた。1つは「一時留保とされている」テキストにどう対処するのか、もう1つは、まだ議題には上がっていないが、会期間か作業部会の次回会合かのいずれにせよ、どこかの時点で取り組む必要がある懸案事項にどのように

対処していくかである。同共同議長はこれらの問題を解決するため、非公式な協議を行うと述べた。しかし、すでに行われた非公式会議から、すべての締約国がパリ附属書(文書 UNEP/CBD/WG-ABS/7/8に収められる)を元のまま損なわずに維持することを望んでいるのは明らかであった。また、すでに合意されているいかなる見出しにも該当しないが、どのような制度の交渉においても必要となる多くの事項に関する交渉テキストが存在することも明らかであった。ホッジス共同議長は、そのような交渉テキストを損なわないことも重要であると述べた。したがって、コンタクトグループを支援しつつその交渉テキストが失われるのを避けるため、同共同議長は、「一時留保とされている」交渉テキストを本会合報告書の附属書に「アクセスと利益配分に関する特別作業部会第 9 回会合において検討するため一時留保とされた交渉テキスト案」と題して収めることを提案した。

110. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)及び欧州共同体の代表が、同提案に対するコメントを述べた。

111. 議論が行われた後、ホッジス共同議長は、「一時留保された」テキストに関する非公式協議を引き続き行う予定であること、ただし、それは各コンタクトグループの討議を支援するための実際的な方法として行うことを説明した。同共同議長はまた、関係締約国との非公式協議を両共同議長が終結させるまでは、各コンタクトグループは「アクセスと利益配分に関する特別作業部会第 9 回会合において検討するため一時留保とされた交渉テキスト案」の見出しの下に「一時留保とされた」交渉テキストを配置してかまわないと説明した。

112. 2009 年 11 月 14 日の本会合第 8 回会議において、事務局は、2009 年 11 月 15 日に行われる本会合第 9 回会議において作業部会が採択するため、各コンタクトグループからのテキストを 1 つの文書に整理統合すると出席者らに伝えた。統合された文書には、作業部会が今会合において扱わなかった国際的制度の 2 つの構成要素である適用範囲と目的が含まれる。その後この文書全体が附属書 I として本会合の報告書に添付され、同報告書の附属書 II には、制度上の事項、実施規定及び国際的制度の集約に関連した最終条項にそれぞれ関する交渉テキストが収められる。

113. 議論に続き、ホッジス共同議長は附属書 I の元の形を損なうことなく保持するため、附属書 I の主な構成要素へのこれ以上の提案は求めないと説明した。変更は、合意形成を目指した交渉プロセスにおいてのみ可能である。しかし、前文テキスト、定義、及び附属書 II に盛り込まれるテキストに対しては新たな提案が認められる。ホッジス共同議長は出席者に対し、新たな提案は、可能であれば、アクセスと利益配分に関する本作業部会第 9 回会合の少なくとも 60 日前までに提出するよう伝えた。

114. オーストラリア、ブラジル(メガ多様性同志国家を代表)、カナダ、欧州共同体、ハイチ、インドネシア、ヨルダン、マラウイ、マレーシア、ナミビア(アフリカグループを代表して発言)、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン及びスイスがコメントを述べた。

115. 本会合第9回会議において、新たな提案を考慮する可能性に関し明確化を求められたのを受けて、両共同議長は、主な構成要素に対しては新たな提案は好ましくないことを確認した。ただし、既存のテキストにおける合意達成に役立つテキストは重要な局面では歓迎される。

会期間の作業

116. 2009年11月14日の本会合第8回会議において、カサス共同議長は、出席者に対し、本作業部会第9回会合までに行うよう提案された会期間協議の概要を示した。非公式協議の後で、両共同議長は、資金が調達できれば、次の2つの会合を開催するよう提案した。1つは「共同議長の友(Friends of the Co-Chairs)」会合で、その構成は次のとおりである。

- (a) 締約国から18名の代表を両共同議長によって選出
- (b) 第9回及び10回締約国会議の議長国から代表各1名
- (c) 原住民・地域社会、市民社会、産業界から代表各2名

117. 「共同議長の友」会合では、国際的制度の交渉における主要問題に関して講じ得る解決策を模索する。議論の主要課題は事前に両共同議長から提供される。同会合に期待される成果は、主要課題に対しとり得る解決策についての、両共同議長による報告である。

118. 同会合は、環境関連の国際会議の日程を両共同議長が確認した上で、1月下旬あるいは2月の第1週に3日から5日間の予定で開催される。

119. もう1つの会合は、地域間における非公式協議であり、資金調達ができれば、本作業部会第9回会合の前に行われる。構成は以下のとおりである。

- (a) 国連による5つの地域グループのそれぞれから締約国が指名する25名(各地域から5名)
- (b) オブザーバー(アドバイザー)は、1回につき10名が会合に参加できる(各地域から2名)
- (c) 原住民・地域社会、市民社会、産業界から代表各2名
- (d) 第9回及び10回締約国会議の議長国から代表各1名

120. このグループの任務は前文のテキスト、定義及び国際的制度の交渉テキストの統合に関連した規定について協議することである。この会合の成果によって本作業部会第9回会合における交渉が円滑に進められ、加速することが期待されている。同グループは、「共同議長の友」会合の報告書、本作業部会第8回会合の報告書の2つの附属書、及び第9回会合のために用意される事前会議の文書に基づいて作業を行う。

121. 同グループの会合は、環境関連の国際会議の日程を両共同議長が確認した上で2010年3月16日から18日の3日間、すなわち本作業部会第9回会合に先立って行われる非公式協議の直前に、コロンビアのカルタヘナにおいて行われる予定である。

122. 締約国の多くは、各地域グループの諸見解を十分に反映させ、また透明性を確保するため、「共同議長の友」会合に幅広い代表を参加させるべきであるとの見解を示した。

123. 締約国の多くは、非公式な地域間協議に参加できるオブザーバーの人数を増やすよう提案した。

124. ナミビア代表は、アフリカグループを代表して発言し、同グループはこの会期間協議に公正かつ衡平な代表参加を確保したいと述べた。アフリカグループでは、2 つ目に挙げられた地域間協議から得られる成果とそれが国際的制度の交渉進展にどのように役立つのかに関しては明確ではなく、この件についてさらに検討する。他の代表の多くも同様の見解を示した。

125. カナダ代表は、本作業部会の作業を進めるために両共同議長が提案した会期間協議の開催に強い支持を表明した。その後、カナダは「共同議長の友」第 1 回会合の主催国となることを表明し、必要な資金提供を行うことを申し出た。本作業部会はカナダの申し出を受け入れ感謝の意を表した。

126. 2009 年 11 月 15 日の本会合の 9 回目の会議において、ナミビア代表は、アフリカグループを代表して発言し、アフリカグループは、グループ内で協議した結果、会期間の作業の概要を示したプロセスに同意すると述べた。しかし、「共同議長の友」会合に参加する各地域の代表人数を 3 人から 4 人に増やすよう希望した。また、2 つめの地域間協議の参加者も各地域 5 人から 6 人に、オブザーバーを各地域 2 人から 4 人に増やすべきであるとの見解を示した。

127. ホッジス共同議長は、両共同議長はこのアフリカグループの提案を数日間考慮し、この件に関する情報文書を配布すると述べた。

128. スイス代表は、ナミビアの提案を支持した。

129. スウェーデン代表は、欧州共同体及びその加盟国を代表して発言し、同両共同議長が会期間協議に関して時間をかけて考慮することを歓迎すると述べた。

130. 同じく本会合第 9 回会議において、ノルウェー代表は、同国が 40 万ノルウェークローネ(およそ 7 万 5000 米ドル)を会期間協議及び本作業部会第 9 回会合における参加資金として提供することを表明した。これは、生物多様性条約の作業への途上国の参加を支援するためにすでにノルウェーが拠出を決めた資金へ追加されるものである。

131. 同じく本会合第 9 回会議において、エジプト及び ECOROPA の提案により、本作業部会は事務局長に対し、「伝統的知識及び関連する遺伝資源」との関連における「遺伝資源」の概念に関する経緯を述べた簡潔な概説文書を作成するよう要請した。その内容は、「遺伝資源」の概念が誕生し発展を続ける状況について、次の各項目との関連で説明するものとする。

- (a) ジーンバンク及びデータベースなどの生息域外収集
- (b) 「バイオエコノミー」つまり、遺伝資源を扱うグローバルな新興競争市場
- (c) ゲノミクス、プロテオミクス、合成生物学など、現代のバイオテクノロジー及び生化学の急速な発展

132. さらに、本概説文書をできるだけ早く、遅くとも本作業部会第 9 回会合までに、締約国に対し検討のために提出されるべきことで合意した。これは、締約国が伝統的知識に関連した「遺伝資源」の概念の理解を深め、適切な概念に基づいて伝統的知識の問題を含めた国際的制度を策定できるようにするためである。概説文書は、適用範囲及び定義に関する特別技術専門家会合(Ad Hoc Technical Expert Group on Scope and Definitions)の報告書を基に、伝統的知識に関する要素を追加するものとする。

議題 4. その他の事項

カナダの査証の発給について

133. 2009年11月9日の本会合の開会式において、数名の出席者からカナダの査証の発給遅延について懸念が表明され、本作業部会及び生物多様性条約に関する他の会合に出席する代表者に対し査証の発給手続きが迅速に行われるよう要請した。カナダ代表は同国の然るべき関係当局に対しこの問題を取り上げることを約束した。

アジア太平洋同志国家

134. 2009年11月10日の本会合第3回会議において、マレーシア代表は、新たな地域グループであるアジア太平洋同志国家の設立を報告した。同グループはアジア太平洋グループから派生して設立された。アジア太平洋グループはこの地域の地域協議において有益ではあったが、交渉は重大な段階に入っており、当地域の途上国はこの新たなグループを通じて共通の関心事項について議論し取り組んでいく必要性を感じている。また、同代表は、この新たなグループに対しても、他の地域及び地域間グループ同様の援助を行うよう事務局に要請した。

同じ志を持つ女性グループ(Like-minded in Spirit Group of Women)

135. 2009年11月15日の本会合第9回会議において、ニュージーランド代表は、新たな地域横断的なグループである、同じ志を持つ女性グループの設立を発表した。同グループは現在のところは小規模ではあるが、重要かつ多様であり、精力的に活動している。現在、本会合の各代表団の長たる女性で構成されているが、全締約国の女性代表の参加を歓迎する。ニュージーランド代表は、生物多様性条約前文の第13項において、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用において女子が不可欠の役割を果たすことを認識し、また、生物の多様性の保全のための政策の決定及び実施のすべての段階における女子の完全な参加が必要であることを確認し」としていることを想起した。この精神は第9回締約国会議において採択された生物多様性条約ジェンダー行動計画(Gender Plan of Action for the Convention)に詳しく述べられている。したがって、同代表は、両共同議長が会期間に予定されている2つの会合への出席者を選出

する際に、これらの原則と決定並びにこの新たなグループを考慮に入れてほしいとの考えを表明した。

議題 5. 報告書の採択

136. 2009年11月15日の本会合第9回会議の全体会議において、本報告書は、報告書起草委員によって作成された報告書案(UNEP/CBD/WG-ABS/8/L.1)により採択された。

137. 採択の際に、オーストラリア代表は、同報告書案第20項の2行目(上記第21項参照)にある「交渉する」の文言を「議論する」に置き換えるよう提案した。また、性格に関する議論は十分にされたわけではなく、報告書は発表されたすべての意見を反映していないと述べた。これに対しホッジス共同議長は、この文言は締約国会議決定IX/12の第7項(b)を反映して選定されたもので、変更は不可能であると述べた。しかしながら、オーストラリアの提案は本報告書に記載され、さらに性格に関する発言も含まれる。

138. 同じく本会合第9回会議において、同作業部会は、上記第112項で言及した、各コンタクトグループの作成によるテキストを統合した文書(UNEP/CBD/WG-ABS/8/L.2)を本会合報告書に附属書Iとして含めることを承認した。また、本作業部会の次回会合において検討すべき一時留保とされた交渉テキスト案(UNEP/CBD/WG-ABS/8/L.3)を附属書IIとして含めることも承認した。

議題 10. 閉会

139. 本会合第9回会議(閉会)において、本作業部会の両共同議長は、本作業部会は、国際的制度に関するすべての要素を盛り込んだ交渉テキストを初めて1つにまとめることができたことは、大きな前進であったと述べた。名古屋での国際的制度の採択に向けて行うべき作業を完了させるという責務が締約国会議により定められているが、両共同議長はこの責務に最大限尽力することを再確認し、本会合を終了した。

140. ブラジル(メガ多様性同志国家を代表し)、ハイチ(ラテンアメリカ及びカリブ海グループを代表し)、日本(第10回締約国会議の主催国として)、マレーシア(アジア太平洋同志国家を代表し)、中国、南アフリカ(アフリカグループを代表し)スウェーデン(欧州共同体及びその加盟国を代表し)、シリア・アラブ共和国、ウクライナ(中央及び東ヨーロッパグループを代表)の各代表が発言した。

141. 協議に加わったすべての代表団は、本会合中に発揮された協力と歩み寄りの精神に満足の意を表明した。この展開は、第10回締約国会議における国際的制度の時宜を得た締結に向けてよき前兆となるものであった。

142. 生物多様性に関する国際先住民フォーラム(IIFB)(先住民女性ネットワークの代表としても発言)及び第三世界ネットワーク(Third World Network)(市民社会を代表して発言)の両代表も発言した。

143. 生物多様性条約第9回締約国会議のヨッヒェン・フラスバート議長代理及び生物多様性条約のアー

メッド・ジョグラフ事務局長も結びの言葉を述べた。

144. 慣例の挨拶の交換に続き、議長は、2009年11月15日曜日午後12時35分に、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第8回会合の閉会を宣言した。

I. 目的

アクセスと利益配分に関する国際的制度の目的は、生物多様性条約[第 1 条、][第 3 条、]第 8 条(j) 項、第 15 条、[第 16 条及び第 19 条 2 項]を効果的に実施し、次のことを通じてその 3 つの目的を追求することである。

- [[各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有すること、及び遺伝資源へのアクセスについて定める権限は当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法に従うことを認めつつ、環境上適正な利用のため]、[透明な規制の枠組みを通じて]、[遺伝素材を含む][生物資源] 遺伝資源、[その派生物][及び産物]への[透明な][適切な]アクセスを[容易にすること][規制すること]]
- [生物資源] 遺伝資源、[その派生物][及びその産物]並びに関連する伝統的知識の利用から生じる利益の効果的、公正かつ衡平な配分[を実現するための条件の確立]を確保すること
- [[生物資源] 遺伝資源、[その派生物]又は関連する伝統的知識]の不正使用及び誤用を防止すること]
- [国際的制度及び][当該資源を提供する[原産]国又は生物多様性条約の規定に従って当該資源を取得した締約国の][国内の法令及び要件][[提供国における]国内の ABS に関する規制枠組み] (事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を含む)の[利用国における]遵守を[確保すること][支持すること]

[その際、[国内法[及び[適切な場合には]先住民族の権利に関する国連宣言]に従い]、原住民・地域社会の権利を含む、[当該資源に対するあらゆる権利][各国が自国の天然資源に対して有するあらゆる主権的権利]を考慮する。]

II. 適用範囲

1. アクセスと利益配分に関する国際的制度は、[他の[関連する]国際義務を前提とし[及びこれらを相互に支援し]][また、他の国際義務に影響を及ぼすことなく][第 8 条(j) 項の規定に従い、][生物多様性条約の適用を受ける][この条約の関連規定に基づいて][国の管轄に属する、及び、複数の国にまたがって存在する]、[すべての][生物資源、] 遺伝資源[(ウイルス及びその他の病原性[及び病原性を有すると考えられる]生物並びにその起源を問わず遺伝子配列を含む)]、[派生物、][産物][商業的利用その他の

¹ 参照を容易にするため、本文書に現れる決定 IX/12 附属書 I の見出しにはグレーの網掛けがしてある。

² 本文中のアクセスと利益配分に関する国際的制度への言及は、国際的制度の性格に影響を与えるものではない。

利用から生じる利益]、及び、[それらの][関連する]伝統的知識、工夫及び慣行に適用される。[国際的制度は、締約国の領域で自然にみられる移動性の種の遺伝資源にも適用される。]

[2. 第1項に基づき、アクセスと利益配分に関する国際的制度は次のものに適用される。

[(a) [生物資源][派生物][産物][国際的制度][生物多様性条約][の施行期日][の効力発生][以降に取得された遺伝資源]及び関連する伝統的知識[からの]の商業的利用その他の利用から生じる利益[[資金]へのアクセス及び技術の移転を含む]

[(b) 生物多様性条約の効力発生以前に行われた、商業利用その他の利用から生じる継続的な利益[及び、生物多様性条約の効力発生以前に取得された遺伝資源、[生物資源]、[産物][及び派生物]並びに関連する伝統的知識の商業的利用その他の利用に起因する新規の利用から生じる利益]]

[(c) すべての遺伝資源、[生物資源]、[その派生物]、[産物]及び原住民・地域社会が有する関連する伝統的知識の利用に起因する研究及び技術に関連するすべての知的財産権 (IPRs)]]

3. アクセスと利益配分に関する国際的制度は、以下のものには適用されない。

(a) [ヒトの遺伝資源]

(b) [アクセスと利益配分に関する国際的制度の下で追加的な義務が遡及的に適用されることはないという理解に基づき、[いずれかの締約国における][生物多様性条約の効力発生以前に][又は国際的制度の施行期日以前に]取得された[生物資源]、遺伝資源[派生物][及び産物]]

(c) [生物資源、遺伝資源、[又は派生物][及び産物]に対する締約国の権利が十分に尊重されることを条件として、締約国がアクセスに関する要件又は利益配分を求めずに提供又は維持することを決定した[生物資源]、遺伝資源[又は派生物][及び産物]]

(d) [食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約[の附属書 I に記載された][種][作物][の適用を受ける遺伝資源]([同条約の目的を超えて利用される場合を除く])]

[食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGRFA) に基づいて設立される多国間システムの下でアクセスが行われる食料農業植物遺伝資源、及びその他の食料農業植物遺伝資源のうち、ITPGRFA に基づく標準材料移転契約 (SMTA) が適用されるものと ITPGRFA の締約国が定めたもの。ITPGRFA の理事会と IARC その他の国際機関との協定に基づく SMTA に基づいて IARC その他の国際機関によって移転される食料農業植物遺伝資源。]

(e) [いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源[を含む[生物資源]、遺伝資源、[派生物]、[産物]]]

(f) [[南緯 60 度以南の]南極条約の適用地域[又は南極の海洋生物資源の保存に関する条約の適用地域]にある[生物資源]遺伝資源、[派生物][産物]]

(g) [取引される商品]

(h) [原住民・地域社会の間で自ら消費することを目的に慣行に従って行われる、遺伝資源、[その派生物、][それらを含む生物資源]、[産物]又はそれらに関連する伝統的知識の交換]

(i) [特定の目的で利用される病原体]

4. [アクセスと利益配分に関する国際的制度は、既存の[アクセスと利益配分に関する専門の国際的制度][を尊重し、][また、これを実施すること及びより専門的な国際的制度を開発し、さらに整備する可能性を認める[柔軟性を備える]]べきである。][これとは別のより専門的なアクセスと利益配分の制度が適用される場合には、また[国際的制度の運営機関が定める]限りにおいて、アクセスと利益配分に関する国際的制度は適用されない。][この国際的制度のいかなる規定も、生物多様性条約の目的を達成し、この国際的制度の規定に合致する[と国際的制度の運営機関が判断する]アクセスと利益配分に関する政府間協定について、これを定め、認識し、これに対応するのを妨げるものではない。]

[又は]

[アクセスと利益配分に関する国際的制度及び[他の]関係する国際条約は、調和的[かつ相互補完的に][解釈し、適用][するものとする][しなければならない。]国際的制度を実施し、また、さらに整備するに当たっては、[生物多様性条約及び国際的制度の目的に反しない方法で、][[生物資源]遺伝資源[派生物][産物]及び関連する伝統的知識へのアクセスに関する[他の]多国間の政府間協定に特別に配慮しなければならない。]

[又は]

[アクセスと利益配分に関する国際的制度は、アクセスと利益配分に関する[他の]関係する国際条約と調和的[かつ相互補完的に][解釈し、適用][するものとする][しなければならない。]

5. [このアクセスと利益配分に関する国際的制度は、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約との効果的、適切かつ一貫した実施[を確保するために、]同条約と調和的[かつ相互補完的に][解釈し、適用][するものとする][しなければならない]。

5.1 [[各締約国は]食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約に基づいて創設される多国間システムが、同条約の理事会の行う決定に従って、多国間システムの適用範囲に定められている作物に関するアクセスと利益配分の取決めを[規律する][規制する]ことを認める。]

5.2 この国際的制度は、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約に規定されている協力を発展させるため、生物多様性条約と同国際条約との関係を強化[するものとする][しなければならない]。

5.3 [[各締約国は、]食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の附属書 I に記載の遺伝資源で、同条約の多国間システムによって規制されるもの以外の目的で使用されるものについては、

各国の立法上、行政上又は政策上の措置が適用されることを再確認する。]]

6. [アクセスと利益配分に関する国際的制度は、[FAO 食料・農業遺伝資源委員会(CGRFA)、[植物新品種保護国際同盟(UPOV)、]世界知的所有権機関(WIPO)、世界保健機関(WHO)、国際植物防疫条約(IPPC)、及び国際獣疫事務局(OIE)[並びに国際労働機関(ILO)]をはじめとする、]関係の[他の機関の取り組み及び]条約と調和して、[かつこれと重複しないように]実施する。]

JBA 注: 附属書 I の「III. 主な構成要素」以下のテキストの中でマーカーが施されている部分は、第 7 回 ABS 作業部会(パリ会合、2009 年 4 月)のテキストに今回新たに追加されたものであることを示すために、JBA がマークした。

III. 主な構成要素

A. 公正かつ衡平な利益配分

1) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との関連³

[利益の公正かつ衡平な配分は、遺伝資源へのアクセスが認められてはじめて実現することを認識し、{前文の項}]

[本条約第 15 条 5 項が、遺伝資源にアクセスするには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除き、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とすると規定していることを想起し{前文の項}]

[さらに、本条約第 15 条 4 項が、アクセスを認められた場合には、締約国は相互に合意する条件でこれが行われるようにするための措置を講じると規定していることを想起し、{前文の項}]

[1.(a) [自国の][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]へのアクセスに関する事前の情報に基づく同意[を義務付けている締約国]は、該当する場合には、当該締約国が別段の決定を行う場合を除き、[[{…}]に定めるとおり、][当該国の権限ある国内当局を通じて、]当該遺伝資源[、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]を提供する[締約国][原産国又は[本条約の規定に従って]遺伝資源[、その派生物][及び産物]を取得した締約国][のアクセスと利益配分に関する要件に従って、][から]取得[するものとする][しなければならない]。

[(b) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識、工夫及び慣行にアクセスしようとする場合には、これら[原住民・地域]社会の位置する国の国内法[、規則又は要件]、[国際法、

³ 決定 IX/12 附属書 I の III.B.1.2 にもアクセスと利益の公正かつ衡平な配分との関連に関する項がある。

[原住民・地域]社会の慣習及び原住民及び地域社会の関係する慣習法に従い、利用者は、本条約第 8 条(j)項の規定に従い、当該伝統的知識、工夫及び慣行を有する[原住民の社会]又は地域社会の事前の情報に基づく同意を取得[するものとする][しなければならない]。][かかる同意は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に対する原住民及び地域社会の権利についても取得しなければならない。]]

(c) [[締約国は、自国の国内法令において、][事前の情報に基づく同意は、][相互に合意する条件に基づいて]同意が与えられる特定の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]の特定の利用に基づ[くものとする][いていなければならない][ことを規定することができる]。][自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、許可される利用について明確に規定[するものとする][しなければならない]。][許可される利用は、明確に規定[されるものとし][されなければならない]、[相互に合意する条件の範囲外である]用途の変更又は予見し得ない利用については、別途事前の情報に基づく同意が要求され[るものとする][なければならない]。]

(d) 世界分類学イニシアティブが規定する分類学及び系統学研究に関する特定のニーズに配慮[するものとする][なければならない]。]

2. [自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて[事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている]締約国は、[利益の公正かつ衡平な配分は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスが認められてはじめて実現することを認識しつつ、][提供者及び利用者が]その相互に合意する条件において、[適宜、][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分について定める[ことを促すための]措置を講じ[るものとする][なければならない]。][相互に合意する条件は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスが行われるときまでに定め[るものとする][なければならない]。]

3. 各締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の研究及び開発の成果及び商業的利用その他の利用から生じる利益を、[当該資源[、その派生物][及び産物]を提供する][締約国][又は原住民及び地域社会][原産国又は本条約の規定に従って遺伝資源を取得した締約国]に公正かつ衡平に配分することを目的として、[適宜、][適切な]立法上、行政上又は政策上の措置を講じ[るものとする][なければならない]。][かかる配分は、当該締約国及び相互に合意する条件で別段の決定を行う場合を除き、[当該資源[、その派生物][及び産物]を提供する][締約国][又は原住民及び地域社会][原産国又は本条約の規定に従って遺伝資源を取得した締約国]の[事前の情報に基づく同意を必要と[するものとする][しなければならない]。]

4. 各締約国は、次の措置を講じ[るものとする][なければならない][ることができる]。

[(a) [当該締約国の管轄内における][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]へのアクセスに関する[自国の][あらゆる]義務に関する情報を潜在的な利用者に提供す

る仕組みを設けること。]

[(b) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者に対し、提供国[又は、該当する場合には]原産国[の][における]国内法、[原住民及び地域社会の慣習上の儀礼及び関係する慣習法]及びアクセスが許可される際の相互に合意する条件(当該資源[、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益を衡平に配分するための要件を含む)の遵守を義務付ける規則を導入すること。]

2) 相互に合意する条件に基づいて配分される利益

[さらに、本条約第 15 条 4 項が、アクセスを認められた場合には、締約国は相互に合意する条件でこれが行われるようにするための措置を講じると規定していることを想起し、{前文の項}]

[さらに、本条約第 15 条 7 項の規定に従い、遺伝資源の商業的利用その他の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分は、提供者と利用者で定める相互に合意する条件に基づいて行うことを想起し、{前文の項}]

[相互に合意する条件に基づく利益配分には、金銭的利益又は非金銭的利益が含まれ得ることを認識し、{前文の項}]

[この議定書に基づく利益配分の措置が、貧困の撲滅と経済及び社会の開発の促進にとって有効な手段であることを認識し{前文の項}]

[生物多様性の資源並びにそれらに依存する環境サービスが戦略的、経済的及び社会的に大きな価値を有し、世界の人々及び国際社会に対して開発の機会を提供することを強調し{前文の項}]

1. [各締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するための措置を[自国の国内法に]定め[るものとする][なければならない][ことができる]。[そうした措置は、相互に合意する条件及び事前の情報に基づく同意に組み入れ[るものとする][なければならない]。][自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、[利益の公正かつ衡平な配分は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスが認められてはじめて実現することを認識しつつ、提供者及び利用者がその相互に合意する条件において、適宜、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分について定めることを奨励する措置を講じ[るものとする][なければならない]。][[各締約国は][締約国は]、本条約第 15 条 7 項の規定に従い、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の商業的利用その他の利用から生じる利益を[原産国][資源を提供する締約国]と、[適宜、公正かつ衡平に配分する目的で][公正かつ衡平に配分することを確保するために][立法上、行政上又は政策上の]措置を講じ[るものとする][なければならない]。[かかる配分は相互に合意する条件に基づいて行われるものとする]。]

[2. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識、工夫及び慣行の利用から生じる利益を衡平に配分するための条件は、[国内法[、地域社会の慣習並びに原住民及び地域社会の関係する慣習法]に従い、]以下の間の相互に合意する条件に規定[するものとする][しなければならない]。]

[a) 原住民の社会又は地域社会と利用者の間、又は b) 関係する原住民・地域社会の積極的な参加を得た上で、利用者と提供国の国内当局の間]]

3. [自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている]締約国は、相互に合意する条件を定める際に、次のことを[確保する][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者及び利用者が考慮することを奨励する]ための措置を講じ[るものとする][なければならない]。

[(a) これらの条件に[モデル]条項を含めること、及び、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用及び{…}に基づいて定められた、関連する金銭的又は非金銭的利益に関する目録や一覧表を用いること]

(b) 研究及び開発の成果の配分

(c) 当該資源を利用した技術へのアクセス及びその移転

(d) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の[提供者][原産国]の研究活動への効果的な参加、又は、[提供者][原産国]と利用者が共同で行う研究活動の展開を促進すること

[(e) ボン・ガイドライン]

[4. 相互に合意する条件の策定に際しては、ボン・ガイドライン第 44 項の要素を考慮[するものとする][しなければならない]。]

[5. 利益の配分は、相互に合意する条件に基づいて進めるものとする。相互に合意する条件では、特に、期間、金額、条件、その他適用される国内法に基づく利益配分の性質を考慮することが考えられる。しかし、相互に合意する条件の存在が利益の配分を拒否し又はこれを認めない理由となってはならない。そのような場合、締約国は、対立する両当事者が合意に達するのを促すものとする。利用者が合意の締結を拒む場合、又は両当事者がかかる合意に達することができない場合には、申立てが行われる締約国の権限ある当局が決定を行い、これを実施する。決定に際しては両当事者の正当な権利及び利益を考慮するものとし、また決定は、直ちに行い、正当な法の手続きを遵守し、透明、非差別的なものとし、公開するものとする。]

3) 金銭的利益又は非金銭的利益

[相互に合意する条件に基づく利益配分には、金銭的利益又は非金銭的利益が含まれ得ることを認識し、{前文の項}]

1. [締約国は、利益配分に、可能な限り[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の[あらゆる形態での利用]が含まれるようにすることを[確保する][奨励する]ための措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

2. [アクセスと利益配分に関する国際的制度には、相互に合意する条件の例を示す一覧を記載する。]相互に合意する条件では、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識、工夫及び慣行の利用に関して配分される金銭的又は非金銭的利益の種類を特定[することができる][するものとする][しなければならない]。

3. [締約国は、本条約第 16 条の規定に従い、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識へのアクセスのいかににかかわらず、保全及び持続可能な利用に結びつく研究及び技術による利益を配分するための措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

[4. 締約国は、アクセスと利益配分に関する国際的制度の資金供与の制度(利益配分の取決めに関する信託基金を含む)を設け[るものとする][なければならない]。]

第 1 案

3. 配分される利益は、金銭的利益[(特に、ボン・ガイドライン附属書 II を含む)]又は非金銭的利益(その両方を含む)[とする][でなければならない][が考えられる]。金銭的利益として、次のものを含[むことができる][むものとする][んでいなければならない][ただしこれらに限定されない]。

- (a) アクセスの手数料/試料当たりの手数料
- (b) 前払金の支払い
- (c) マイルストーンの支払い
- (d) ロイヤリティーの支払い
- (e) 商業化された場合のライセンス料
- (f) 研究基金
- (g) ジョイントベンチャーへの投資

4. 非金銭的利益として、次のものを含[むことができる][むものとする][んでいなければならない][ただしこれらに限定されない]。]

- (a) 研究及び開発の成果の共有
- (b) 製品開発への参加
- (c) 教育及び訓練における協力、連携及び貢献

(d) [[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の提供者に対する当該資源[、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識]を利用して開発した技術(バイオテクノロジーを含む)、又は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する技術を、公正で最も有利な条件(相互に合意する場合は、譲歩的かつ特恵的な条件を含む)で移転すること。]

(e) [利用者としての開発途上締約国及び移行経済締約国への効果的な技術移転、及び[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を提供する原産国における技術開発を可能にするように能力を強化すること。また、原住民・地域社会が自らの[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を保全し、持続可能な利用を行う能力を促進すること。]

(f) 制度面での能力開発

(g) アクセスに関する規制を運営し、施行する能力を強化するための人的及び物的資源

(h) 提供締約国が全面的に参加し、可能な限り当該締約国内で行う、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関する訓練

(i) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する科学情報(生物学的目録及び分類学研究を含む)へのアクセス

(j) 地域経済への貢献

(k) 食糧・生活安全保障上の利益

(l) 関係する知的財産権の共同所有

第2案

3. 配分される利益として、次のものを含めることができる(ただしこれらに限定されない)。

(a) ボン・ガイドライン附属書 II に記載の金銭的利益及び非金銭的利益

(b) 本条約第 15 条 6 項、第 16 条 3 項、第 16 条 4 項及び第 19 条に基づく非金銭的利益

4) 技術へのアクセス及びその移転

[第1案

1. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]を利用して技術を開発する各締約国は、本条約第 16 条の規定に従い、相互に合意する条件に基づいて、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]を提供する[当該資源の原産国である]開発途上国への当該技術へのアクセス、[その共同開発]及び移転[が提供されること][を民間部門が円滑なものにするよう、][を目的として、適宜、][を促進するよう]立法上、行政上又は政策上の措置を講じ[るものとする][なければならない。]

2. また、締約国は、本条約第16条の規定に従い、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の保全及び持続可能な利用に関係する又はこれらを利用する技術について、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスのいかににかかわらず、本条約のすべての締約国への移転を促進[するものとする][しなければならない]。

[第2案

[自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている]締約国は、[提供者][原産国又は本条約の規定に従って資源を提供する国]と[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者が相互に合意する条件を定める際に、当該資源を利用する技術へのアクセス及びその移転を[考慮する][確保する]ことを[奨励する][確保する]措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

5) 相互に合意する条件に基づく研究及び開発の成果の共有

[1. 締約国は、本条約第15条7項、第16条3項及び4項、第19条1項及び2項及び第20条4項を考慮し、研究及び開発の成果から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するための措置を定め[るものとする][なければならない]。これには、事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を考慮し、また、当該資源の原産国又は本条約の規定に従って資源を取得した締約国の国内法を尊重しつつ、研究及び開発の成果へのアクセスを容易にすることを通じた措置、及び[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識へのアクセス及びこれらに関する技術移転その他の利用を通じた措置[(特許その他の知的財産権によって保護されている技術を譲歩的かつ特恵的な条件で開発途上国に移転することを含む)]が含まれる。]

2. 自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者と利用者が相互に合意する条件を定める際に、研究及び開発の成果の共有を検討するよう促す措置を講じ[るものとする][なければならない]。

6) 研究活動への効果的な参加、又は研究活動における共同開発

[1. 締約国は、研究能力を強化することに合意し、[本条約の[3 つの]目的[並びに相互に合意する公共財の創出]]に向け、パートナー諸国、機関、原住民・地域社会[原住民及び地域社会]の間の共同研究ネットワークの構築を促進[するものとする][なければならない]。研究能力の強化及び共同研究ネットワークの構築は、アクセスと利益配分に関する国際的制度に参加する[開発途上国(特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び移行経済諸国)並びに]原住民・地域社会[原住民及び地域社会][の][により特定された][特定された]研究ニーズに向けて行われる。][開発途上締約国(特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び移行経済諸国)の特別なニーズを考慮し、国内の類似研究機関の効果的な参加を確保[するものとする][なければならない]。]

[2. [自国の遺伝資源[生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている]締約国は、[提供者][原産国]と利用者が相互に合意する条件を定める際に、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の[提供者][原産国]の[研究活動への]効果的な参加[又は[提供者][原産国]と利用者][アクセスと利益配分に関する国際的制度の枠内での利用者]の間の[共同研究ネットワークを含め、][提供者][原産国]と利用者が共同で行う研究活動の発展を促進すること]を[検討する][確保する]ことを[確保する][奨励する]措置を講じ[るものとする][なければならない]。][この目的のため、締約国は、研究活動、共同研究並びに提供者と利用者との共同研究ネットワークの開発及び構築への効果的な参加を支えるため、アクセスと利益配分に関する[公共財][ライセンス]を定める[ものとする][ことができる]。]

[3. 締約国は、本条約第 16 条の規定に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術の共同開発を民間部門が促進することを確保する、又は開発途上国の政府機関及び民間部門双方の利益となるよう[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を利用する措置を講じ[るものとする][なければならない]。][かかる措置には、アクセスと利益配分に関する国際的制度の枠内で策定される[アクセスと利益配分に関する非独占的な商業ライセンス]の利用の促進を含めることができる。]

[4. 締約国は、本条約第 18 条の規定に従い、本条約の目的に関連のある技術の開発のために、共同研究計画及び合弁事業の設立[並びに共同研究ネットワークの構築]を促進[するものとする][しなければならない]。]

[5. 科学的及び技術的研究のために[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]に[アクセスする]場合、外国の研究者及び外国の研究機関又は法人は、[原産国][提供国]の国内法に従い、かかる[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は[関連する]伝統的知識]の[原産国][提供国]の国内にある国の承認を受けた研究機関とのパートナーシップ又は協力により、当該研究を実施[するものとする][しなければならない]。]

7) 交渉における平等を促進するための仕組み

[遺伝資源の提供者と利用者間の相互に合意する条件の交渉における平等を促進することの重要性を認識し、{前文の項}]

1. 締約国は、次のような措置を講じ[るものとする][なければならない][ることができる]。

(a) アクセスと利益配分に関する政府窓口を早期に指定することを通じて、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者及び[提供者][原産国又は本条約の規定に従ってこれらを取得した締約国]が[({{…}})に従って][アクセスと利益配分に関する国際的制度に基づいて]定められた[モデル]条項及び関係する目録を含む)情報を入手できるようにすること。

(b) 関係する利害関係者と[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識を

保有する原住民・地域社会[との間の契約を可能にすること][との協議の措置を定めること]。

(c) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の[提供者][原産国又は原住民・地域社会]及び[適切な場合には]利用者が[、適宜]相互に合意する条件[、事前の情報に基づく同意]及び契約上の取決めについて交渉する能力を支援すること。

[2. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産国であって、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を提供する]締約国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国は、次のことを行[うものとする][わなければならない][うことができる]。]

[(a) アクセスが行われる[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に原住民及び地域社会の権利が関係している場合、又はこれらの[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識にアクセスが行われる場合に、関係する原住民及び地域社会のアクセス手続きへの適切な参加を確保するための措置をとること。]

[(b) 関係する原住民及び地域社会並びに関係する利害関係者が決定事項を入手できるようにする仕組みを設けること。]

[(c) 原住民・地域社会の効果的な参加は、次のことを通じて行わなければならない。

(i) 原住民・地域社会が効果的に参加できるようにするための、特に科学的及び法律的な助言に関する情報の提供

(ii) 相互に合意する条件並びに契約上の取決めの策定及び実施の場合など、原住民・地域社会がアクセスと利益配分の取決めの様々な段階に積極的に関わるための能力開発の支援の提供

[(iii) [ライセンス供与条件の遵守]など、アクセスと利益配分の取決めの諸条件に対する[遵守を追跡しモニターする]手段の使用面での能力開発の提供。]

8) 意識啓発⁴

締約国は、[利益配分を[確保する][促進する]ための[義務的な][任意の]遵守のための措置の支援として、]アクセスと利益配分の問題に対する意識啓発のために、[次の]措置を講じ[るものとする][なければならない]。かかる措置として、次のものが考えられる[(ただしこれらに限定されない)]。

(a) 国内のアクセスと利益配分の枠組み、特に国内の法律、政策及び手続きに関する最新の情報を入手できるようにすること。

(b) アクセスと利益配分に関する国際的制度を推進するための措置[(不正使用、誤用及びバイオパイラシーの概念に対して一般国民の幅広い理解を得ること、並びに生物多様性に対する原住民・地域社会の貢献及びその貢献が生み出す利益について認識することを含む)]。

⁴ 決定 IX/12 附属書 I の III.C.1.1.(a)にも意識啓発に関する項がある。

- (c) 利害関係者の会合の組織
- (d) 利害関係者のための相談窓口の設置及び維持
- (e) [専門のウェブサイト][アクセスと利益配分に関するクリアリングハウス][及び印刷物]を通じた情報提供
- (f) 利害関係者との協議による行動規範[及び最善慣行]の普及促進
- (g) 地域でのアクセスと利益配分に関する経験の交換の促進
- [(h) 関係部門及び利害関係者に対するアクセスと利益配分の問題に関する広報活動、教育及び意識啓発]

[2. 締約国及び利用者による意識啓発、又はそれに対する努力の不足は、利益配分の取決めを実施する際の前提条件[とならないものとする][としてはならない。]

9) 相互に合意する条件及び伝統的知識の保有者への利益の配分における原住民・地域社会の参加及び関与を確保するための措置

[1. アクセスと利益配分に関する国際的制度の要素は、本条約第 8 条(j) 項の規定に従って開発し、実施[するものとする][しなければならない]。

(a) 締約国は、[関係する原住民・地域社会と協議の上、][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識、工夫及び慣行を[保護][又は促進]するための[慣習法、][社会]の慣習[及びアクセスと利益配分に関する[ライセンス]]又はその他]独自の制度を、適宜、開発し、採択し又は認識することを検討[することができる][するものとする][しなければならない]。

(b) 締約国は、原住民・地域社会が有する知識、工夫及び慣行に対するこれら社会の権利を[尊重、]認識及び保護し、また、これら社会が位置する国の国内法[、規制及び要件]に従い、[これら社会の[慣習法]、慣習並びに[知識]と資源を利用できるようにするアクセスと利益配分に関する[ライセンス]の条件を尊重することにより]、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する知識、工夫及び慣行の利用から生じる利益の衡平な配分を確保[するものとする][しなければならない]。

(c) 利用者は、[[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識へのアクセスを希望する場合には、]本条約第 8 条(j) 項の規定に従い、原住民・地域社会の位置する国の国内法[、規制及び要件][慣習法]、社会の慣習、[アクセスと利益配分に関する[ライセンス]の条件][に従って][に従い]、並びに関係する国際法[に従って]、[遺伝資源]に関連する[当該]伝統的知識を保有する原住民・地域社会の事前の情報に基づく同意を取得[するものとする][なければならない]。]

[2. 締約国は、本条約第 8 条(j) 項の規定に従い、原住民・地域社会の有する[遺伝資源]に関連する知識、工夫及び慣行の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を[奨励][確保][するものとする][しなければならない]。ここにいう利益とは、特に次のような[人類一般にとっての利益及び]原住民・地域社会にと

っての利益である。

(a) 人類にとっての利益:

[すべての締約国は、次のことを行[うものとする][わなければならない]。]

(a) 本条約第 8 条(j)項の規定に従い、[[慣習法]、社会の慣習、アクセスと利益配分に関する[公共財ライセンス]の条件に一致する方法で、かつ原住民・地域社会の権利を尊重しながら、]原住民・地域社会の[自主的な]承認及び関与を得て、これら社会の有する[[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する]伝統的知識、工夫及び慣行が幅広く適用されるのを促進すること。

(b) 本条約第 10 条(c)の規定に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用と両立する伝統的慣行に沿った生物資源の利用慣行を推進すること。

[(c) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識へのアクセスを求める過程において、また、相互に合意する条件の交渉において、原住民・地域社会にとって不可欠な[社会の慣習、慣習法、]習慣、意思決定プロセス及び制度を考慮すること。]

(d) 本条約第 18 条 4 項の規定に従い、人材の育成及び原住民・地域社会の代表による専門知識の提供を通じて、本条約の目的を推進する上で、原住民の及び伝統的な技術の開発及び利用のための協力の方法を開発し、これを奨励すること、[並びにアクセスと利益配分に関する国際的制度の枠内における原住民・地域社会[原住民及び地域社会]の権利の尊重を[確保する]ために開発されたアクセスと利益配分に関する[ライセンス]の条件への遵守を促進する措置を講じること。]

[(b) 原住民・地域社会にとっての利益:

締約国は、原住民・地域社会の有する知識、工夫及び慣行[、及びこれら社会の有する[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益をこれら社会に公正かつ衡平に配分することを[確保][奨励][するものとする][しなければならない]。これらの利益は、原住民・地域社会との相互に合意する条件に基づ[くものとし][いていなければならない]、ボン・ガイドライン附属書 II に記載の金銭的利益及び非金銭的利益を含めることができる(ただしこれらに限定されない。)]

[3. アクセスが行われる[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に原住民・地域社会の権利が関係している場合、又は次のようにこれら[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識にアクセスが行われる場合には、適切な国内当局が原住民・地域社会と協議し、これら社会の意見を考慮[するものとする][しなければならない]。]

(a) アクセス及び事前の情報に基づく同意について決定を行う場合、相互に合意する条件について交渉し及び実施する場合、及び利益配分の際

(b) アクセスと利益配分に関する国内の戦略、政策又は制度を開発する際

(c) 関係する利害関係者の代表者からなる国内の諮問委員会など、適切な協議の手続きを設け[るものとする][なければならない]。

(d) 原住民・地域社会が効果的に参加できるように情報を提供すること

(e) 原住民及び地域社会の伝統的な慣行、国のアクセスに関する政策に基づく、また国内法、[[慣習法、]社会の慣習、及びアクセスと利益配分に関する[ライセンス供与条件]]に従った、原住民及び地域社会の事前の情報に基づく同意並びに伝統的知識、工夫及び慣行の保有者の承認及び関与

(f) 伝統的知識、工夫及び慣行の記録は、原住民及び地域社会の事前の情報に基づく同意を条件として行[うものと]し[わなければならない]、かつ [慣習法]、社会の慣習、並びに原住民・地域社会[原住民及び地域社会]が[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する自らの[伝統的知識、工夫及び慣行の記録に参加する場合のアクセスと利益配分に関する[ライセンス供与条件]]に従って[行][うものとする][わなければならない]。]

(g) 相互に合意する条件及び契約上の取決めの開発及び実施、[並びに[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する原住民・地域社会の[[伝統的]知識[及び資源]、工夫及び慣行に関する適切なアクセスと利益配分の[ライセンス供与]条件の選定]]の場合など、原住民・地域社会がアクセスと利益配分の取決めの様々な段階に積極的に関わるための能力開発に関する支援の提供

[4. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産国である締約国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国は、次のことを行[うものとする][わなければならない]。

(a) アクセスが行われる[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に原住民及び地域社会の権利が関係している場合、又はこれらの[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識にアクセスが行われる場合に、関係する原住民及び地域社会のアクセス手続きへの適切な参加を確保するための措置。

(b) 関係する原住民及び地域社会及び関係する利害関係者が決定事項を入手できるようにする仕組みを設けること。]

[5. 締約国は、自らの権利の認識又は行使を求める原住民・地域社会の要請がある場合には、原住民・地域社会の伝統的知識に関する事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件において、時宜を得た指針、法定代理、モニター、情報及び援助を提供するものとする。]

10) 生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに社会経済的発展(特にミレニアム開発目標(MDG))に向け、国内法に基づいて利益が配分されることを促す仕組み

締約国は、利用者及び提供者に対し、相互に合意する条件[及びライセンス供与条件]を定める際に、本条約第 1 条に定める目的に基づいて、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益を生物多様性の保全及び持続可能な利用に充てることを検討し、[及び][国内の]持続可能な[社会経済的]発展[戦略]に貢献することを奨励[するものとする][しなければならない]。[締約国は、アクセスと利益配分に関する国際的制度の採択に続き、アクセスと利益配分に関する[ライセンス]をミレニアム

開発目標実現に向けて利用することを詳細に検討し、[促進][するものとする][しなければならない][する]。]

11) 最低限の国際的な条件及び基準の開発

[1. 締約国は、研究の成果、及び[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の商業的利用その他あらゆる形態での利用から生じる利益が、相互に合意する条件に基づいて公正かつ衡平に配分されるようにするための措置を講じ、これに関する最低限の条件及び基準を定め[るものとする][なければならない]。]

[2. ⁵ 「公正かつ衡平な配分」の定義は、網羅的なものではなく、また、これがすべてでもない。しかし、その定義は、次の最低限の条件を含[むものとする][んではないなければならない]。公正かつ衡平な配分とは、次のようなもの[とする][でなければならない]。

(a) 次のことなどを可能にすることによって、あらゆるレベルの配分において、より力の弱い当事者の立場の強化に貢献すること。

- (i) 情報への平等なアクセス
- (ii) 関係する利害関係者すべての効果的な参加
- (iii) 能力開発

[(iv) 国際的な共同研究ネットワークへの参加]

- (v) 市場、新技術及び製品への優先的なアクセス

(b) 生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用という、本条約の他の 2 つの目的に貢献すること、又は最低限、これに反する行為をしないこと。

(c) 慣習による利益配分の仕組みなど、既存の公正かつ衡平な利益配分の形態を妨げないこと。

(d) [原住民・地域社会[原住民及び地域社会]の]慣習法[、慣習、アクセスと利益配分に関する[ライセンス]]及び慣行並びに土地固有の知的財産権制度など、文化の境界を越えた価値及び法制度を尊重すること。

(e) 政策決定及び契約交渉に、現地の利害関係者を含む、すべての利害関係者が民主的にかつ有意義に参加できるようにすること。

(f) すべての当事者、特に原住民・地域社会が当該プロセスについて等しく十分に理解し、十分な情報を得た上で決定を行う時間及び機会を得られるだけの透明性を確保すること(効果的な事前の情報に基づく同意)。

(g) すべての取引が相互に合意する条件に基づいて、効果的な事前の情報に基づく同意を得た上で行

⁵ 本文中における本項の配置については、さらに検討しなければならない。

われるように、独立の第三者による検討に関する規定を含めること。

(h) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の原産地・起源の特定について規定すること

(i) 合意された条件についての情報を公に利用できるようにすること

12) 利用ごとの利益配分

[アクセスと利益配分に関する国際的制度には、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の各利用について利益配分を確保するための措置及び原則を定め[るものとする][なければならない]。]

13) 原産地が明らかでないか複数の国にまたがる場合の多国間での利益配分の方法

[1. 本条約以前にアクセスが行われた[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]には、提供国とのアクセスと利益配分の取決めが適用され[るものとし][なければならない]、これら[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]から継続して生じる利益は、いずれもその原産国に公正かつ衡平に配分される。[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産地が明らかでない場合には、交換に関する多国間システムを設け[るものとする][なければならない]。]

[2. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を共有する締約国は、複数の国にまたがって存在する[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するため、相互に合意する条件に基づいて二国間又は多国間の協定を締結[するものとする][しなければならない]。]

[3. 締約国は、国内に及び国境を越えて存在し、特定の知識、工夫又は慣行を共有する複数の原住民・地域社会を、関係するアクセスと利益配分の取決めの交渉に加えることを促進し、当該取決めによって得られる利益をこれら原住民・地域社会の間で公正かつ衡平に配分することを支援[するものとする][しなければならない]。]

14) 国境をまたぐ場合に対応するための信託基金の設立

[本条約以前にアクセスが行われた原住民・地域社会の知識、工夫及び慣行には、関係する原住民・地域社会とのアクセスと利益配分の取決めが適用され[るものとし][なければならない]、当該知識、工夫及び慣行から継続して生じる利益は、いずれも関係する原住民・地域社会に公正かつ衡平に配分され[るものとする][なければならない]。[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する知識、工夫及び慣行の起源が明らかでない場合には、原住民・地域社会の代表(基金が原住民・地域社会の権利を促進するために利用されるように[するものとする][しなければならない])が運営[するものとする][しなければならない]基金を設置[するものとする][なければならない]。]

15) 素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項の一覧の開発⁶

[第1案]

締約国は、[遵守のための措置を[促進すること][拘束力のあるものとする][に加えて]次のことを行[うものとする][わなければならない][うことができる]。

- a) 主要な分野の利用者及び提供者と協議して、契約の[モデル]条項の分野別一覧を策定すること。
- b) 利用者及び提供者が相互に合意する条件の交渉を行う際にこれらの[モデル]条項の分野別一覧を利用するよう奨励すること。]

[第2案]

[素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項、及び遺伝資源の典型的な利用に関する目録や一覧表を利用することによって、相互に合意する条件を交渉する際に、法的確実性が高まり、取引費用が低減する可能性があり、また、提供者と利用者が対等な立場で交渉するのに役立つことから、そうした規定や目録を利用できることが遺伝資源の提供者と利用者の双方の利益となることを強調し、{前文の項}]

1. 締約国は、[遵守のための措置を[推進すること][拘束力のあるものとする][に加えて、][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者及び利用者に対し、相互に合意する条件を定める際に次のことを考慮するよう奨励する[ための措置を講じる][ものとする][なければならない]。

(a) これらの条件に、[適宜、]下記第 2 項及び第 3 項に基づいて定めた[モデル]条項を組み入れること。

(b) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用並びに関連する金銭的利益及び非金銭的利益に関する目録や一覧表。

2. [相互に合意する条件の交渉において法的確実性を高め、取引費用を低減し、平等を促進するため、]締約国は、[連帯して][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用並びに関連する金銭的利益及び非金銭的利益に関する[分野別][モデル]条項[の一覧][及び目録や一覧表]を策定[国レベルで][[適宜、]開発のための手続きを定める][するものとする][しなければならない][することを検討する][することを希望する場合がある]。[この手続きは、次のことを行[うものとする][わなければならない][うことができる][これに関連して、次のことを行わなければならない。]

[(a) [主要な分野別の国際機関及び関係する利用者及び提供者と協力して、][及び最善慣行を反映して、][特に][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用及び関連する利益に関する[モデル]条項及び目録や一覧表を定めるべき分野を特定すること。]

(b) [各種の分野に共通の要素と各分野の特殊性を考慮して、][[モデル]条項において対応[すべき][うことができる]問題を特定すること。

⁶ 決定 IX/12 附属書 I の III.C.2.1.b 及び III.E.1.5 にもモデル条項の分野別一覧に関する項がある。

(c) 利害関係者の関与を促進する明確かつ透明な[規則][提案]を含めること。

3. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用に関する[モデル]条項[及び目録や一覧表]について[連帯して]検討し、また適宜、[[国レベルで]これに関する提言を採択][これの一覧に関する取りまとめ文書をクリアリングハウスメカニズムに提出][するものとする][しなければならない][することができる]。締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用に関する前記の[モデル]条項[及び目録や一覧表]を定期的に見直し、適切な場合には、これを更新[するものとする][しなければならない][することができる]。]

[4. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の提供者と利用者との相互に合意する条件において、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用のうち次の3つについて、アクセスと利益配分に関する国際的制度の附属書{…}の[モデル]条項の利用を奨励する措置を講じ[るものとする][なければならない]。

(a) 商業化を目的としない研究

(b) 商業化を目的とする研究及び開発

(c) 商業化]

[5. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用がこれら3つの分類のいずれに該当するかは、アクセスと利益配分に関する国際的制度の附属書{…}において規定される。]

16) 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインの利用の拡大

[遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインを採択した締約国会議決定VI/24を想起し、{前文の項}]

B. 遺伝資源へのアクセス⁷

1) 締約国がアクセスについて決定する主権的権利及び権限の認識

[各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有すること、及び遺伝資源へのアクセスについて決定する権限は各国政府にあり、その国の国内法に従うことを想起し、{前文の項}]

[さらに、各締約国は、他の締約国による環境上健全な利用のための遺伝資源へのアクセスを容易にする環境を整えるよう努力し、本条約の目的に反する制限を課してはならないことを想起し、{前文の項}]

[さらに、遺伝資源へのアクセスは、締約国が別段の決定を行う場合を除き、当該資源を提供する締約国

⁷ この標題は、アクセスと利益配分に関する国際的制度の最終的な適用範囲に影響を及ぼすものではない。

の事前の情報に基づく同意を条件とすることを想起し、またこれに関連して、各締約国は自国の遺伝資源へのアクセスについて、生物多様性第 15 条にいう事前の情報に基づく同意を条件としないという決定を下すことができることを認識し、{前文の項}

[人々の健康、食糧の安全保障又は生物の多様性が深刻なほど脅かされるような緊急事態においては、遺伝資源へのアクセスを容易にすることが重要であることを強調し、{前文の項}]

[各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有することを再確認し、生物多様性条約の規定、その 3 つの目的を達成することへの我々の約束、並びに特に生物多様性条約第 8 条(j)項、第 15 条、16 条、19 条、20 条、21 条に従い、{前文の項}]

[遺伝資源へのアクセスについて決定する権限は各国政府にあり、その国の国内法に従うことを再確認し、{前文の項}]

[1. 締約国は、自国の天然資源に対する主権的権利を有し、また、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][並びに関連する伝統的知識]へのアクセスについて決定する権限は各国政府にあり、[その国の国内法に従う]。[[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスによって、[伝統的な生活様式を有する]原住民・地域社会の知識、工夫及び慣行に影響が及ぶ場合には、]関係する原住民・地域社会は、[国内法に従って、]アクセスについての決定において発言権を有する[ものとする][べきである]。]]

第 1 案

[2. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識へのアクセスは、原住民・地域社会の自由意思に基づく事前の情報に基づく同意を条件と[するものとする][しなければならない]。][原住民・地域社会の有する遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスは、これら社会の事前の情報に基づく同意を条件と[するものとする][しなければならない]。]

第 2 案

[2.(a) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する原住民・地域社会の伝統的知識、工夫及び慣行へのアクセスは、これら社会の(適切な場合にはその代表を通じた)[事前の情報に基づく同意][承認及び関与]を条件と[するものとし][しなければならない]、かつ国内法に従[うものとする][わなければならない]。]

2.(b) 適切な場合、原住民・地域社会が所有する[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスは、国内法に従い、これら社会の[事前の情報に基づく同意][承認及び関与]を条件と[するものとする][しなければならない]。]

[3. 各締約国は、遺伝資源への円滑なアクセスを確保するための規則を導入[するものとする][しなければならない]。]

[4. 各締約国は、アクセスと利益配分に関する政府窓口を1ヵ所指定し、この政府窓口が締約国に代わって条約事務局との連絡役を担当[するものとする][しなければならない]。政府窓口は、関連する手続き(事前の情報に基づく同意、相互に合意する条件及び利益配分に関する手続きを含む)について、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスを申請する者に情報を提供[するものとする][なければならない]。[また、政府窓口は、原住民及び地域社会並びに関係する利害関係者に関する[権利について、申請者に情報を提供][情報を、適宜、利用できるように][するものとする][しなければならない]。]

[5. [自国の遺伝資源[生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている]各締約国は、適宜、一ないし複数の権限ある国内当局も指定[するものとし][しなければならない]、この国内当局が、相互に合意する条件及び利益配分の取決めを含む、アクセスの申請の取扱い及び処理について責任を有す[るものとする][なければならない]。[締約国は、政府窓口と権限ある国内当局の両方の機能を果たす単一の機関を指定[することができる][するものとする][しなければならない]。]

[6. 各締約国は、このアクセスと利益配分に関する国際的制度の[施行期日][効力発生の日]までに、政府窓口及び権限ある[国内]当局の名称及び所在地を条約事務局に通知[するものとする][しなければならない]。]^{8 9}

[7. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスは、国内法に定める事前の情報に基づく同意が付与されてはじめて実施[されるものとする][されなければならない]。]

[8. 各締約国は、[事前の情報に基づく同意を取得するための申請に、最低限でも、]以下の情報が[含まれ[るものとする][なければならない]よう確保するため]、[適宜]、立法上、行政上又は政策上必要な措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

[(a) 申請者又は収集者の法的主体と所属及び申請者が組織の場合には連絡担当者]

[(b) アクセスしようとする[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の種類及び量]

[(c) 活動の開始日及び期間]

[(d) 地理的探査範囲]

⁸ 上の第4項から第6項の配置については、さらに検討しなければならない。

⁹ 決定 IX/12 附属書 I の III.C.1.2.b にも第4項から第6項で扱った権限ある国内当局に関する項がある。

[(e) アクセスを認めることの相対的な費用対効果を判断するため、アクセス活動が生物多様性の保全と持続可能な利用にどのような影響を与え得るかの評価]

[(f) 意図した利用に関する正確な情報(例:分類学、収集、研究、商業化)]

[(g) 研究開発が行われる場所の特定]

[(h) 研究開発の実施方法に関する情報]

[(i) 研究開発を共同で行う地元機関の特定]

[(j) 第三者の関与の可能性]

[(k) 収集、研究の目的及び期待される成果]

[(l) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の商業的又は他の利用から生じる利益であって、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスから生じる可能性のある利益の種類／型]

[(m) 利益配分の取決めの表示]

[(n) 予算]

[(o) 機密情報の取扱い]

[(p) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]の[原産国][提供国]である締約国の機関であって、当該[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]に基づく科学研究開発に[全面的に]参加するもの特定]

[(q) 上記研究開発の成果へのアクセス方法に関する情報]

[(r) 相互に合意する条件で、当該[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]を利用した技術にアクセスする方法及び当該技術を移転する方法に関する情報。]

[9. [自国の][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスに関する事前の情報に基づく同意[を義務付けている締約国は、][については、][いつでも、][国内のアクセスと利益配分の枠組み][が、{・・・}に定める国際標準に従っているか否か、及びどのように従っているか]の詳細]を書面で条約事務局に確認[する][を受ける]ことができる。条約事務局は、当該情報を生物多様性条約のクリアリングハウスメカニズムに登録[するものとする][しなければならない。]

[10. [アクセスと利益配分に関する国際的制度によって課される義務、特に事前の情報に基づく同意、相互に合意する条件及び利益配分に関する義務に影響を与えることなく、]自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスに関して[事前の情報に基づく同意を義務付けている締約国は、]人々の健康、食糧の安全保障又は生物の多様性が深刻なほど脅かされるような緊急事態においては、迅速なアクセス手続きを提供[するものとする][しなければならない。]

2) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関¹⁰

[利益の公正かつ衡平な配分は、遺伝資源へのアクセスが認められてはじめて実現することを認識し、{前文の項}]

[本条約第 15 条 5 項が、遺伝資源にアクセスするには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除き、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とすると規定していることを想起し{前文の項}]

[さらに、本条約第 15 条 4 項が、締約国がアクセスを認める場合には、相互に合意する条件でこれが行われるようにするための措置を講じると規定していることを想起し、{前文の項}]

[1. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]に対する原住民及び地域社会の権利[、並びに原住民及び地域社会の権利]を保護し、利益配分[が相互に合意する条件に基づいて行われること]を確保する、適切な国の規制枠組みを[適宜]定めるために必要な措置を講じ[るものとする][なければならない][ることができる]。]

2. [[自国の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて[事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている]締約国は、[利益の公正かつ衡平な配分は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスが認められてはじめて実現することを認識しつつ、][提供者][原産国又は本条約の規定に従って資源を取得した締約国]と利用者がその相互に合意する条件において、[適宜、][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分について定めることを[奨励する][確保する]措置を講じ[るものとする][なければならない]。][締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスは原産国又は提供国の事前の情報に基づく同意が条件とされ、[また、相互に合意する条件に基づいて[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分][される][されるべき]ことを確保[するものとする][しなければならない]。[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスが原住民・地域社会が有する知識、工夫及び慣行の利用と結びついている場合には、[国内法に基づき、]アクセスは、[必要に応じて、]関係する原住民・地域社会の事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を条件とし、利益の公正かつ衡平な配分が行われ[るものとする][なければならない]。]]

3. [締約国は、[事前の情報に基づく同意及び]相互に合意する条件で合意する適用範囲にとどまらない、自国が提供した[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]の新規の利用について、[原産国又は原住民・地域社会から][新規に事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を要求[する][すべきである][かかる相互に合意する条件に基づいて取り扱われる]と規定することができる。]]

¹⁰ 決定 IX/12 附属書 I の III.A.1.1 にもアクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関に関する項がある。

[4. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][及び関連する伝統的知識]へのアクセスは、利用者が相互に合意する条件のいずれかに違反した場合、又は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の継続的な利用によって環境に悪影響が及ぶ場合には、原産国又は提供国[又は[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び関連する伝統的知識へのアクセスを提供する原住民・地域社会]が取り消[すことができる][すものとする][さなければならない。]

5. [締約国は、環境上健全な利用から生じる利益が資源提供国に公正かつ衡平に配分されること[相互に合意する条件に基づいて行われること]を確保するために[(国内法の遵守に関する証明書を用いることを含む)]、[相互に合意する条件に基づいて、また、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供国の事前の情報に基づく同意を条件として、環境上健全な利用のためのアクセスを容易にする]明確かつ透明な措置を講じ[るものとする][なければならない。][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産国である締約国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国は、他の締約国による環境上健全な利用のための[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセス[を容易にする]環境を整えるよう努力[するものとする][しなければならない]。本条約第 15 条 5 項の規定に従い、遺伝資源へのアクセスは当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除き、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とするものとする。]

3) アクセスに関する規則の法的確実性、明確性及び透明性

[1. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスを[容易にし][自国の天然資源に対する主権的権利及びアクセスについて決定する各国の権限を確保し]、アクセスと利益配分に関連する義務が国の管轄を超えて遵守されることを支援するための条件を整備するため、事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、自国のアクセスと利益配分の枠組みの法的確実性、明確性及び透明性を確保するために、[{…}]にいう]必要な立法上、政策上又は行政上の措置を講じ[るものとする][なければならない。]

[2. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスを[容易にし][自国の天然資源に対する主権的権利及びアクセスについて決定する各国の権限を確保し]、本条約第 1 条の規定に従って本条約の目的に反する制限を課さないようにするため、法的確実性、明確性及び透明性に関する条件を整備[するものとする][しなければならない]。[しかし、環境上健全でない利用に対して必要な場合には、アクセスを拒否[することができる][するものとする][なければならない]。原産国は、特定の利用について、環境上健全であるかどうかを判断する権限を有する[ものとする][べきである]。「利用」の概念は、第三者による利用を制限することを含むものと理解される[ものとし][べきであり]、原産国は、特許その他の知的財産権による[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用の制限が環境上健全であるかどうか、また、かかる制限が生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼすかどうかを判断する権限を有する[ものとする][べきである]。]

[3. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産国である締約国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国は、次のことを行[うものとする][わなければならない]。

(a) [明確性、法的確実性及び透明性を確保するため、自国が本条約第 15 条を完全に遵守することを確保するための自国の政策上、行政上及び立法上の措置を見直すこと。]

(b) [クリアリングハウスメカニズムを通じて、アクセスの申請について報告すること。][国内法令に従ってアクセスを取得するプロセスに関する情報を提供すること。]

(c) [[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の提供は、提供者がその権利を有する場合に限って行うよう提供者に義務付けること。]

(d) 締約国は、ボン・ガイドライン第 36 項にいうアクセスの申請に関する要素について、この一覧が例示的なものであり、国内の状況に合わせることができることを念頭に置きつつ、これを利用[するものとする][しなければならない][することができる。]

4) アクセスに関する規則の無差別的適用

[各締約国は、国内のアクセスと利益配分に関する枠組みを適用するに当たり、[自国の資源に対する主権的権利(本条約第 15 条 1 項にいうこの権利を認識することと両立し得る、アクセスについて決定する権限を締約国に与える権利)に基づいてそうすることが国の利益となる場合を除き、]他の締約国の利用者間[及び自国の利用者と外国の利用者]で[任意に及び不当に]差別[しないものとする][してはならない。]

5) 国の管轄を超えて遵守を支援するための国際アクセス標準(国内のアクセス法との調和を必要としないもの)

[各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有すること、及び遺伝資源へのアクセスについて決定する権限は各国政府にあり、その国の国内法に従うことを想起し、{前文の項}]

[さらに、各締約国は、他の締約国による環境上健全な利用のための遺伝資源へのアクセスを容易にする環境を整えるよう努力し、本条約の目的に反する制限を課してはならないことを想起し、{前文の項}]

[各締約国は自国の遺伝資源へのアクセスについて、生物多様性第 15 条にいう事前の情報に基づく同意を条件としないという決定を下すことができることを認識し、{前文の項}]

[さらに、利益の公正かつ衡平な配分は、遺伝資源へのアクセスが認められてはじめて実現することを認識し、{前文の項}]

[1. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスを[容易にし][自国の天然資源に対する主権的権利及びアクセスについて決定する各国の権限を確保し]、アクセスと利益配分に関連する義

務が国の管轄を超えて遵守されることを支援するための条件を整備するため、事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、自国のアクセスと利益配分の枠組みの法的確実性、明確性及び透明性を確保するために、[必要な][自国で決定することができる]立法上、政策上及び行政上の措置を講じ[るものとする][なければならない]。これらの措置には、可能な限り、次のものを含め[るものとする][なければならない]。]

(全般的な問題)

[(a) 生息域内状況及び生息域外状況に存在する[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスに関する[明確な]規則。[これらの規則は、[自国の資源に対する主権的権利(本条約第 15 条 1 項にいうこの権利を認識することと両立し得る、アクセスについて決定する権限を締約国に与える権利)に基づいてそうすることが国の利益となる場合を除き、]他の締約国の利用者間[及び自国の利用者と外国の利用者]で[任意に及び不当に]差別しない。]]

[(b) [権限ある国内当局から、及び該当する場合には、原住民・地域社会から]事前の情報に基づく同意を取得するための申請を行う際の[明確な]手順。]

[(c) [{…}][国内法]に従って非商業目的での研究のために[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]にアクセスする際の簡素化した手続き。]

[(d) 自国内におけるアクセスと利益配分の枠組み、特に事前の情報に基づく同意を取得するための申請方法に関する情報を入手し、容易にアクセスできるようにすること。]

[(e) (d) 項に基づいて発生した情報(アクセスと利益配分に関する政府窓口に関する情報を含む)を本条約のクリアリングハウスメカニズムに提供し、定期的に更新すること。]

[(f) 権限ある国内当局に対し、[申請の処理件数に関する最新の情報を]本条約のクリアリングハウスメカニズムに[定期的に提出するよう][事前の情報に基づく同意の付与に関する決定を登録するよう]要請すること。]

[(g) 事前の情報に基づく同意に関する[適切な]行政上又は司法上の不服申立て手続き[(不作為及び[任意の及び不当な]アクセスに関する差別的措置を含む)]。]

(権限ある[国内]当局から事前の情報に基づく同意についての決定を得る際に固有の問題)

[(h) 権限ある国内当局による事前の情報に基づく同意の付与又は拒絶の決定は、詳細な理由を付して書面に記載し、申請者に通知することを定めること。]

[(i) 国内のアクセスと利益配分の枠組みにおいて、事前の情報に基づく同意が拒否される場合の根拠を明らかにすること。]

[(j) 権限ある国内当局に対し、国内のアクセスと利益配分の枠組みに定めるとおり、合理的な期間内に事前の情報に基づく同意について決定を行うよう要請すること。]

[(k) 事前の情報に基づく同意について決定を得るための費用が申請を処理する実際のコストを上回らないようにすること。]

[(l) 権限ある国内当局に対し、事前の情報に基づく同意を与える決定に、入手可能な出入国情報、及びこの決定が適用される[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の参照コードを記載するよう要請すること。]

(相互に合意する条件(契約に標準的に規定されるもの)に関連する固有の問題)

[(m) 国内のアクセスと利益配分の枠組みにおける相互に合意する条件の策定に関する[明確な]規則]

[(n) 相互に合意する条件の策定を義務付けること]

[(o) 相互に合意する条件を書面で定めることを規定すること]

[(p) 相互に合意する条件に紛争の解決に関する規定を含めることを定めること]

[(q) 相互に合意する条件に利益配分を考慮したことを反映することを定めること]

[(r) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用、並びに{…}に基づいて生み出される、関連する利益に関する[モデル]条項及び目録や一覧表を参考にすること]]

[2. 不正使用の場合の遵守を支援するために{…}に定める追加的な措置は、遺伝資源を提供する締約国の国内のアクセスと利益配分の枠組み[とは何ら関係がない][が第 1 項に合致している場合に適用する]。]

6) 国際的に開発されたモデル国内法

[本条約第 15 条 1 項が、各国は自国の資源に対する主権的権利を有すること、及び、遺伝資源へのアクセスについて決定する権限は各国政府にあり、その国の国内法に従うことを規定していることを想起し、{前文の項}]

[本条約第 15 条 5 項が、遺伝資源にアクセスするには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除き、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とすると規定していることを想起し{前文の項}]

[締約国の法制度はそれぞれに異なっており、したがって自国の国内事情に基づいて本条約のアクセスと利益配分に関する規定の実施について選択していることに留意し、{前文の項}]

1. 締約国は、国内法の[モデル]規定の例を条約事務局に示し、条約事務局は、締約国が本条約のアクセスと利益配分の規定を国内で実施することを援助及び支援するため、締約国の求めに応じてこれらを締約国に示[すことが奨励される][すものとする][さなければならない]。

[2. 締約国は、[連帯して][できるだけ速やかに、]国内法の[モデル]規定の例[及び{…}]に定める国際的なアクセス標準に合致する行政上の意思決定の代表的な枠組みを[採択し][取りまとめ][、クリアリングハウスメカニズムを通じてこれらを配布][するものとする][しなければならない。]

[3. 締約国がアクセスと利益配分に関する国際的制度の{…}に定める規定の遵守をモニターするために、国の枠組みの中で利用者側措置を実施している場合、[提供国][原産国]は、その主権的権利を行使し、当該締約国からの申請者が{…}に定める補助的アクセス手続きを利用できるように、国のレベルで決定することができる。]¹¹

7) 管理及び取引費用の最小化

8) 非商業目的の研究に関するアクセス規則の簡素化

第1案

[1. 事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、非商業目的の研究のための[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて、簡素化した行政手続きを定め[るものとする][なければならない。]

[2. 研究の「非商業目的」としての分類は、研究の性質、形態及び目的、なかでもその意図がアクセスの時点で非商業的であることに基づいて決定[することができる][するものとする][しなければならない。]

[3. 簡素化した手続きの一貫性を保つため、締約国は次のことを目的とした措置を講じ[るものとする][なければならない]。

(a) アクセスと利益配分に関する義務が以降の利用者に引き継がれるようにすること。

(b) 非商業目的での利用者によって利用の意図が変更される可能性に対応すること(かかる変更の明確な判断基準を明らかにすることを含む)。

(c) 非商業目的での利用者によって利用の意図が変更された場合に、必要に応じて、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者と再度相互に合意する条件の交渉が行われるようにすること。

(d) 公表方針などを通じて生成された情報の利用が制限されている場合に、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者が、提供者に関する義務を負わずにかかる情報を利用するのを防止すること。

(e) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者による、アクセスと利益配分に関する、研究団体に当てはまる行動規範の最善慣行への取り組みを認めること。]

¹¹ この提案については協議留保となっており（後掲の附属書 II を参照）、次回の作業部会で検討する予定である。

[4. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者及び利用者が相互に合意する条件を策定する際に、{…}に基づいて定められた[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用に関する[モデル]条項[及び関係する目録や一覧表]をこれらの条件に含めることを検討することを奨励する措置を講じ[るものとする][なければならない。]

5. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を追跡するための電子的手段の利用及び開発における経験の交換に協力[するものとする][しなければならない]。

6. 締約国は、非商業目的での研究のための[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセス[と利益配分]について簡素化した行政手続きを適用するに当たり、[適宜、]最善慣行に関する情報を交換[するものとする][しなければならない]。

第2案

[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産国である締約国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国は、次のことを行[うものとする][わなければならない]。

(a) 分類[及びその他の非商業目的]のために利用される[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][に適用する][に関する]、簡素化したアクセス規則を検討すること。

(b) [相互に合意する条件において合意された内容[適用範囲]を超えて[大幅に]新規の又は変更された[遺伝資源][生物資源]の利用については、提供国又は関係する原住民及び地域社会から新たに事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を取得することを条件と[する][しなければならない]ことを定めること。][締約国は、利用者及び提供者に対し、相互に合意する条件を策定する際に、遺伝資源の用途に変更が生じることがあれば相互に合意する条件について再度交渉を行う義務をこれらの条件に含めることを検討するよう奨励するものとする。]

C. 遵守

1) 遵守を促すための手段の開発

(a) 意識啓発活動

[国内のアクセスと利益配分に関する規制枠組みを認識することは、利用者及び提供者による遵守を確保する上で重要であることに留意し、{前文の項}]

締約国は、[利益配分を[確保する][促進する]ための[義務的な][任意の]遵守のための措置の支援として、]アクセスと利益配分の問題に対する意識啓発のために、[次の]措置を講じ[るものとする][なければならない]。かかる措置として、次のものが考えられる[(ただしこれらに限定されない)]。

(a) 国内のアクセスと利益配分の枠組み、特に国内の法律、政策及び手続きに関する最新の情報を入手

できるようにすること。

(b) アクセスと利益配分に関する国際的制度を推進するための措置[(不正使用、誤用及びバイオパイラシーの概念に対して一般国民の幅広い理解を得ること、並びに生物多様性に対する原住民・地域社会の貢献及びその貢献が生み出す利益について認識することを含む)]。

(c) 利害関係者の会合の組織

(d) 利害関係者のための相談窓口の設置及び維持

(e) [専門のウェブサイト][アクセスと利益配分に関するクリアリングハウス][及び印刷物]を通じた情報提供

(f) 利害関係者との協議による行動規範[及び最善慣行]の普及促進

(g) 地域でのアクセスと利益配分に関する経験の交換の促進

[(h) 原住民・地域社会、非商業目的の研究セクター、商業化を目的とする研究グループ、及び研究開発資金供与機関を対象とした、アクセスと利益配分に関するライセンスの開発、利用可能性、使用及び条件に関する意識啓発]

[(i) アクセスと利益配分に関する遵守を証明する製品ラベリングの可能性についての意識啓発]

[(j) 共同研究ネットワーク及びアクセスと利益配分に関するライセンスを使用した科学出版物のオンライン登録簿の設置]

[2. 締約国は、本条約第 8 条(j)項及び第 10 条©項に従い、研究及び訓練(第 12 条)、公衆のための教育及び啓発(第 13 条)、情報の交換(第 17 条 2 項)及び技術上及び科学上の協力(第 18 条 4 項)に関する計画作成と実施に原住民・地域社会をその同意を得たうえで積極的に関与させることにより、原住民の知識、工夫及び慣行が幅広く適用されるのを促進するため、意識啓発を行[うものとする][わなければならない]。]

(b) 不正使用・誤用に対する国際的な認識¹²

第 1 案

[1. 遺伝資源の不正使用とは、締約国の国内における適用法がその遺伝資源へのアクセスに対して事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件を義務付けている場合に、故意又は過失により当該法に違反して遺伝資源を取得することをいう。]

[2. 各締約国は、以下のことを行[うものとする][わなければならない]。]

¹² 不正使用の定義については、定義の必要性も含めて、詳しい文書が提出されるものとみられる。

(a) その〔領域〕〔管轄域〕にある〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕〔又は関連する伝統的知識〕を利用する自然人又は法人に対し、〔その全力を尽くして〕、不正使用された〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕〔又は関連する伝統的知識〕の取得又は利用を防止するための適切な措置を講じるよう、義務付けること。

(b) 利用者が上記措置を講じない場合の対策を講じること。]

[3. 各締約国は、〔以下のものに対し、〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕〔又は関連する伝統的知識〕の不正使用を防止する〔及びそれに対処する〕〕ため、〔{・・・}に定める〔開示要件〕を含め、〕〔立法上、行政上及び政策上の〕措置〔並びに原住民・地域社会の慣習法、共同社会レベルの手続き又は慣習〕を〔特に〕適用〔するものとする〕〔しなければならない〕。

(a) 当該締約国〔〔の〕国籍を有する〕〔又は当該締約国に永久的な事業場所を有する〕〔の管轄内の〕自然人又は法人であって、〔アクセスと利益配分に関する国際的制度、〔原産国又は本条約の規定に従って遺伝資源を取得した国〕〔本条約の意味の範囲内で〕遺伝資源を提供する国〕の法律又は行政上の措置に違反して〕〔別の締約国の管轄内で〕〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕を不正使用したものの〔原産国の第三者〕]

(b) 自然人又は法人であって、〔当該締約国の領域で〕〔当該締約国の管轄内で〕〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕を〔取得し〕〔アクセスし〕又は利用し、その際に〔それが〕〔アクセスと利益配分に関する国際的制度、〔原産国又は本条約の規定に従って遺伝資源を取得した国〕〔本条約の意味の範囲内で〕遺伝資源を提供する国〕の法律又は行政上の措置に違反して〕〔別の締約国の管轄内で〕不正使用されたことを〔知っていた〕もの]

〔(c) 自然人又は法人であって、当該締約国の領域で〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕を〔取得し〕〔アクセスし〕又は利用し、得られる情報によれば、当該〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕が〔アクセスと利益配分に関する国際的制度、〔原産国又は本条約の規定に従って遺伝資源を取得した国〕〔本条約の意味の範囲内で〕遺伝資源を提供する国〕の法律又は行政上の措置に違反して〕〔別の締約国の管轄内で〕不正使用されたことを知っていたはずであるもの]

[4. 締約国は、不正使用された〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕を提供する別の締約国の国内のアクセスと利益配分の枠組みが、不正使用の時点で、〔{・・・}に定める国際標準〕〔アクセスと利益配分に関する国際的制度に定めるアクセス規定〕と一致して〔いなかった〕〔いなかったとみなす〕ときは、上述の措置を講じないことができる。]

[5. 上記第 2 項及び第 3 項に従って締約国が講じる措置では、救済措置及び効果的で〔程度に応じた、制止的効果のある〕制裁措置を定め〔るものとする〕〔なければならない〕。]

[5. 各締約国は、〔遺伝資源〕〔生物資源〕〔、その派生物〕〔及び産物〕の不正使用の可能性のある事例に

関する他の締約国の調査に協力[するものとする][しなければならない]。]¹³

第2案

A案

[遺伝資源の不正使用とは遺伝資源へのアクセスであって、遺伝資源を提供する国の国内アクセス法及びアクセスの時点で効力のある「アクセスと利益配分の国際的制度」に定められたアクセス規定に従った事前の情報に基づく同意を得ていないもの又は相互に合意する条件を定めていないものをいう。]¹⁴

B案

[アクセスと利益配分に関する国際制度の適用上、以下の行為は不正使用又は無許可のアクセスを構成する。

(i) 関係する原住民又は地域社会の自由意思に基づく事前の情報に基づく同意を得ずに遺伝資源又は関連する伝統的知識にアクセスすること又は遺伝資源もしくは関連する伝統的知識を利用すること、

(ii) 遺伝資源が生息域外にある場合又は伝統的知識がすでに公知である場合であって、自由意思に基づく事前の情報に基づく同意の要件が適用されない場合に、関係する原住民又は地域社会に対して公正かつ衡平な利益の配分をせずに、遺伝資源又は関連する伝統的知識にアクセスすること又は遺伝資源もしくは関連する伝統的知識を利用すること。]¹⁵

第3案

[各締約国は、不正使用された[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び伝統的知識の利用を防止するための措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

(c) 素材移転契約のモデル条項の分野別一覧 ¹⁶

[第1案

締約国は、[遵守のための措置を[促進すること][拘束力のあるものとする]に加えて]次のことを行[うものとする][わなければならない][うことができる]。

(a) 主要な分野の利用者及び提供者と協議して、契約の[モデル]条項の分野別一覧を開発すること。

¹³ 第1案第1項は、作業規定に不可欠な部分として提案されたものであり、提案者には定義という意図はなかった。第1項が定義を構成するというのは他の代表団らの見解であった。第1項に関しては、その内容についても配置についても協議留保となっており、次回作業部会で検討する予定である。

¹⁴ この項に関しては、その内容についても配置についても協議留保となっており、次回作業部会で検討する予定である。この項は第1案第1項の代案というのが提案者の意図であった。

¹⁵ この項に関しては、その内容についても配置についても協議留保となっており、次回作業部会で検討する予定である。この項は第1案第1項に追加するものというのが提案者の意図であった。

¹⁶ 決定 IX/12 附属書 I の III.A.2.5 及び III.E.1.5 にもモデル条項の分野別一覧に関する項がある。

(b)利用者及び提供者が相互に合意する条件の交渉を行う際にこれらの[モデル]条項の分野別一覧を利用するよう奨励すること。]

[第2案]

[素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項、及び遺伝資源の典型的な利用に関する目録や一覧表を利用することによって、相互に合意する条件を交渉する際に、法的確実性が高まり、取引費用が低減する可能性があり、また、提供者と利用者が対等な立場で交渉することに役立つことから、そうした規定や目録を利用できることが遺伝資源の提供者と利用者の双方の利益となることを強調し、{前文の項}]

1. 締約国は、[遵守のための措置を[推進すること][拘束力のあるものとする]に加えて、][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者及び利用者に対し、相互に合意する条件を定める際に次のことを考慮するよう奨励する[ための措置を講じる][ものとする][なければならない]。

(a) これらの条件に、[適宜、]下記第2項及び第3項に基づいて定めた[モデル]条項を組み入れること。

(b) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用並びに金銭的及び非金銭的利益に関する目録や一覧表

2. [相互に合意する条件の交渉において法的確実性を高め、取引費用を低減し、平等を促進するため、]締約国は、[連帯して][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用並びに関連する金銭的利益及び非金銭的利益に関する[分野別][モデル]条項[の一覧][及び目録や一覧表]を開発[国レベルで][[適宜、]策定のための手続きを定める][するものとする][しなければならない][することを検討する][することを希望する場合がある]。[この手続きは、次のことを行[うものとする][わなければならない][うことができる][これに関連して、次のことを行わなければならない]。]

[(a) [主要な分野別の国際機関及び関係する利用者及び提供者と協力して、][及び最善慣行を反映して、][特に][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用及び関連する利益に関する[モデル]条項及び目録や一覧表を定めるべき分野を特定すること。]

(b) [各種の分野に共通の要素と各分野の特殊性を考慮して、][モデル]条項において対応[すべき][することができる]問題を特定すること。

(c) 利害関係者の関与を促進する明確かつ透明な[規則][提案]を含めること。

3. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用に関する[モデル]条項[及びライセンス供与条件][及び目録や一覧表]について[連帯して]検討し、また適宜、[[国レベルで]これに関する提言を採択][これの一覧に関する取りまとめ文書をクリアリングハウスメカニズムに提出][するものとする][しなければならない][することができる]。締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の典型的な利用に関する前記の[モデル]条項[及びライセンス供与条件][及び目録や一

覧表]を定期的に見直し、適切な場合には、これを更新[するものとする][しなければならない][することができる]。]

[4. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の提供者と利用者の間の相互に合意する条件において、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用のうち次の 3 つについて、アクセスと利益配分に関する国際的制度の附属書{…}の[モデル]条項[及びライセンス供与条件]の利用を奨励する措置を講じ[るものとする][なければならない]。

- (a) 商業化を目的としない研究
- (b) 商業化を目的とする研究及び開発
- (c) 商業化]

[5. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用がこれら 3 つの分類のいずれに該当するかは、[標準化された分類方法、特に：国際特許分類、国連国際標準産業分類、地域統計分類単位 (Nomenclature of Territorial Units for Statistics) 及び地域又は各国の分類方法でこれらに相当するものを用いて開発する。指標の詳細は]アクセスと利益配分に関する国際的制度の附属書{…}において規定される。]

(d) 重要な利用者集団のための行動規範

[国内及び国家間に、分野又は企業に固有のアクセスと利益配分に関する行動規範及び最善慣行のガイドラインが各種存在すること、及び、本条約の第三の目的である遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を達成する上でのそれらの重要性を認識し、{前文の項}]

締約国は、[遵守のための措置を[促進すること][拘束力のあるものとする][に加えて]次のことを行[うものとする][なければならない][うことができる]。

- (a) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者のために、適宜、アクセスと利益配分に関連する[自主的な]行動規範[及び最善慣行の基準]を開発し、見直し及び更新するのを支援すること。
- (b) 利用者が行動規範を遵守する[のを奨励する][ことを確保する][また、最善慣行の基準の遵守を利用者に奨励する]ための措置を講じること。

[(c) 関係する利用者集団に対するこれらの行動規範及び最善慣行の基準の伝達、教育及び啓発を確保すること。]

(e) 最も優れた行動規範の特定

[国内及び国家間に、分野又は企業に固有のアクセスと利益配分に関する行動規範及び最善慣行のガイドラインが各種存在すること、及び、本条約の第三の目的を達成する上でのそれらの重要性を認識し、

{前文の項}

締約国は、アクセスと利益配分に関連する行動規範及び最善慣行となるガイドラインを特定し、これらを定期的に見直すための手続きを連帯して定め [るものとする] [なければならない]。

(f) 研究資金供与機関が研究資金を受給した利用者に対して所定のアクセスと利益配分の要件を遵守するよう義務付けること

締約国は、[[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び関連する伝統的知識が関係する場合には、申請手続き又は研究成果の一環として、[遵守証明書に記載される固有の識別コード][関係国内法を遵守していることの証拠]を、適宜、要求する]よう[努めるよう研究資金供与機関に] [奨励][ことを研究機関、資金供与機関及び公表機関が行う]よう確保] [[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識に関する研究資金の受給者が][][アクセスを提供する締約国のアクセスと利益配分に関する国内法][アクセスと利益配分に関する国際的制度、法律又は行政上の措置][及び原住民・地域社会の慣習法、共同社会レベルの手続き又は慣習、]に従って行動する]よう[奨励][確保][するものとする][しなければならない]。

(g) 利用者による単独宣言

[締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び関連する伝統的知識へのアクセスを求める利用者に対し、アクセスと利益配分に関する非独占的、非商業的ライセンスの条件をあらかじめ受諾することを示す機会を提供することができる。]

(h) 国の管轄を超えて遵守を支援するためのアクセスの国際標準(国内のアクセス法の調和を必要としないもの)

[不正使用の場合の遵守を支援するために{...}に定める追加的な措置は、遺伝資源を提供する締約国の国内のアクセスと利益配分の枠組みが{...}に合致している場合に適用[するものとする][すべきである]。]

2) 遵守をモニターするための手段の開発

[各締約国は、次のような [遵守をモニターするための手段を開発する能力を開発することを目的とした] [適切な立法上、[規制上、] 行政上又は政策上の] 措置を講じ [るものとする] [なければならない]。]

(a) 情報交換のための仕組み

1. [締約国は、次のことなどを通じて、締約国、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者及び利用者との間の、及び適切な場合には、アクセスと利益配分に関する政府窓口間のアクセスと利

益配分に関する情報の交換を円滑にするために協力[するものとする][しなければならない]。][次のことのために、[締約国は、]本条約第 18 項 3 項[に基づく][の下での]クリアリングハウスメカニズム[及び締約国間で合意するその他の方法(インターネット以外の方法を含む)]を利用[するものとする][しなければならない]。][の一環として、アクセスと利益配分に関するクリアリングハウスメカニズムが設けられる。]

[(a) [情報の交換を通じて、]アクセスと利益配分に関する国内法[、規制][又は地域社会の慣習]の遵守、及びこのアクセスと利益配分に関する国際的制度の遵守を[モニターする][支援する]こと。]

(b) [アクセスと利益配分に関するライセンスの使用経験を含め、]アクセスと利益配分に関する科学上、技術上、環境上及び法律上の情報並びに経験[、及び非商業目的での研究のための[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて簡素化した行政手続きを適用する際の最善慣行に関する情報]の[衡平な]交換を促進すること。

[(c) 開発途上締約国(特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び移行経済諸国)及び起源の中心である国及び遺伝的多様性の中心である国の特別のニーズを考慮しつつ、アクセスと利益配分に関するクリアリングハウスメカニズムへの効果的な参加のための十分な資金供与及び能力開発を促進すること。]

(d) 開発途上締約国(特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び移行経済諸国)及び起源の中心である国及び遺伝的多様性の中心である国の特別のニーズを考慮しつつ、[下記第 3 項に定める情報の提供を通じて、]締約国がこのアクセスと利益配分に関する国際的制度を実施するのを支援すること。

[(e) 遺伝資源の潜在的利用者が関係する情報にアクセスすることを支援すること。]

[2. [アクセスと利益配分に関する]クリアリングハウスは、前項 1 の目的を果たすため、情報を利用できるようにする手段としての役割を果たす[ものとする][べきである]。クリアリングハウスは、[国内のアクセスと利益配分の枠組み及び]このアクセスと利益配分に関する国際的制度の実施に関連して締約国が利用に供した情報へのアクセスを提供[するものとする][しなければならない]。]

3. 各締約国は、秘密の情報の保護を害することなく、[このアクセスと利益配分に関する国際的制度に基づいてアクセスと利益配分に関するクリアリングハウスへの提供が義務付けられている情報]及び次のものを、[適宜、][アクセスと利益配分に関する]クリアリングハウスに提供[するものとする][しなければならない]。

(a) このアクセスと利益配分に関する国際的制度を実施するための[現行の法令及びガイドライン][方法]

[(b) [原住民・地域社会の][関係する]慣習法[、][及び]社会の慣習[及びアクセスと利益配分に関するライセンス]]

(c) [アクセスと利益配分に関する]二国間の、地域的な及び多国間の協定及び取決め

(d) 政府窓口及び権限ある国内当局に関する情報

[(e) アクセスと利益配分の取決めの違反者の一覧(公表による非難(name and shame))]

[(f) アクセスと利益配分に関する[モデル]国内法及び契約のモデル条項[及びライセンス供与条件][の一覧]に関する情報]

[(g) 遺伝資源の追跡のための電子的手段の開発の実例]

[(h) アクセスと利益配分に関する行動規範及び最善慣行]

[4. [アクセスと利益配分に関する]クリアリングハウスには、[適切な場合には、]国内法[、原住民及び地域社会の[慣習及び関係する慣習法][慣習法、慣習[及びライセンス]]、及びアクセスと利益配分の要件の遵守に関して{…}の規定に基づいて権限ある国内当局が交付する国際的な認証[の登録][及び照会先][事例のデータベース]を含め[るものとする][なければならない]。]

[5. [アクセスと利益配分に関する]クリアリングハウスの活動の態様(その活動に関する報告を含む)については、アクセスと利益配分に関する国際的制度の運営機関の[第1回][次回]会合において検討及び決定し、その後継続して見直しを行[うものとする][わなければならない]。]

[6. 情報交換を促進する際に、締約国は、機密情報が国際協定に沿った国内法に従って全面的に保護されるように確保[するものとする][しなければならない]。]

(b) 国内の権限ある当局が交付する国際的に認知された証明書

[遺伝資源、その派生物及び関連する伝統的知識の保全、持続可能な利用及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関わる様々な利害関係者に対し、法的確実性を確保することの重要性を認識し[前文の項]]

1. 各締約国は、アクセスと利益配分に関する政府窓口を1ヵ所指定[、また[適宜、]クリアリングハウスメカニズムを通じてアクセスと利益配分に関する情報を提供][するものとする][しなければならない]。政府窓口は、事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を取得する際の手続き(利益配分を含む)に関する情報及び権限ある国内当局[、関係する原住民又は地域社会及び関係する利害関係者]に関する情報を[[アクセスと利益配分に関する]クリアリングハウスメカニズムに][及び締約国間で合意するその他の方法で(インターネット以外の方法を含む)][提供][利用に供][するものとする][なければならない]。

2. 各締約国は、一ないし複数の権限ある国内当局も指定[するものとし][しなければならない]、この当局は次の機能について責任を有し、当該締約国に代わってこれらを行う正当な権限を与えられ[るものとする][なければならない]。

[(a) このアクセスと利益配分に関する国際的制度[によって求められる][の実施を支援するための]行政上の機能[(アクセスと利益配分に関する国内法及び[又は国内の]要件の遵守の証明の[交付][発行]

[及び照会の伝達を含む]を果たすこと。]

[(b) {…}の実施を通じて集められた資金の受領、管理及び資金供与の制度への移転。]

[(c) 事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件に関連する提供国の要件の違反が申し立てられている具体的な事例を含む、関連する情報を、遺伝資源の提供者が入手する援助を行うこと。]

締約国は、政府窓口と権限ある国内当局の両方の機能を果たす単一の機関を指定することができる。

3. 各締約国は、このアクセスと利益配分に関する国際的制度の[施行期日][効力発生の日]までに、自国の政府窓口及び権限ある国内当局の名称及び所在地を条約事務局に通知[するものとする][しなければならない]。締約国が権限ある国内当局を複数指定する場合には、その通知とともに、これら当局のそれぞれの責任についての情報を条約事務局に伝え[るものとする][なければならない]。各締約国は、政府窓口の指定の変更又は権限ある国内当局の名称及び所在地又はその責任の変更を直ちに条約事務局に通知[するものとする][しなければならない]。

4. 条約事務局は、上記第 3 項に基づいて受領した通知を直ちに締約国に通知するものとし、また、[アクセスと利益配分に関する]クリアリングハウスを通じてかかる情報を利用に供するものとする。¹⁷

第 1 案

[[アクセスと利益配分に関する国際的制度は、[原産地][出所][法的由来][遵守]に関する国際的に認知された証明書の][認証の]制度を設け[るものとし][なければならない] [各締約国は、国際的な法的有効性及び適用性への適合の証明を交付するものとし]、これにより、[[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び関連する伝統的知識の原産地を定め、][当該][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]の[利用者が、][提供国][原産国][当該資源の原産国又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国]の関係する[要件又は]法律[又は規制][、原住民・地域社会の][慣習及び関係する慣習法][慣習法[、][及び]慣習[及びライセンス]] [を遵守していることを証明][するものとする][なければならない]。][締約国が提供する[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]は、当該資源の原産国である締約国又は本条約の規定に従って遺伝資源を入手した締約国が提供するもののみである。]この証明書は、国内法に従って指定された権限ある国内当局が交付する公文書[とし][でなければならない]、利用国及び提供国において各種の利用の可能性について遵守をモニターするために設けられる所定のチェックポイントにおいて提示することが義務付けられ[るものとする][なければならない]。]

[締約国は、任意に、関係する国内当局の交付するアクセスと利益配分に関する国内法の遵守の証明(アクセスと利益配分に関する国内法を遵守していることを利用者が証明できるもの)を利用者に提供することができる。]

¹⁷ 上の第 1 項から第 4 項の配置については、さらに検討しなければならない。

(a) [任意の]証明には、[最低限]次の情報を含[むものとする][んでいなければならない][むことができる]。

(i) 交付する国内当局

(ii) 提供者についての詳細

(iii) 権限ある国内当局から割り当てられるアルファベットと数字からなる固有の識別コード

[(iv) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識があるかどうか、及び当該[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]並びに関連する伝統的知識が関係する原住民・地域社会[原住民及び地域社会]の[自由意思に基づく事前の情報に基づく同意][又は承認及び関与]に従ってアクセスされたものかどうか]

(v) 適宜、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]に関する権利の保有者についての詳細

(vi) 利用者についての詳細

(vii) 証明書が適用される対象の明細[(必要に応じて記載)]([遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識])[(ただし、国内の要件において又は関連する伝統的知識を提供する原住民・地域社会によって定められている場合は秘密とされる)]。

[(viii) [アクセス][採取]活動の地理的位置][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の供給源][及び関連する伝統的知識の地理的位置]

[(ix) 関係する原住民・地域社会[原住民及び地域社会]の名称及び所在地]

[(x) [原産国][提供国][又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国]又は原住民・地域社会の付与した事前の情報に基づく同意、及び相互に合意する条件]

[(xi) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識が、その[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の[原産国又は本条約の規定に従って当該遺伝資源を取得した国][[本条約の意味の範囲内で]遺伝資源を提供する国]の国内法]に従ってアクセスされた場合に、情報に基づく同意及び相互に合意する条件が満たされていることの証拠。]

[(xii) 許可される利用[及び][、]利用の制限[及び以下に対するライセンス供与条件]

a. 商業化を目的としない研究

b. 商業化を目的とする研究及び開発

c. 商業化]

[(xiii) 第三者への譲渡の条件[(ライセンス供与条件を含む)]]

(xiv) 交付日

[(xv) 国内のアクセス要件の遵守の確認(事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を含む)]

[(b) この証明書には、事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件に関する機密情報を含めないものとする。]

[(c) 締約国は、商業目的の利用と非商業目的の利用について証明するチェックポイントを設置[するものとする][しなければならない]。商業目的での利用のチェックポイントには、税関検査所、知的財産局、及び知的財産権が適用されない他の商業用途については登録所を含[むことができる][むものとする][んでいなければならない]。[非商業目的での利用に関するチェックポイントには、学術誌の発行所、助成金供与機関及び生息域外収集を含[むことができる][むものとする][んでいなければならない]。]

[(d) 締約国は、新技術[及び締約国間で合意するその他の方法(能力開発及び資金供与を含む)]の利用を通じて、効率的で利用しやすい[任意の]認証手続きを促進[するものとし][なければならず]、これには次のものを含[むことができる][むものとする][めなければならない]。

(i) 事前の情報に基づく同意[[及び]相互に合意する条件[及びライセンス供与条件]]の証拠を示す、コスト効率がよく公に検索可能な証明書[及びライセンス]に関するデータベース

[(ii) 事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件が満たされていること条件として、前述のデータベースに関して遵守が段階的に進んでいる記録]

[(iii) 特許出願[及び登録]の検索可能なデータベース]

(iv) [種の確実性につながる]ゲノム分類学と形態学的分類学の統合

(v) 分類学上の迅速な処理につながる、低コスト、可搬型、遺伝子ベースのバーコード付与技術

(vi) 固有の識別コードと遺伝子ベースのバーコード付与の関連づけ]

[(vii) 標準化された分類方法、特に:1971年ストラスブール協定に基づく国際特許分類(IPC)、国連国際標準産業分類(ISIC)及び地域又は各国の分類方法でこれらに相当するものの利用]。]

[(e) 締約国は、実行可能な場合には、次のことを行[うものとする][わなければならない]。]

[(i) [遺伝資源][生物資源][、その派生物及び産物]又は関連する伝統的知識を追跡するために、既存の追跡手順をまったく新しい視点からその概念を見直して用いること。]

(ii) 煩雑な事務手続きが新たに生じるのを極力避けること。

(iii) [締約国が事前の情報に基づく同意の取得を義務付ける場合には、][素材移転契約[や]アクセスと利益配分の取決めが完成していること][又はアクセスと利益配分に関するライセンスの条件を受諾していることなど]特定の基準に適合していることに基づいた自動的な証明の交付を促進すること。

[(iv) 現行の許可の要件と新規の認証制度の統合を促進すること。]

(v) ペーパーレス・システムを推進すること

[(vi) 内部の記録手続きの整合化を必要とせずに、入ってくる資源と出て行く資源の関連性を確保するた

め、収集の記録に関する最低限の基準を定めること。]

[(vii) 国際的なドキュメンテーション・システムを支援するオンライン・システムを開発するため、開発途上国[(特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び移行経済諸国)]に経済支援を提供すること。]

[(f) 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物及び産物]又は関連する伝統的知識の利用に基づく知的財産権が、かかる知的財産権の適用に提供国のアクセスと利益配分に関する法律を遵守していることの国際的に認知された証明書の開示が含まれている場合を除き、認められないようにする[ものとする][べきである]。]

[(g) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に関連する伝統的知識[へのアクセス][の利用]を追跡するため、証明書には、[最低限]次の情報を含めるものとする。

(i) 許可される利用及び利用の制限[を含め、]以下に対する[ライセンス供与条件]

a. 商業化を目的としない研究

b. 商業化を目的とする研究及び開発

c. 商業化

(ii) 第三者への譲渡の条件[(ライセンス供与条件を含む)]。]

第2案

[[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の原産国である締約国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した]締約国は、アクセスを許可するに当たり、[資源提供締約国のアクセスと利益配分に関する法律[又は規制]又は枠組みを遵守していることを[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者が証明できる、][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者が原産国の関連法を遵守していることを証明する国際的に認知された証明書][遵守証明書][[()又は文書による証拠]]][が権限ある国内当局から][交付されていること][加えて資源提供国の情報及び国内のアクセスと利益配分に関する法律が遵守されているかどうかの情報][を][義務付ける][国内の状況に応じて、適宜定める][権限ある国内当局を通じて公表する][ものとする][なければならない][ことができる][ことを定めることをここに同意する。]

第3案

[1. 締約国によりクリアリングハウスメカニズムに登録される[付与された]事前の情報に基づく同意[を付与する決定]は、国際的に認知された遵守証明書[の交付により証明][されるものとする][証明されなければならない]。]

[2. [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]に対して国際的に認知された遵守証明書が適用される場合、締約国は、その[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産

物][又は関連する伝統的知識]が、[原産国又は本条約の規定に従って遺伝資源を取得した国][[本条約の意味の範囲内で]遺伝資源を提供する国]の国内のアクセスと利益配分の枠組み[並びに原住民・地域社会の[慣習法、共同社会レベルの手続き及び]慣習]に従って取得され、不正使用されたものではないと考え[るものとする][なければならない。]

(c) 追跡及び報告の制度

[遺伝資源の追跡及びアクセスと利益配分義務に関する報告にとって、近代的な通信手段とインターネットを利用したシステムが、遵守をモニターする効率的でコスト効果の高い手段の主要な要素として重要な役割を果たすことを認識し{前文の項}]

1. 締約国は、[契約上の義務の違反又は[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は伝統的知識の不正使用を明らかにし、そうした違反を権利の保有者及び利害関係者に知らせる、追跡及びモニターの制度を設け][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の追跡及びモニターの制度の整備に関連して、クリアリングハウスメカニズムなどを通じて、情報の交換を円滑にし、この目的に適した情報技術のさらなる開発を奨励][するものとする][しなければならない]。

[2. 締約国は、利用者及び提供者に対し、アクセスが行われた[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用のモニター及び追跡に適用される規定(相互に合意する条件の遵守をモニターする手段を含む)をアクセスと利益配分の契約に含めることを奨励[するものとする][なければならない]。]

[3. 各締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用者並びに[提供者][原産国又は本条約の規定に従って遺伝資源を取得した国]に対し、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を追跡するため、及び事前の情報に基づく同意の決定と相互に合意する条件に定められたアクセスと利益配分に関する要件の遵守について報告するため、利用できるなかで最善の、コスト効果の高い通信手段とインターネットを利用したシステムをできるかぎり採用するよう、[奨励する][義務付ける]ものとする。]

[4. 締約国は各種セクターの専門性を反映し、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の取引の追跡と報告に利用できる最善の技術の交換を連帯して[支援][確立]する。]

[5. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び関連する伝統的知識の利用に基づく知的財産権をモニターするため、アクセスと利益配分に関する権限ある国内当局[と知的財産局]間の情報交換の枠組みを定めるものとする。]

[6. 追跡を容易にするため、締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]に関する確立された国際的分類方法、特に:1971年ストラズブール協定に基づいて定めら

れた国際特許分類 (IPC)、国連国際標準産業分類 (ISIC)、地域統計分類単位 (Nomenclature of Territorial Units for Statistics) 及び地域又は各国の分類方法でこれらに相当するものなどを利用することができる。]

7. 締約国は、[利益配分を[確保する][促進する]ための[義務的な][任意の]遵守のための措置の支援として、]アクセスと利益配分の問題に対する意識啓発のために、[次の]措置を講じ[るものとする][なければならない]。かかる措置として、次のものが考えられる[(ただしこれらに限定されない)]。

[(a) [提供者][原産国又は本条約の規定に従って資源を取得した締約国]及び利用者が登録することにより、アクセスと利益配分に関する国際的制度の対象範囲に入る[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び[関連する]伝統的知識に関するアクセスと利益配分に関するライセンスを作成し、使用し、及び表示することのできるオンライン・システムの構築。]

[(b) アクセスと利益配分に関するライセンスが適用される[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び伝統的知識に対し、電子形式及びその他の形式で表示するための公に見えるシンボルの開発。]

(d) 追跡のための情報技術

(e) 開示の要件

[知的財産権が遺伝資源、その派生物及び関連する伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に重要な役割を果たすこと、及びこれらの権利が本条約の目的を助長しかつこれに反しないことが必要であることを認識し{前文の項}]

第1案

[1. 関係する主題が[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び[又は]関連する伝統的知識[を直接利用した][に由来し又はこれを利用した][特許][知的財産権]の申請及び[製品の認可申請]は、[本条約の規定に従って、][[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供国][原産国][又は資源提供国][又は当該[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び[又は]関連する伝統的知識の供給源][及び、[本条約の規定に従って][事前の情報に基づく同意に関する情報及び]事前の情報に基づく同意、相互に合意する条件及び利益配分に関する規定が、資源提供国の国内法[、規制又は要件]に従って、遵守されていることの証拠]を開示[するものとする][しなければならない][することができる]。]

[2. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び関連する伝統的知識の[[供給源][法的遵守]に関する宣言][国内法の遵守証明書]が[本条約のクリアリングハウスメカニズム][{…}]に定める[アクセスと利益配分に関するクリアリングハウス]に通知されるよう確保[するものとする][しなければならない]

ればならない。]

[3. 各締約国は、前項に定める義務の遵守を確保するために効果的な執行の手続きを定め[るものとする][なければならない]。特に、各締約国は、国内当局に關係する情報が公開されないとき及び虚偽の情報が伝達されたときのための行政上[、民事上]又は刑事上の措置を定め[るものとし][なければならない]、また、申請者が、知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有して、前項の義務を遵守せず、又は虚偽のもしくは詐欺的な情報を提供した場合に、申請の処理手続きが進められることを阻止し、知的財産権又は製品の認可を取消し又は履行不能とする権限を行政又は司法当局が有するように[するものとする][しなければならない]。]

[4. 原産国が{…}に基づいて交付する、アクセスと利益配分に関する国内法及び要件の遵守の証明の提示によって、[利用国の国内法及び要件の遵守が促進[されるものとする][されなければならない]。][前記第1項の義務を果た[すことができる][すものとする][さなければならない]。]

第2案

[特許その他の知的財産権が第16条5項に基づく本条約の実施に影響し得ることを認識し、締約国は、提供者及び利用者に対し、相互に合意する条件の中に適宜、知的財産に関する契約条項を含めるよう奨励することができる。]

(f) チェックポイントの特定

[1. 締約国は、[資源の不正使用を防ぐため、国内法の遵守の証明書[又はアクセスと利益配分に関するライセンス]を利用することなどを通じて、]ほかにも、[国境の]チェックポイント[、知的財産権事務所、研究資金提供機関等]における遵守を支援する効果的な仕組みを設け[るものとする][なければならない]。]

[2. 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の利用が關係する国際的に認知された証明書[又はアクセスと利益配分に関するライセンス]とともに、またこれに基づいて行われるようにするために、特に知的財産権事務所、市場の認可当局及び研究資金提供機関にチェックポイントを設け[るものとする][なければならない]。]

[3. 締約国が設けるチェックポイントは、その管轄権において、アクセスと利益配分に関する国際的制度に規定される定義に基づいて、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]のあらゆる利用に適用され[るものとする][なければならない]。]

3) 遵守の執行のための手段の開発

[この議定書の目的を遵守するため、生物多様性条約の締約国が利益配分に対処する立法上、行政上又は政策上の措置を講じるよう義務付けられていることを想起し{前文の項}]

[遺伝資源、その派生物及び関連する伝統的知識の商業的利用その他の利用から生じる利益の公正かつ
衡平な配分を確保するため、アクセスと利益配分に関する国内法、規制及び要件の遵守を確保する必要
性があることを考慮し{前文の項}]

[1. 各締約国は、自国の管轄内の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統
的知識の利用者が、当該資源[、その派生物][及び産物]又は伝統的知識にアクセスし、又はこれを利用
する場合に、[次の措置を講じることによって、]当該資源[、その派生物][及び産物]又は伝統的知識の原
産国、又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国
の国内法[又は規制]を遵守することを確保[するものとする][しなければならない]。

[(a) [遺伝資源][生物資源][、派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の利用者に、原産国の国
内法及びアクセスが許可される際の相互に合意する条件(当該資源[、派生物][及び産物]又は関連する
伝統的知識の利用から生じる利益を衡平に配分する要件を含む)を遵守することを義務付ける規則]

[(b) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の利用又は輸出につ
いて[事前の情報に基づく同意を義務付けている国からの]こうした資源の輸入は、[当該[資源][、派生
物][及び産物]又は関連する伝統的知識の[原産国又は本条約の規定に従って遺伝資源を取得した国]
[[本条約の意味の範囲内で]遺伝資源を提供する国]]の事前の情報に基づく同意に関する国内要件[並
びに原住民・地域社会の慣習法及び共同社会レベルの手続き]を遵守すること]当該事前の情報に基づく
同意に従[う場合にのみ行われる][って行われる]ことを[義務付ける規則][を奨励する措置]を[導入する
こと]。]

[(c) [[不正使用された][誤用及び不正使用された][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産
物]又は関連する伝統的知識[の利用][の誤用及び不正使用]を防ぐための措置]]

[(e) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]が[事前の情報に
基づく同意及び相互に合意する条件][それらを取得した際の条件]に矛盾しない目的でのみ利用されるこ
とを定めること。]

[(f) 自国の管轄内において、研究及び商業目的で[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]
[又は関連する伝統的知識]が利用される場合、これらの資源を提供する原産国又は提供国又は合意され
た多国間システムに関する書類を素材に添付することを定めること。[遺伝資源][生物資源][、その派生
物][及び産物]の提供国の国内法が、素材へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務
付けている場合には、書類にかかる同意を求めたかどうかを明記[するものとする][しなければならない]。
[提供国が原産国と異なる場合、原産国又は、該当する場合には、合意された多国間システムについても
開示[するものとする][しなければならない]。]この項にいう情報の一部がない場合には、そのことを素材
に添付する書類に記載[するものとする][なければならない]。]

[(g) 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約[に基づいて創設される多国間システ
ム]が適用される遺伝資源を研究及び商業目的で利用する場合に、これらの資源へのアクセスが同条約
[の多国間システム]に基づく標準材料移転契約に従って行われたことを確認する情報を添付することを定

める規則[を導入すること]。]

[(h) 利用者に本条約及びこのアクセスと利益配分に関する国際的制度の規定の遵守を義務付けるその他の措置]]

[2. 各締約国は、自国の管轄下にある利用者が[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の原産国又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国のアクセスと利益配分に関する国内法に違反[した場合に][するのを][制裁措置及び救済措置を設ける][防止する]ために適切、効果的かつ程度に応じた措置を講じ[るものとする][なければならぬ]。[締約国は、特に、次の制裁措置及び救済措置を設け[ることができる][るものとする][なければならぬ]。]

(a) 違反に関する行為の停止

(b) 損害賠償

(c) 違反によって生じた製品の市場からの回収

(d) 前項にいう物品、素材又は手段の輸出入の禁止

(e) 違反の継続又は反復を避けるのに必要な措置

(f) 違反を行った者の費用で関係者に判決及び通告を公表すること

(g) 原産国におけるアクセスと利益配分に関する条件を遵守せずに[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び関連する伝統的知識を利用した場合の刑事罰

(h) 適宜、その他の措置]]

[3. 各締約国は、関係締約国の要請がある場合には、[もしあれば][国内法及び現行の合意事項又は取決めに基づいて、][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の原産国又は本条約の規定に従って[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]を取得した締約国のアクセスと利益配分に関する国内法(事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を含む)に対して違反の申立てがあった事案の調査及び追跡調査に協力[するものとする][しなければならぬ]。]

4. 各締約国は、自らの権利を行使し及び執行する[のを支援するために][利用者の資金の不足及び法律に関する経験の不足が利用者の権利を行使し及び執行する妨げとならないように]他の管轄権の国民に提供される援助の種類に関する情報について、[適時に指針を提供し、及び][これを利用できるように][するものとする][しなければならぬ]。

[5. 利用締約国は、法律上の紛争を解決するための資金援助を提供[するものとする][しなければならぬ]

い。]¹⁸

[6. 締約国は、相互に合意する条件の履行を促進するため、自国の管轄下にある[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]の提供者及び利用者に対し、当該資源のアクセスと利益配分に関する相互に合意する条件の中に、紛争解決その他の執行の問題に関する規定を盛り込むよう、奨励することができる。]

(a) アクセスと利益配分の取決めの執行を目的とする司法制度の利用を確保するための措置

[1. 締約国は、[自国の権利][[原産国又は本条約の規定に従って遺伝資源を取得した国][[本条約の意味の範囲内で]遺伝資源を提供する国]及び原住民・地域社会の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物][又は関連する伝統的知識]に対する権利]を保護し、利益配分を確保[する][すべき]適切な国の規制枠組みを定めることにより、司法制度の利用を確保するための[必要な]措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

[2. 司法へのアクセスについては、リオ宣言第 10 原則に従[うものとする][わなければならない]。]

[3. アクセスと利益配分に関する国際的制度の運営機関は、アクセスと利益配分に関する国際的制度の効果的な実施を支援するために、適宜、[任意の]措置又は仕組みを[検討][確保][するものとする][しなければならない][することができる]。これには、締約国への支援の提供[、及び法律上の専門的意見をを得るための金銭的費用に関する問題に対する支援][又は原住民・地域社会の]要請に応じて、[アクセスと利益配分に関する国内法、規制又は要件の非遵守又はアクセスと利益配分の取決めの違反]の事案に関する訴訟における支援が含まれる。]かかる措置や仕組みは、アクセスと利益配分に関する国際的制度の運営機関の[第 1 回][次回]会合までに同運営機関が検討[するものとする][しなければならない][することができる]。]

[4. アクセスと利益配分に関する国際的制度は、[アクセスと利益配分に関する国際オンブズマン事務所を設置][原住民・地域社会[原住民及び地域社会]の代表者を含み、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び関連する伝統的知識の提供者と利用者]の間にある法的能力の不均衡の問題に取り組むことを任とするオンブズパーソンのような法律扶助組織を包含][するものとする][しなければならない]。オンブズマン事務所は、提供国[又は、該当する場合には、]原産国及び原住民・地域社会が自らの権利の侵害を特定し、また、紛争の公正かつ衡平な解決を求める際に援助を行うことに責任を負[うものとする][わなければならない]。オンブズマン事務所は、[提供国][原産国又は提供国]及び原住民・地域社会に代わって、拘束力のある紛争解決メカニズムを通じた措置を講じる権限を与えられ[るものとする][なければならない]。また、オンブズマン事務所は、必要に応じ、また要請がある場合には、[提供国][原産国又は提供国]又は原住民・地域社会が外国の管轄権において訴訟を行う場合の代理人となり、原住民・

¹⁸ 上の第 1 項から第 5 項の配置については、さらに検討しなければならない。

地域社会の証言録を作成し、必要な場合には慣習法及び慣行の根拠を示[すものとする][さなければならぬ]。]

[5. アクセスと利益配分に関する法律、規制又は要件に対する違反が疑われる場合、当該違反の影響を受けた締約国又はその国民は、違反を犯したとされる利用者の管轄内で訴訟を起こすことができる。]

[6. 上記の場合、利用者に対する管轄権を有する締約国は、裁判所及び裁判外紛争解決の仕組みを含め、その関係当局への効果的なアクセスを提供[するものとする][しなければならない]。]

(b) 紛争解決の仕組み

(i) 国家間

(ii) 国際私法

(iii) 裁判外紛争解決

[1. (a) アクセスと利益配分に関する国際的制度は、両国、及びその他の被害者(原住民・地域社会、非政府組織、研究及び商業的な利害関係者その他[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の提供者及び利用者を含む)も利用しやすい紛争解決メカニズムを設け[るものとする][なければならない]。]

[(b) 紛争解決メカニズムは、現地の言語を使用し、地域の文化面、社会面、経済面及び環境面での実情に精通した職員を擁する地域事務所も有してい[るものとする][なければならない]。]

[(c) 紛争解決メカニズムは、原住民・地域社会の慣習法及び慣行を含む幅広い法源から得た衡平[、中立性及び独立性]の原則に従ってその活動を行[うものとする][わなければならない]。]

[(d) アクセスと利益配分に関する国際的制度は、開発途上国及び原住民・地域社会に法的な支援を提供する仕組みを設け[るものとする][なければならない]。]

[2. 本条約の締約国は、利用者及び提供者に対し、裁判外紛争解決に関する現行の仕組みを最大限利用することを奨励[するものとする][しなければならない]。]

(c) 判決及び仲裁判断の国の管轄権を超えた執行

[国際的制度にとってアクセスと利益配分に関する協定や契約の遵守が重要であることに留意し、{前文の項}]

[また、現行の国際私法が国境を越えた紛争解決のための様々な可能性を規定していることに留意し、{前文の項}]

[1958年国連外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)、及び外国仲裁判断の執

行において同条約が締約国に提供する支援に留意し、{前文の項}]

[1. 締約国は、自国の管轄下にある違法な利用者に対する原産国又は提供国の裁判所の決定を、自国の裁判所が国際法上の国際礼譲に基づく外国判決の執行の基礎となる基本原則に従って執行することを確保][するものとする][しなければならない。][締約国は、アクセスと利益配分の契約の解釈又は侵害に関し、並びに[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の原産国又は本条約の規定に従ってかかる資源[、その派生物][及び産物]を取得した締約国のアクセスと利益配分に関する国内法、規制又は要件に対する違反に関し、裁判所の判決及び仲裁判断の承認及び執行を容易にするため、立法上、行政上又は政策上の措置を講じ[るものとする][なければならない。]

2. 締約国は、アクセスと利益配分を行う利用者及び提供者に対し、アクセスと利益配分の契約に、次のような国際的な紛争の解決に適用される規定を含めるよう奨励[するものとする][しなければならない]。

(a) 紛争解決の手続きにおいて従う管轄権

[(b) 準拠法]

(c) 調停又は仲裁など、契約上の紛争が生じた場合の裁判外紛争解決の選択肢

(d) 事前の情報に基づく同意の要件の違反が申し立てられている具体的な事例における関連情報を提供者が入手することを援助するための、アクセスと利益配分に関する政府窓口間の情報交換の手続き

[[国際オンブズマンは、政府窓口又は権限ある当局を通じて、][政府窓口又は権限ある当局は、遵守に関する国際的な仕組みを通じて][遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の提供者による事前の情報に基づく同意の要件の違反に関する情報の提供を促[すものとする][さなければならない。]

(e) 救済措置及び制裁措置

[1. 国内法は、{…}項に定める要件の遵守不良を制裁する救済措置として、特に当該知的財産権並びに知的財産権の共同所有及びその譲渡を取り消さなければならないことを規定[するものとする][しなければならない]。]

[2. 締約国は、契約上の義務の違反又は不正使用の場合にこれを防止し、軽減し、又は救済を求めるための措置を開始し及び継続する、効率的でコスト効率のよいシステムを開発し、必要に応じ、申立人が契約違反又は不正使用に対して訴訟を提起する際に支援を提供[するものとする][しなければならない]。]

[3. 各締約国は、アクセスと利益配分の取決めの違反及び[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の不正使用の申立てに対処するため、司法へのアクセスや申立人が契約

違反又は不正使用に対して訴訟を提起する際の支援など、締約国間の協力を促進する措置を導入[するものとする][しなければならない]。]

4) 保護に関する慣習法及び地域の制度の遵守を確保するための措置

[慣習法は、[遺伝資源][生物資源]へのアクセスと利益配分に関する既存のルール及びかかるルールを遵守するための手段の一部を定めていることに留意し、{前文の項}]

[特定の信念体系の内部で機能する慣習法は、動的であり、その根底となる価値及び原則を維持する仕組みを含んでいることを認識し、{前文の項}]

[1. 締約国は、以下のことを行[うものとする][わなければならない]。

(a) [遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識に対する原住民及び地域社会の権利を認識するために政策上、行政上[、規制上]及び立法上必要な措置を講じること。かかる政策、行政上及び立法上の措置が設けられるまでの間も、各国は、国際法に基づいて、原住民及び地域社会の[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は伝統的知識に対する権利に関する義務を守るものとする。

(b) 原住民・地域社会が有する関連する伝統的知識の不正使用を防ぎ、かかる関連する伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するために、関係する慣習法及び原住民・地域社会の生態系に対する価値観を考慮しつつ、関係する原住民・地域社会の十分かつ効果的な参加を得て、伝統的知識へのアクセスについて規定する現地、国内又は地域の社会の慣習を支持し、促進すること。

(c) 関係する[慣習法[、][及び]]社会の慣習[又は関連するアクセスと利益配分に関するライセンス供与条件]に反する伝統的知識の取得、盗用又は利用は、不正使用行為に当たることを確認すること。

(d) 伝統的知識の不正使用に対する保護の適用、解釈及び実施(利益の衡平な配分及び配布に関する決定を含む)は、適切であれば可能な限り、当該知識の保有者の生態系に対する価値観、慣習的な規範、法及び了解事項を尊重して行[う][うべきである]ことを確保すること。

(e) 関連する伝統的知識が(i)国境を越えて存在する原住民・地域社会間、(ii)価値観、慣習的な規範、法及び了解事項を異にする原住民・地域社会間で共有されている場合に、伝統的知識の潜在的利用者に伝統的知識へのアクセスに関する明確かつ透明なルールを[示す][示すべき]社会の慣習[又はアクセスと利益配分に関するライセンス]の整備を奨励し、支援すること。

(f) かかる社会の慣習が原住民・地域社会の十分かつ効果的な参加を得て整備される場合に、適切な法的枠組みを通じてかかる社会の慣習を実行すること。

(g) 関連する伝統的知識の不正使用を防止し、公正かつ衡平な配分を確保するための社会慣習は、慣行、利用及び伝達のために伝統的知識が継続的に利用できるようにすることを通じて、伝統的知識を生み

出し、維持している原住民・地域社会内及び原住民・地域社会間の関係を尊重し、保存し及び維持することにも努めなければならない。

(h) アクセスと利益配分の問題に対する意識啓発のための措置を講じる際に、関係する慣習法及びそのアクセスと利益配分の関わる取引への適用の可能性を考慮すること。]

[(i) 締約国は、利用者が、知的財産権、製品登録及び植物新品種の保護に関する出願書に、[原産国又は本条約の規定に従って遺伝資源を取得した国][本条約の意味の範囲内で]遺伝資源を提供する国]、原住民・地域社会の身元及び可能な場合には、[事前の情報に基づく同意][又は承認及び関与]の証拠を開示するよう確保[するものとする][しなければならない]。]

[(j) 締約国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]又は伝統的知識の不正使用から生じた利益が、当該伝統的知識又は[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]に対する補償として、関係する原住民・地域社会に向けられるよう確保[するものとする][なければならない]。]

[2. 締約国は、アクセスと利益配分の関わる取引に関して適切な慣習法の専門家を特定する責任を有する原住民の社会についての情報を提供することが奨励される。]

[3. 各国は、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]及び伝統的知識に関する原住民・地域社会[原住民及び地域社会]の慣習法、規範及び慣習を尊重[するものとする][なければならない]。]

[4. 国内法又は慣習法又は社会の慣習により事前の情報に基づく同意が義務付けられている場合、当該同意を取得していないことは、製品登録又は知的財産権付与の際に[欠格][無効]の事由と[なるものとする][なければならない]。上記の[欠格][無効]の場合、製品登録又は知的財産権を出願する権利は、[資源を提供する国][原産国]又は伝統的知識の保有者にある。]

D. 遺伝資源に関連する伝統的知識¹⁹

[前文の項又は原則]

A.

国際的制度は、原住民及び地域社会の遺伝資源又は関連する伝統的知識に対する利用又はアクセスがある場合には常に、利益配分に対する彼らの権利を守らなければならない[るものとする]。

B.

利益の衡平な配分及び分配は、伝統的知識の保有者並びに関係する文化的、精神的、生態学的及び経済的価値(慣習的な規範、慣習法及び社会の慣習も含む)を尊重して行[わなければならない][るものとする]。

¹⁹ この標題はこの国際的制度の最終的な適用範囲に影響を及ぼすものではない。

C.

伝統的知識と遺伝資源とは不可分であること及び生物システムと文化システムがともに進化してきたことを考慮し、原住民・地域社会の知識、工夫及び慣行の直接的な結果として発展してきた遺伝資源に対するこれら社会の利益を認識し、また、これらの利益を保護するよう努める。

D.

遺伝資源は、生物多様性条約の規定に照らして一体的に解釈[しなければならず][するものとし]、再生可能な供給源、その機能的な単位を含むものとするが、ただし機能的な単位を発展させる手段としてでなく、機能的単位そのものとして販売する商品については除外する。

E.

生物資源と伝統的知識は不可分であり、これらを利用する場合には常に、この関係を考慮しなければならない。ただし、生物資源又は伝統的知識が単独で用いられる場合もあり、利用できる利益配分制度を決定するに当たっては、このことも考慮しなければならない。

F.

これらの資源を利用する場合には常に、これらの資源に対する諸国及び原住民・地域社会の権利を尊重しなければならず、その際には、先住民族の権利に関する国連宣言に基づき、諸国が原住民・地域社会によるこれらの権利の行使を保護する義務を負うことを考慮する。

G.

締約国は、国際法の原則及び自国の国内法に従い、各原住民・地域社会の伝統的な組織形態を認め[なければならない][るものとする]。

H.

素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項は、それを利用することによって法的確実性が高まり、取引費用が低減する可能性があり、また、遺伝資源に関連する伝統的知識の保有者とこれにアクセスしようとする者が相互に合意する条件を交渉する際に対等な立場で交渉するのに役立つことから、こうしたモデル条項を利用できることは遺伝資源に関連する伝統的知識の保有者とそのような知識にアクセスしようとする者の双方の利益となることを強調し、]

交渉テキスト

1.

[第1案

締約国は、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の保有者²⁰とそのような知識にアクセスしようとする者に対し、その相互に合意する条件において、適宜、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分について定めるよう奨励する措置を講じ[なければならない][るものとする]。]

第2案

[各締約国は、以下のものの商業的利用その他の利用から生じる利益を原住民・地域社会との相互に合意する条件に基づいて公正かつ衡平に配分する[ことを確保する]ための立法上、行政上又は政策上の措置を講じ[なければならない][るものとする]。]

[(a) 遺伝資源／生物資源、[派生物又は産物]であって、原住民の社会又は地域社会の遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の共有から生じもしくはそれに導かれ、又は当該共有によってその[潜在的な]利用が明らかにされたもの、又はそのような社会が国内法に基づいて当該遺伝資源[及び派生物]に対する集団的な権利を有しているもの。]

(b) 遺伝資源[及び派生物]であって、原住民・地域社会が当該遺伝資源[及び派生物]を所有しているかどうかにかかわらず、特定の原住民・地域社会の有する伝統的知識と一体的に結びついているもの。

(c) 遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識であって、国が国内法及び国際法に基づいて遺伝資源[及び派生物]の所有者／保有者である場合を含め、原住民の社会又は地域社会がその伝統的知識を発展させ又は育成してきたもの。]

[2. 遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識、工夫及び慣行の利用から生じる利益の衡平な配分の条件は、国内法に従い、以下のいずれかの間相互に合意する条件に規定[しなければならない][するものとする]。]

(a) 原住民・地域社会と利用者の間

(b) 利用者と[提供国][原産国]の国内当局又は地方当局の間、ただし関係する原住民・地域社会の積極的な参加及び事前の情報に基づく同意を得る。]

[3. 原住民・地域社会の有する遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識で生物多様性条約の効力発生以前にアクセスが行われたものは、[アクセスと利益配分に関する国際的制度][議定書]の対象と[しなければならない][するものとする]。]

²⁰ 「伝統的知識の保有者」という文言は、第8条(j)項に関する作業部会が第6回会合において合意に達し、第8条(j)項及び関連規定に関する作業部会による勧告6/3の附属書(UNEP/CBD/COP/10/2, annex)のセクション1第4項に盛り込んだ、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的知識に関して原住民・地域社会の同意又は許可が必要な場合、誰が知識の保有者であるかを自らの慣習法及び手続きに従って特定することは、原住民・地域社会の権利である。」とする原住民・地域社会に関する合意に照らして再検討される予定である。

(a) かかる伝統的知識の利用から生じる継続的な利益は関係する原住民・地域社会と公正かつ衡平に配分する。

(b) かかる伝統的知識の利用で生物多様性条約の効力発生後に生じたものは、関係する原住民・地域社会[原住民及び地域社会]の手続き、慣習法又は慣習に従い、事前の情報に基づく同意及び関係する原住民・地域社会[原住民及び地域社会]と交渉する相互に合意する条件に従[わなければならない][うものとする]。

(c) 遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の起源が明らかでない場合には、[アクセスと利益配分に関する国際的制度][議定書]に基づいて伝統的知識に関する地域基金を設け、原住民・地域社会の代表がこれを運営[しなければならず][するものとし]、かかる伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分は、当該基金に入るようにす[べきである][るものとする]。]

[4. 締約国は、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識で、複数の国にまたがって存在し共有されているものに対応する措置を講じ[なければならない][るものとする]。遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識を2以上の原住民の社会又は地域社会が共有しており、1の原住民の社会又は地域社会との間でアクセスと利益配分に関する協定が成立している場合、締約国は、同じ伝統的知識を保有する他の原住民の社会又は地域社会にも利益が配分されるようにするための措置を講じることができる。ただしこれは、共有されている伝統的知識の保有者である原住民・地域社会が、その契約が排他的なものではなく、かかる伝統的知識を共有する他の原住民・地域社会の権利、慣習法又は慣習に悪影響を及ぼさないという条件で、権限ある国内当局の監督の下に、別途、かかる伝統的知識の利用者との間でアクセスと利益配分に関する協定を結ぶことを妨げるものではない。]

[5. 締約国は、原住民・地域社会[原住民及び地域社会]と協議して、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識で複数の国にまたがって存在し共有されているものに関する相互に合意する条件について、かかる伝統的知識の利用者がかかる知識を共有する原住民・地域社会のいずれかと相互に合意する条件を交渉する際に遵守すべき最低限の条件及び基準を定め[なければならない][るものとする]。]

6. 締約国は、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識であって、生息域内[及びデータベース、学術出版物又はライブラリーを含む生息域外]においてアクセスが行われるもの[、及び生息域外においてアクセスが行われる遺伝資源[及び派生物]]並びに[見込まれる]利益配分に対応するための措置を講じ[なければならない][るものとする]が、これは、[原住民・地域社会[原住民及び地域社会]がこうした遺伝資源[及び派生物]及び伝統的知識に対して権利を有することを認識してのことである。]

[7. 締約国は、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識[及びその保護]に関する利益配分の取決めが、原住民・地域社会の[自由意思に基づく、][事前の情報に基づく同意][又は承認及び関与]に対する権利を認識し、常に原住民・地域社会の慣習法に従[わなければならない][うものとする]ことを確保する措置を講じ[なければならない][るものとする]。]遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の保護では、保護された遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識が原住民・地域社会の日常生活及び

文化面で引き続き重要かつ有用であることを確保するものとする。]

8. 遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識へのアクセスに対応する場合、締約国は、[国内法に従い、]以下を行うための行政上、立法上又は政策上の措置を講じ[なければならない][るものとする]。

[(a) 原住民・地域社会の伝統的な組織形態を認めること、及びかかる知識に関するこれら社会の慣習法、規範及び慣習を尊重すること[及び実行すること]、及び]

[(b) かかる知識へのアクセスが行われ又はこれが利用される場合に、原住民・地域社会の[自由意思に基づく、][事前の情報に基づく同意][又は承認及び関与]及び相互に合意する条件を尊重する[ことを確保する]こと。]

[9. 締約国は、[原住民・地域社会の有する遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の不正使用を防止するため、]関係する慣習法及び原住民・地域社会の生態系に関する価値観で生物多様性の保全と持続可能な利用に関わるものを考慮しつつ、関係する原住民・地域社会の十分かつ効果的な参加を得て、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識へのアクセス[を規制する]地域、国内又は広域的な社会慣習の発展、実施[及び遵守]を支持[及び促進][しなければならない][するものとする。]]

10. 各締約国は、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識に[アクセスが行われ又はこれが利用される]場合には、[共同社会レベルで]相互に合意する条件を定めなければならないとする要件を国の立法上、政策上又は行政上の措置に含め[なければならない][るものとする]。

11. 締約国は、すべての利害関係者、特に原住民・地域社会と協議して、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識へのアクセス及び当該伝統的知識の利用から生じる利益の配分に関し、利用者の義務についての情報を遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の潜在的な利用者に提供するための[仕組み又は手続きを定め][なければならない][るものとする]。

[12. 締約国は、研究において遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の保有者の権利を尊重する措置及び最善慣行の適用を確保[しなければならない][するものとする]。]

[13. 締約国は、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識についての研究に関するものも含め、アクセスと利益配分に関する行動規範及びガイドラインで最善慣行を構成するものを明らかにし、定期的に見直すための手続きを連帯して定め[なければならない][るものとする]。]

[14. 締約国は、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の保有者とそのような知識にアクセスしようとする者に対し、相互に合意する条件を定める際に、次の第 15 項に従って定めるモデル条項を当該条件に含めることを考えるよう奨励する措置を講じ[なければならない][るものとする]。]

[15. 相互に合意する条件の交渉における法的確実性を高め、取引費用を低減させ、平等を促進するため、締約国は、原住民・地域社会の代表の関与を得て、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識に関するモデル条項を策定するための手続きを定め[なければならない][るものとする]。]

[16. 締約国は、一ないし複数の権限ある国内当局を指定[しなければならず][するものとし]、この当局は、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の潜在的利用者に対し、原住民・地域社会が認める[原住民の社会又は地域社会の[権限ある機関]]を紹介して両者を結び、必要な場合には、[事前の情報に基づく同意][又は承認及び関与]並びに相互に合意する条件を目的として、[原住民・地域社会の権限ある機関]の設置を支援[しなければならず][するものとし]、そのための手段として、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識へのアクセスが求められる場合には慣習法、共同社会の手続き又は社会の慣習があればこれらを考慮しつつ、原住民・地域社会の権利、並びに原住民・地域社会の[事前の情報に基づく同意][又は承認及び関与]に適用される立法上及び行政上の政策について十分な情報を提供する。また、権限ある国内当局は、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の利用から生じる利用者の義務について[利益配分について]利用者に情報を提供しなければならない。]

[17. 各原住民・地域社会の伝統的な組織形態に従い、かかる共同社会は、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識、工夫及び慣行へのアクセス及びその利用を許可する(又は許可しない)ために、適切な[権限ある機関]及び窓口となる主体を定めるものとする。]

[18. [各締約国は、自国の管轄内において原住民・地域社会の有する遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識に対するこれら社会の集団的権利を尊重し、認識し及び保護[しなければならず][するものとし]、これら社会の権利を効果的に保護し実施するための適切な規制枠組みを定めるものとする。]そのような政策及び措置がない場合にはそれが設けられるまでの間、締約国は、この制度の下で自国の義務を守らなければならない][るものとする]。]

[19. 締約国は、以下に対するアクセスが認められる前に、関係する原住民・地域社会の権限ある機関がこれら社会の慣習法、慣習及び共同社会レベルの手続きに従って与える原住民・地域社会の[事前の情報に基づく同意][又は承認及び関与]又は相互に合意する条件[を確保するため]の要件を、国内法又は政策上の措置に含め[なければならない][るものとする]。]

(a) 遺伝資源[及び派生物]であって、原住民の社会又は地域社会が国内法及び国際法の下でそれに対する権利を有しているもの。

(b) 遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識であって、原住民・地域社会が発展させ又は育成してきたもの。]

[20. [事前の情報に基づく同意][又は承認及び関与]が与えられる場合、[関係する原住民・地域社会の参加を得て権限ある国内当局と合意した][関係する原住民の社会又は地域社会[原住民又は地域社会]

との]相互に合意する条件に文書でこれを記録するものとする。]

[21. 締約国は、次のことを行[わなければならない][うものとする]。

(a) 遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識へのアクセス及びその利用が、かかる伝統的知識の保有者である原住民・地域社会の[事前の情報に基づく同意][又は承認及び関与]に基づくものとするよう確保すること。

(b) 原住民・地域社会の有する遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識に関わるアクセスと利益配分の協定の中でこれら社会の効果的な参加及び事前の情報に基づく同意を促すために、あらゆる関連情報を利用できるようにすること。この提供により、権限ある国内当局が承認した企業の機密情報に関し、申請者の利益を損なってはならない。

(c) 原住民・地域社会の有する遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の記録は、その原住民・地域社会の[事前の情報に基づく同意][又は承認及び関与]を条件とするよう確保すること。

(c)-2 記録された遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識が保護され、公知とならないように確保すること。

(d) 原住民の社会又は地域社会の権限ある機関で慣習的な規範、慣習法又は慣習に基づいて設置されたもの、又は国内法に従ってこれら社会により指定されたものが遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識へのアクセスに関して下した決定を、他の関係する利害関係者に閲覧できるようにすること。

(e) 相互に合意する条件において遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の利用の範囲を定めること、並びに、事前の情報に基づく同意で同意が与えられ、相互に合意する条件の下で合意された利用目的を超えた、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識のまったく新規の又は大幅に変更された利用については、かかる伝統的知識の保有者である原住民・地域社会から新たに事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を取得することを条件とするよう義務付けること。]

22. この[議定書][制度]の実施は、原住民・地域社会の間で伝統的な目的で行われる遺伝資源[及び派生物]の交換並びに遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の交換を制限[すべきではない][してはならない]。

23. 締約国はまた、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の利用者が、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の配分に関する利用者の義務を果たす[ことを確保するための仕組みを設け][ことを奨励][し]なければならない][するものとする]。

[24. 各締約国は、国の立法上、政策上又は行政上の措置に、以下の要件を含め[なければならない][るものとする]。

(a) 遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識へのアクセスが、相互に合意する条件に基づいて行

われること。

(b) 相互に合意する条件は共同社会レベルで定めなければならないこと。(c) 相互に合意する条件では、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識へのアクセス、その利用及びその利用から生じる利益の配分について定めること。]

[25. 締約国は、以下を含め、[自国の適切な権限ある国内当局を通じて、]原住民・地域社会と、遺伝資源[及び派生物]並びに遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識に対するこれら社会の権利について協議[しなければならない][するものとする]。

(a) アクセスと利益配分に関する国家戦略、立法上、政策上、行政上の措置又は制度の策定の際。

(b) 関係する利害関係者で構成される国内の諮問委員会など、適切な協議の手続きを設けるものとする。]

[26. 国際的に認知された遵守証明書は、遺伝資源／生物資源、[派生物及び産物]並びに遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識が正当に取得されたものであることを証明[しなければならない][するものとする]。各締約国は、要請に応じ、遺伝資源／生物資源、[派生物及び産物]並びに遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識が、[提供国][原産国]の法令及び関係する原住民の社会又は地域社会の事前の情報に基づく同意に従って取得されたことを証明する、国際的な法的有効性及び適用性を有する遵守証明書を交付[しなければならない][するものとする]。この証明書には、当該遺伝資源／生物資源、[派生物及び産物]並びに遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の[保有者²⁰][提供者]として相互に合意する条件に記載されているのは誰であるかを表示するものとする。証明書には、遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識の有無及び関係する原住民・地域社会[原住民及び地域社会]の名称及び所在地を表示するものとする。]

[27. 遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識へのアクセスを追跡するため、証明書には最低限、以下の情報を含めるものとする(ただしこれらに限定されない)。

(a) 以下に関する[ライセンス供与]条件(許可される利用及び利用の制限を含む)

- ・商業化を目的としない研究
- ・商業化を目的とする研究及び開発
- ・商業化

(b) 第三者への譲渡の条件([ライセンス供与]条件を含む)

(c) 遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識へのアクセスが、国内法、規制[又はかかる資源[及び派生物]の原産国の要件]に従って行われている場合に、[事前の情報に基づく同意][又は承認及び関与]及び相互に合意する条件が満たされていることの証明。]

定義²¹

[1. 「原住民・地域社会」という用語は、国内法及び国際約束が定める定義の範囲内で、この用語が示す原住民の社会、地域社会という主体のいずれか又は両方をいう。

2. 関連する伝統的知識とは、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民・地域社会の知識、工夫及び慣行で、以下のものをいう。

(a) 生息域内の遺伝資源に関連するもの

(b) 公知となっていないもの

3. 国際的制度の適用上、非商業目的(で)の研究とは、制限又は所有権なしに、公知の知識を追加することを目的とした研究と理解するものとする。]

E. 能力

1. [議定書][国際的制度]では、その規定を効果的に実施するために能力開発が重要であることを認識する²²。締約国は、開発途上締約国(特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国)及び移行経済締約国における[この条約及び][この[議定書][国際的制度]]の効果的な実施のため、[新規のかつ追加的な資金の供与を通じて、]既存の世界的、地域的、小地域的及び国内の機関及び組織を通じ、適当な場合には[民間部門を含む]その他関係する利害関係者の関与を促進することなどにより、アクセスと利益配分の分野における人的資源及び制度的能力の開発又は強化に協力し、その点においてあらゆるレベルにおける関係する能力開発の取り組みの連携を促進[しなければならない][するものとする]。

2. 上記 1 に規定する協力を実施するため、開発途上締約国(特に後発開発途上国及び島嶼国)及び移行経済締約国がこの条約の関連規定に従って資金並びに技術及びノウハウへのアクセスと移転に関して国のレベルで自ら特定したニーズは、アクセスと利益配分に関して十分に考慮されるものとする。

3. 開発途上締約国[(特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国)及び移行経済締約国]は、能力開発の措置の根拠として、自国の能力の自己評価を通じ[(既存の仕組みによる場合を含む)]、国としてのニーズ及び優先事項を(適切な場合には、原住民・地域社会の十分かつ効果的な参加を得てこれら社会のニーズ及び優先事項も含めて)特定[するものとし][しなければならない][することができ]、また、この情報を、[[国際的制度][この議定書]の資金供与の制度に、及び]この条約のクリアリングハウスメカニズムを通じて配布するために事務局に、提供[するものとする][なければならない]。

4. 締約国は、[開発途上締約国(特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び小島嶼開発途上国)

²¹定義に関しては、内容、配置ともにまだ結論が出ておらず、この作業部会の次回会合で議論される予定である。

²²この文は前文として検討される可能性がある。

及び移行経済締約国のニーズを考慮し、][この条約の関連規定[特に第 8 条(j)項、第 12 条、第 13 条、第 16 条、第 17 条 2 項及び第 18 条 4 項]に従い]技術移転及び協力のための[特別な]能力開発の措置を講じ[るものとする][なければならない]。

[5. 締約国は、以下に関する能力開発計画を通じて協力するものとする。][上記 1 に基づく措置では、以下に重点を置くことが考えられる。]

(a) [関係締約国の要請による、][国内の／各国の][アクセスと利益配分に関する法令][及びその他の関係する][法令]の整備と実施。

(b) 権限ある国内当局の設置及び訓練。

(c) [原産国及び原住民・地域社会の権利を保障するため、遺伝資源、その派生物並びに関連する伝統的知識、工夫及び慣行に関連する特許出願の調査(特に最新技術の判断)について特許審査官を訓練すること。]

(d) [この国際的制度で定められる約束(遵守の証明及び出所の開示を含む)を実施するために各国(特に開発途上国)で必要とされる制度の整備を支援するための計画。]

(e) 交渉に関する訓練(契約上の取決めに関するものを含む)。

(f) アクセスと利益配分の活動のための、利用可能な最高の通信手段とインターネットを利用したシステムの採用。

(g) 評価方法の開発及び利用。

(h) バイオプロスペクティング、それに関連する研究及び分類学研究。

(i) アクセスと利益配分に関する遵守の管理。

(j) [遵守のモニタリング及び執行。]

(k) 生物多様性の保全と持続可能な利用に対する、アクセスと利益配分活動の寄与の強化。

(l) 国内、地域及び国際レベルにおける能力開発の取り組みの協働及び連携の構築及び強化。

(m) [生物資源及び遺伝資源の複数部門にまたがる利用の追跡に関する訓練(バイオパイラシーの事例の理解及び生物多様性のデジタル化を含む)。]

[6. 能力開発の措置には、以下のものを含める[ものとする][ことができる](ただしこれらに限定されない)。

(a) 政府に関するもの

(i) [遺伝資源[及びその派生物]を保全し、持続可能な方法で利用し、及びそれらに関連する自国の伝統的知識を推進する能力。]

- (ii) [自国の遺伝資源に関連する様々な形態の知的財産権を特定し、主張し及び保護する能力。]
 - (iii) [[生物多様性の保全及び持続可能な利用及び]社会経済的な発展のために、適宜、原住民・地域社会の参加及び関与を得て、遺伝資源及び[遺伝資源に関連する]伝統的知識の持続可能な利用を促進する能力。]
 - (iv) アクセスと利益配分に関する広報、教育及び啓発を確保する能力。
- (b) 大学及び研究機関に必要な能力として、以下のものが考えられる(ただしこれらに限定されない)。
- (i) カリキュラム開発、訓練、研究及び技術支援のための能力、及びアクセスと利益配分[及び生物多様性]に関する組織としての能力。
 - (ii) 研究成果の商業化における知的財産制度[、オープンソース・ライセンスなど他の制度]及び[共同社会、公共部門、民間部門間の]パートナーシップを利用する能力、[及び前述の制度やパートナーシップが利益配分の実現に及ぼす影響を調査する]能力。
 - (iii) 研究者と原住民・地域社会の間の協力及び理解(原住民・地域社会の権利、その慣習法及び慣行を含む)を深める能力。
- (c) 民間部門に必要な能力として、以下のものが考えられる(ただしこれらに限定されない)。
- (i) バイオプロスペクティングの能力、及びアクセスと利益配分に関する手続きや協定(すなわち、事前の情報に基づく同意、相互に合意する条件及び利益配分)の最善慣行を確保する能力。
 - (ii) アクセスと利益配分を遵守していることから生じるビジネスチャンス特定し、活用する能力。
 - (iii) アクセスと利益配分に関連する様々な業種ごとに差別化した能力開発(契約交渉、製品開発、優れた価値連鎖の創造、マーケット・アクセス及び天然資源の持続可能な管理と利用など)。

[7. 締約国は、必要に応じ、アクセスと利益配分の利害関係者の以下の能力を強化する措置を講じ[るものとする][なければならない]。

- (a) <モデル条項の策定に関する作業規定のクロスリファレンス>に従って、遺伝資源[及び派生物]の典型的な利用に関する[部門別]モデル条項[、契約、取決め又は協定]及び目録や一覧表の作成に参加する能力。
- (b) <モデル条項に関する作業規定のクロスリファレンス>に従って策定されたモデル条項[、契約、取決め又は協定]及び適切な目録や一覧表を利用する能力。]

8. 締約国は、原住民・地域社会(特に原住民の女性)の十分かつ効果的な参加を得て特定したニーズを基に、原住民・地域社会の能力開発のために特別な措置を講じ[るものとする][なければならない]。[これら原住民・地域社会の能力開発のための措置には、以下を含め[るものとする][なければならない](ただ

しこれらに限定されない)。

- (a) 遺伝資源[及び派生物]に関連するこれら社会の伝統的知識を保護し、持続可能な方法で利用し、推進する能力。
- (b) アクセスと利益配分に関する協定の交渉及び実施において、自らの有する遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識に対する権利を特定し、主張し及び保護する能力。
- (c) [遺伝資源[及び派生物]並びに][遺伝資源[及び派生物]に関連する][関連する]伝統的知識へのアクセスに関する社会の慣習を整備し、実施し又は執行する能力。
- (d) 遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識を記録する能力([適切な場合には、]当該記録の作成過程及び作成結果に対する原住民・地域社会の権利を行使する能力を含む)。
- (e) 遺伝資源[及び派生物]に関連する伝統的知識のデータベースの不当使用からの保護を確保する能力。
- (f) アクセスと利益配分に関する広報、教育及び啓発を確保する能力。
- (g) 生物多様性条約第 8 条(j)項[及び第 10 条(c)項]に従い、「研究及び訓練」(第 12 条)、「公衆のための教育及び啓発」(第 13 条)、「情報の交換」(第 17 条 2 項)及び「技術上及び科学上の協力」(第 18 条 4 項)に関する計画作成と実施に原住民・地域社会をその同意を得たうえで積極的に関与させることにより、[遺伝資源[及び派生物]に関連する]原住民の知識、工夫及び慣行の幅広い適用を促進する能力。
- (h) 生物多様性及び生態系サービスの経済学[の重要性]への理解を深め、これらを原住民・地域社会に役立つ実現可能な利益配分方式に組み入れること。
- (i) [生物資源及び]遺伝資源[及び派生物]並びに[遺伝資源[及び派生物]に関連する]伝統的知識の評価方法の活用を支援すること。
- (j) [この条約の関連規定に従い、]技術移転及びバイオテクノロジー[バイオテクノロジーの技術移転]など[を通じ、]原住民・地域社会が地域レベルで遺伝資源[及び派生物]並びに[遺伝資源[及び派生物]に関連する]伝統的知識に関連する研究及び開発活動を行うための人的資源及び組織としての能力を開発すること。
- (k) [アクセスと利益配分及び相互に合意する条件に基づく契約に関し、[この議定書][国際的制度、]原住民・地域社会の手続き、慣習法又は慣習に対する遵守をモニターし及び[執行]するための措置を講じる[原住民・地域社会の]能力を支援すること。][アクセスと利益配分に関する遵守の管理。]

[9. 能力はあらゆる重要分野について制度、組織及び個人のレベルで強化すべきであることを考慮し、上述の目的で能力開発計画を支援する基金又は資金供与の制度を設けるものとする。この基金は、この議定書/国際的制度の効力発生後 6 ヶ月以内に設け、先進締約国及びその他の対象となる利害関係者からの拠出金で構成される。]

[10. 締約国は、援助機関及びその他関係機関に関し、また、地球環境ファシリティを含む国際的な資金供与の仕組み[、基金及び機関]の運営組織において、原住民・地域社会が自らの能力開発戦略及び仕組みを実施するための資源を含め、能力開発計画のための資金の提供を確保するよう[に十分な考慮が払われるよう]、適切な措置を講じ[るものとする][なければならない]。]

附属書II

次回作業部会会合で検討するため、留保となっている交渉テキスト案

A. 公正かつ衡平な利益配分に関する提案

1. 締約国は、この議定書の実施に必要な資金について検討するに当たり、条約第 20 条の規定を考慮するものとする。
2. 条約第 21 条により設けられる資金供与の制度は、その運営を委託された制度的組織を通じ、この議定書の資金供与の制度となる。
3. この議定書の締約国会合として機能する締約国会議は、この議定書の第 XX 条に規定する能力の開発に関し、締約国会議による検討のために前項 2 の資金供与の制度について指針を示すに当たり、資金に対する開発途上締約国(特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国)のニーズを考慮するものとする。
4. 締約国会議の関連する決定(この議定書が採択される前に合意されたものを含む)に示された条約の資金供与の制度に関する指針は、この条の規定にも準用するものとする。
5. また、先進締約国は、二国間、地域的、及び多国間の経路を通じて、この議定書の規定の実施に必要な資金及び技術的資源を供与することができ、開発途上締約国及び移行経済締約国は、これらを利用することができる。
6. この議定書の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための基金を設けるものとする。この基金は、特に先進国からの拠出で構成され、この議定書の締約国会合として機能する締約国会議の管理及び指導の下に機能し、同会議に対して責任を負う。この基金の運営は、この議定書の締約国会合として機能する締約国会議がその第 1 回会合で決定する制度的組織が行うものとする。

B. アクセスに関する提案

附属書 XX

補助的アクセス手続き²³

一般規定

²³ この補助的手続きは、(i) バイオセーフティに関する議定書、(ii) ボン・ガイドライン、(iii) この作業部会の第 7 回会合の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/8)及び(iv) 交渉テキストに関するメキシコからの提出意見を参考にした。

1. 締約国は、自国の天然資源に対する主権的権利を有し、また、[遺伝資源][生物資源][、その派生物][及び産物]へのアクセスについて決定する権限は各国政府にある。
2. 関連する伝統的知識へのアクセスは、原住民・地域社会の自由意思に基づく事前の情報に基づく同意を条件とするものとする。
3. 各締約国は、自国の管轄内の遺伝資源、[生物資源][、その派生物][及び産物]又は関連する伝統的知識の利用者が、当該資源、その派生物及び産物又は関連する伝統的知識にアクセスし、又はこれを利用する場合に、当該資源又は伝統的知識の原産国、又は本条約の規定に従って遺伝資源、その派生物及び産物を取得した締約国の国内法を遵守することを確保するものとする。
4. 補助的アクセス手続きは、第XX条及び第XX条に定める公正かつ衡平な利益配分を確保する措置を国の枠組みの中で実施している締約国のみが利用できるものとする。
5. 国内法に従い、補助的アクセス手続きは、原産国の国民による申請に利用することができる。
6. アクセスと利益配分に関する枠組みを持たない締約国については、補助的アクセス手続きは一時的な仕組みとする。アクセスと利益配分の枠組みのある締約国については、補助的アクセス手続きは、この議定書の実施を加速させるための奨励措置として働くと考えられる。

申請書の提出

7. アクセスの申請は、書面により、原産国の権限ある国内当局に提出するものとする。申請書には、最低限、以下の情報を含めるものとする。
 - (a) 申請者又は収集者の法的主体と所属及び申請者が組織の場合には連絡担当者
 - (b) アクセスしようとする遺伝資源の種類及び量
 - (c) 活動の開始日及び期間
 - (d) 地理的探査範囲
 - (e) アクセスを認めることの相対的な費用対効果を判断するため、アクセス活動が生物多様性の保全と持続可能な利用にどのような影響を与え得るかの評価
 - (f) 意図した利用に関する正確な情報(例:分類学、収集、研究、商業化)
 - (g) 研究開発が行われる場所の特定
 - (h) 研究開発の実施方法に関する情報
 - (i) 研究開発を共同で行う地元機関の特定

- (j) 第三者の関与の可能性
 - (k) 収集、研究の目的及び期待される成果
 - (l) 遺伝資源の商業的又は他の利用から生じる派生物及び産物からの利益を含め、遺伝資源へのアクセスから生じる可能性のある利益の種類／型
 - (m) 利益配分の取決めの表示
 - (n) 予算
 - (o) 機密情報の取扱い
 - (p) 遺伝資源が存在する土地の所有者又は保有者 (tenant) の事前の情報に基づく同意
8. 締約国は、申請者から提供される情報の正確さに対して法的要件を設けるよう確保するものとする。

申請書の受領の確認

9. 原産国の権限ある国内当局は、申請書の受領後[30]日以内に、申請者に対して書面により、申請書の受領を確認するものとする。
10. 受領の確認には以下のことを記載するものとする。
- (a) 申請書の受領日
 - (b) 原産国の国内の規制枠組み又はこの補助的アクセス手続きのいずれによって手続きを進めるかの別。
11. 8(b)にいう(翻訳注:実際には、8(b)ではなく10(b))国内の規制枠組みは、この議定書に適合するものでなければならない。
12. 原産国が通告(notification) (翻訳注: application の間違いか?、以下の文章も同じ)の受領を確認しないことは、当該原産国が意図的な国境を越える移動について同意することを意味するものではない。

決定手続き

13. 原産国の権限ある国内当局は、通告(notification)の受領日から[60]日以内に、書面にて申請者に連絡し、追加的な関連情報を要請するものとする。原産国の権限ある国内当局が回答すべき期限の計算に当たっては、当該当局が追加的な関連情報を待たなければならない日数は算入しないものとする。
14. 原産国の権限ある国内当局は、通告(notification)の受領日から[270]日以内に、申請者及びアク

セスと利益配分に関するクリアリングハウスに対し、以下の決定を書面にて通報するものとする。

- (a) アクセスの申請を承認すること
- (b) アクセスの申請を認めないこと
- (c) 通告 (notification) をした者に対し、本項に定める期限を特定の期間延長することを通報すること。

15. 上記 14 に定める決定には、その決定の理由を明示し、また特に、以下の点を明らかにするものとする。

- (a) アクセスが行われている資源の特定
- (b) 許可される利用 (用途を変更する場合には新たに申請書を提出する義務を含む)
- (c) 第三者による利用に関する規定 (第三者が当初のアクセスの条件を遵守し及び尊重する義務を含む)
- (d) 遵守を確保するために必要な追加の条件

16. 輸入締約国が通告 (notification) の受領日から [180] 日以内にその決定を通報しないことは、同意を意味するものではない。

17. 上記 14 に定める決定は、国内のデータベースに登録するものとし、このデータベースは、アクセスと利益配分に関するクリアリングハウスメカニズムにおいて定期的に更新するものとする

18. 権限ある国内当局は、上記 14 の決定を行う前に、申請者が書面にて相互に合意する条件を締結していることを確認するものとする。この相互に合意する条件には、特に、以下のものを含むものとする。

- (a) 第 XX 条に従い、公正かつ衡平な利益配分に関する規定
- (b) 第三者による利用に関する規定 (第三者が当初のアクセスの条件を遵守し及び尊重する義務を含む)
- (c) 紛争の解決に関する条項

19. 権限ある国内当局は、関連する伝統的知識にアクセスが求められる場合には、上記 14 の決定を行う前に、関係する伝統的社会及び地域社会が以下を行ったことを確認するものとする。

- (a) 過去に情報に基づく同意 (previous informed consent) を与えたこと。
- (b) 利益配分について、相互に合意する条件を締結していること。

20. 権限ある国内当局は、上記 14(a) に基づく決定に従い、第 XX 条及び第 XX 条に従って遵守証明書を交付するものとする。

(3) 生物多様性条約・アクセスと利益配分に関する国際的制度における遺伝資源 に関連する伝統的知識に関する技術・法律専門家会合報告書*

生物多様性条約

配布：一般

UNEP/CBD/WG-ABS/8/2

2009年7月15日

原文：英語

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会
第8回会合
2009年11月9日～15日、於モンテリオール
暫定議題3.2 *

アクセスと利益配分に関する国際的制度における遺伝資源に関連する伝統的知識に関する技術・ 法律専門家会合報告書

序論

A. 背景

1. 生物多様性締約国会議は、その決定 IX/12 第 11 項において、以下のとおり決定した。

「(i) 遵守、(ii) コンセプト、用語、作業上の定義及び分野別アプローチ、(iii) 遺伝資源に関連する伝統的知識の 3 点に関し、それぞれ技術・法律専門家会合を設置する。各会合の委任事項(専門家の選定基準を含む)については、本決定の附属書 II に示す。」

2. 決定 IX/12 附属書 II のセクション C には以下のように記されている。

「1. アクセスと利益配分に関する作業部会を支援するため、遺伝資源に関連する伝統的知識に関する技術・法律専門家会合を設置して、遺伝資源に関連する伝統的知識に関する問題についてさらに検討を進める。この専門家会合は、法律的及び技術的助言(適当な場合には、案又はシナリオを含む)を行う。専門家会合では、以下の問題について検討を行う。

(a) 遺伝資源へのアクセス及びその利用と関連する伝統的知識の間にはどのような関係があるか。

(b) 国際的制度の交渉では、遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスを原住民の社会及

* <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-08/official/abswg-08-02-en.pdf> (2009年11月11日アクセス)

* UNEP/CBD/WG-ABS/8/1

び地域社会のレベルで規制する様々な手続きや慣習上の制度を踏まえて、どのような実際的な影響を考慮すべきか。

- (c) 共同社会における様々な手続きを特定し、原住民の社会及び地域社会の慣習法がそれら社会において遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスをどの程度規制しているか、また、そのことが国際的制度にどう関連しているかを明らかにすること。
 - (d) 第 15 条に基づく事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件の遵守を確保するための措置が、原住民の社会及び地域社会が保有する関連する伝統的知識の利用に際しても、それら社会から事前の情報に基づく同意を得ることにどの程度役立っているか。
 - (e) 遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスが行われる場合に、関連する伝統的知識の保有者の事前の情報に基づく同意の要素及び手続き上の問題を特定すること(そうした伝統的知識が国境を越えて存在する可能性も考慮し、ベストプラクティスの例を明らかにする)。
 - (f) 遺伝資源に関連する伝統的知識について、関係する原住民の社会及び地域社会に対して事前の情報に基づく同意を求める根拠は国際法に存在するか。存在するとすれば、それを国際的制度にどのように反映させることができるか。
 - (g) 国内の権限ある当局が発行する国際的に認知された証明書に遺伝資源に関連する伝統的知識を含めるためのいくつかの案について、実際上の問題点や実施に伴う個別の課題を考慮しつつ、また、そうした証明書に関連する伝統的知識の有無や、その伝統的知識の保有者は誰であるかについて表示する可能性も考慮して、これを評価すること。
 - (h) アクセスと利益配分との関連において、遺伝資源に関連する伝統的知識をどのように定義するか。
2. 専門家会合は、地域的なバランスを考慮し、締約国が指名する専門家 30 名及びオブザーバー 15 名で構成される。オブザーバーは、原住民の社会及び地域社会が指名したこれら社会の代表を 7 名とし、残りは、国際機関及び国際協定、産業界、研究機関・学術機関及び非政府組織等から選定される。
3. 締約国は、可能な場合には、原住民の社会及び地域社会から専門家を指名することが推奨される。」

3. このため、アクセスと利益配分に関する国際的制度における遺伝資源に関連する伝統的知識に関する技術・法律専門家会合は、締約国会議の上述の決定に基づき、インド政府の財政的、技術的

支援を得て、2009年6月16日から19日にかけてインドのハイデラバードにおいて会合を行った。財政的支援は、主催国並びにオーストリア、スウェーデン及びスペインの各政府から提供された。

B. 出席者

4. 決定 IX/12 附属書 II に基づき、各地域の政府が候補として指名した専門家の中から、候補者の専門性、地理的分布の公正と衡平を確保する必要性及びジェンダーバランスを考慮して、30名の出席者が選ばれた。さらに、原住民の社会及び地域社会、国際機関及び国際協定、産業界、研究機関・学術機関及び非政府組織の代表の中から15名のオブザーバーが選出された。選出された専門家及びオブザーバーの名簿は、締約国会議事務局によって承認された。

5. 会合には、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、コスタリカ、エジプト、グルジア、ドイツ、ガーナ、グアテマラ、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、フィリピン、モルドバ共和国、ロシア連邦、セントルシア、セルビア、スウェーデン、タジキスタン、ウズベキスタンが指名した専門家が出席した。カメルーン、イラン・イスラム共和国、マリ、南アフリカ及びザンビアが指名した専門家については、会合の出席者として選出され、出席が要請されたが、出席することができなかった。

6. 以下の機関から専門家がオブザーバーとして会合に出席した。Dena Kayeh Institute、先住民情報ネットワーク (Indigenous Information Network)、Parininihi ki Vaitotara、ロシア北方先住民族協会 (RAIPON)、サーミ評議会、南西アボリジニ土地海洋評議会 (South West Aboriginal Land and Sea Council)、テプテバ財団、国際商業会議所 (ICC)、世界知的所有権機関 (WIPO)、ECOROPA、ナチュラル・ジャスティス (Lawyers for Communities and the Environment)、国際環境開発研究所、デリー大学 (インド)。国連先住民族問題常設会議 (UNPFII) 事務局及び工科大学 (Australian Indigenous Education Jumbunna House of Learning) の専門家は、会合の出席者として選出され、出席が要請されたが、出席することができなかった。

7. さらに、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会のティモシー・ホッジズ (カナダ)、フェルナンド・カサス (コロンビア) 両共同議長、及び締約国会議事務局の代表1名が職権によるオブザーバーとして出席した。国連環境計画 (UNEP) の代表1名も本会合に出席した。

議題 1. 開会

8. 本会合は、2009年6月16日火曜日午前9時30分に開会した。

9. B. S. Parsheera 環境森林省特別次官は、開会の辞の中でインド政府を代表してすべての専門家に歓迎の意を述べた。同特別次官は本会合の背景を簡単に説明し、2002年に生物多様性法を制

定したのをはじめ、インドが生物多様性条約に基づいてアクセスと利益配分に関連して講じた措置について強調した。同特別次官はインドにおける伝統的知識の不正使用としてよく知られた事例に言及し、そうした不正使用に対して国際的に受け入れられる解決策が必要であることを強調した。同特別次官は、生物多様性条約締約国会議第 9 回会合による本専門家会合への委任事項に基づき、伝統的知識に関する技術的、法律的問題について忌憚なく率直に討議することを出席者らに対して強く希望した。

10. **Jairam Ramesh** インド環境森林大臣は、その議長講演において、同国政府の優先事項としてアクセスと利益配分に先立つ生物多様性の保全、その持続可能な利用を挙げた。同大臣は、同国の伝統的知識が体系化された形としても口承の形としても豊かであること、またその体系化された伝統的知識を伝統的知識デジタルライブラリー (TKDL) の形で記録する取り組みを進めていることに言及しつつ、同国は伝統的知識に関するアクセス協定を 2009 年 2 月に欧州特許庁と結んだことを紹介し、この協定により同国の伝統的知識が特許取得から防御的に保護されることになると述べた。同大臣は、環境と経済成長は互いに相容れないものではないと述べ、環境問題への配慮を強める必要性を強調した。ラメシュ大臣は、経済成長が同国の生物多様性にもたらす脅威に懸念を表明し、今後は GDP をグリーン国内生産 (Green Domestic Product) と名付けるべきであると述べ、これで年率 9% を記録したいと述べた。同大臣は、モンスーンのパターンの変動やヒマラヤ山脈の氷河の後退、森林の大量破壊を指摘し、気候変動と生物多様性の間の密接な関連に言及した。

11. アンドラ・プラデシュ州首相で主賓の **Y. S. Rajasekhar Reddy** 博士は、インドの生物多様性条約第 4 次国別報告書を正式に公表し、生物多様性条約事務局の代表に 1 部を贈呈した。同首相は、アンドラ・プラデシュ州における生物多様性に関連する研究機関建設の取り組みを強調した。これに関連して、同首相は、州が運営する環境保護訓練研究所 (Environment Protection Training and Research Institute) を国の施設とするためにインド政府に委譲する決定を発表した。この国立の施設内に、生物多様性に関する政策・法律に関する中核研究拠点を設ける案についても、中央政府によって積極的に検討されている。同首相は代表らに討議の成功を祈ると述べた。

12. 来賓の **Shri P. Ramachandra Reddy** 森林環境科学技術大臣は、「恐るべき隣人たち—外来侵入種の世界 (Deadly Neighbours, the World of Invasive Alien Species)」と題する外来侵入種に関する映画を公開した。この映画は、国際生物多様性年に当たってインド政府の環境森林省生物多様性局が製作したもので、今年のテーマは外来侵入種である。レディ大臣は、アンドラ・プラデシュ州生物多様性委員会が発行した生物多様性ニュースも公表した。

13. 生物多様性条約の **Ahmed Djoghlaif** 事務局長に代わって発言した **Olivier Jalbert** 事務局部長 (Principal Officer) は、その基調講演の中で、このような格好の環境の中で会合を主催し、専門家らを温かく歓迎しもてなしてくれたインド政府及びアンドラ・プラデシュ州に感謝の意を表した。インドは、古くからの膨大で多彩な文化を誇るこの国にふさわしく、今会合のために理想的な場を提供した。イン

ドでの生活は伝統と現代的なものが入り交じっている。今会合を主催したインドのイニシアチブは、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するインドのリーダーシップを改めて示すこととなった。同部長は、インドがメガ多様性同志国家グループ(LMMC)の創設メンバーであったことを振り返った。生物多様性の保全と伝統的知識の保存はインドの精神と伝統の礎であることから、これは驚くには当たらなかった。こうした問題意識はインドの歴史、伝統、宗教、哲学に深く根付いており、また、同国の憲法をはじめ、法律や政策にも謳われている。

14. **Jalbert** 部長は、さらに、本会合の開催のために財政支援を行ったオーストリア、スペイン及びスウェーデンの各政府に謝意を表した。同部長は、今会合に課せられた任務は、締約国会議が決定IX/12の中で提起した一連の問題について、遺伝資源に関連する伝統的知識との結びつきにおいて検討することであることを想起した。出席者は、各人が有する専門性を基準に、地域的なバランスと性別に十分配慮して選考されていた。出席者らの役割は、締約国会議が提起した疑問に関して、専門家としての技術的助言をアクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会に提供することであった。そうした助言提供において、出席者は交渉プロセスを円滑にし、国際的制度の具体化に寄与することになる。

15. 本アクセスと利益配分に関する作業部会の共同議長である **Timothy Hodges** 及び **Fernando Casas** の両氏も開会会合に際して発言した。**Hodges** 共同議長は、アクセスと利益配分の問題をはじめ、生物多様性の問題に関するインドの国際的なリーダーシップを強調し、同国が連邦レベル及びアンドラ・プラデシュ州をはじめ州レベルで行っているアクセスと利益配分に関する取り組みは有意義で模範的であると称賛した。インド国内での実例が示しているように、アクセスと利益配分とは、つきつめれば、機会をとらえ、双方にとってプラスとなる状況を明らかにし、多様性に立脚しつつも共通の目的に向かって共同で取り組むということである。遺伝資源に関連する伝統的知識を取り巻く多くの複雑で厄介な問題に留意しつつ、本技術・法律専門家会合は、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会の次回会合に助言を提供する重要な機会を提供した。**Hodges** 共同議長は、出席者に対し、現下の問題に影響を及ぼし、交渉を避けるために専門性を発揮するよう強く求めた。この任務を果たすことによって、専門家らは、国際的制度の交渉を成功裏に終結させ、この制度の歴史的な採択を実現させる上で大きな役割を果たすことになる。

16. **Casas** 共同議長は、古代からの伝統的知識を有し、世界でも最も多様性の豊富な国の1つであるインドに参集したことは大きな喜びであり名誉であると強調した。**Casas** 共同議長は、両共同議長はオブザーバー、聞き役、学び役として出席していると指摘した。また、同国の豊かで多様な色彩、音、香料、芳香、風景、動植物相、そしてこのように見事な英知や知識、工夫と慣行の融合を提供するインドの人々に言及し、インドが教えるべき教訓とインドから学ぶべき経験が共に多いことは驚嘆に値すると述べた。今会合がここインドで開催されたのはまさにこのためであり、その精神から恩恵を受けるためである。同共同議長は、これは名古屋への長い道のりの一部であり、他の多くの会合、研究、発表、文書その他の作業を含む包括的な取り組みの一部であることを念頭に置いて、大きな期待を表明した。

終わりに、アクセスと利益配分は資源と知識の両方に関するものであることを指摘し、特に、古代からの伝統と現実の橋渡しをする、知識集約型の社会を意図的に構築するというインドの長期的な政策を称賛した。われわれはインドの多様性、寛容、相互扶助から学ぶためにここにいる。同共同議長はインド政府に対して深い感謝の意を表し、専門家らに対してアクセスと利益配分のプロセスに対する確固たる助言をまとめ、これを提供する大きな責任を考慮して、討議を成功させるよう祈った。

議題 2. 組織に関する事項

2.1. 役員

17. 2009年6月16日の開会会合において、出席者らは、ノルウェーが指名した専門家である Tone Solhaug、インドが指名した専門家である Vinod K. Gupta の両氏を本会合の共同議長に選出した。

2.2. 議題の採択

18. 本専門家会合は、暫定議題(UNEP/CBD/GTLE-ABS/3/1)を基に以下の議題を採択した。

1. 開会
2. 組織に関する事項
3. アクセスと利益配分に関する国際的制度との関連における遺伝資源に関する伝統的知識
4. 報告書の採択
5. 閉会

2.3. 作業方法

19. 本専門家会合はその開会会合において、最初に総会で作業を行い、翌日以降、必要に応じて作業部会に分かれて作業する可能性もあることを決定した。本会合の2日目及び3日目に、本専門家会合は2つのコンタクトグループに分かれた。

議題 3. アクセスと利益配分に関する国際的制度との関連における遺伝資源に関する伝統的知識

20. 本専門家会合は、本専門家会合の委任事項として定められた議題を検討するに当たり、決定 IX/12 第 15 項における締約国会議の要請を受けて各締約国、各国政府、原住民・地域社会、国際機関その他関係者が提出した情報及び意見、及び以下の情報資料を手元に用意した。原住民・地域社会の慣習法、国の管轄を越えて適用される国内法及び国際法との関連からみた遵守に関する研究 (UNEP/CBD/ABS/GTLE/3/INF/1)、遺伝資源に関連する伝統的知識及びアクセスと利益配分に関する国際的制度に関係する諸問題に関するウィーンでのワークショップの成果

(UNEP/CBD/ABS/GTLE/3/INF/2)、自由意思による事前の情報に基づく同意と原住民に関する方法論に関する国際ワークショップ(2005年1月17日～19日)の報告書(UNEP/CBD/ABS/GTLE/3/INF/3)、アクセスと利益配分に関する国際的制度と生物多様性における原住民の人権に関する国際専門家会合の報告書(UNEP/CBD/ABS/GTLE/3/INF/4)及びアクセスと利益配分に関する国際的制度における遵守に関する法律・技術専門家会合の報告書(UNEP/CBD/ABS/GTLE/3/INF/5)である。

21. 4日間の会合中、専門家らは、締約国会議が提起した8つの問題に基づいて、アクセスと利益配分に関する国際的制度における遺伝資源に関連する伝統的知識の問題について踏み込んだ検討を行った。

22. 具体的には、本専門家会合は6月16日に総会において議題の(a)及び(h)について検討した。翌17日に、本専門家会合は2つのコンタクトグループに分かれた。コンタクトグループ I は、Lucy Mullenkei 氏を議長、Andreas Drews 氏を報告書起草委員として、(b)及び(c)に関する検討を行った。コンタクトグループ II は、Merle Alexander 氏を議長、John von Doussa 氏を報告書起草委員として、(d)及び(f)に関する検討を行った。コンタクトグループでの討議の成果は、後に総会で検討された。

23. 6月18日に本専門家会合は総会を開き、(a)及び(h)に関する議論の議事概要を検討した。同じコンタクトグループ(ただし、コンタクトグループ II の報告書起草委員は Jennifer Tauli-Corpus 氏)はその後会合を開き、(e)及び(g)について検討を行った。コンタクトグループでの討議の成果は、後に総会で検討された。

24. 6月19日に本専門家会合は、前日までの議論に基づいて各問題に関して提出する助言について総会で議論を行った。討議の成果は、本報告書の附属書として添付されている。

議題 4. 報告書の採択

25. 本報告書は、2009年6月19日に本会合の最終会議において採択された。

議題 5. 閉会

26. 専門家らは、本会合を主催したインド政府に謝意を表した。

27. 慣例の挨拶の交換に続き、本会合は2009年6月19日金曜日午後8時に閉会した。

附属書

アクセスと利益配分に関する国際的制度における遺伝資源に関連する伝統的知識に関する技術・法律専門家会合の成果

1. 遺伝資源に関連する伝統的知識に関する技術・法律専門家会合は、決定 IX/12 附属書 II セクション C 第 1 項において検討事項として特定された問題に関し、法律的及び技術的助言（適当な場合には、案又はシナリオを含む）を行うために会合をもった。
2. 種々の問題の関係を慎重に考慮し、専門家らと協議し合意した上で、両共同議長は 8 つの問題を次のようにまとめることを決定した。すなわち、(a) 及び (h)、(c) 及び (b)、(d) 及び (f)、(e) 及び (g) である。
3. 以下では、この順序で議論の成果を示している。

(a) 遺伝資源へのアクセス及びその利用と関連する伝統的知識の間にはどのような関係があるか。

遺伝資源へのアクセスと関連する伝統的知識の関係

4. 今回の議論においては、伝統的知識とは、第 8 条 (j) 項及び第 15 条の文脈の範囲内で、遺伝資源に関連する知識、工夫及び慣行であると解釈される。さらに、議論の対象とする伝統的知識は、原住民・地域社会が保有するものである。一部の専門家は、伝統的知識には様々な種類のものがあることを強調した¹。
5. ほとんどの場合、遺伝資源には関連する伝統的知識があると思われるものの、すべての遺伝資源に関連する伝統的知識があるわけではないことも認識されていた²。
6. 遺伝素材の中に同定される遺伝資源の分子、特性、有効成分には、伝統的知識の助けがなくても特定できるものもあれば、伝統的知識の助けを必要とするものもある。ある専門家は、現代科学では有効成分の同定に生物資源のスクリーニングを利用することが増えてきており、そのような場合には伝統的知識は利用しないと指摘した。
7. このようにすべての遺伝資源の利用が伝統的知識を基にしているわけではないが、時として伝統的知識が直接又は間接に利用され、それが認知されていない場合が多くあることも指摘された。

¹ 例えばインドと中国は、いずれも伝統的知識を 5 つに分類している。

² ボン・ガイドライン第 37 項。

8. しかし、遺伝資源に伝統的知識が伴う場合には、伝統的知識と遺伝資源は不可分であることを多くの専門家が強調した³。

9. さらに専門家らは、伝統的知識には2つの種類があり、1つは極めて特異的なもの、もう1つは周囲の生態系に関連する、より一般的な性質のもので、共進化(co-evolution)の結果であることを明らかにした。

10. 伝統的知識と遺伝資源の関係の検討において、伝統的知識と遺伝資源の不可分性が、(生物系と文化的体系の)共進化の歴史により強化された。さらに、共進化が示しているのは、極めて特異的な伝統的知識と、生物系と文化的体系が共に進化してきた結果生じたより一般的な性質の伝統的知識とがあるということである。人間による生態系の管理と伝統的知識は、生物の多様性ひいては遺伝的多様性を促進することが研究によって示されている。

11. 国際的制度の適用範囲に何が含まれるかを特定するためには、「関連する伝統的知識」とは何かが重大な問題となる。

12. 関連する伝統的知識とは遺伝資源との関係が特異的な、0あるいは一般的な伝統的知識をいうことを多くの専門家が指摘した。

13. また、伝統的知識は、たとえそれが最終製品に使われなくとも、潜在的に有用な特性を有する遺伝資源の手がかりになることが多いことを数人の専門家が指摘した。したがって、直接の関係がなくとも、これは国際的制度の範囲に含まれるべきである。最終製品に用いられる伝統的知識は、伝統的知識の多くではないかもしれないが、潜在的に有用な特性を有する遺伝資源を特定する際の効率を大幅に向上させることを通じて、遺伝資源に価値を付加する。そのため、伝統的知識は遺伝資源の潜在的有用性を指し示すものとみなすことができる。それと同時に、伝統的知識が必ずしも遺伝資源の手がかりとして役立つとは限らないと指摘する専門家もいた。

14. つまり、遺伝資源に関するプロセスのきっかけとなったり、遺伝資源が持つ特性の手がかりとなる伝統的知識は、最終製品に反映されない場合もあるものの、その製品に関連していることに変わりはない。しかし、ある専門家は、伝統的知識は必ずしも遺伝資源の手がかりにはならないことを強調した。

15. もう一つ指摘されたのは、アクセスが行われた遺伝資源の所有者と伝統的知識の保有者の間に必ずしも関係がないという点である。遺伝資源の所有者は政府や個人の土地所有者、原住民・地域社会で、伝統的知識の保有者は原住民・地域社会という場合もあるだろう。アクセスと利用の関係は国

³ 提出物の本文を参照のこと。

家主権の性質によって様々であることが指摘された。

16. 第 8 条(j) 項及び第 15 条は独立の規定であるが、いずれも国際的制度の根拠であると認識されている。伝統的知識と遺伝資源には関連があることから、伝統的知識の利用は利益配分のきっかけとなりうる。

17. 一部の専門家は、商業的利用と、分類など非商業的利用の区別を強調し、研究の場合、アクセスはしても必ずしも利用するとは限らないが、原住民・地域社会の視点からみるとこの区別は必ずしも意味がないと考えた。また、研究が商業的利益に結びつくこともあり、事実、最近では、ほとんどの研究が商業化が可能かどうかによって決定されていることを指摘する専門家もあった。

18. 第 8 条(j) 項は第 15 条と相互補完的な規定ではあるが、独立した規定であって第 15 条に付随するものではなく、国際的制度の策定は伝統的知識の尊重、保護及び促進において第 8 条(j) 項を支持すべきであることも指摘された。第 15 条は自国の遺伝資源に対する各国の主権について述べているのに対して、第 8 条(j) 項は伝統的知識の保有者について認識していることが指摘された。第 8 条(j) 項は独立の規定として遺伝資源に関連する伝統的知識を含め、原住民・地域社会が有するすべての伝統的知識を生物多様性条約の権限の範囲内で保護していることが重ねて強調された。さらに、関連する伝統的知識には生物資源に関連する伝統的知識の利用も含まれると考えられるため、関連する伝統的知識は必ずしも遺伝資源に関連している必要はない。

19. 一部の国や社会では、遺伝資源だけでなく生化学的特性や有機抽出物その他を包括的に含めるために、アクセスと利益配分について扱う際の包括的用語として生物資源が用いられていることが強調された。

20. 以上のことから、遺伝資源と関連する伝統的知識の厳密な関係を見極めるにはまだ作業が必要であるものの、大部分の伝統的知識は本質的に遺伝資源に結びついていることを考えると、国際的制度には伝統的知識も含めるべきであることで専門家らは合意した。

国際的制度の中で伝統的知識をどのように扱うべきか

21. 伝統的知識は国際的制度の全般にわたって反映されるべきであるとする専門家もあれば、むしろ伝統的知識に関する専門の章を設けるべきであるとする専門家もあった。原住民・地域社会と遺伝資源の関係を考慮せずに伝統的知識に関する章を設けることは、望ましくないと指摘された。

22. 一部の専門家は、国際的制度には自らが有する伝統的知識及び関連する遺伝資源に対する原住民・地域社会の権利について述べる具体的な文言を含めるべきであると提案した。国際的制度が遺伝資源に関して法的拘束力を有するものであるならば、関連する伝統的知識に関しても法的拘束

力を有するべきであり、特に、遺伝資源に関する政府の個々の事前の情報に基づく同意と伝統的知識に関する原住民や地域社会の事前の情報に基づく同意に関する要件については法的拘束力を有するものとすべきであるという意見の専門家もあった。

23. しかし、ある専門家は、第 8 条(j) 項は各国に最大限の柔軟性を与えることを目的とするものであるという見解を述べ、生物多様性条約においては、伝統的知識に関しては各国に法的拘束力のある義務は存在しないことを指摘した。

24. 国際的制度の策定、採択及び実施は、従来の目的で行われる原住民・地域社会間の遺伝資源の交換を制限してはならない。

25. 交渉担当者が検討すべき問題として、以下のものが挙げられる。

- a. 生物資源に関連する伝統的知識など適用範囲に関する問題、及び関連する伝統的知識によって需要が創出されることによる原材料や抽出物に対する需要に関する問題⁴
- b. 一部の締約国は遺伝資源へのアクセスに事前の情報に基づく同意を義務付けていない。このような状況において、遺伝資源に当該国の事前の情報に基づく同意を要しない場合に、原住民・地域社会にアクセスが行われた伝統的知識の保有者として利益が配分されるようにするために、関連する伝統的知識へのアクセスをどのように扱うかを検討する必要がある。
- c. ある国で遺伝資源が発見され、これに関連する伝統的知識が別の国にみられるという場合について検討する必要がある(第 85 項を参照のこと)。
- d. 生息域内状況でアクセスが行われた遺伝資源に関連する伝統的知識だけでなく、生息域外状況(データベースやライブラリーを含む)においてアクセスが行われた伝統的知識や遺伝資源とそれに伴う利益の配分について検討する必要がある。
- e. データベースに記録された伝統的知識の中には、創薬のリードとして用いられる可能性のあるものもある⁵。こうした場合や、こうした状況の下でアクセスが行われた遺伝資源に関連する伝統的知識に対する利益配分を国際的制度で取り扱うべきであるという意見もあった。パブリックドメインに属する伝統的知識は利益配分の対象とすべきでないという意見もあった。一方で、そうした伝統的知識を国の管理下に置き、国が利益の配分を受ける者を判断すべきであるという意見もあった。

⁴ 関係する例としてフーディアの事例研究を強調する専門家もあった。

⁵ 関連する例として、有用な化合物の同定や開発に中国伝統医薬を用いる例がある。

その他の問題

26. ある専門家は、地域や国によっては原住民・地域社会に伝統的知識がほとんど残されていない場合があることを指摘した。伝統的知識や遺伝資源が学術機関に帰属している場合もあった。そのような場合、国内の規制で各国政府がこの伝統的知識を保護し、伝統的知識に対する権利を有することができるようにすること、より具体的には、政府や社会が返還などを通じて伝統的知識の返還要求や原状回復を行うことができるようにすべきであることが提案された。また別の専門家は、第8条(j)項は各国政府に最大限の柔軟性を与えることを目的としたものであるため、本報告書は国内的にはなく国際的に何をすべきかに重点を置くべきであるという意見を述べた。

(b) アクセスと利益配分との関連において、遺伝資源に関連する伝統的知識をどのように定義するか。

27. 第15条は自国の遺伝資源に対する各国の主権について述べているのに対して、第8条(j)項は伝統的知識の保有者について認識していることが指摘され、このことが議論の出発点として役立つのではないかと指摘された。

28. 専門家らは、遺伝資源に関連する伝統的知識について共通の認識を持つことが本専門家会合が作業を進める上で役立つという点で合意した。遺伝資源に関連する伝統的知識の正確な又は作業上の定義、あるいは遺伝資源に関連する伝統的知識であることを示す特徴を列挙したリスト(遺伝資源に関連する伝統的知識が何を意味するかについて実用的な理解を得ることができ、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会(ABSに関する作業部会)に引き継ぐことのできるようなもの)を本専門家会合が定めることの意義やその実行可能性については、専門家の数と同じとってよいほど意見が分かれた。

29. 多くの専門家が定義を定めることの意義を支持した。WIPOが数年をかけて伝統的知識のより広い定義を定めたことが指摘された。現在までにコンセンサスは得られていないが、伝統的知識の保護に関するWIPOの規定案には作業上の定義が含まれており、議論に役立っていることが確かめられている。

30. ある専門家は、本専門家会合に提出された書面にWIPOの定義から採った定義に関する具体的文言の案が示されていたことを指摘した。完全ではなくても、遺伝資源に関連する伝統的知識が何を意味するかについて定義を試みることはそれなりに意味があることに同意する専門家もあった。定義は、その対象を特定の社会的あるいは文化的背景の中で取り上げつつ、単純で理解しやすいもののほうが有用なものになることが指摘された。ある専門家は、どのような定義になるにしても、遺伝資源に関連する伝統的知識の不正使用の問題を取り上げる必要があることを指摘した。

31. ほかに多くの専門家が、定義を適用する必要がある状況は様々であることを強調した。特に国内レベルで独自に定義する柔軟性を維持することが重要であった。WIPO 内の交渉に時間がかかったことは、定義を定めることができない可能性を示していた。遺伝資源に関連する伝統的知識に共通の特徴を例として列挙することは意義があること、そして、これらは ABS に関する作業部会での交渉に役立ち、今後定義が必要とされた場合に根拠の 1 つとなり得ることが強調された。

32. 条約第 8 条(j)項及び前文における規定は、「伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行」に用いられる、簡素化された語である、遺伝資源に関連する「伝統的知識」の理解を含め、議論を第 8 条(j)項に沿って進めるために有用な出発点となった。

33. 遺伝資源に関連する伝統的知識に共通する特徴の一部として、以下のものが示された。

- (a) 特定の文化又は人々が結びついている。知識は文化的背景において生み出されるものである
- (b) 不特定の人々が長い時間をかけて(多くは昔からの言い伝えを通じて)生み出したものである
- (c) 動的で発展的なものである
- (d) 体系化されたあるいは体系化されていない(口承の)形で存在している
- (e) 世代から世代へ伝えられる。本質的に世代間にわたるものである
- (f) その土地のものであり、往々にして土地の言葉に組み込まれている
- (g) 創造の方法が独自である(工夫や慣行)
- (h) 元々の考案者を特定することが難しいことがある

(h) 共同社会における様々な手続きを特定し、原住民の社会及び地域社会の慣習法がそれら社会において遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスをどの程度規制しているか、また、そのことが国際的制度にどう関連しているかを明らかにすること。

34. 専門家らは、共同社会において天然資源、生物資源及び遺伝資源へのアクセスに対応する手続きは多種多様であるという点で意見が一致した。原住民・地域社会は遺伝資源に関連する伝統的知識に対して権利を有すること、及び、伝統的知識へのアクセスに先立ってこれら社会の同意を得なければならないことについては、1 名の専門家を除き、概ね意見が一致した。既に述べたように、アクセスを許可する決定やその際の条件は、原住民、地域社会の慣習法や共同社会の手続きに従うことになることが多い。そのため、原住民や地域社会に伝統的知識に関する慣習法や共同社会レベルでの手続きがある場合には、これらの法や手続きが国際的制度にとって重要な意味を持つ。事前の情報に基づく同意や相互に合意する条件に関する手続きが定められていない場合には、現行の慣行を参考にすることができる。多くの場合、共同社会には集団としての意思決定手続きが存在する。

35. 原住民・地域社会に明確な組織があり、先住民の当局が設けられている場合、国内規制はこれ

らに基づいて行うことができる。例えばノルウェーの法律は、アクセスと利益配分が行われる場合にはサーミ議会が関与することを定めている。遺伝資源に関連する伝統的知識に対するアクセスが申請された場合、伝統的知識へのアクセスについて決定する権限はサーミ議会にある。このような組織がない場合には、一般には組織を設けることが望ましいと思われる。共同社会の慣習は(アフリカグループが国際的制度に関する交渉文書の中で提案し、保護に関する慣習法及び地域の制度の遵守を確保するための措置としてパリ報告書に盛り込まれたように)、有益なアプローチを提供し得るのではないかという意見が示された。

36. 共同社会の手続きは常に進化しており、その構成員以外にはあまり知られていない場合があることが認識された。そのため、現在は慣習法や慣行に遺伝資源へのアクセスに関する手続きが定められていなくても、国際的制度や国内法の制定を受けて慣習法や慣行が進化することもある。共同社会の手続きは多様であることから、共同社会において遺伝資源や関連する伝統的知識へのアクセスのすべてに対応できる画一的なアプローチはないことも強調された。

37. 慣習法及び共同社会の手続きに関連する共通のテーマとして、以下のもの(ただしこれに限定されない)が議論の過程で明らかにされた。

- 一般に、原住民・地域社会は遺伝資源をより広くとらえている。原住民・地域社会のアプローチは一体的で、広く天然資源や生物資源を指している。遺伝資源という概念が考えられるようになったのはつい最近のことである。
- また、原住民・地域社会は、伝統的知識と遺伝資源又は生物資源を一体的にとらえている。したがって、伝統的知識は一般に遺伝資源と結びついており、これと一体であるとみなされている。
- 伝統的知識とは集団的なものである。

38. 最初の点を議論するに当たり、原住民・地域社会では遺伝資源という用語は用いられていないかもしれないが、生物資源の特性に関してこれら社会が特定の知識を有していることは確かであることが強調された。遺伝資源やアクセスと利益配分に対する関心を高めるために共同社会における能力開発が必要であり、国際的制度でこれに対応すべきではないかという意見が示された。

39. 遺伝資源という概念についての議論では、この概念は法律的に発展途上の概念であり、多くの国がこれに対応している途中であることが指摘された。遺伝資源の所有権の取扱いに関しては、地域や国のレベルで様々なアプローチが採用されている。例えば、遺伝資源は国の所有物である場合もあれば、土地の所有者の財産である場合もある。

40. 伝統的知識に関しては、既にデータベースや学術文献に記録されている伝統的知識の所有権の問題を国際的制度で扱う必要があるのではないかという意見が全体として(1名の専門家を除く)示された。

41. 伝統的知識、工夫及び慣行は、集団的であり世代間に受け継がれるという性質を考慮し、同じ問題に関する別の制度との矛盾が生じる場合には、国際的制度で対応する必要があることが強調された。

(b) 国際的制度の交渉では、遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスを原住民の社会及び地域社会のレベルで規制する様々な手続きや慣習上の制度を踏まえて、どのような実際的な措置を考慮すべきか。

42. 国際的制度では、慣習法や共同社会の手続きが尊重されるようにするための基本的な原則を定めなければならない。こうした原則にアクセスや利益配分に対応する際に準拠する手続きや仕組みを含めることができるかもしれない。これに関連して、アクセスと利益配分に関する明確なルールを定める上での権限ある国内当局の役割が強調された。アクセスと利益配分に関する権限ある国内当局や窓口機関は、アクセスの許可に関する手続きや原住民・地域社会の権利について申請者に情報を与える責任を有することになるだろう。またこれらの機関は、遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスが関係する場合には、申請者に、関係する原住民の当局に関する情報を提供しなければならない。これらの原住民の当局は、慣習法や手続きの尊重に役立つと考えられる。そのため、関係する原住民・地域社会の当局による事前の情報に基づく同意について規定することが慣習法や共同社会の手続きの尊重に役立つという意見が出された。このようなアプローチを用いることによって、利用者は慣習法の実際の内容を必ずしも知る必要がなく、効率と法的確実性が高まる。様々な原住民・地域社会が多く存在する国においては、関係する原住民の当局を特定する作業は困難である可能性がある点に言及がなされた。

43. この課題に対処して、共同社会の慣習など遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスに関する明確な手続きを定めるためには、共同社会レベルでの能力開発が必要とされる。

44. これに関連して、国が原住民や地域社会に情報と明確な理解に基づいた決定を行う権限を与えるための仕組みが国のレベルで必要ではないかという意見が示された。原住民・地域社会は、独自に取り組む能力を有していることも必要であるため、こうした仕組みの策定に関与することも必要となるだろう。

45. 国内法が原住民・地域社会について考慮していない場合には、これら社会が有する関連する伝統的知識にアクセスが行われる場合にその事前の情報に基づく同意を確保するために、また、そうした知識の利用から生じる利益を受け入れる際に、国際的制度がどのような対応を取り得るかについて

問題が提起された。各国の法律で原住民や地域社会の権利を認識するよう国際的制度が求めるべきではないかという意見が示された。

46. 現在までのところ権限ある国内当局を設置している国はわずかしかないこと、及びアクセスに関する手続きについて情報が無いことが、潜在的な利用者が生物資源探査活動に従事するのを妨げているという事実が注意が促された。

47. 遺伝資源及び関連する伝統的知識にアクセスする上で、関係のある様々なレベルの当局がはっきりわかるように、国レベルでマトリックスを作成することも考えられるという意見が示された。

48. 国際法、地域法、国内法、地方政府法及び慣習法を組み込んだ国際的制度の策定に関係する法令には様々なレベルのものがあり得ること、また、このような各種レベルの法令間の関係や法令によって生じる義務を国際的制度の中ではっきりさせる必要があるかもしれないことが指摘された。

49. 複数の国にまたがる伝統的知識の問題とともに、原住民・地域社会が国境を越えて国から国へと移動することについても検討された。例として、北欧閣僚会議など、隣接する国に共通してみられる資源の問題に対応する地域的なアプローチや、アクセスと利益配分に関する ASEAN 枠組協定案が示された。こうした国境をまたぐ問題の多くに対しては、地域的なアプローチが有用となり得ることが認識された。

50. 伝統的知識が国境をまたいで存在することから生じる紛争に対処するために、事前の情報に基づく同意を付与する権限に関する問題を、専門にあるいは中心的な問題として対応する国際的又は地域的な調停又は裁判外紛争解決の仕組みを国際的制度で設けることが考えられるのではないかという意見が示された。

51. 国際的制度において、平等な交渉の場を設けるために、原住民・地域社会の代表者を含み、遺伝資源や関連する伝統的知識の提供者と利用者間の意思能力の不均衡への対応に役立つオンブズパーソンのような法律扶助機関を設けることが考えられるのではないかという意見が示された。この機関は、原住民・地域社会に代わって行為を行う権利を与えられ、必要な場合には適宜、慣習法や慣行の証拠を提供することも考えられる。

52. 国際的制度においてパブリックドメインに属する伝統的知識を取り扱うべきではないかという意見も示された。この点に関して、パブリックドメインに属する伝統的知識については知的財産権は認められないとされた。パブリックドメインに属する伝統的知識は引き続き原住民・地域社会の財産であり、利用に当たっては事前の情報に基づく同意を必要とすべきではないかという意見を示す専門家もあった。公に利用できることとパブリックドメインに属することの違いが強調された。ある専門家は、国際的制度においては、そうした伝統的知識は事前の情報に基づく同意や相互に合意する条件の対象とすべき

ではないのではないかと述べた。

(d) 第 15 条に基づく事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件の遵守を確保するための措置が、原住民の社会及び地域社会が保有する関連する伝統的知識の利用に際してもそれら社会から事前の情報に基づく同意を得ることによるどの程度役立っているか。

53. この問題に対する答えを得るために 2 段階のアプローチがとられた。

54. 第 1 段階として、生物多様性条約の他の規定(特に第 8 条(j) 項)との関連で第 15 条の解釈が検討され、これらの規定が、遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスが行われるのに先だって原住民・地域社会から事前の情報に基づく同意を得るようにすることにどの程度役立っているかが議論された。

55. 第 15 条 1 項及び第 15 条 5 項は、遺伝資源にアクセスを行うには、(当該遺伝資源の提供国である)締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする、と規定していることが指摘された。さらに、これらの規定は遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスに直接適用されるものではないことも指摘された。ただし、第 15 条 2 項が環境上適正な利用や生物多様性条約の目的の推進に言及していることなどからも明らかなように、第 15 条と第 8 条(j) 項には関連性があるという結論に達した。

56. 第 8 条(j) 項をどのように解釈すべきかが検討された。問題(f)に対する答えで与えられた理由により、1 名の専門家を除いて、第 8 条(j) 項は事前の情報に基づく同意を得るべきであるという要件の根拠となっているという結論に達した。したがって、事前の情報に基づく同意が原住民及び地域社会から適正かつ適切に得られるように、国内法で関連する伝統的知識を伴う遺伝資源へのアクセスが許可されるために遵守すべき条件を規定することになる。

57. 国際的制度では、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン(ボン・ガイドライン)に基づいて国内法を定めるよう求めることが考えられる。国内法で定められるアクセス制度では、権限ある国内当局及び国内連絡窓口を設置することが不可欠である。最低でも、関連する伝統的知識へのアクセスが申請された場合に、原住民や地域社会の事前の情報に基づく同意に適用される国内手続きの確実性を高めるために、権限ある国内当局が必要である。これに関連して、権限ある国内当局は、慣習法や共同社会の手続き、慣習があればこれに従って設置される。⁶

58. ボン・ガイドラインは、遺伝資源に関連する伝統的知識にアクセスが行われる場合には、原住民・

⁶ 第 72 項を参照のこと。

地域社会から事前の情報に基づく同意を得るべきであるとしている。

59. 第 2 段階として、原住民や地域社会が有する伝統的知識の利用が事前の情報に基づく同意を得た上で行われるようにするために、どのような種類の遵守措置を定めることができるかが検討された。国内法は、事前の情報に基づく同意を取得する際の手続きを恣意的に定めるべきではない。手続きは、慣習法や地域の慣習が集団や場所によって異なることを認識して、柔軟なものにすべきである。すべてにあてはまる手続きは存在しない。

60. 国内法では、事前の情報に基づく同意を取得する手続きを規定する慣習法や、共同社会の慣習(成文化されているかどうかにかかわらず)を尊重すること、及びアクセスの際に申請者が遵守すべき最良の行動規範について規定すべきである。慣習や行動規範には、関係する原住民や地域社会の権利や決定が十分に反映されているはずである。

61. 権限ある国内当局は、遵守の促進、及び原住民及び地域社会による事前の情報に基づく同意が自由意思に基づいて適正に与えられるようにすることに大きな貢献をすることになる。

62. 原住民及び地域社会が有する関連する伝統的知識の利用に際して、事前の情報に基づく同意が取得されるようにするための遵守措置として、以下のものが考えられる。

- (a) 原住民・地域社会内の能力開発、意識啓発及び情報共有
- (b) 利用者の行動規範や最良規範
- (c) 交渉の両当事者の立場の衡平を促進することを目的とした、分野別の相互に合意する条件のモデル規定
- (d) アクセスと利益配分の契約に関する最小限の基準(国の管轄を超えて適用される国内法及び国際法との関連からみた遵守に関する研究(UNEP/CBD/ABS/GTLE/3/INF/1)の第 69 項(a)～(h)において提言されているように)
- (e) アクセスが許可される遺伝資源及び関連する伝統的知識の原産地又は出所に関する開示要件

63. ある専門家は、原産地証明書の開示要件に整合しない生物多様性条約への締約国に義務を課すために、中米自由貿易協定などの自由貿易協定(CAFTA)の影響に注意を向けた。他の専門家もこの問題の関連性に同意した。

64. ある専門家は、開示要件は遵守を促進する上で効果がないと考えられ、利益配分の可能性を低めかねないという意見を述べた。

65. 法的確実性、明瞭性及び透明性を高めるため、国際的制度では、アクセスと利益配分に関する国の枠組みの中で遺伝資源に関連する伝統的知識にアクセスが行われる場合に、原住民や地域社会の事前の情報に基づく同意を得る明確な規定を含めることを提案することが考えられる。これに関連して、非商業目的の研究のための簡素化したアクセス手続きを検討する必要がある。⁷

(f) 遺伝資源に関連する伝統的知識について、関係する原住民の社会及び地域社会に対して事前の情報に基づく同意を求める根拠は国際法に存在するか。存在するとすれば、それを国際的制度にどのように反映させることができるか。

66. 以下の項については 1 名の専門家の同意が得られなかった。

67. 遺伝資源に関連する伝統的知識に関する原住民及び地域社会の事前の情報に基づく同意の根拠を確立するのに、様々に適用することができる法源を示すに当たり、特に原住民に関する人権の分野における現行の国際文書やプロセスの意義が議論された。関連する伝統的知識に係る原住民及び地域社会の事前の情報に基づく同意の根拠を規定する国際文書として以下のものがある。

- 世界人権宣言(1948年)
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約(1966年)
- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(1966年)
- 独立国における先住民及び種族民に関する国際労働機関(第169号)条約(1989年)
- 国連食糧農業機関食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約(2001年)
- 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン(2002年)
- 先住民の権利に関する宣言(2007年)
- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(1965年)

68. これらの国際文書は、遺伝資源に関連する伝統的知識に関する原住民及び地域社会の事前の情報に基づく同意の要件を国際法で義務付ける傾向が加速していることを示しており、国際的制度が事前の情報に基づく同意を義務付けることに対する国際法上の根拠を示す傾向は明らかに存在する。さらに、個々の国や地域の慣行にも、遺伝資源に関連する伝統的知識に関して原住民及び地域社会の事前の情報に基づく同意を求めるものが増えている。先進国においても、ベストプラクティスの 1 つとして、商業目的の利用者が原住民及び地域社会から事前の情報に基づく同意を得るといった慣行が増加していることも指摘された。

69. 生物多様性条約は 1993 年に発効した。条約に対する理解は時とともに向上し得ると考えられる。締約国会議がその決定を通じて行う条約の解釈は、特に事前の情報に基づく同意に関する国際法や

⁷ 第 17 項を参照のこと。

プロセスの展開に沿っていなければならない。第 8 条(j) 項に関する作業部会における同規定に関する議論、及び国際的制度に関する最近の交渉の中で、遺伝資源に関連する伝統的知識に関して知識の保有者による事前の情報に基づく同意が必要であることが認識されてきた。

70. 生物多様性条約の規定や国際的制度の交渉における議論は、第 8 条(j) 項が遺伝資源に関連する伝統的知識は地域社会が保有し得ることを認めているように、事前の情報に基づく同意は原住民によるものに限定されないことが指摘された。

71. 遺伝資源に関連する伝統的知識にアクセスが行われる際に、原住民及び地域社会の事前の情報に基づく同意が必要であることは、国際法に明確な根拠があり、国際的制度ではこのことを考慮すべきであるという結論に達した。

(e) 遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスが行われる場合に、関連する伝統的知識の保有者の事前の情報に基づく同意の要素及び手続き上の問題を特定すること(そうした伝統的知識が国境を越えて存在する可能性も考慮し、ベストプラクティスの例を明らかにする)。

72. 本専門家会合は、その委任事項に従い、関連する伝統的知識に関する事前の情報に基づく同意に関連する既存の実例やベストプラクティスについて詳しく検討し、国境を越えて存在する伝統的知識の問題を検討した。国境を越えて伝統的知識が存在する問題については、事前の情報に基づく同意を扱う最初のセクションの次のセクションで扱われている。

73. 専門家会合では、関連する伝統的知識の保有者による事前の情報に基づく同意における望ましい要素として、次の点が明らかにされた。

(a) 権限ある国内当局

(b) 原住民・地域社会の権限ある当局として法的な権限・委任を有する、原住民・地域社会レベルでの権限ある当局。原住民・地域社会の権限ある当局を法的に認めること、及び慣習法を認識することが必要であることが指摘された。そうした認識がないと、慣習法が地方政府の規制に取って代わられる危険性が伴う。

(c) 手順の要素として以下のものが含まれる。

(i) 書面による申請

(ii) 申請が行われていることを広範に告知すること

(iii) 申請書が幅広く閲覧できること

(iv) 正当な手続き

(v) 適切な時期と期限

(vi) 用途の指定(用途の変更や第三者への移転に対処する規定を含む)

- (d) 相互に合意する条件に基づいて与えられる事前の情報に基づく同意
- (e) 原住民・地域社会との協議プロセス
- (f) 慣習に従った手続き

74. ボン・ガイドラインは、権限ある当局、手続きの適切な時期と期限、利用の明細を表示すること、利害関係者の協議のための仕組み、事前の情報に基づく同意の手続きなど、事前の情報に基づく同意に関する有用な要素や手続きが示されていることに言及がなされた。

75. 原住民及び地域社会から事前の情報に基づく同意を得る際のベストプラクティスとして、以下の例が示された。

76. オーストラリアにおいては、数万人を代表する機関であり、国から法的な役割を与えられている非政府組織である南西オーストラリア土地協議会(Land Council for the South West of Australia)が、申請者が事前の情報に基づく同意や相互に合意する条件を得る際に様々な問題について支援を行っている。事前の情報に基づく同意の形成においてこの組織が用いている基本的な原則として、第一に、提案の意図とプロジェクトの可能性について、包括的でわかりやすく明快な説明を行うこと、第二に、熟慮の上で決定ができるように、適切な期限について合意すること、第三に、正当な意思決定プロセスがある。手続きの正当性は極めて重要で、この場合には公正、強制からの自由、透明性に加えて、意思決定プロセスの文化的な妥当性が含まれる。

77. ニュージーランドにおいては、オーストラリアと同様の手続きが確立している。部族の組織が原住民の権限ある当局として機能している。部族間の境界を越える問題について、原住民・地域社会自らが対処している。伝統的知識から生じる利益の配分に関する問題などに対応する際の互いの関与の仕方に関する慣行が確立している。

78. 生息域外において関連する伝統的知識にアクセスが行われる場合、利益配分の取決めが行われなければならない。ジーンバンクへのアクセスとそれに伴う利益配分に関しては、関連する伝統的知識にアクセスが行われる場合には、国内法に従って事前の情報に基づく同意が適用されるべきであり、利益配分が適用されるべきであることが複数の専門家によって強調された。適当な場合には、そうした情報をジーンバンクに記録することを国際的制度で提案することが考えられる。ベストプラクティスの例として、中国のジーンバンクが挙げられた。中国では、遺伝資源及び関連する伝統的知識にアクセスが行われた村がジーンバンクで判明することが指摘された。

79. 関連する伝統的知識をデータベースや登録簿に文書化して記録することを義務化することにラテンアメリカをはじめ多くの原住民・地域社会が反対していることに関連して、そうしたデータベースや登録簿を通じてアクセスが行われた関連する伝統的知識の利用については、十分な防御措置や予防

の仕組みが必要であることについて幅広い合意があった。

80. 多くの国が権限ある当局や、原住民・地域社会を十分に組み込んだ適切な事前の情報に基づく同意の手続きをまだ設けていないことを認識し、国際的制度ではそうした機関を設置し、手続きを策定するインセンティブを提供し、さらにはこれらを義務付ける可能性もあることについて幅広い合意があった。一部の専門家からは、原住民・地域社会のレベルで事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件を連繋させて構築し、両レベルで正統性を示すことを国際的制度で義務化することが提案された。

81. 国際的制度では、申請が行われたアクセスに関する告知、申請の公表、透明性、時期及び期限を確保する方法について明確なガイドラインを示し、生物多様性条約に基づくクリアリングハウスメカニズムを用いることによって、不当に甘い規定や要件で提供者から遺伝資源や関連する伝統的知識へのアクセスを得る「ABS ショッピング」を防がなければならないことも強調された。

82. 地方に管理や組織上の要件の体系が既にある場合には、これに基づいて国内における当局や手続きを定めるべきではないかという意見が示された。さらにある専門家は、例えば原住民・地域社会が居住する土地での天然資源開発を許可するために付与された事前の情報に基づく同意を、場合によっては、遺伝資源や関連する伝統的知識へのアクセスやそれらの利用にも適用できるのではないかという意見を示した。

83. 国際的制度において、裁判外紛争解決を通じた紛争解決及び適切な遵守の仕組みを定めることが考えられるという点で、幅広い合意があった。

84. 伝統的知識の保有者への利益配分を確保するために、CITES の仕組みを関連する伝統的知識にどのように用いることができるかを調査することが提案された。

85. 法的確実性と協議メカニズムはいずれも望ましいというのが一般的な見方であった。しかし、手続きの時期と期限のほか、秘密保持に関して意見の対立が生じる可能性があった。正当な事前の情報に基づく同意の手続きが実施されるには十分な時間が必要な一方で、科学者や産業界などの潜在的な利用者は迅速な手続きを求めている。また、事前の情報に基づく同意や相互に合意する条件の下で求められる情報の要件は、秘密保持の必要と対立しかねない。

国境を越える問題

86. 関連する伝統的知識が複数の原住民・地域社会で共有されている場合、国の国境を越えて広がっている場合、あるいは異なる価値観、慣習の規範、法や了解事項を有する原住民・地域社会に広がっている場合に、国は、そうした関連する伝統的知識を利用しようとする者に対して、事前の情報に基

づく同意を得るための明確で透明なルールを示す共同社会の慣習を確立することを奨励し、支援すべきである。

87. 伝統的知識が国境を越えて存在する場合には、可能な範囲で、双方の国の手続きにおいて、権利を有するすべての共同社会から、事前の情報に基づく同意を得るべきである。同様のことは利益配分についても当てはまる。紛争解決の仕組みが定められている場合、紛争の際にはこれを用いるべきである。共通の伝統的知識にアクセスが行われ、利用される場合には、利益配分のための信託基金が適当かもしれない。

88. 伝統的知識が国境を越えて存在する場合、国内の場合(原住民・地域社会が一国に居住する場合)と地域の場合(国家間にまたがって居住する場合)の場合を区別する必要がある。遺伝資源が広く世界規模で存在する場合には、国境を越える問題には国際レベルで対応する必要がある。多くの国や原住民・地域社会が関与する場合に、事前の情報に基づく同意をどのように取り扱うべきかについて懸念が提起された。

89. 関連する伝統的知識が共有されている場合、底辺への競争、すなわち最低コストに向けての競争を避けるため、申請者が定められた原住民・地域社会の権限ある当局と連絡をとるように仕向けなければならない。共同社会間の意思決定にかかわる場合であっても、そうした当局は存在している場合が多いことが強調された。

90. 原住民の当局や手続きは、生息域外に国境を越えて存在する伝統的知識へのアクセスに関する事前の情報に基づく同意や、相互に合意する条件に対応するためにあるとは思えないという点が強調された。

91. アクセスと利益配分を別々に取り扱うことが有益なのではないかという意見が示された。例えば、アクセスと利益配分に関する ASEAN 枠組協定案では、1 ヶ国においてアクセスが行われ、共通の基金を通じて別の国の原住民・地域社会に利益を配分する告知の仕組みが規定されている。

92. 伝統的知識が複数の共同社会にあり、事前の情報に基づく同意や相互に合意する条件の交渉がそれらのうちの 1 つ又は少数の共同社会としか行われていない場合、信託基金を設けて事前の情報に基づく同意や相互に合意する条件に参加しなかった他の共同社会に利益を配分することが考えられるのではないかという意見が示された。

93. 原住民の権限ある当局が国境を越えて機能している例の 1 つに、サン族の共同社会が共有する伝統的知識に対応するための相互連絡の手続きを定めた南部アフリカ諸国のサン族協議会の例がある。複数の国にあるサン族の共同社会内で利益配分が確保されるように、共通の信託基金が設立されている。

94. 国が設置する権限ある当局（アクセスと利益配分に関する ASEAN 枠組協定案で設置されるものなど）にも、原住民・地域社会によって設けられる権限ある当局（南部アフリカのサン族協議会など）にも、告知のプロセスが不可欠であることが指摘された。

95. 国際的制度では、国境を越える紛争を調停するためにオンブズパーソンが必要であることが強調された。

(g) 国内の権限ある当局が発行する国際的に認知された証明書に、遺伝資源に関連する伝統的知識を含めるためのいくつかの案について、実際上の問題点や実施に伴う個別の課題を考慮しつつ、また、そうした証明書に関連する伝統的知識の有無や、その伝統的知識の保有者は誰であるかについて表示する可能性も考慮して、これを評価すること。

96. この問題に答えるに当たり、2007年1月22日から25日にリマで行われた遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的に認知された証明書に関する技術専門家会合の報告書（UNEP/CBD/WG-ABS/5/7）が有用であることが認識された。問題を分析する手段として、以下の問題が明らかにされた。

- (a) 証明書は必要か
- (b) これらは遵守・原産地・法的由来に関する証明書か
- (c) 証明書を発行するのは誰か
- (d) 誰に対して証明書が発行されるのか
- (e) 証明書の内容はどのようなものになるのか

97. 本専門家会合は、国際的に認知された証明書に関係する実際上の問題や実施に伴う個別の課題についても議論した。

証明書は必要か

98. そもそも証明書は必要かという基本的な問題が数名の専門家から提起された。この根本的な問題について広範な議論が行われた。証明書は、遺伝資源に関連する伝統的知識について原住民や地域社会から事前の情報に基づく同意が得られていることの証拠として有用であり得るという点で概ね合意があった。

99. 証明書は、アクセスと利益配分に関するツールキットの中でも具体的で確かな、必要なツールの1つになり得るという意見が多く表明された。数名の専門家は、証明書は不正使用が行われていないことを保証するものになると指摘する一方で、事前の情報に基づく同意の付与の基本的な条件は信義則であることを強調した。

100. 遺伝資源に関連する伝統的知識に関する証明書の発行には、事務的な複雑さが伴う可能性があることについて、数名から消極的な意見が表明された。いずれにしても証明書は単純で簡単明瞭、効果的で実行可能なものである必要があるという点で意見が一致した。この点について、リマで行われた専門家会合の報告書及びその勧告が参照された。また、証明書そのものの検証が容易であれば、効果的な制度を生み出すことができるはずであると指摘された。さらに、できるだけ単純な文書とすることで、第 8 条(j) 項に合致し、各国に柔軟性を与え、事務的な負担を最小限に抑えることができる。1 名の専門家は、事前の情報に基づく同意を与える伝統的知識の保有者の権利が確立してしまえば、認証制度を作り上げるのは簡単なはずだという点を付け加えた。この専門家はさらに、国際的制度において不正使用を定義することによって、証明書が交付される前にどのような権利が遵守されなければならないかが明らかになると述べた。

101. 利用者(大学、科学研究、商業利用)に応じて異なる証明書を発行することに関しても、ある程度の議論が行われた。証明書の包括性や複雑性は、用途に依存すると考えられる。

これらは遵守/原産地/法的由来に関する証明書か

102. 証明書に一定の基本的な情報が含まれていれば、その名称が最終的にどのようなものになるかは問題ではない、というのが本専門家会合の一般的な見解であった。証明書の基本的な構成要素として、遺伝資源に関連する伝統的知識が関係しているかどうか、伝統的知識の保有者は誰であるか、利用者が原住民の慣習法、共同社会の慣習その他同意や意思決定の手続きに従っているかどうかがあるとされた。慣習法それ自体が証明書に反映される必要はない。

103. 専門家らは、「証明書は、生物多様性条約に基づいて国内法を遵守していることの証明であるとすることは現実的であるとする」(第 7 項)としたリマでの専門家会合の報告書を想起した。ある専門家は、遺伝資源に関連する伝統的知識が由来する国のほか地域又は原住民の居住地を示す原産地証明書が望ましいとの意見を表明した。

証明書を発行するのは誰か

104. 専門家らは議論の早い時期に、問題(g)は国内の権限ある当局が証明書を発行することを想定していると指摘した。アクセスと利益配分に関する国の枠組みを定める法律が国内の権限ある当局として機能する機関を特定すると考えられる。

105. 数名の専門家は、多くの国が地方レベルで当局を定める傾向にあることから、地方の権限ある当局をプロセスの中にもめる役割が生じることになるだろうと述べた。しかし主な要件は、遺伝資源に関連する伝統的知識に関して関係する原住民又は地域社会から確実に事前の情報に基づく同意を

得るように、国内の権限ある当局に相当な注意を伴う責任を課すことであると見込まれる。

106. 事実上、国内の権限ある当局は、一種のクリアリングハウスとして機能し、国内法、原住民の法や慣習法及び国際的制度の要件の遵守を検証する責任を持つことになると想定されていると思われる。また、国内の権限ある当局は、同意を与える権限を有する原住民又は地域社会の当局を特定することなどができるような、共同社会の慣習の確立を促す重要な役割を持ち得ることを指摘する意見が出された。

誰に対して証明書が発行されるのか

107. 証明書には複数の目的や用途が考えられることが概ね了承された。このことは必然的に、証明書には複数の利用者があることを意味する。

108. 知的財産制度、特に特許制度と特許当局の役割に関する議論が行われた。一部の専門家から、知的財産制度を伝統的知識の保護手段として適用できるかどうかについて、強い懸念が表明された。

109. WIPO の知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会 (WIPO/IGC) の作業と、伝統的知識を確実に実質的に保護するには、独自の解決策が必要かもしれないという全体的結論が注目された。すなわち、WIPO/IGC は、伝統的知識を保護する上で既存の知的財産制度では必ずしも十分ではないという認識が高まっていることを受けて、伝統的知識の保護に関する独自の規定案を策定した。

証明書の内容としてどのようなものが考えられるか

110. 証明書には、本報告書の第 101 項及び遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的に認知された証明書に関する技術専門家会合報告書の第 21 項 (d) の内容を考慮して、遺伝資源に関連する伝統的知識にアクセスが行われたかどうかや、事前の情報に基づく同意や相互に合意する条件の義務が満たされているかどうかについての情報も含めることが考えられるという点で意見が一致した。

111. 遺伝資源に関連する伝統的知識に関して証明書の内容は単純でなければならず、過度に詳細であってはならないというのが一般的な見方であった。

112. 専門家会合は、実質的な構成要素の 1 つとして、表示を含む証明書の有用性について議論した。表示には、見込まれる利用者が、アクセスを得る過程で原住民又は地域社会から事前の情報に基づく同意を取得したことを積極的に宣言することが含まれると考えられる。数人の専門家が、表示は、見込まれる利用者によって十分な開示が行われたということを保証する有用で単純明快、建設的なツールであるという意見があった。

113. 開示が行われない場合の影響、及び表示が虚偽であった場合に証明書を無効とすることについて、いくつか言及があった。また、証明書の内容の開示は、ある種の伝統的知識が持つ神聖、秘密、非公開の性質に対して慎重である必要があることが指摘された。しかし、ある専門家は、第 8 条(j)項のいう伝統的知識は一層広い適用を持つ伝統的知識であるため、この種の伝統的知識に生物多様性条約の規定は適用されないと指摘した。

114. 関連する伝統的知識の法的所有権の共同所有や共有が一般的でないことから、該当する原住民・地域社会を限定的に特定することは複雑な作業であることが広範な議論で認識された。

115. 保有する伝統的知識に対する原住民の権利に関して、ある専門家は、原住民は保有する伝統的知識に対して固有の権利を有していること、及び国内法及び国際法における法解釈は様々であることについては全会一致の同意を得られなかったことを報告書に反映させるよう要請した。

実際上の問題と実施に伴う困難

116. 専門家らはその議論において、国際的に認知された証明書に関しては実際上の問題や実施に伴って個別の課題があり得ることを認識した。

117. 重要な問題の 1 つとして、特に遺伝資源に関連する伝統的知識に複数の保有者がいる場合に、原住民・地域社会レベルで誰が正当に事前の情報に基づく同意を与えることができるかを明らかにすることがあった。また、別の重要な問題は、国により国内の法的枠組みが著しく異なる可能性に関連するものであった。

118. 専門家会合は、遺伝資源に関連する伝統的知識が国境を越えて、あるいは生息域外状況に存在して、複数の共同社会で共有されている場合に実際上の問題や実施上の困難が生じ得る状況についても指摘した。

119. 共有されている伝統的知識は必ずしも 1 つの共同社会、人、国に帰属しているわけではなく、認証制度では、このことが国内の権限ある当局が誰がその伝統的知識の保有者かを判断する上で何らかの困難となる可能性がある。ある専門家は、遺伝資源に関連する伝統的知識を複数の共同社会が共有している場合、契約がその後別の共同社会が同様の契約を結ぶことを妨げるものでない限り、係争中の個々の共同社会が事前の情報に基づく同意を提供したり契約を締結したりすることを妨げるべきではないという解釈を示した。

120. 生息域外の供給源に関する議論において、数名の専門家がパブリックドメインに属する遺伝資源に関連する伝統的知識については、必ずしもこれを提供する原住民又は地域社会の事前の情報に基づく同意がないことを指摘した。数名の専門家からは、利用には何らかの利益配分が伴うべきで

あるとする提案があった。

121. さらに、所有権が限定できる場合とそうでない場合の 2 種類があることが指摘された。保有者がわかっている場合には、衡平の原則に基づいて彼らに利益配分の権利が与えられなければならない。保有者が不明又は特定できない場合には、国が取り得る方法の 1 つとして、国民に代わる受託者として利益を請求することが考えられる。

122. さらに、専門家らは、遺伝資源に関連する伝統的知識として「パブリックドメインに属する」と「公に利用できる」ものを区別することが極めて重要であることを認めた。自由に利用できることを表すのに用いられるパブリックドメインに属するという用語は、文脈から離れて公に利用できる遺伝資源に関連する伝統的知識に適用されてきたことが指摘された。公に利用できるという意味に対する共通の理解は、無料で利用できるということではない。公に利用できることという意味の共通の理解は、アクセスに対して料金を支払うなど、相互に合意する条件を課すという条件があることを意味していると考えられる。伝統的知識は、いったんアクセスが行われ、その固有の文化的背景から切り離されて普及してしまうと、パブリックドメインに属しているから自由に利用できると判断されることが多かった。しかし、公に利用できる遺伝資源に関連する伝統的知識は誰にも属していないと考えることはできない。公に利用できるという概念の中で、特定可能な伝統的知識の保有者から事前の情報に基づく同意を得ることは依然として求められると考えられ、先に与えられた事前の情報に基づく同意からの用途の変更が認められる場合を含めて、利益配分の規定を適用することはできると考えられる。保有者が特定できない場合でも、例えば国などが受益者を決定することはできる。専門家らは、伝統的知識を考える上で、パブリックドメインに属するという文言は、より正確に、公に利用できると言い換える必要があると考えた。1 名の専門家は、この区別に同意しなかった。

(4) 生物多様性条約第 8 条(j)項に関する第 6 回 Ad hoc 作業部会報告書*

生物多様性条約

配布：一般

UNEP/CBD/COP/10/2

2009 年 11 月 21 日

原文：英語

生物多様性条約

第 10 回締約国会議

2010 年 10 月 18～29 日 名古屋

議題 6.7

生物多様性条約第 8 条(j)項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会 第 6 回会合報告書

目次

議題

はじめに

1. 開会
2. 会議運営に係る事項
3. 原住民・地域社会の生物多様性条約第 8 条(j)項及び関連規定の目的に関連する諸問題への効果的な参加を促進するための仕組み
4. 伝統的知識、工夫及び慣行の保護のための固有の制度の要素の策定
5. 原住民・地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保する倫理行動規範
6. アクセスと利益配分に関する国際的制度：国際的制度の詳細な検討と交渉に関する見解の提出
7. 生物多様性条約第 8 条(j)項及び関連規定の実施に関する多年度作業計画
8. その他
9. 報告書の採択
10. 閉会

附属書

- I. 生物多様性条約第 8 条(j)項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会第 6 回会合で採択された勧告
- II. アクセスと利益配分に関する国際的制度：アクセスと利益配分に関する特別作業部会に対する見解の提出

* <http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-10/official/cop-10-02-en.pdf> (2010 年 2 月 19 日アクセス)

はじめに

A. 背景

1. 生物多様性条約第 8 条(j) 項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会は、生物多様性条約締約国会議の決定 IV/9 に従って設置された。第 1 回会合は 2000 年 3 月 27～31 日にスペインのセビリアで、第 2 回及び第 3 回会合はそれぞれ 2002 年 2 月 4～8 日、2003 年 12 月 8～12 日にいずれもカナダのモントリオールで開催された。第 4 回会合はスペイン王国政府の招きにより 2006 年 1 月 23～27 日にグラナダで、第 5 回会合は 2008 年 10 月 15～19 日にモントリオールで開催された。締約国会議は決定 IX/13 A 第 5 項において、その第 10 回会議の前に本作業部会の会期間会合を再度開催することを決定した。これを受け、第 6 回会合が 2009 年 11 月 2～6 日、モントリオールの国際民間航空機関 (ICAO) 本部において、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第 8 回会合に先立って開催された。

B. 出席者

2. 本会合には以下の締約国その他各国政府の代表が出席した。Algeria, Angola, Argentina, Armenia, Australia, Austria, Bangladesh, Belarus, Belgium, Benin, Bhutan, Brazil, Burkina Faso, Burundi, Cambodia, Cameroon, Canada, Central African Republic, Chile, China, Comoros, Cook Islands, Costa Rica, Côte d'Ivoire, Cuba, Democratic Republic of the Congo, Djibouti, Dominica, Dominican Republic, Ecuador, Egypt, Ethiopia, European Community, Finland, France, Georgia, Germany, Ghana, Grenada, Guatemala, Guinea-Bissau, Haiti, India, Indonesia, Iran (Islamic Republic of), Iraq, Jamaica, Japan, Jordan, Kenya, Kiribati, Kyrgyzstan, Lesotho, Liberia, Madagascar, Malawi, Malaysia, Mauritania, Mexico, Micronesia (Federated States of), Mozambique, Namibia, Nauru, Nepal, New Zealand, Niger, Nigeria, Norway, Pakistan, Papua New Guinea, Peru, Portugal, Republic of Korea, Republic of Moldova, Rwanda, Saint Lucia, Samoa, Sao Tome and Principe, Saudi Arabia, Senegal, Serbia, Solomon Islands, South Africa, Spain, Sudan, Sweden, Switzerland, Syrian Arab Republic, Thailand, Togo, Tunisia, Uganda, Ukraine, United States of America, Venezuela, Viet Nam, Yemen, Zambia。

3. また、以下の国連機関、専門機関その他の機関からオブザーバーが出席した。地球環境ファシリテーター、国連環境計画、世界知的所有権機関。

4. 以下の組織からも代表者がオブザーバーとして参加した。(参加機関名省略)

議題 1 開会

5. 本会合は 2009 年 11 月 2 日月曜日午前 10 時 10 分、カナワケ地区モホーク族の長老であるチャーリー・パットン、ケネス・ディア両氏による儀式的祈りと歌で開会した。

6. 開会の挨拶は、生物多様性条約締約国会議議長代表ニコラ・ブライアー、国連環境計画事務局長アヒム・シュタイナー代理のバラクリシュナ・ピスパティ、生物多様性条約事務局長アーメッド・ジョグラフィの3氏によって行われた。

7. ブライアー氏は参加者に歓迎の意を表するとともに、モホーク族指導者には開会に際しての儀式の祈りに謝意を表した。氏は、100名を超える原住民・地域社会の代表が本会合に参加しており、うち48名は「生物多様性条約の作業への原住民・地域社会の参加促進のための任意基金」からの資金援助を受けて参加したことに言及した。作業計画の進捗状況を確認すること、また第8条(j)項を再確認し、同項がアクセスと利益配分に関する国際的制度に対してなし得る貢献、さらにはより広い、地球環境問題への取り組みに対する貢献についても再認識することが重要である。そのため、作業部会は生物多様性条約の第10条(c)項にも重点を置いた新たな多年度作業計画を検討する予定である。これまでの本作業部会の作業の結果、伝統的知識が生物多様性条約の成功のために果たし得る貢献についての理解が進んだと氏は述べた。しかし、原住民・地域社会の文化的遺産及び知的財産の尊重を確保するための倫理行動規範に関する作業が完了するまでには、さらなる作業が必要である。規範に関する合意が成立し本作業部会の成果に加わるのは歓迎すべきことであり、国際生物多様性年にニューヨークで開催される国連先住民族問題常設フォーラム第9回会合に報告できることになる。

8. ピスパティ氏は、国連環境計画(UNEP)事務局長アヒム・シュタイナー氏及びUNEP環境法・条約局長バカリ・カンテ氏からの会の成功を祈る言葉を参加者に伝えた。本条約事務局長に対しては、本会合の議題設定のための準備作業すべてに感謝した。またアクセスと利益配分に関する国際的制度の交渉の最終決定に関する議論、及び生物多様性条約戦略計画に関する議論がいずれも進行しているときに本会合が開催されることを、UNEPは歓迎すると述べた。作業部会では国際的制度の要素のうち、伝統的知識及びその国際的制度による生物多様性条約の実施促進への貢献に関連する主要な要素数点に重点を置くことになる。遺伝資源に関連する伝統的知識に関する技術・法律専門家会合(2009年6月16～19日、インド、ハイデラバード)及び遵守に関する技術・法律専門家会合(2009年1月27～30日、東京)の成果が、議論を進展させるための基礎として役立つことを期待すると述べた。

9. アーメッド・ジョグラフィ氏は、モホーク族の代表による儀式が、文化と自然との本質的な関連を明確に示すとともに、地球上の生物の保護における原住民及び地域社会の独特な貢献を実証するものであったと述べた。本会合及び翌週開催のアクセスと利益配分に関する作業部会第8回会合に48名の原住民・地域社会の代表が参加するために資金を援助したオーストリア、デンマーク、ノルウェー、スペインの各政府に感謝するとともに、参加資格を有する88の条約締約国の参加を支援したその他の援助機関にも謝意を表明した。これまでの間、生物の多様性は彼らの持つ伝統的知識を利用することで保護、維持がなされ、向上すらもたらされてきたことに触れ、本作業部会が、「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度」の一つの不可欠な構成要素、すなわち「関連する伝統的知識」についての見解をアクセスと利益配分に関する作業部会に対して示すよう委任されていることは偶然ではないと氏は述べた。2010年の国際生物多様性年を祝賀するとともに、生物多様性の維持及び気候変動危機への解決策の提供に貢献してき

たことを強調するため、締約国と原住民・地域社会が強固な協力関係を築くよう奨励した。結びとして、2009年10月26日にイラクが生物多様性条約の192番目の締約国となったこと、12月10日にはソマリアが193番目の締約国となることを報告した。イラクとソマリアの代表に祝意を表し、残る2カ国であるアンドラと米国が国際生物多様性年である2010年に「生物多様性の家族」に加わるよう求めた。アンドラはまもなく194番目の締約国となる予定であり、米国が195番目の締約国として名古屋での会合に出席することを心から望むと述べた。

議題2 会議運営に係る事項

2.1. 役員

10. 締約国会議事務局が、本作業部会事務局を務めた。過去の例に従い、原住民・地域社会の代表は、事務局の協議に参加する「事務局の友」6名を指名するよう求められた。生物多様性に関する国際先住民フォーラム(International Indigenous Forum on Biodiversity)の提案に基づき、メルル・アレクサンダー(Mr. Merle Alexander) (デナ・カイエ研究所(Dena Kayeh Institute))、ネヴァ・コリングズ(アボリジニと島嶼民のための研究・行動財団(Foundation for Aboriginal and Islander Research Action))、シムレイション・ルイトウイ=エルニ(Mr. Shimreichon Luithui-Erni) (先住民の知識と民族のネットワーク(Indigenous Knowledge and Peoples Network))、ルーシー・ムレンケイ(生物多様性に関する先住民女性ネットワーク(Indigenous Women's Network on Biodiversity))、ヴィクトリア・エスター・カマク・ラミレス(Ms. Victoria Esther Camac Ramirez) (先住民の発展と情報のイクサカヴァア協会(Asociación Ixacavaa De Desarrollo e Información Indígena))、グン=ブリット・レッター(Ms. Gunn-Britt Retter) (サーミ評議会)の各氏が満場一致で「事務局の友」に選出された。同時にルーシー・ムレンケイ氏が、ブライアー氏と共に作業部会の共同議長に選出された。

11. 本事務局の提案に基づき、ソマリー・チャン氏(カンボジア)が報告書起草委員の任に就いた。

2.2. 議題採択

12. 2009年11月2日の第1回会議において、本作業部会は議題案(UNEP/CBD/WG8J/6/1)を踏まえて以下の議題を採択した。

1. 開会
2. 会議運営に係る事項
3. 生物多様性条約第8条(j)項及び関連規定に関連する問題への原住民・地域社会の効果的な参加を促進する仕組み
4. 伝統的知識、工夫及び慣行の保護のための固有の制度の要素の策定
5. 原住民・地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範の要素
6. アクセスと利益配分に関する国際的制度:アクセスと利益配分に関する特別作業部会への見解提供
7. 生物多様性条約第8条(j)項及び関連規定の実施に関する多年度作業計画
8. その他

9. 報告書の採択

10. 閉会

2. 3. 作業の手順

13. 2009年11月2日の本会合第1回会議において、本作業部会は、注釈付き議題案の改訂版(UNEP/CBD/WG8J/6/1/Add.1/Rev.1)の附属書IIに記載されたものを踏まえて、会合の作業方法を承認した。

14. 各代表及びオブザーバーが本作業部会の協議へ十分に参加できるようにするため、また議題の簡素化にも合わせ、本作業部会は全体会議で協議を行うことを決定した。ただし必要かつ適切な場合にはコンタクトグループを設けて特定の問題を検討することができるとした。

15. 締約国会議決定VIII/31に基づき、2009年11月5日の本会合第6回会議において事務局長は本作業部会に対し、本作業部会が締約国会議に提出し採択を求めようとしている勧告案が与え得る行政上及び財政上の影響を示した。この勧告案にはコア予算からの支出は行われぬ可能性がある。

2. 4. 開会の挨拶及び全般的コメント

16. 2009年11月2日の本会合第1回会議において、生物多様性に関する国際先住民フォーラムの代表が、任意基金及び各種の非政府組織や援助機関の支援を通じて原住民代表の参加が図られたことに対し、事務局長及び各締約国に謝意を表明した。作業部会は、ともに学ぶ体験を通して原住民と締約国との間の尊敬と相互理解を増進させてきた。作業計画の採択以降、状況にはいくつかの新展開が見られる。新たな問題の一つに気候変動の影響があるが、これは生物多様性条約の作業の大部分を破綻させる恐れがある。気候変動は、その直接の影響により、また緩和策と適応策の弊害から生ずる間接の影響によって、原住民の生存を脅かすものである。本作業部会の作業計画を見直す必要性は極めて高く、伝統的知識を、国際法の動向にも対応する新たなビジョンの中に組み込まなければならない。国際的制度には、原住民の権利を支持する関連国際文書に従って、原住民の伝統的知識、工夫及び慣行、並びに遺伝資源を認め保護する、拘束力ある要素を含めなければならない。倫理行動規範の要素は、原住民の権限、自律、主権を尊重するもので、各種機関、研究者その他、原住民及び地域社会とかかわろうとする者の手引きとなる必要がある。一方、固有の制度は、原住民の伝統的知識、工夫及び慣行を幅広く保護する必要がある。不正使用に対する単なる保護対策であってはならない。これは、アクセスと利益配分に関する国際的制度が目指すものである。

17. ケベック・ネイティブ・ウィメン・インク(Quebec Native Women Inc.)の代表が、カナダの複数の原住民社会、人権団体、非政府組織を代表して、第8条(j)項に基づいて実施される活動への支持を表明するとともに、本作業部会は原住民・地域社会の伝統的知識保護のため国連のシステムがとるべき方向を指し示すものであると述べた。作業部会は多年度作業計画の見直しを行わなければならない。また原住民の人権を守り、原住民に影響を及ぼす可能性のある行為について、事前の情報に基づく、原住民の自由な合

意を確保するための倫理行動規範を定める必要があるとした。また氏は、カナダ政府に対し、オーストラリア政府の先例に倣って伝統的知識の保有者の権利を認めるよう求めた。

18. 国際地域社会フォーラム(International Forum of Local Communities)の代表は、第 8 条(j)項に関する作業部会は生物多様性条約の 3 つの目的の実施について極めて重要な役割を果たしてきたと述べ、締約国に対し、会期間のワークショップの作業に原住民及び地域社会の代表が幅広く衡平に参加することを保証するよう求めた。また原住民及び地域社会の伝統的知識はその天然資源と直接に関連しており、それゆえ作業部会の作業計画を改め、気候変動及びその緩和・適応策に資金を提供する仕組みに関わる問題をその計画に組み込む必要がある。

19. 生物多様性に関する先住民女性ネットワーク(Indigenous Women's Biodiversity Network)の代表は、ラテンアメリカ及びカリブ海地域の原住民女性が本作業部会へ参加しやすくするためスペイン政府及び生物多様性条約事務局が行った支援に感謝し、そうした支援が他地域の原住民女性にも拡大されることを希望した。原住民女性は世代から世代への伝統的知識の伝承に極めて重要な役割を担っている。過去 10 年間に本作業部会の作業計画に進展があまり見られないことに懸念を表明し、今後の作業では、原住民及び地域社会の女性の効果的な参加を確保する必要があると述べた。開発される指標はいかなるものも、遺伝資源が原住民の財産であるという事実を反映する必要がある、アクセスと利益配分に関する国際的制度はいかなるものも、伝統的知識の利用から生ずる利益が原住民及び地域社会、特に原住民女性と、公正かつ衡平に配分されることを確保しなければならない。倫理行動規範は、伝統的知識の回復、保存、保全、維持に基づいている必要がある、また原住民女性は様々なレベルの研究で、その対象としてではなく、協同運営者(co-partners)として扱われなければならない。

20. イラク代表は、イラクが生物多様性条約の 192 番目の締約国となったこと、及び国連環境計画の下で進行中の作業は価値あるものとイラク政府が考えていることを、本作業部会の参加者に対し改めて指摘した。またイラクは、気候変動に関する国連枠組み条約及び国連砂漠化対処条約の締約国ともなったことを報告した。生物多様性条約事務局長に対し、イラクが事務局から受けた助力に謝意を表し、また本条約の締約国に対しては、砂漠化の作用がもたらす環境問題に対処するため、困難な過渡期にあるイラクを支援するよう要請した。

議題 3 原住民・地域社会の生物多様性条約第 8 条(j)項及び関連規定の目的に関連する諸問題への効果的な参加を促進するための仕組み

21. 2009 年 11 月 2 日の本会合第 1 回会議において、本オープンエンド特別作業部会は議題 3 を取り上げた。この議題の検討に当たり、本作業部会は、原住民・地域社会が生物多様性条約の作業に参加する仕組みに関する事務局長の文書(UNEP/CBD/WG8J/6/3)を用意した。

22. 本作業部会共同議長は議題 3 の開始に当たって、能力開発を含む、原住民・地域社会の参加を促

進する仕組みについてのさらなる議論を奨励した。ただし、特に上記文書に記載された勧告案に関しての意見を述べるよう参加者に求めた。

23. ブラジル、カナダ、グアテマラ、ハイチ、インド、日本、ヨルダン、レソト、マラウイ、メキシコ、ニジェール、ノルウェー、ペルー、セントルシア、セネガル、スウェーデン(欧州共同体及びその加盟国を代表)、シリア、タイ、ウガンダが発言した。

24. 国際地域社会フォーラム、生物多様性に関する国際先住民フォーラム、ケベック・ネイティブ・ウィメン・インクからも発言があった。

25. 発言を受けて、共同議長はそれら意見を考慮して、事務局長の文書に記載された勧告案を修正することに同意するとともに、本作業部会で検討するために共同議長による修正文書を作成することを約束した。

26. 2009年11月4日の本会合第5回会議において、本作業部会は共同議長が作成した文書について議論した。

27. 意見交換ののち、共同議長は、作業部会の検討に付すための修正勧告案を作成すると述べた。同案はその後、勧告案 UNEP/CBD/WG8J/6/L.2 として配布された。

本作業部会の行動

28. 2009年11月6日の本会合第7回会議において、本作業部会は勧告案 UNEP/CBD/WG8J/6/L.2 について検討し、勧告 6/1 として採択した。採択された勧告のテキストを本報告書附属書 I に収める。

議題 4 伝統的知識、工夫及び慣行の保護のための固有の制度の要素の策定

29. 2009年11月2日の本会合第1回会議において、本オープンエンド特別作業部会は議題4を取り上げた。検討に当たり本作業部会は、優先すべき要素を特定するため、伝統的知識、工夫及び慣行の保護のための固有の制度の要素についての、事務局長による最新文書 (UNEP/CBD/WG8J/6/5) を用意した。

30. 共同議長は議題4の開始に当たって、伝統的知識の保護のための固有の制度について参加者にさらなる議論を促すとともに、特に上記の事務局長による文書のセクション III に記載される勧告案に関しての意見を述べるよう求めた。

31. オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、コスタリカ、エジプト、インド、インドネシア、ニュージーランド、マレーシア、メキシコ、南アフリカ、スウェーデン(欧州共同体及びその加盟国を代表)、チュニジア、ウガン

ダ、イエメンの代表が発言した。

32. 国際地域社会フォーラム、生物多様性に関する国際先住民フォーラム、国際女性生物多様性ネットワーク(International Women Biodiversity Network)、ケベック・ネイティブ・ウィメン・インクも発言した。

33. 発言を受けて、共同議長は、それらの意見を考慮して勧告案を修正することに同意するとともに、本作業部会で検討するために共同議長による修正文書を作成することを約束した。

34. 共同議長の文書は、2009年11月5日の本会合第6回会議(全体会議)において本作業部会に提出された。

35. 意見交換ののち、共同議長は、作業部会の検討に付すための修正勧告案を作成すると述べた。同案はその後、勧告案 UNEP/CBD/WG8J/6/L.3として配布された。

本作業部会の行動

36. 2009年11月6日の本会合第7回会議において、本作業部会は勧告案 UNEP/CBD/WG8J/6/L.3を検討し、口頭での修正後、勧告 6/2として採択した。採択された勧告のテキストを本報告書附属書 I に収める。

議題 5 原住民・地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保する倫理行動規範

37. 2009年11月2日の本会合第2回会議において、本作業部会は議題5を取り上げた。検討に当たり本作業部会は、締約国会議第9回会合から決定 IX/13G 附属書において伝達された倫理行動規範案 (UNEP/CBD/WG8J/6/4) 及び同案に関する見解集 (UNEP/CBD/WG8J/6/INF/2 and Add.1) を用意した。

38. 共同議長は議題5の開始に当たって、倫理行動規範要素案の策定がかねてより本作業部会の検討事項の一つであったことを改めて指摘し、検討が進んだ段階にあることを考慮して、倫理行動規範案から残っている括弧(ブラケット)をはずすことを目的に協議することを任務とするコンタクトグループの設置を提案した。共同議長は参加者に対し、倫理行動規範案に関する全般的意見を求めた。

39. アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、エジプト、インド、日本、リベリア(アフリカグループを代表)、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、スウェーデン(欧州共同体及びその加盟国を代表)が発言した。

40. 意見交換ののち、共同議長はスザンナ・チュン (Ms. Susanna Chung) (南アフリカ) 及びネヴァ・コリンズ (アボリジニと島嶼民のための研究・行動財団) の両氏に、倫理行動規範案の要素についてさらに議

論するコンタクトグループの共同議長を務めて、のちの全体会議で報告するよう要請した。

41. 2009年11月3日の本会合第4回会議においてチュン氏は、コンタクトグループは2回の会合を持ち、勧告案の大部分について議論したと報告した。しかし、さらなる作業が必要であり、作業を完了させるため再度会合を持つことを認めるよう求めた。

42. 本作業部会共同議長はコンタクトグループの両共同議長に謝意を表し、同グループは再度会合を持って作業を継続すべきであると述べ、のちの全体会議において再度報告を行うよう両共同議長に求めた。

43. 2009年11月4日の第5回会議においてチュン氏は、コンタクトグループが作業を完了したと報告し、本作業部会の検討に付すために改訂勧告案の文書を提出した。

44. 本作業部会共同議長はコンタクトグループが作成した文書を次回の全体会議で検討すると述べた。

45. コンタクトグループの文書は、2009年11月5日の本作業部会の第6回会議において検討された。

46. 意見交換ののち、共同議長は勧告案を作成して作業部会の検討に付すと述べた。同案はその後勧告案 UNEP/CBD/WG8J/6/L.4 として配布された。

47. また本作業部会は、本倫理行動規範のタイトルを「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民・地域社会の文化的及び知的遺産の尊重に関する Tkarihwaié:ri 倫理行動規範 (Tkarihwaié:ri Ethical Code of Conduct on Respect for the Cultural and Intellectual Heritage of Indigenous and Local Communities Relevant for the Conservation and Sustainable Use of Biodiversity)」とするよう提言することに同意した*。

本作業部会の行動

48. 2009年11月6日の本会合第7回会議において、本作業部会は勧告案 UNEP/CBD/WG8J/6/L.4 を検討し、口頭で修正したのち、勧告 6/3 として採択した。採択された勧告のテキストを本報告書附属書 I に収める。

議題 6 アクセスと利益配分に関する国際的制度: 国際的制度の詳細な検討と交渉に関する見解の提出

49. 本作業部会は、2009年11月3日の本会合第3回会議において議題6を取り上げた。同議題を検討するに当たり、作業部会は、以下の文書を用意した。アクセスと利益配分に関する国際的制度の交渉に関する事務局長による文書 (UNEP/CBD/WG8J/6/6/Rev.1)、任務 7、10、12、15 に関する見解、保全及

* Tkarihwaié:ri (「トガリーワイリー (Tga-ree-wa-yieree)」と発音する) とはモホーク族の言葉で「正しい方法」の意味。

び持続可能な利用のための戦略の望ましき、及び考え得る要素に関する見解、並びに第8条(j)項及び関連規定に関する作業計画の詳細な検討に関する見解を取りまとめた文書(UNEP/CBD/WG8J/6/INF/1)、倫理行動規範の草案に関する見解を取りまとめた文書(UNEP/CBD/WG8J/6/INF/2 同 Add.1)、遺伝資源に関連する伝統的知識及びアクセスと利益配分に関する国際的制度における諸問題に関連するウィーン・ワークショップの報告書(Vienna Workshop on Matters Related to Traditional Knowledge with Genetic Resources and the International Regime on Access and Benefit-sharing (UNEP/CBD/WG8J/6/INF/13)、並びに遺伝資源に関連する伝統的知識及びアクセスと利益配分に関する国際的制度に関連する諸問題に関するフィルム島・ワークショップ(the Vilm Workshop on matters related to traditional knowledge associated with genetic resources and the International Regime on Access and Benefit-sharing)の報告書(UNEP/CBD/WG8J/6/INF/14)。また、2009年1月27日から30日にかけて日本で開かれた、「アクセスと利益配分に関する国際的制度における遵守に関する法律・技術専門家会合」報告書(Group of Legal and Technical Experts on Compliance in the Context of the International Regime on Access And Benefit-Sharing)(UNEP/CBD/WG-ABS/8/2)及び、2009年6月16日から19日にかけてインドで開かれた「アクセスと利益配分に関する国際的制度における遺伝資源に関連する伝統的知識に関する技術・法律専門家会合」報告書(Group of Technical and Legal Experts on Traditional Knowledge Associated with Genetic Resources in the Context of the International Regime on Access and Benefit-Sharing)(UNEP/CBD/WG-ABS/7/3)も用意された。

50. 共同議長は議題6の開始に当たって、この議題への合意が、アクセスと利益配分に関する国際的制度の交渉を進める上で不可欠であり、特に、関連する伝統的知識に対する国際的制度の今後の取り組みにとって極めて重要であることを参加者に対し改めて指摘した。また、アクセスと利益配分に関する作業部会に対する、第8条(j)項に関する作業部会の貢献に関して参加者の意見を求めた。

51. アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、グアテマラ、インド、インドネシア、ヨルダン、マラウイ、マレーシア、メキシコ、ネパール、ノルウェー、スウェーデン(欧州共同体及びその加盟国を代表)、タイ、ウガンダ(アフリカグループ代表)、ウクライナ(中欧および東欧グループを代表)が発言した。

52. 生物多様性に関する先住民女性ネットワーク、生物多様性に関する国際先住民フォーラム、遊牧民及び League for Pastoral People and Endogenous Livestock Development、ケベック・ネイティブ・ウイメン・インクも発言した。

53. 議論の過程で、参加者の多くが、アクセスと利益配分に関する国際的制度における遵守に関する専門家会合の報告書及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する専門家会合の報告書(第49項参照)は、本議題を検討する上で極めて重要であるとの見解を示した。数名の参加者が、こうした専門家会合の円滑な運営に対し、日本、インド両政府対への感謝の意を表した。

54. 意見交換の後、共同議長は、本議題に関するこのあとの議論の進め方について条約事務局と協議すると述べた。

55. 2009年11月3日の本会合第4回会議において、共同議長は、事務局との協議の結果、本議題に関するさらなる議論を行うため、コンタクトグループの設置を決定したと述べ、メキシコのダマソ・ルナ、ドナ・カイエ研究所のメルル・アレクサンダー両氏に同コンタクトグループの共同議長を務めるようを要請した。共同議長は、効率的に進めるためにコンタクトグループは、アクセスと利益配分に関する国際的制度における遵守に関する専門家会合の報告書及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する専門家会合の報告書(第49項参照)を基準として用いるべきであると述べた。

56. ブラジルとウガンダの代表は、どのような追加要素が組み入れられるか、また本会合第3回会議での発言内容を、コンタクトグループへ回覧するか否かについて明確にするよう求めた。

57. 共同議長は、2つの報告書を基に議論を行うとはいえ、参加者は他の議題ですでに議論されたものを取り上げてもかまわないと説明した。そのためには、事務局は本会合第3回会議における討議の内容の要約を作成し、コンタクトグループの参加者に提供する。

58. 2009年11月4日の本会合第5回会議において、コンタクトグループのダマソ・ルナ共同議長は、同グループはこれまで2回の会合を行い、専門家会合の報告書および事務局が作成した討議の要約について検討したことを報告した。同グループは、専門家会合に出席した専門家から最も幅広い支持を受けた分野を特定しており、こののち勧告リストの作成に努める。

59. 作業部会の共同議長はコンタクトグループの共同議長に感謝の意を表し、次回会議に向け作業の継続を求めた。また、作業部会の次回の全体会議において再度報告するよう要請した。

本作業部会の行動

60. コンタクトグループの共同議長により改訂されたテキスト草案(UNEP/CBD/WG8J/6/L.5)は、その後、2009年11月6日に行われた第7回会議において作業部会により検討された。同案は口頭で修正されたのち採択され、アクセスと利益配分に関する特別作業部会第8回会合へと引き継がれた。採択されたテキストを本報告書の附属書IIに収める。

61. 同文書の採択に至る議論において、キューバ代表は、附属書II第2項の終わりにある「専門家会合に出席した専門家から最も幅広い支持を受けた」の文言を「最も関連性が大きい」に置き替えることを提案した。コンタクトグループの共同議長からの説明を受け、キューバ代表は、同代表団の意見が本報告書に反映されるのであれば変更は求めないと述べた。

62. ブルキナファソ代表から、第3項の(xxiv)にある「国際的制度に含めることを提案することが考えられ

る」との文言を「国際的制度に明確な・・・を含めることが考えられる」に置き換えるよう提案があった。同提案は本報告書に反映することで合意した。

63. ナミビア代表は、第 3 項の(xviii)及び(xxvii) (b)において、これらの提案に関しては国内法に従うという文言を盛り込むよう提案した。同国の提案を本報告書に反映することで合意した。

64. スウェーデン代表は欧州共同体及びその加盟国を代表して、本報告書の第 3 項のいくつかの項目を口頭で修正する提案に対して、交渉テキストではないため発言を控えたことを本報告書に反映させてほしいと述べた。

議題 7 生物多様性条約第 8 条(j)項及び関連規定の実施に関する多年度作業計画

65. オープンエンド特別作業部会は、2009 年 11 月 3 日の本会合第 3 回会議において議題7を取り上げた。同議題を検討するに当たり、本作業部会は以下の文書を用意した。第 8 条(j)項及び関連規定の実施に関する進捗状況報告書(UNEP/CBD/WG8J/6/2)、第 10 条(c)項をさらに前進させ優先的に実行するための事例研究の分析及び助言(UNEP/CBD/WG8J/6/2/Add.1)、伝統的知識を記録することがもたらし得る便益及び脅威に関する調査報告書(UNEP/CBD/WG8J/6/2/Add.3)、提案された指標についての入手可能な情報の分析(UNEP/CBD/WG8J/6/2/Add.4)、第 7 回及び第 8 回国連先住民族問題常設会議(UNPFII)から提出された新たな勧告に関する、UNPFII の生物多様性条約への勧告(UNEP/CBD/WG8J/6/2/Add.5)、第 8 条(j)項及び関連規定に関する作業計画の任務に関する詳細な検討(UNEP/CBD/WG8J/6/2/Add.6)、任務 7、10、12、15 に関する見解、保全及び持続可能な利用のための戦略の望ましき、及び考え得る要素に関する見解、また、第 8 条(j)項に関する作業計画の詳細な検討に関する見解を取りまとめた文書(UNEP/CBD/WG8J/6/INF/1)、各国の指標の検査及び活用に関する情報及び事例研究を取りまとめた文書(UNEP/CBD/WG8J/6/INF/3)、2008 年 11 月 17 日から 19 日にかけてフィリピン、バギオ市で行われた原住民に関連する指標に関する国際技術ワークショップの報告書(UNEP/CBD/WG8J/6/INF/4)、伝統的知識に重点をおいた原住民の幸福と持続可能な開発に関するワークショップの報告書(UNEP/CBD/WG8J/6/INF/5)、第 8 条(j)項に関する作業計画(決定 V/16) (UNEP/CBD/WG8J/6/INF/10)、WIPO の伝統的知識に関するツールキットの要約(UNEP/CBD/WG8J/6/INF/12)。

66. 共同議長は議題 7 の開始に当たって、この議題は 8 項目から成ることを作業部会に対し改めて指摘した。作業が複雑であることから、参加者に対し各項目に関する発言の前に 2010 年以降の本作業部会の作業に関する全体的な意見を求めた。

67. アルゼンチン、ブラジル、カナダ、インド、日本、マレーシア、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン(欧州共同体及びその加盟国を代表)が発言した。

68. 生物多様性に関する先住民女性ネットワーク、生物多様性に関する国際先住民フォーラム、ワシントン州ツレーリブ部族(Tulalip Tribes of Washington)が発言した。

69. 意見交換の後、共同議長は、本議題に関するこのあとの議論の進め方について事務局と協議すると述べた。

70. 2009年11月3日の本会合第4回会議において、共同議長は事務局との協議の結果、本議題に関するさらなる議論を行うため、コンタクトグループの設置を決定したと述べた。ノルウェーのトーン・ソルハウグ(Ms. Tone Solhaug)、サーミ評議会のグン・ブリット・レッター(Ms. Gunn-Britt Retter)両氏にコンタクトグループの共同議長を務めるよう要請し、勧告を検討する場合には、文書UNEP/CBD/WG8J/6/2/Add.2及びAdd.6を基に協議し、他の文書も検討するよう求めた。

71. ブラジル代表は、作業計画の様々な要素がいくつもの文書に取り上げられており、重複しているものもあるため、文書や勧告をどのように統合していくのかについて明確にするよう求めた。

72. 共同議長は、扱う文書の数がかかり多いためコンタクトグループの作業が困難であることは認識しているが、一つの文書にまとめ、一式の勧告に統合することが重要であり、議長はコンタクトグループにこの作業を要請した。

73. トーン・ソルハウグ氏は本会合第5回会議において、コンタクトグループは2度の会合を行い、テキスト草案を一つの文書に統合することができたと報告した。しかし、草案文書は作成されたものの、いまだ取り組むべき課題もあり、改訂案の作成作業を完了させるためにさらなる会議の開催を求めた。コンタクトグループは、作業計画の任務15の付託事項に取り組むことができず、このため任務15は、統合された文書に附属書として加えられた。

74. 作業部会の共同議長はコンタクトグループの共同議長に感謝の意を表し、次回の会議に向け作業の継続を求めた。また、本作業部会でのちに行われる全体会議においてコンタクトグループの改訂案を発表するよう要請した。

75. 2009年11月5日に行われた本会合第6回会議において、コンタクトグループの共同議長は同グループが作成した改訂案を当作業部会に発表した。

76. アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、キューバ、マラウイ(アフリカグループを代表)、ノルウェー、セネガル、スウェーデン(欧州共同体及びその加盟国を代表)、ベネズエラが発言した。

77. 生物多様性に関する国際先住民フォーラムの代表も発言した。

78. ノルウェーの代表は、多年度作業計画の草案における「第10条(c)項を中心に第10条に…(Article 10 of the Convention with a focus on Article 10(c))」という文言が、第10条の他の要素については本作業部会がさらに検討することはないと解釈されてはならないという同代表団の見解が反映されることを望むと述べた。

79. 討議ののち、共同議長は作業部会の検討用に改訂勧告案を作成すると述べ、その後、勧告案 UNEP/CBD/WG8J/6/L.6 として配布した。

本作業部会の行動

80. 2009年11月6日の本会合第7回会議において、作業部会は勧告案を検討し、口頭で修正し、勧告6/4として採択した。採択された同勧告のテキストは本報告書の附属書Iに収める。

議題8 その他

クロード・レヴィ=ストロース氏を偲んで黙祷

81. 2009年11月4日の本会合第5回会議において、ブラジル代表はフランス政府に対し、先日亡くなった著名な人類学者であるクロード・レヴィ=ストロース氏への弔意を表明した。

82. 作業部会はクロード・レヴィ=ストロース氏を偲んで1分間の黙祷を捧げた。

生物多様性条約の下での会議への参加者に対するカナダへの入国査証の発給

83. 2009年11月6日の本会合第8回会議において、マラウイの代表はアフリカグループを代表して、会合への出席のため査証を取得する際、多くのアフリカ代表団が直面した困難に対し深刻な懸念を表明した。査証に関する問題はこれまでも起きており、査証発行と手数料のいずれにおいてもカナダの政策には矛盾があるように思われる。マラウイ代表はカナダに対して、アフリカグループの懸念に対処するよう求め、アフリカ代表団がカナダにおける生物多様性条約の会合への出席が妨げられる事態が続いた場合には、次回の締約国会議の際に生物多様性条約事務局での議席について再検討することもあり得るとした。

84. これに対しカナダ代表は、カナダは生物多様性条約に対して全力で取り組んでいることを強調し、アフリカグループからの懸念を同国の然るべき当局に伝えたと述べた。

議題9 報告書の採択

85. 2009年11月6日、本報告書は報告書起草委員によって作成された報告書案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.1) に基づき、本会合第8回会議において、口頭で修正が行われ、採択された。

議題 10 閉会

86. マラウイ代表はアフリカグループを代表して、途上国の会合参加支援のための任意基金に対して感謝の意を表した。特にデンマーク、フィンランド、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、英国の各政府及び UNEP に対して財政的、物質的支援への謝意を表明した。また、他の政府に対して生物多様性条約の任意基金及び関連する基金への寛大な貢献を促した。

87. 生物多様性に関する国際先住民フォーラムの代表は、原住民が生物多様性条約締約国を前に主張したその意見を報告書に含めるよう求めた。すなわち、原住民の知識がアクセスされ利用されつつあるとき、アクセスと利益配分の国際的制度における原住民の権利は、事前の情報に基づく同意及び利益配分の権利だけに限られるものではないという主張である。原住民として彼らは民族自決の権利を有しており、伝統的知識や遺伝資源へのアクセスの権利にもこれが適用される。

88. ベネズエラ代表は、同国が原住民・地域社会の持つ文化遺産を保護する様々な法律を有する事実を報告書に反映させるよう求めた。具体的には、登録簿が整備され、環境省が原住民・地域社会の代表を含めた国の評議会を設立している。また、世界知的所有権機関(WIPO)の作業は人権問題を扱っていないとの認識から、同作業は生物多様性条約の作業に組み込まれるべきであるとの見解を示した。ベネズエラ代表は、2010 年の国際生物多様性年におけるアクセスと利益配分に関する国際的制度の採択への支持を表明した。

89. 生物多様性条約のアーメッド・ジョグラフィ事務局長は、クロード・レヴィ=ストロース氏への哀悼の意を表明し、多様性と文化的相違を尊重すること、異なっている人々が必ずしも劣っているわけではないこと、多様であるからといって不平等であってよいわけではないことを教えてくれた偉大な人類学者であったと述べた。現在では、野蛮人とは、自然、人類、文化伝統、文化遺産の緊密な関係を否定し続けている人々のことである。ジョグラフィ事務局長は同作業部会に対し、193 の本条約締約国と原住民・地域社会間のまさにパートナーシップであるこの作業部会は、国連制度の中でも類を見ないものであることを改めて指摘した。事務局長は本作業部会の1週間の成果に対し祝意を述べた。Tkarihwaié:ri 倫理行動規範もその成果の一つである。また、第 11 回締約国会議の開催受け入れを快く申し出たインド政府への謝意を表した。

90. 慣例となっている挨拶交換の後、議長は、第 8 条(j) 項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会は 2009 年 11 月 6 日(金)午後 5 時に閉会したことを宣言した。

附属書 I

生物多様性条約第 8 条(j)項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会第 6 回会合で採 択された勧告

モントリオール、2009 年 11 月 2 日～6 日

目次

- 6/1 原住民・地域社会が生物多様性条約の作業に効果的に参加することを促進するための仕組み
 - A. 能力開発の取り組み
 - B. 原住民・地域社会の生物多様性条約の作業への効果的な参加を促進するための情報伝達、仕組み及びツールの開発
 - C. 原住民・地域社会の生物多様性条約の作業への参加(条約プロセスへの原住民・地域社会の参加を促進するための任意基金を通じた参加を含む)
 - D. その他の取り組み

- 6/2. 伝統的知識の保護のための固有の制度の要素

- 6/3 原住民・地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範の要素

- 6/4 生物多様性条約第 8 条(j)項及び関連規定の実施に関する多年度作業計画

6/1 原住民・地域社会が生物多様性条約の作業に効果的に参加することを促進するための仕組み

第8条(j)項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会は、締約国会議が以下のとおり決定を採択するよう勧告する。

A. 能力開発の取り組み

締約国会議は、

1. 条約事務局が、スペイン政府並びにラテンアメリカ及びカリブ海地域の生物多様性に関する先住民女性ネットワークと協力して、第8条(j)項及び関連規定並びにアクセスと利益配分に関する第15条に関する問題について、特に、アクセスと利益配分に関する国際的制度の採択と2010年以降の実施を見込んで、原住民・地域社会の能力開発に取り組んでいることを謝意とともに歓迎し、また、各締約国に対し、こうした取り組みを継続するよう奨励する。
2. 生物多様性条約に基づいて定められた、生物多様性と観光開発に関するガイドライン¹の実施を、インターネット技術を利用して促進することを支援して、事務局が締約国と協力して原住民・地域社会の能力開発を目的とした地域的及び準地域的なワークショップを実施していることを歓迎する。^{*}
3. 事務局に対し、生物多様性条約の作業(国レベル及び各地域レベルでの実施を含む)に精通しこれに参加する原住民・地域社会の代表者(特に女性)を増やすために、指導者研修方式を用い、すべての地域に機会を拡大するワークショップを通じて、能力開発に関する決定²の効果的な実施を促進する取り組みを継続するよう奨励する。
4. 締約国、各国政府及び原住民・地域社会の組織を含む関係機関に対し、原住民・地域社会の代表、特に女性が生物多様性条約の作業に効果的に参加するための能力を開発し強化するため、事務局と協力して、他の地域においても同様の取り組みを確立することを検討するよう促す。
5. 事務局長に対し、原住民・地域社会が生物多様性条約の作業に効果的に参加することを支援するために、これら社会の能力開発に顧慮しつつ、利用可能な資金の範囲内で、第8条(j)項、第10条(c)項及び第15条に関連する問題について能力開発のための地域的及び準地域的なワークショップ及び経験から得た知見の交換を引き続き行うよう要請する。^{*}
6. また、事務局長に対し、乾燥地及び半湿潤地並びに山地のために、生物多様性条約に基づいて定められた生物多様性と観光開発に関するガイドラインのマーケティング戦略強化とインターネット技術を通じ

1 決定 VII/14、附属書

^{*} この項は予算面の影響がある。

2 決定 IX/13D、E、決定 VIII/5 B、C、決定 VII/16 附属書、決定 V/16 附属書 II、task 4 を参照のこと。

た実施を促進するために、利用可能な資金の範囲内で、原住民・地域社会の能力開発を目的とした地域的及び準地域的ワークショップを引き続き開催し、その結果を第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会の次回会合で検討できるよう報告することを要請する。*

B. 原住民・地域社会の生物多様性条約の作業への効果的な参加を促進するための情報伝達、仕組み及びツールの開発

締約国会議は、

1. 現在行われている電子的な仕組みに関する作業(第 8 条(j) 項のホームページ、伝統的知識情報ポータルその他の取り組みなど)に留意し、また、事務局長に対し、こうした取り組みの利用状況をモニターし、ギャップや欠点について生物多様性条約の作業に参加している原住民・地域社会と協議して、その結果を第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会の次回会合に報告するよう要請する。*
2. 事務局長に対し、締約国及び原住民・地域社会と協議して、どのようにすれば伝統的知識ポータルを継続的に発展させ、第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業において、それを行う締約国、特に政府窓口への支援の効果を高めていくことができるかを明らかにするよう促す。
3. 締約国及び各国政府に対し、伝統的知識の保護に関する国内法令、政策、計画その他の関連情報を、伝統的知識ポータルを通じて周知させるため、事務局に提出するよう促す。
4. 生物多様性条約の目標を達成する上で伝統的知識が果たす役割について意識を啓発するため、電子的なもの以外各種の仕組み、ツール、成果物もさらに開発されることを歓迎し及び奨励し、また、国際生物多様性年の期間中及びそれ以降それらを普及促進することを奨励する。*
5. 事務局に対し、地域社会の教育及び普及啓発の資料として電子的な手段と従来からの手段の両方、及び原住民の言語で書かれた資料などその他の情報伝達手段を引き続き開発するよう要請し、また、締約国に対し、国際機関、原住民・地域社会及びその他の関係者と協力して、これらの資料をコミュニティラジオその他多様な媒体を通じて周知させるよう要請する。*
6. 事務局長に対し、電子的な各種情報伝達の仕組み(第 8 条(j) 項ホームページ及び伝統的知識情報ポータル等)の開発、更新及び翻訳を継続し、進捗状況を第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会の次回会合に報告するよう要請する。*
7. 締約国に対し、原住民・地域社会の組織との情報交換を円滑にし、第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業計画の効果的な策定及び実施を促進するのを支援するため、第 8 条(j) 項及び政府窓口を支持す

* この項は予算面の影響がある。

* この項は予算面の影響がある。

る関連規定のための政府窓口の指定を検討するよう要請する。*

C. 原住民・地域社会の生物多様性条約の作業への参加(条約プロセスへの原住民・地域社会の参加を促進するための任意基金を通じた参加を含む)

締約国会議は、

1. 条約プロセスへの原住民・地域社会の参加を促進するための任意基金(VB 信託基金)を推進するために事務局が行っている取り組みに感謝とともに留意し、事務局長に対し、取り組みを継続し、この取り組みの進捗について、原住民・地域社会の参加に関する統計データとともに、第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会の次回会合で報告するよう要請する。
2. 締約国、各国政府並びに関係する資金供与機関及びメカニズムに対し、原住民・地域社会の効果的な参加が条約の作業及び条約の 3 つの目標の達成に不可欠であることに留意し、任意基金に寛大なる拠出を行うよう促す。
3. 締約国に対し、原住民・地域社会が自らの代表として委任する組織を条約のプロセスに含め、条約のプロセスに効果的に参加する機会を与える努力をするよう促す。

D. その他の取り組み

締約国会議は、

原住民・地域社会、経済界及び生物多様性に関する協議に留意しつつ、民間部門の代表と原住民・地域社会の代表との創造的な取り組み及びパートナーシップを歓迎し、事務局長に対し、このような取り組みについて第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会の次回会合で報告するよう要請する。

6/2. 伝統的知識の保護のための固有の制度の要素

生物多様性条約第 8 条(j) 項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会は、締約国会議がその第 10 回会議において以下のとおり決定を採択するよう勧告する。

締約国会議は、

1. 事務局長による最新文書(UNEP/CBD/WG8J/6/5)のセクション II に定める固有の制度の要素に、締約国及び各国政府が現地、国内、地域及び国際(local, national, regional and international)レベルで伝統的知識、工夫及び慣行を保護するための固有の制度を設ける際に考慮すべき、有用な要素を含めることに留意する。

2. また、原住民・地域社会の知識、工夫及び慣行の保護のための固有の制度は、これら社会の効果的な参加並びに承認及び関与を得て、適宜、慣習法、慣行及び社会の慣習を考慮しつつ策定すべきであることに留意する。
3. 伝統的知識の保護のための固有の制度についてまだ検討していないか策定していない締約国に対し、適宜、そのような措置を講じるよう奨励する。
4. 締約国に対し、それぞれの国が採用している伝統的知識の保護に関する固有の制度の要素(そのような措置の有効性の評価、その対象が現地か、地方か、国内か地域かを含む)についての情報を事務局長に提出するよう促す。
5. 締約国及び各国政府に対し、国境を越えて存在する生物多様性に関する原住民・地域社会の伝統的知識、工夫及び慣行を保護するために講じている地域的な措置について、策定中又はすでに策定若しくは実施している固有の制度を含め、そのような措置の有効性に関する証拠を含めて報告するよう促す。
6. 事務局長に対し、現地、国内、地域及び国際など様々なレベルで伝統的知識を保護するための固有の制度の策定のために締約国がとった措置に関する情報を引き続き取りまとめ、生物多様性条約のクリアリングハウスメカニズムを通じて利用できるようにするよう要請する。
7. 締約国、原住民・地域社会その他関係機関に対し、伝統的知識、工夫及び慣行の保護に関して、制定法と慣習法がどのように相互作用しあうかについての見解を、事例研究を通じて示し、その結果を生物多様性条約のクリアリングハウスメカニズムの伝統的知識ポータルを通じて公開し、また、本作業部会の次回会合で検討できるようにするよう促す。
8. さらに、事務局長に対し、提出された事例研究及び実例を踏まえ、この問題に関する事務局長の文書(UNEP/CBD/WG8J/6/5)を改訂し、第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会の第 7 回会合での検討のために、提出された事例研究に関連して変更した点を示すよう要請する。
9. 様々なレベルで策定され、採択され又は認識される固有の制度の有効性、アクセスと利益配分に関連する規定の実施、及び決定 VII/16H にいう原住民・地域社会の伝統的知識、工夫及び慣行の誤用(misuse)及び不正使用(misappropriation)を防止する必要性の間に明確な関係があることに留意する。
10. 他の協議機関における作業に影響を及ぼすことなく作業を継続し、「国際的な法的文書のテキストについて合意に達するためにテキストベースの交渉を行うことで、遺伝資源、伝統的知識及び伝統的文化表現の効果的な保護を確保する」とする、2009 年 9 月 22 日から 10 月 1 日にかけてジュネーブで開かれた

世界知的所有権機関(WIPO)総会第38回会合(第19通常会合)の決定に留意する。*

11. また特に、原住民・地域社会の知識、工夫及び慣行の保護のための固有の制度に関連する生物多様性条約の作業に留意する。

12. 事務局長に対し、上記第6項に基づいて行われる作業について、引き続きWIPOの知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会(IGC)に連絡し、引き続きこの委員会の作業に積極的に貢献するよう要請する。

6/3 原住民・地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範の要素

第8条(j)項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会は、締約国会議がその第10回会議において以下のことを行うよう勧告する。

(a) この文書の附属書に挙げる、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民・地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範の要素について、その採択を目指して要素を検討する。

(b) 倫理行動規範の要素を「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民・地域社会の文化的及び知的遺産の尊重に関する Tkarihwaíé:ri³倫理行動規範」と名付けることを決定する。

(c) 締約国及び各国政府に対し、各締約国に固有の事情やニーズに基づき、原住民・地域社会の文化が多様性に富むことを認識して策定される「生物多様性の保全及び持続可能な利用に役立つ伝統的知識、工夫及び慣行に関する情報の研究、これへのアクセス、利用、交換及び管理のためのモデル倫理行動規範を策定する際の指針となる」⁴ひな形として、この倫理行動規範の要素を活用するよう促す。

(d) 締約国及び各国政府に対し、教育及び啓発活動を行い、また、情報伝達戦略を策定して、関係政府部局、学術機関、民間の開発者、開発又は研究の潜在的利害関係者、採取産業、林業及び広く国民に倫理行動規範の要素を周知し、原住民・地域社会との相互連絡に適用される国際、国内及び現地レベルでの政策及びプロセスに倫理行動規範の要素を適宜組み入れるのを支援するよう促す。

(e) その任務及び活動が生物多様性に関する政府間協定の事務局、並びに政府機関、組織及び取り組みに対し、活動に際してこの倫理行動規範の要素を考慮し、実施するよう促す。

* この項は予算面の影響を伴う。

³ {Tga-ree-wa-yie-ree}と発音し、モホークの言葉で「正しい道」を意味する。

⁴ 決定 V/16 附属書、第8条(j)項の実施に関する作業計画、要素5、任務16

(f) さらに、地球環境ファシリテーター、国際的資金供与機関及び開発機関並びに関係非政府組織に対し、求めがあった場合には、その任務と責任に従い、原住民・地域社会(特に女性)が意識を高め、倫理行動規範の要素に関する能力及び理解を向上させるための援助を提供することを検討するよう促す。

別紙

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民・地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範の要素

締約国会議は、

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民・地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範の要素に関し、締約国会議が決定 VII/16 第 5 項において留意した国連先住民民族問題常設会議第 2 回会合報告書の勧告 1、8 及び 9、並びに締約国会議決定 VIII/5F を想起し、また、第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業計画の任務(task) 16 を考慮し、

この倫理行動規範において、「文化的及び知的遺産」とは原住民・地域社会の文化遺産及び知的財産をいい、生物多様性条約においては生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民・地域社会の知識、工夫及び慣行と解釈されることを強調し、

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民・地域社会の文化的及び知的遺産を十分に尊重するよう促すことを目指し、

生物多様性条約の締約国が自国の国内法令に従い、生物多様性条約の第 8 条(j) 項に基づいて、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民・地域社会の知識、工夫及び慣行(以下、「伝統的知識」という)を尊重し、保護し及び維持し、また、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進し、そのような知識、工夫及び慣行の利用から生じる利益の衡平な配分を奨励することを約束していることを想起し、

伝統的知識の尊重には、それが欧米の科学的知見と同じように評価され、これを補完するものであることが必要であり、このことが、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民・地域社会の文化的及び知的遺産を十分に尊重するよう促すためには欠かせないことを認識し、

また、倫理行動規範など、伝統的知識の利用を尊重し、保護し及び維持するための措置は、原住民・地域社会の支持を得て、また、わかりやすい言葉で作成され、提示される場合に、成功の可能性が大きく高まることを認識し、

さらに、アグウェイ・グー(Akwé:Kon)原住民・地域社会が伝統的に占有又は利用している聖地、土地及び水域での実施が計画され、又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発に関する文化的、環境的及び

社会的影響評価の実施に関する自主的ガイドラインを実施することの重要性を認識し、

原住民・地域社会による[これら社会が伝統的に占有又は利用している][これら社会の]土地及び水域の利用は、それらの土地及び水域において伝統的知識を実践する機会とともに、伝統的知識を保持し、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する工夫及び慣行を発展させる上で最も重要であることを想起し、

原住民・地域社会が使用する伝統的な言語を、医薬、伝統農法(農業生物多様性及び畜産を含む)、土地、大気、水域及び世代から世代へと共有されてきた生態系全体に関する伝統的知識の豊かな源泉として保存し、発展させることの重要性に留意し、

伝統的知識という一体的な概念、及びその多次元的な特徴(空間的⁵、文化的⁶、精神的及び時間的性質⁷を含むが、これらに限定しない)を考慮し、

さらに、該当する場合には特に下記の関連する各種の国際機関、文書、計画、戦略、基準、報告書及び取り組み、並びにそれらの調和及び相互補完性の重要性、及び効果的な実施を考慮し、

- (a) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(1965年)
- (b) 原住民及び種族民に関する条約(第169号)(ILO、1989年)
- (c) 生物多様性条約(1992年)
- (d) 無形文化遺産の保護に関する条約(ユネスコ、2003年)
- (e) 文化的表現の多様性の保護と促進に関する条約(2005年)
- (f) 世界人権宣言(1948年)
- (g) 市民的及び政治的権利に関する国際規約(1966年)
- (h) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(1966年)
- (i) 国連・第2次世界の先住民の国際10年(2005年～2014年)
- (j) 文化的多様性に関する国際宣言(ユネスコ、2001年)
- (k) 生命倫理と人権に関する世界宣言(ユネスコ、2005年)
- (l) 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン(CBD、2002年)

⁵ 地域を基盤としたもの又は現地を基盤としたもの

⁶ 人々の幅広い文化的伝統に根ざしたもの

⁷ 時間とともに大きく進化し、適応し、変容するもの。

(m) アグウェイ・グーガイドライン(CBD、2004年)

(n) 先住民の権利に関する国連宣言(2007年)

以下のとおり合意した。

セクション 1

根拠

1. 倫理行動規範の以下の要素は自主的なものであり、原住民・地域社会との活動や交流の指針を提供することを目的とし、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的知識、工夫及び慣行の尊重、保護及び維持を促進することを目的とし、現地、国内及び地域の倫理行動規範を策定するためのものである。これらは、生物多様性条約その他国際法律文書の締約国の義務を変更し又は解釈するものと解釈してはならない。

2. これら倫理行動規範の要素は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民・地域社会の文化的及び知的遺産を十分に尊重するよう促すことを目指すものである。その点において、これらの要素は、原住民・地域社会の伝統的知識、工夫及び慣行の保持及び利用に関する生物多様性条約第 8 条(j)項の目的及びその行動計画の目的を達成するのに役立つ。

3. これらの要素は、特に政府部局、学術機関、民間の開発者、開発又は研究プロジェクトの潜在的利害関係者、採取産業、林業その他最終的に関与する主体が原住民・地域社会と活動又は交流し、また特に、原住民・地域社会が伝統的知識及び関連する生物・遺伝資源の尊重を推進することを可能にしつつ、[原住民・地域社会が伝統的に占有する土地及び水域における]活動又は交流を発展させるために必要とされる国の枠組みを策定し、又は整備する際の指針を提供することを目的としている。

4. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的知識に関して原住民・地域社会の同意又は許可が必要な場合、誰が知識の保有者であるかを自らの慣習法及び手続きに従って特定することは、原住民・地域社会の権利である。

セクション 2

倫理原則

4. 以下の倫理原則は、原住民・地域社会が、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的知識、工夫及び慣行を含むこれら社会の文化的及び知的遺産を享受し、保護し及び将来世代に引き継ぐ権利の尊重を促進するためのものであり、原住民・地域社会とかかわる外部の者は、これらの原則に従わなければならない。

原住民・地域社会との活動や交流は、以下の原則に基づいて行われることが強く望まれる。

A. 一般的な倫理原則

既存の決定の尊重

5. この原則は、多くの国に存在する、国レベルで相互に合意された決定 (settlement) 又は合意 (agreement) の重要性を認識しており、この尊重は、このような決定や合意に常に適用されなければならない。

知的財産

6. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的知識、工夫及び慣行に係る文化財及び知的財産に対する共同社会や個人の懸念及び権利の主張については、活動や交流を開始する前に、原住民・地域社会との交渉において認識し、対応しなければならない。

差別的取扱いの禁止

7. あらゆる活動及び交流に関する倫理及びガイドラインは差別的なものであってはならず、特に性別、不利な条件に置かれた集団及び不利な代表のされかたに関しては積極的是正措置を考慮すべきである。

透明性・全面的な開示

8. 原住民・地域社会に対しては、外部の者が行なおうとする活動や交流で、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連するこれら社会の伝統的知識、工夫及び慣行の利用に影響を及ぼすと考えられ、原住民・地域社会の聖地 [及びこれら社会が伝統的に占有又は利用している土地及び水域] で実施され又はそれらに影響を及ぼす可能性のあるものに関して、事前に、その性質、範囲及び目的について適切に情報を提供しなければならない。この情報は、原住民・地域社会の一連の知識及び文化的慣行を考慮し、かつそれらと積極的に結びつけるような形で提供されなければならない。

[承認][事前の情報に基づく同意]

9. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的知識に関する活動や交流で、原住民・地域社会 [が伝統的に占有又は利用している聖地並びに土地及び水域] で実施され又はそれらに影響を及ぼす可能性があり、特定の集団に影響を及ぼすものについては、原住民・地域社会の [承認及び関与] [事前の情報に基づく同意] を得て実施しなければならない。そのような [承認] [同意] は、強要され、強制され又は操作されたものであってはならない。

文化間の尊重

10. 伝統的知識は、原住民・地域社会の文化、伝統及び経験の正当な表現として、また複数存在する知識体系の一部として尊重されなければならない。原住民・地域社会と交流する者は、異文化間の話し合いにおいて原住民・地域社会の文化、伝統及び関係の一体性、道徳性及び精神性を尊重し、外部からの概念、基準及び価値判断の押しつけを避けることが強く望まれる。活動や交流に際しては、文化遺産、儀式の場や聖地、神聖視されている種や秘密の神聖な知識を尊重することに特別な配慮をすべきである。

集団又は個人の所有権の保護

11. 原住民・地域社会の資源及び知識は、集団が所有している場合と個人が所有している場合がある。原住民・地域社会と交流する者は、集団及び個人の権利及び義務のバランスを理解するよう努めなければならない。原住民・地域社会が、集団として又はそれ以外の方法で、文化的及び知的遺産（有形か無形かを問わない）を保護する権利は、尊重されなければならない。

利益の公正かつ衡平な配分

12. 原住民・地域社会は、生物多様性及び関連する伝統的知識に関する活動や交流で、原住民・地域社会の聖地[及びこれら社会が伝統的に占有又は利用する土地及び水域]での実施が計画され、又はそれらに影響を及ぼす可能性のあるものへの貢献に対して、公正かつ衡平な利益を得なければならない。利益配分は、原住民・地域社会を強化し、生物多様性条約の目的を推進する手段の 1 つと考えるべきであり、関係する共同社会レベルの手続きを考慮し、関係する集団内で衡平に行われなければならない。

保護

13. 生物多様性条約の権限の範囲内で計画される活動や交流では、影響を受ける原住民・地域社会とその環境との関係を保護及び強化し、それによって生物多様性条約の目的を推進するべく、相応の努力をしなければならない。

予防的アプローチ

14. この原則は、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則⁸及び生物多様性条約の前文に示された予防的アプローチを再確認するものである。生物多様性への潜在的悪影響の予測及び評価には現地の基準や指標を含めるべきであり、また、関係する原住民・地域社会の全面的な参加を得なければならない。

B. 特別な配慮

聖地、文化的に重要な場所[及び原住民・地域社会が伝統的に占有又は利用している土地及び水域]の認識

15. この原則は、原住民・地域社会が、その聖地、文化的に重要な場所[及び伝統的に占有又は利用している土地及び水域]並びに関連する伝統的知識と一体的に結びついていること、また、これら社会の文化、土地及び水域が相互に関連していることを認識するものである。これに関連して、伝統的知識及び関連する生物多様性の保持には伝統的な土地及び水域並びに聖地へのアクセスが必須であるため、国内法及び国際義務に従い、原住民・地域社会の伝統的な土地保有権を認識すべきである。人口が希薄な土地及び水域は、[実際には原住民の社会又は地域社会が伝統的に占有又は利用している土地及び水域である可能性があるにもかかわらず、]空き地や占有されていないと推定すべきではない。

⁸ 環境と開発に関する国連会議（リオデジャネイロ、1992年6月3～14日）の報告書、第1巻、同会議で採択された決定（国連出版物、販売番号 E.93.I.8 及び正誤表）、決議 1、附属書 I。

伝統的資源へのアクセス

16. 伝統的資源に対する権利は、本来集団的なものであるが、個人の利益及び義務を含み、[原住民・地域社会が伝統的に占有又は利用している土地及び水域に存在する]伝統的資源に適用される場合がある。[原住民・地域社会は、慣習法に従って、それぞれの資源に関する伝統的制度の性質及び適用範囲を自ら決定しなければならない。]原住民・地域社会による伝統的資源へのアクセスは、生物多様性の持続可能な利用及び文化の存続に不可欠である。活動や交流は、関係する共同社会の承認がある場合を除き、伝統的資源へのアクセスを妨げてはならない。活動や交流に際しては、関係する共同社会が求める場合には、資源へのアクセスを規律する慣習的規則を尊重しなければならない。

恣意的な排除及び移住の禁止

17. 生物多様性及びこの条約の目的(保全など)に関連する活動や交流によって、原住民・地域社会が暴力又は強制により、またこれら社会の同意なしに、[伝統的に占有又は利用している土地及び水域から]排除されてはならない。原住民・地域社会が[伝統的に占有又は利用している土地及び水域からの]立ち退きに同意する場合には、補償を行わなければならない。可能な限り、これらの原住民・地域社会は、伝統的な土地に帰還する権利を有していなければならない。このような活動や交流のために、原住民・地域社会の構成員、特に高齢者、身体障害者及び子供が暴力又は強制によってその家族から引き離されてはならない。

伝統的な保護・管理

18. 伝統的な保護・管理は、人類と生態系が一体的に結びついていること、及び原住民・地域社会の義務及び責任を認識し、これら社会がその文化、宗教的信仰及び慣行の維持を通じて果たしているこれら生態系の伝統的な保護者及び管理者としての伝統的な役割を保護し及び維持しようというものである。このため、言語の多様性を含む文化の多様性は、生物多様性の保全及び持続可能な利用のカギと認識されるべきである。したがって、原住民・地域社会は、該当する場合には、聖地及び保護地域[を含む伝統的に占有又は利用している土地及び水域]の管理に積極的に関与すべきである。原住民・地域社会が特定の植物種や動物種を神聖なものと考えている場合もあり、また、生物多様性の管理者として、これら社会の福祉及び持続可能性に対して責任を有しており、このことは、あらゆる活動や交流において尊重され、考慮されなければならない。

原住民・地域社会の社会構造の認識—大家族、共同社会及び原住民の国家

19. 原住民・地域社会にとって、すべての活動や交流は社会的背景の中で生じる。知識、工夫及び慣行を世代間で引き継ぐことが前提となる文化の伝播では、年長者、女性及び青少年の役割が極めて大きい。したがって、知識を伝統及び習慣に従って伝える権利を含め、原住民・地域社会の社会構造を尊重しなければならない。

返還(restitution)・補償

20. 原住民・地域社会及びその文化[及びこれら社会が伝統的に占有又は利用している土地及び水域]、

その聖地及び神聖視する種、並びに伝統的資源が、生物多様性、保全及び持続可能な利用に関連してこれらに作用し又は影響を及ぼす活動・交流によって悪影響を受けないように、あらゆる努力をしなければならない。そのような悪影響が生じた場合には、原住民・地域社会と活動・交流を実施する者との間で相互に合意する条件に従って、適切な返還又は補償が行われなければならない。

還元 (repatriation)

21. 生物多様性に関する伝統的知識の回復を円滑にするため、情報の還元を促進する還元 (repatriation) の取り組みを行うべきである。

平和的な関係

22. 活動・交流が原因で原住民・地域社会と地方又は国の政府の間に生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する紛争が生じることは避けなければならない。これが避けられない場合には、紛争及び不服申立てを解決するために国内に文化的に妥当な紛争解決メカニズムを設置しなければならない。原住民・地域社会と交流する者は、原住民・地域社会内の紛争に関わることも避けなければならない。

原住民の研究活動の支援

23. 原住民・地域社会には、これら社会に影響を及ぼし又は生物多様性条約の目的に関連してこれら社会の有する伝統的知識を利用する研究に積極的に参加する機会を与えられ、また、自らの研究活動及びその優先順位について決定し、独自の研究 (独自の研究機関の設置並びに協力関係構築及び能力開発の促進を含む) を行わなければならない。

セクション 3

方法

誠実な交渉

24. この規範の要素を採用する者は、意思を相互に伝え合い、誠実な交渉のプロセスに正式にかかわることが推奨される。

従属性と意思決定

25. 原住民・地域社会への権限委譲及びその効果的な参加を確保するため、生物多様性条約の目的に関連する原住民・地域社会との活動・交流に関する決定は、そのような活動・交流が原住民・地域社会の意思決定の仕組みを尊重すべきであることに留意しつつ、適切なレベルで行われなければならない。

パートナーシップと協力

26. 生物多様性及び伝統的知識の持続可能な利用を支援し、維持し及び確保するために、倫理行動規範の要素の追及に当たっては、あらゆる活動・交流が、パートナーシップ及び協力に基づくものでなければならない。

ジェンダーに対する配慮

27. 方法については、適宜、生物多様性の保全に関する方針の決定及び実施のあらゆるレベルに女性が全面的かつ効果的に参加する必要性があることを確認し、生物多様性の保全及び持続可能な利用において原住民・地域社会の女性の役割が極めて重要であることを考慮しなければならない。

全面的かつ効果的な参加・参加型アプローチ

28. この原則は、生物多様性及び保全に関連する活動・交流で原住民・地域社会に影響を及ぼし得るものにこれら社会が全面的かつ効果的に参加すること、並びにこれら社会の意思決定プロセス及びそうした意思決定のための時間枠を尊重することが極めて重要であることを認識するものである。倫理的な行動は、原住民・地域社会がこれら社会の有する伝統的知識へのアクセスを制限する正当な事情があり得ることを認めなければならない。

守秘義務

29. 情報の守秘義務は、国内法に従って尊重されなければならない。原住民・地域社会から得た情報は、同意を得た目的以外に利用し又は開示してはならず、原住民・地域社会の同意なしに第三者に譲渡することはできない。特に、神聖な又は秘密の情報には守秘義務が適用されるべきである。原住民・地域社会とともに作業を行う者は、「公知であるもの」といった概念が多く多くの原住民・地域社会の文化的特性を適切に反映していない場合もあることを認識しなければならない。

相互主義

30. 原住民・地域社会との活動・交流で得られた情報は、異文化間交流、知識及び技術の移転、協働及び相互補完性を促進するため理解しやすく文化的に適切な形式でこれら社会と共有しなければならない。

6/4 生物多様性条約第 8 条(j)項及び関連規定の実施に関する多年度作業計画

第 8 条(j)項及び関連規定に関するオープンエンド特別作業部会は、締約国会議がその第 10 回会合において以下のとおり決定を採択するよう勧告する。

締約国会議は、

進捗報告書

1. 作業計画の関係する任務を生物多様性条約の主題別作業計画へ組み入れる面での進捗、及び国別報告書を通じた進捗に留意する。
2. 事務局長に対し、第 8 条(j)項及び関連規定の実施に関する進捗を第 8 条(j)項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会の第 7 回会合に報告するよう要請する。

3. 第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業計画の実施についての情報(国内での原住民・地域社会の参加に関する情報を含む)をまだ提出していない締約国に対し、原住民・地域社会と協議の上、できれば第 4 次国別報告書を通じて、第 8 条(j) 項に関する作業部会の第 7 回会合に間に合うように提出するよう求め、また事務局長に対し、この情報を分析、要約し、第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会の第 7 回会合で利用できるようにするよう要請する。

4. 第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業計画をさらに前進させるため、第 8 条(j) 項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会の第 7 回会合を、締約国会議第 11 回会合の前に、できれば生物多様性条約の他の会合と前後して開催することを決定する。

詳細な検討と多年度作業計画の改訂

アクセスと利益配分に関する国際的制度の交渉、採択及び実施を含む最近の動向を考慮しつつ、より一体的で将来を見据えた作業計画の必要性を認識し、

締約国会議がその第 10 回会合において第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業計画の任務の詳細な見直しを行うことを決定した決定 IX/13A 第 11 項を想起し、

5. 決定 V/16 で採択した作業計画を以下のように改訂することを決定する。

(a) 完了又は廃止した任務 3、5、8、9 及び 16 を作業計画から削除する。

(b) 1、2、4、7、10 及び 12 を含め、進行中の任務を継続し、作業の結果に基づいてこれらの任務を果たすために必要となる活動を特定し、締約国、各国政府、関係国際機関及び原住民・地域社会に対し、これらの任務を促進するための国内でのアプローチについて情報を提出するよう要請し、さらに事務局長に対し、第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会の第 7 回会合での検討用として、最低基準、最善慣行、ギャップ及び教訓を明らかにするために、この情報を取りまとめ、分析するよう要請する。

6. 最善慣行のガイドラインの確立を目的として、生物多様性条約の第 17 条 2 項に従って第 8 条(j) 項に関する作業部会が検討するため、任務 15 に関連する国内的及び国際的な還元の方法に関して、締約国及び関係機関から提出された情報を事務局が引き続き取りまとめ、分析するよう要請する⁹。

7. 現在の進捗を考慮し、現在進行中の任務が完了するまで、作業計画のうちまだ着手されていない任務、すなわち任務 11、6、13、14 及び 17 の検討及び開始を延期することを決定する。

⁹ 作業部会は、締約国会議が UNEP/CBD/WG8J/6/2/Add.2 の附属書に規定された付託事項の案について検討するよう勧告することも希望する。

第 10 条

8. 第 8 条(j) 項及び関連規定に関する改訂版作業計画に、第 10 条(c) 項を中心に第 10 条に関する主要な構成要素を新たに追加することを決定し、第 8 条(j) 項及び関連規定に関する特別作業部会に対し、アジスアベバ原則とガイドラインに基づき、原住民・地域社会のための持続可能な利用に関するさらなる指針及び奨励措置を策定し、国レベル及び地域レベルでの原住民・地域社会及び政府による第 10 条及び生態系アプローチの実施への関与を強化するための措置を検討するよう要請する。

9. 締約国、原住民・地域社会及び非政府組織に対し、第 10 条(c) 項を中心とする第 10 条の実施に関する情報を事務局長に提出するよう要請し、また事務局長に対し、提出された情報の取りまとめ及び分析を行い、この要素の実施方法について第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会の第 7 回会合に助言し、同作業部会がこの任務を前進させるのを支援するよう、要請する。

10. 第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会が第 7 回会合でこの新しい主要構成要素の内容及び実施について検討できるよう、同作業部会によるこの構成要素に関する作業の前進を支援するため、当該内容及び実施についての助言を提供することを目的として、事務局に対し、利用可能な資金の範囲内で、第 10 条(c) 項を中心とする第 10 条に関する国際会議を締約国、各国政府及び国際機関並びに原住民・地域社会の代表の参加を得て召集する権限を与える。

11. 第 8 条(j) 項及び関連規定に関する特別作業部会に対し、第 7 回会合において、第 10 条(c) 項を中心に第 10 条を分野横断的な問題として生物多様性条約の各種作業計画及び主題別分野に(保護地域に関する作業計画を手始めとして)組み入れるための戦略を策定するよう要請する。

第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会の協議事項の改訂

12. 第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会の第 7 回会合以降の会合に、「主題別分野及びその他の分野横断的問題に関する徹底した協議」と題する新たな議題を含めることを決定する。

13. [利益配分の方法、保護地域、生物多様性、気候変動]の主題のうち 1 つについて、第 7 回会合において徹底した協議を行うことを決定する。

指標

言語の多様性と原住民の言語を話す人々の数に関する現状と傾向は、他の指標と合わせて用いる場合には、伝統的知識の保持及び利用に関する有用な指標であることを認識し、

戦略計画及び 2010 年生物多様性目標の枠組みの中で、伝統的知識の現状と傾向を広範に示し、原住民・地域社会の実態を把握するには、定性的指標と定量的指標の両方が重要であることに留意し、

伝統的知識、工夫及び慣行の現状、及びその他の重点分野について、いくつかの有意義で実際的な指標を特定し、生物多様性条約の戦略計画及び 2010 年生物多様性目標の達成に向けた進捗状況を評価するため、第 8 条(j) 項及び関連規定に関するオープンエンド特別作業部会の主導で行われた作業及び生物多様性に関する国際先住民フォーラムの指標に関する作業部会が開催した地域的及び国際的技術ワークショップなどに留意し、

スペイン国際協力庁(AECI)、ノルウェー政府及びスウェーデン国際生物多様性計画(Swedbio)のこの取り組みへの寛大な財政的支援に心から感謝の意を表し、

14. 2010 年生物多様性目標以降の進捗を評価し、改訂された戦略計画の実施における進捗状況を評価することを目的として、採択された指標**、重点分野(伝統的知識、工夫及び慣行の保護)を補完するため、提案された以下の指標を採択する。

(a) 原住民・地域社会の伝統的領域における土地利用の変化の現状と傾向

(b) 伝統的職業における慣行の現状と傾向

15. 国際労働機関に対し、伝統的職業における慣行に関するデータを取りまとめることが可能かどうかを検討するよう、また第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会がこの指標の利用について第 7 回会合で検討する際の助言を提供するよう、要請する。

16. さらに、国連食糧農業機関、国際農業開発基金及び国際土地連合(International Land Coalition)を含む関係機関に対し、第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会が第 7 回会合で検討するため、「原住民・地域社会の伝統的領域における土地利用の変化の現状と傾向」という指標の利用について助言を行うよう要請する。

17. 事務局長に対し、締約国、各国政府、国際機関、生物多様性に関する国際先住民フォーラムの指標に関する作業部会及び 2010 年生物多様性指標パートナーシップを含む関係者らと協力し、第 10 条の実施及び 2010 年以降の改訂された戦略計画の実施にも留意しつつ、追加の技術ワークショップ開催を通じるなどして、現在進められている指標案の改善と利用を引き続き進め、利用できるデータ、方法及び各機関の調整について検討し、第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会が第 7 回会合においてこの問題を前進させるため同作業部会に報告するよう、要請する。*

18. 締約国が第 10 条の実施に新たな重点を置いていることを考慮し、事務局長に対し、利用できる資金の範囲内で、締約国、各国政府、国連先住民族問題常設会議を含む国際機関、生物多様性に関する国

** 言語の多様性と原住民の言語の使用者数の現状と傾向に関する指標

* この項は予算面の影響がある。

際先住民フォーラムの指標に関する作業部会、関係 NGO 及び 2010 年生物多様性指標パートナーシップと協力し、追加の技術ワークショップの開催を通じて、慣習による持続可能な利用に関する適切な指標の開発について検討するよう要請し、また 2010 目標以降の枠組み及び改訂される戦略計画の範囲内でこの問題を前進させることができるように、この問題について第 8 条(j) 項及び関連規定に関する作業部会の第 7 回会合に報告するよう要請する。*

19. さらに、締約国、国際機関、原住民・地域社会の組織及び関係機関に対し、安定した土地保有権に関する指標の開発について見解を示すよう要請し、また、事務局長に対し、この作業部会の第 7 会合に向けて情報ノートを作成するよう要請する。

参加

(a) 任意基金

19. 事務局に対し、生物多様性条約の作業への原住民・地域社会の参加を促進するための任意基金を通じ、可能な場合には利用できる資金の範囲内で、適宜、生物多様性条約の下で実施される能力開発のためのワークショップへの原住民・地域社会の参加を強化するよう、要請する。

(b) 地域社会

20. 第 8 条(j) 項に基づく地域社会の参加が様々な理由で限られてきたことに留意し、生物多様性条約の実施及びその目標達成を支援することを目的として、地域社会に共通する特徴を明らかにするため、また国レベルも含め、いかにすれば地域社会が生物多様性条約のプロセスにいつそう効果的に参加できるか、いかにして対象を絞った普及啓発を進められるかについて助言を集めるため、地域及び性別のバランスに配慮しつつ、地域社会の代表の特別専門家会合を召集することを決定する。*

能力開発、共同社会の教育及び普及啓発

21. 事務局長に対し、原住民・地域社会のための能力開発の取り組みを強化し、また特に、可能な場合には利用できる資金の範囲内で、アクセスと利益配分に関する国際的制度の交渉、策定及び実施を考慮しつつ、これら社会の生物多様性条約への効果的な参加への関心を高め、これを促進するための中期的及び長期的な戦略を策定するため、援助資金供与機関及び提携機関と協力を続けるよう要請する。

22. さらに事務局長に対し、生物多様性条約の取り組みについて原住民・地域社会の社会教育を行い、また、生物多様性の保全、持続可能な利用その他、気候変動などの地球規模の問題における原住民・地域社会の役割(特に原住民・地域社会の女性の役割)に対する一般国民の啓発を支援するため、原住民・地域社会の貢献を得ることを含め、広報・教育・普及啓発活動及び成果物を引き続き整備するよう要請する。*

* この項は予算面の影響がある。

伝統的知識、工夫及び慣行の記録及び文書化のための技術的ガイドライン

伝統的知識の文書化及び記録は第一に原住民・地域社会の利益とならなければならないこと、及びこのような作業に対するこれら社会の参加は自主的に行われるべきであり、伝統的知識の保護の前提条件とすべきではないことを認識し、

生物多様性に関する伝統的知識、工夫及び慣行に関して生物多様性条約が果たす主導的な役割に留意し、

さらに、世界知的所有権機関による伝統的知識の文書化のためのツールキットの開発、及び国連教育科学文化機関が計画する文書化や伝統的知識に関するプロジェクトなど、伝統的知識の文書化に関するガイドラインに関する他機関の取り組み、及び国際体制の中でこの取り組みを調和させることが望ましいことに留意し、

ガイドラインの策定は他の形での保護の進展に影響を及ぼしてはならないことを強調し、

さらに、伝統的知識の保護を目的として原住民・地域社会の伝統的知識、工夫及び慣行を文書化することは、これら社会の事前の情報に基づく同意を得て、また、これら社会の所有権を維持した上で、原住民・地域社会が行うべきであることに留意し、

23. 締約国、各国政府及び国際機関に対し、原住民・地域社会がその伝統的知識、工夫及び慣行を維持し、管理し、保護し及び発展させることを支援し及び援助し、また、伝統的知識の文書化に関して原住民・地域社会が十分な情報に基づいた決定を行うことができるように、能力開発並びに必要なインフラ及び資源の開発を支援するよう要請する。

24. 事務局長に対し、国連先住民族問題常設会議、国連教育科学文化機関及び世界知的所有権機関との協力を継続し、世界知的所有権機関が伝統的知識の文書化に関するツールキットの開発の作業を完成させることを支援して伝統的知識の文書化に伴う利益と脅威に対処し、また、世界知的所有権機関と協力してこのツールキットをクリアリングハウスメカニズム及び伝統的知識情報ポータルを通じて利用できるようにするよう要請する。

国連先住民族問題常設会議の勧告

25. 国連先住民族問題常設会議の「締約国に対し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民・地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範を策定し、交渉し及び採択するに当たり、この規範に定められる基準が、先住民の権利に関する宣言など関係する国際基準を十分に反映するよう考慮するよう要請する」とする勧告に留意する。

26. また、2009年5月12～13日にニューヨークの国連本部において開催された原住民・地域社会、経済界及び生物多様性に関する協議(Indigenous and Local Community, Business and Biodiversity Consultation)の報告書(UNEP/CBD/WG8J/6/INF/11)にも留意し、生物多様性の持続可能な利用をベースとした共同社会レベルの事業を促進しつつ、利害関係者間の創造的パートナーシップを通じて、生物多様性条約の効果的な実施を確保するためのいっそうの議論を奨励する。

27. 事務局長に対し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民・地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範に関する進捗状況を国連先住民族問題常設会議の次回会合に報告するよう要請する。*

勧告 6/4 の別紙

UNEP/CBD/WG8J/6/2/ADD.2 に示された第 8 条(j)項及び関連規定に関する作業計画の任務 15 に関する付託事項案

1. 任務 15 の目的は、生物多様性に関する伝統的知識の回復を促すことを目的として、生物多様性条約第 17 条 2 項に従い、情報(文化財を含む)の還元(repatriation)を促すガイドラインを策定することである。
2. 任務 15 は、生物多様性条約の規定に基づいて、特に第 8 条(j)項及び関連規定に照らして解釈する。
3. 任務 15 は、締約国、各国政府並びに博物館、ハーバリウム及び植物園、データベース、登録簿、ジーンバンク等のその他機関が行う現行の還元活動を基盤とし、これを強化することを目的としている。
4. 利害関係者には、特に以下のものが含まれる。
 - (a) 締約国及び各国政府
 - (b) 保全及び持続可能な利用に関連する原住民・地域社会の伝統的知識、工夫及び慣行に関する情報を有する博物館、ハーバリウム、植物園その他の保存機関
 - (c) 関係国際機関(特に、UNPFII、UNESCO、WIPO)
 - (d) 原住民・地域社会の代表
 - (e) 関係 NGO 及びこれらの問題に専門知識を有する先住民族組織
5. 事務局の作業
 - (a) 事務局は、最善慣行の確立を目的として、第 8 条(j)項及び関連規定に関する作業部会が第 7 回会合で検討するため、任務 15 に関する還元のための国内的及び国際的なアプローチについて締約国その

他関係機関から提出された情報を取りまとめ、分析する。

(b) 事務局は、最善慣行及びこの作業部会からの助言に基づき、第 8 条(j)項及び関連規定に関する作業部会が検討するために、次のものを作成することができる。

(i) 生物多様性に関する伝統的知識の回復を促すことを目的とした、生物多様性条約第 17 条 2 項に基づく国内での情報(文化財を含む)の還元の開始に関する最善慣行ガイドライン。

(ii) 生物多様性に関する伝統的知識の回復を促すことを目的とした、生物多様性条約第 17 条 2 項に基づく国際的な情報(文化財を含む)の還元の開始に関する最善慣行ガイドライン又は枠組み。

6. 締約国、各国政府、国際機関、原住民・地域社会の組織及び非政府組織は、任務 15 に関連する情報及び文化財の還元に関する最善慣行の情報を事務局に連絡するものとする。

7. 第 8 条(j)項及び関連規定に関する作業部会は、以下のことを行う。

(a) 得られた情報を基に、その第 7 回会合において、得られた情報及び助言、第 8 条(j)項及び関連規定に関する作業計画の詳細な検討並びにアクセスと利益配分に関する国際的制度を考慮しつつ、この任務を国内的及び国際的な状況においてどのように進めることができるかを検討する。

(b) さらに、任務 15 を第 8 条(j)項の詳細な検討の中でどのように考えるべきであり、いかにして多年度計画に組み入れるか、また、どうすればこの任務の作業がアクセスと利益配分に関する国際的制度の効果的な実施を有効に補完することが可能かを明らかにする。

附属書 II

アクセスと利益配分に関する国際的制度: アクセスと利益配分に関する特別作業部会に対する 見解の提出

1. 決定 IX/13A 第 12 項及び決定 IX/12 第 20 項に述べられた任務に基づき、遺伝資源に関連する伝統的知識の問題について、アクセスと利益配分に関する国際的制度をさらに整備し、交渉することを支援するために、遺伝資源に関連する伝統的知識に関する専門家会合及び遵守に関する専門家会合の報告書を検討した第 8 条(j) 項に関する作業部会は、アクセスと利益配分に関する作業部会への意見として、詳細かつ対象を絞った見解を示す。

2. 以下の見解をまとめるに当たり、第 8 条(j) 項に関する作業部会の第 6 回会合は以下の方法を用いた。すなわち、締約国及びオブザーバーに対し、遺伝資源に関連する伝統的知識に関する専門家会合及び遵守に関する専門家会合の報告書の中で特に重要と考える要素や概念を、これらの専門家会合に出席した専門家から幅広い支持を得たと考えるものを中心にして、提出するよう要請した。

3. 第 8 条(j) 項に関する作業部会は、アクセスと利益配分に関する作業部会が、遺伝資源に関連する伝統的知識の問題に関して、アクセスと利益配分に関する国際的制度の策定や交渉を進める際の意見として検討すべき概念及び要素として、以下の項をアクセスと利益配分に関する作業部会に伝えることに同意した。

(i) 第 15 条と第 8 条(j) 項は相互補完的な規定である。国際的制度の策定は、原住民・地域社会の有する知識、工夫及び慣行を尊重し、保護し及び維持し、また、そのような知識、工夫及び慣行の利用から生じる利益の衡平な配分を促進する第 8 条(j) 項を支援するものでなければならない。第 8 条(j) 項は独立の規定として、遺伝資源に関連する伝統的知識を含め、生物多様性条約の権限の範囲内で生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的知識を保護するものであることが重ねて強調された。¹⁰

(ii) 伝統的知識が遺伝資源に関連している場合には、伝統的知識と遺伝資源は不可分であることを多くの専門家が強調した。

(iii) つまり、遺伝資源を用いるプロセスのきっかけとなったり、遺伝資源が持つ特性の手がかりとなる伝統的知識は、最終製品に反映されない場合もあるが、その製品に関連していることに変わりはない。

(iv) アクセスが行われた遺伝資源の所有者と伝統的知識の保有者の間に常に関係があるとは限らない。アクセスと利用の関係は国家主権の性質によって様々であることが指摘された。

¹⁰ 以下の項の概念、要素、個々の文言のいずれについても交渉は行われていない。

(v) アクセスと利益配分を取り扱う一部の国や共同社会では、遺伝資源だけでなく生化学的特性や有機抽出物その他を含めるための包括的用語として生物資源が用いられている。

(vi) 遺伝資源と関連する伝統的知識の厳密な関係を見極めるにはまだ作業が必要であるものの、大部分の伝統的知識が遺伝資源と本質的に結びついていることを考えると、国際的制度には伝統的知識も含めるべきである。

(vii) 生息域内でアクセスが行われる遺伝資源に関連する伝統的知識だけでなく、生息域外(データベースやライブラリーを含む)においてアクセスが行われる伝統的知識や遺伝資源とそれに伴う利益の配分についても検討する必要がある。

(viii) 遺伝資源に関連する伝統的知識に共通する特徴として、以下のようなものがある。

(a) 知識はある文化的背景において生み出されるものであり、特定の文化又は人々と結びついている

(b) 不特定の人々が長い時間をかけて(多くは昔からの言い伝えを通じて)生み出したものである

(c) 動的で発展的なものである

(d) 体系化された形あるいは体系化されていない(口承の)形で存在している

(e) 世代から世代へ、世代間で伝えられるものである

(f) その土地のものであり、多くの場合、その土地の言葉に組み込まれている

(g) 創造の方法が独自である(工夫や慣行)

(h) 元々の考案者を特定することが難しいことがある

(ix) 国際的制度の策定、採択及び実施は、原住民・地域社会の間で伝統的目で行われる遺伝資源及び伝統的知識の交換を制限してはならない。

(x) 天然資源、生物資源及び遺伝資源へのアクセスを扱う共同社会レベルの手続きは多種多様である。原住民・地域社会に遺伝資源に関連する伝統的知識に関する慣習法や共同社会レベルの手続きがある場合には、これらの法や手続きが国際的制度にとって重要になる。

(xi) 原住民・地域社会に明確な組織があり、原住民・地域社会の当局が設けられている場合、これらの組織をそのまま利用して国内規制を行うことが可能である。そのような組織がない場合には、組織を設けることが望ましい。共同社会の慣習が有益なアプローチを提供するのではないかという意見が示された。

(xii) 共同社会レベルの手続きは常に進化するものであり、その構成員以外にはあまり知られていない場合がある。そのため、慣習法や慣行が現時点で遺伝資源へのアクセスについて特に手続きを定めていなく

でも、国際的制度や国内法の制定を受けて慣習法や慣行が進化することもある。共同社会レベルの手続きは多様であることから、共同社会における遺伝資源や関連する伝統的知識へのアクセスのすべてに対応できる画一的なアプローチはない。

(xiii) 国際的制度では、すでにデータベースや学術文献に記録されている伝統的知識の所有権の問題を取り扱う必要がある。

(xiv) 国際的制度では、慣習法や共同社会の手続きが尊重されるようにするための基本的な原則を定めなければならない。

(xv) アクセスと利益配分に関する権限ある国内当局や窓口機関は、アクセスの許可に関する手続きや原住民・地域社会の権利について申請者に情報を与える責任を有することになるだろう。またこれらの機関は、遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスが関係する場合には、原住民・地域社会が設置した関係当局を申請者に紹介しなければならない。これらの当局は、慣習法や慣習による手続きの尊重に役立つと考えられる。

(xvi) 共同社会の慣習など遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスに関する明確な手続きを定めるために、共同社会レベルの能力開発が必要である。

(xvii) 政府が原住民・地域社会に対して情報と明確な理解に基づいた決定を下す権限を与えるための仕組みが、国のレベルで必要である。原住民・地域社会は、自らのやり方で携わる能力を備えることも必要なため、こうした仕組みの策定に参加することも必要となるだろう。

(xviii) 一部の専門家は、国際的制度には原住民・地域社会の有する伝統的知識及び関連する遺伝資源に対するこれら社会の権利について述べる具体的な文言を含めるべきであると提案した。

(xix) 国際的制度では、原住民・地域社会の知識にアクセスし、これを利用する場合に、これら社会が事前の情報に基づく同意を与える権利及び利益配分の権利を各国の法律で認識するよう求めるべきである。

(xx) 国際的制度では、対等な立場で交渉できるように、原住民・地域社会の代表者を含み、遺伝資源及び関連する伝統的知識の提供者と利用者間の法的能力の不均衡への対応に役立つオンブズパーソンのような法律扶助組織を含めることを検討することが考えられる。

(xxi) 国際的制度では、「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン」に基づいて国内法を定めるよう求めることが考えられる。

(xxii) 国内法で定めるアクセス制度では、権限ある国内当局(CNA)及び国内連絡窓口を設置することが

不可欠である。最低でも、関連する伝統的知識へのアクセスが求められる場合に、原住民・地域社会の事前の情報に基づく同意に適用される国内手続きの確実性を高めるために、権限ある国内当局が必要である。これに関連して、権限ある国内当局は、慣習法や共同社会の手続き、慣習があればこれに従う。

(xxiii) 権限ある国内当局は、遵守を促進し、及び原住民・地域社会による事前の情報に基づく同意が自由意思に基づいて適正に与えられるようにすることに大きな貢献をすることになる。

(xxiv) 法的確実性、明瞭性及び透明性を高めるため、国際的制度では、アクセスと利益配分に関する国の枠組みの中で遺伝資源に関連する伝統的知識にアクセスを行う際に原住民・地域社会の事前の情報に基づく同意を得る規定を含めることを提案することが考えられる。

(xxv) 原住民・地域社会の有する遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関してこれら社会の事前の情報に基づく同意が取得されるようにするための遵守措置には、アクセスが許可される遺伝資源及び関連する伝統的知識の原産地又は出所に関する開示要件を含めることが考えられる。

(xxvi) 現行の国際文書やプロセス、増加する各国の慣行や地域的慣行からは、遺伝資源に関連する伝統的知識について、原住民・地域社会の事前の情報に基づく同意を得ることが国際法により義務付けられる傾向にあることが示されている。つまり明かな趨勢として、国際法には、国際的な制度がこうした事前の情報に基づく同意を義務付ける根拠があるのである。

(xxvii) 以下は、原住民・地域社会による事前の情報に基づく同意に関する要素として望ましいものである。

(a) 権限ある国内当局

(b) 原住民・地域社会レベルの権限ある当局であって、法的な承認と権限を受け、原住民・地域社会の当局が設置したもの

(c) 手順の要素として以下のものが含まれる。

- ・書面による申請
- ・申請が行われていることを幅広く告知すること
- ・申請書が幅広く閲覧できること
- ・正当な手続き
- ・適切な時期と期限
- ・用途の指定(用途の変更や第三者への譲渡を扱う条項を含む)

(d) 相互に合意する条件に基づいて与えられる事前の情報に基づく同意

(e) 原住民・地域社会との協議プロセス

(f) 慣習と一致する手続き

(xxviii) 関連する伝統的知識へのアクセスが生息域外で行われる場合、利益配分の取決めが行われなければならない。

(xxix) 多くの国が、権限ある国内当局や、原住民・地域社会を十分に組み込んだ適切な事前の情報に基づく同意の手続きを未だに設けていないことを認識し、国際的制度では、締約国に対し、当該国内当局を設置し、同意の手続きを定めるためのインセンティブを提供し、又はそれらを義務付けることさえも考えられる。

(xxx) 伝統的知識が国境を越えて存在する場合には、可能な範囲で、権利を有するすべての共同社会について、関係国の事前の情報に基づく同意の手続きを行うことが求められる。同様のことは利益配分についてもあてはまる。紛争解決の仕組みが設けられている場合、紛争の際にはこれを用いなければならない。共有の伝統的知識にアクセスが行われ、利用される場合には、利益配分のための信託基金が適切だと考えられる。

(xxxi) 国際的に認知された証明書は、遺伝資源に関連する伝統的知識に関して、原住民・地域社会から事前の情報に基づく同意が得られていることの証明になる。

(xxxii) 国際的に認知された証明書を交付するのは、国内の権限ある当局となる。権限ある国内当局として機能する機関については、国内のアクセスと利益配分の枠組みを定める法律がこれを定める。

(xxxiii) この証明書には、遺伝資源に関連する伝統的知識にアクセスが行われたかどうかや、事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件の義務が満たされたかどうかに関する情報を含めることも考えられる。

(xxxiv) WIPO の知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会 (WIPO/IGC) の作業が取り上げられた。その一般的な結論は、伝統的知識を真に実質的に保護するには、独自の策が必要であるというものであった。すなわち、WIPO/IGC は、既存の知的財産に関する制度は伝統的知識を保護する上で必ずしも十分でないという認識が高まっていることを踏まえて、伝統的知識の保護に関する独自の規定案を作成している。

(xxxv) 遺伝資源に関連する伝統的知識のうち「公知であるもの」と「公に利用できるもの」との区別が重要であることが認識された。

(xxxvi) 伝統的知識は公知であるものと判断されることが多く、そのため、ひとたびアクセスが行われ、特定の文化的背景から切り離されて普及してしまうと、自由に利用できるようになっていた。遺伝資源に関連

する伝統的知識で公に利用されてきたものが誰にも帰属しないと考えることはできない。公に利用できるという概念の範囲内で、伝統的知識の保有者を特定することが可能な場合に事前の情報に基づく同意を得ることは依然として必要であり、また、先に与えられた事前の情報に基づく同意からの用途の変更が認識できる場合を含め、利益配分の規定も適用される。保有者が特定できない場合でも、例えば国などが受益者を決定することはできる。

(xxxvii) 伝統的知識における「公知であるもの (public domain)」という表現は、より正確に、「公に利用できるもの (publicly available)」と言い換える必要がある。

(xxxviii) 原住民・地域社会の慣習法は、一般に、遺伝資源及び関連する伝統的知識を含む天然資源も扱っている。慣習法は、国の違う原住民・地域社会の間でも、同じ国内の原住民・地域社会の間でも様々である。慣習法が国内法にどの程度組み込まれているかも、国によって、また同じ国内の中でも、様々である。

(xxxix) 原住民・地域社会の権利の尊重は、事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件の基盤をなす。特に、相互に合意する条件の交渉に原住民・地域社会の代表が参加することにより、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する慣習法を考慮に入れることが可能となる。その結果得られた合意が、原住民・地域社会と利用者の関係を規律することになる。

(xl) 遵守を促進するための具体的な措置として、以下のものが考えられる。

(a) 原住民・地域社会の権利を尊重し、原住民・地域社会の事前の情報に基づく同意に適用される手続きについて助言する、原住民の権限ある当局を設置し又は認定すること。

(b) 遵守に関する国際的に認知された証明書に、原住民・地域社会に関する最低限の情報を含めることが考えられる。

(c) アクセスと利益配分の取決めに関する最低限かつ標準的な契約条件において、原住民・地域社会の既存の権利を認めること。

(d) チェックポイントを通じて伝統的知識の利用状況をモニターすること。

(e) 原住民・地域社会の代表の能力開発を行い、事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件への参加を促進すること

(5) 「遺伝資源に関連した伝統的知識」の議論に対する国際商業会議所の見解

国際商業会議所(ICC)は世界の各種産業セクターの意見を調整して産業界の見解を作成し、遺伝資源に関連した伝統的知識に関する技術専門家グループ会合(2009年6月、インドで開催)での議論に資するために文書¹として提出した。本稿はその文書の内容をまとめたものである。

1. 指針とすべき原則

国際的制度(IR)の議論において、「遺伝資源(GR)に関連した伝統的知識」(TK associated with genetic resources, TK)に関連した IR 要素の議論は 8 条(j)の実施に関するものに限定すべきである。以下に重要な 2 点を挙げる。

一つは、原住民・地域社会(ILC)の TK を管理する最善の仕組みを持つ組織は生物多様性条約(CBD)の加盟国であり、具体的には、政府窓口(National Focal Point, NFP)と権限ある当局(Competent National Authority, CNA)である(それぞれ、ボン・ガイドラインの Section 13 及び 14 を参照)。ILC はしばしば一ヶ国以上にまたがって居住している(国境横断的性格)。その場合は、TK 提供者であるコミュニティと TK 利用者に対して確実性を与えるために、関係する国々は、事前の情報に基づく同意(PIC)の問題にどのように対処するか共同して決定すべきである。国境横断的 TK をどのように扱うかという議論は別にすると、正当な手続きで ILC と ABS 協定を締結した後で、それに対して隣国の第三者が同一 TK を根拠に異議申し立てを行うことがないように、政府は利害関係者に法的確実性を提供しなければならない。

二つ目は、TK を IR に適用する際に、「関連する伝統的知識」とは何かについて、明確で透明性があり外延が限定された共通理解があれば、すべての利害関係者にとって有益である。明確性の重要さは強調しても強調しすぎることはない。

パブリックドメインにある情報と知識が特許申請において先行技術とされることは、基本的な原則である。これはパブリックドメインにある TK は特許化できないことを意味する。同様に、IR に基づく利益配分のためには、パブリックドメインにある情報と知識あるいは合法的にパブリックドメインに移る情報と知識は、TK に関連していると分類すべきではない。個人、ILC 等は彼らがすでに持っている知識を保持し使用する権利を有する。パブリックドメインにある情報については、研究者、企業等が利用するために PIC の取得あるいは IR に従う必要性を伴うことなく、入手できるべきである。パブリックドメインにある材料を従来の方法で利

¹ <http://www.cbd.int/abs/submissions/absgtle-03-icc-tk-en.pdf> (2009年6月3日アクセス)

遺伝資源に関連した伝統的知識に関する生物多様性条約-ABS 技術専門家グループに対する国際商業会議所・知的財産委員会の 2009 年 4 月 30 日付け提出文書

原題: Traditional knowledge associated with genetic resources: ICC Document. No.450/1046-30 April 2009

用することを妨害あるいは管理しようとすることは不正であり実際的でもない。

GR や TK の利用者と提供者間での契約の体系的な使用により相互に合意する条件(MAT)を達成し得ることを、IR が制限しようとするべきではない。契約は素材移転契約(Material Transfer Agreement、MTA)その他の協定の形をとるかもしれない。ABS 協定によって、アクセスと利益配分の条件、アクセスした GR や TK の使用条件、商業化条件、移転条件、紛争解決メカニズム、準拠法の選択、期間、協定の終結方法などを特定することができる。契約による合意は企業間で国際的にごく普通に行われており、これを国内法に従った CBD 原則の尊重の仕方や司法制度に基づく執行に適合させて実施することができる。

上記の原則に留意した上で、ICC は TK 技術専門家グループに対して出されている質問に対して以下のように回答したい。

a) GR や TK へのアクセスと利用との間の関係とは何なのか

ICC がこれまでに提出した意見書で表明したように、産業界は GR(関連する伝統的知識がある場合もない場合も)へのアクセスと利用に関して、PIC 及び MAT の原則にコミットしている。TK が無許可で利用されたと懸念する人や、製品は商業化されたが利益配分がなされなかったと示唆する人が大勢いる。しかし、証拠の示唆するところでは、GR に関係する研究は関連する TK を何ら利用せずに行われることが多い。例えば、天然物創薬におけるグリフィス大学とアストラゼネカの共同研究に関する最近のケース・スタディーは、どの GR を収集し研究するかは TK に基づいて決定しているのではないと報告している。事実、収集した GR の伝統的利用法に関する情報は、参加研究者には伝えられていなかったのである。

ビンカ・アルカロイド(ビンクリスチン、ビンブラスチン)の歴史的な発見とガン治療薬としての商業化において、TK を不適切に利用したという主張がある。しかしながら、証拠の示唆するところでは、ニチニチソウに関連する TK は抗糖尿病特性に関連しているが、抗ガン特性には関連していない。さらに、この植物は世界の亜熱帯域に広く野生植物として生育しており、しばしば主張されているマダガスカルではなく、ジャマイカにおいて糖尿病に対する伝統薬として使われてきたのである。これらの例は、GR の伝統的利用と科学研究間の分岐についてのみならず、GR と TK の国境横断的性格について重要な問題を提起している。

しかしながら、産業界は TK の不正使用について、依然として懸念が存在することを認識している。産業界は、この問題がどの程度の大きさのものなのかを明確にするために、調査項目について合意した上で事実に基づいた調査を行うというアプローチを支持する。これは TK の不正使用を防止するため措置の検討に役立つとともに、IR 全体を成功に導く上でも貢献するであろう。

b) ILC がコミュニティー・レベルで TK へのアクセスを規制するための手続きと慣行の範囲を踏まえると、IR の国際交渉ではどのような実際的影響を考慮に入れるべきか

ABS がコミュニティーの手続きに従ってなされ、ILC が PIC を与え、かつ関連する可能性のあるすべての TK 保有者が相談を受けることを確保するためには、各国の「政府窓口」(National Focal Point、NFP) と「権限ある当局」(Competent National Authority、CNA)がその役割を担当するのが最適であると ICC は信じる。産業界は正当な ABS 利害関係者と誠意ある相談をしたいが、そのためには、NFP と CNA が果たす役割は極めて重要である。国の制度は ABS における国益を満たすための国内標準を規定するのみならず、ILC との相談に関する指針及び法的な確実性を提供しなければならない。経験の示すところでは、誠意ある相談はなされるかもしれないが、相談を受けた ILC グループの権限に関して、別のグループが事後に現れ、異議を唱えたという例がある。このような件に対して国が法的確実性を提供できなければ、ABS のリスクが増す。リスクが増せば配分される利益が減少し、不確実性がある程度を越すと利用者はそもそも GR と TK を商業化しようとする意欲を失うかもしれない。

c) コミュニティー・レベルの手続きの範囲を特定し、ILC の慣習法が GR と TK へのアクセスをコミュニティー・レベルでどの程度、規制するか、及びその IR との関連性を決定せよ。

コミュニティー・レベルの手続きと慣習法はコミュニティー間で異なるし、また、どの程度これらの慣習法が国内法において認められるかも国によって異なるということを ICC は認識している。一国の地方の手続きを特定し、それを TK の利用者へ周知することを確保するためには、NFP または CNA を通じて中央政府が担当するのが最適である。コミュニティー間の手続きの違いや国内法が認める程度が国ごとに違うため、国家の主権を確保するためには、IR は慣習法と地方の手続きに干渉すべきではないし、これらの事柄を規制しようとするべきではない。

d) 15 条の下で PIC と MAT の遵守を確保する措置は、ILC による TK への PIC をどの程度サポートするか

IR の遵守措置は、明確で透明性があり差別がなくかつ予見可能であるべきであり、現実の経験に基礎を置くべきであると ICC は信じる。遵守措置の案がどのようなものであれ、CBD 加盟国及び他の ABS 利害関係者に対して、費用よりも大きい利益を提供し得るものでなければならない。IR の範囲に含まれる TK に対して、どのような遵守措置を特別に採択する場合であっても、上記と同一の質を適用しなければならない。

最近、東京で開催された遵守に関する技術専門家会合(遵守 TEG)では 15 条の下で考えられる遵守措置が検討されたが、これは TK の利用に関する ILC の PIC をサポートするかも知れない。これらの措置には、継続的な能力構築、書面による ABS 契約の締結、ABS 協定作成の際に利害関係者が利用できるモデル条項の開発、TK データベースと登録簿などが含まれる。

TK データベースと登録簿については、ILC の PIC を尊重したものであれば訴訟における証拠となり得るし、透明性と確実性を提供し得るから、GR と TK に対する ILC の権利と慣習法の遵守を促進するために役立つことができる、と記録されている。インド政府は最近、インドの TK デジタルライブラリー(TKDL)の利用に関して、欧州特許局(EPO)にアクセスを与えることを EPO と合意した。これによって、インドの公知の TK を利用した特許出願を、EPO が今まで以上に徹底してサーチすることが可能になるであろう。

e) TK が国境横断的な性格を持ち得ることを考慮し、またベスト・プラクティスの事例を調べて、TK へのアクセスがなされる際に、TK 保有者が PIC を与えるための要素と手続きを特定せよ

ABS の利害関係者が GR(関連した伝統的知識の有無にかかわらず)の提供者から PIC を得て MAT に達した後に、別の管轄区域にいる者から不正使用だと告発された時、困難な問題が生ずる。特に TK の場合、その慣行や知識は複数の ILC に属するかもしれないし、複数の国にまたがった1つのコミュニティの中で分散しているかもしれない。

複数の国が共通の GR や TK を保有する場合、これらの国はそのうちの1つの国が受け取った利益を他の国に分配する協定を締結しようと試みることはできる。しかし、そのような協定の交渉は非常に複雑でコストがかかるであろう。いずれにしても、GR や TK の提供国間の協定は、PIC・MAT 等の条項を含む明確な ABS 協定を既に一方の国と合法的に締結している企業や ABS 利害関係者が得ている正当な権利に影響を及ぼすべきではない。換言すれば、ひとたび利用者が誠実に ABS の合意をした時、事後になって他国または他の ILC によって追加的な要求をされれば、利用者は GR や TK の商業化に対する意欲を失うことになる。したがって、これは IR の下で許容されるべきではない。

TK データベースと登録簿を利用すれば、TK へのアクセスを一つの提供国の国内で行う場合でも複数の提供国を横断して行う場合でも、すべての ABS 利害関係者の中での透明性と意識を高め、PIC 遵守の確保に向けて大きい一歩を踏み出すことができる。WIPO において日本が提案した「相互運用可能な包括的な統合 TKDL システム」の開発は、この問題に対処する上で最も費用効果の高い方法であろう。インドの先駆的な努力である国内レベルでの TKDL の開発は、この分野での当面のベスト・プラクティスの好例である。

f) TK に関して ILC から事前の情報に基づく同意を得るという根拠は国際法にあるのか。もしあるのならば、どのようにそれを IR に反映させることができるのか

遵守 TEG の報告書に記されているように、国際私法が ABS 紛争の解決と執行のためのいくつかの道を提供しており、これを ILC も利用できる。

「国際私法は私的な主体間の国境を横断した関係を規制する。それは以下の点を規制することを意図し

ている:①紛争に対する管轄権はどこにあるのか、②その紛争にどの法律が適用されるのか、③最終的な決定や判断が認定され、別の管轄区域において執行されることがあるのかどうか、もしあるのならば、どのようにしてなされるのか。各国は法の抵触(conflicts of laws)に関するルールを有するが、これらの中には条約、ガイドライン、モデル法により国際調和されたものもあるかもしれない」

遵守 TEG の報告書は、国際私法の下で利用可能な選択肢について豊富な考察がなされている。

g) 権限ある国内当局によって発行される「国際的に認知された証明書」(Internationally Recognized Certificate、IRC)を想定し、これに TK を含めるためには TK が存在するかどうか、及び誰がその TK の適切な保有者なのかについて IRC 中に宣言する可能性を検討することにより、実用上の難題と実施上の特有な問題点を考慮しつつ、各種の選択肢を評価せよ

示唆されるような種類の IRC について実際的な経験は存在しない。ICC はこの(IRC という)選択肢に関して多くの疑念を持っている。

遵守を確保するためのメカニズムとして、証明書(certificate)の潜在的可能性がかなりの時間をかけて議論されてきたし、技術専門家グループの会合を開催し GR に対して証明書を適用することについての問題点と懸念に取り組んできたにもかかわらず、証明書をどのように適用できるのかについて明確になったことはほとんどない。GR に証明書を適用することの実行可能性(feasibility)、証明書に関連したコストと官僚組織、生息域外コレクションにある GR や CBD の発効以前に移転された GR に証明書をどのように適用するか等について依然として疑問がある。ICC は、効果的で実施可能な証明書システム創設の可能性を見極めるために、すべての加盟国が検討し取り組まねばならない多くの疑問点と問題をこれまでに提起してきた。いずれにしても、証明書システムに関する提案は、国内・国際両レベルで透明性、予測可能性、費用対便益のバランスを提供すべきであるという点において、他の遵守メカニズムと同じ水準を満たさなければならない。

遵守 TEG の報告書は、すべての付加的な遵守メカニズムは合理的なコストで実証済みの効果を持ち、有限な資源を節約するため、最大級ニーズのあるターゲット分野を擁しているべきである、と強調している。

同報告書は証明書システムが提起する他の重要な問題点もリストアップしている。

h) アクセスと利益配分の文脈において、TK をどのように定義するのか

TK をどのように定義するかについての問題は、これまで種々の場で長年にわたって議論されてきた。例えば、WIPO の知的財産権、遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会(IGC)は TK の特別(sui generic)な保護という文脈で、少なくとも 2001 年以来この問題を広く検討してきた。それにもかかわらず、これらの議論から国際的に合意される定義は生まれていない。

ICC が先に提出した文書で述べたように、TK をどのように定義するかを検討する際に、役に立つ定義とは以下の点を満たすものと考えたらよいのではないか。

- 何が保護され、何が保護されないのかについて合理的な確実性を提示すること
- どの程度までその内容が保護されるのか、どんな利用なら使用が自由なのか(例えば、単なる保持、私的な調査、研究目的の利用)について合理的な確実性を提示すること
- 知識とその権利主張者の間の明確な結節点を創出すること
- 権利主張を正当化するための、釣り合いのある、かつ合理的な必要条件を含むこと
- 権利執行と紛争判決のための公平で効果的なシステムとして寄与すること

2. 結論

TK の持続可能な商業化のための条件を創出するためには、次の 3 点が特に重要であると産業界は信じる。

- ABS 利害関係者が、類似した TK を保有する第 3 者から異議を挟まれないような相互合意に達するための明確な枠組み
- 未来志向をする必要性。既にパブリックドメインに入った情報を取り戻そうとしないこと
- 既存の慣習法に関して国家主権の原則を認める必要性。国の ABS システムは、ILC のコミュニティー・レベルの手続きと慣習システムに対し適切な付託を行い、法的確実性、明確性、透明性を確保しなければならない。

(6) 第8回Ad hocアクセスと利益配分作業部会会合のための、バイオテクノロジー産業協会(BIO)と米国研究製薬工業協会(PhRMA)の見解と提案*

2009年7月31日

概評:

生物多様性条約(CBD)締約国会議(COP)の決定は、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会(ABS作業部会)の作業プログラムを定めている。決定VII/19はABS作業部会に対し、11月にカナダのモントリオールで開催される第8回会合において「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度の詳細な検討及び交渉」を継続するよう求めている。決定VIII/4はABS作業部会に対し、2010年10月のCOP第10回会合までの可能な限り早い時期に作業を完了するよう指示している。

CBD締約国会議第9回会合(COP-9)決定IX/12は、「アクセスと利益配分に関する国際的制度のさらなる詳細な検討と交渉のために、締約国、非締約国政府、国際機関、原住民・地域社会、利害関係者に対し、当決定附属書Iに記載された主要な構成要素についての見解と提案を、関連のある場合はオペレーショナルテキストも添え、可能であれば根拠を明記して提出するよう勧める」と述べている。

この勧めに応じて、バイオテクノロジー産業協会(BIO)と米国研究製薬工業協会(PhRMA)は、決定IX/12附属書Iに記載の構成要素のうち、ABS作業部会第7回会合では取り上げられなかったものに関する、以下のような見解と提案を提出する。テーマは、遺伝資源に関連する伝統的知識、能力構築、国際的制度の性格の3点である。

また本稿には、国際的制度の主要な構成要素のうち、ABS作業部会第7回会合において検討され、第8回会合においても取り上げられる予定のもの(公正かつ衡平な利益配分、遺伝資源へのアクセス、遵守)に関連する見解と提案も含まれる。その部分は、事務局長通達による要請により、ABS作業部会第7回会合報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/8)附属書を基にしている。

これらの見解はBIOとPhRMAにとっての一定の優先課題に限定されており、草案文書やその中で提起された各種テーマに対するBIOとPhRMAの見解すべてを網羅したものではないという点を強調しておきたい。BIOとPhRMAは今後も、すべての利害関係者に利益をもたらす国際的制度を2010年の期限までに確立することを目指して、このプロセスにおけるこれら諸問題に積極的に関与していく所存である。

BIOとPhRMAは、ABS作業部会で取り上げられる予定の諸問題に関する見解と提案を、この機会

* VIEWS AND PROPOSALS OF THE BIOTECHNOLOGY INDUSTRY ORGANIZATION (BIO) AND THE PHARMACEUTICAL RESEARCH AND MANUFACTURERS OF AMERICA (PhRMA) FOR THE EIGHTH MEETING OF THE AD-HOC OPEN-ENDED WORKING GROUP ON ACCESS AND BENEFIT-SHARING
(<http://www.cbd.int/abs/submissions/abswg-08-bio-phrma-en.pdf>) (2009年9月28日アクセス)

に喜んで提出するとともに、ABS 作業部会の討議においては本稿の意見を検討していただくよう謹んで希望する。

具体的意見:

UNEP/CBD/WG-ABS/7/8の附属書(「パリ附属書」)の複数のセクションに該当する提案:

意見:

BIOとPhRMAはかねてより、国際的制度はCBDの範囲内に含まれなければならない、またCOPからの委任事項に沿ったものでなければならないという揺るがぬ見解を示してきた。国際的制度は関連するCBD規定(第15条等)の範囲に沿った形で「遺伝資源」のみを規制するべきである。派生物、製品等は、CBDの下での「遺伝資源」の定義の範囲内にある場合にのみ対象とする。

テキストの修正案:

括弧付きで挙げられた「生物資源」、「派生物」、「製品」はすべて削除する。

重複の多いパリ附属書の文言の整理統合に関する具体的提案:

パリ附属書では、多くの類似あるいは同一のテーマが異なるセクションで扱われている。条文の展開とともに、それらのセクション間に矛盾が生じるリスクが極めて高い。これによって、一つの結果を求めるための複数のアプローチが互いに対立する等、意図せぬ事態が各所で生じる可能性がある。また最終稿に食い違いがある場合には、起草者が意図したわけではなくとも、複数の異なる結果が生じるよう意図したとみなされよう。したがって以下のテーマを扱っている各セクションを整理統合すべきであり、可能であればそれぞれテーマごとに一つのセクションにまとめるのが望ましい。

- 意識啓発活動: パリ附属書セクションIII.A.8、セクションIII.C.1.a
- 遵守を支援する国際的なアクセス標準: パリ附属書セクションIII.A.11、セクションIII.B.5、セクションIII.C.1.h.
- 素材移転契約に含まれ得るモデル条項の策定: パリ附属書セクションIII.A.15、セクションIII.C.1.c、COP決定セクションIII.E.5
- アクセスと衡平な利益配分の関連性: パリ附属書セクションIII.A.1、セクションIII.B.2
- 技術へのアクセスと技術移転: パリ附属書セクションIII.A.4、COP決定IX/12セクションIII.E.3

ABS作業部会第8回会合で検討される予定のテーマに関する具体的意見と提案:

注: 前述の通り、これらの見解はBIOとPhRMAにとっての一定の優先課題に限られており、草案文書やその中で提起された各種テーマに対するBIOとPhRMAの見解すべてを網羅しているわけではない。

第7回会合で協議され、第8回会合でも再度取り上げられる予定の要素

注: これらの要素はパリ附属書のセクション番号を参照している。

III.A. 公正かつ衡平な利益配分

公正かつ衡平な利益配分についての概評:

BIOとPhRMAは、CBDが定める公正かつ衡平な利益配分を支持する。ただし、CBDは利益配分は「相互に合意する条件で行う」べきことを明言している(第15条7項等)。したがって国際的制度においては、公正かつ衡平な利益配分に関連する条項は、提供者と利用者が条件を自由に決定することを認めるものでなければならない。そうした条件は通常、当該遺伝資源の提供者と利用者の合意を示す契約その他の協定の条文中に示される。契約に一般に用いられるルールが、利益配分に関わるこうした契約や協定に適用されなければならない。利益配分に関する特定の強制的条件は、CBD原則に矛盾し、かつ実行不可能であると考えられる。

1) アクセスと利益配分の連関

意見:

BIOとPhRMAは、公正かつ衡平な利益配分を遺伝資源へのアクセスへと結びつけることを支持する。利益配分は、適切なABS協定として成立した、相互に合意する条件に従って、アクセスの時点で取り扱われるべきであり、これは遺伝資源の状況とその利用から生じる利益に関する不確実性を減少させるためである。パリ附属書にある現行の文言は、相互に合意する条件の重要性を明確に述べていない。

オペレーショナルテキスト案:

「締約国は、遺伝資源へのアクセスに関する事前の情報に基づく同意が、CBDの規定に従って、提供者と利用者との相互に合意する条件に基づいて得られるよう要求することができる。」

2) 相互に合意する条件に基づいて配分される利益

意見:

利用者が適切な提供者との間で国内のABS制度に従って相互に合意する条件に至った時には、法的な明確性及び透明性の原則に沿って、当該遺伝資源との何らかの関係を主張する第三者(他の共同社会あるいは機関等)からの追加的な権利主張があっても、利用者はその影響を受けないようにすべきである。例えば、特定の管轄権内にある生息域内状況において生育した特定の遺伝資源に対し

複数の権利の主張が競合する場合、そうした主張は適切な形で国内の権限ある当局に向けられるべきである。どの主張を優先するのが妥当かは国内法によって決定されなければならない。

オペレーショナルテキスト案:

「締約国は、国内法の規定に基づいて提供者と利用者間で相互に合意する条件に至った場合、利用者が提供者以外からの当該遺伝資源に関する追加的な権利の主張に従わなくてもいいよう要求すべきである。」

3) 金銭的又は非金銭的利益

意見:

国際的制度は、提供者及び利用者に代わって相互に合意する条件の内容を前もって決定したり、内容に影響を与えようとしたりすべきではない。それはCBDに沿うものではない。提供者及び利用者は、遺伝資源の移転を取り巻く個別の状況を考慮しつつ自由に利益を選択すべきである。そうした利益としては、ボン・ガイドライン附属書IIに記載されたもの等が挙げられる。

オペレーショナルテキスト案:

「配分される利益は、ボン・ガイドライン附属書IIに記載の金銭的及び非金銭的利益を含み得るが、これに限るものではない。」

4) 技術へのアクセス及びその移転

意見:

BIOとPhRMAは、効果的な技術移転と協力を促進する措置を支持する。ただし、効果的な技術移転は通常、強制的には行い得ない点を理解しておかなければならない。効果的な技術移転は、移転者と被移転者双方の善意と熱意を必要とする、自主的かつ協力的で相互に補完的な取決めにおいてのみ可能となる、極めて複雑なプロセスである場合が多い。また技術移転にはそれを可能にする環境も必要であり、そうした環境は効果的な法的及び政策の枠組みによって提供される。例えば、知的財産権の効果的な保護、市場ベースの知的財産権付与を支える法的枠組み、投資と貿易を促す規則、研究へのインセンティブとしての資金供与、これら以外の分野での適切な政策等である。締約国は、技術移転の取決めに携わる自国の管轄下の機関に、税制上の優遇措置その他の便宜等のインセンティブも与えることができる。

オペレーショナルテキスト案:

「締約国は、遺伝資源の利用者及び提供者に対し、遺伝資源へのアクセスのための相互に合意する条件を取り決めるに際して、当該遺伝資源を利用する技術へのアクセスと技術移転を考慮に入れるようインセンティブを用意することができる。」

「締約国は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は遺伝資源を利用する技術について、後発開発途上締約国への自主的な移転を促進し奨励するため、領域内の企業及び機関にインセンティブを提供することができる」

12) 利用ごとの利益配分

意見:

BIOとPhRMAは、商業的及び非商業的利用のいずれについても、アクセスと利益配分のための相互に合意する条件を規定するという概念を支持する。ただし「利用ごとの」利益配分という概念は、相互に合意する条件によらない利用(自由な利用に供されている遺伝資源の利用、あるいは分類学研究目的の利用等、国内法の同様の規定を免除されている利用等)にも利益配分の義務を課していると解釈され得る。これはCBDの適用範囲外であり、国際的制度の対象に含まれるべきではない。とはいえ締約国は、提供者及び利用者がアクセスと利益配分の条件の交渉に当たって、あらゆる可能な利用法を考慮に入れるよう奨励することを望むかもしれない。

オペレーショナルテキスト案:

「締約国は、提供者及び利用者が相互に合意する条件について交渉するに当たって、当該遺伝資源に可能な利用法を考慮に入れるよう奨励することができる。」

13) 原産地が明らかでないか複数の国にまたがる場合の多国間での利益配分の方法

意見:

複数の国が同一の遺伝資源を保有する場合、当該各国は、ある一つの国、地域社会、原住民社会が提供した遺伝資源の試料の移転から生じる利益を、それ以外の国々との間で配分する取決めを結ぶことができる。そのような取決めは、提供者と利用者との間のABS協定とは別個のものでなければならず、取決めの当事者ではない遺伝資源の利用者の責任又は義務に、いかなる影響も与えてはならない。ABS協定の締約国ではない第三国による権利の主張を許すことは、利益配分のプロセスに多大な不確実性を与え、遺伝資源の移転の意欲をそぐことになる。先に述べたとおり、特定の管轄権内の生息域内状況において生育した特定の遺伝資源に対し複数の権利の主張が競合する場合、どの主張を優先するのが妥当であるかは国内法によって決定されるべきである。

オペレーショナルテキスト案:

「遺伝資源の原産国が複数ある場合、その中の1か国が遺伝資源を提供するに当たり、当該資源の原産国である締約国は他の原産国と、当事国間での利益配分のための相互に合意する条件を含む取決めを結ぶことができる。締約国間のそのような取決めは、いかなる締約国においても事前の情報に基づく同意の付与に新たな制限を課すものではない。またアクセスと利益配分に関する個別の協定において、相互に合意する条件が、関連する遺伝資源へのアクセスを規定するが、この条件により定められる提供者及び利用者の権利及び義務に締約国間の取決めは影響を与えない。」

15) 素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項の一覧の開発

意見:

素材移転契約の分野別モデル条項一覧についてのBIOとPhRMAの意見は、セクションIII.C.1.cに関する下記の項を参照されたい。

B. 遺伝資源へのアクセス

遺伝資源へのアクセスについての概評:

BIOと PhRMAは、CBDが想定するように、遺伝資源へのアクセスを、相互に合意する条件に基づく公正かつ衡平な利益配分に結びつけるという概念を支持する。ただし各国のABS制度等、アクセスの条件を規定する国内法は無差別的でなければならず、したがって国内外の研究者を同様の条件で扱うべきである。さらにアクセスの条件は透明で「促進的」でなければならず、負担の大きいものや懲罰的な性質を持つものであってはならない。

2) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との関連

意見:

このテーマは、同一の標題を持つセクションIII.A.1と統合させるべきである。

C. 遵守

遵守についての概評:

BIOと PhRMAは、公正かつ衡平な方法でCBDの目的が確実に実施されるようにするため、そしてそれにより相互に合意する条件に基づいたアクセスと利益配分を促進するため、効果的な遵守規定を国際的制度に組み込むことを支持する。その意味で、現在多くの国際商取引において効果的に使われている手段(裁判外紛争処理の仕組みや外国判決の執行に関する民法を含む国際私法の仕組み等)を含めた、契約に基づいたアプローチが、効果的な遵守を確保することができる。ただし外国判決の執行に関しては、CBD締約国は一般に他の管轄権から受ける判決の承認に消極的である点には留意しなければならない。

C(1) 遵守を促すための手段の開発

(b) 不正使用・誤用に対する国際的理解

意見:

「不正使用」あるいは「誤用」という概念の理解を進めることは、ABS作業部会メンバー間の話し合いに有用かもしれない。

だが想起しなければならないのは、「不正使用」及び「誤用」という用語はCBDでは使われていないという点である。これらの用語に対する共通理解には、遵守と国内ABS法との関連という考えが含まれるべきである。言い換えれば、CBDの規定に沿っているはずの国内ABS法に関する違反がないのであれば、「不正使用」もない。このように理解することで、提供国の期待するところが国内規則に明記されるとともに、潜在的な利用者にも明確に伝えることが確保されるだろう。またこれらの用語のさらなる理解には、それが使われる文脈の明確性が不可欠だと考える。

以上の点はオペレーショナルテキストの脚注に反映させることもできる。

オペレーショナルテキスト案:

「締約国は、遺伝資源へのアクセスが国内ABS規則に沿っていることを確保するための措置を取るべきである。¹

遺伝資源の「不正使用」という用語は、国内ABS規則に反する遺伝資源の提供あるいは利用を表すために使われることがある。」

(c) 素材移転契約(MTA)のモデル条項の分野別一覧

意見:

国際的制度におけるMTAに対する分野別アプローチは、一般的に適切である。なぜなら各産業界や非商業的機関における遺伝資源の利用法が極めて多岐に渡ることを考えると、広くすべてにあてはまるアプローチは役に立たないと考えられるためである。つまりモデル条項は遺伝資源の個々の利用に合わせて策定することができ、その結果有用性を高めることが可能である。

さらに、モデル条項の策定がABS交渉を導く上で有益となる場合があるかもしれない。ただし策定された場合には、そのいずれの条項も拘束力や強制力を有してはならない。なぜなら国際的制度は、素材移転のための相互に合意する条件にケースバイケースで到達するよう柔軟性を容認し、アクセスをいっそう容易にすべきだからである。またCBD第15条2項が定めるようにアクセスを「容易にする」ため、CBDの規定に沿ったアクセス原則に関して指針を提供することをBIOとPhRMAは支持する。例として、具体的な当局や窓口の特定等、透明性と明確性の確保のためのガイドラインがある。

また、アクセスと利益配分の取決めに関する検索可能な契約条項のWIPOデータベースをモデルとした別の方法(成果を挙げている各種協定から採ったサンプル条項のデータベース等)も考慮に値する。²

オペレーショナルテキスト案:

「締約国は、利用者及び提供者と協議の上、契約において使用され得るモデル条項の分野別一覧を開発し、相互に合意する条件の交渉において利用者及び提供者の検討に供するためにそれを公開することができる。」

「事務局は、アクセスと利益配分の取決めにおいて使用され得るモデル条項の中核的なデータベースを構築して公開し、それを維持管理して定期的に更新する。」

「締約国は、契約において使用され得る分野別モデル条項の一覧を、アクセスと利益配分の取決めにおいて使用され得るモデル条項の中核的なデータベースに加えるために、事務局に提出することができる。締約国及び利害関係者は、公開されているアクセスと利益配分の取決めにおいて使用されている規定を、アクセスと利益配分の取決めのための規定の中核的なデータベースに加えるために、事務局に提出することができる。」

¹ <http://www.wipo.int/tk/en/fatabases/contracts/index.html>

² <http://www.wipo.int/tk/en/databases/contracts/index.html>

「締約国は、成果を挙げているアクセスと利益配分の取決めの実例を含むがそれに限定されない諸要素に基づいたモデル条項一覧がある場合は定期的に見直し、適当な場合には更新することができる。」

(d) 重要な利用者集団のための行動規範、(e) 最も優れた行動規範の特定

意見:

産業界その他の遺伝資源利用者のための自主的な「行動規範」は有益かもしれない。そうした規範はいずれも、業界団体によって、あるいは産業界その他の関係者が加わった遺伝資源利用者を代表する非商業的機関のグループによって、自主的に策定されなければならない。当該グループ自身が、遵守をモニターしてもよい。バイオテクノロジーの分野における最新の例として、**BIO**の生物資源探査に関するガイドライン(**BIO Guidelines on Bioprospecting**)や、**IFPMA**(国際製薬団体連合会)の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の衡平な配分に関するガイドライン(**IFPMA Guidelines on Access to Genetic Resources and Equitable Sharing of Benefits Arising Out of their Utilization**)がある。反対に、義務的な「行動規範」は逆効果であり適切とはいえない。

オペレーショナルテキスト案:

「関係する遺伝資源利用者による、アクセスと利益配分に関する自主的行動規範の策定、見直し、更新は、遺伝資源の利用者及び提供者にとって有益となる可能性がある。」

2) 遵守をモニターするための手段の開発

(a) 情報交換のための仕組み

意見:

BIOと**PhRMA**は、**CBD**要件の遵守のモニターに関連する締約国間の情報交換のための仕組みを基本的に支持する。そのような仕組みは締約国間の協調を支援し、これにより交換される**CBD**規定の国内での実施に関する経験が増えるかもしれない。ただし、いかなる情報交換の仕組みも、国内法及び国際協定に基づいて機密情報を保護するものと理解されていなければならない。

オペレーショナルテキスト案:

新たな独立した文として、以下の文をセクション III.C.2.aに加えるべきである。

「情報交換を容易にするに当たり、締約国は、国際協定に沿った国内法に従って機密情報の完全な保護を確保するものとする。」

(b) 国内の権限ある当局が交付する国際的に認知された証明書

意見:

国際的に認知された証明書の制度設立の実現可能性に関しては、依然として懸案事項は多い(**UNEP/CBD/WG-ABS/5/7**の技術専門家グループ報告書(2007年2月20日)参照)。その意味で、証明書の実際の使用について徹底した議論が行われるまでは、国際的制度にそのような証明書に関

する規定を含めることは時期尚早である。さらにこういった証明書の導入を推進する場合でも、知的財産法や規制法等、他の法と結び付けるべきではない。

オペレーショナルテキスト案:

「締約国は、締約国会議が今後決定する方法で、国内の権限ある当局が発行する国際的に認知された証明書に関する提案、及びそれら提案と国際的制度との関連を引き続き検討する。」

(e) 開示の要件

意見:

BIOとPhRMAは、特許における新たな開示要件(遺伝資源の出所・原産地に関する要件等)に関して出された提案に改めて反対を表明する。そうした要件は(a) 目指す目的(CBD原則との整合等)を推し進める上で効果がなく、(b) 特許制度に不確実性を招き、これにより関連する技術の革新が妨げられ、そこから生じる可能性のある利益の配分が減少すると我々は考える。WIPOとWTOでのこの提案についての長時間にわたる詳細な議論においてはこの考え方が支持され、またかかる提案に関する合意は得られていない。さらなる議論が必要であるとすれば、知的財産問題に関する専門知識を持つWIPOにおいて行われるべきである。

これら開示要件の提案は、国際的制度に盛り込まれるべきではない。これに代わる最良のアプローチは、一定の遺伝資源の移転に関して起こり得る知的財産問題に対処できる条件を含む「相互に合意する条件」によって、アクセスと利益配分を促進することである。このアプローチは、知的財産権との関連とともに、以下のオペレーショナルテキスト案に反映されている。

オペレーショナルテキスト案:

現行のIII.C.2.e.1-3の各項は削除し、以下の規定案に置き換えるべきである:

「締約国は、第16条5項が述べるように特許権その他の知的財産権がCBDの実施に影響を及ぼす可能性があることを認識し、提供者及び利用者が、適当な場合には、知的財産に関連する契約条項を相互に合意する条件に盛り込むよう奨励することができる。」

3) 遵守の執行のための手段の開発

執行システムは、いかなるものであれ既存のシステムを基に構築されるべきである。国内アクセス法違反に関わるケースでは、適切で効果的でバランスの取れた措置(民事的及び刑事的措置等)が検討されるべきである。だが、CBD自体に基づいて国際レベルで設ける領土外での「執行」の仕組み(CDB国際裁判所等)は実行不可能であり、除かれるべきである。

ABS協定の執行の場合は、国際商取引に関わる契約を執行するために現在世界中で使われている国際私法が、紛争解決について多くの仕組みの提供できるかもしれない。例として、カナダ代表団がABS作業部会第6回会合に提出した文書(UNEP/CBD/WG-ABS/6/INF/3/Add. 2(2008年1月15日))を参照されたい。裁判外紛争処理の仕組みと、外国判決の執行(国際礼讓の原則に基づくもの、

あるいは外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約のような既存の協定に基づくもの等)について、さらなる検討が必要である。

相互に合意する条件について既存の仕組みを自主的に利用するという考え方は、格好の議論の出発点となり得る。

オペレーショナルテキスト案:

「締約国は、自国の管轄下にある遺伝資源の提供者及び利用者が、相互に合意する条件の履行促進のために、紛争解決その他の執行の問題に関連する規定を、当該遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する相互に合意する条件に盛り込むよう奨励することができる。」

第7回会合において協議されず、第8回会合において取り上げられる予定の要素

注:これらの要素はCOP決定IX/12のセクション番号を参照している。

III.D 遺伝資源に関連する伝統的知識

遺伝資源に関連する伝統的知識についての概評:

BIOとPhRMAは、CBD第8条(j)項が述べる目標、特に「自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」を支持する。我々が注目するのは、この条項が、伝統的知識の扱いに関する他組織の議論と比較して、幅が狭くもあれば、広くもあるという点である。扱う対象が、遺伝資源の保全や持続可能な利用の促進に有用な、当該遺伝資源に関連する知識、工夫及び慣行に限られているという意味では狭いが、その一方で、そのような知識、工夫及び慣行の一層の利用を積極的に支持しているという意味では幅広い。

この分野における国際的制度の適用範囲は、第8条(j)項が規定する狭い対象に限られるべきであり、同条項の対象の一層の利用を奨励するという形で策定されるべきであると、BIOとPhRMAは強く信じるものである。本稿において「伝統的知識」という用語は、特に断りのない限り第8条(j)において使用されているのと同義である。

国際的制度は、伝統的知識一般を保護しようとするべきではない。我々が注目しているのは、過去10年間にわたる、WIPOの知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会(IGC)による伝統的知識に関するガイドラインの策定作業である。これには伝統的知識の定義、保護の受益

者の特定、容認しがたい慣行の詳細等が盛り込まれている³。また、相当な時間をかけて相当な努力が為されたにもかかわらず、IGCはこれらの問題に関して合意に至っていない点も注目される。したがって、ABS作業部会が伝統的知識保護に関する最終的な規定を協議するのは時期尚早であり、IGCの取組みの成果が得られた時にその結論を土台とするほうが適当であると、我々は考える。これは、国際的制度が第8条(j)項の実現のための何らかの規定を含んでいてはならないという意味ではない。以下に有用な規定を提案する。

1) 伝統的知識の保有者との間での、CBD第8条(j)項に基づいた伝統的知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保するための措置

意見:

BIOとPhRMAは、伝統的知識の保有者との間での公正かつ衡平な利益配分の確保のための措置に関するさらなる検討を支持する。ただし、いずれの措置も伝統的知識へのアクセスとそこから生ずる利益の配分に関する法的確実性を確保できるよう、明確かつ透明なものでなければならない。

CBDとボン・ガイドラインは、アクセスと衡平な利益配分は相互に合意する条件に従って行われるという基本原則に基づいている。この原則は、関連する伝統的知識に適用できると思われる。

さらに、伝統的知識に関連するいずれの規定も、すでに公有に属するものになった、あるいはなる可能性のある情報(つまり関連する原住民社会や地域社会の外部の者が制限なく、利用のために入手する、知る、又は利用することができるようになった情報)を、規制し、あるいは知識の提供国内にとどめようとしてはならない。これによってCBDの文脈を超えて重大な問題が派生するおそれがあり、多大な不確実性が生ずる可能性がある。

オペレーショナルテキスト案:

「締約国は、第8条(j)項に規定する知識、工夫及び慣行へのアクセスのための事前の情報に基づく合意は、CBDに従って提供者及び利用者との相互に合意する条件に基づいて取得されるよう要求することができる。」

「国際的制度は、第8条(j)項に規定する知識、工夫及び慣行のうち、当該締約国にとって公有に属するものとなっているものに適用してはならない。」

2) 伝統的知識へのアクセスが共同社会の慣行に従って行われることを確保するための措置

意見:

法令に従って潜在的利用者にアクセスを許可する機能を持つ国内の窓口機関は、国内制度の不可欠な要素である。国内ABS制度では手続きを規定するが、これは、締約国が適切とみなす共同社会の慣行に沿った契約条件の下でのみアクセスが認められることを確保するために必要だと締約国が

³ 附属書Iに記載の、知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会の改訂草案:事務局作成文書(WIPO/GRTKF/IC/10/7 Prov. 2、2007年4月25日付)

判断した手続きとする。関連する伝統的知識へのアクセスを認める者としてふさわしい共同社会の個人や当局との協議を、国内の窓口機関に対して要求する手続きを整備することは適切だと、締約国が考える場合もあろう。

このように、国内ABS制度は、利用者にとっての法的確実性を保ちつつ、共同社会の慣行に対して実効ある遵守の規定を設けるべきである。

5) 素材移転契約のモデル条項策定への伝統的知識の組入れ

意見:

素材移転契約の分野別モデル条項一覧についてのBIOとPhRMAの意見は、セクションIII.C.1.cに関するものである。素材移転契約は一般に遺伝資源に適しているものだが、関連する伝統的知識を利用する事例の取扱いに対応できるようにすることができ、かかる知識へのアクセスと利用に関する相互に合意する条件を表すことが可能だと思われる。前述の通り、このセクションは、遺伝資源と関連する伝統的知識の双方を扱う素材移転契約のモデル条項を取り上げている部分の意見と整理統合される必要がある。

6) 共同社会の慣行に従ってアクセスを許可する個人又は当局の特定

意見:

各国政府は、アクセスが関連する共同社会の慣行に従っている場合にのみアクセスを許可する個人又は当局(国内の窓口機関その他の国内の権限ある当局等)を特定することができる。これにより窓口機関、あるいは伝統的知識の潜在的利用者と連絡を取り合うその他の国内当局が、その管轄下に居住する原住民社会と地域社会から事前の情報に基づく同意を得る仕組みを国内ABS制度に確実に構築されていることになる。

利用者が、関連する管轄下での提供国と伝統的知識保有者との間の紛争に巻き込まれることは避けなければならない。利用者は国内法に従った時点で、アクセス取得に必要な相互に合意する条件から生ずる要求に対してのみ義務を負うことになる。国内の法と手続きによって、関連する原住民集団や地域社会が適切な方法で同意を与えるという規定を確保することは、当該提供国の責任でなければならない。その他の問題に対する懸念、例えば適切な共同社会と協議を行っているか等は、国内のシステムによって解決されるべきであり、利用者に対するいかなる訴訟にも結びついてはならない。遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスと利益配分は国内法に従わなければならないため、たとえ他国の管轄下の共同社会が類似の伝統的知識を保有していたとしても、事前の情報に基づく同意は、アクセスを許可する締約国のみに求められるものとする。誠実な関係者には、第三者が後になって権利を主張し正当な利益配分協定を妨げることによる影響が及ばないようにしなければならない。

7) 伝統的知識の保有者の承認を得たアクセス

意見:

CBDとボン・ガイドラインは、アクセスと衡平な利益配分は、国内法に従う場合、相互に合意する条件

に基づくという基本原則を基点としている。これらの条件はアクセスの時点で合意に至っており、事前の情報に基づく同意も組み込んでいる。それゆえBIOとPhRMAの会員一同は、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から生ずる利益への適切なアクセスと衡平な配分の確保に関する、契約に基づいたアプローチを一貫して支持する。

国内の手続きが実施される際、伝統的知識の保有者の承認を、国内レベルで策定された「事前の情報に基づく同意」の要件の一部とすることができる。

8) 不正な手段又は強制による伝統的知識へのアクセスの禁止

意見:

伝統的知識の保有者の同意のない、当該伝統的知識への不正な手段あるいは強制によるアクセスは、相互に合意する条件に基づいた、事前の情報に基づく同意という概念に沿うものではない。この懸念に対処する適切な法的権限が、国内レベルで確立されるべきである。例えば多くの国が、強制されて結ばれた契約は無効にすることができると規定している。ただし、利用者が誠実に行動する場合、国内の制度が共同社会の慣行に反するアクセスを許可したという不服は、ABS制度に関わる国内問題であるとみなされるべきであり、利用者及び当該利用者が合意した条件に影響を与えるべきではない。

III.E. 能力構築

能力構築に関する概評:

BIOとPhRMAは、締約国がCBDの義務及び将来策定される国際的制度を実施する能力を開発するための措置を、概ね支持する。この措置には、決定IX/12附属書セクションIII.E.1記載の、以下の行動が含まれる。(a)国内法の策定、(b)契約交渉等の交渉への参加、(c)情報通信技術、(d)評価方法の開発、(e)生物探査、関連する調査、分類学研究、(f)遵守のモニタリング及び執行、(g)持続可能な開発のためのアクセスと利益配分の利用

能力構築に関するこれらの取組みは、CBDの規定に従った、提供者と利用者の間での相互に合意する条件の策定に基づき、アクセスと利益配分のシステムの実施に沿ったものでなければならない。また取組みは、適当な政府間機関やその他の自主的な支援により調整された活動で実行されるべきである。利害関係者はそうした活動に資源を提供する強制的な義務を負うべきではなく、参加はケースバイケースで自主的に行われるべきである。

3) 技術移転及び協力のための措置

意見:

BIOとPhRMAの意見と提案は、セクションIII.A.4に関する技術へのアクセスと移転の議論の中で述べる。

5) 素材移転契約に含まれ得るモデル条項一覧の開発

素材移転契約のモデル条項の一覧の開発についてのオペレーショナルテキストに対するBIOとPhRMAの意見と提案は、セクションIII.C.1.cに関連して述べられている。

IV. 性格

性格に関する概評:

BIOとPhRMAは、現時点で「拘束力のある」国際的制度に賛成するのは時期尚早であるという見解を支持する。その根拠は以下を含む複数の要因である。(i)多くの国では、国内ABS制度が実施されて日が浅いか、未実施の状態である(ii)経験を積むまでは、CBDの下で最大の柔軟性が与えられるべきであると同時に、ベストプラクティスと規範の記録を続けて、協定の実施可能性を高めなければならない(iii)拘束力のある制度を取り決める前に、既存の仕組み(ABS協定、裁判外紛争処理の仕組み等)の有効性のさらなる検討がなされるべきである。

ただし、国際的制度の内容の策定が進展した後に、国際的制度の性格に再検討を加える必要があるかもしれないという認識は我々にもある。このことを踏まえ、現時点でABS作業部会はいかなる結果も除外すべきではない。したがって我々は、現時点では、国際的制度は以下のいずれかで構成されるものとする、決定IX/12附属書のオプションのリストのうちオプション2を保持することを提案する:

1. 単一の法的拘束力を持つ文書
2. 法的拘束力を持つ文書と持たない文書の組合せ
3. 拘束力を持たない文書

このオプションであれば、交渉の結果に対する先入観を持たずに、あらゆるシナリオが保持される。実質的な規定がさらにしっかりと策定されれば、情報を十分に得た上で国際的制度の性格に関する議論が可能となる。

(7) アクセスと利益配分に関する国際的制度和遺伝資源の利用について規律する他の国際文書・国際的協議機関との関係に関する研究：

「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約と 国連食糧農業機関の食料・農業遺伝資源委員会」*

1. はじめに

1.1. 本研究は、CBD 締約国会議第 9 回会合決定 IX/12 第 13(c) 項における事務局長への要請に関連して、CBD の下での国際的制度が、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約(以下、「ITPGR」)や国連食糧農業機関の食料・農業遺伝資源委員会(以下、「FAO 委員会」)の活動とどのようにして相互補完し合い、また共存し得るかを検討するために委託されたものである。本研究では、これらの条約や機関と、現在策定中のアクセスと利益配分に関する国際的制度(以下、「ABS の国際的制度」)との関係について検討し、両者が今後共存し、協調していくために取り得る方法を明らかにする。

2. ABS の国際的制度和 ITPGR 及び FAO 委員会の概要

2.1. 2007 年 10 月に行われたアクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第 5 回会合のために作成された「アクセスと利益配分に関する国際レベルでの最近の動向の概要」¹(以下、「概要」と題する文書の中に、ITPGR と FAO 委員会の概要が示されている。本稿は、上述の文書と併せて読むことが望ましい。

2.2. 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の概要

2.2.1. 概要の提出を受けて、ITPGR の下でさらなる展開がみられた。具体的には、2007 年 10 月 29 日から 11 月 2 日にかけて理事会の第 2 回会合が開かれ、多国間システム(MLS)の運営に関する決定が多数採択された。

2.2.2. この会合において理事会は、附属書 I への言及によって、国際農業研究センター(以下、「IARC」)が附属書 I に記載の材料と非記載の材料の両方に標準材料移転契約(以下、「sMTA」)を利用するのを妨げてはならないという趣旨で、sMTA に注釈を加えることに合意した²。これによって、IARC は、ITPGR 第 15 条 1(a) 項及び(b) 項に基づいて行われるすべての取引に sMTA を利用できるようになる。

* UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/3/Part.1 作成者：ジェーン・ブルマー (IUCN 環境法センター)、2009 年 2 月
(<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/information/abswg-07-inf-03-part1-en.pdf>) (2009 年 9 月 25 日アクセス)

¹ UNEP/CBD/WG-ABS/5/4/Add.1

² ITPGR 理事会第 2 回会合報告書、第 68 項。

2.2.3. また、アフリカ国際ココナツ遺伝子バンク(International Coconut Gene Bank for Africa)、南太平洋国際ココナツ遺伝子バンク(International Coconut Gene Bank for the South Pacific)、FAO と国際原子力機関共同の変異生殖細胞保存機関(Mutant Germplasm Repository)などの機関も、保有するコレクション(附属書 I に記載の種と非記載の種の両方)を MLS に含めている。これにより、MLS の適用範囲は大幅に拡大し、ITPGR と国際的制度の関係を検討する上で重視すべき事項となっている。さらに、多くの ITPGR 締約国は附属書 I 非記載の作物に sMTA を利用するかどうかを検討中である。例えば、すでにオランダとドイツは、国立のジーンバンクが保有する附属書 I 非記載作物の移転に sMTA を適用している。

2.2.4. 現在、MLS は日常的に運用されるシステムになっており、毎日何百という遺伝資源が sMTA を用いて移転されている。ITPGR の事務局は、この大量の移転と関連する活動に対応して、主要な関係者と共同で MLS の実施を支援する IT システムを整備している。

2.2.5. さらに、ITPGR の締約国数は 2008 年 12 月 31 日現在で 119 ヶ国に増加している。

2.3. FAO 委員会の概要

2.3.1. 概要には、2007 年に行われた FAO 委員会の第 11 回定例会合で多年度作業計画が採択されたことが記されている。FAO 委員会の多年度作業計画は、食料及び農業に役立つ生物多様性のすべての構成要素を対象とするもので、「FAO は、引き続き、包括的かつ学際的に、食料農業遺伝資源に関するアクセスと利益配分に重点的に取り組む・・・FAO は、この分野の作業は多年度作業計画の中でも早期に行うべき課題であると判断した」と勧告している。これを受けて、FAO 委員会は、2009 年第 3 四半期に予定されている第 12 回会合において、遺伝資源の ABS に関する政策や措置を検討する予定である。第 12 回会合での詳細な議題や ABS に関する今後の作業については現在検討中である。

3. ABS の国際的制度と特定した諸制度の関係についての分析

3.1. CBD はかねてから、農業生物多様性が持つ特殊な性格と、FAO と CBD の間で密接な協力が必要であることを認めてきた。生物多様性条約の合意テキストの採択に関するナイロビ会議の決議 3 において、各国は、CBD と、食料と持続可能な農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する世界的なシステムの間相互補完性と協調を生み出す道を見いだすよう強く求められた。

3.2. さらに、CBD の決定 II/15 及び V/5 は、農業生物多様性には特殊な性格や固有の特徴、他とは異なる解決策を要する問題があることを認めた。特に、決定 V/5 の別紙には農業生物多様性に固有の特徴がいくつか示されており、そのうち ABS に関係するものを以下に挙げる。

(a) 農業生物多様性は、食料及び生活の安全保障に対する人間の基本的ニーズを満足させる上で

不可欠である。

(b) 農業生物多様性は農民によって管理され、農業生物多様性の構成要素の多くは人間が与える影響を大きく受け、原住民の知識や文化は農業生物多様性の管理に不可欠な一部である。

(c) 食料農業遺伝資源に関しては、国家間に大きな相互依存関係がある³。

食料安全保障や生活向上にとっての農業生物多様性の重要性は、気候変動など世界規模の課題や脅威の増大に直面している今日の世界においては特に意味がある。

3.3. ITPGR と ABS の国際的制度

ITPGR と CBD の関係

3.3.1. ITPGR は、2001 年の FAO 総会の決議で承認された。同条約は FAO 憲章第 14 条の下で締結された。この規定に基づいて採択された国際協定はそれ自体で国際協定であるが、FAO との関係が憲章で定められている⁴。

3.3.2. ITPGR は、食料農業植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ (International Undertaking on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture) を CBD と調和させるために見直した結果生まれたものである。そのため ITPGR の第 1 条は、この条約の目的⁵は、条約を FAO 及び生物多様性条約 (CBD) に密接に連係させることにより達成されると認識している。

3.3.3. ITPGR の前文は、ITPGR と他の国際協定の関係の性質が相互に補完的であることを認めている⁶。さらに、CBD と ITPGR の密接な連係が ITPGR 第 19 条に記されており、緊密な協力が定められている。これに関連して、ITPGR 理事会の役割は次のように規定されている⁷。

- 本条約が対象とする事項に関して、他の関連国際機関及び他の条約機関 (特に生物多様性条約締約国会議を含む) と協力関係を確立及び維持すること。
- 生物多様性条約締約国会議、並びに他の関連国際機関及び他の条約機関の関係する決定に留意すること。
- 適宜、本条約の実施に関する事項について、生物多様性条約締約国会議並びに他の関連国際機関及び他の条約機関に通告すること。

³ CBD 決定 V/5 別紙第 2(a)～(c) 項。

⁴ Moore and Tymowski: "Explanatory Guide to the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture", IUCN Environmental Policy and Law Paper No. 57, 2005 を参照のこと。

⁵ 第 1 条 1 項を参照のこと。本条約の目的は、持続可能な農業及び食料安全保障のための、生物多様性条約と調和した、食料農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分である。

⁶ 本条約と本条約に関する他の国際協定が、持続可能な農業及び食料安全保障を考慮すると、相互に協力的でなければならないことを確認し、本条約は、他の国際協定の下での各締約国の権利又は義務を何ら変更するものではないと解釈されなければならないことを確認し、上記の記述は、本条約と他の国際協定の間に階層関係を作ること意図したものではないことを理解し、

⁷ ITPGR 第 19 条 (g)、(l) 及び (m) 項を参照のこと。

CBD との関連では、同条約第 22 条において、この条約の規定は、現行の協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないが、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合はこの限りでない、と規定されている。さらに、締約国会議は、今後、ITPGRFA が CBD と調和して重要な役割を持つことを認識している⁸。同様のことを、FAO 総会もこの 2 つの条約と事務局の協力への呼びかけにおいて認識している⁹。そのため、この 2 つの条約が密接に協力し、実効性ある取り決めをすることが、組織上も政治的にも求められることは明らかであり、ITPGR と国際的制度的関係について検討する際にはこのことに留意する必要がある。

3.3.4. ABS の国際的制度はまだ策定の途上にあるため、重複や欠けている部分を正確に特定することは難しい。しかし、CBD 及び CBD 決定 IX/12 附属書 I の規定の現状を基に以下のように分析した。

CBD と ITPGR の適用範囲

3.3.5. 遺伝資源の ABS に関する措置を定めた国際協定として現在、国際社会に存在するのは CBD と ITPGR だけである。そのため、この 2 つの条約の関係は効果的な ABS の国際的制度を策定する上で最も重要である。現在、ITPGR の締約国はいずれも CBD の締約国であるが、CBD のすべての締約国が ITPGR の締約国とはなっていない。ただし、状況は流動的であり、変化する可能性もあることを認識すべきである。例えば、米国は ITPGR の締約国にはなるが、その一方で、CBD の締約国にはならない選択をする可能性がある。さらに、ABS の国際的制度が法的拘束力を有する文書になるとすれば、より複雑な状況が新たに生じ、3 つすべてではなく一部の締約国になる国も出てくると思われる。このように法的義務が各国間で一様でないと、将来 ABS 制度を運営する上で特有の問題が生じる可能性がある。

3.3.6. CBD 第 15 条が対象とするのは「遺伝資源」である。この条は、各国に自国の天然資源に対する主権的権利と遺伝資源へのアクセスについて決定する権限を認めている。CBD の締約国は、上述の主権的権利の行使として、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分について定める第 15 条の規定に合意した。

3.3.7. CBD 第 2 条は、「遺伝資源」とは現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材であると定義している。「遺伝素材」の定義と併せて読むと、第 15 条 1 項は、一見したところすべての遺伝資源を対象とする幅広い適用範囲を持つように見える。

3.3.8. ABS の国際的制度的正確な適用範囲についてはまだ意見がまとまっておらず¹⁰、この規定は ABS に関する作業部会の第 7 回会合においてさらに検討される予定である。

⁸ CBD 決定 VI/6 を参照のこと。

⁹ FAO 総会決議 3/2001

¹⁰ CBD 決定 IX/12 附属書 I の適用範囲のセクション II を参照のこと。

3.3.9. ITPGR の適用範囲は、食料農業植物遺伝資源全般に及ぶ¹¹。ただし、これらの資源のうち ITPGR の附属書 I に記載された資源を取り扱うために ITPGR の中にアクセスと利益配分に関する多国間システム(MLS)が設けられた。附属書 I のリストには 35 の食用作物と 29 の飼料作物が記載されている。また、ITPGR には IARC が保有する遺伝資源(附属書 I に記載の資源と非記載の資源を含む)について特別の規定がある¹²。国際農業研究協議グループ(CGIAR)の各 IARC はいずれも ITPGR 理事会と協定を結び、第 15 条 1(b)項にいう資源が附属書 I に記載の遺伝資源と同じ条件で利用できるように、それらの資源を ITPGR の範囲に含めている。

3.3.10. ITPGR と ABS の国際的制度的関係がどのようなものになるかを理解するためには、ITPGR の様々な要素を、特に次に当てはまる法的及び政策的な検討事項として個別に検討する必要がある。

- a) 附属書 I に記載の作物と非記載の作物に対する締約国の義務
- b) IARC が持つ特殊な状況
- c) 附属書 I の対象が拡大する可能性

a) ITPGR の締約国

3.3.11. MLS が対象とするのは、附属書 I に記載され、締約国が管理及び監督し、かつ知的所有権が消滅しているすべての食料農業植物遺伝資源である¹³。

3.3.12. これらの資源について、各締約国は、食料及び農業のための研究、育種及び研修における利用並びに保全の目的で、MLS の下での円滑なアクセスに同意した¹⁴。この円滑なアクセスは、sMTA に基づいて行われるものとし¹⁵、sMTA には第 12 条 4 項に定める一定の条件が規定される。MLS の下で行われるこれら資源の利用から生じる利益はすべて、第 13 条 2 項に定める各種の機構を通じて公正かつ衡平に配分されるものとする。つまり、円滑なアクセスが求められるのは、一定の厳密に定義された状況である。そうした限定された状況以外でアクセスがどのように認められるべきかについては、ITPGR は言及していない。そうした場合には、各締約国は自国の判断で(当該国が CBD の締約国である場合には、当然、CBD 第 15 条に従って)遺伝資源へのアクセスを提供する権利を有するものと考えられる。締約国は、第 12 条 3 項及び 4 項における円滑なアクセスの条件に基づいて、あるいは別の MTA に基づいて遺伝資源を提供することを望むかもしれない。

3.3.13. このように、この詳細に規定された一群の遺伝資源について、また定められた一定の目的について、ITPGR の締約国は、その主権の行使において、アクセスを円滑にし、利用から生じる利益を

¹¹ ITPGR 第 3 条。

¹² ITPGR 第 15 条 1 項。

¹³ ITPGR 第 11 条 2 項。

¹⁴ ITPGR 第 12 条。

¹⁵ ITPGR 理事会の第 1 回会合で採択されたもの。決議 2/2006 を参照のこと。

配分するための法的拘束力を有する機構に同意している¹⁶。つまりこれは、実質的に、CBD 第 15 条の特別な適用である。

3.3.14. 附属書 I に記載されておらず、第 12 条に基づく円滑なアクセスも認められない遺伝資源については、ITPGR の一般規定が適用される。これらの規定の性質はかなり一般的であり、主に保全と持続可能な利用を目的としたものである。しかし、遺伝資源の提供国である締約国の中には、附属書 I に記載されていない資源についても sMTA を利用することを選ぶ国もあるかもしれない。先に述べたように、すでに一部の締約国は附属書 I 非記載の作物に sMTA を適用する決定を下している。さらに、メンバーに同様のことを奨励している機関もある¹⁷。つまり、実際の実施という点では、ITPGR の適用範囲は附属書 I に記載の作物以外にも及んでいるとみられる。また、第 24 条に従い、附属書 I は拡張され、記載される遺伝資源が追加される可能性もある(3.3.18 を参照のこと)。

3.3.15. ITPGR の締約国は、締約国の管轄下にある自然人及び法人が附属書 I に記載の資源を MLS に含めるように奨励するための適切な措置を講じることを求められている¹⁸。ただし、現在のところ、そうした自然人や法人が自らの保有する遺伝資源を MLS に含める法的な義務はない。しかし、理事会は前記の自然人及び法人が保有する資源を MLS に含めることについて進捗状況を評価し、所有する遺伝資源を MLS に含めていない自然人や法人に引き続き円滑なアクセスを提供するかどうかを決定することになっている¹⁹。

b) IARC に関する特別な規定

3.3.16. 附属書 I に記載され、IARC が保有する植物遺伝資源は、MLS に関する規定の対象となる²⁰。しかし、附属書 I に記載された植物遺伝資源以外で、ITPGR の発効以前に収集されたものについては、ITPGR の発効以前に利用された MTA を修正したものに基づいて利用できるとされている²¹。しかし、ITPGR は、附属書 I に記載された以外の材料で、ITPGR の発効後に IARC が受領し、保管しているものについては、IARC と当該資源の原産国又は当該資源を CBD 又はその他の適用可能な法令に従い取得した国の間の相互に合意する条件に従ってアクセスできるとしている²²。2.1 で述べたように、理事会第 2 回会合での大きな進展は、締約国が sMTA に注釈を含めることに合意したことで、実質的にこれによって IARC は、ITPGR の発効前に取得した附属書 I に記載の作物と非記載の作物の両方、すなわち第 15 条 1(a) 項及び(b) 項のみにいうところの遺伝資源に sMTA を用いることができるようになった。これは、生殖細胞の配布の手続きを簡素化し、ひいてはコストを削減するため

¹⁶ ITPGR 第 10 条 1 項を参照のこと。

¹⁷ 例えば、欧州委員会の植物遺伝資源運営委員会など。

¹⁸ ITPGR 第 11 条 3 項を参照のこと。

¹⁹ ITPGR 第 11 条 4 項を参照のこと。

²⁰ ITPGR 第 11 条 5 項及び第 15 条 1(a) 項。

²¹ ITPGR 第 15 条 1(b) 項。

²² ITPGR 第 15 条 3 項。

に、ただ一つの法律文書を用いるという各 IARC の一致した選択であった²³。理事会は、このほかの国際機関とも MLS に参加する合意を結ぼうとするかもしれない²⁴。第 15 条に基づいて締結された合意のリストは、ITPGR のウェブサイトで見ることができる²⁵。

3.3.17. IARC には附属書 I に記載の資源に sMTA を用いる法的義務があるが²⁶、附属書 I 記載以外の資源にも sMTA を用いることができるという合意がなされている。実際に、各 IARC は、保有する多くの遺伝資源に sMTA を用いており、これによって多数の取引が行われている。このことは、sMTA の利用を大幅に増加させている。

c) MLS 及び附属書 I の適用範囲の拡大の可能性

3.3.18. 最後の検討事項は、ITPGR が附属書 I の改訂を見込んでいることである²⁷。そうした改訂には締約国のコンセンサスが必要となる²⁸。これによって附属書 I に作物や飼料が追加される可能性があり、それらが MLS に含まれることにもなる。現在のところ、附属書 I の改訂について実質的な議論は行われていない。

法的、政策的な分析と課題

3.3.19. ITPGR は CBD を受けての協定であり、一種の特別法であるといつてよいだろう。ITPGR の実施は CBD と調和して、かつ相互補完的に行うべきであり、その目的は両条約が相互に密接に連携してはじめて達成できることが認識されている。

3.3.20. CBD 単独では、ITPGR を修正することも、ITPGR に基づく法的義務の変更につながるような法的拘束力を持たない決定を行うこともできない。その逆も同様である。CBD の最高意思決定機関が締約国会議であるように、理事会は ITPGR の最高意思決定機関である。

3.3.21. 同じ問題に関連する継承する条約の適用に関するウィーン条約第 30 条に基づき、CBD の締約国が ITPGR の締約国となっている現状では、ITPGR の法的な関係は、ITPGR の適用範囲で各締約国に及ぶことになる。実際には、ITPGR の締約国は、ITPGR の具体的な規定、特に MLS の運営に関する規定を実施するための法的余地が求められる。このことは、ABS の国際的制度が法的拘束力を持たない文書になった場合にも当てはまる。

3.3.22 しかし、ABS の国際的制度が法的拘束力を有するものになる場合には、相互補完性を確保するために ITPGR の法制度をどのように取り扱うかについて検討する必要がある。ITPGR と ABS の国際的制度の関係についての規定は何もないことから、法的不確実性が生じる可能性がある。とはい

²³ ITPGR 理事会第 2 回会合報告書、第 67 項。

²⁴ ITPGR 第 15 条 5 項及び第 11 条 5 項。

²⁵ http://www.planttreaty.org/art15_en.htm

²⁶ ITPGR 第 15 条 1 項。

²⁷ ITPGR 第 19 条 3(i) 項及び第 24 条。

²⁸ ITPGR 第 23 条及び第 24 条を参照のこと。

え、専門の文書としての ITPGR に特定の状況を認める国際的制度を入念に作り上げることは可能である。この可能性については、他の事項とともに以下でさらに検討する。

3.3.23. 検討すべき政治的、実地的な観点もある。締約国は、自国の法律や行政の枠組みの中で ITPGR、特に MLS を実施している過程にある。これは複雑なプロセスで、多くの時間と資源を必要とする。また、先に詳述したように、MLS の現実の実施は、IARC や締約国、その他の機関が sMTA の利用を附属書 I に非記載の遺伝資源に拡大するのに伴い、附属書 I の範囲を超えて広がっていくと思われる。このように現実に sMTA の利用が広がっていることは、法的な境界と、ITPGR が現場で実施されることが実際に増えていることの両面を検討する必要があるという点で、ABS の国際的制度にとっての課題にもなっている。

3.3.24. ITPGR と国際的制度の関係についての最後のポイントの一つは、農民の権利に関する ITPGR 第 9 条と CBD 第 8 条(j) 項が干渉する可能性である。第 9 条は、「世界のあらゆる地域における、地域社会及び原住民の社会並びに農民(特に起源及び作物多様性の中心地の農民)が世界中の食料及び農業生産の基礎を構成する植物遺伝資源の保全及び開発に対してこれまで果たしてきた、また、今後も果たすであろう多大な貢献」を認めている。締約国は、農民の権利が食料農業植物遺伝資源に関係することから、その実現の責務が各国政府にあることを認めており、各締約国は、農民の権利を保護及び促進するために措置を講じなければならない。そうした措置として以下のものがある。

- 食料農業植物遺伝資源に関連する伝統的知識の保護
- 食料農業植物遺伝資源の利用から生じる利益の配分に衡平に参加する権利
- 食料農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関連する事項について国家レベルの意思決定に参加する権利

CBD 第 8 条(j) 項、及び決定 IX/12 の附属書(特に遺伝資源に関連する伝統的知識に関するセクション D) への読み替えが明らかにあり、ABS の国際的制度の交渉の過程でさらに検討が必要になる。

3.4. FAO 委員会と ABS の国際的制度

FAO 委員会と CBD の関係

3.4.1. FAO 委員会は、FAO 憲章第 6 条 1 項及びその基本法規に基づいて設置された、事務局長直轄の機関である。委員会の採択した勧告に対し、事務局長は理事会を通じて FAO 総会の注意を喚起する。こうした勧告は政策的意味合いを持ち、あるいは FAO の財政計画に影響を及ぼすものである。この委員会は、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約に関する交渉を行い、また、生殖細胞の収集及び移転に関する行動規範(Code of Conduct for Germplasm Collecting and Transfer)などの行動規範のほか、食料農業遺伝資源の分野における法的拘束力を有さない政策手段を策定してきた。

3.4.2. 1983年にFAO総会は、食料農業植物遺伝資源に関する国際的申し合わせの採択を受けたFAOの対応の一つとして、植物遺伝資源委員会を設置した。この委員会は、多くの法的拘束力を持たない文書を策定しており、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の交渉を行い、ITPGRの暫定委員会の役割を果たしてきたが、現在は、ABSや食料及び農業に関連のある遺伝資源に係る法的拘束力を有する文書の交渉には関与していない。しかし、この委員会の委任事項として、「食料及び農業に関連する遺伝資源の分野（遺伝資源の保全及び持続可能な利用、並びに遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を含む）におけるFAOの政策、計画及び活動に関するあらゆる事項について常時検討すること、及び、前述の事項について事務局長及び理事会、並びに適当な場合には、技術委員会（特に農業、林業及び水産の各委員会を含む）に助言を行うこと」がある。さらに、委員会は、FAO基本法規に従って、交渉のために政府間フォーラムを準備し、FAO理事会の要請に応じて、法的拘束力を有する協定を含む国際協定の動向を監視する。

CBDとFAO委員会の適用範囲

3.4.3. FAO委員会の1983年における任務²⁹は、1995年には「食料及び農業に関連のある生物多様性のすべての構成要素」を対象とするまでに大幅に拡大した³⁰。この適用範囲の拡大は、動物遺伝資源を手始めに段階的に行われることになっていた。3.3.6で述べたように、第15条の適用範囲は著しく広がっている。

法的、政策的な分析と課題

3.4.4. FAO委員会の活動は、食料及び農業に用いられる遺伝資源のすべての構成要素に及ぶ。すなわち、植物、動物、森林、水生、微生物及び無脊椎動物の各遺伝資源が含まれる。この委員会がABS制度にもたらし得る貢献については、委員会の第10回会合において認識されたが、そこでは、CBDからの要請を受けて、FAO及びFAO委員会は、食料及び農業に役立つ生物多様性のすべての構成要素について、農業分野に特有のニーズを支援する方向に進むために、ABSに関する活動にいつそう貢献することが勧告された³¹。

3.4.5. FAO委員会は第11回会合において、分野横断的な国際政策問題と遺伝資源について検討し、食料及び農業に用いられる生物多様性のすべての構成要素に関連して、アクセスと利益配分について検討することの重要性に関して合意した³²。委員会は、多年度作業計画における早期の作業の一つとしてABSに関する活動を含めることを決定し、この問題は、2009年第3四半期に開催が予定されている第12回会合において分野横断的な事項の一つとして検討されることになっている。

²⁹ 第22回FAO総会における決議9/83。

³⁰ 第28回FAO総会における決議3/95。

³¹ FAO委員会第10回定例会合報告書の第76項を参照のこと。

³² FAO委員会第11回会合報告書(CGRFA-11/07/Report)の第71項を参照のこと。

3.4.6. また、ABS の問題は、食料及び農業に用いられる動物遺伝資源に関するインターラーケン会議で取り上げられた。インターラーケン宣言は、国際義務及び国内法に従って、これら資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進することを各国に約束させている。さらに、動物遺伝資源に関する世界行動計画は、その主な目的の一つとして、食料及び農業に用いられる動物遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を奨励している³³。また ABS は、動物遺伝資源への幅広いアクセスと動物遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を支援する仕組みなど、持続可能な利用に対する動物遺伝資源の寄与を組み込んだ国家戦略の策定や、ABS に関する国際協定の意味合いと影響についての検討などを通じて、戦略的活動優先事項全体に組み込まれている。

3.4.7. FAO 委員会は、いまだにその多年度作業計画の下で ABS に関する法的拘束力を有する文書を何ら策定していない。そのため、ABS の国際的制度への影響は、政治的及び政策的なものが中心となっている。しかしこのことは、今後、FAO 委員会が食料及び農業に用いられる生物多様性の特定の構成要素について法的拘束力を有する文書を策定しようとする可能性が低いということにはならない。

3.4.8. 主な政策的検討事項の一つは、FAO の下での活動が ABS の国際的制度と相互に補完し合い、これと整合するものとなるようにすることになるだろう。これに関連して、活動の重複や不整合の可能性の問題が生じる。これについては、以下の取り得る方法の中でさらに検討する。

4. ABS の国際的制度と特定した制度との関係を検討するための方法

4.1. 以上の分析を考慮すると、いくつかの方法が考えられる。取り得る方法について、その中で生じる問題や課題の簡単な説明とともに以下に述べる。

4.2. 方法 1: 食料及び農業に関連のあるすべての遺伝資源を ABS の国際的制度から除外する

4.2.1. この案では、食料及び農業に関連のあるすべての遺伝資源を ABS の国際的制度から除外する。したがって、ITPGR と FAO 委員会の下で行われる活動はいずれも除外されることになる。

4.2.2. この方法では、農業生物多様性の特殊な性格、他とは異なる特徴、特有の解決策を要する問題について CBD 締約国が持っている既存の認識を支持することになる。この方法は、締約国と IARC の両者のために ITPGR に基づいて MLS を運営する法的余地を生み出すと共に、将来の附属書 I の拡大を認めるものである。FAO 委員会に関しては、食料や農業に関連のあるすべての遺伝資源に関する ABS の問題について詳細にかつ分野別に検討する政策的余地が生まれ、食料及び農業に役立つ生物多様性の構成要素のそれぞれに最も適したよりよい解決策を得る可能性がある。また、このような方法を取ることによって、作業の重複が避けられる可能性がある。

³³ インターラーケン会議報告書別紙 2 の第 15 項。

4.2.3. 一方で、多くの作物に複数の用途があり得ることを考えると、どの種が食料及び農業に関連があるのかをはっきりと特定することは難しいかもしれない。そのため、この方法ではABSの国際的制度の内部に抜け穴が生じる可能性がある。また、用語が広義に解釈されることで、大部分の生物多様性が除外されることになる可能性もあり、国際的制度がほとんど意味をなさなくなる恐れがある。ABSの国際的制度の中で実行可能なものとするには、そうした除外の範囲に対する理解をはっきりさせることが重要になる。この点で、遺伝資源の特定の利用に重点を置くことは有益かもしれない。

4.2.4. さらに、こうしたアプローチ(すなわち、食料や農業に役立つ遺伝資源については、国際的制度の外で取り扱う)は、矛盾したアプローチにつながりかねない。CBD 決定 II/15 や V/5 において認識されているように³⁴、食料や農業に役立つ遺伝資源には他とは異なった対応が必要であるという議論がある一方で、そうした遺伝資源のすべてを国際的制度から除外することは、矛盾した対応や実施につながる恐れがある。そうした包括的な除外は、必ずしも食料農業植物遺伝資源に特有の性質によって正当化されるものではないかもしれない。このアプローチは、ABSの国際的制度のさらなる細分化を招き、それによって制度全体の有効性にも影響しかねない。しかし、ITPGR と CBD が密接な協力を続けることによって、矛盾や一貫性のなさは最小限に抑えることもできると考えられる。

4.3. 方法 2: ITPGR 附属書 I に記載の遺伝資源を ABS の国際的制度から除外し、加えて、附属書 I を拡大する余地を認める。

4.3.1. この方法は除外の内容をより厳密にし、ITPGR の附属書 I の適用対象となる植物遺伝資源を ABS の国際的制度から除外するというものである。食料や農業に関連のあるその他の遺伝資源は、すべて国際的制度に含まれることになる。

4.3.2. この方法では、ITPGR の締約国の中で MLS の運営を行う法的余地が与えられることになる。この方法を検討する際には、除外規定の中に将来の附属書 I の改訂を盛り込めるようにすることが必要になる。そうした改訂が可能なように、除外規定の案を作成することも可能かもしれない。また、MLS に含まれる遺伝資源のみが除外対象となるように、附属書 I に記載の遺伝資源の利用について、もっと正確に線引きを行うことが必要かもしれない³⁵。

4.3.3. しかし、この方法では、IARC が附属書 I に非記載の遺伝資源に sMTA を用いることによって生じる課題や、一部の締約国が附属書 I の適用範囲を超えて sMTA を利用する場合の ITPGR の実際の実施において生じる問題には対応していない。また、FAO 委員会の下で行われる活動の余地についても明らかにしていない。しかし、この後者の問題は、例えば ABS の国際的制度が遺伝資源の利用について分野別アプローチを採用する場合など、制度の別の箇所や、FAO で現在進められている作業と ABS の国際的制度の相互補完性を確保するための規定の中で取り扱われる可能性もある。さらに、分類学の立場からは、附属書 I の適用範囲を明確に線引きすることは難しいかもしれない。し

³⁴ 3.1 及び 3.2 を参照のこと。

³⁵ 3.3.12 及び 3.3.13 を参照のこと。

たがって、附属書 I に記載の遺伝資源を単純に除外するというのは、実施面での課題を生み出す可能性がある。

4.3.4. IARC が生み出す課題を克服するため、方法 2 を基にしながら、やはり IARC その他、収集物を ITPGR の枠組みの下に置く指定機関が保有する遺伝資源(附属書 I に記載と非記載の両方)は除外する、方法 2' を設けるといった可能性もある³⁶。これは、ITPGR における現状を反映したものになる。ABS の国際的制度では、ITPGR の実施に必要なとされる法的余地を尊重するとともに、現場での sMTA の運用や利用の継続性を確保するために、それらの遺伝資源が除外される可能性がある。

4.4. 方法 3: ABS の国際的制度の中で法的に自律した実体としての ITPGR と FAO 委員会

4.4.1. より微妙なアプローチとして、方法 2 で検討した基本的概念を基にしながら、ABS 制度内に適切な関係を含み、それによって ITPGR と FAO 委員会の自律的な法的地位を明確に尊重しつつ、両制度間の相互補完性を確保しようというものがある。例えば、CBD が FAO 委員会と ITPGR の両者に対して、それぞれの法的自律性を認めつつ、ABS の国際的制度の要素となるよう求めることが考えられる。ITPGR と FAO 委員会は、その要素間の相互補完性を促進するという補完的な役割を与えられる一方で、ITPGR と FAO 委員会、あるいは両者の要素が、ABS の国際的制度の下で ABS を運用できるようにする詳細なルールから除外される可能性もある。この詳細な ABS ルールの運用からの除外は、両制度の法的地位や自律性に留意しつつ、それぞれの特徴に合わせて行うことができる。その際には、ABS の国際的制度に組織間の適切な関係を組み入れることが考えられる。この点について、既存の法律文書が存在することを考えると、この方法は ITPGR にとって実現が容易かもしれない。ただし、ITPGR と FAO 委員会の相違やその発展の状況を尊重するための規定を国際的制度の運営機関が定める可能性がある。例えば、2 つの場合が考えられる。第 1 は、国際的制度の運営機関は ITPGR とこの条約によって生み出される特殊な法的条件を認めるケースで、例えば、附属書 I に記載されている遺伝資源や、IARC が保有する遺伝資源は MLS に含まれ、ABS の特定の運用ルールから明確に除外される可能性がある。第 2 のケースとして、FAO 委員会に関して、国際的制度の運営機関が FAO 委員会の下での今後の展開(例えば動物遺伝資源に関する条約が合意されることになる場合など)を考慮して、さらに除外規定を検討することも考えられる。

4.4.2. しかし、両制度の法的自律性を尊重する一方で、FAO 委員会と ITPGR は、相互補完性を示し、相乗作用を生み出すために、特定の分野や遺伝資源の利用について、国際的制度の策定にノウハウを提供したりこれを支援するなど、具体的な行動を取ることを求められる可能性がある。

4.4.3. このようなアプローチでは、ABS の国際的制度の中で両制度の特殊性に合わせた余地が生み出されるようにする必要がある。両制度の法的な状況や微妙な差異を尊重するためには、この作業は複雑で困難なものになる可能性がある。しかし、この方法をとれば、両制度の相互補完性を確保し

³⁶ 3.3.16 を参照のこと。

つつ、法的自律性や ITPGR の既存の法的規則を尊重することができ、両制度が整合的かつ一貫した方法で発展することができる。

4.5. 方法 4: 食料及び農業に関連のあるすべての遺伝資源を ABS の国際的制度に含める

4.5.1. このオプションは、ABS の取決めの運用を含め、すべての植物遺伝資源を ABS の国際的制度に含めるものである。

4.5.2. この方法では、特に ITPGR に関して、法的な課題と政治的な課題の両方が生じる。ABS の国際的制度が法的拘束力を持たないものになる場合には、国際的制度は、ITPGR 締約国の法的義務を変えようとしても変えることができない。そのような法的拘束力を持たない制度に ITPGR と矛盾しあるいは相反する規定が含まれた場合、それ自体は法的効力を持たないが、矛盾する政治的言明を生みだしてしまう。ここでも、ITPGR の締約国は、そのような政治的約束に合意することには消極的な立場をとる、あるいは拒絶する可能性がある。

4.5.3. これに対して、ABS の国際的制度が法的拘束力を有し、ITPGR と矛盾しあるいは相反する ABS 規定を求める場合には、両制度の締約国となっている国にどちらの制度を適用するかについて法的な問題が生じる。また、ITPGR の締約国数と実施のプロセスが積極的に進められていることを考えると、このようなアプローチは、ITPGR の締約国が法的拘束力を有する ABS の国際的制度に参加するのを強く阻害する要因となり得る。

4.5.4. 現在のところ、法的拘束力を有する新たな義務はないため、FAO 委員会に関しては上述のような困難はないと考えられる。しかし、この方法では、他とは異なる解決策が必要であると認識されている食料農業遺伝資源に関する問題について、FAO 委員会がこれに合わせた解決策を生み出す政治的余地が奪われる可能性がある。とはいえ、状況はこれら資源がどのようにして国際的制度に組み込まれるかに左右され、ABS の国際的制度の中でそうした資源に対して他とは異なる解決策を提供するという方法も考えられる。この点に関しては、ABS の国際的制度の中に含めることで、より整合的で一貫したアプローチが可能になり、両制度が相互補完性を発揮するための現実的な仕組みが生み出される可能性がある。

5. まとめ

5.1. 以上の方法のすべてにおいて、適用範囲に関する決定が国内の法体系の中で整合的かつ効果的に実施されるようにするためには、国内での実施に与える影響を検討することも重要になる。これについては、ITPGR の MLS に含まれる遺伝資源が国内の他の ABS 制度とどのように調和しているか、あるいは ITPGR の各締約国が国内レベルで附属書 I に記載の遺伝資源と非記載の遺伝資源の境界をどのように扱ってきたかについて、各締約国の現状を検討することが有益かもしれない。

5.2. ITPGR の MLS が法的拘束力を有することや締約国の重複を考えると、附属書 I に記載の遺伝

資源やMLSの一部が法的拘束力を有するABSの運営ルールに含まれることになった場合には、法的な問題が生じる。食料や農業に関連のある遺伝資源のすべての構成要素についてのABSに関するFAO委員会の検討が初期段階にあり、まだ法的拘束力を有する仕組みを含んでいないことを考えると、前述のような問題はFAO委員会におけるのと同じように生じるわけではない。しかし、既存の制度及び将来の制度と整合的かつ相互補完的なABSの国際的制度が策定されることを確保しつつ、依然として両制度の法的地位の自律性を尊重する必要があることに変わりはない。

(8) アクセスと利益配分に関する国際的制度和遺伝資源の利用について規律する他の国際文書・国際的協議機関との関係に関する研究:

「世界貿易機関(WTO)、世界知的所有権機関(WIPO)及び植物新品種保護国際同盟(UPOV)」*

目次

1. はじめに
2. WTO、WIPO 及び UPOV における ABS 関連規定及び進展の概要と事実関係の解説
 - 2.1. WTO・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定における関連規定・進展・取り組みに関する事実関係の解説
 - 2.2. WIPO における関連規定・進展・取り組みに関する事実関係の解説
 - 2.3. UPOV における関連規定・進展・取り組みに関する事実関係の解説
3. 考えられる方法とシナリオ
 - 3.1. 国際的制度和 WTO
 - 3.2. 国際的制度和 WIPO
 - 3.3. 国際的制度和 UPOV 条約
4. おわりに

略語

ABS	遺伝資源へのアクセスと利益配分
CBD	生物多様性条約
COP	生物多様性条約締約国会議
GR	遺伝資源
IGC	遺伝資源と知的財産権、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会
IT	FAO・食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約
IPR	知的財産権
IR	遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度
MAT	相互に合意する条件
PIC	事前の情報に基づく同意
PBR	植物育成者権
TEG	CBD の技術専門家会合
TT	技術移転
TK	伝統的知識
TRIPS	WTO・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
UPOV	植物新品種保護国際同盟
WGABS	遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する作業部会
WIPO	世界知的所有権機関
WTO	世界貿易機関

* UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/3/Part.2 生物多様性条約事務局委託研究、作成者:ホルヘ・カブレラ・メダグリア(Jorge Cabrera Medaglia)、2009年2月
(<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/information/abswg-07-inf-03-part2-en.pdf>) (2009年9月25日アクセス)

1. はじめに

1. 前回の CBD 締約国会議で採択された締約国会議決定 IX/12(アクセス及び利益配分)の第 13 項(c)¹によって、以下のテーマについて研究を委託することが事務局に要請された。

「c)アクセスと利益配分に関する国際的制度は、FAO の食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約など、遺伝資源の利用について規律する他の国際文書や国際協議機関の権限とどのように調和して、相互補完性を実現し、また、それらと共存していくことができるか。」

2. 本稿では、国際的制度と以下の協議機関及び文書の関係について検討する。

- 世界貿易機関(WTO)
- 植物新品種保護国際同盟(UPOV)
- 世界知的所有権機関(WIPO)

3. 第 1 節では総論を示し、第 2 節では 3 つの国際文書及び協議機関の概要と事実関係の解説を示すとともに、それらの規定のうち ABS に関係するものを明らかにし、国際的制度とそれらの ABS に関係する規定や進展の関係を示す。第 3 節では、国際的制度と国際文書・協議機関が相互補完性を実現するための様々なシナリオや考えられる方法を検討しようと思う。最後に、全般的なコメントを示す。

2. WTO、WIPO 及び UPOV における ABS 関連規定及び進展の概要と事実関係の解説

4. 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第 5 回会合のために作成された“Overview of recent developments at the international level relating access and Benefit Sharing (最近の国際レベルでのアクセスと利益配分に関する進展の概要)”と題する文書には、WTO、WIPO 及び UPOV における ABS 関連の活動や規定の概要と事実関係の解説が示されており、本稿は上述の文書と併せて読むことが望ましい²。ただし、理解しやすいように、本稿ではこの文書に含まれる情報のいくつかを要約して示している。

2.1 WTO・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定における関連規定・進展・取り組みに関する事実関係の解説

5. TRIPS 協定が発効して以降、CBD と知的財産権の関係について調査することを求める声が主に発展途上国から上がっている。それと同時に、CBD 締約国会議の複数の決定において、CBD の目的を実現していく上での知的財産権の影響について情報を収集し、CBD と TRIPS 協定の関係を調べる必要性が強調されている^{3 4}。

¹ 決定 IX/12 第 13 項(c)。

² UNEP/CBD/WG-ABS/5/4/add.1 を参照のこと。

³ Nnadozie, Kent, Lasen, Carolina and Herve, Dominique, *Synergetic implementation: coordinated national implementation of access and benefit sharing issues - CBD, Biosafety Protocol, ITPGRA and relevant IPR instruments*(著者による未発表の原稿)。

6. すでに COP3 において⁵、CBD 事務局は、WTO と協力し、ABS に関する第 15 条と TRIPS 協定の関連規定の間ほどの程度関連性があるかを検討するよう、貿易と環境に関する委員会 (CTE) から要請されている。WTO の側では、TRIPS 理事会の議論において TRIPS と CBD の関係がたびたび取り上げられてきた⁶。CBD と WTO の関連性についての議論には TRIPS 協定第 27 条 3 項(b) の見直しとの関連で生じたものもあり、この見直しは、同協定が発効して 4 年後の 1999 年に TRIPS 理事会によって開始された。

7. TRIPS 協定に関しては、伝統的知識の保護、環境上適正な技術の移転、生物に対する特許付与に伴う倫理的懸念、TRIPS と CBD の両立などについて、同様の議論が CTE の下でも行われている⁷。

8. TRIPS 理事会では、知的財産権が技術へのアクセスや移転に及ぼす影響についても議論してきた。一つの見方として、遺伝資源に関する限り、保護された技術を他人が利用することを妨ぐ独占権が権利者に与えられるという理由で、知的財産権はこの分野の技術へのアクセスを阻害し、技術のコストを上昇させるおそれがあるというものがある。これに対し、発展途上国において TRIPS 協定が完全に実施されることで、そうした国々に対する投資が促進され、その結果促進された技術移転が CBD で想定されている利益配分の一部ないし基礎を形作るという議論がなされている⁸。技術移転は CBD においても重要な問題である。技術へのアクセスとその移転に関する CBD 第 16 条には、知的財産権への言及が数多く含まれている。COP7 では、技術移転と技術的・科学的協力に関する作業計画が採択され、そこでは、CBD 事務局に対し、技術移転における知的財産権の役割について CBD との関連で検討、分析するために、UNCTAD、WIPO その他関係国際機関と協力して専門的な研究⁹をまとめること、及び相乗効果を高め、技術移転や協力に際して生じる障害を克服するために考えられる方法を明らかにすること¹⁰を求めている。

9. その後、現ラウンドの貿易交渉開始を提言した 2001 年のドーハ宣言 (第 19 項) は、TRIPS 協定と生物多様性条約との関係、伝統的知識やフォークロアの保護、その他加盟国によって指摘された新規の関連する進展について検討するよう TRIPS 理事会に具体的に指示している。特に、このことは、第 27 条 3 項(b)に定められた検討、第 71 条 1 項に定められた TRIPS 協定の適用の検討を実施する際、及び同宣言の第 12 項に従って行われる作業において、考慮されることになっている。この作業を実施する上で、TRIPS 理事会は TRIPS 協定第 7 条及び第 8 条に定められた目的や原則に規律され、前述の進展を十分に考慮することとされている。

⁴ 決定 III/15 第 8 項、決定 V/26 第 1 項～第 4 項、決定 VI/24D 第 10 項、決定 VI/24/C1、決定 VIII/4d。

⁵ 決定 III/15 第 8 項

⁶ IP/C/W/368/rev1, 8 February 2006, *Summary of issues raised and points made with regard the relationship between the TRIPs Agreement and the CBD*を参照のこと。

⁷ ドーハ宣言第 32 項(ii)を参照のこと。

⁸ Nnadozie et al, *op cit*.

⁹ この研究は完成し、<https://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-09/information/cop-09-inf-07-en.pdf> で閲覧することができる。

¹⁰ CBD 決定 VII/29 附属書、計画要素 3。

10. この議論はもともと広範に及ぶもので¹¹、現在は、TRIPS 協定と生物多様性条約との関係、特に、協定を改正して知的財産権の申請において開示を義務付けるべきかどうかや(ドーハで定められた委任事項に基づいて WTO で議論されている)、あるいは TRIPS と CBD の相互補完性を確保するには契約を基にした制度や遺伝資源や伝統的知識のデータベースなど、別のアプローチのほうが効果的かどうか重点が置かれている。

11. CBD と知的財産制度(特に WTO の TRIPS)の相互補完性を実現するために提案された最初の措置の一つに、知的財産権(特に特許)の申請における遺伝資源や関連する伝統的知識の原産地の開示があった。発展途上国の多くは、特許性の条件の一つとして次の一つ以上の開示を特許出願者に義務付けるように TRIPS 協定を改正すべきであると提案している。すなわち、特許請求された発明に用いられた遺伝素材の出所及び原産地、又は当該発明に用いられた関係の伝統的知識、遺伝素材の原産国の権限ある当局から事前の情報に基づく同意を取得した証拠、公正かつ衡平な利益配分の証拠である。開示要件を擁護する人々は、この規定が遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する CBD の規定の遵守に役立つと主張している。これに対し、CBD の各要件はそれぞれ契約を通じて国レベルで実施されるべきであるため、こうした改正は必ずしも CBD の要件の実施に必須ではなく、TRIPS 協定は ABS を規制する文書として適切でないという意見が表明されている。

12. 2005 年に香港で行われた閣僚会合で採択された宣言では、(第 44 項において)ドーハ宣言第 19 項に従って TRIPS 理事会の行う作業に留意することが定められ、この項とそれまでの進捗状況に基づいて今後も作業を継続することが合意されている。また、実施に関する第 39 条に基づき、実施の様々な面に関する協議プロセスを通じて TRIPS 協定と CBD の関係について検討することが決定された(ドーハ宣言第 12 項)。この協議は、WTO 事務局次長が参加して行われている。

13. 2006 年 5 月、インド、ブラジル、ペルーなど 6 カ国が、原産地の開示に対応するために TRIPS 協定を具体的に修正する提案を TRIPS 理事会に提出した。この文書¹²は、TRIPS 協定に新たに第 29 条 2 項を加えようというものである。この文書では、TRIPS 協定を修正し、特許出願において遺伝資源¹³及び関連する伝統的知識の原産地を、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠とともに開示する要件を加えることが提案されている¹⁴。

¹¹ WTO のウェブサイト www.wto.org で閲覧できる TRIPS 理事会会合の議事録(IP/C/M)を参照のこと。TRIPS 理事会で議論された問題の中には、CBD に関連する問題がいくつかある。例えば、「生命の特許性」(第 27 条から微生物に対する特許取得への言及を除外すること)、第 27 条 3 項(b)にいう特別の制度の概念に伝統的知識の保護を含めること、第 27 条 3 項(b)の例外規定の対象と範囲などである。UNEP/CBD/COP/8/Inf/37 "The Relationship between the TRIPS Agreement and the Convention on Biological Diversity - Summary of Issues Raised and Points Made - Submission by the WTO Secretariat"を参照のこと。

¹² WT/GC/W/564, 31st May 2006. ノルウェーも、出所の開示に関する別の提案を提出した(IP/C/W/473)。スイスによる提案の第 37 項及び欧州共同体による提案の注 37 も参照のこと

¹³ この提案で用いられている用語は広義であり、「生物資源」に言及している。

¹⁴ さらに詳しい内容については、WT/GC/W/564/Rev.2、TN/C/W/41/Rev.2、IP/C/W/474 及び WT/GC/W/564/Rev.2/Add.2、TN/C/W/41/Rev.2/Add.2、IP/C/W/474/Add.2 を参照のこと。

14. 2008年7月に開かれた非公式閣僚会合¹⁵では、TRIPSに関する限り、非公式閣僚会合での進展はほとんど見られなかったようである。これは、香港での閣僚会合での閣僚決定に沿って、TRIPS協定を改正して原産地の開示を含めるといふ提案についての決定はこれからもWTOで行うということである。開示に関する交渉を含む知的財産に関するモダリティ文書の案が示された。この文書案¹⁶では、知的財産の問題(開示を含む)に関する交渉は文書案に基づいて行うことを求めている¹⁷。知的財産の問題を閣僚レベルで交渉することを提案するこのモダリティ案は、発展途上加盟国の大多数のほか一部の先進国の支持を集めている。ブラジル、EU、インド、スイスが主導し、100カ国を超える発展途上国と先進国が参加する大連合は、TRIPSに関する3つの問題は現ラウンドで一括受諾方式として前進させることを強く求めていたが、この提案は、知的財産の問題を農産物や工業製品の貿易の自由化に関するドーハ交渉と並行して議論すべきではないと主張する一部の加盟国によって強く拒絶された。

15. 開示の問題は、前回のTRIPS理事会会合(2008年10月29日)でも提起され、結果は同様であった。つまり、TRIPS協定と生物多様性条約の関係について、各国は概ね周知の立場を改めて表明した。その一方で、問題をどうやって前進させるかについて、非公式の協議が進められている。

16. しかし、7月の非公式閣僚会合で議論された問題がいずれもそうであったように、TRIPS関連の問題の将来は、今後の交渉によって決まる。

2.1.1 国際的制度とWTOの関係

17. 前節で述べたように、CBDとWTOの規定との関係に関する議論では、幅広い問題が扱われ、いくつかの提案が行われてきた。しかし最近では、特許出願における原産地の開示や、TRIPSとCBDの相互補完性を確保するには契約を基にした制度や遺伝資源と伝統的知識のデータベースなど、別のアプローチのほうが効果的かどうか議論の中心となっている。さらに、技術移転も国際的制度とWTOを結びつける問題として重要である。

18. WTOと将来の国際的制度を結びつける問題はほかにもあるが、ここでは簡単にしか触れることができない。特に、WTOの投資規定をABS活動に適用できるかどうか、そして、無差別原則(最恵

¹⁵ 2008年6月9日付のWT/GC/W/591TN/C/W/50 "Issues related to the extension of the protection of geographical indications provided for in article 23 of the TRIPS Agreement to products other than wines and spirits and those related to the relationship between the TRIPS Agreement and the Convention on Biological Diversity (TRIPS協定第23条に定められた地理的表示の保護のぶどう酒及び蒸留酒以外の製品への拡大に関する問題、及びTRIPS協定と生物多様性条約の関係に関する問題)"(非公式閣僚会合前にこの問題に対する立場の相違をまとめたもの)を参照のこと。

¹⁶ TN/C/W/52に含まれたモダリティ文書案は、交渉の水平方向のプロセスの一環としてTRIPS関連の問題を含めることを求める110カ国の加盟国の共同提案である。文書案で述べられているのは遺伝資源の提供国又は供給国であって、原産地ではない。

¹⁷現在の知的財産に関する3つの問題とは、TRIPS協定とCBDとの関係、第23条に基づく地理的表示の保護のぶどう酒及び蒸留酒以外の製品への拡大、ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の届出及び登録に関する多国間制度の設置である。

国・内国民待遇原則)と ABS 関連の法や慣行との関係などである¹⁸。

● 原産地の開示

19. 決定 IX/12 附属書には、国際的制度の構成要素として 5 つが特定されている。すなわち、アクセス、公正かつ衡平な利益の配分、遵守のための措置、伝統的知識、能力開発である。遵守のための措置として、「もう一段の検討」¹⁹が行われているのが開示要件である。CBD の国際的制度に関する交渉における開示については、決定 VIII/4/D のほうが明確である。

● 原産地・出所・法的起源・遵守の証明書

20. 国際的制度の構成要素のうち遵守について、決定 IX/12 附属書は、「さらに詳細に検討すべき」分野の一つとして、「遵守をモニターするための手段の開発:…b) 国内の権限ある当局が発行する国際的に認知された証明書」を挙げた。

21. 利用国における措置への要請に対応することを可能とし、遺伝資源のモニタリングやトレーサビリティにも役立つと思われる要素の一つが、原産地・出所・法的由来・遵守の証明書と呼ばれるものである。これを国際的制度に含めるべきかどうかを検討し、もし含めるべきであれば、それをどのようにして実現すべきかを判断することについては、少なくともこの提案の分析に関する限り、一定の支持があると思われる。この証明書は、特許出願時に、事前の情報に基づく同意や利益配分など国内の ABS 法を遵守していることを証明するために必要とされ、それによって原産地開示の要件を裏付ける役割を果たすと考えられる。

22. COP 決定 VIII/4C によって、原産地・出所・法的由来に関する国際的に認知された証明書に関する専門家会合が設置された。この会合は、証明書制度の基本的な役割は、国内の ABS 法の遵守の証拠を提供することであるという点で合意した。これは、国際的に認められる標準的な特徴を備えた国内の証明書制度を通じて実現することもできると考えられる。

23. この会合²⁰は、利用国における特定のチェックポイント(特に特許や知的財産権全般の申請)において提示を義務付けることができるようなものを含めて、証明書に関するすべての提案に共通のポイントをいくつか明らかにした²¹。たしかに、原産地証明は、特許制度における情報開示要件に関する既存の制度に組み入れることができるかもしれない。証明書に関する提案のほとんどは、知的財産権

¹⁸ Cabrera Medaglia, Jorge, *Trade (in particular free trade agreements) and access to genetic resources and benefit sharing: exploring some the linkages*, in *Asian Biotechnology and Development Review*, Vol. 10, No. 3, July 2008, India を参照のこと。

¹⁹ この附属書は、決定 IX/12.1 に基づいて、交渉の土台とされている。各構成要素は、「国際的制度に含めることを目的としてさらに詳細に検討すべき要素」と「(国際的制度に含めることについては)もう一段の検討が必要な要素」の 2 つのカテゴリに分けられている。

²⁰ 原産地・出所・法的由来に関する国際的に認知された証明書に関する技術専門家会合報告書 (UNEP/CBD/WG-ABS/5/7)。

²¹ Tobin, Brendan, Burton, Geoff and Hernandez, José Carlos, *Certificates of clarity and confusion: the search for a practical, feasible and cost effective system for certifying compliance with PIC and MAT*; UNU-IAS Report, 2008.

の申請を処理する際などに原産地証明の開示を求めるチェックポイントの制度を想定している。国際証明書を国内法や国際法への適合の証明として機能させることができれば、開示要件の遵守は促進されると考えられる²²。

24. しかし、証明書は、その設計の仕方によっては国際間に別の貿易問題を引き起こすかもしれない。証明書には、貿易体制のルールの一部、特に貿易の技術的障害に関係するものがあてはまるかもしれない。この点で、証明書が遺伝資源の移転・輸出(国際貿易)に際して添付される文書になる可能性を考えると、無差別原則(最恵国原則及び内国民待遇原則)に関するWTOの関係ルールのほか、国際貿易に対する不必要な障害をもたらさないように強制規格、任意規格及び適合性評価手続きを立案、利用することを定めた貿易の技術的障害(TBT)に関する協定の該当する措置との関連でも分析しなければならない。証明書は強制規格とみなされる可能性があり、TBT協定の関係規定(特に、強制規格は、正当な目的の達成のために必要である以上に制限的であってはならないとする第2条2項、及び関係するリスク以上に貿易制限的であってはならないとする要件)を考慮する必要がある²³

● 国際的制度における利益配分の1要素としての技術移転

25. 決定IX/12附属書Iにも、「公正かつ衡平な利益配分」に関するセクションIII. B.において、さらに詳細に検討すべき要素の一つとして技術へのアクセス及びその移転が定められている。技術移転のための措置は、国際的制度のうち、利益配分の構成要素として定められると考えられる²⁴。知的財産権全般、具体的にはTRIPSとCBDにおける技術移転との関係について分析するのは本稿の範囲外である。しかし、技術移転がCBDのABS規定²⁵、そして国際的制度の重要な要素の一つであることは明らかである。ある研究が指摘しているように、技術移転に関するCBDの規定は、技術の開発、移転、適応及び普及並びに能力開発は持続可能な発展の実現に不可欠であるという、主要な国際的政策文書に定められた国際社会のコンセンサスを反映したものである²⁶。例えば、技術移転は、相互に合意する条件や利益配分の取決めを構成する要素の一つとなり得る。

26. 同時に、技術(例えば知的財産権によって保護されているもの)の移転は、この問題に関して国際的制度とTRIPSの規定との関連性を生じさせる可能性もある²⁷。

²² 前掲書。

²³ Louafi, Selim and Morin, Jean Frederic, *Certificates of Origin for Genetic Resources and International Trade Law*, IDDRI, 2004(著者による未発表の原稿)を参照のこと。この文献は、WTOの一貫性を確保するためには、証明制度は国や個別の企業を対象とするのではなく製品を対象とした制度設計にすべきであることを示唆している。

²⁴ 技術の移転は、ボン・ガイドラインの附属書2にも利益配分の方法の一つとして挙げられている。

²⁵ これに関連して、CBD第1条は、「条約のこの基本的な規定が、すでに条約の第3の目的を移行手段の一つとして、技術移転への明示的な言及を含んでいることは注目に値する。」と指摘されている。*The Role of intellectual property rights in technology transfer in the context of the Convention on Biological Diversity, op cit.*を参照のこと。決定VII/19は、CBD第15条、第8条(j)項及び条約の3つの目的を効果的に実現するために、国際的制度を立案、交渉することに明示的に言及している。

²⁶ *The Role of intellectual property rights in technology transfer in the context of the Convention on Biological Diversity, op cit.*を参照のこと。

²⁷ 第16条2項は、特許権その他の知的所有権によって保護される技術へのアクセス及びその移転については、「当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で」行わなければならないと規定している。「十分かつ有効な」という文言が含まれていることで、TRIPSとの直接的な関連性が生じる。Bragdon, Susan; Garforth,

2.2. WIPO における関連規定・進展・取り組みに関する事実関係の解説

27. WIPO の各種委員会における議論は、遺伝資源や伝統的知識と大いに関連がある²⁸（開発と知的財産に関する委員会²⁹など）。紙幅の都合で、本稿では知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会のみを取り上げる³⁰。

2.2.1. 知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会 (IGC)

28. WIPO の知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会 (IGC) は、知的財産、伝統的知識、遺伝資源及び伝統的文化表現の関係に関する議論や意見交換を行う場として、2000 年 10 月に WIPO 総会によって創設された。これらのテーマは、WIPO の他の機関の対象には含まれないと考えられた³¹。この IGC への委任事項として、遺伝資源、伝統的知識とフォークロアの表現の保護に関連する知的財産の側面を分析することがある。この委員会で過去に検討され、現在の委任事項の下で引き続き検討されているテーマの一つが、まさに、知的財産と遺伝資源の関係（特許出願時の原産地の開示を含む）及び伝統的知識の保護である。この委員会は複数回開催されている（13 回）。

29. IGC の作業の範囲には、知的財産権と遺伝資源、及び伝統的知識に関する国際文書の策定の可能性が含まれる³²。

30. 国際的制度的内容に関連する WIPO の現在までの主な作業は、以下のようにまとめることができる。

• 遺伝資源へのアクセス

31. 遺伝資源へのアクセスに関して、WIPO は、素材移転契約やモデル条項など遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する協定に含まれる知的財産権関連規定について、複数の分析を行ってきた。知的財産権関連の規定に重点を置いた公知例のデータベースも作成されている。遺伝資源の提供者と利用者がアクセスと利益配分に関する相互に合意する条件として知的財産に関する要素につい

Kathryn and Hapala, John, *Safeguarding Biodiversity: The Convention on Biological Diversity (CBD)*, in Tansey, Geoff and Rajotte, Tasmin (eds), *The Future Control of Food*; Earthscan, London, 2008 を参照のこと。

²⁸ 原産地の開示に関するその他の側面も、実体特許法条約の策定作業を行っている特許法常設委員会や、特許協力条約 (PCT) の改正に関する作業部会などが WIPO の他の委員会が議論している。

²⁹ 2007 年には WIPO 総会も WIPO 開発アジェンダを策定し、開発アジェンダに関する暫定委員会 (PCDA) の勧告どおり、開発と知的財産に関する委員会を新たに創設することを承認した。この新委員会の主な任務は、PCDA でコンセンサスが得られ、採択された提案を実施することである。特に、19 の提案からなるリストの速やかな実施である。これらの提案の一つに、「IGC に対し、遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアの保護のプロセスを見込まれる 1 ないし複数の国際文書の策定を含め、成果を損なうことなく、加速させるよう強く求めること」がある。

³⁰ UNEP/CBD/COP/8/INF/41, "Update on the Activities of the World Intellectual Property Organization (WIPO) in Cooperation with the Convention on Biological Diversity" を参照のこと。

³¹ 詳細については www.wipo.int/tk/en/igc/ を参照のこと。

³² 2003 年、2005 年及び 2007 年の WIPO 総会での一連の決定を受け、知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会への委任事項は、1 ないし複数の国際文書を策定する可能性を含め、「いかなる結果も排除しない」と規定されている。また、この委任事項では、同政府間委員会の「国際的側面」を協調している (WO/GA/30/8, para. 93)。国際的側面の結果の案の概要については、WIPO/GRTKF/IC/13/6 を参照のこと。

て交渉し、これを定義し、立案することを支援するため、アクセスと利益配分の取決めにおける知的財産権関連規定に関するガイドライン案も作成されている。

32. さらに、COP 決定 VI/24 において、WIPO は「特許出願において、特に、a) 発明に用いられた遺伝資源、b) 当該発明に用いられた遺伝資源の原産国、c) 当該発明に用いられた関連する伝統的知識、工夫及び慣行、d) 関連する伝統的知識の出所、e) 事前の情報に基づく同意を取得した証拠の開示を求めるために、世界知的所有権機関が運営する各条約における義務に沿った手法について技術的研究を行い、その知見を締約国会議第 7 回会合に報告するよう」要請された。遺伝資源及び伝統的知識に関する特許制度における原産地開示要件に関する研究と呼ばれるこの研究は、マレーシアで行われた COP7 で発表され、COP によって高く評価された(決定 VII/19/E)。また、COP7 は WIPO に対し、遺伝資源へのアクセスと特許出願における原産地開示の関係に関する側面について、適当な場合には、調査や議論を含む新たな技術的研究を行うことを要請した。特に、以下の側面が求められた。

- a. 提案されている開示要件に関するモデル条項の案
- b. 開示要件の契機として実際に考えられる知的財産権申請手続きの方法
- c. 申請者に対するインセンティブ措置として考えられる方法
- d. WIPO が運営する各種条約における開示要件が機能していく上での影響の特定
- e. 提案されている原産地・出所・法的由来に関する国際証明書によって生じる知的財産関連の問題

33. WIPO は COP の要請に応え、“Examination of Issues Regarding the Interrelation of Access to Genetic Resources and Disclosure Requirements in Intellectual Property Right Applications (遺伝資源へのアクセスと知的財産権申請における開示要件の相互関係に関する諸問題の検討)”と題する技術文書(WO/GA/32/8)を新たに作成した。

34. また WIPO は UNCTAD 及び CBD 事務局と共同で、CBD の下での技術移転における知的財産権の役割に関する研究を行った。

35. 遺伝資源に関する IGC の作業には、特許審査における遺伝資源の認識を向上させるための提案の検討とともに、遺伝資源を利用した特許の国際出願の状況をモニター、評価するために IT 活用能力を向上させることの検討も含まれている。

36. 以上のように、政府間委員会の作業の過程で、大きく 3 つの実質的な問題点³³が特定された。すなわち、(i) 遺伝資源の防御的保護、(ii) 特許出願における特許請求された発明に用いられた遺伝資源に関する情報の開示要件、及び特許制度と遺伝資源の関係を扱う代替案、(iii) 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分のための相互に合意する条件における知的財産の問題(ABS

³³ Nnandozie, *op cit.*

協定における知的財産関連の項目に関するデータベースやガイドラインの作成を含む)である³⁴。しかし、この議論が原産地開示要件に関する新たな法的拘束力のある義務の策定に結びつくかどうかは不明である³⁵。

37. 法的拘束力を持つ改正に関して³⁶スイスが行っている提案は、一言でいうと、PCT に基づく規則 (PCT規則)を改正し、発明が遺伝資源や伝統的知識を直接利用したものである場合には、各国の特許法で特許出願における当該遺伝資源や伝統的知識の出所の表示を義務付けることを明示的に可能とするというものである(新規則案の 51 項 2.1(g)を参照)。さらにスイスは、国際特許の出願時、あるいはのちの国際段階でこの要件を満たす機会を特許出願人に与えることを提案している(新規則案の 4 項 17(vi)を参照)。現行規則の 48 項 2(a)(x)では、こうした出所の表示は、当該国際出願の国際公開に含めることとされている。スイスは、自国の提案に関する議論を進めるため、2004 年 4 月と 2005 年 4 月に、スイス提案に関するさらに詳細な説明を含むさらに 2 つの提案を WIPO の PCT 改革に関する作業部会に提出した。これらの提案では、遺伝資源及び伝統的知識の「出所(source)」という用語、概念、特許出願時にこの出所を表示する義務の範囲、出所の表示を怠った場合や出所の表示に不正があった場合の法律上の制裁の可能性、国レベルでの導入を任意とするか義務的とするかが扱われている。

• 伝統的知識

38. WIPO は、伝統的知識の保護のための積極的及び防衛的措置について、多数の文書を作成している³⁷。また、このテーマに関して以下のような興味深い活動が行われている。

- a. 伝統的知識の保護のためにとり得る法的な方法に関する体系的研究と解説
- b. 伝統的知識の保護に知的財産権を用いる場合と独自の保護制度を創設する場合に関する分析
- c. 実際の例に関する事例研究及び分析
- d. 遺伝資源に関連する伝統的知識を記録するためのツールキットの案
- e. 特許審査官向けのガイドラインの作成を通じた、特許制度における伝統的知識の漸進的な認識、先行技術としての伝統的知識の理解を深めるためのデータベースとの連係を含む仕組み、特許協力条約(PCT)による新規性検索の最低基準への伝統的知識の組み入れ。

³⁴ 3 つの問題群の下での取り組みや考えられる方法に関する最新の情報については、WIPO/GRTKF/IC/13/8(a)を参照のこと。

³⁵ この記述は、この問題に関するすべての国際議論に当てはまる。

³⁶ UNEP/CBD/WG-ABS/4/5, section III, B に記載された欧州共同体及びその加盟国による提案を参照のこと。また、スイスによる PCT 及び特許法条約協定の改正案 PCT/R/WG/4/13 及び PCT/R/WG/5/11/rev (www.wipo.int/pct で閲覧可能)も参照のこと。これらの提案は IGC に提出されており、また、TRIPS 理事会や ABS に関する作業部会にも示されている。

³⁷ WIPO, *Intellectual Property and Traditional Knowledge*, Booklet No 2.を参照のこと。

- f. 伝統的知識に関する一連の政策目標と基本原則(規定案)の原案の策定。これらの規定は、CBD と両立し得ると考えられるが、その適用範囲は生物多様性に関連する伝統的知識よりも広く、第 8 条(j)項に関する作業部会の提言や進捗状況が考慮されている。

39. 世界知的所有権機関の総会(2007 年)は、IGC が知的財産と伝統的知識、伝統的文化表現、遺伝資源に関する作業(それまでの委任事項に含まれていた問題)を継続するよう IGC の委任事項を延長した。

40. 政府間委員会の前回の会合は 2008 年 10 月にジュネーブで開催された³⁸。(伝統的知識とフォークロアに関して)国際的な政策が必要と考えられる分野を明らかにした 2 つの詳細なギャップ分析に関する報告書が CBD 事務局から提示され、また、国際文書の策定を求めるアフリカグループの提案が回覧された。伝統的知識に関するギャップ分析は、伝統的知識の保護が行われている分野と、保護と今後の方向との間にギャップのある分野について要点をまとめたこれまでの IGC の作業すべてを基にしたものである。集中的な交渉が行われたが、具体的な成果を実現するために必要とされる作業手順について合意は得られなかった。IGC の委員長は、非公式協議を進めることを示唆した。

41. しかし、IGC に対する委任事項は依然として有効であり、IGC の作業は、2009 年 4 月の定例会合で再招集された際に再開される予定で、会期間の作業について再度議論される可能性もある。

2.2.2. 国際的制度と WIPO の関係

決定 IX/12 の附属書は、伝統的知識の保護を国際的制度の構成要素の一つとして取り上げている³⁹。WIPO で現在議論されている問題のいくつかは、国際的制度の構成要素とも関係するものである。最も関連性の高い問題は以下のものである。

• 伝統的知識

42. 国際的制度と WIPO を結びつける問題の一つに、伝統的知識の取扱い、特に、伝統的知識に関する国際文書の「概要」とみなすことのできる、伝統的知識の保護に関する規定案の改定の進展の面から見た伝統的知識の取扱いの問題がある。この規定案の内容の大部分は、CBD が実施した作業、特に第 8 条(j)項及び関連規定に関する作業部会によるものとも密接に関連している。しかし、この規定案にはまだ議論の余地があり、IGC はこの文書やその内容をどのように取り扱うかについて合意に達していない点に注意すべきである。

43. 第 8 条(j)項及び関連規定に関する作業部会は、伝統的知識の問題を取り扱う CBD の主要な機

³⁸ ICTSD のレポート、"WIPO Poised To Move To Talks On Potential Traditional Knowledge "Treaty," IP-Watch, October 17, 2008; "WIPO Committee On Traditional Knowledge And Folklore Running In Place," IP-Watch, 16 October 2008.

³⁹ 交渉の可能性のある要素として次の措置がある。伝統的知識の保有者に利益を公正かつ衡平に配分することを確保するための措置、伝統的知識へのアクセスがコミュニティの手続きに従って行われるようにするための措置、伝統的知識の利用を利益配分の取決めの中で扱うための措置、コミュニティの手続きに従ってアクセスを許可する個人又は当局を明らかにすること、などである。

関である⁴⁰。この作業部会は、WIPO の作業に関連する以下のような問題についても検討を行っている⁴¹。すなわち、知的財産権によらない伝統的知識の保護の独自の形態、独自制度の要素、この問題へのボン・ガイドラインの適用可能性の検討、伝統的知識の保護におけるデータベースや登録簿の役割の評価、既存及び新規の形態の知的財産権の利用が第 8 条(j)項の目的の実現に役立つ可能性とその場合の条件についての検討、ABS の国際的制度が伝統的知識の保護に関する独自制度や措置を含めることに関する提案、生物多様性の保全及び持続可能な利用にとって重要な原住民・地域社会の文化的・精神的遺産が尊重されるようにするための倫理行動規範の要素案、伝統的知識の記録に関するガイドライン、作業計画のうちの複数の新たな作業の開始(作業 7、10 及び 12 並びに作業 15 の委任事項)であるが、これらは様々な締約国によって指摘され、国際的制度に寄与する可能性もあれば、そうでない可能性もある。

● 遺伝資源と知的財産

44. IGC の作業は、ガイドラインの策定、専門的研究及び経験の交換に重点が置かれてきた。また、PCT や特許法条約を改正し、出所開示要件を、他の協議機関の開示規定の実施に役立てるだけでなく、独立の開示制度とするための提案もいくつか行われてきた(第 37 項及び脚注 37 を参照)。この問題に関する IGC による広範な作業は、他の協議機関(国際的制度や WTO)によって策定される開示規定や、知的財産権と遺伝資源の関係を扱う別の仕組みを実施する上で役立つと考えられる。

● 知的財産、遺伝資源、伝統的知識の保護に関連する措置や文書

45. 最後に、WIPO は国際的制度の構成要素を将来実施する上で役立つと考えられる各種の措置や文書を策定している。例えば、ABS 協定において知的財産関連の規定を策定する際のガイドライン、伝統的知識を記録するためのツールキット、特許審査官が伝統的知識に関する情報を入手しやすくするための仕組みなどである。

2.3 UPOV における関連規定・進展・取り組みに関する事実関係の解説⁴²

46. 植物の新品種の保護に関する国際条約は、1961 年にパリで署名され、1968 年に発効した。1972 年、1978 年及び 1991 年に改正が行われた。UPOV 条約 1991 年法が発効したのは 1998 年である。2009 年 1 月 12 日現在、UPOV の加盟国は 67 カ国(66 カ国と欧州共同体)である。UPOV の使命は、「社会のために、植物の新品種の開発を促進することを目的として、効果的な植物品種保護制度を提供し、推進すること」である。UPOV 条約は、特に植物育成の過程に合わせた知的財産の独自の保護形態を提供するもので、育成者が植物新品種を開発することを奨励する目的で策定され

⁴⁰ COP7 の委任事項は、ABS に関する作業部会と第 8 条(j)項及び関連規定に関する作業部会が協力する必要性に明確に言及しているが、両作業部会の接点は、連続した会合と、通常の情報交換や報告書提出にとどまっていることに注意すべきである。決定も参照のこと。決定 VIII/5 C 並びに決定 IX/12/20 及び IX/13/A を参照のこと。

⁴¹ この作業部会は、ほかにも多くの関連する問題を扱っている。本稿の目的上、特に興味深いものもいくつかある。

⁴² 植物新品種保護国際同盟の概要は、アクセスと利益配分との関係に焦点を当てた UNEP/CBD/WG-ABS/3/2 に示されている。

た。品種が保護を受けるための条件は、(i) 既存の、広く知られている品種とは異なること、(ii) 関係する特性が十分に均一であること、(iii) 安定していること、(iv) 保護の申請日を考慮して定められた一定の期日以前に商業化が行われていないと考えられるという意味で、新規であること、である⁴³。この条約は、育成者の品種が上記の条件を満たす場合に、「育成者権」という形で育成者に保護を与えるものである。UPOV 条約 1991 年法には、3 つの義務的例外が規定されている(第 15 条 1 項)。すなわち、育成者権は、(i) 私的にかつ非営利目的で行われる行為、(ii) 試験目的で行われる行為、(iii) 他品種を育成する目的で行われる行為には及ばない(育成者権の例外)。育成者権の例外は、すべての育成者が生殖細胞質を利用できるようにしておくことで、品種改良が最も効果的に行われるようにするものである。1991 年法には、「各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、農業者が、保護されている品種を自己の経営地において植栽した結果得られた収穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用することができるようにするために、如何なる品種についても育成者権を制限することができる。」とする任意的例外も定められている(第 15 条 2 項)。

47. UPOV は、生物多様性条約と UPOV 条約は相互補完的でなければならず、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度は UPOV 条約と CBD の相互補完性に影響が及ばないように立案しなければならないという見解である。アクセスと利益配分に関する作業部会によるアクセスと利益配分に関する国際的制度に関する作業についての UPOV の見解は、2003 年 10 月 23 日に開かれた UPOV 理事会の第 37 回定例会合で採択され、同作業部会の第 2 回会合前に CBD 事務局に提出された。これらは http://www.upov.int/en/news/2003/intro_cbd.html で閲覧することができ、UPOV の視点からみた国際的制度に関する問題の概要を知る上で有用である。

48. UPOV は、アクセスと利益配分に関する作業部会の第 4 回会合に向けても提言を行い、これは UNEP/CBD/WG-ABS/4/INF/3 で閲覧することができるが、UPOV 条約はアクセスと利益配分に関する文書ではないことが強調されている。UPOV の提言に詳細に示されているように、「国際的制度において進められるいかなる措置も、UPOV 条約に基づく植物品種の保護を損なうことがないよう考慮すること」が求められている。「UPOV としては、生物多様性条約、及び UPOV 条約を含め、知的財産権を取り扱う関係国際文書は相互補完的でなければならないという見解を支持する。」とされている。

49. UPOV は、植物品種の保護への影響に関する研究⁴⁴も行っており、現在その報告書は UPOV のウェブサイトで見ることができる。この研究では、「植物品種保護に関する UPOV の制度は、様々な状況や様々なセクターにおいて植物育成に対する効果的なインセンティブを提供し、農業者、栽培者及び消費者の利益となる改良された新品種の開発につながっており」、「農業者、栽培者及び育成者が UPOV 加盟国の全領域で育成者によって作出された最良の品種を利用できる」と指摘して

⁴³ UPOV Publication No. 437 (E), November 10, 2003 edition.

⁴⁴ <http://www.upov.int/en/publications/impact.html>

いる(上記報告書の3ページ及び5ページ)。

50. 考えられる方法とシナリオについて十分理解するために、ここで、第46項で言及した、植物育成者権に関連する遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するUPOV理事会の立場(2003年10月23日に開催された第37回UPOV理事会で採択)について簡単に述べる必要がある。

遺伝資源へのアクセス:「UPOVは、植物育成は遺伝資源の持続可能な利用と開発の基本的な側面であると考えている。UPOVは、遺伝資源へのアクセスは、植物育成の持続的かつ大いなる進展の主要な要件の一つであるという見解である。UPOV条約における「育成者権の例外」という概念は、他品種を育成する目的で行われる行為は制限の対象とならないというものだが、植物育成において最大の進歩を持続し、それによって社会のために遺伝資源の利用を最大限に行うためには、世界の育成者があらゆる形態の育成材料を利用できる必要があるというUPOVの見解を反映している」

原産地の開示:「[...]UPOVは、当該品種の育成に使用された植物材料の原産地に関する情報を提供することについて、これが[保護の条件の遵守に関する]調査を容易にする場合には奨励するが、UPOV条約において保護は新規性、区別性、均一性、安定性及び適当な名称の条件を満たす植物品種に与えられるべきであると規定しており、[...]保護について追加的な又は別の条件を認めていないことから、保護の追加的条件としてこれを受け入れることはできない」

「つまり、ある締約国が自国の全体的な政策の枠組みの中で、遺伝資源の原産国又は地理的産地を開示するための仕組みを導入することを決定する場合、そうした仕組みは、植物品種の保護のための条件の一つとして、狭い意味で導入すべきではない。植物検疫に関する要件に用いられるものなど、植物品種に関する法律とは別個の仕組みは、種子の品質その他販売に関する規制など、品種の商品化に関するすべての活動に一律に適用される可能性がある。」

事前の情報に基づく同意:「[...]」UPOVは、育成行為を実施する際の透明性と倫理的行動の原則を奨励し、この点に関して、新品种の開発に用いる遺伝素材へのアクセスは、当該遺伝素材の原産国の法的枠組みを尊重して行わなければならない。ただし、UPOV条約は、育成者権の付与に当たって、保護を得るための要件に条件を追加し、又は異なる条件を課してはならないと定めている。UPOVは、この規定は、遺伝資源へのアクセスについて定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う[...]と規定するCBD第15条に合致すると指摘している。」

利益配分:「UPOVは、収益の配分を要求するための仕組みが育成者権の付与を担当する当局に新たな行政上の負担を課し、また、品種をさらなる育成に利用する際に新たな金銭的負担を課すことになるのを懸念する。実際、利益配分のためにそうした負担が生じることは、UPOV条約に定められた育成者権の例外の原則と相容れない。UPOV条約では、他品種を育成する目的で行われる行為は

制限の対象とならず、保護されている品種(原品種)の育成者は、本質的に由来する品種の場合を除き、当該原品種から開発された品種の金銭的利益を得る資格はないとされている。[…]

アクセスと育成者権：遺伝素材へのアクセスに関する法律と育成者権の付与を取り扱う法律とではその目的や適用範囲が異なり、実施をモニターするために必要とされる管理体制も異なる。したがって、両者は別々の法律に規定されるのが適当と考えられるが、そうした法律は互いに両立し、相互補完的であるべきである。

51. のちに UPOV 理事会は 2008 年 4 月 11 日にジュネーブで開かれた第 25 回臨時会合において、COP9 に対し、国際的制度に関する決定に以下の項を含めるよう要請することを決定した。すなわち、「生物多様性条約と UPOV 条約は相互補完的でなければならないという見解を UPOV が支持していることを認識し、」及び「アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会に対し、アクセスと利益配分に関する国際的制度に関して定める規定は UPOV 条約との相互補完性を確保すべきであることを重ねて指示する」という 2 項である。

2.3.1 UPOV と国際的制度の関係

52. UPOV は、植物遺伝資源の持続可能な利用や CBD の目的と直接の関連性を持っている。しかし、現在行われている国際的制度の交渉を考えると、国際的制度と UPOV を結びつける最も重要な問題は、原産地・証明書の開示とその UPOV の規定との関係、及び植物育成者権に関する技術移転措置の問題である。開示要件や証明のチェックポイントが植物育成者権の申請の条件になる可能性があるが⁴⁵、UPOV は、これは保護の条件の追加にはならないという見解である。また、国際的制度に含まれる技術移転に関する規定も植物育成者権との関連が考えられる。

53. 決定 IX/12 附属書に定められている現在の国際的制度の構成要素は、保護の条件の一つとして案に含まれている原産地開示の問題を除いて、開発され、植物品種保護によってのみ保護されている品種を育成者の同意なしにさらなる育成のために利用する自由(育成者権の例外)⁴⁶など、UPOV の基本的な原則に悪影響を及ぼす可能性はないと考えられる(第 50 項及び第 78 項を参照)。しかし、今後の修正や勧告の形態、その結果生じる義務によっては、これらが UPOV の原則に影響する可能性も残されている。

⁴⁵ 植物品種の場合、この規定は慎重に構築しないと技術的、実際的な障害が生じ得る。開示要件の植物品種への適用可能性については、植物品種の起源が複数の国や出所に由来する遺伝素材である場合や交雑や戻し交雑によるものである場合に生じる問題、記録がないことや育成計画において取得から利用までの期間が長いことによって品種の生殖細胞質の起源の判断が難しいことなど、いくつかの困難が指摘されている。Dutfield, Graham, *Protecting Traditional Knowledge and Folklore. A review of progress in diplomacy and policy formulation*; Issue Paper No. 1, ICTSD and UNCTAD, 2003 も参照のこと。

⁴⁶ 1978 年法第 5 条 3 項及び 1991 年法第 15 条 1 項(iii)並びに第 45 項を参照のこと。

3. 考えられる方法とシナリオ

3.1. 国際的制度と WTO

54. WTO のルールに影響を及ぼす可能性のある国際的制度の側面として、原産地の開示、遵守の証明書、技術移転の 3 つがある。以下の項ではいくつかのシナリオと考えられる方法について検討する⁴⁷。

• CBD の国際的制度の交渉で策定された開示要件・遵守の証明書、及びその WTO の規定との関係

55. 特許出願に開示要件や証明書の利用を含めることやそれについての議論は、国際的制度の交渉の過程で異論の多い問題であった⁴⁸。しかし、一つのシナリオとして、国際的制度の交渉に何らかの形の開示要件を含めることが考えられる。これに関連して、遺伝資源や伝統的知識の原産地の開示、あるいは特許その他の知的財産権の申請手続きにおける証明書など、提案されている仕組みを含めることは、WTO の知的財産権制度と CBD の ABS に関する国際的制度との相互補完性を強めるのではないかとされている。交渉の結果、国際的制度が法的拘束力を有する文書になった場合、各国は、国際義務に適合するために自国の国内法で原産地開示の要件を定めなければならない。これらの要件の適用範囲や影響、実際の運用にはいくらかばらつきがあり得るものの、一般に、開示要件は知的財産に関する国際協定(UPOV 条約については第 78 項を参照)や、特に TRIPS 協定に反するものではない⁴⁹というのが一部の専門家の一致した意見である⁵⁰。国際的制度の開示に関する規定が法的拘束力を持たない場合でも、同じことがいえる。また、現在、WTO では開示に関する交渉が進められているところで、TRIPS 協定において開示要件を受け入れるかどうかについての最終的な決定はまだなされていない。

56. あるいは、すでに開示要件に反対している(WTO においても CBD においても)一部の国による遵守を促すために、CBD において開示の「緩和版」を定めることも考えられる。しかし、一部の代表団や利害関係者らは知的財産権の申請における開示要件を支持しておらず、不正使用に関する懸念に対処するための別の仕組みを支持している。特許における新たな開示要件は求める目的を推し進

⁴⁷ 決定 IX/12 附属書 I、III(国際的制度の構成要素)C(遵守)を参照のこと。

⁴⁸ COP 決定 VII/19 は、知的財産権の申請における原産地の開示は、国際的制度の策定に関する決定 VII/19 D 附属書の委任事項の一部であることを再確認している。この決定は、この問題が WIPO や WTO で議論されてきたことを認識し、関係する協議機関に対し、作業が CBD の目的を補完し、これに反しないようにする必要性に留意しつつ、知的財産権の申請における原産地の開示の問題について検討を開始する(又は継続する)よう求めている。

⁴⁹ Nandozie et al, *op cit*; Sarnoff and Correa, *op cit*; Rojas, Martha et al (ed.) *Disclosure requirements: ensuring mutual supportiveness between the WTO TRIPs Agreement and the CBD*; IUCN, Gland and ICTSD, Geneva, 2005; Tobin et al *op cit*; Cabrera Medaglia Jorge, *The international regimen for access and benefit sharing*; IUCN; Quito, 2006.を参照のこと。

⁵⁰ TRIPS 協定の解釈については、WTO の手続きの下で行われている(WTO 協定第 9 条 2 項)。知的財産の観点については、TRIPS 協定第 27 条、第 29 条、第 32 条及び第 62 条に定めるような特許性の範囲や特許の利用に関する現行の基準が、WIPO や WTO の加盟国がこの概念をどのように扱うかについての一定の指針となるかもしれない。Technical Study on patent disclosure requirements related to Genetic Resources and Traditional Knowledge, Study No. 3 (www.wipo.int/tk で閲覧可能)を参照のこと。

める上で効果がなく、特許制度に不確実性を持ち込むというのが彼らの見解である。

57. このシナリオ(国際的制度の中に開示要件を定める)では、国際的制度の交渉で、事前の情報に基づく同意や利益配分の要件の意味や影響など関連する問題に関する明確性が高まる可能性がある。開示に関する規定への反対の一部は、使われる用語の正確な範囲や法的意味合いが明確性を欠いていることに関連している。「公正かつ衡平な利益配分」や「伝統的知識」といった ABS 制度の中心となる用語や概念の多くが CBD の中で定義されておらず、さらにいえば、「遺伝資源へのアクセス」についても定義されていない。用語の定義は CBD において現在進められているプロセスの一つであり、過去の ABS に関する作業部会の会合の委任事項にも含まれていた⁵¹。国際的制度は、事前の情報に基づく同意、利益配分、原産地証明などの問題を明確にできる可能性がある。また、「遺伝資源」や「生物資源」といった用語の適用範囲など、主要なテーマに関する指針を提供することもできるかもしれない。

58. しかしこのシナリオには2つの大きなデメリットがあると考えられる。一つは、知的財産権の関係国が CBD 締約国でない場合(すなわち米国)、もう一つは、開示に関する規定が CBD に組み込まれる場合に開示要件を知的財産権制度に組み入れることが難しいことである⁵²。

59. 証明書に関しては、証明書を知的財産権の申請に利用する際に必要な實際上、運用上の詳細を国際的制度が提供することができると考えられる。WTO では証明書をそういうものとして検討してこなかったが、国際的制度の下で証明書に関する適切な規定を定めることは、原産地開示の目的での証明書の利用を促進すると考えられる。証明書には、開示を促進する手段として役立つのみならず、もっと広い範囲や目的があるのは明らかである⁵³。しかし、提供国の法律上の要件への遵守や資源を利用する法律上の権利を示し、アクセスや利用に伴う権利や制限を明らかにすることだけを目的とする証明書制度は、WTO のルールに反しないと思われる。ただしこのことは、仮に合意が得られたとして、証明書が最終的にどのようなものになるかによって左右される。証明書が無差別的に定められる場合には、貿易制度と調和することができ、両者は相互補完的に発展することができると考えられる。

• WTO における原産地・出所の開示

60. また、WTO において開示に関する規定を組み込むというシナリオもある(この場合は、TRIPS 協定を法的拘束力の有する文書に改正する)。WTO に加えられるかもしれない改正の正確な範囲や詳細な内容はまだ不明であり(非遵守に対する制裁の有無を特許法とは別枠で扱うかどうか、事前の情報に基づく同意及び利益配分の遵守を規定する必要性など)、改正そのものが行われるかどうか不明である。しかし、このシナリオでは、WTO の知的財産権制度と CBD の ABS の国際的制度との間の

⁵¹ 決定 IX/12 によって、コンセプト、用語、作業上の定義及び分野別アプローチに関する専門家会合が設置された。

⁵² Sarnoff and Correa, *op cit*「CBD の体制の中にそうした規定が置かれていても、知的財産法の体系に直接開示要件が組み込まれることにはならず、したがって、知的財産条約の体制に開示義務を導入しようという取組みは複雑になる。さらに、CBD の中で開示要件を義務付けても、CBD の締約国でない国の知的財産権制度には直接適用されない。」CBD に署名しているがまだ批准していない米国がこのケースに当てはまる。

⁵³ 証明書の目的に関しては、前掲の専門家会合報告書、第 4 項を参照のこと。

相互補完性も生まれることになる。

61. さらに、このシナリオでは、開示が伝統的知識の「防御的保護」⁵⁴にも役立つため、国際的制度の遵守の要素だけでなく伝統的知識の要素も支持する。遺伝資源に関連する伝統的知識の原産地開示の要件は、伝統的知識と関連する遺伝資源の両方について、事前の情報に基づく同意と衡平な利益配分を確保するのを支援するかもしれない。

62. WTO の加盟国数が多数に及ぶことや加盟国にとっての経済的な意義を考えると、この改正によって知的財産権制度（及び国内法）への原産地開示の組み入れがよりよく、より広範に促進され、WTO の広範な実施が促進されるかもしれない。この場合、CBD は、用語や措置（開示における証明書の役割を含む）を明確にすることを通じて開示要件の策定と実施を支援し、協力することが考えられる（第 57 項を参照）。国際的制度の遵守の要素との関連で開示の仕組みへの言及や記述が設けられる可能性もあるが、実質的な規定は TRIPS 協定に組み入れられることになるだろう。

• いずれの制度にも開示要件がない場合

63. もう一つのシナリオは、CBD の国際的制度（法的拘束力を有するか否かにかかわらず）にも WTO にも開示要件に関する規定がない場合である。この場合、国際的制度と WTO の間に矛盾は生じないが、一部の国や専門家の意見では、知的財産権制度（WTO）と CBD の ABS の国際的制度との相互補完性を促進する機会が失われかねない。しかし、第 56 項で触れた特許における新たな開示要件によって生じるとされているマイナスの影響が避けられることを理由に、このアプローチを支持する国や利害関係者もある。こうした代表団や利害関係者は、不正使用に関する懸念に対処するために別の仕組みを支持している。

• 国際的制度において策定される技術移転関連規定

64. 技術移転に関する規定は、CBD 本体の現行の規定や文言を踏まえて、国際的制度の利益配分の要素として具体的に定められる可能性がある。

65. 技術移転に関する規定は、様々な形をとることが考えられる。国際的制度は、いくつかの技術移転に関する措置を含む、最低限の利益配分の条件となる可能性もある。そのため、国際的制度では、相互に合意する条件に含めるべき利益配分の最低限の要件（技術移転を含む）を定めることも考えられる。また、技術移転に関する措置は、CBD 締約国に対する直接的な義務として定められる可能性もある。こうした規定は、CBD にすでに含まれているもの（第 15 条、第 16 条、第 19 条）と同様なものになると考えられる。

66. どちらのタイプの規定も、WTO/TRIPS の知的財産権規定と調和し、国際的制度とこれらとの相互補完性をもたらすように作成されると考えられる⁵⁵。これらの措置は、WTO による技術移転に関する

⁵⁴ WIPO, *Intellectual Property and Traditional Knowledge*, Booklet No. 2

⁵⁵ TRIPS 協定第 7 条（目的：「知的所有権の保護及び行使は、…技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、…」）及び第 8 条（原則：「加盟国は、国内法令の制定又は改正に当たり、…社会経済的及び技術的發展に極め

取り組みや、ドーハ・マンデート(第 19 項)などの文言と両立し、相互補完的なものとなると思われる。

3.3. 国際的制度と WIPO

67. 本稿の執筆時点で、IGC による取り組みの成果がどのような種類のものになるかは不明である。そのため、国際的制度の成果と矛盾し、あるいはこれを支持する可能性のある文書は、法的拘束力を有するものかそうでないかを問わず存在しない⁵⁶。ただし、IGC の最終的な成果によって、様々なシナリオが存在する。

• 国際的制度と IGC は特別な連携なしに並行して作業を継続している

68. 伝統的知識の保護に関する規定案⁵⁷が伝統的知識の保護に関する国際的な成果について規範的な実体や内容を提供できるかどうかは議論の余地がある。

69. 基本的に、政策目標や基本原則を盛り込んだ伝統的知識の保護に関する規定案は、国際的側面に重点を置き、伝統的知識の保護に関する国際文書⁵⁸の策定を想定するという IGC の現在の委任事項に基づいて、提案されている国際文書の基礎となることが考えられる。そのため、この規定案が対象とする伝統的知識の範囲が生物多様性に関連する伝統的知識に限定されない場合であっても、規定案は CBD と十分調和する⁵⁹。規定案は、規定案の原則 B.3 に定められた定義の範囲に含まれるすべての伝統的知識を対象とする。先に述べたように、この規定案に対しては現在も異論が多く、IGC はこの文書あるいはその内容をどのように取り扱うかについて合意に達していない。

70. 現在の伝統的知識の保護に関する規定案に基づいて、IGC の成果が法的拘束力を有する文書となった場合、国際的制度との矛盾はないと思われる(国際的制度が法的拘束力を有する文書になるか法的拘束力を有さない文書になるかにかかわらず)⁶⁰。基本的に、国際的制度は、拘束力を有するものになるか法的拘束力を有さないものになるかにかかわらず、IGC の取り組みを支持し、補完するものになると思われる。もちろんこの結果は、これらの文書がどのような形で作成されるかに最終的には依存する。

て重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。」、第 66 条 2 項(後発開発途上加盟国:「先進加盟国は、…後発開発途上加盟国への技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。」を参照のこと。2003 年 2 月、TRIPS 理事会は、このような奨励措置を提供するために講じた、あるいはこれを想定した措置に関する報告書を提出する義務を先進加盟国に定めた決定を採択した。

⁵⁶ WIPO/GRTKF/IC/13/6 の IGC の作業の国際的側面について考えられる方法を参照のこと。

⁵⁷ 伝統的知識の保護に関する目標と原則の改正案(規定案)。この規定案には、16 の政策目標、10 の基本理念、14 の実質的な原則(不正使用の防止、保護の法的形態など)が含まれている。

⁵⁸ WIPO, *Information Resources on IP and Genetic Resources, TK and TCE* Information source, 2006 を参照のこと。

⁵⁹ 規定案には、基本原則として、7(g)「他の国際的及び地域的文書及び取組みを尊重し、これと協調する」ことが含まれている。

⁶⁰ このプロセスの最終的な目的は伝統的知識、フォークロア及び遺伝資源の保護のための法的拘束力を有する文書を策定し、採択することであるとする意見を表明しているアフリカグループの提案、WIPO/GRTKF/IC/13/9(2008 年 9 月)を参照のこと。

- **国際的制度は WIPO の進展を考慮しつつ伝統的知識に関する具体的な問題に重点を置いている**

71. しかし、別のシナリオを考えることもできる。伝統的知識に関する国際的制度の内容と IGC の成果に矛盾が生じる可能性はないものの、両協議機関で交渉中の規定の中には重複するものもあり得る。IGC と国際的制度の最終的な成果が拘束力を有する文書となった場合、この重複の可能性によって法的義務の重複が生じる可能性がある。

72. このことを念頭に置き、規定案にみられる詳細な進展を考慮しつつ考えられる一つの方法は、交渉プロセスのいずれかの時点で合意される特定の問題に重点を置いた、伝統的知識の保護に関する規定を、国際的制度に定めるというものである。

73. 国際的制度に、例えば包括規定や一般規定を含めることも一つの方法である。国際的制度に含めることを検討すべき要素のうち、次のものに重点を置くことが考えられる。伝統的知識の保護における慣習法の役割、独自制度の創設⁶¹ ⁶²、地域社会や原住民から事前の情報に基づく同意を取得する際の実施上のガイドラインや手続きの策定⁶³である。つまり、国際的制度は事前の情報に基づく同意や利益配分に関して一定の基本的な根拠を定めるのに役立つと考えられる。このように、原住民や地域社会の事前の情報に基づく同意や相互に合意する条件を支援するための措置は、国際的制度のうち伝統的知識の保護に関連する別の要素となり得る。具体的には、国際的制度では、事前の情報に基づく同意を得ずに伝統的知識を取得することが不正使用行為とみなされる可能性がある。WIPO の IGC が、伝統的知識の保護に関するより詳細な規定（例えば、現在の規定案にみられるようなもの）に関する作業を継続することも考えられる。

74. しかし、この方法には次のようないくつかのデメリットがある。すなわち、WIPO の IGC による現在までの具体的な規範的成果が含まれないこと、WIPO で生み出されると考えられる成果（内容と性質のいずれも）が不確定であること、両協議機関の加盟国が異なること、そして、交渉内容の一部が WIPO のプロセスとして残される場合に、達成すべき成果を CBD 締約国がコントロールできないおそれがあることである。

- **国際的制度の IGC の措置や手段に対する認識**

75. 国際的制度は、伝統的知識の分野においても遺伝資源の分野においても IGC が生み出した多くの情報や資源からも恩恵を受けると考えられる。IGC による技術的な助言は、国際的制度の成果を実施する上で役にたつかも知れない。これに関連して、国際的制度は、こうした文書と国際的制度の内容（例えば、原産地開示の目的、伝統的知識の保護、能力開発などに関して）の関連性を認識して、適当な場合には、こうした技術的助言や措置を利用することを決定することも考えられる。これは、国際的制度では特定の懸念やニーズに対処するための具体的な措置や文書を策定しないということである。

⁶¹ 前回の COP で採択された決定 VIII/5 及び IX/13 H を参照のこと。

⁶² 決定 IX/12 附属書は、「独自制度」について特に言及していない。しかし、決定 VII/19 は、国際的制度の考えられる「要素」の一つとしてこうした制度に言及している。

⁶³ 前回の COP で採択された決定 XIII/5 及び IX/13 H を参照のこと。

はない。開示要件に関しては、これまでのところ IGC の重点はこのような要件に対する理解を深めるための専門的研究その他関連する活動のほうに置かれている。国際的制度による開示要件が法的拘束力を有するものになるかそうでないかにかかわらず、知的財産と遺伝資源の関係が国際的制度の交渉に組み込まれる場合には、IGC による取り組みも、開示規定やこの問題に対応するための別の措置の実施を促進すると考えられる。一部の代表団や利害関係者も、WIPO は国際的制度の交渉に関連する知的財産の問題に対処するのに適したノウハウを有しているという考えを表明した。

• 国際的制度と WIPO のその他の条約

76. 最後に、一部の関係者や国の間には、開示要件が国際的に合意された場合、世界知的所有権機関が運営する 2 つの知的財産権関連条約、すなわち特許法条約 (PLT) と特許協力条約 (PCT) に変更が生じるという意見があるとはいえ⁶⁴、WIPO が運営するこれらの条約にどのような影響が及ぶかについて、最終的な法律上の結論は出ていない⁶⁵。

3.4 国際的制度と UPOV

77. 国際的制度と UPOV 条約に関する UPOV 理事会の立場にもかかわらず、原産地開示の要件は必ずしも UPOV の基本的ルールに抵触しないという意見もある⁶⁶。同時に、UPOV には開示要件を含めるために UPOV 条約を改正しようという動きはみられない。開示に関する WTO での議論に関しては、特許制度との関連で議論が行われており、植物育成者権への影響はないと思われる⁶⁷。

• 国際的制度において植物育成者権に関して定められる開示要件や証明書要件

78. 以上のような理由で、CBD の国際的制度に関する交渉の結果、植物育成者権に原産地の開示を含める方法がとられる場合、この開示要件が保護のための追加の条件として定められることになれば、開示要件と UPOV の保護のための条件⁶⁸の両立性に関する UPOV の解釈と矛盾が生じかねない。

79. 国際的制度の交渉の結果、開示が法的拘束力を有する文書に含まれることになれば、2 つの協

⁶⁴ 第 37 項、脚注 37 を参照のこと。

⁶⁵ そうした修正は不要であるとする Sarnoff and Correa *op cit.* を参照のこと。同書は、PCT には、国際出願の様式や内容の独立した要素の一つとして、あるいは国際出願の様式や内容に関する国内での追加要件の一つとして、遺伝資源や伝統的知識の出所に関する明確な表示を行う仕組みはないことも指摘している。PCT は、「この条約及び規則のいかなる規定も、各締約国が特許性の実体的な条件を定める自由を制限するものと解してはならない。」と規定している。WIPO の特許における遺伝資源及び伝統的知識に関する開示要件に関する専門的研究 (Study No. 3) を参照のこと。この提案が行われた背景の分析については、Girberger, Martin, Transparency Measures under Patent Law regarding Genetic Resources and Traditional Knowledge, Disclosure of Source and Evidence of Prior Informed Consent and Benefit-Sharing, *Journal of World Intellectual Property*, Vol. 7, No.4, July 2004, Geneva を参照のこと。

⁶⁶ Sarnoff and Correa「UPOV は、植物に関する権利を否定し、あるいは無効にするような開示義務は UPOV 条約に抵触すると示唆しているが、UPOV はそうした権利の付与に関する問題を直接的には取り上げず、保護のための追加の条件の一つとして開示要件を扱った。」

⁶⁷ Sarnoff and Correa *op cit.* 「しかし、そうした開示要件の適用が特許の場合に限定されれば、その対象が CBD のアクセスと利益配分の要件に関係するようなその他の知的財産権の申請に影響が及ぶことはないと考えられる。特に重要なのは、そうした制限は植物育成者権の対象に対する強制的な開示義務には適用されないという点である。

⁶⁸ 同様の議論は、開示要件を促進するための手段としての証明書にも当てはまる。

定の間には不一致が生じるかもしれない。そうしたアプローチは、UPOV の加盟国が法的拘束力を有する国際的制度の加盟国になることに対するマイナスのインセンティブになりかねない。

80. また、UPOV 条約を改正して植物育成者権を保護する条件として原産地の開示を含めるという方法もある。しかし、UPOV の加盟国からそうした方法が提案されたという情報はない。

• 開示/証明書からの植物育成者権の除外又はこれに代わる方法

81. 一つの方法は、開示規定から植物育成者権の申請を除外する、あるいは、植物品種の場合の法的、技術的な影響を考慮して、特別な制度を別に創設するというものである。UPOV 条約に定められた法律上の要件や条件、及び新品種の育成を目的とした植物遺伝素材へのアクセスや利用のプロセスを考慮して、専用の開示要件を定めることも考えられる。

• 技術移転に関する規定と UPOV

82. UPOV 条約には、技術移転に関する規定そのものはない。しかし、WTO の節(第 63 項)で述べたのと同様の議論や結論は、国際的制度や UPOV で定められる技術移転規定についても行われる可能性がある⁶⁹。国際的制度では、UPOV 条約と調和して共存し、相互補完的であるような植物品種保護に関する技術移転規定が定められることも考えられる。

• UPOV 条約との相互補完性に関する国際的制度の言及

83. UPOV 理事会は、両文書の相互補完性を繰り返し求めている。また、現在の国際的制度の交渉テキストにおける UPOV への言及は、国際的制度の適用範囲に関する案のいくつかにみられる。考えられる一つの方法は、UPOV 条約と国際的制度の相互補完性への言及を明示的に含めることである。しかし、同様の言及は UPOV 条約に対してだけではなく、その他多くの国際文書や取り組みに対しても行われる可能性があることを理由に反対されることもあり得る。

4. おわりに

84. 国際的制度の交渉成果と、WTO、WIPO 及び UPOV の取り組みや文書の間には相互補完性を強化する余地が多くある。基本的に国際的制度は、法的拘束力を有するか否かにかかわらず、本稿で示した議論や考えられる方法を考慮して、他の条約や取り組みと調和して共存することができると思われる。

85. CBD、WTO、WIPO 及び UPOV の各制度間の相互補完性に対する要求は、その目的やアプローチ、価値が大きく異なり、法的な保護を要求、主張する複数の制度が両立し得るようにする必要性を意味していると解釈することができる⁷⁰。

⁶⁹ *The Role of intellectual property rights in technology transfer in the context of the Convention on Biological Diversity*, op cit, paragraph 48, note 14 を参照のこと。

⁷⁰ Nnandozie et al, op cit. を参照のこと。

(9) アクセスと利益配分に関する国際的制度と遺伝資源の利用について規律する他の国際文書・国際的協議機関との関係に関する研究：

「ABS の国際的制度と南極条約体制、国連海洋法条約との関係」*

1. はじめに

本稿は CBD 締約国会議決定 IX/12 の第 13 項(c)に基づいて委託された研究で、CBD に基づく国際的制度が南極条約体制 (ATS) や海洋法に関する国際連合条約 (国連海洋法条約、UNCLOS) とどのように相互補完し合い、またこれらと共存し得るかを検討するものである。本稿では、南極条約体制及び国連海洋法条約と、策定中の CBD のアクセスと利益配分に関する国際的制度 (ABS の国際的制度) との関係について検討し、今後両者が共存し、協調していくために考えられる方法を明らかにする。

南極条約体制と国連海洋法条約は別々の制度であり、ABS の国際的制度との関係も異なるため、本稿では、それぞれを別々に取り扱う。第 2 節から第 4 節で南極条約体制について検討し、第 5 節から第 7 節で国連海洋法条約について検討する。

2. ABS の国際的制度と南極条約体制の概要

本節は、ABS の問題が南極条約体制においてどのように取り扱われてきたかに関する事実関係の概要を示すもので、“Overview of recent developments at the international level relating to access and benefit sharing (最近の国際レベルでのアクセスと利益配分に関する進展の概要)” (UNEP/CBD/WG-ABS/5/4/Add.1, 30 August 2007) として事務局長から提供された情報を基にしている。最初に南極条約体制の主要な規定を概観し、次いで、2007 年 8 月以降の新たな進展について簡単に解説する。

2.1 南極条約体制の主な規定

南極条約体制は、遺伝資源そのものの利用を直接規律するものではない。しかし、南極条約体制では、南極条約、その環境保護に関する議定書 (マドリッド議定書) 及び南極の海洋生物資源の保存に関する条約 (CCAMLR) に ABS の国際的制度に関連のある規定が含まれている。

南極条約第 6 条は、「この条約の規定は、南緯 60 度以南の地域 (すべての氷棚を含む) に適用する。ただし、この条約のいかなる規定も、同地域内の公海に関する国際法に基づくいずれの国の権利又は権利の行使をも害するものではなく、また、これらにいかなる影響をも及ぼすものではない。」と定められている。

* UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/3/Part.3 作成者: サム・ジョンストン (Sam Johnston)、国連大学高等研究所、2009 年 2 月 (<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/information/abswg-07-inf-03-part3-en.pdf>) (2009 年 9 月 25 日アクセス)

南極条約は、南極地域は平和的目的のみに利用すること(第 1 条)、及び科学的調査の自由を提供すること(第 2 条)を規定している。これに関連して、この条約は国際協力の促進を提唱している。第 3 条(a)から(c)には、この目的を達成するために締約国が同意する具体的な措置がまとめられている。これに基づいて、締約国は、実行可能な最大限度において、次のことに同意する。

- a. 南極地域における科学的計画の最も経済的、かつ能率的な実施を可能にするため、その計画に関する情報を交換すること。
- b. 南極地域において探検隊及び基地の間で科学要員を交換すること。
- c. 南極地域から得られた科学的観測及びその結果を交換し、また自由に利用することができるようにすること。

南極条約体制の締約国は、米国を除いていずれも CBD の締約国である(米国は南極条約体制の締約国であるが、CBD の締約国ではない)。

1991 年マドリッド議定書(1998 年 1 月に発効)は、南極の環境並びにこれに依存し関連する生態系を包括的に保護することを目的とするものである。この議定書は、南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として指定し、科学的調査を除いて、鉱物資源に関するいかなる活動も禁止している。

この議定書は、環境に関する一連の原則を定めており、特に、南極条約地域における活動は、環境に対する悪影響を抑制し、動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の悪化を回避し、「科学的調査を優先するように、また南極地域の科学的調査を実施する地域としての価値を保護するように」計画し、実施すると規定している。

この議定書には、環境影響評価に関する規定(概要は附属書 I に記載)が含まれている。つまり、科学的調査の計画に基づいて実施される活動、観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動による環境影響の事前評価を実施しなければならない。南極での遺伝資源の収集はこれらの規定の対象となり、したがって事前評価の実施が求められる。

該当する活動から得られる商業的利益をどのように利用するかについては、議定書は何も定めていない。

いずれの締約国にも、生物探査から生じる商業的利益について具体的な規定を含む実施法はない。一部の締約国は、南極地域における自国民の該当する活動に対して、自国の一般的な ABS 規定を適用している。例えば、オーストラリアの環境保護・生物多様性保全法(CBD の実施に関する主要な立法文書)の関連規定は、南極地域におけるオーストラリア国民の活動に適用される。実際には、各国政府が南極の遺伝資源へのアクセスに許可を与える際には、商業的利益の利用についてその都度取決めを行っている。いまのところ、南極地域で採取された遺伝資源の利用からこれといった商業的利益は生じていない。

南極条約体制には 1992 年南極の海洋生物資源の保存に関する条約(CCAMLR)も含まれているが、

この条約は、南極の海洋生物資源の保存を目的とし、「南緯 60 度以南の地域における南極の海洋生物資源及び南緯 60 度と南極収束線との間の地域における南極の海洋生態系に属する南極の海洋生物資源」について適用される。第 2 条に基づき、採捕の対象となる資源の量が最大持続生産量を下回る水準まで減少すること、及び対象以外の種や海洋生態系全体の量が減少することを防ぐため、採捕は規制される。第 7 条では、利用可能な最良の科学的証拠に基づいた保存措置を作成し、採択し及び修正することなどを行う委員会を設けている。該当する活動から得られる商業的利益をどのように利用するかについては、CCAMLR は何も定めていない。

1988 年南極鉱物資源活動規制条約 (CRAMRA) は、1991 年のマドリッド議定書に取って代われ、効力を生じる見通しはまったくないが、ABS の有益な先例としてしばしば言及される。CRAMRA では、南極地域における採鉱のあらゆる面を規律する詳細な許可制度が定められた。この許可制度は、環境を保護し、他の正当な利用を尊重し、すべての締約国が公正かつ効果的に参加する機会を促進し、国際社会全体の利益を考慮することを目的とするものであった。CRAMRA では、関係締約国による国際参加、特に発展途上国からの参加が奨励された。この条約は、条約を運営する費用を賄い、「南極地域での科学的調査 (特に南極の環境及び南極の資源に関連する調査)、及び発展途上締約国をはじめ、すべての締約国のそうした調査への幅広い参加を促進する」ために、採鉱実施者に税金を課すことを認めていた。また、データ及び情報を実行可能な最大限度で自由に利用できるようにするための詳細な規定も含まれていた。

2.2 最近の進展

生物探査については、南極条約協議国会議 (ATCM) が 1999 年から検討を行ってきた。この間、各締約国の関心は、科学的観測及びその結果を自由に利用できること、科学的観測及びその結果を自由に利用できること以外に考えられる利益配分の方法、環境への影響、他の協議機関における政策の進展を捕捉しておく必要性にあった。

2007 年、第 30 回 ATCM において、南極条約地域における生物探査の問題を検討するために、特に「ATCM がこの問題 (適当な場合には、作業枠組みを含む) の検討を支援することを目的として、南極条約地域における生物探査に関連する問題及び活動の現状を明らかにするために」、ウェブを利用した非公式オープンエンド会期間協議グループ (ICG) を設置した。

UNEP/CBD/WG-ABS/5/4/Add.1 (2007 年 8 月 30 日) において、南極条約体制における進展に関して CBD のプロセスが最後に更新されて以降、南極条約体制における最も重要な進展として、ICG の報告書、第 31 回 ATCM (2008 年 6 月 2 日～13 日、於ウクライナ・キエフ)、南極研究科学委員会 (SCAR) 第 30 回会合 (2008 年 7 月 13 日～16 日、於ロシア・モスクワ) 及び CCAMLR 第 27 回会合 (2008 年 10 月 27 日～11 月 7 日、於オーストラリア・ホバート) があった。

2.2.1 第 31 回南極条約協議国会議

第 31 回南極条約協議国会議 (ATCM) に先立ち、南極条約地域における生物探査の問題を検討する ATCM 会期間協議グループの WP4 報告書(オランダ)、及び WP11 南極生物探査データベースの構築を含む、南極地域における生物探査の最新動向(ベルギー)が用意された。

この会合では、ATCM が引き続きこの問題をモニターする必要性が支持された。締約国は、南極条約地域で実施されるいかなる生物探査活動についても情報を得ることが重要であることを指摘した。生物探査の問題に関連すると思われる文書や機関がすでに整備されていることが指摘された。これには、南極条約第 2 条及び第 3 条、海洋種に関しては環境保護委員会 (CEP) 及び CCAMLR が含まれる。一部の締約国は、生物探査活動の中にはこれらの規定に反するおそれのあるものがあり得るという意見を表明した。一方で、生物探査活動は、南極条約及び関連する文書に基づく正当な活動であるという意見を表明する締約国もあった。多くの国が、既存の文書において補う必要のあるギャップについて分析することの意義を強調した一方で、そうした分析を行うことは時期尚早であるとする締約国もあった。

また、多くの締約国が、南極における生物探査に関するデータベース (www.bioprospector.org を参照)を見直し、南極条約地域における生物探査について暫定的な定義を設けることの意義を強調した。作業を進める前に SCAR の意見を求めるほうがよいとする締約国もあった。この会合は、SCAR に対し、生物探査の問題についてさらに検討する予定である第 32 回 ATCM に向けて文書を作成するよう要請した。SCAR は、以下の問題に関して、第 32 回 ATCM に文書を提出することに同意した。

1. 南極条約地域における生物探査に関係すると考えられる最新の既発表研究を検討し、科学の基本的原理を基に、発見から開発、商品化、製品の利用に至るこれらの研究についての評価を提出すること。
2. SCAR のメンバーが現在実施している生物探査研究に関する調査を提供すること。

2.2.2 第 30 回南極研究科学委員会 (SCAR)

出席者らは、生物探査に関する文書を第 32 回南極条約協議国会議に提出することで合意した。調査報告書を南極条約事務局に提出する期限は 2009 年 2 月 20 日である。SCAR の各国内代表委員会 (National Committee Representative) に対して、2008 年 11 月 22 日までの回答を要請する質問表が送付された。

2.2.3 南極の海洋生物資源の保存に関する条約第 27 回会合

生物探査については、議題 15「南極条約体制との協力」の下で検討された。“Paper on Biological prospecting in the southern Ocean, a role for CCAMLR (南大洋における生物探査--CCAMLR

の役割)”と題する文書が IUCN から提出された。多くの締約国が、生物探査の問題をもっと積極的に取り上げるよう CCAMLR に要請した。

2.3 その他の進展

2009 年 2 月 3 日から 5 日まで、オランダが主催して、第 32 回南極条約協議国会議 (ATCM) に向けた南極条約地域における生物探査に関する非公式会合が行われた。この会合は、第 32 回 ATCM において豊富な情報に基づいて体系的で焦点を絞った議論を行うことを目的として、南極条約協議国が共同で調査報告書を作成することを支援するために、南極条約地域における生物探査によって生じる問題について検討するために開かれた。この会合において、次のことを行う機会が得られた。すなわち、生物探査に関連する既存の国際文書の比較分析、南極生物探査データベースの評価及び南極条約体制に関するギャップ分析の実施である。この会合において、来る ATCM に向けて 4 つの文書が作成された。

- ・ 情報文書--「概念、用語及び定義(比較分析を含む)」
- ・ 作業文書--「南極条約体制の生物探査の管理に関するギャップ分析」
- ・ 作業文書--「南極生物探査データベース」
- ・ 情報文書--「国際レベルでの最近の政策立案に関する最新情報」

ABS の問題は、近く行われる次のような会合などで検討される予定である。

- ・ 第 32 回南極条約協議国会議(2009 年 4 月 6 日～17 日、於ボルティモア)
- ・ 第 10 回南極研究科学委員会国際生物シンポジウム(2009 年 7 月 26 日～31 日、於日本・北海道)。テーマは、21 世紀の南極生物学--国際極年からの飛躍、である。
- ・ 南極条約サミット: 国際的な管理における科学と政策の相互関係(2009 年 11 月 30 日～12 月 3 日、於米国・ワシントン DC)
- ・ 第 31 回南極研究科学委員会(2010 年 8 月下旬又は 9 月、於ブエノスアイレス)

2.4 まとめ

南極条約体制の締約国の大多数は、現行の南極条約体制の規定で遺伝資源の利用による環境への影響に十分対応できると考えている。

ただし多くの締約国は、南極条約体制が明確には対応していないと考えられる重要な問題がいくつかあることを認めている。それは以下のような問題である。

- ・ 生物探査、基礎研究、応用研究の定義
- ・ 知的財産権(特に特許)が科学情報の自由な交換に与える影響
- ・ 利益配分に関する現行の仕組みの妥当性
- ・ 現行の報告体制の妥当性

- ・ 試料のアクセスの管理

3. ABS の国際的制度と南極条約体制の関係

この節では、両制度の関係、特に、両者間の重複やギャップに焦点を当て、考えられる法律上あるいは政策上の課題について明らかにする。

南極地域の領土的地位や南極条約体制の適用範囲は複雑であり、様々な見方がある。南極条約第6条によって、南極条約体制の適用範囲は南緯 60 度以南の地域とされている。南極条約地域の法的地位が複雑であることから、この地域にある遺伝資源に対する所有権や主権についての問題が生じる。過去 6 回の南極条約協議国会議の会合において、「生物探査」の問題が議題に含まれていたことは注目に値する。これらの問題を南極条約体制で検討することの正当性について異議を唱えている締約国はない。

CBD の適用範囲は第 4 条に述べられており、「この条約が適用される区域は、各締約国との関係において、次のとおりとする。(a) 生物の多様性の構成要素については、自国の管轄の下にある区域、(b) 自国の管轄又は管理の下で行われる作用及び活動(それらの影響が生ずる場所のいかんを問わない)については、自国の管轄の下にある区域及びいずれの国の管轄にも属さない区域」とされている。CBD 第5条には、「締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、可能な限り、かつ、適当な場合には、直接に又は適当なときは権限のある国際機関を通じ、いずれの国の管轄にも属さない区域その他相互に関心を有する事項について他の締約国と協力する。」と規定されている。

第5条は、各締約国が公海及び深海底の海洋遺伝資源の利用を規制するために CBD や国連海洋法条約の規定を適用しようという地域的な取り組みが正当であることを認識するのに用いられてきた。

遺伝資源の利用に関する南極条約体制の条項や決定に CBD と矛盾するものはない。また、締約国会議において、ABS の国際的制度と南極条約体制の関係に直接関連する決定が採択されたこともない。

かねてから締約国会議は、CBD に関連がある一方で南極条約地域の範囲内にある問題を南極条約体制が取り扱うことは正当であると認識してきた。例えば、締約国会議は決定 VIII/27 において、「各締約国その他各国政府が南極条約協議国会議において外来侵入種の問題を取り上げ、また、南極条約地域における外来侵入種の脅威に対処するための措置の策定を支援すること」を奨励し、さらに、「南極条約の締約国が 1991 年の環境保護に関する南極条約議定書の下で企図された管理の向上を検討すること」を奨励している。南極条約協議国会議はこの要請に応え、現在、南極条約地域における外来種を管理するための措置の見直しを進めている。

4. ABS の国際的制度と南極条約体制の関係の扱い方

この節では、南極条約体制の権限と調和し、これと相互補完的であるように、また南極条約体制と共

存するように ABS の国際的制度を構築するための方法について検討する。

締約国会議決定 VII/19 は、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会が ABS の国際的制度に含めることを検討すべき「既存の文書及び取組みの関連する要素」の一つとして「南極条約」を挙げている。

決定 IX/12 附属書 I に現在含まれている ABS の国際的制度の適用範囲には、南極条約地域に言及している箇所が 3 つある。以下のように、第 1 案に 2 ヶ所、第 3 案に 1 ヶ所である。

1. 最初の言及は第 1 案の第 3 項で、「アクセスと利益配分に関する国際的制度は、…(f) [南極条約地域に存する遺伝資源]には適用されない」とされている。
2. 2 番目は第 5 項で、「[アクセスと利益配分に関する国際的制度の策定を進め、交渉を行う上で、…(g) [南極条約地域に存する遺伝資源]に[特別な][十分な][配慮を]行う。]とされている。
3. 最後の言及は第 3 案の第 4 項で、「南極条約地域に存する遺伝資源に特別な配慮を行う。」とされている。

つまり、決定 IX/12 には次の 3 つの案が示されている。

1. 南極の遺伝資源を ABS の国際的制度から除外する(上述の 1 番目の案)
2. 特別なルールを設けずに、南極の遺伝資源を ABS の国際的制度に含める(上述の 2 番目の案の角括弧内に示された含意の一つ)
3. 南極の遺伝資源に「十分な」又は「特別な」配慮を行う(上述の 2 番目及び 3 番目の案)

それぞれの案について、以下に簡単に解説する。ただし基本的に、それぞれの案には賛成と反対の理由がある。各案の優劣は、ABS の国際的制度が正確にはどのような性質のものになるかに依存する。

1. 第 1 案:南極の遺伝資源を除外する

南極条約協議国会議は、2009 年 4 月に開かれる次回会合の議題に生物探査の問題を含めており、1999 年以降、この問題の検討を進めている。

南極条約協議国会議は、外来種に対する措置に関して締約国会議から出された先の要請に対応してきた。

南極条約協議国会議及び南極条約体制の各締約国は、かねてから、南極条約体制内で同様の措置を取ることを通じて、南極条約地域に関連する他の国際基準や制度に対応してきた。例えば、1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約(1978 年の MARPOL 議定書で改定)は、マドリッド議定書の附属書 IV「海洋汚染の防止」により南極条約体制に組み込まれた。

南極条約体制は、ABS の問題を扱ういくつかの地域的取り組み (ASEAN、ANDEAN、アフリカ連合) の一つである。

2. 第 2 案:南極の遺伝資源を含める

これによって、南極地域で採取される遺伝資源の利用について、世界一律の基準を設けることが可能になる。

南極条約体制に参加していない締約国にとっては、この案によって、南極条約体制が ABS に関して何らかの措置を定める場合に自国の意見が考慮されるような機会が得られる。

ABS に関して南極条約体制内にあるギャップ、特に利益配分や所有権に関する問題のいくつかに対応することができると思われる。

CBD 第 15 条が、各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有することを認めていることや、ABS 問題に関するこれまでの締約国会議の決定がこの基本的な前提の上に築かれていることから、一部の南極条約体制締約国は、国際的制度に含まれる南極の遺伝資源の利用など、南極条約第 4 条や、いかなる行為又は活動も「南極地域における領土についての請求権を主張し、支持し、若しくは否認するための基礎を成し、又は南極地域における主権を設定するものではない」とする第 4 条の規定への CBD の影響 (国際的制度に含まれる南極の遺伝資源が利用されることなど) について懸念を表明している。

注意すべきは、これが生じ得るのは、CBD 第 4 条が南極の遺伝資源に及ぶ範囲においてだけである。

アメリカ合衆国は CBD の締約国ではないが、南極条約体制の締約国である。

3. 第 3 案:南極の遺伝資源に対する十分な又は特別の配慮

十分な又は特別の配慮については、現時点では決定 IX/12 に詳しく述べられておらず、定義もされていない。

他の状況においては、CBD には十分かつ特別の配慮の先例がいろいろある。

遺伝資源の取扱いに対する十分な又は特別の配慮の一例は、食料農業植物遺伝資源の利用に適用される規則である。また、1993 年 12 月の CBD の効力発生以前に取得された生息域外収集の遺伝資源の利用に適用される規則もその例である。

より広範には、締約国会議は各種の国際機関や国際文書に対し、CBD の各種規定や締約国会議決定を実施するよう求めてきた。この例として最もよく知られているのは、各種の COP 決定が FAO、その委員会及び ITPGRFA に対して、CBD の規定を食料農業植物遺伝資源に関して実施するよう求めていることである。また、つい先頃の統一国内報告において、ラムサール条約の締約国会議が湿地に

関する実施の主要パートナーとして CBD を指定する一方で、ラムサール条約に対して CBD の各種規定を実施、整備するよう求めていることもよく知られた例の一つである。より広い例としては、決定 VIII/4D の第 1 項において、締約国会議は、「関係協議機関が、知的財産権の申請における開示要件に関する作業について、CBD 第 16 条 5 項に従って、この作業がこの条約の目的を助長しかつこれに反しないようにする必要があることを考慮しつつ、作業に取り組み又はこれを継続すること」を要請している。

先に述べたように、締約国会議はすでに南極条約体制に対し、外来侵入種に関する措置を定めるよう要請している。

ABS の国際的制度における進展は、南極条約体制の締約国が特定した以下のような懸案事項のいくつかに重要な先例を提供すると考えられる。

- ・ 生物探査、基礎研究、応用研究の定義
- ・ 知的財産権(特に特許)が科学情報の自由な交換に与える影響
- ・ 利益配分に関する現行の仕組みの妥当性
- ・ 現行の報告体制の妥当性
- ・ 試料のアクセスの管理

5. ABS の国際的制度と国連海洋法条約の概要

この節では、国連海洋法条約の主要な規定に関する経緯の概要を示し、次いで、2007 年 8 月以降の新たな進展について簡単に解説する。

5.1. 国連海洋法条約

国連海洋法条約は、「国際交通を促進し、かつ、海洋の平和的利用、海洋資源の衡平かつ効果的な利用、海洋生物資源の保存並びに海洋環境の研究、保護及び保全を促進するような海洋の法的秩序」を確立することを目指すものである。国連海洋法条約は 1982 年に採択され、1994 年 11 月 16 日に発効した。

国連海洋法条約は、その目標を達成するため、各締約国に対し、国の管轄権の及ぶ区域の内側か外側かを問わず、海域に基づいて権利及び義務を設けている。各国は、自国の内水、領海及び群島水域に対する主権、及び排他的経済水域及び大陸棚の資源に対する主権的権利を有する。協力は、いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋資源の管理の重要な要素の一つである。これらの区域は、「公海」(いずれの国の排他的経済水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋のすべての部分)と「深海底」(国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下)に分けられる。国連海洋法条約には、条約を補完し、詳細を規定する 2 つの実施協定がある。

1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部を実施する1994年の協定(1994年第11部協定)と分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定を実施するための1995年の協定(国連公海漁業協定)である。

国連海洋法条約に基づいて複数の機関が設立された。国際海洋法裁判所、大陸棚の限界に関する委員会、国際海底機構などである。国連海洋法条約の締約国会合は毎年開催される。国連公海漁業協定締約国の非公式協議も年1回のペースで開かれる。また、毎年行われる国連総会は、海事問題や海洋法について議論している。この年1回の検討や議論を円滑にするため、国連総会は1999年に海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス(協議プロセス)を、2004年にはいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する問題を検討する非公式作業部会を設置した。

5.2 最近の進展

UNEP/CBD/WG-ABS/5/4/Add.1 に示されているように、いずれの国の管轄にも属さない海洋遺伝資源に関する問題は、国連総会、特に、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する問題について検討するために総会が設置した非公式作業部会(国連総会の作業部会)において議論されている。さらに、これらの問題は、海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス(協議プロセス)の第5回及び第8回会合でも議論された。国連海洋法条約締約国会合も声明を出している。以下に2007年8月以降の最近の進展の概要を述べる。

5.2.1 協議プロセス

この協議プロセスは、2007年6月の第8回会合において、海洋遺伝資源の問題を重点的に取り上げた。この会合の成果は以前に報告された。国連総会はこの協議プロセスの報告に注目し、海洋遺伝資源の問題を非公式作業部会において議論する必要性を認識し、各締約国に対し、この条約に従っていずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源に関係する法制度について、非公式作業部会の委任事項に即し、この問題に関する一段の進展を目指して検討を続けるよう要請した。

5.2.2 作業部会

この作業部会は、第1回及び第2回会合において、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海洋遺伝資源の問題を検討した(総会文書 A/61/65 及び A/63/79 を参照のこと)。2006年に開かれたこの作業部会の第1回会合の成果については、UNEP/CBD/WG-ABS/5/4/Add.1 に概要が記載されている。作業部会の第2回会合は2008年に開かれた。共同議長による共同声明は、特に遺伝資源に関する主要な問題について以下のように要約している。

- ・海洋遺伝資源に関する科学的調査では、海洋の生物多様性に関する知識の拡大や、人間の生活や福祉に資する新たな物質の発見という観点から、これを促進することの重要性が認識された。そのような調査は、海洋の科学的調査に関する国連海洋法条約の規定に従い、予防的アプローチに基づいて実施しなければならない。このような活動に関連して環境影響評価を利用する可能性、またそのための国際的な基準やガイドラインの策定の可能性についても言及されている。
- ・一部の代表団はさらに調査が必要な分野をいくつか示した。海洋遺伝資源と他の資源の関係、いずれの国の管轄にも属さない区域において行われている海洋遺伝資源に関する活動の実態とそれに伴う費用及びリスク、海洋バイオテクノロジーの開発プロセスと海洋遺伝資源の商業化から得られる利益、保全と持続可能な利用のための適切な措置を特定する目的でバイオテクノロジーへの応用に資すると考えられる種や地域の分布図の作成などである。
- ・科学的情報及び成果の共有を促進する必要性に加え、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に関連する活動に発展途上国が参加し、そこから利益を得るための能力を開発する必要性が強調された。これに関連して、国際海底機構の寄贈基金の有用性についての言及がなされた。
- ・国連海洋法条約は、いずれの国の管轄にも属さない区域の遺伝資源に関するものを含め、海洋におけるすべての活動に関する法的枠組みであると認識された。これに関連して、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に関係する法制度について、特にそうした海洋遺伝資源が人類の共有財産の一部を成し、従って深海底に関する制度が適用されるか、あるいは公海に関する制度の一部を成すかについては意見が分かれた。
- ・上述したことにもかかわらず、一部の代表団は、国連海洋法条約の枠組みの中にいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に関する詳細な制度が必要であるという意見であった。これに対して、別の代表団は新規の国際的な制度は必要ないと述べた。
- ・そのような状況において、一部の代表団は、海洋遺伝資源の保全と持続可能な利用を促進するための実際的な措置に重点を置くことを提案した。そうした実際的な措置であれば、特に利益配分の方法について検討することができると提案された。これに関連して、複数の代表団は、議論の基準点の一つとして、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約に基づいて設けられた多国間システムを用いるという提案を検討することに関心を表明した。実際的な措置を検討する余地は残しつつ、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に関する法制度についての議論も継続することが重要であると強調する代表団もあった。
- ・複数の代表団が、国連総会の管理の下に、国連海洋法条約の枠組みの中で、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に関する議論を継続することに支持を表明した。CBD、FAO、世界知的所有権機関及び世界貿易機関など、関係協議機関で行われている作業を考

慮する必要性についても言及された。

結びの言葉として、両共同議長は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に関する法制度について現在進められている議論、及びいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋生物多様性に関する海洋の科学的調査の継続及び促進を妨げることなく、国連総会がいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の保全及び持続可能な利用に対応するための実際的な措置を含むいくつかの問題を非公式作業部会に付託することを示唆した。

国連総会は、海洋と海洋法に関する 2008 年の決議において、両共同議長の共同声明に注目し、総会に勧告を行うために作業部会の会合を 2010 年に開催することを決定した。総会は、この条約に従っていずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源に関する法制度についての議論にも注目し、各国に対し、非公式作業部会の委任事項に即し、この問題に関する一段の進展を目指してこの問題の検討を続けるよう要請した。また総会は、海洋生態系に対する科学的理解、その利用や応用の可能性の促進及び管理の強化を目的とした海洋遺伝資源に関する調査の重要性についても認識した。

5.2.3 国連海洋法条約締約国会合

締約国会合の権限については様々な意見があり、国連海洋法条約の実施に関連する多くの問題を含むより広範な権限を支持する国もあれば、行政上の問題に集中することを支持する国もある (SPLOS/184 第 118 項を参照のこと)。前者は、会合中、海洋遺伝資源に関する問題を含め、多くの問題について発言してきた。

第 17 回会合 (於ニューヨーク、2007 年 6 月 14 日～22 日) では、海洋環境の保護について、商業目的で利用される海洋遺伝資源を含め、一部の行き過ぎた海洋の科学的調査が深海の脆弱な生態系や資源に悪影響を及ぼしかねないことが指摘された。海洋遺伝資源に関しては、一部の代表団が遺伝資源に関する制度は国連海洋法条約に規律されると述べ、いずれの国の管轄にも属さない区域にある深海底の遺伝資源は人類の共有財産であるという考えを支持した。国連海洋法条約第 13 部 (海洋の科学的調査) の下で創設される制度に関しては、科学的な調査、研究及び開発と、海洋遺伝資源の利用の区別、すなわち海洋に関する基礎的な科学的調査と応用的な科学的調査の区別については、行為や方法にはっきりとわかる違いがないため、これまで一般的に認められた区別はなかったことが想起された。

2008 年 6 月 13 日から 20 日にニューヨークで開かれた第 18 回会合では、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に関する問題についての簡単な意見表明がなされた。ある代表団は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海底及びその下並びにその資源は人類の共有財産に当たり、科学目的か商業目的かを問わず、その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分が行われるべきであると述べた。ある代表団は、これらを管理するための新たな制度について議論を行う前に、現在ある

枠組みや手段を検討する必要があることを強調した。

6. ABS の国際的制度和国連海洋法条約の関係

この節では、両制度の関係、特に、両者間の重複やギャップに焦点を当て、考えられる法律上あるいは政策上の課題について明らかにする。

CBD と国連海洋法条約の一般的な関係は、国連海洋法条約の第 311 条と CBD の第 22 条に要約されている。第 311 条は、国連海洋法条約は、同条約と両立する他の協定の規定に基づく締約国の権利及び義務であって他の締約国が同条約に基づく権利を享受し又は義務を履行することに影響を及ぼさないものを変更するものではないと規定している。CBD 第 22 条は同様な文脈で、CBD の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでないと定めている。第 22 条はさらに、締約国は、海洋環境に関しては、海洋法に基づく国家の権利及び義務に適合するよう CBD を実施するとしている。全体として、これらの規定は両条約の実施における一貫性を規定している。

国連総会は、決議 60/30 をはじめ多くの決議の中で、国連海洋法条約の普遍的かつ統一的性格を強調し、また、国連海洋法条約は海洋で行われるすべての活動に適用される法的枠組みを定めており、その一貫性が維持される必要があることを再確認している。同様の文言は、いくつかの CBD 締約国会議決定にも表れている。決定 VII/5(海洋及び沿岸の生物多様性)において、締約国会議は各国に対し、次回の国連総会において国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の深海底の遺伝資源の保全及び持続可能な利用の問題について関心を高めるよう要請し、また国連総会に対し、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の深海底の遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する作業を中心となって進めるよう重ねて要請した。決定 VIII/22(国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の深海底の遺伝資源の保全及び持続可能な利用)では、締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない深海底の遺伝資源を保護するために、締約国をはじめ各国が個別に又は協力して用いることができる様々な方法(行動規範、ガイドラインや指針、海洋保護区など)が考えられることを承知していることを強調している。また締約国会議は、「特に国連の枠組みの中で、これらすべての方法とその他の方法を展開していく上で、さらなる作業」が必要であることも強調している。締約国会議はさらに、国連海洋法条約が「いずれの国の管轄にも属さない海洋区域における活動を規律する」ことを認識している。

ごく最近では、締約国会議は決定 IX/20(海洋及び沿岸の生物多様性)において、いずれの国の管轄にも属さない海洋区域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する問題を扱う上での国連総会の中心的な役割について改めて表明し、決議 60/30 を想起した。

CBD と国連海洋法条約の適用範囲は若干異なる。国連海洋法条約が海洋のすべての資源とそこで行われる活動に適用されるのに対して、CBD は締約国の管轄の下にある区域の生物多様性の構成

要素、及び締約国の管轄の下にある区域及びいずれの国の管轄にも属さない区域において、当該国の管轄又は管理の下で行われるすべての作用及び活動に適用される(CBD 第 4 条)。CBD 第 5 条は、その締約国に対し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、直接に又は権限のある国際機関を通じ、いずれの国の管轄にも属さない区域について他の締約国と協力することを求めている。

「遺伝資源」という用語の定義を示している CBD とは異なり、国連海洋法条約は「海洋遺伝資源」について特に言及していない。しかし、生物資源、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査、技術移転に関する規定など、海洋遺伝資源に関連のある国連海洋法条約の規定は多くある。

国連海洋法条約の下での生物資源へのアクセスや生物資源に対する権利に関する規定は、生物資源が国の管轄権の及ぶ区域の内側にあるか外にあるかなど、資源のある場所によって左右される。資源がいずれの国の管轄にも属さない区域にある場合には、公海に関する制度と深海底に関する制度の両方を考慮しなければならない。ABS の国際的制度が、国の管轄権の及ぶ区域の境界外の海洋に及ぶかどうかについて現在行われている議論を考慮すると、関係すると思われる国連海洋法条約の規定がいずれも検討対象となる。

6.1 国の管轄の下にある区域

国連海洋法条約においても CBD においても、沿岸国は自国の管轄の下にある天然資源に対して主権的権利を有し、当該資源の保全及び持続可能な利用に関する法令を定めることができる。国連海洋法条約第 56 条によると、沿岸国は、排他的経済水域において、海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源(生物資源であるか非生物資源であるかを問わない)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに上述の排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動に関する主権的権利を有する。これらの権利はすべての生物資源に適用され、各国はこれらの種を利用することができる一方で、これらを保存する義務も有する。第 61 条によると、沿岸国には自国の排他的経済水域における生物資源の過度の開発を防ぎ、過度に開発された種の資源量を最大持続生産量を実現することのできる水準に回復する義務がある。

しかし、大陸棚(領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から 200 海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から 200 海里の距離までのものをいう)に関しては、沿岸国が探査や開発を行う主権的権利が及ぶのは、鉱物資源及び定着性の種のみである。つまり、沿岸国が国連海洋法条約第 76 条に基づいて 200 海里を超える大陸棚を設定する場合には、当該沿岸国は自国の大陸棚のすべての定着性の種に対して主権的権利を有することになるが、上部水域のその他の種に対してはこのような権利は有しない。ここで注意すべきは、商業的な開発の大部分(すべてではないが)

は、定着性の種から得た遺伝資源に由来するものだという点である¹。

沿岸国が大陸棚を探索せず又はその天然資源を開発しない場合においても、他国は当該沿岸国の明示の同意なしにそのような活動を行うことができない(第 77 条)。その一方で沿岸国は、協定その他の取決めによって、自国の排他的経済水域における生物資源の余剰分を他国が漁獲することを認める義務がある(第 62 条)。

沿岸国は、自国の領海、排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査を規制し、許可し及び実施する権利を有する。調査を実施する国は、以下のような一定の条件に従う義務を負う。海洋の科学的調査は沿岸国の同意が得られた場合に限り実施すること、計画の性質及び目的に関して情報を提供すること、沿岸国が計画に参加し、計画から得られたすべてのデータ及び試料、並びに得られたデータの評価や解釈を利用できる権利、調査結果を国際的な利用に供することである。これらの規定は、CBD 第 15 条の規定を補完するものである。

国連海洋法条約は第 246 条において、海洋の科学的調査に関する簡易なアクセス規則を定めている。この条によると、沿岸国は、自国の管轄権の行使として、国連海洋法条約の関連する規定に従って排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査を規制し、実施し及び許可する権利を有する。通常の場合、沿岸国は、計画の開始予定日の少なくとも 6 ヶ月前に計画の実施者から計画案に関する情報の提供を受け、同意を与えることになっている。ただし、沿岸国は、一定の場合には、海洋の科学的調査の計画の実施について、自国の裁量により同意を与えないことができる。その一つは、計画が天然資源(生物であるか非生物であるかを問わない)の探索及び開発に直接影響を及ぼす場合である。

国連海洋法条約は金銭的な利益配分について規定していないが、海洋の科学的調査へのアクセスを沿岸国への非金銭的利益の提供と結びつけていることは確かである。沿岸国は、希望する場合には、沿岸国の科学者に対し報酬を支払うことなく、かつ、計画の費用の分担の義務を負うことなしに、海洋の科学的調査の計画に参加し又は代表を派遣する権利、特に、実行可能なときは、調査船その他の舟艇又は科学的調査のための施設への同乗の権利を有する。また調査の実施者は、沿岸国に調査の報告(調査の完了後は結果及び結論を含む)を提出する必要がある。沿岸国は、海洋の科学的調査の計画から得られたすべてのデータ及び試料、並びにその評価及び解釈を利用できる権利も有する。また、結果は国際的な利用に供する必要がある。

利益配分に関連するさらなる規定は、海洋技術の発展及び移転に関する第 14 部にもみることができる。第 268 条では、各国は、直接に又は権限のある国際機関を通じ、海洋技術に関する知識の取得、評価及び普及並びにこれらに関連する情報及びデータの利用を促進するとされている。

国連海洋法条約には慣習法や伝統的知識に関する規定は含まれていないが、伝統的な漁獲の権利

¹ Leary, D. Vierros, M., Hamon, G. Arico, S. and C. Monagle (2009) Marine genetic resources: A review of scientific and commercial interest. *Marine Policy*: Vol. 33, issue 2, Pages 183-194

を認める規定はある。

6.2 公海

公海に関する制度は国連海洋法条約の第 7 部に定められている。公海上では、各国は、漁獲を行う自由や海洋の科学的調査を行う自由をはじめ、一定の自由を享有する。すべての国及び権限のある国際機関は、排他的経済水域を越える水域における海洋の科学的調査を実施する権利を有する。公海の自由は、条約上の義務及び資源の保護のための措置を考慮して、また、他の国の利益に妥当な考慮を払って行使されなければならない。公海で行われる活動には、旗国の管轄権(船舶の旗国の法令)が適用され、海洋の環境を保護し保全する義務が課される²。

6.3 深海底

深海底には、国連海洋法条約第 11 部を実施する 1994 年の協定で修正された国連海洋法条約第 11 部に定める制度が適用される。深海底とは、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下をいう。深海底及びその資源は、人類の共有財産である。

深海底の制度は、「深海底の資源の探査及び開発の活動」に適用される。これらの資源は、「自然の状態で深海底の海底又はその下にある固体状、液体状又は気体状の鉱物資源(多金属性の団塊を含む)」であると定義されている。深海底における活動に関しては、当該活動により生ずる可能性のある有害な影響からの海洋環境の効果的な保護を確保するため、国連海洋法条約に基づいて措置が講じられなければならない³。

すべての国及び権限のある国際機関は、深海底における海洋の科学的調査は専ら平和的目的のため、かつ、人類全体の利益のために実施することを定めた国連海洋法条約第 11 部の規定に基づいて、深海底において海洋の科学的調査を実施する権利を有する。締約国は、調査及び分析の結果が利用可能な場合には、機構を通じ又は適当なときは他の国際的な経路を通じて当該結果を効果的に普及させることなどを通じて、深海底における海洋の科学的調査における国際協力を促進する。ただし国連海洋法条約では、海洋の科学的調査の定義や「探査」など「商業目的の活動」の定義について規定しておらず、また、この 2 種類の活動の区別には困難が生じ得ることに注意すべきである。

また国連海洋法条約は、深海底における海洋の科学的調査を行う締約国に対して、特に次のことを通じて国際協力を促進するよう求めている。開発途上国及び技術面における開発の程度が低い国の利益のため、これらの国の調査能力を強化すること、調査の技術及び実施に関し、これらの国及び機構の要員を訓練することを目的とした、国際海底機構その他の国際機関を通じた計画を策定すること、深海底における調査において、これらの国の資格を有する要員の雇用を促進すること、及び調査及び分析の結果が利用可能な場合には、機構を通じ又は適当なときは他の国際的な経路を通じて当該

² 国連海洋法条約第 12 部

³ 国連海洋法条約第 145 条

結果を効果的に普及させることである。

国連総会との関連での海洋遺伝資源に関する議論については、本稿の 5.2 に詳述した。いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源が人類の共有財産の一部であり、従って深海底に関する制度あるいは公海に関する制度の一部に当てはまるかどうかなど、こうした海洋遺伝資源に係る法制度については意見が分かれている。

7. ABS の国際的制度と国連海洋法条約の関係の扱い方

締約国会議決定 VII/19 は、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会が ABS の国際的制度に含めることを検討すべき「既存の文書及び取組みの関連する要素」の一つとして「国連海洋法条約」を挙げている。

決定 IX/12 附属書 I に現在含まれている ABS の国際的制度の適用範囲に関して、本稿に関連のある言及が 3 ヶ所ある。以下のように、第 1 案に 2 ヶ所、第 3 案に 1 ヶ所である。

1. 最初の言及は第 1 案の第 3 項で、「アクセスと利益配分に関する国際的制度は、…(e) [遺伝資源(いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源を含む)]には適用されない」とされている。
2. 2 番目は第 5 項で、「[アクセスと利益配分に関する国際的制度の策定を進め、交渉を行う上で、…(f) [いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源]に[特別な][十分な][配慮を]行う。]とされている。
3. 最後の言及は第 3 案の第 4 項で、「いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源に特別な配慮を行う。」とされている。

決定 IX/12 に含まれる本文は、国の管轄の下にある海洋遺伝資源について特に言及していない。決定 IX/12 の本文では、いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源の取扱いについて、以下の 3 つのアプローチが考えられるとしている。

1. いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源を ABS の国際的制度から除外する(上述の 1 番目の案)。
2. いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源を ABS の国際的制度に含める(上述の 2 番目の案の角括弧内に示された含意の一つ)。
3. いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源に「十分な」又は「特別の」配慮を行う(上述の 2 番目及び 3 番目の案)。

南極条約体制に対する考え方として第 5 節に示した意見の多くは、いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源の扱いに関する様々な考え方と直接関係する。基本的に、それぞれの案に

は賛否両論がある。各案の優劣は、ABS の国際的制度が正確にはどのような性質のものになるかに依存する。

海洋への ABS の国際的制度の適用は、CBD 第 4 条に定める適用範囲に従って、また海洋環境に関しては、CBD 第 22 条に規定されているように海洋法、そして特に、海洋におけるすべての活動に関する法制度としての国連海洋法条約に従って行う必要がある。

国の管轄の下にある区域における ABS の国際的制度の適用に関しては、CBD 第 4 条(a)に従い、国連海洋法条約の下で様々な管轄区域での該当する活動に対して定められる制度に従って行う必要がある。

いずれの国の管轄にも属さない区域に関しては、CBD 第 4 条(b)及び第 5 条に従い、ABS の国際的制度の管轄権適用についての決定に際しては、いずれの国の管轄にも属さない海洋遺伝資源に関する問題についての議論が国連総会との関連で進められていることを考慮すべきである。

(10) 中国特許法における遺伝資源に関する ABS 規制*

2008年12月27日、中国において専利法¹（以下、「特許法」という。）の第三次改正が行われた。本改正では多くの重要な改正が行われたが、生物多様性条約（Convention on Biological Diversity : CBD）（以下、「CBD」という。）に係る遺伝資源へのアクセス及び利益配分（Access and Benefit-Sharing : ABS）（以下、「ABS」という。）に関しても、遺伝資源に係る出所開示義務の導入等、今後日本企業等が留意すべき規定が盛り込まれた²。また、同改正特許法は2009年10月1日に施行され、それに伴い特許法実施細則及び審査指南（審査基準）の改正作業も進められてきたが、改正特許法の規定を受けて、これらの中にも遺伝資源に係る規定が追加された。そこで本稿では、特許法、特許法実施細則及び審査指南の規定を参照しつつ、中国特許法における遺伝資源に関する ABS 規制について概説する。

1. 特許法、特許法実施細則及び審査指南の改正について

中国初の特許法は1985年に制定され、これまで1992年と2000年の二度、改正が行われていた。その後、2005年1月に国家知識産権局が第三次特許法改正に着手、改正草案を起草し、国務院及び全国人民代表大会常務委員会等における審議、修正等を経て、2008年12月27日に第11回全国人民代表大会常務委員会第6回会議で「『中華人民共和国特許法』の改正に関する決定³」が可決され、2009年10月1日より改正特許法が施行された。

一方、この第三次特許法改正と並行して、特許法実施細則及び審査指南の改正作業も進められてきた。特許法実施細則は特許法の内容を具体化する行政法規であり、1985年に中国最初の特許法とともに制定・施行された。その後、1992年及び2000年の特許法改正に対応して特許法実施細則も改正され、改正特許法の施行日同日に実施細則も施行されてきた。今回の第三次特許法改正においても、改正特許法の速やかな実施確保のために、国家知識産権局は2007

* 筆者：田上麻衣子（東海大学 法学部 法律学科 准教授）

¹ 「専利法」は、正確には日本における特許法、実用新案法及び意匠法に相当するが、本稿では「専利法＝特許法」、「専利権＝特許権」と表記する。

² 遺伝資源及び伝統的知識に関する中国の状況については、拙稿「中国における遺伝資源及び伝統的知識に係る ABS 規制の現状」財団法人バイオインダストリー協会『20年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書』（2009年）376-390頁及び拙稿「遺伝資源及び伝統的知識に関する中国の動向」バイオサイエンスとインダストリー第67巻第7号（2009年）358-363頁で概説している。その他、第三次特許法改正全体については、黒瀬雅志「中国『国家知的財産権戦略綱要』の理念と第三次特許法改正」特許研究 No. 253（2009年）26-40頁；李明徳・白洲一新「中国『国家知的財産権戦略綱要』の概要と今後の課題」特許研究 No. 47（2009年）7-16頁；閻文軍・白洲一新「中国特許法改正及び特許保護における検討課題」特許研究 No. 47（2009年）17-26頁；鞠文軍・王継文「中国専利法第3次改正のポイントと実務への影響」発明第106巻第11号（2009年）50-53頁；韓登營・森智香子「中国専利法（特許法）第3次改正（前編）発明特許に関する改正の要点」知財管理第59巻第8号（2009年）1049-1052頁；同「中国専利法（特許法）第3次改正（後編）発明特許に関する改正の要点」知財管理第59巻第10号（2009年）1361-1364頁；謝卓峰「中国専利法第三次改正の紹介」パテント第62巻第10号（2009年）80-84頁；西村峯裕・周哲「中華人民共和国改正専利法」産大法学第43巻第1号（2009年）75-93頁等で紹介されている。

³ 「全国人民代表大会常務委員会关于修改《中华人民共和国专利法》的决定」（2008年12月27日中華人民共和国主席令第8号公布、2009年10月1日施行）

年 3 月に特許法実施細則の改正作業に着手した⁴。国家知識産権局は課題研究の実施等を経て「特許法実施条例⁵」改定草案（中华人民共和国专利法实施条例修订草案（送审稿））を作成、同草案を 2009 年 2 月 27 日に国务院に提出、審議に付した。国务院法制弁公室は、関連する各部門、各省、自治区、直轄市の人民政府、地方裁判所、企業及び事業団体、専門家及び学者、特許代理機構、業界協会等の意見を聴取するとともに、パブリック・コメントや現地調査等を実施して検討を重ね、最終草案を策定した。2009 年 12 月 30 日の国务院第 95 回常務会議において「『中華人民共和国特許法実施細則』の改定に関する決定」が議決され、改正特許法施行に遅れること 4 か月、2010 年 2 月 1 日より施行された⁶。今回の特許法実施細則の改正は全面的な改定であり、9 条文の新規追加、5 条文の削除、47 条文の修正が行われた。

一方、特許法実施細則の第 122 条には、「国务院特許行政部門が特許法及び特許法実施細則に基づき特許審査指南を作成する」と規定されている。この審査指南が我が国の審査基準に相当するものであり、国家知識産権局が作成している。今般の改正特許法の施行に伴って審査指南の改正も進められ、「特許審査指南（2010）」が 2010 年 1 月 21 日に公布され、同年 2 月 1 日に施行された⁷。

2. 特許法等における遺伝資源に係る規定

第三次改正前の特許法等には、遺伝資源に係る規定は存在していなかった。しかし、中国は自身を遺伝資源大国として認識して資源の管理に関心を示しており、自国の遺伝資源を利用して行われる技術開発や特許出願を規制することを目的として⁸、今次の改正で二つの重要な規定を特許法に追加した。以下、それぞれの規定について、特許法、特許法実施細則等の関連規定を参照しながら、その内容について検討する。

⁴ 「关于《中华人民共和国专利法实施细则》的修改」（2010 年）

（http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/tfs/lfyj/zlfyj/201002/t20100204_489582.html）（最終訪問日：2010 年 2 月 10 日）

⁵ 中国では、法律は全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会により、また行政法規は国务院によりそれぞれ制定される。「行政法規制定手續条例」の規定によると、国务院が制定する行政法規の名称は、通常、「条例（条例）」、「規定（規定）」、「弁法（办法）（＝規則）」等とされる（「行政法規制定程序条例」（2001 年 11 月 16 日中華人民共和国国务院令第 321 号公布、2002 年 1 月 1 日施行））。知財関連では、商標法や著作権法の実施細則が既に「実施条例」に改名されており（中华人民共和国著作权法实施条例（2002 年 8 月 2 日中華人民共和国国务院令第 359 号公布、2002 年 9 月 15 日施行）；中华人民共和国商标法实施条例（2002 年 8 月 3 日中華人民共和国国务院令第 358 号公布、2002 年 9 月 15 日施行））、特許法実施細則についても、今回の改正に際し名称変更が予定されていた（国家知識産権局が国务院法制弁の意見を求めた上で、名称を「中華人民共和国特許法実施条例」に変更するよう意見を提出していた。）。提出された改正草案の名称も「条例」となっていたが、最終的に名称は「実施細則」のままとなった。（国家知识产权局「关于《中华人民共和国专利法实施条例修订草案（征求意见稿）》的说明」（国知发法函字〔2008〕359 号）（2008 年 11 月 4 日）

（<http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/tz/gz/200811/P020081120532132239331.pdf>）（最終訪問日：2010 年 2 月 10 日）

⁶ 「国务院关于修改〈中华人民共和国专利法实施细则〉的决定」（2010 年 1 月 9 日中華人民共和国国务院令第 569 号公布、2010 年 2 月 1 日施行）

⁷ 「专利审查指南（2010）」（2010 年 1 月 21 日国家知識産権局令第 55 号公布、2010 年 2 月 1 日施行）

（<http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zlsqzn/sczn2010.pdf>）（最終訪問日：2010 年 2 月 10 日）

⁸ 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会「专利法修正案草案全文及说明」

（http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/zlfxzaca/2008-08/29/content_1448023.htm）（最終訪問日：2010 年 2 月 10 日）

(1) 関連法を遵守した遺伝資源の取得及び利用の確保

特許法に第5条第2項が追加され、遺伝資源に依存して発明創造⁹を完成させた場合について、当該遺伝資源の取得及び利用が関連法規に反していないことが特許要件の一つに加えられた。

<特許法>

原文	仮訳
<p><第五条> 对违反法律、社会公德或者妨害公共利益的发明创造，不授予专利权。</p> <p><u>对违反法律、行政法规的规定获取或者利用遗传资源，并依赖该遗传资源完成的发明创造，不授予专利权。</u></p>	<p><第五条> 法律、公序良俗に反する、又は公共の利益を害する発明創造に対しては、特許権を付与しない。</p> <p><u>法律、行政法规の規定に反して遺伝資源を取得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成させた発明創造に対しては、特許権を付与しない。</u></p>

(下線筆者)

この第5条第2項が追加された理由について、国家知識産権局は、特許法改正過程の「中華人民共和国特許法第三次改正の意見募集稿に関する説明¹⁰」(以下、「意見募集稿説明」という。)において、「特許制度と遺伝資源保護制度との整合と連結を図り、特許権の付与がCBDの目標実現への一助となることを確保するため、特許制度の中に、中国における遺伝資源管理に係る法律法規に反して完成させた発明創造の特許権取得を防ぐメカニズムを設けることを提案する。・・・(中略)・・・こうした発明創造自体は特許権付与のその他の条件を充足するかもしれないが、もしその完成が依存した遺伝資源の取得又は利用に係る関連法規に違反し、CBDの情報に基づく同意及び利益配分の要求に適合しないものであれば、特許保護を受けられるべきではない。」と説明している。

通常特許制度の下では、発明創造自体が特許要件を満たしているか否かが問題となり、その発明創造を行う際の素材等の入手方法や利用方法の違法性が問題とされることはない。発明過程での行為が特許法以外の法に抵触する場合には、当該法により制裁等が加えられるに留まり、その行為の存在によって発明創造の特許性が否定されることはない。特許法の関心事項は、あくまで完成された発明創造が、新規性、進歩性等の特許要件を満たしているか否かなのである。したがって、本規定は特許制度自体の要請から追加された規定ではなく、上記説明にもあり正にCBDという特許法以外の法規の実施を担保することを目的として導入された規定である。

⁹ 「発明創造」とは、発明、実用新案及び意匠を指す(中国特許法第2条)。

¹⁰ 国家知识产权局「关于征求对《中华人民共和国专利法修订草案》(征求意见稿)意见的通知」

(http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/tz/gz/200804/t20080402_364788.html) (2006年7月31日)(最終訪問日:2010年2月10日)

このような趣旨で導入された第5条第2項であるが、本規定を理解する上で問題となるのが、①本規定の対象となる遺伝資源の範囲、②遺伝資源と完成させた発明創造との関係、③遺伝資源の取得及び利用に関連する「法律、行政法規の規定」の範囲である。

①及び②の点に関しては、特許法実施細則は次のように規定している。

<特許法実施細則>

原文	仮訳
<p><第二十六条第一款> <u>专利法所称遗传资源,是指取自人体、动物、植物或者微生物等含有遗传功能单位并具有实际或者潜在价值的材料;专利法所称依赖遗传资源完成的发明创造,是指利用了遗传资源的遗传功能完成的发明创造。</u></p>	<p><第二十六条第1項> <u>特許法でいう遺伝資源とは、人体、動物、植物又は微生物に由来し、遺伝の機能的な単位を有し、かつ現実の又は潜在的な価値を有する素材をいう。特許法でいう遺伝資源に依存して完成させた発明創造とは、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成させた発明創造をいう。</u></p>

(下線筆者)

①対象となる遺伝資源の範囲について、CBD では、「遺伝資源」は、「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。」と定義されており (CBD 第2条)、さらに「遺伝素材」は、「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。」と定義されている (同条)。特許法実施細則に関する説明では、特許法実施細則の「遺伝資源」に係る定義は CBD に基づいて規定されていると述べられており¹¹、概ね規定内容は一致しているものの、第26条第1項が定める「遺伝資源」の定義には、CBD では対象外とすることが合意されているヒトの遺伝資源が含まれている点に注意が必要である。

次に、②遺伝資源と完成させた発明創造との関係に関し、上記特許法改正に係る意見募集稿説明では、「発明創造の完成が遺伝資源の取得及び利用に依存する」場合について、①発明創造の形成過程がある遺伝資源の取得及び利用に依存するが、完成された発明創造の実施には当該遺伝資源の利用が必要とされない場合、②発明創造の実施にある遺伝資源が不可欠である場合が含まれるとされていたが、特許法実施細則第26条第1項では、発明創造の完成が遺伝資源に依存するとは、発明創造の完成に遺伝資源の機能を利用していることを指すと規定されている。この遺伝資源と発明創造との関係について、国家知識産権局の尹新天氏は、例を用いて次のように説明している。

「植物、動物、微生物等を含む生物資源に関連する発明創造の範囲は非常に幅広い。例えば、我々は調理方法で野菜を使用するが、この野菜も生物資源である。当該調理方法は生物資源である野菜の遺伝機能とは全く関連がない。したがって、食品の調理方法等の発明

¹¹ 国家知识产权局「資料：关于《中华人民共和国专利法实施细则》的修改」（2010年）
http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/tfs/lfyj/zlfyj/201002/t20100204_489582.html (最終訪問日: 2010年2月10日)

創造は、『特許法』に規定された遺伝資源に依存して完成させた発明にはならない¹²。」

このように、遺伝資源を利用した発明全てが対象となるわけではなく、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成させた発明創造のみが対象となる点に留意が必要である。

他方、③関連する「法律、行政法規の規定」の範囲については、審査基準(2010)において、遺伝資源の取得又は利用に関する中国の関連法、関連する行政管理部門の事前の認可又は関連する権利者の事前の許可を定めた行政法規の規定を指すとされている。そして、例として「中華人民共和国牧畜法¹³」及び「中華人民共和国家畜猛禽類の遺伝資源の輸出入及び対外共同研究利用に関する審査規則¹⁴」の規定が挙げられている¹⁵。中国では「中華人民共和国牧畜法」に基づき家畜猛禽類遺伝資源名鑑が作成されており、この名鑑に掲載された家畜猛禽類遺伝資源の輸出入や外国機関等の共同研究における利用に際しては、牧畜法の規定を遵守し、審査規則の規定に従って、審査許可手続をとらなければならない。現在中国には統一的な ABS 法はないが、牧畜法等、様々な法律等の規制が複雑に絡んでいるため、それら法律等の規定を確認し、遵守する必要がある。また、現在中国は ABS 法として生物遺伝資源管理条例の起草を進めており、同条例の起草状況には注意が必要である。なお、上述したとおり、中国特許法にいう「遺伝資源」にはヒトの遺伝資源が含まれているが、ヒト遺伝資源に関しては、既に「ヒト遺伝資源の管理に関する暫定規則¹⁶」が制定されているため注意が必要である。

第5条第2項の規定内容については以上のとおりであるが、もう一つ問題となるのが本規定に該当する場合の効果である。この点、特許法実施細則によると、本規定に該当する場合には、初歩的審査(予備審査)及び実質審査(実体審査)における拒絶理由になるとともに、権利付与後の特許権無効宣告申請の理由にもなるとされている。ただし、国家知識産権局は起草過程において、「特許制度はただ遺伝資源保護制度の一環に過ぎず、遺伝資源の取得及び利用が関連法規に適合しているか否かの判断は専門的な認定プロセスによるものであり、国家知識産権局によって特許審査プロセスで認定されるものではない。換言すれば、改正案によって確立したいメカニズムとは、行政処置又は司法訴訟により、遺伝資源の取得及び利用の違法性が認定された場合について、国家知識産権局が特許出願の拒絶又は特許権無効の宣告を決定することができるというものである¹⁷。」と述べており、国家知識産権局が遺伝資源に係る取得及び利用に係る判断を行う予定はないと説明している。

以下、特許実施細則の関連規定を挙げる。

¹² 国家知识产权局「专利法实施细则修改新闻发布会召开」(2010年2月4日)

(http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/tfs/dttx/jndt/201002/t20100204_489581.html) (最終訪問日:2010年2月10日)

¹³ 中华人民共和国畜牧法(2005年12月29日中華人民共和國主席令第45号公布、2006年7月1日施行)

¹⁴ 中华人民共和国畜禽遗传资源进出境和对外合作研究利用审批办法(2008年9月8日中華人民共和國國務院第533号公布、2008年10月1日施行)

¹⁵ 专利审查指南·前揭注(7)第二部分第一章(122頁)

¹⁶ 人类遗传资源管理暂行办法(1998年6月1日科学技术部、衛生部公布·施行)

¹⁷ 国家知识产权局「关于征求对《中华人民共和国专利法修订草案》(征求意见稿)意见的通知」·前揭注(10)

<特許法実施細則>

原文	仮訳
<p><第十条> 专利法第五条所称违反法律的发明创造，不包括仅其实施为法律所禁止的发明创造。</p>	<p><第十条> 特許法第五条にいう国の法律に反する発明創造には、その実施のみが法律によって禁止されている発明創造は含まない。</p>
<p><第四十四条> 专利法第三十四条和第四十条所称<u>初步审查</u>，是指审查专利申请是否具备<u>专利法第二十六条</u>或者第二十七条规定的文件和其他必要的文件，这些文件是否符合规定的格式，并审查下列各项：</p> <p>(一) 发明专利申请是否明显属于<u>专利法第五条</u>、第二十五条规定的情形，是否不符合专利法第十八条、第十九条第一款、第二十条第一款或者本细则第十六条、第二十六条第二款的规定，是否明显不符合专利法第二条第二款、<u>第二十六条第五款</u>、第三十一条第一款、第三十三条或者本细则第十七条至第二十一条的规定；（以下略）</p>	<p><第四十四条> 特許法第三十四条及び第四十条にいう<u>予備審査</u>とは、<u>特許出願が特許法第二十六条</u>又は第二十七条に規定する書類及びその他の必要な書類を備えているか否か及びこれらの書類が所定の書式に合致しているか否かを審査することであり、これには次に掲げる事項の審査を含む。</p> <p>(1) 発明特許出願が<u>特許法第五条</u>若しくは第二十五条所定の状況に明らかに該当するか否か、特許法第十八条、第十九条第1項若しくは第二十条第1項若しくは本細則第十六条若しくは第二十六条第2項の規定に合致していないか否か、又は特許法第二条第2項、<u>第二十六条第5項</u>、第三十一条第1項、第三十三条若しくは本細則第十七条乃至第二十一条の規定に明らかに合致していないか否か。（以下略）</p>
<p><第五十三条> 依照专利法第三十八条的规定，<u>发明专利申请经实质审查应当予以驳回的情形</u>是指：</p> <p>(一) 申请属于<u>专利法第五条</u>、第二十五条规定的情形，或者依照专利法第九条规定不能取得专利权的；</p> <p>(二) 申请不符合专利法第二条第二款、第二十条第一款、第二十二条、<u>第二十六条</u>第三款、第四款、<u>第五款</u>、第三十一条第一款或者本细则第二十条第二款规定的；（以下略）</p>	<p><第五十三条> 特許法第三十八条の規定に基づき、<u>発明特許出願を实体審査を経て拒絶しなければならない状況</u>とは、以下の場合をいう。</p> <p>(1) 出願が<u>特許法第五条</u>若しくは第二十五条所定の状況に該当する場合又は特許法第九条の規定によって特許権を取得することができない場合</p> <p>(2) 出願が特許法第二条第2項、第二十条第1項、第二十二条、<u>第二十六条</u>第3項、第4項、<u>第5項</u>、第三十一条第1項又は本細則第二十条第2項の規定に合致しない場合（以下略）</p>
<p><第六十五条> 依照专利法第四十五条的规定，请求宣告专利权无效或者部分无效的，应当向专利复审委员会提交专利权无效宣告请求书和必要的证据一式两份。无效宣告请求书应当结合提交的所有证据，具体说明无效宣告请求的理由，并指明每项理由</p>	<p><第六十五条> 特許法第四十五条の規定に基づき、特許権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合は、特許複審委員会に特許権無効宣告請求書及び必要な証拠一式二部を提出しなければならない。無効宣告請求書は提出する全ての証拠を合わせ、</p>

<p>所依据的证据。</p> <p>前款所称<u>无效宣告请求的理由</u>，是指被授予专利的发明创造不符合专利法第二条、第二十条第一款、第二十二条、第二十三条、第二十六条第三款、第四款、第二十七条第二款、第三十三条或者本细则第二十条第二款、第四十三条第一款的规定，或者属于<u>专利法第五条</u>、第二十五条的规定，或者依照专利法第九条规定不能取得专利权。（以下略）</p>	<p>無効宣告請求の理由を具体的に説明し、かつ各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。</p> <p>前項にいう<u>無効宣告請求の理由</u>とは、特許を付与された発明創造が特許法第二条、第二十条第1項、第二十二条、第二十三条、第二十六条第3項、第4項、第二十七条第2項若しくは第三十三条若しくは本細則第二十条第2項若しくは第四十三条第1項の規定に合致しない場合、<u>特許法第五条</u>若しくは第二十五条の規定に該当する場合、又は特許法第九条の規定に基づき特許権を取得することができない場合を指す。（以下略）</p>
---	---

(下線筆者)

(2) 遺伝資源の出所の開示義務

特許法に第26条第5項が追加され、遺伝資源に依存して完成させた発明創造の場合、特許出願の際に当該遺伝資源の出所（直接的由来及び原始的由来）を開示することが義務化された。

<特許法>

原文	仮訳
<p><第二十六条第五款> <u>依赖遗传资源完成的发明创造，申请人应当在专利申请文件中说明该遗传资源的直接来源和原始来源；申请人无法说明原始来源的，应当陈述理由。</u></p>	<p><第二十六条第5項> <u>遺伝資源に依存して完成させた発明創造の場合、出願人は特許出願文書において当該遺伝資源の直接的由来及び原始的由来を説明しなければならない。原始的由来を説明できない場合、出願人はその理由を述べなければならない。</u></p>

(下線筆者)

<特許法実施細則>

原文	仮訳
<p><第二十六条第二款> <u>就依赖遗传资源完成的发明创造申请专利的, 申请人应当在请求书中予以说明, 并填写国务院专利行政部门制定的表格。</u></p>	<p><第二十六条第2項> <u>遺伝資源に依存して完成させた発明創造について特許出願をする場合、出願人は願書においてその旨を説明し、かつ国務院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。</u></p>
<p><第一百零九条> <u>国际申请涉及的发明创造依赖遗传资源完成的, 申请人应当在国际申请进入中国国家阶段的书面声明中予以说明, 并填写国务院专利行政部门制定的表格。</u></p>	<p><第百九条> <u>國際出願に係る発明創造が遺伝資源に依存して完成された場合、出願人は当該國際出願の中国国内移行段階の書面声明においてその旨を説明し、かつ国務院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。</u></p>

(下線筆者)

特許法第 26 条第 5 項の導入の理由に関し、国家知識産権局は、「CBD 三原則の実行を促進するため、特許制度自体が保障メカニズムを提供しなければならない。知的財産権制度と遺伝資源保護との間には多岐にわたる関係が存在するが、目下主として国際的に注目を集めているのは、特許制度において遺伝資源の由来の開示を要求することである。発明創造が遺伝資源の取得及び利用に依存して完成される場合に、出願人に特許出願文書において遺伝資源の由来を明記することを要求することは、遺伝資源の取得及び利用が CBD 所定の情報に基づく同意及び利益配分の原則に適合することに関する国家管轄機関の了解と判断に役立つ。」と説明している¹⁸。

第 26 条第 2 項の適用に際し問題となるのは、開示すべき由来（出所）の範囲である。遺伝資源の取得については、自ら遺伝資源の生息地に出向いて採取する場合もあれば、委託採取、購入又は分譲等、他者の手を介して入手する場合もある。中国改正特許法にいう遺伝資源の「直接的由来」とは、当該遺伝資源の直接（直近）の入手元のことであるから、通常は説明が可能であり、「不知」等の記載は許されない。一方で、「原始的由来」とは、遺伝資源が元々繁殖・栽培等されている場所、すなわち生息地等のことであり、遺伝資源が移転等を経て入手された場合には、最終取得者（利用者）が正確な「原始的由来」を把握していない（把握できない）場合もありうる。そこで、特許法第 26 条第 5 項は出願人に対し、原始的由来を明らかにできない場合にその理由を説明するよう求めているが、この理由が説明できれば「原始的由来」を正確に記載できなくても良いことになる。

具体的にどのような形式で出所を記載するのかという点について、審査指南 2010 によると国家知識産権局が策定する「遺伝資源由来開示登録表（遗传资源来源披露登记表）」を用いて、

¹⁸ 同上。

当該遺伝資源の直接的由来及び原始的由来を説明することとされている。「遺伝資源由来開示登録表」については、本稿の最後に参考資料として掲載しているが、発明の名称、出願番号、出願人、出願日、遺伝資源の名称、遺伝資源の取得経緯（遺伝資源の種類・取得方法）とともに、直接的由来及び原始的由来を記載する欄がある。直接的由来については、非採集方式と採集方式の二種類があり、非採集方式の場合には提供者の情報を、採集方式の場合には採集に関する情報（採集地（国家、省（市））や採集者名等）を記載する。一方、原始的由来に関しては、採集者氏名、採集者の連絡先、取得時期、取得場所（国家、省（市））を記載することになっており、原始的由来を記載できない場合は、その理由を記載する欄も用意されている。遺伝資源の利用に際しては、今後これら情報を適切に管理しておくことが求められる。

また、特許法第5条第2項と同じく問題となるのが本規定に反する場合の効果である。この点について、特許法実施細則によると、本規定に反する場合には、初歩的審査（予備審査）及び実質審査（実体審査）における拒絶理由となるものの、権利付与後の特許権無効宣告申請の理由にはならないとされており、第5条第2項に該当する場合とは異なる扱いとなっている（上記特許法実施細則条文第44条、第53条及び第65条参照）。条文の規定どおりに理解すると、遺伝資源の出所開示義務に関しては、出所の開示状況が審査段階で問題にならず特許が付与されれば、その開示が不十分であったとしても事後的に当該特許が無効になることはない（つまり拒絶理由にはなるが、無効理由にはならない）ことになる¹⁹。

3. 経過措置

上述したとおり、今回の特許法改正により、遺伝資源に関連した発明創造については他の発明創造とは異なる取扱いがなされることになった。非常に大きな改正であるため、当該改正法の適用範囲が問題となる。そこで、以下では改正特許法等の経過措置について説明する。

(1) 特許法経過措置

2009年10月1日の改正特許法の施行を受け、国家知的産権局は改正法の施行に伴う法律問題の適用等に関する経過措置を定めた「改正後特許法の施行に係る過渡規則²⁰」を策定した。同規則は2009年9月29日に公布され、同年10月1日より施行された。

同規則によると、改正特許法の規定は、出願日²¹が2009年10月1日以降（10月1日を含

¹⁹ この点について、国家知識産権局も、出願人が関連する遺伝資源の出所公開を行っておらず、国家知識産権局の予備審査及び実体審査の段階でこの問題が発見されなかった場合、権利付与後は出願人が「出所の公開」を行っていないことを理由に特許権無効の宣告請求を行うことはできないと説明している（国家知识产权局「关于《中华人民共和国专利法实施条例修订草案（征求意见稿）》的说明・前掲注（5））。ただし、これまで途上国等で策定された遺伝資源に関するABS国内法では、多くの場合、遺伝資源の出所開示の義務が課せられている。もしも中国が現在起草を進めている生物遺伝資源管理条例等の中で特許出願時の遺伝資源の出所開示義務が規定された場合、遺伝資源の出所開示が不十分であれば当該関連法に反することになり、特許法第5条第2項に該当して無効理由になると解釈することも理論的には可能であるため注意が必要である。

²⁰ 「施行修改后的专利法的过渡办法」（2009年9月29日国家知識産権局令第53号公布、2009年10月1日施行）

²¹ ここでいう「出願日」の意味については、特許法実施細則の関連規定に基づいて理解するものとされている。

む。)の特許出願及び同特許出願によって付与された特許権にのみ適用され、出願日が2009年10月1日以前(10月1日は含まない。)の特許出願及び同特許出願によって付与された特許権については旧特許法の規定が適用される(同規則第2条)(下線筆者。以下同じ)。「中華人民共和國立法法²²⁾」第84条は法の不遡及原則を規定しており、本規則も同立法法の規定を受けて不遡及を定めている。

また、国家知識産権局は、2009年9月29日、「改正特許法施行関連事項の通知²³⁾」を公表した。同通知は、改正特許法の施行に際し、2009年10月1日以降(10月1日を含む。)の特許出願又はその他の特許事務に関連する事項について明確にすることを目的として出されたもので、6の条文からなる。

遺伝資源に関連する事項としては、出願人が遺伝資源に依存して完成させた発明創造について特許出願をする場合、国家知識産権局が制定する「遺伝資源由来開示登録表」において、当該遺伝資源の直接的由来及び原始的由来を説明しなければならず、原始的由来を説明できない場合はその理由を述べなければならないと規定されている(同通知第3条)。

この他、同通知第1条、第2条及び第3条の内容に係る新規出願及び出願日以降に提出された特許権評価報告請求書、外国特許出願秘密保持審査請求書及び遺伝資源由来開示登録表について、出願人は国家知識産権局特許局受理処に対し、直接書面にて提出又は送付しなければならず、各特許代弁処及び国家知識産権局電子出願システムは、前記特許出願及び特許資料を暫時受理しない旨が規定されている(同通知第6条)。

(2) 特許法実施細則経過措置

改正特許法実施細則の施行に際し、国家知識産権局は「改正特許法実施細則の施行に係る過渡規則²⁴⁾」を策定した。同規則は2010年1月21日に公布され、同年2月1日より施行された。

同規則によると、改正特許法実施細則の規定は、出願日が2010年2月1日以降(2月1日を含む。)の特許出願及び当該特許出願によって付与された特許権にのみ適用され、出願日が2010年2月1日以前(2月1日は含まない。)の特許出願及び当該特許出願によって付与された特許権については、旧細則の規定が適用される(ただし、別の規定がある場合を除く。)(同実施細則第2条)。したがって、特許法実施細則についても、特許法と同じく不遡及となっている。また、国際特許出願については、国際特許出願の出願人が2010年2月1日以降に中国国内移行の手続を行う場合、当該国際特許出願には、改正特許法実施細則第10章の規定が適用されると規定されている(同実施細則第5条)。

²²⁾ 「中華人民共和國立法法」(2000年3月15日中華人民共和國主席令第31号公布、2000年7月1日施行)

²³⁾ 国家知識産権局特許局「关于施行修改后专利法有关事项的通知」(2009年9月29日)

(http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/tz/gz/200909/t20090929_477004.html) (最終訪問日: 2010年2月10日)

²⁴⁾ 「施行修改后的专利法实施细则的过渡办法」(2010年1月21日国家知識産権局令第54号公布、2010年2月1日施行)

まとめ

本年度は改正特許法が施行され、特許法実施細則及び審査指南の対応も完了した。これにより、中国特許法の中に遺伝資源に係る ABS 規制が導入され、中国の遺伝資源の取得及び利用を行う場合には、中国における ABS 関連法規の遵守と特許出願時の出所開示が必須となった。今回の特許法改正で導入されたこれらの制度は、現在起草が進められている生物遺伝資源管理条例の制定をもって一応の完成をみることになるが、特許制度外の法規制が特許制度に影響を与えるという新たな枠組みの下、知的財産法以外の法規の内容や改正状況等を把握しつつ遺伝資源等の管理・利用を行うことは、企業等にとって大きな負担となる。ABS 関連法規の内容及び出所開示の範囲やそれらの判断基準等についてはまだ不透明なところも多く、今後、制度の運用状況を注視していく必要がある。

遗传资源来源披露登记表

请按照“注意事项”正确填写本表各栏		第②和第④栏未确定的由专利局填写	
①发明名称		②申请号	
③申请人		④申请日	
⑤遗传资源名称			
⑥遗传资源的获取途径 I 遗传资源取自： <input type="checkbox"/> 动物 <input type="checkbox"/> 植物 <input type="checkbox"/> 微生物 <input type="checkbox"/> 人 II 获取方式： <input type="checkbox"/> 购买 <input type="checkbox"/> 赠送或交换 <input type="checkbox"/> 保藏机构 <input type="checkbox"/> 种子库（种质库） <input type="checkbox"/> 基因文库 <input type="checkbox"/> 自行采集 <input type="checkbox"/> 委托采集 <input type="checkbox"/> 其他			
⑦ 直 接 来 源	⑧获取时间		____年____月
	非 采 集 方 式	⑨提供者名称（姓名）	
		⑩提供者所处国家或地区	
		⑪提供者联系方式	
	采 集 方 式	⑫采集地（国家、省（市））	
		⑬采集者名称（姓名）	
⑭采集者联系方式			
⑮原始来源	⑯采集者名称（姓名）		
	⑰采集者联系方式		
	⑱获取时间		____年____月
	⑲获取地点（国家、省（市））		
⑳无法说明遗传资源原始来源的理由			
㉑全体申请人或专利代理机构签字或者盖章		㉒专利局处理意见	
年 月 日		年 月 日	